

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 08 <u>R15</u>
提出年月日	令和 4 年 9 月 <u>15</u> 日

## 設工認に係る補足説明資料

### 第 1 回申請の申請書の構成

(前回資料からの主な変更点)

- 前回 (R14) までの資料で「追而」としていた、再処理に関連する添付-1, 2, 5, 6 の追加。
- 再処理施設の第 1 回申請に係る仕様表記載項目の本文 (3.3.4 ~ 3.3.6) の追記。
- 再処理施設の第 1 回申請に係る仕様表記載例 (添付-14~16) 及び仕様表記載項目の考え方 (添付-17~19) の追記。
- 別紙 2, 3, 7, 9 について、再処理施設に係る記載の修正及び追記。

## 目 次

1. 概要 .....	1
2. 第1回申請の申請書の構成等 .....	1
2. 1 再処理施設 .....	1
2. 2 MOX燃料加工施設 .....	10
3. 仕様表記載項目 .....	18
3. 1 仕様表記載項目の基本的な整理の流れ .....	18
3. 2 基本設計方針を踏まえた仕様表記載項目の整理の考え方 .....	18
3. 3 第1回設工認申請の仕様表記載項目 .....	20
3. 3. 1 建屋 .....	20
3. 3. 2 遮蔽設備 .....	21
3. 3. 3 火災区域構造物及び火災区画構造物 .....	22
3. 3. 4 飛来物防護設備 .....	22
3. 3. 5 熱交換器 .....	24
3. 3. 6 配管 .....	25
4. 目次等の申請書として明確にすべき事項 .....	26

添付－1 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理(再処理施設)

添付－2 技術基準規則各条文と関連書類との整理(再処理施設)

添付－3 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理(MOX燃料加工施設)

添付－4 技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

添付－5 第1回設工認申請書の本文構成(再処理施設)

添付－6 第1回設工認申請書の添付書類構成(再処理施設)

添付－7 第1回設工認申請書の本文構成(MOX燃料加工施設)

添付－8 第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付－9 建屋の仕様表記載例(燃料加工建屋)

添付－10 遮蔽設備の仕様表記載例(建屋遮蔽)

添付－11 遮蔽設備の仕様表記載例(遮蔽扉)

添付－12 遮蔽設備の仕様表記載例(遮蔽蓋)

添付－13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例(燃料加工建屋)

添付－14 竜巻防護対策設備の仕様表記載例(飛来物防護ネット)

添付－15 冷却水設備の仕様表記載例(安全冷却水冷却塔)

添付－16 冷却水設備の仕様表記載例(配管)

添付－17 竜巻に対する防護対策に関する本文記載事項

添付－18 外部火災に対する防護対策に関する本文記載事項

添付－19 配管の申請範囲

別紙

■: 商業機密および核不拡散の観点から公開できない箇所

## 1. 概要

本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設における新規制基準を受けた設工認の第1回申請範囲について補足説明を行うものである。

「共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」、「共通04：設工認の申請計画の考え方」、「共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえ、第1回申請の申請対象設備に対する基本設計方針の申請範囲、基本設計方針等と添付書類の紐づけ、添付書類の構成、補足説明資料の項目など、第1回申請の申請書の構成等を示す。

また、MOX燃料加工施設の第1回申請に係る仕様表記載事項の整理、その他申請書において明確にすべき事項として主要設備リスト、準拠規格等の記載方針を整理した。

なお、再処理施設、MOX燃料加工施設の第1回申請の申請書の構成については上述の他の補足説明資料で示しているとおりの共通的な考え方に基づき設定するが、申請対象設備との関係で差異が生じる部分もあるため、以降に施設ごとに示す。

## 2. 第1回申請の申請書の構成等

### 2.1 再処理施設

#### (1) 申請対象設備

- 第1回申請は、新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるように申請対象設備を安全冷却水B冷却塔(当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備及び冷却塔周りの配管を含む)とする。

#### (2) 技術基準適合性説明の対象(添付-1、2参照)

- 「(1) 申請対象設備」に示した申請対象設備のうち、安全冷却水B冷却塔及び冷却塔周りの配管は、新規制基準施行前に認可を受けている設工認があることから、2項変更の申請となる。そのため、第1回申請では、新規制基準を受けて変更となった事項について申請を行う。その他、当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備については、新たに申請する設備であり、2項変更の既認可施設に付随する設備であるため2項変更の申請として新規に説明する。
- また、「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめる。

- 上記を踏まえた第1回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項 目		第1回申請の対象の有無	
第4条	核燃料物質の臨界防止	臨界設計に係る設計方針は、単一ユニット等の設備を対象としたものであり、安全冷却水B冷却塔*に対して臨界設計上の考慮を行うものではないため第1回申請対象としない。	×
第5条	安全機能を有する施設の地盤	第1回申請対象の安全冷却水B冷却塔*を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全機能を有する施設を設置する地盤に対する考慮	○
第6条	地震による損傷の防止	第1回申請対象の安全冷却水B冷却塔*に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第1回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮（竜巻防護対策設備については新規説明）	○
第7条	津波による損傷の防止	第1回申請対象の安全冷却水B冷却塔*の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。	○
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1回申請対象の安全冷却水B冷却塔*の構造設計等に考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：防護対象施設（自然現象・人為事象に対する防護設計） 航空機防護設計については、変更なし	○
第9条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第1回申請対象の安全冷却水B冷却塔*の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。	○
第10条	閉じ込めの機能	第1回申請対象の安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）が限定された区域に閉じ込めるとする設計方針（崩壊熱除去）を考慮する必要があるが、要求事項に変更がないため第1回申請対象としない。 （基本設計方針、添付書類：記載の適正化）	△



項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 11 条	火災等による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：火災区域の設定等	○
第 12 条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ防護方法等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 13 条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ防護方法等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 14 条	安全避難通路等	安全避難通路等に係る設計方針については、建屋、照明設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 15 条	安全上重要な施設	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）は安全上重要な施設に該当することを踏まえ多重性の設計方針を説明する必要があるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△
第 16 条	安全機能を有する施設	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全機能を有する施設であること、第 1 回申請対象とする他の条文に係る設計方針の前提となる安全機能を有する施設に共通的に関係する設計方針を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※環境条件等に係る設計方針については、変更なし。（竜巻防護対策設備については新規説明）	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 17 条	材料及び構造	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）の耐圧強度設計に考慮すべき事項であるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針、添付書類：記載の適正化）	△
第 18 条	搬送設備	搬送設備に係る設計方針については、使用済燃料等を搬送する設備に対する必要な容量の確保、電源喪失時の落下防止等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 19 条	使用済燃料の貯蔵施設等	使用済燃料の貯蔵施設等に係る設計方針は、貯蔵設備の容量や崩壊熱の除去等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 20 条	計測制御系統施設	計測制御系統施設に係る設計方針は、設備の必要な事項（温度、圧力等）を計測し、制御するとともに、設備の機能の喪失等により施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象に対し確実に検知して速やかに警報を発する設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 21 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 22 条	安全保護回路	安全保護回路に係る設計方針は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に、これらの異常な状態を検知して、核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 23 条	制御室等	制御室等に係る設計方針は、制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置等の設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 24 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 25 条	保管廃棄施設	保管廃棄施設に係る設計方針は、保管廃棄設備の容量や崩壊熱の除去に係る事項であり、第 1 回申請対象設備の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 26 条	使用済燃料等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 27 条	遮蔽	遮蔽に係る設計方針は、施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回る等の事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 28 条	換気設備	換気設備に係る設計方針は、使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置する建屋換気設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 29 条	保安電源設備	保安電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確保するために設ける非常用電気設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 30 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針は、設計基準事故が発生した場合に制御室以外の場所で適切な措置をとるために設ける緊急時対策所等であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 31 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 34 条	<u>津波による損傷の防止</u>	<u>第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。</u>	○
第 35 条	<u>火災等による損傷の防止</u>	<u>第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の構造設計等に直接関係するものではないが、施設全体に共通する設計方針（火災防護計画）を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。</u>	○

\*当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備及び冷却塔周りの配管を含む

【凡例】○：第 1 回申請対象（要求事項の変更，仕様表の記載内容の変更，基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項なし条文）

×：第 1 回申請対象外

※第 32 条以降（第 34 条及び第 35 条除く）の重大事故等対処施設に係る項目については、安全冷却水 B 冷却塔が重大事故等対処施設に該当しないため、第 1 回申請対象としない。

- 上記のとおり既設工認から変更がない事項として、閉じ込めの機能、安全上重要な施設、材料及び構造、外部衝撃のうち航空機防護があり、設工認申請書では、基本設計方針を示し、本文仕様表、添付書類（評価書）において変更がない旨を示す。

(3) 第 1 回申請の本文事項

- 「(2) 技術基準適合性説明の対象」を踏まえ、第 1 回申請の本文事項

を以下のとおりとする。

#### 1) 基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。(添付－5 参照)
  - 共通項目（地盤、自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、閉じ込めの機能（閉じ込め）、火災等による損傷の防止、再処理施設内における溢水による損傷の防止、再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設、材料及び構造）、その他（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）
  - 個別項目（冷却水設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備、溢水防護設備、化学薬品防護設備）
- 上記の基本設計方針に対する分割申請での第1回申請での申請対象の考え方については、「共通06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す。

#### 2) 仕様表

- 安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備含む）に係る仕様表を申請する。また、当該冷却塔周りの配管は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示した考え方に基づき、配管名称の記載の適正化を実施する。仕様表は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」で示したとおり前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、地盤の支持性能、設備の寸法、材料、最高使用温度、最高使用圧力、冷却機能に係る伝熱面積等を示す。
- また、既設工認申請書で安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）の仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。
- 上記の考え方及び仕様表記載事項の考え方の詳細を3. に示す。

#### (4) 第1回申請の添付書類

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合、品質保証等に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。（添付－6参照）
  - 再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書
    - ✓ 火災及び爆発の防止に関する説明書
    - ✓ 再処理施設の耐震性に関する説明書
    - ✓ 強度及び耐食性に関する説明書
    - ✓ その他の説明書【再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、落雷への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書、津波への配慮に関する説明書）、再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書、再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書】
- 添付書類については、全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第1回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第1回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。

（5）第1回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
  - 火災及び爆発の防止に関する説明書
  - 再処理施設の耐震性に関する説明書
  - 強度及び耐食性に関する説明書
  - 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻

への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、落雷への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書)

- 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
- 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書

## 2. 2 MOX燃料加工施設

### (1) 申請対象設備

- 第1回申請は、新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請対象設備を燃料加工建屋とする。

### (2) 技術基準適合性説明の対象（添付－3、4参照）

- 「(1) 申請対象設備」に示した申請対象設備は、新規制基準施行前に認可を受けている設工認があることから、新規制基準を受けた設工認申請の分割申請のうち、第1回の申請は2項変更の申請となる。そのため、第1回申請では、新規制基準を受けて変更となった事項について申請を行う。
- また、「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめる。
- 上記を踏まえた第1回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項目		第1回申請の対象の有無	
第4条	核燃料物質の臨界防止	臨界設計に係る設計方針は、単一ユニット等の設備を対象としたものであり、申請対象である燃料加工建屋に対して臨界設計上の考慮を行うものではないため第1回申請対象としない。*	×
第5条	安全機能を有する施設の地盤	第1回申請対象の燃料加工建屋を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全機能を有する施設を設置する地盤に対する考慮	○
第6条	地震による損傷の防止	第1回申請対象の燃料加工建屋に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第1回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮	○
第7条	津波による損傷の防止	第1回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。	○



項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 8 条	外部からの衝撃による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：防護対象施設を収納する建物（自然現象・人為事象に対する防護設計） 航空機防護に係る設計方針については、変更なし（配置図等の一部を建屋の設計変更を踏まえて適正化）	○
第 9 条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 10 条	閉じ込めの機能	第 1 回申請対象の燃料加工建屋が限定された区域に閉じ込めるとする設計方針の境界に当たるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△
第 11 条	火災による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に安全上重要な施設等を設置することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：火災区域の設定等	○
第 12 条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に溢水防護区画を設定すること、屋外の溢水に対する建屋開口部高さを示すこととするため、燃料加工建屋が溢水に係る設計方針に関係するため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 13 条	安全避難通路等	第 1 回申請対象の燃料加工建屋内に安全避難通路を設定するため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全避難通路の設定	○
第 14 条	安全機能を有する施設	第 1 回申請対象の燃料加工建屋は安全機能を有する施設であること、第 1 回申請対象とする他の条文に係る設計方針の前提となる安全機能を有する施設に共通的に関係する設計方針を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：設計基準事故の考慮	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 15 条	材料及び構造	材料及び構造に係る設計方針については、容器、管等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 16 条	搬送設備	搬送設備に係る設計方針については、核燃料物質を搬送する設備に対する必要な容量の確保、電源喪失時の落下防止等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 17 条	核燃料物質の貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設に係る設計方針は、貯蔵設備の容量や崩壊熱の除去等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 18 条	警報設備等	警報設備等に係る設計方針は、設備の機能の喪失等により施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象に対し確実に検知して速やかに警報を発する設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 19 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 20 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 21 条	核燃料物質等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、第 1 回申請対象である燃料加工建屋における管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であるが、要求事項に変更がないことから第 1 回申請対象としない。（基本設計方針：記載の適正化） ※既認可から要求事項の変更なし	△

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 22 条	遮蔽	遮蔽に係る設計方針は、施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回る等の事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋がその境界であるため第 1 回申請対象とする。 ※遮蔽扉等の設計変更の反映	○ (基：記載の適正化、仕：変更あり)
第 23 条	換気設備	換気設備に係る設計方針は、核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置するグローブボックス排気設備、工程室排気設備等の換気設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 24 条	非常用電源設備	非常用電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確認するために設ける非常用電源設備に係る事項あり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 25 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、燃料加工建屋は通信連絡設備に係る対象ではないため対象外設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 26 条	重大事故等対処施設の地盤	第 1 回申請対象の燃料加工建屋（重大事故を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：重大事故等対処施設の設置に対する地盤に対する考慮	○
第 27 条	地震による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第 1 回申請対象とする。	○
第 28 条	津波による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 29 条	火災等による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に重大事故等対処設備を設置することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。	○
第 30 条	重大事故等対処設備	第 1 回申請対象の燃料加工建屋は、重大事故等対処設備を収納する建屋であることから、重大事故等の設計に係る事項を第 1 回申請対象とする。	○
第 31 条	材料及び構造	材料及び構造に係る設計方針については、重大事故等対処設備の容器、管等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 32 条	臨界事故の拡大を防止するための設備	臨界事故の拡大を防止するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 33 条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 34 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 35 条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 36 条	電源設備	電源設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 37 条	監視測定設備	監視測定設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 38 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 39 条	通信連絡を行うために必要な設備	通信連絡を行うために必要な設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

\* 既認可の建物の仕様表に「臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計」として記載した事項については、共通 06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」での仕様表記載事項の整理において単一ユニットの装置の仕様表で展開するとしたことから核燃料物質の臨界防止に係る設計方針は設備に関する事項として整理。

【凡例】○：第 1 回申請対象（要求事項の変更，仕様表の記載内容の変更，基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更なし条文）

×：第 1 回申請対象外

- 上記のとおり既設工認から変更がない事項のうち、外部衝撃のうち航空機防護については、設工認申請書では、基本設計方針を示し、本文仕様表、添付書類において変更がない旨を示す。
- 核燃料物質等による汚染の防止については、既設工認から変更がない事項ではあるが、発電炉を参考として閉じ込めに係る添付書類として汚染防止の詳細設計について示す。

### （3）第 1 回申請の本文事項

- 「（2）第 1 回申請で説明する適合性説明の対象」を踏まえ、第 1 回申請の本文事項を以下のとおりとする。

#### 1）基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。（添付－7 参照）
  - 共通項目（地盤、自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、火災等による損傷の防止、加工施設内における溢水による損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備）、その他（加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等）
  - 個別項目（成形施設，被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等（燃料加工建屋に該当する事項）、火災防護設備、溢水防護設備）
- 上記の基本設計方針に対する分割申請での第 1 回申請での申請対

象の考え方については、「共通06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す。

## 2) 仕様表

- 燃料加工建屋に係る仕様表を申請する。仕様表は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」で示したとおり前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、建屋の寸法、材料、遮蔽上期待する燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料を示す。
- また、既設工認申請書で燃料加工建屋の仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。
- 上記の考え方及び仕様表記載事項の考え方の詳細を3. に示す。

## (4) 第1回申請の添付書類

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合、品質保証等に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。（添付－8参照）
  - 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書
    - ✓ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
    - ✓ 加工施設の耐震性に関する説明書
    - ✓ その他の説明書【加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（自然現象等への配慮に関する説明書、竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書）、津波への配慮に関する説明書、加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書（塗装（天井面塗装、床面塗装）を示した図面を含む）、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書、火災及び爆発の防止に関する説明書、加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、安全避難通路に関する説明書】

- なお、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」については、溢水に係る詳細設計を展開する設備との関係で次回申請において詳細な設計情報を示すことを添付書類で明確にする。
- 添付書類については、添付書類全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第1回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第1回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。

(5) 第1回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
  - 放射線による被ばくの防止に関する説明書
  - 加工施設の耐震性に関する説明書
  - 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書）
  - 火災及び爆発の防止に関する説明書
  - 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
  - 安全避難通路に関する説明書
- また、既認可から燃料加工建屋は、建屋の増床及び階高の寸法変更、壁開口部の構造、寸法及び材質の変更等の設計変更を行っており、これらの設計変更の影響および設計変更に伴う添付書類における考慮事項を「放射線による被ばくの防止に関する説明書」、「耐震性に関する説明書」、「航空機に対する防護設計に関する説明書」に係る補足説明資料として示す。

### 3. 仕様表記載項目

#### 3. 1 仕様表記載項目の基本的な整理の流れ

- 既認可仕様表のうち、「仕様表に記載するもの」と「基本設計方針、主要設備リスト、添付書類及び添付図面（以下「基本設計方針等」という。）で記載するもの」に分類する。分類に際して、基本設計方針の要求種別の整理結果（機能要求②）を踏まえて仕様表記載項目を整理するとともに、新規要求に対する記載項目を追加する。
- 上記において整理した仕様表記載項目に対して、発電炉の要目表を参考に、記載項目と記載程度が同程度であるかどうかを確認し、必要に応じて追加等の修正を行う。

#### 3. 2 基本設計方針を踏まえた仕様表記載項目の整理の考え方

##### (1) 基本設計方針の種別分類

- a. 基本設計方針は、要求種別を基本方針（冒頭宣言，定義），設置要求，機能要求（①又は②），評価要求，運用要求に分類する。
- b. 要求種別の分類の考え方は以下の通りである。

要求種別	分類の考え方
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定義は、基本設計方針で使用されている用語を説明するもの。</li> <li>● 冒頭宣言は、設計項目となるまとまりごとの概要を示したものであり、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの。</li> <li>● 本要求種別から検査への展開は行わない。</li> </ul>
設置要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業変更許可申請書，技術基準規則に基づいて，設備，機器を設置することを約束し，その設置する設備，機器に性能，機能を要求しないもの（元々設置する機器が，所要機能を達成するためのものとして汎用的に設計され，設置することで適合説明するもの）。</li> </ul> <p>例：出入管理設備，通信連絡設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 検査では，設備，機器が設置（据付，外観，状態確認）されていることを確認する。</li> </ul>
機能要求①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置する設備，機器に機能を要求するもので，機能を達成することを系統構成及び設備構成によって説明するもの。</li> <li>● 検査では，機能を達成するための系統構成及び設備構成を確認する</li> </ul>
機能要求②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置する設備，機器の技術基準の要求事項を満足するために必要な具体的な仕様（数値）によって適合</li> </ul>



	<p>説明するもの</p> <p>例：個々の設備，機器が所要の機能，性能を発揮するうえで当該数値を満足するよう詳細設計～設計の妥当性確認まで実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 検査では，具体的な数値に関する検査（材料，寸法，耐圧，機能確認検査等）により必要な仕様が確保されていることを確認する。</li> </ul>
評価要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置する設備，機器が期待する機能を達成することを適合説明するために試験，評価，計算を必要とするもの。</li> <li>● 検査では，評価条件を満足していることを確認する。</li> </ul>
運用要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運用要求は保安規定等でその運用を担保するもの。</li> <li>● 検査では，手順化されていることを確認する。</li> </ul>

(2) 基本設計方針を踏まえた仕様表記載項目の整理

- a. 基本設計方針は，「共通 06：本文（基本設計方針，仕様表等），添付書類（計算書，説明書），添付図面で記載すべき事項」を踏まえて仕様表記載項目の整理を行う。
- b. 基本設計方針に基づく具体的な設計の結果として，技術基準規則への適合性の観点で申請対象設備が発揮すべき機能・性能を実現するための要件となる数値等は，仕様表に記載する。
- c. 基本設計方針のうち耐震設計，竜巻防護設計等の強度評価に係る内容に対しては，添付書類において，基本方針及び基本方針に対する評価方法を示した上で，評価結果として計算書等で各部材の発生応力等の計算結果を示し，許容応力等と比較することにより妥当性を確認する。この場合において，評価条件となる個々の強度部材の寸法，材料（基礎ボルトの材料，径，本数，ピッチ等），強度（支持地盤の極限支持力度等）は添付書類において示し，仕様表には構造がわかる情報（主要寸法及び主要材料）を記載する。主要寸法及び主要材料の記載程度は発電炉の類似設備の要目表及び基本設計方針に示される仕様を参考とする。

なお，仕様表記載項目とならない基本設計方針についても，基本設計方針検査として，基本設計方針のとおりであること，評価された条件どおりのものが設置されていることを据付・外観検査，状態確認検査等により確認する。

### 3.3 第1回設工認申請の仕様表記載項目

#### 3.3.1 建屋

##### (1) 申請対象設備

###### a. 燃料加工建屋

##### (2) 記載項目

- a. 燃料加工建屋の既認可仕様表及び要求種別の整理結果(機能要求②)を踏まえ、「名称」「主要構造」「主要寸法」「主要材料」を仕様表記載項目とし、それ以外の「特記事項」等については基本設計方針等に記載を行う。

上記について、建屋及び支持地盤は、基本設計方針の要求種別の整理結果として機能要求②は抽出されないが、機能要求②を有する設備を間接支持する機能として仕様表にその構造がわかる情報(「主要寸法」「主要材料」)を記載する。

また、既認可仕様表に記載の「壁厚等」は、仕様表記載事項であるが、建屋壁遮蔽の厚さを示すものであるため2.2に示す建屋遮蔽(燃料加工建屋)の仕様表に記載することとする。

- b. なお、発電炉(BWR)の原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋基礎スラブの要目表を参考に以下のとおり、記載項目と記載程度を合わせるものとする。

- ① 「主要寸法」に「壁厚さ」として、外壁の壁厚さ(最小～最大)を追加する。
- ② 「主要寸法」の「高さ」に地下階の高さを追加する。
- ③ 「個数」を追加する。
- ④ 基礎の構造を示す情報として、「種類」「主要寸法」「主要材料」「底面の標高」を追加する。
- ⑤ その他記載項目の名称を一致させる。(「主要構造」→「種類」,「南北方向,東西方向」→「たて×横」等)

##### (3) 記載方法

仕様のうち、新規制基準を受けて変更となったものについては、変更後に記載する。

上記を踏まえた燃料加工建屋の仕様表記載例を添付-9に示す。

### 3. 3. 2 遮蔽設備

#### (1) 申請対象設備

- a. 建屋遮蔽（燃料加工建屋）
- b. 遮蔽扉（燃料加工建屋）※1
- c. 遮蔽蓋（燃料加工建屋）※2

※1 遮蔽扉のうち、搬送装置の搬送上に設置する遮蔽扉は、搬送装置と同じ設備区分とし、搬送装置の申請に合わせて申請する。上記を除く遮蔽扉は、遮蔽扉（燃料加工建屋）として、第1回の燃料加工建屋の設備区分で申請する。

※2 遮蔽蓋のうち、遮蔽蓋支持架台及び遮蔽蓋支持架台に設置する遮蔽蓋（燃料集合体貯蔵設備）は、燃料集合体貯蔵設備を構成する施設として、燃料集合体貯蔵設備の申請に合わせて申請する。また、建屋躯体の孔に設置する遮蔽蓋は、遮蔽蓋（燃料加工建屋）として、燃料加工建屋の設備区分で申請する。

#### (2) 記載項目

- a. 燃料加工建屋（壁厚等）、遮蔽扉及び遮蔽蓋の既認可仕様表及び要求種別の整理結果（機能要求②）を踏まえ、「名称」「個数」「構造の種類」「主要寸法」「材料」を仕様表の記載項目とし、それ以外については基本設方針等に記載を行う。
- b. なお、発電炉の生体遮蔽装置の要目表を参考に以下のとおり、記載項目及び記載程度を合わせることにする。
  - ① 遮蔽体を個別に区別せず、設置階ごとに同一仕様（「主要寸法」、「材料」）のものをまとめて記載し、遮蔽体の配置については添付図面において示す。
  - ② このため、(2) b. で既認可仕様表から記載項目として整理した個々の遮蔽体の「個数」については記載項目とせず、添付図面で配置を示すことで個数を読み取れるようにする。
  - ③ また、「構造の種類」についても、「材料」と同様な情報であり、発電炉の生体遮蔽装置においても記載項目としていないことから、記載項目としない。
  - ④ 「主要寸法」は、設計確認値（遮蔽設計上考慮する厚さ）と公称値を記載する。

### (3) 記載方法

- a. 仕様のうち、新規制基準を受けて変更となったものについては、変更後に記載する。
- b. 今回、一部の遮蔽蓋及び遮蔽扉を取り止め、コンクリート壁に変更している。設計変更により取り止める場合は、変更前に既認可の仕様を記載し、変更後に「－」と記載した上で遮蔽蓋又は遮蔽扉を取り止めによる変更であることを注釈に示す。なお、コンクリート壁は、建屋遮蔽(燃料加工建屋)の仕様表にて展開する。

上記を踏まえた建屋遮蔽(燃料加工建屋)、遮蔽扉(燃料加工建屋)及び遮蔽蓋(燃料加工建屋)の仕様表記載例をそれぞれ添付－10、添付－11及び添付－12に示す。

## 3. 3. 3 火災区域構造物及び火災区画構造物

### (1) 申請対象設備

- a. 火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)

### (2) 記載項目

- a. 既認可仕様表がないため、既認可仕様表の整理は省略する。
- b. 要求種別の整理結果(機能要求②)を踏まえ、「主要寸法」「材料」を記載する。「主要寸法」には壁厚さとして、3時間耐火に必要な壁厚さを記載する。
- c. なお、発電炉の火災区域構造物及び火災区画構造物の要目表の記載項目を参考に以下のとおり、記載程度を合わせることとする。
  - 「主要寸法」は設計確認値と公称値を記載し、公称値は火災区域と火災区画の壁厚さのうち最小のものを示す。

### (3) 記載方法

既認可において、火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表を申請していなかったことから、仕様は全て変更後に記載する。

上記を踏まえた火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)の仕様表記載例を添付－13に示す。

## 3. 3. 4 飛来物防護設備

### (1) 申請対象設備

a. 飛来物防護ネット（再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 B）

## （2）記載項目

a. 仕様表として記載する要求種別の整理結果（機能要求②）を踏まえ、「主要寸法」、「主要材料」を仕様表記載項目として記載する。

また、共通 06 で整理している共通的に仕様表に記載する項目を踏まえ、「名称」、「種類」、「基数」を記載するとともに、杭基礎の構造が分かる情報として、「種類」、「主要寸法」、「主要材料」を仕様表記載項目として記載する。

b. 新規・変更要求のうち、再処理施設特有の設計として、竜巻対策として補助防護板を設置、外部火災対策として耐火塗装を施工するが、当該設計の担保事項を踏まえ、記載項目を以下のとおりとする。

- 支持架構に直接設置する防護ネットの構成部品の一部である補助防護板は、防護ネットと支持架構の隙間を、通過が許容できる飛来物（砂利）以下の大きさとするために設置する。補助防護板は、防護ネットと架構の隙間から侵入する飛来物を受け止める強度を要求されることを踏まえ、強度を担保するために必要となる補助防護板の「主要寸法（厚さ）」、「主要材料」を仕様表記載項目として記載する。

- 航空機墜落火災による熱影響に対し、支持架構が安全機能を損なわないようにするために、耐火被覆を施工する。この際、耐火被覆は所定の耐火性能が要求されるため、耐火被覆の耐火性能を担保するものとして、耐火被覆の「種類」、「厚さ」を仕様表記載項目として記載を行う。

また、鋼材の厚さを踏まえて耐火被覆を施工する範囲を決定するために必要となる「離隔距離表」を別紙として添付する。

c. なお、3.3.4（2）a. で整理した仕様表記載項目は、発電炉の防護ネットとして基本設計方針で記載している項目及び杭基礎の構造を有する貯水堰の要目表記載項目と同等であることを確認した。

## （3）記載方法

飛来物防護ネットは、新規に設置する設備であることから、仕様は全て変更後に記載する。

上記を踏まえた飛来物防護ネットの仕様表記載例を添付-14 に示す。なお、新規要求である竜巻対策および外部火災対策に係る仕様表記載項目の

整理の考え方の詳細を添付－17、18示す。

### 3. 3. 5 熱交換器

#### (1) 申請対象設備

##### a. 安全冷却水冷却塔

#### (2) 記載項目

- a. 安全冷却水冷却塔の既認可仕様表及び要求種別の整理結果（機能要求②）を踏まえ、以下の記載項目とする。
- 全般事項として「名称」、「種類」、「個数」、「取付箇所」
  - 冷却塔として「容量」、「最高使用圧力」、「最高使用温度」、「伝熱面積」、「主要寸法」、「主要材料」
  - 原動機として「種類」、「出力」、「ファン台数」
  - 基礎としては「主要寸法」、「主要材料」
  - それ以外の「特記事項」等については基本設計方針等に記載を行う。
- b. 新規・変更要求のうち、再処理施設特有の設計内容としては、外部火災対策として耐火被覆の施工及び遮熱板を設置するが、当該設計の担保事項を踏まえ、記載項目を以下のとおりとする。
- 航空機墜落火災による熱影響に対し、支持架構が安全機能を損なわないようにするために、耐火被覆を施工する。この際、耐火被覆は所定の耐火性能が要求されるため、耐火被覆の耐火性能を担保するものとして、耐火被覆の「種類」、「厚さ」を仕様表記載項目として記載を行う。  
また、鋼材の厚さを踏まえて耐火被覆を施工する範囲を決定するために必要となる「離隔距離表」を別紙として添付する。
  - 耐火被覆を施工できない駆動部等の部材は、航空機墜落火災の熱影響（輻射）を遮るために、遮熱板を設置する。遮熱板は、熱影響（輻射）を遮るように防護対象を囲むように設置することを踏まえ、熱影響（輻射）を遮ることを担保するものとして、遮熱板の「高さ」、「厚さ」及び「材質」を仕様表記載項目として記載するとともに、遮熱板を設置する対象を仕様表の注記で記載する。また、遮熱板から生じる輻射による間接的な影響を与えないことを担保するために、遮熱板には支持架構と同様に耐火被覆を施工することも注記する。
- c. 申請する冷却塔は、空冷式の熱交換器であり、同様の設備が発電炉にはないため、別の型式の熱交換器であるタンクベント冷却器の冷

却機能に係る要目表記載項目を参考に、3.3.5(2)a.で整理した内容と同等であることを確認した。

基礎は既認可で記載している情報のほかに発電炉の原子炉建屋基礎スラブの要目表を参考に、以下のとおり、記載項目と記載程度を合わせることにする。

- 「種類」を追加する。
- 「主要寸法」に「底面の標高」を追加する。

また、第十二条（溢水防護）及び第十三条（化学薬品防護）の要求種別の整理結果を踏まえて記載項目とする「取付箇所」については、発電炉の溢水防護対象設備である代替燃料プール冷却系熱交換器の「取付箇所」の記載項目と記載程度に合わせる。

### (3) 記載方法

仕様のうち、新規制基準を受けて変更となったものについては、変更後に記載する。

上記を踏まえた安全冷却水冷却塔の仕様表記載例を添付-15に示す。なお、新規要求である竜巻対策および外部火災対策に係る仕様表記載項目の整理の考え方の詳細を添付-17、18に示す。

## 3.3.6 配管

### (1) 申請対象設備

- 安全冷却水冷却塔～安全冷却水冷却塔供給配管合流点
- 安全冷却水冷却塔供給配管分岐点～安全冷却水冷却塔

### (2) 記載項目

- 既認可仕様表及び要求種別の整理結果（機能要求②）を踏まえ、「名称」、「最高使用圧力」、「最高使用温度」、「外径」、「厚さ」、「材料」を仕様表記載項目とし、それ以外の「特記事項」等については基本設計方針等に記載を行う。
- なお、3.3.6(2)a.で整理した仕様表記載項目は、発電炉の要目表で記載している項目と同等であることを確認した。

### (3) 記載方法

仕様は既認可から変更がないことから、全て変更前に記載する。

また、共通09「申請対象設備の選定」に基づく申請対象設備の整理の結果、仕様表対象外となる配管については、変更前に既認可の内容を記載し、変更後は「-」と記載するとともに、主配管に該当しないため、記載の適正化を行うことを注記する。

上記を踏まえた配管の仕様表記載例を添付-16に示す。

また、配管の仕様表記載項目の整理にあたっては、配管の申請範囲の考え方を明確にした上で配管名称を整理する必要があることから、配管の申請範囲の考え方を添付-19に示す。

#### 4. 目次等の申請書として明確にすべき事項

- 本文目次、主要設備・兼用設備リスト、準拠規格、添付書類目次等の申請書として明確にすべき事項については、発電炉、当社濃縮施設等の前例を踏まえて整理する。
- 各項目の内容の整理方針や記載案を別紙に示す。

以 上



## 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」

## 1. 基本的な作成方針

申請対象設備における技術基準規則への適合性を整理するにあたり、申請対象となる機器と対応する技術基準規則の条項を明確にする。このため、以下の方針に基づき、「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」（以下「整理表」という。）を作成する。

- ・申請対象設備と技術基準規則の適合性に係る整理は、「各条 00 資料 本文、添付、補足説明項目への展開」の別紙 2 及び共通 09「申請対処設備の選定」の結果に基づいて実施する。
- ・技術基準規則の各条項の適合性を示す設備について、「○」を記載する。また、既認可より変更がない設備については、「△」を記載する。
- ・技術基準規則の適合性のほか、許可整合性の観点による申請対象設備については、「<<○>>」を記載する。既認可より変更がない設備については、「<<△>>」を記載する。
- ・第 16 条「安全機能を有する施設」の第 5 項の共用に係る要求は、別紙 2 にて整理することから、各条の別紙 2 での整理結果をまとめて整理表に記載する。
- ・第 36 条「重大事故等対処設備」に係る要求は、重大事故等対処設備の各条文（第 38 条から第 51 条）の別紙 2 において、第 36 条の要求の適合を受ける設備を整理することから、各条の別紙 2 での整理果をまとめて整理表に記載する。
- ・共通 09 に示す「施設共通 基本設計方針」として示す設備等（安全避難通路、不法侵入の防止に係る機器、運用、評価条件、評価結果等）は、整理表の下部にまとめて記載する。なお、各条の「施設共通 基本設計方針」は、次表にて記載する。
- ・兼用する設備のうち、設計基準対象の施設として適合を受ける設備又は重大事故等対処施設として適合を受ける設備のいずれに該当するか、わかるよう注記を記載する。

## 2. 各条における技術基準適合性及び許可整合性の「○」付けの考え方

各条における「○」付けは、各条 00 資料の別紙 2 及び共通 09 の結果に基づき記載する。各条の考え方は以下の分類で整理され、その内容を表 1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方に示す。

## (1) 共通項目に係る条文における「○」付け

- ・第 16 条「安全機能を有する施設」等、共通項目として複数の設備に要求する共通的な要求のある条文について、各設備に共通的な要求の対象となる設備を整理し、「○」付けを行う。
- ・全体的な方針として「施設共通 基本設計方針」にて技術基準規則の適合性を示す第 16 条第 1 項の「環境条件」、第 11 条第 3 項の「不燃性又は難燃性の材料の使用」等については、「施設共通 基本設計方針」に○を付け、注記にて「施設共通 基本設計方針」にて示すことがわかるように記載する。(第 9 条：不法侵入の防止措置，第 11 条第 3 項：不燃性又は難燃性材料の使用，第 16 条第 1 項：環境条件，第 16 条第 2 項及び第 3 項：試験・検査性，第 16 条第 4 項：内部発生飛散物，第 35 条第 3 項：不燃性又は難燃性の材料の使用，第 36 条第 1 項：操作の確実性，第 36 条第 3 項：アクセスルート 等)
- ・許可整合性の要求に対応する設備については「<<○>>」を記載する。  
(第 36 条：地震を要因とする重大事故等の対処をするための重大事故等対処設備を設置する建屋 等)

## (2) 個別項目に係る条文における「○」付け

- ・要求事項を踏まえて、対応する設備について、「○」付けを行う。
- ・許可整合性の観点の要求の対応する設備については「<<○>>」を記載する。(第 45 条：貯水槽を設置する建物，第 46 条：内的重大事故等対処に用いる母線 等)
- ・重大事故等対処する際の車両等は、「<<○>>」を記載する。

以上

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「ー」の考え方	「<〇>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第四条第1項	安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱以上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・単一ユニットを持つ機器(臨界安全管理表に記載されている単一ユニットの臨界安全設計に係る機器等) ・臨界安全設計の観点から設けられた計測制御設備、安全保護回路及びそれらのインターロックにより動作する主要弁 ・分析設備のうち、回分操作に係る濃度分析に使用する分析装置類	—	—
第四条第2項	安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・2つ以上の単一ユニットを有し、核的に安全な配置の維持が必要である設備(臨界安全管理表に記載されている複数ユニットの臨界安全設計に係る機器等)	—	—
第四条第3項	再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	・臨界警報装置、溶解槽放射線レベル計、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路 ・溶解槽への可溶性中性子吸収材自動供給に係る機器等	—	—
第五条第1項	安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	—	—
第六条第1項	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	・耐震クラスS、B、Cの施設 ※重大事故等対処施設のみの要求の機器及び可搬型の機器は対象外	—	—
第六条第2項	耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・耐震重要施設(Sクラスの施設)及びそれらを支持する建物・構築物	—	—
第六条第3項	耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	— ※周辺に斜面はないことから「ー」とする。	—	—
第七条第1項	安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	—	・耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置
第八条第1項	安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する建屋 ・外気を取り入れる設備(非常用ディーゼル発電機、安全空気圧縮装置等) ・竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット、板) ・屋外に設置する安重機器(冷却塔、非常用ディーゼル発電機)等	—	—
第八条第2項	安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する建屋 ・制御室換気設備 ・竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット、板) ・屋外に設置する安重機器(冷却塔、非常用ディーゼル発電機)等	—	・安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の考慮 等
第八条第3項	安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する建屋、洞道及び屋外に設置する安重機器(冷却塔、非常用ディーゼル発電機)	—	—
第九条第1項	再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二号第二項第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※不法侵入の防止に係る措置等については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。	—	・不正アクセス防止 ・不法侵入の防止措置 等

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「ー」の考え方	「<〇>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十条第1項	安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故時において負圧に維持するための換気設備の給気系(分離建屋と精製建屋の建屋給気閉止ダンパ)</li> <li>・崩壊熱除去機能を求められる設備</li> <li>・放射性物質を内包する設備とその排気系統</li> <li>・計測制御設備、安全保護回路</li> <li>・計装用の安全圧縮空気系</li> <li>・安重表(15)の安全上重要な閉じ込め機能を支援する施設及び機器保護の観点から安全上重要な施設へ安全冷却水を供給する系統及び機器</li> <li>・プルトニウム濃縮缶からの排気系の浄化機能維持に係る設備(注水槽と液位計)</li> </ul>	—	—
第十条第1項第一号	流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>※逆流防止については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。</li> </ul>	・逆流防止
第十条第1項第二号	セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉じ込め安重のセル<sup>※</sup>を負圧にする換気設備の排気系</li> <li>※事業変更許可申請書の表「安全上重要な施設」の(4)に記載するセル</li> </ul>	—	—
第十条第1項第三号	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セル等に設置している受皿及び重力流による回収系が設置される設備</li> <li>・臨界管理対象の漏えい液受皿が設置される設備</li> <li>・集液口を監視する必要がある漏えい液回収系が設置される設備</li> </ul>	—	—
第十条第1項第四号	セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部ループに設置している放射線レベル計</li> </ul>	—	—
第十条第1項第五号	プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安重のグローブボックス<sup>※</sup>及びグローブボックスの排気系が設置される設備</li> <li>※事業変更許可申請書の表「安全上重要な施設」の(4)に記載するグローブボックス</li> </ul>	—	—
第十条第1項第六号	液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックス</li> <li>・液体状の放射性物質を取り扱う系統及び機器(漏えい液受皿から最終回収先の貯槽まで)</li> <li>・漏えいを検知するための漏えい検知器</li> </ul>	—	—
第十条第1項第七号	密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部の面速維持に係るフード</li> <li>・フードの排気系が設置される設備</li> </ul>	—	—
第十条第1項第八号	プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プルトニウム等を取り扱う室等の負圧維持に係る建屋排気系が設置される設備</li> </ul>	—	—
第十条第1項第九号イ	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液体状の放射性物質等を取り扱う室の漏えい拡大防止に係る系統及び機器</li> <li>・漏えいを検知するための漏えい検知器</li> </ul>	—	・漏えい防止塗装
第十条第1項第九号ロ	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液体状の放射性物質等を取り扱う設備からの漏えい拡大防止に係る施設外漏えい防止堰</li> </ul>	—	—
第十条第1項第九号ハ	工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>※工場等の外に排水を排出する排水路に関する設計については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。</li> </ul>	・排水路の上に放射性物質を取り扱う施設を設置しない設計

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「ー」の考え方	「<<〇>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十一条第1項	安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備※ ※ただし、既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤を除く	—	・既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤 ・点検・試験(火災感知器) 等
第十一条第2項	前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備※ ※ただし、既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤を除く	—	・既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤 ・点検・試験(火災感知器) 等
第十一条第3項	安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・火災影響軽減設備 ・換気設備 ・制御室の排煙設備等のその他の適切な防護措置に係る設備 ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。	—	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置 等
第十一条第4項	有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・有機溶媒等を取り扱う設備 ・上記設備の計測等を行う計測制御設備及び安全保護回路並びにそれらのインターロックにより動作する弁	—	—
第十一条第5項	有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	・有機溶媒等を取り扱う設備で接地している機器等	—	—
第十一条第6項	有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及びび室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	・有機溶媒等を内包する設備を設置するセル等の換気設備	—	—
第十一条第7項	硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	・硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、TBPの混入おそれのある設備の熱的制限値管理機器 ・上記設備の計測等を行う計測制御設備及び安全保護回路並びにそれらのインターロックにより動作する弁	—	—
第十一条第8項	再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	・硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶につながるTBP等が混入するおそれがある機器等	—	—
第十一条第9項	水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	・水素を取り扱う機器等で接地している機器等	—	—
第十一条第10項	水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	・水素の発生のおそれのある設備 ・発生した水素を滞留させない設備(安全圧縮空気系、塔槽類、廃ガス処理設備等)	—	—
第十一条第11項	水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及びび室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	・爆発の危険性がないものを除く水素の発生のおそれがある設備 ・漏えいした際の換気設備 ・還元ガス供給系 ・水素を取り扱う設備の水素濃度等の計測等を行う計測制御設備及び安全保護回路	—	—
第十一条第12項	ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。	・ジルコニウム金属粉末等の固体廃棄物を発生させる設備及びそれらを保管廃棄する設備	—	—
第十二条第1項	安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象設備(溢水機能喪失高さを有するため) ・溢水防護設備(止水板、蓋、防水扉、水密扉、遮断弁、堰) ・区画を設定する建屋	—	・溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持 等
第十三条第1項	安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象設備(化学薬品機能喪失高さを有するため) ・化学薬品防護設備(止水板、蓋、防水扉、水密扉、堰) ・区画を設定する建屋	—	・化学薬品防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持 等
第十四条第1項一号	再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	—	※安全避難通路については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。	・安全避難通路
第十四条第1項二号	照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	・避難用照明(非常灯、誘導灯)	—	—
第十四条第1項三号	設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	・作業用照明(運転保安灯、直流非常灯、蓄電池内蔵型照明)	—	・可搬型照明
第十五条第1項	非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。	・安全上重要な施設のうち、多重化が必要なもの	・安全上重要な施設のうち、多様化したもの	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十六条第1項	安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	— ※環境条件については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・第十六条にて整理する個別設備（溶解施設等）に該当する設備・機器	・安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮 ・安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮等
第十六条第2項	安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。	— ※試験検査性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・第十六条にて整理する個別設備（溶解施設等）に該当する設備・機器	・安全機能を有する施設の試験、検査性の確保
第十六条第3項	安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されたものでなければならない。	—	—	—
第十六条第4項	安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※内部発生飛散物については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・第十六条にて整理する個別設備（溶解施設等）に該当する設備・機器	・安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮
第十六条第5項	安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	・共用する設備 ※別紙2では各個別事項の条文に共用は展開しており、各条の別紙2の整理結果を集約して「○」をつけている。	—	・バイオアッセイ設備と共用する機器等
第十七条第1項第一号	安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらをサポートする構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	・再処理第1種~5種機器及びび安重の容器（フィルタ含む）、主配管（ダクト含む）及びそれらの支持構造物 ・安全上重要な施設のポンプ、主要弁 ・再処理第1種~5種機器に接続するポンプ、主要弁 ・安全上重要な施設の内燃機関	—	—
第十七条第1項第二号イ	容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	・第十七条第1項第一号と同様	—	—
第十七条第1項第二号ロ	容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	・強度評価が必要な容器等に属する伸縮継手が設置される設備	—	—
第十七条第1項第二号ハ	設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	・再処理第1種~5種機器及びび安重の容器（換気空調系のフィルタ除く）、主配管（ダクトを除く）及びそれらの支持構造物 ・安全上重要な施設のポンプ、主要弁 ・再処理第1種~5種機器に接続するポンプ、主要弁 ・安全上重要な施設の内燃機関	—	—
第十七条第1項第三号イ	容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—
第十七条第1項第三号ロ	溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	・再処理第1種~5種機器及びび安重の容器（フィルタ含む）、主配管（ダクト除く）	—	—
第十七条第1項第三号ハ	適切な強度を有するものであること。	—	—	—
第十七条第1項第三号ニ	機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。	—	—	—
第十七条第2項	安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	・再処理第1種~5種機器及びび安重の容器（フィルタ含む）、主配管（ダクト含む）	—	—
第十八条第1項第一号	使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、燃料供給設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器	—	—
第十八条第1項第二号	搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、燃料供給設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器で、落下防止機能及び逸走防止機能を有する機器 ・燃料取出し設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器で、取り扱い高さ制限を有する機器	—	—
第十八条第1項第三号	使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、燃料供給設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器で、動力喪失時における放射性物質を収納する容器等の保持機能を有する機器	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十九条第1項第一号	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	・崩壊熱除去に係る設備（燃料貯蔵プール、燃料取出しピット、プール水冷却系の機器、計測制御設備等）		—
第十九条第1項第二号イ	使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	・燃料貯蔵プール、燃料取出しピット等	・使用済燃料輸送容器管理建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・第十九条にて整理する個別設備（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）に該当する設備・機器	—
第十九条第1項第二号ロ	水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。	・プール水浄化系		—
第十九条第1項第二号ハ	水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	・プール水が漏えいするおそれのある設備（燃料貯蔵プール、燃料取出しピット等） ・漏えいを検知する計測制御設備		—
第十九条第2項	製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。	・崩壊熱除去に係る換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系）	・貯蔵ホール ・貯蔵バスケット貯蔵エリア ・容器（ウラン酸化物貯蔵容器、貯蔵バスケット、粉末缶、混合酸化物貯蔵容器） ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・ウラン酸化物貯蔵建屋	—
第二十条第1項	再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。	・再処理施設の運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時にパラメータを監視する計器 ・設計基準事故時にパラメータを監視する計器、回路	—	—
第二十条第1項第一号	ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度	・ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度を計測するための計器	—	—
第二十条第1項第二号	液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度	・液体状の中性子吸収材の濃度を計測するための計器	—	—
第二十条第1項第三号	使用済燃料溶解槽内の温度	・使用済燃料溶解槽内の温度を計測するための計器	—	—
第二十条第1項第四号	蒸発缶内の温度及び圧力	・蒸発缶内の温度及び圧力を計測するための計器、回路	—	—
第二十条第1項第五号	廃液槽の冷却水の流量及び温度	・廃液槽の冷却水の流量及び温度を計測するための計器	—	—
第二十条第2項	再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	・気体廃棄物の排気中の放射能レベルを監視する排気モニタリング設備及び管理区域における外部放射線に係る線量当量率を監視する屋内モニタリング設備 ・液体廃棄物の廃棄施設からの漏えいを検知する安重の漏えい検知器	—	—
第二十一条第1項第一号	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	・放射線遮蔽物の側壁の線量当量率を測定するガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ及び放射線サーベイ機器	—	—
第二十一条第1項第二号	放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	・排気口の放射性物質の放射能レベルを測定する排気モニタリング設備及び放出管理分析設備	・排水モニタ、環境モニタリング設備（ダストモニタ）、環境試料測定設備、個人管理用設備、汚染管理設備、出入管理設備及び環境管理設備（気象観測設備、放射能観測車）	—
第二十一条第1項第三号	放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	・排水する液体状の放射性物質の濃度を測定するための排水モニタリング設備及び放出管理分析設備	・非常用電源との接続及び伝送多様化が必要な環境モニタリング設備（モニタリングポスト、ダストモニタ）	—
第二十一条第1項第四号	管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	・管理区域内における放射性物質の濃度を計測する屋内モニタリング設備（エリアモニタ、ダストモニタ）、放射線サーベイ機器及び放射能測定設備	—	—
第二十一条第1項第五号	周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	・周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量を測定する環境モニタリング設備	—	—
第二十二条第1項	再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	・安全保護回路	—	—
第二十二条第2項第一号	安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	・安全保護回路及び安全保護回路で動作する弁等	—	—
第二十二条第2項第二号	火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	・安全保護回路及び安全保護回路で動作する弁等	—	—
第二十二条第2項第三号	系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障（事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。）が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。	・安全保護回路	—	—
第二十二条第2項第四号	駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	・安全保護回路及び安全保護回路で動作する弁等	—	—
第二十二条第2項第五号	不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること	・安全保護回路	—	—
第二十二条第2項第六号	計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から機能的に分離されたものであること。	・安全保護回路	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「一」の考え方	「<<〇>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十三条第1項	再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。	・制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	—
第二十三条第2項	制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。	・制御室に設置する安全系監視制御盤、放射線監視盤、火災報知盤等	—	—
第二十三条第3項	制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。	・監視カメラ、気象盤	—	—
第二十三条第4項	分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。	— ※対象設備は現場盤となるが、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「一」とする。	—	—
第二十三条第5項第一号	設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置	— ※「有毒ガスに対する防護」の追加要求事項であるものの、対象設備がないため、「一」とする。	—	—
第二十三条第5項第二号	制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備	・居住性確保の観点から、制御室換気設備、制御室遮蔽設備	—	—
第二十四条第1項第一号	放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)(は、次に掲げるところによるものでなければならない。一 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	・気体廃棄物の廃棄施設(せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、換気設備及び排気筒) ・液体廃棄物の廃棄施設(高レベル廃液処理設備、低レベル廃液処理設備)	・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、低レベル廃液処理建屋 ・高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管 ・除染ビット、洗濯液ろ過装置、第2海洋放出ポンプ	—
第二十四条第1項第二号	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	同上	—	—
第二十四条第1項第三号	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・気体廃棄物の廃棄施設(せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、換気設備及び排気筒)	—	—
第二十四条第1項第四号	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、換気設備のフィルタ	—	—
第二十四条第1項第五号	液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・液体廃棄物の廃棄施設(高レベル廃液処理設備、低レベル廃液処理設備)	—	—
第二十五条第1項	放射性廃棄物を保管廃棄する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならない。	・ガラス固化体貯蔵設備 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備	・第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃棄物処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋、洞道 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備 ・低レベル廃液処理設備、溶媒処理系及びプール水浄化系の固体廃棄物の廃棄施設へ移送する配管	—
第二十六条第1項	再処理施設のうち人が頻りに出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	・使用済燃料等を取り扱う建屋及び洞道	—	—
第二十六条第2項	再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。	— ※汚染除去設備については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「一」とする。	—	・除染設備



表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「—」の考え方	「<<〇>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十七条第1項	安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	・公衆被ばくに係る遮蔽として期待するセル遮蔽、補助遮蔽（機器付きの遮蔽設備含む）、外部遮蔽	—	—
第二十七条第2項	工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・従事者被ばくに係る遮蔽として期待するセル遮蔽、補助遮蔽（機器付きの遮蔽設備含む）、外部遮蔽	—	—
第二十八条第1項第一号	再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	・換気設備に係る排気系及び給気系	—	—
第二十八条第1項第二号	使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	※逆流防止については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	・逆止ダンパ
第二十八条第1項第三号	ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	・換気設備の排気系の除去効率を担保しているフィルタ	—	—
第二十八条第1項第四号	吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	・換気設備の給気系、排気筒	—	—
第二十九条第1項	再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	・非常用ディーゼル発電機（燃料タンク等含む） ・非常用蓄電池	—	—
第二十九条第2項	再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	・非常用蓄電池および非常用充電器盤 ・非常用無停電源装置	—	—
第二十九条第3項第一号	保安電源設備（事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。）は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーチ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置	・変圧器 ・非常用ディーゼル発電機 ・非常用の所内高圧系統及び所内低圧系統 ・常用の所内高圧系統	—	—
第二十九条第3項第二号	前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置	・受電開閉設備、変圧器 ・非常用及び常用のディーゼル発電機 ・非常用及び常用の所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備、計測制御用交流電源設備	—	—
第二十九条第4項	再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	・受電開閉設備、変圧器	—	—
第二十九条第5項	非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	・非常用ディーゼル発電機 ・非常用の所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備、計測制御用交流電源設備	—	—
第三十条第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。	・緊急時対策建屋 ・緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋情報把握設備	—	—
第三十条第2項	緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。	— ※「有毒ガスに対する防護」の追加要求事項であるものの、対象設備がないため、「—」とする。	—	—
第三十一条第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	・所内通信連絡設備	—	—
第三十一条第2項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	・所外通信連絡設備	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「ー」の考え方	「<<〇>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十二条第1項	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。	—	—	—
第三十二条第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び屋外の常設耐震重要重大事故等対処設備 等	—	—
第三十二条第1項第二号	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	—	※常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能については、施設共通基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能
第三十三条第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設となる建物・構築物	—	—
第三十三条第1項第二号	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—	—
第三十三条第2項	前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※周辺に斜面はないことから「ー」とする。	—	—
第三十四条第1項	重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される常設耐震重要	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮 ・可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管
第三十五条第1項	重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	・重大事故等施設に係る火災の消火設備、感知設備※ ※ただし、既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器を除く	—	・既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器 ・点検・試験(火災感知器) 等
第三十五条第2項	前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	同上	—	同上
第三十五条第3項	重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・火災影響軽減設備 ・換気設備 ・制御室の排煙設備等のその他の適切な防護措置に係る設備 ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。	—	・主要な構造物に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置 等
第三十五条第4項第一号	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置	・11条4項～12項に記載した機器等 ・換気設備 ・緊急時対策建屋の水素漏えい検知器(蓄電池用)	—	—
第三十五条第4項第二号	避雷設備その他の自然現象による火災の発生を防止するための設備の設置	—	※避雷設備については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「ー」とする。	・避雷設備、構内接地系(重大事故等対処施設)等

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「-」の考え方	「<<○>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十六条第1項第一号	重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。			<ul style="list-style-type: none"> <li>作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備</li> <li>工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定 等</li> </ul>
第三十六条第1項第二号	想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。	・常設重大事故等対処施設 ・可搬型重大事故等対処施設		
第三十六条第1項第三号	想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。			
第三十六条第1項第四号	健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。	※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。		
第三十六条第1項第五号	本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。			
第三十六条第1項第六号	工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。	※操作の確実性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。		
第三十六条第1項第七号	想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。			
第三十六条第2項	常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因(事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	・常設重大事故等対処設備	※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。	-
第三十六条第3項第一号	可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。			・地震を起因とする重大事故等の対処をするための重大事故等対処設備を支持する建屋
第三十六条第3項第二号	常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	・可搬型重大事故等対処施設 ・アクセスルートの整備に係るホイールローダ		
第三十六条第3項第三号	想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。		※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。	・溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定 ・屋外アクセスルートの復旧 等
第三十六条第3項第四号	地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。		※アクセスルートの確保については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	
第三十六条第3項第五号	想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。			
第三十六条第3項第六号	共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。			
第三十七条第1項第一号	重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	・再処理第1種~5種機器及び重大事故等対処施設の容器(フィルタ含む)、主配管(ダクト含む)及びそれらの支持構造物 ・重大事故等対処設備のポンプ、主要弁 ・再処理第1種~5種機器に接続するポンプ、主要弁 ・重大事故等対処設備の内燃機関	-	-
第三十七条第1項第二号イ	容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	・再処理第1種~5種機器及び重大事故等対処施設の容器及び主配管	-	-
第三十七条第1項第二号ロ	溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	・再処理第1種~5種機器及び重大事故等対処施設の容器及び主配管	-	-
第三十七条第1項第二号ハ	適切な強度を有するものであること。	・再処理第1種~5種機器及び重大事故等対処施設の容器及び主配管	-	-
第三十七条第1項第二号ニ	機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。	・再処理第1種~5種機器及び重大事故等対処施設の容器及び主配管	-	-
第三十七条第2項	重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	・再処理第1種~5種機器及び重大事故等対処施設の容器)、主配管 ・重大事故等対処設備のポンプ、主要弁 ・再処理第1種~5種機器に接続するポンプ、主要弁 ・重大事故等対処設備の内燃機関	-	-

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「一」の考え方	「<<〇>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十八条第1項第一号	セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	・重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、臨界検知用放射線検出器	—	—
第三十八条第1項第二号	臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	・廃ガス貯留設備、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、臨界検知用放射線検出器	—	—
第三十八条第1項第三号	臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	・廃ガス貯留設備、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、臨界検知用放射線検出器、臨界事故時水素捕気系	—	—
第三十九条第1項第一号	セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備	・代替安全冷却水系の機器及び主配管（内部ループへの通水による冷却に使用するもの）	—	・設備を運搬するホース展開車、運搬車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車
第三十九条第1項第二号	蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備	・代替安全冷却水系の機器及び主配管（貯槽等への注水及び冷却コイル等への通水による冷却に使用するもの）	—	—
第三十九条第1項第三号	蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	・代替安全冷却水系の機器及び主配管（凝縮器への通水に使用するもの） ・代替換気設備	—	—
第三十九条第1項第四号	蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	・代替換気設備	—	—
第四十条第1項第一号	セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下この条において「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な設備	・代替安全圧縮空気系（水素爆発の未然防止に係る機器等）	—	—
第四十条第1項第二号	水素爆発が発生した場合において水素爆発が続いて生ずるおそれがない状態を維持するために必要な設備	・代替安全圧縮空気系（水素爆発の再発防止に係る機器等）	—	—
第四十条第1項第三号	水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	・代替換気設備	—	—
第四十条第1項第四号	水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	・代替換気設備	—	—
第四十一条第1項第一号	セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な設備	— ※該当する設備はないことから、「一」とする。	—	—
第四十一条第1項第二号	火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備	・重大事故時プルトリウム濃縮缶加熱停止設備の主要弁 ・重大事故時供給停止回路の主要弁、回路 ・プルトリウム濃縮缶の圧力計、温度計	—	—
第四十一条第1項第三号	火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	・廃ガス貯留設備 ・重大事故時供給停止回路の主要弁、回路 ・プルトリウム濃縮缶 ・プルトリウム濃縮缶の圧力計、温度計	—	—
第四十一条第1項第四号	火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	同上	—	—
第四十二条第1項	再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	・代替注水設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備、監視設備	—	・けん引車
第四十二条第2項	再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	・スプレイ設備、臨界防止設備、監視設備	—	・けん引車
第四十三条第1項第一号	セル内又は建屋内（セル内を除く。以下この条において同じ。）において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあつては、第三号に掲げる設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備	—	—	—
第四十三条第1項第二号	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備	※再処理施設では、放射性物質の漏えい防止に係る設備はないことから、「一」とする。	—	—
第四十三条第1項第三号	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	—	—	—
第四十三条第1項第四号	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	—	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「〇」、「△」、「—」の考え方	「<<〇>>」、「<<△>>」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第四十四条第1項	再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。	・放水設備、注水設備、抑制設備	・設備を運搬するホイールローダ、運搬車及び小型船舶	—
第四十五条第1項	再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等に対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。	・水供給設備	・設備を運搬するホース展張車及び運搬車	—
第四十六条第1項	再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	・重大事故等に対処するための設備への電源供給に用いる代替電源設備及び代替所内電気設備 ・発電に必要な補機駆動用燃料補給設備	・内的SA対処として使用する受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備	—
第四十七条第1項	再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。	・再処理施設の重大事故等のパラメータを監視する計器、回路及びそれらへの給電、動作に係る機器等	・けん引車	—
第四十七条第2項	再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。	・再処理施設の重大事故等のパラメータを監視する計器、回路 ・情報を把握するための計測制御装置及び緊急時対策建屋情報把握設備		—
第四十七条第3項	前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれなければならない。	同上		—
第四十八条第1項	第二十三条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。	・制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・制御室換気設備、制御室遮蔽設備、制御室放射線計測設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備、制御室放射線計測設備	—	・出入管理区画の設定等
第四十九条第1項	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	・重大事故等時の工場等及び周辺の放射性物質の濃度等を監視するための設備(排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、放射能観測車、代替放射能観測設備、環境モニタリング用代替電源設備)	・設備を運搬する監視測定用運搬車	—
第四十九条第2項	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	・風向、風速等の気象観測するための気象観測設備及び代替気象観測設備	・設備を運搬する監視測定用運搬車	—
第五十条第1項第一号	第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	・居住性確保の観点から、緊急時対策建屋、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋電源設備	—	—
第五十条第1項第二号	重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。	・情報把握するための緊急時対策建屋情報把握設備	—	—
第五十条第1項第三号	再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	・緊急時対策所から所内外に連絡するための所内通信連絡設備、所外通信連絡設備	—	—
第五十条第2項	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	・要員を収容する緊急時対策建屋	—	—
第五十一条第1項	再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	・所内外に連絡をするために必要な設備(情報把握計装設備、代替モニタリング設備、代替気象観測設備、通信連絡設備、代替通信連絡設備)	—	—































































































































































































































































































































































































































































































































































































































































































































































































































条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)	
第4条 核燃料物質の臨界防止	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送	○	○	○	○	○	
第5条 安全機能を有する施設の地盤	耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能	○	○	○	○	○	
	B,Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	
第6条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	○	○	○	○	○	
	機器・配管系の動的解析方法	○	○	○	○	○	
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	○	○	○	○	
	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	
第7条 津波による損傷の防止	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	
	波及的影響を及ぼし得る施設	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	
	固縛等の措置	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	
	降下火砕物の長期的な堆積	○	○	○	○	○	
	除灰後の点検及び保守等	○	○	○	○	○	
	大気汚染	○	○	○	○	○	
	フィルタ	○	○	○	○	○	
	計測制御設備、安全保護回路、非常用所内電源系統、放射線監視設備の盤に対する考慮	○	○	○	○	○	
	新知見の確認及びモニタリング	○	○	○	○	○	
	フィルタの交換、清掃及び吸引による除灰等	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	除灰後の点検及び保守並びに制御室の外気遮断等	○	○	○	○	○	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	
	敷地内の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	
	防火帯	○	○	○	○	○	
	再処理施設の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	
	屋内の安全上重要な施設に対する防護方針	○	○	○	○	○	
	耐火被覆又は遮熱板	○	○	○	○	○	
	フィルタ	○	○	○	○	○	
	共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	
	防火帯の運用	○	○	○	○	○	
	タンクローリ火災に対する措置	○	○	○	○	○	
耐火被覆の定期的な保守管理	○	○	○	○	○		
ばい煙及び有毒ガスに対する措置	○	○	○	○	○		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (航空機落下)	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (落雷)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	
	避雷設備	○	○	○	○	○	
	避雷設備、構内接地系	○	○	○	○	○	
	アナログ信号式の計測制御系統施設の保安器	○	○	○	○	○	
	アナログ信号式の計測制御系統施設のアイソレータ	○	○	○	○	○	
	デジタル信号式計測制御系統施設のシールドケーブル	○	○	○	○	○	
	放射線監視設備の光伝送ケーブル	○	○	○	○	○	
	電路	○	○	○	○	○	
	電気的・物理的独立性	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	
工程停止又は再処理施設を安定した状態への移行させる措置	○	○	○	○	○		



条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）	凍結及び高温に対する考慮	○	○	○	—	—	
	排水溝及び敷地内排水路	○	○	○	—	—	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	
	屋外の外部事象防護対象施設の塗装及び腐食し難い金属の使用	○	○	○	—	—	
	有毒ガスの対応	○	○	○	—	—	
	計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置	○	○	○	—	—	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	
	除雪	○	○	○	—	—	
第9条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	人の不法な侵入の防止に係る措置	○	—	—	—	—	
	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置	○	—	—	—	—	
	不正アクセス行為の防止に係る措置	○	—	—	—	—	
	関係機関との通信及び連絡に係る措置	○	—	—	—	—	
	核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置	○	—	—	—	—	
	放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計	—	○	○	—	○	
第10条 閉じ込めの機能	放射性物質が漏えいし難い設計	—	○	○	—	○	
	ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を密閉した系統及び機器内で取り扱う設計	—	—	○	—	—	
	逆流防止の措置	—	○	○	—	—	
	放射性物質を内包する系統及び機器をセル等又は室に収納する設計	—	○	○	—	—	
	漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計（セル内漏えい検知カメラの設置）	—	—	○	—	—	
	管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計	—	○	○	—	—	
	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計（漏えいしたことが分かる内部ループの形成）	—	○	○	—	—	
	熱媒中に放射性物質が漏えいした場合は、汚染した熱媒を安全に処理し得る設計	—	○	○	—	—	
	敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計	—	○	○	—	—	

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考		
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)			
第11条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○		
		煙等流入防止対策	○	○	○	○	○		
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○		
		火災防護計画	○	○	○	○	○		
		放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器の監視	○	○	○	○	○		
		放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器を収納するセルに対する対策（着火源を有する機器を設置しない）	○	○	○	○	○		
		ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備に対する対策（ドラム又はガラス固化体に収納し、そのうちドラムについては、水中で取り扱う）	○	○	○	○	○		
		硝酸ヒドラジンに対する貯蔵及び取扱時の漏えい防止	○	○	○	○	○		
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○		
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	○	○	○	○	○		
		油内包設備 配置上の考慮	○	○	○	○	○		
		自然換気	○	○	○	○	○		
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	○	○	○	○	○		
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	○	○	○	○	○		
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	○	○	○	○	○		
		蓄電池室の換気設備	○	○	○	○	○		
		換気に係る水素濃度設定	○	○	○	○	○		
		蓄電池室の設計	○	○	○	○	○		
		可燃性ガスの貯蔵	○	○	○	○	○		
		防爆対策	○	○	○	○	○		
		可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計(接地含む)	○	○	○	○	○		
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	○	○	○	○	○		
		換気、通風又は拡散の措置	○	○	○	○	○		
		可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	○	○	○	○	○		
		冷却水設備 安全冷却水系	○	○	○	○	○		
		ガラス固化体貯蔵設備	○	○	○	○	○		
		廃樹脂及び廃スラッジの貯蔵	○	○	○	○	○		
		廃棄物の保管(金属容器への封入)	○	○	○	○	○		
		遮断器	○	○	○	○	○		
		電気室(電源供給のみに使用)	○	○	○	○	○		
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	○	○	○	○	○		
		グローブボックス及びセルパネル(非密封で放射性物質を取扱う)	○	○	○	○	○		
		グローブボックス(パネルに可燃性材料を使用)	○	○	○	○	○		
		パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置	○	○	○	○	○		
		金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	○	○	○	○	○		
		保温材に対する不燃性材料の使用	○	○	○	○	○		
		建屋内装材の不燃性材料の使用	○	○	○	○	○		
		建屋内装材の塗装(難燃性)	○	○	○	○	○		
		カーペット(防炎物品)	○	○	○	○	○		
		火災防護上重要な機器等のケーブルに対する難燃性材料の使用	○	○	○	○	○		
		火災防護上重要な機器等の非難燃ケーブルへの措置	○	○	○	○	○		
		換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	○	○	○	○	○		
		絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	○	○	○	○	○		
		避雷設備、構内接地系(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○		
		耐震設計(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○		
		中央制御室の影響軽減対策	○	○	○	○	○		
		サーモグラフィ	○	○	○	○	○		
		ケーブルトレイ	○	○	○	○	○		
		火災影響評価	○	○	○	○	○		
		第2章 個別項目	耐火シール、防火戸、防火ダンパ	○	○	○	○	○	
			点検・試験(火災感知器)	○	○	○	○	○	
			予備品確保・早期復旧(火災感知器)	○	○	○	○	○	
			可搬型排煙機及びサーモグラフィの配備	○	○	○	○	○	
			消火水による影響	○	○	○	○	○	
			消火水の流出防止対策	○	○	○	○	○	
			消火ガスの流出防止対策	○	○	○	○	○	
			移動式消火設備	○	○	○	○	○	
			ポンプを設置する室に対する人による消火活動	○	○	○	○	○	



条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考		
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)			
第12条 再処理施設内における溢水による損傷の防止	第1章 共通項目	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持	○	○	○	○	○		
		溢水評価条件の変更の都度、溢水評価を実施すること	○	○	○	—	—		
		溢水源の設定(想定破損)	○	○	○	—	—		
		配管の肉厚管理	○	○	○	—	—		
		溢水源の設定、溢水量の算出(消火水)	○	○	○	—	—		
		溢水源の設定、溢水量の算出(地震)	○	○	○	—	—		
		溢水源の設定、溢水量の算出(その他)	○	○	○	—	—		
		隔離操作(溢水量の算出)	○	○	○	—	—		
		手動による漏えい停止の手順	○	○	○	—	—		
		溢水防護区画及び溢水経路の設定	○	○	○	—	—		
		防水扉及び水密扉の閉止運用	○	○	○	—	—		
		浸水影響評価の実施	○	○	○	—	—		
		機能喪失高さの設定	○	○	○	—	—		
		被水影響評価の実施	○	○	○	—	—		
		保護構造	○	○	○	—	—		
		評価対象の設備の抽出	○	○	○	—	—		
		消火水放水時に不用意な放水を行わない運用	○	○	○	—	—		
		蒸気影響評価の実施	○	○	○	—	—		
	スロッシング評価の実施	○	○	○	—	—			
	建屋外からの溢水評価の実施	○	○	○	—	—			
	溢水防護設備の保守点検、補修	○	○	○	—	—			
	第2章 個別項目	防水扉	—	○	○	—	—		
		水密扉	—	○	○	—	—		
		床ドレン逆止弁	—	○	○	—	—		
		壁(貫通部止水処置を含む。)	—	○	○	—	—		
		溢水防護板	—	○	○	—	—		
		自動検知・遠隔隔離システム	—	○	○	—	—		
		ターミナルエンド防護カバー	—	○	○	—	—		
		蒸気防護板	—	○	○	—	—		
		漏えい検知器	—	○	○	—	—		
		液位計	—	○	○	—	—		
		止水板及び蓋	—	○	○	—	—		
		第13条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第1章 共通項目	化学薬品防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持	○	○	○	○	○
化学薬品の漏えい評価条件の変更の都度、化学薬品の漏えい評価を実施すること				○	○	○	—	—	
化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応				○	○	○	—	—	
設計上考慮すべき化学薬品の設定				○	○	○	—	—	
化学薬品の漏えい源の設定(想定破損)	○			○	○	—	—		
配管の肉厚管理	○			○	○	—	—		
隔離操作(化学薬品の漏えい量の算出)	○			○	○	—	—		
手動による漏えい停止の手順	○			○	○	—	—		
建屋内及び洞道の評価方針	○			○	○	—	—		
化学薬品の漏えい源の設定、漏えい量の算出(地震)	○			○	○	—	—		
化学薬品の漏えい源の設定、漏えい量の算出(その他)	○			○	○	—	—		
化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定	○			○	○	—	—		
防水扉及び水密扉の閉止運用	○			○	○	—	—		
浸液影響評価の実施	○			○	○	—	—		
機能喪失高さの設定	○			○	○	—	—		
被液影響評価の実施	○			○	○	—	—		
評価対象設備の抽出	○			○	○	—	—		
保護構造	○			○	○	—	—		
腐食性ガス影響評価の実施	○		○	○	—	—			
建屋外からの化学薬品の漏えい評価の実施	○		○	○	—	—			
第2章 個別項目	化学薬品防護設備の保守点検、補修		○	○	○	—	—		
	防水扉		—	○	○	—	—		
	水密扉		—	○	○	—	—		
	床ドレン逆止弁		—	○	○	—	—		
	壁(貫通部止水処置を含む。)		—	○	○	—	—		
	薬品防護板		—	○	○	—	—		
	遮断弁		—	○	○	—	—		
	機器収納ボックス、二重管		—	○	○	—	—		
	漏えい検知器		—	○	○	—	—		

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)		
第14条 安全避難通路等	安全避難通路 可搬照明	-	○	○	-	-		
第15条 安全上重要な施設 第16条 安全機能を有する施設	第1章 共通項目	安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の操作場所の環境条件に対する考慮	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の維持管理	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の試験、検査性等に対する考慮	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する安全上重要な施設以外の施設	-	-	○	-	-	
		安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	
		重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計	○	○	○	○	○	
第21条 放射線管理施設	第2章 個別項目							
第22条 安全保護回路	蒸気供給設備における安全蒸気系の起動	-	-	○	-	-		
第23条 制御室等	放射線管理に必要な情報の表示	-	-	○	-	-		
	ハードウェアを直接接続させない措置	-	-	○	-	-		
	現場盤	-	○	○	-	-		
第26条 使用済燃料等による汚染の防止	放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計	-	○	○	-	-		
	汚染を除去する除染設備を設ける設計及び除染設備の排水はを液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計	-	○	○	-	-		
第27条 遮蔽	遮蔽計算に係る考慮事項	-	○	○	-	-		
第28条 換気設備	逆流防止	-	○	○	-	-		
	建屋給気系のダクト	-	○	○	-	-		
第32条 重大事故等対処施設の地盤	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能	-	○	○	-	-		
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系に係る接地圧における許容限界	-	○	○	-	-		
第33条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	-	○	○	-	-		
	機器・配管系の動的解析方法	-	○	○	-	-		
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	-	○	○	-	-		
	波及的影響に係る機器設備時の配慮事項等	-	○	○	-	-		
第34条 津波による損傷の防止	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮	○	○	○	○	-		
	可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管	○	○	○	-	-		



条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)		
第35条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	-	○	○	-	-	
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	-	○	○	○	-	
		火災防護計画	○	○	○	○	-	
		分析試験に対する保管・取り扱いに係る対策	-	○	○	-	-	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	-	○	○	-	-	
		油内包設備 配置上の考慮	-	○	○	-	-	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	-	○	○	-	-	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	-	○	○	-	-	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	-	○	○	-	-	
		換気に係る水素濃度設定	-	○	○	-	-	
		蓄電池室の設計	-	○	○	-	-	
		防爆対策	-	○	○	-	-	
		可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計(接地含む)	-	○	○	-	-	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	-	○	○	-	-	
		可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	-	○	○	-	-	
		廃棄物の保管(金属容器への封入)	-	○	○	-	-	
		遮断器	-	○	○	-	-	
		電気室(電源供給のみに使用)	-	○	○	-	-	
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	-	○	○	-	-	
		パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置	-	○	○	-	-	
		金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	-	○	○	-	-	
		保温材に対する不燃性材料の使用	-	○	○	-	-	
		建屋内装材の不燃性材料の使用	-	○	○	-	-	
		建屋内装材の塗装(難燃性)	-	○	○	-	-	
		カーペット(防炎物品)	-	○	○	-	-	
		重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用	-	○	○	-	-	
		重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置	-	○	○	-	-	
		換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	-	○	○	-	-	
		絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	-	○	○	-	-	
		避雷設備、構内接地系(重大事故等対処施設)	-	○	○	-	-	
	耐震設計(重大事故等対処施設)	-	○	○	-	-		
	巻防護対策	-	○	○	-	-		
	防火帯	-	○	○	-	-		
	第2章 個別項目	耐火シール、防火戸、防火ダンパ	-	○	○	-	-	
		点検・検査(火災感知器)	-	○	○	-	-	
		予備品確保・早期復旧(火災感知器)	-	○	○	-	-	
		消火水による影響	-	○	○	-	-	
		消火水の流出防止対策	-	○	○	-	-	
		消火ガスの流出防止対策	-	○	○	-	-	
		移動式消火設備	-	○	○	-	-	
		ポンプを設置する室に対する人による消火活動	-	○	○	-	-	
		重大事故等対処設備の維持管理	-	○	○	-	-	
		除雪、除灰及び屋内への配備	-	○	○	-	-	
		重大事故等に対処するための手順、訓練、教育	-	○	○	-	-	
		作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備	-	○	○	-	-	
工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定		-	○	○	-	-		
現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止		-	○	○	-	-		
第36条 重大事故等対処設備		重大事故等対処設備の識別管理	-	○	○	-	-	
	中央制御室での迅速な操作及び制御盤の操作性	-	○	○	-	-		
	動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認	-	○	○	-	-		
	溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定	-	○	○	-	-		
	建蔽に対する屋外アクセスルートの運用	-	○	○	-	-		
	屋外アクセスルートの復旧	-	○	○	-	-		
	凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保	-	○	○	-	-		
	屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用	-	○	○	-	-		
	消防車による初期消火活動	-	○	○	-	-		
	屋内アクセスルートにおける薬品防護具の着用	-	○	○	-	-		
	アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策	-	○	○	-	-		
	アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備	-	○	○	-	-		
	屋内アクセスルートの設定	-	○	○	-	-		

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考
		1 (2項変更)	2-1 (1項変更)	2-2 (2項変更)	2-3 (別設工認①)	2-4 (別設工認②)	
第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	—	○	—	—	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	—	
第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	固縛対策（竜巻）	—	—	○	—	—	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	—	
第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	固縛対策（竜巻）	—	—	○	—	—	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	—	
第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	—	○	—	—	
第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	固縛対策（竜巻）	—	○	—	—	—	
第44条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	放水時の臨界安全の考慮	—	—	○	—	—	
	固縛対策（竜巻）	—	—	○	—	—	
第45条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	固縛対策（竜巻）	—	—	○	—	—	
	固縛対策（竜巻）	—	—	○	—	—	
第46条 電源設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	○	○	○	—	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	○	○	○	—	
	火災防護計画（森林火災）	—	○	—	○	—	
	主要パラメータ	—	○	○	—	—	
第47条 計装設備	補助パラメータ	—	○	○	—	—	
	計測に当たっての優先順位	—	○	○	—	—	
第48条 制御室	出入管理区画	—	○	○	—	—	
	出入管理区画用資機材の確保	—	○	—	—	—	
	中央制御室内の換気（代替中央制御室送風機）	—	—	○	—	—	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気（代替制御室送風機）	—	○	—	—	—	
	工程停止等の手順	—	○	○	—	—	
	可搬型照明	—	○	○	—	—	
第49条 監視測定設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	—	
第50条 緊急時対策所	固縛対策（竜巻）	—	○	—	—	—	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	—	
第51条 通信連絡を行うために必要な設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	—	
	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	—	○	—	—	



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

凡例：

申請時期及び申請回次

①	第2回申請（1項変更）
②-1	第1回申請（2項変更）
②-2	第2回申請（2項変更）

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第九号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。
—	SA専用設備等。

SA区分

常設SA	技術基準規則第一条第2項第十一号の定義に該当する重大事故等対処設備のうち、常設のもの。（建物・構築物については、常設SA設備を収納する建屋も「常設」とする）
可搬型SA	技術基準規則第一条第2項第十一号の定義に該当する重大事故等対処設備のうち、可搬型のもの。
—	安全機能を有する施設。

耐震設計

①耐震設計（DB）、②1.2Ssの有無（起因系）/③耐震設計（SA）、④1.2Ssの有無（対処系）
---

耐震設計（DB）

S	耐震重要度分類におけるSクラス施設
B	耐震重要度分類におけるBクラス施設
B-1	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
B-2	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
C	耐震重要度分類におけるCクラス施設
C-1	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
C-2	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動Ssによる地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品を防護する機能を保持できる設計とするもの
C-3	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動Ssによる地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
—	上記以外（当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む）

耐震設計（SA）

1.2Ss	重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動Ssの1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの ・事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備
S, B, C (S), (B), (C) 等	代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの 〔（）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類（耐震設計（DB）の区分を記載する）〕
—	上記以外

条項との対応

○	技術基準の適合性確認を実施するもの。
△	技術基準の適合性について、既認可から変更がないもの。
《○》	事業許可の整合性のみの観点で機能を確認するもの。
《△》	事業許可の整合性のみの観点について既認可から変更がないもの。
—	上記対象外

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

凡例：

注記

注1	第五条第1項及び第三十二条第1項の要求のうち、各建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は、その設置される建物にて説明する。
注2	第七条第1項のうち、各建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は、収納される建屋の申請にて説明するため、「一」とする。なお、耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 第三十四条第1項のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は、設置する建物・構築物の申請にて説明するため、「一」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。
注3	第八条第1項、第2項及び第3項については、外部からの衝撃を防護する建屋、電巻防護対策設備、屋外に設置する安重機器等を対象とする。なお、防護対象設備のうち、外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。
注4	第九条第1項の要求は、「人の不法な侵入の防止に係る措置」、「不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」、「不正アクセス行為の防止に係る措置」、「関係機関との通信及び連絡に係る措置」、「核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注5	第十一条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「火災防護上重要な機器等のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「火災防護上重要な機器等の非難燃性ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注6	第十四条第1項の要求のうち、安全避難通路は、「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注7	第十四条第3項の要求のうち、可搬型照明は、「可搬型照明」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注8	第十六条第1項の要求は、「安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮」、「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」、「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」、「安全機能を有する施設の操作場所の環境条件に対する考慮」、「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」、「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注9	第十六条第2項及び第3項の要求は、「安全機能を有する施設の試験、検査性等に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注10	第十六条第4項の要求は、「安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置」、「重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注11	第三十五条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注12	第三十六条第1項の要求のうち、操作の確実性は、「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」、「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」、「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」、「重大事故等対処設備の識別管理」、「中央制御室での迅速な操作及び制御盤の操作性」、「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注13	第三十六条第3項の要求のうち、可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は、「溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定」、「津波に対する屋外アクセスルートの運用」、「屋外アクセスルートの復旧」、「凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保」、「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「消防車による初期消火活動」、「屋内アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策」、「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備」、「屋内アクセスルートの設定」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注14	第四十三条第1項については、再処理施設において系統又は機器からの放射性物質の漏えいの発生は想定されないことから、対象となる設備はない。なお、対象となる設備がないことを添付書類等にて説明する。
注15	重大事故等対処設備を防護するために必要な設備として技術基準に適合する設計であることを示す。



## 技術基準規則各条文と関連書類との整理(再処理施設)

## 1. 基本的な作成方針

- (1) 本資料は、各回次の申請対象設備と各条文の基本設計方針の対応する展開先の添付書類を踏まえて、整理している。
- (2) 当該申請回において次回以降の申請において確認を受ける又は、前回までの申請において確認が完了している技術基準規則条文については、灰色ハッチングを行う。
- (3) ある条文の基本設計方針の適合性説明の展開を、他の条文の基本設計方針に基づく場合は、その基本設計方針を受けて展開する適合性説明書に○をつける。  
(個別施設の基本設計方針の冒頭に記載する共通条文に基づく設計とする旨の記載については、設計上考慮する共通条文を示すためのものであり、共通条文で説明する内容であることから、これを受けての○つけはしない。)
- (4) 「再処理施設の耐震性に関する説明書」は、「第5条 安全機能を有する施設の地盤」「第6条 地震による損傷の防止」「第32条 重大事故等対処施設の地盤」「第33条 地震による損傷の防止」に○をつける。また、耐震条文以外の「第11(35)条 火災」「第12条 溢水」「第13条 薬品」「第36条 重大事故等対処設備」についても、当該条文に対する適合性を踏まえ耐震計算書を添付するため、○をつける。
- (5) 「設備別記載事項の設定に関する説明書」は、仕様表又は基本設計方針に記載した仕様(基本設計方針は個数)のうち「容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、口径及び除去効率」の設定値の根拠を説明を行う添付書類である。  
各条文の○の記載方針は、基本設計方針を受けて適合性として示すべき仕様を踏まえ、設定値根拠の対象仕様の場合に○をつけることとしている。  
なお、上記の根拠説明を行う設定値は、発電炉の設定値根拠説明の説明対象となる設定値を参考に設定している。  
また、再処理施設特有の設定値(発電炉にない仕様表仕様)は、再処理施設の技術基準の適合性をもとに抽出されるものであることから、対応する技術基準の適合性説明書においてその根拠を説明することとする。(グローブボックスの漏れ率等)
- (6) 添付図面は、仕様表対象の建物・構築物及び設備・機器の構造、配置、系統構成を主要寸法と併せて示すため添付する。添付図面の○の記載方針は、各条文の適合性の内容を踏まえ、関連する添付図面に○をつける。また、各条文の適合説明書の中において、建物・構築物及び設備・機器の構造、配置、系統構成に係る図面を個別に載せている場合においても、対応する図面の種類(構造図、系統図等)を踏まえ●をつける(参考1を参照)。
- (7) 緊急時対策所の居住性に係る遮蔽設計については、緊急時対策建屋の遮蔽設備の申請回において「制御室及び緊急時対策所に関する説明書」(第50条 緊急時対策所)に○をつける。(参考2を参照)。
- (8) 「2.」「3.」及び「4.」に各申請書類の記載方針を示す。

## 2. 条文共通の申請書類の○の記載方針

申請書類		記載方針
本文	基本設計方針	・申請設備に係る条文について○をつける。
	工事の方法	・申請設備に係る条文のうち、工事(検査含む)があるものについて○をつける。
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	・申請設備に係る条文について○をつける。
添付	再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	・申請設備に係る条文について○をつける。
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	・申請設備に係る条文について○をつける。

## 3. 各条文に係る添付書類の○の記載方針（添付図面を除く。）

申請条文		記載方針
第4条	核燃料物質の臨界防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット及び複数ユニットに係る設備の申請回において、「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・その他の臨界防止に関する設計方針（臨界警報装置の設置）については、「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・臨界防止に関する計測制御設備の申請回において、「計測制御系統施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第5条	安全機能を有する施設の地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の安全機能を有する施設の申請回において、「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)</li> </ul>
第6条	地震による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の安全機能を有する施設の申請回において、「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)</li> <li>・地下水排水設備の仕様表の性能仕様(容量, 個数等)を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第7条	津波による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地共通の内容であるため、屋外機器、建物・構築物を申請する第1, 2回において「再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対象施設及び評価対象施設の申請を踏まえ、第1回, 第2回に「再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・竜巻随伴事象の火災に対する考慮については、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えないことを「火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づくため○をつける。(火災防護対策を含めた全体的な内容であるため第1, 2回に○をつける。)</li> <li>・竜巻随伴事象の溢水に対する考慮については、「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づくため○をつける。(第1, 2回)</li> </ul>
第9条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地共通の内容であるため、第1回において「再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第10条	閉じ込めの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉じ込め機能に係る設備（セル、グローブボックス、施設外漏えい防止堰、建屋、換気設備等）の申請回及び使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計方針<sup>*</sup>の申請回に「再処理施設の閉じ込めに関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)</li> <li>・フィルタの捕集効率及び段数については、廃棄施設で展開するため、当該設備の申請回の「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・漏えい液受皿の臨界管理に係る設計方針については、「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・プール水の漏えいし難い構造及び漏えいを検知し安全に処置できる設計方針及びに関する設計方針については、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で展開するため、当該設備の申請回の「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul> <p>※なお、使用済燃料の崩壊熱除去に関する設計方針については、「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に関する説明書」、製品貯蔵容器の崩壊熱除去に関する設計方針については、「製品貯蔵施設に関する説明書」、ガラス固化体の崩壊熱除去に関する設計方針については、「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」にて展開するため、それぞれの展開先の条文中で○をつける。</p>
第11条	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護設備、火災等による損傷の防止で考慮する施設に係る申請を踏まえ「火災及び爆発の防止に関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)</li> <li>・火災防護設備の火災感知設備、消火設備、影響軽減設備の申請回において「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づく設計とするため○をつける。(第2回)</li> <li>・火災防護設備のうち、共用する施設の申請回は、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・火災の適合性に係る仕様（消火設備の容器の容量等）を申請する申請回については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第12条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水防護対象設備及び溢水防護設備の申請回（溢水防護区画、開口部高さを示す各建屋を含む。）において、「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)</li> <li>・溢水防護設備、溢水影響評価を申請する申請回については、溢水防護設備の耐震性、溢水影響評価条件の妥当性（溢水源の耐震計算）を示すため「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>

第13条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学薬品防護対象設備及び化学薬品防護設備の申請回（化学薬品防護区画，開口部高さを示す各建屋を含む。）において，「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に○をつける。（第1，2回）</li> <li>化学薬品防護設備，化学薬品漏えい評価を申請する申請回については，化学薬品防護設備の耐震性，化学薬品漏えい評価条件の妥当性（化学薬品漏えい源の耐震計算）を示すため「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>
第14条	安全避難通路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全避難通路を設定する建物・構築物，照明設備の申請回において，「安全避難通路等に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>
第15条	安全上重要な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設に分類される機器，設備の申請回において，「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。（第1，2回）</li> </ul>
第16条	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能を有する施設の申請回において，「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。（第1，2回）</li> </ul>
第17条	材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能を有する施設のうち，添付-1に示す材料・構造の対象となる機器・配管において「強度及び耐食性に関する説明書」に○をつける。（第1，2回）</li> <li>最高使用圧力，最高使用温度の設定根拠を示すため「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>
第18条	搬送設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質を収納する容器等を搬送する設備を申請する申請回（第2回）において，「搬送設備に関する説明書」に○をつける。（搬送能力についても本添付書類で展開する。）</li> </ul>
第19条	使用済燃料の貯蔵施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設（燃料貯蔵プール等）を申請する申請回において，「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> <li>製品貯蔵施設（粉末缶等）を申請する申請回（第2回）において「製品貯蔵施設に関する説明書」に○をつける。</li> <li>共用する貯蔵施設（混合酸化燃料貯蔵容器，粉末缶）の申請回（第2回）において，「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>
第20条	計測制御系統施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測制御設備を申請する申請回において，「計測制御系統施設に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> <li>核燃料物質の臨界防止に関する設計を申請する申請回において，「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>
第21条	放射線管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理施設の申請回において，「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> <li>共用する放射線管理施設の申請回において，「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>
第22条	安全保護回路	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全保護回路を申請する申請回において，「計測制御系統施設に関する説明書」に○をつける。（第2回）</li> </ul>



第23条	制御室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制御室及び制御室換気設備を申請する申請回において、「制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第24条	廃棄施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄施設(気体廃棄物の廃棄施設, 液体廃棄物の廃棄施設)を申請する申請回において、「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・気体, 液体廃棄物の放出濃度を監視する基本設計方針に対する詳細設計(排気, 排水モニタ)を展開するため, 当該設備の申請回において「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・共用する廃棄施設(海洋放出管等)の申請回において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第25条	保管廃棄施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固体廃棄物の廃棄施設(高レベルガラス固化体貯蔵設備, 低レベル固体廃棄物貯蔵設備等)を申請する申請回において、「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・共用する固体廃棄物廃棄施設の申請回において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・保管廃棄施設の適合性に係る仕様(容量)を申請する申請回については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第26条	使用済燃料等による汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置し, 汚染のおそれのある建物・構築物である各建屋及び洞道の申請回において「再処理施設の閉じ込めに関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第27条	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽設備の申請回(第2回)において、「放射線による被ばくの防止に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・遠隔操作に係る設計については, 制御室の基本設計方針を展開する「制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に当該施設の申請回に○をつける。(第2回)</li> <li>・放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことによる放射線防護上の措置については換気設備側で展開することから「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第28条	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気設備を申請する申請回において、「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・共用する換気設備(分析建屋換気設備, 北換気筒)の申請回において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第29条	保安電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備の申請回において、「電気設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・共用する電気設備(第1非常用ディーゼル発電機等)の申請回(第2回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第30条	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所の申請回において、「制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・共用する緊急時対策所の申請回において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・緊急時対策所の通信連絡, 情報把握設備に係る要求を踏まえ, 「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第31条	通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡設備の申請回において「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・通信連絡設備は共用する設備(ページング装置等)があるため, 「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第32条	重大事故等対処施設の地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の重大事故等対象施設の申請回において「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第33条	地震による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の重大事故等対象施設の申請回において「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・地下水排水設備の仕様表の性能仕様(容量, 個数)を踏まえ「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>

第34条	津波による損傷の防止	・第7条 津波による損傷の防止に同じ。
第35条	火災等による損傷の防止	・第11条 火災等による損傷の防止に同じ。
第36条	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の申請回において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・重大事故等対処設備の竜巻、火山、外部火災の影響評価については、「再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」によるため、重大事故等対処設備の申請回に○をつける。(第2回)</li> <li>・重大事故等対処設備の溢水による損傷防止の溢水影響評価については、「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」によるため、溢水影響評価を申請回に○をつける。(第2回)</li> <li>・重大事故等対処設備の化学薬品漏えいによる損傷防止の影響評価については、「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」によるため、影響評価を申請する申請回に○をつける。(第2回)</li> <li>・重大事故等対処施設のうち、地震を要因とする重大事故等対処に係る施設を申請する申請回において、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した耐震計算書を示すため「再処理施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・重大事故等対処設備の申請回において、個数及び容量の適合性の観点から「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第37条	材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備のうち添付-1に示す材料・構造の対象となる機器・配管を申請する申請回において、「強度及び耐食性に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・最高使用圧力、最高使用温度の設定根拠を示すため「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第38条	臨界事故の拡大を防止するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨界事故の拡大を防止するための設備を申請する申請回において、「臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・臨界事故の拡大を防止するための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第39条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備を申請する申請回において、「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第40条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備を申請する申請回において、「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>

第41条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備を申請する申請回において、「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第42条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を申請する申請回において、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第43条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本技術基準に対しては、事業変更許可において放射性物質の漏えいに対処するための設備に係る重大事故等の発生が想定されないと整理した内容についての説明書を添付する。このため、核燃料物質を取り扱う設備を申請する最初の申請回において、「放射性物質の漏えいに対処するための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第44条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放出抑制設備を申請する申請回において、「工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・放出抑制設備の基本設計方針のうち、悪影響防止(共用を含む。以降同じ。)、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第45条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水供給設備を申請する申請回において、「重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・水供給設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・貯水槽から各建屋までルートに対しては「工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第46条	電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源設備、補機駆動用燃料補給設備を申請する申請回において、「電気設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・電源設備、補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第47条	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備を申請する申請回において、「計測制御系統施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・計装設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第48条	制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制御室を申請する申請回において、「制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・制御室の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第49条	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視測定設備の申請回において、「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・監視測定設備の監視及び記録に係る要求を踏まえ、通信連絡設備(情報把握設備)を申請する申請回において「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・監視測定設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数、容量等の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>



第50条	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所を申請する申請回において、「制御室及び緊急時対策所に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・緊急時対策所の必要な情報把握に係る要求を踏まえ、「通信連絡設備に関する説明書」に情報把握設備の申請回に○をつける。(第2回)</li> <li>・緊急時対策所の基本設計方針のうち、悪影響防止(共用を含む。以降同じ。), 環境条件, 試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数, 容量等の設定根拠を示すため, 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>
第51条	通信連絡を行うために必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡を行うために必要な設備の申請する申請回において, 「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> <li>・通信連絡を行うために必要な設備の基本設計方針のうち, 悪影響防止, 環境条件, 試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回)</li> <li>・必要な個数, 容量等の設定根拠を示すため, 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)</li> </ul>

4. 添付図面の○、●の記載方針

申請図面		記載方針
構内配置図	添付図面と関連する条文：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地に係る条文として以下の条文に○をつける。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「第5, 32条 地盤」「第6, 33条 地震」「第8条 外部衝撃」「第7, 33条 津波」は屋外機器の申請回（第1, 2回）、建物・構築物（各建屋・洞道、貯水所・保管庫、緊急時対策所）の申請回（第2回）に○をつける。</li> <li>「第15条 安全上重要な施設」は安全上重要な施設の多重性を有する配置を考慮するため、屋外機器等で構内配置図により多重性が示される安全上重要な施設の申請回に○をつける。（第1, 2回）</li> <li>「第24条 廃棄施設」は、排気口の位置を踏まえ気体廃棄物の廃棄設備の申請回に○をつける。（第2回）</li> <li>その他関連する条文として、公衆への線量評価の観点から「第27条 遮蔽」（第2回）、屋外溢水、薬品漏えい評価の観点から「第12条 溢水」「第13条 薬品」（第1, 2回）について○をつける。</li> </ul> </li> <li>上記以外で、共通的な条文として「第16条 安全機能を有する施設」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。</li> </ul>
	適合性説明書内で構内配置図に相当する図面を付ける条文：●	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考1に示す適合性説明書内の構内配置図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。</li> <li>「第5, 32条 地盤」：建屋下の地質の分布を明示した図面等（第1, 2回）</li> <li>「第6, 33条 地震」：敷地における建物・構築物の設置位置を示す図（第1, 2回）</li> <li>「第8条 外部衝撃」：近傍の危険物貯蔵施設の構内配置を明示した図面等（第1, 2回）</li> <li>「第12条 溢水」：屋外タンクの構内配置を明示した図面（第2回）</li> <li>「第23条 制御室, 第48条 制御室等」：制御室の居住性に係る被ばく評価における着目方位を示した図面（第2回）</li> <li>「第27条 遮蔽」：公衆の線量評価における評価点を明示した図面（第2回）</li> <li>「第50条 緊急時対策所」：緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における着目方位を示した図面等（第2回）</li> </ul>
平面図及び断面図	添付図面と関連する条文：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物・構築物の壁、床、天井の遮蔽厚さを示すため、「第27条 遮蔽」「第23条 制御室等, 48条 制御室」「第50条 緊急時対策所」（第2回）に○をつける。</li> <li>屋外からの溢水及び化学薬品の各建屋内への流入を考慮し、各建屋の申請回に「第12条 溢水」「第13条 薬品」に○をつける（第2回）。また、保管庫・貯水所等は、「第36条 重大事故等対処設備」側に○をつける。（第2回）</li> <li>「第10条 閉じ込め」の施設外漏えい防止堰の設置場所を示す観点で、○をつける。（第2回）</li> <li>また、関連する条文として、以下について○をつける。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>建物・構築物の強度評価に係る条文として、「第5, 32条 地盤」「第6, 33条 耐震」「第8条 外部衝撃」「第36条 重大事項等対処設備（1.2Ss, 外部衝撃）」に対して建物・構築物の申請回を踏まえ第2回に○をつける。</li> <li>安全避難通路を示す観点で「第14条 安全避難通路等」に○をつける。（第2回）</li> </ul> </li> <li>上記以外で、建物・構築物の共通的な条文として「第16条 安全機能を有する施設」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。</li> </ul>
	適合性説明書内で平面図及び断面図に相当する図面を付ける条文：●	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考1に示す適合性説明書内の平面図及び断面図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。</li> <li>「第6, 32条 地震」：建屋・洞道の構造概要を示すための概略平面図及び断面図、耐震壁の断面リスト、柱の断面リスト等（第2回）</li> <li>「第8条 外部衝撃」：強度計算の情報として建屋の情報として平面図、断面図の概要を示した図面等（第2回）</li> <li>「第14条 安全避難通路等」：安全避難通路等を明示した図面（第2回）</li> <li>「第15条 安全上重要な施設」：安全上重要な施設の範囲を明示した図面（第1, 2回）</li> <li>「第27条 遮蔽」：遮蔽設計の基準となる線量率、遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図面等（第2回）</li> <li>「第50条 緊急時対策所」：緊急時対策建屋の概要図（第2回）</li> </ul>
添付図面と関連する条文：○	系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>「系統図」は、主流路である主配管(換気系を除く。)の配置、系統構成並びに放射線管理施設の系統構成を示す図面である。</li> <li>系統図に関係する条文として、「第10条 閉じ込めの機能」「第15条 安全上重要な施設」（第1, 2回）、「第11, 35条 火災等による損傷の防止」「第19条 使用済み燃料の貯蔵施設等」「第21条 放射線管理施設」「第24条 廃棄施設」「第25条 保管廃棄施設」「第29条 保安電源設備」「第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備」「第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」「第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」「第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」「第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」「第44条 工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備」「第45条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備」「第49条 監視測定設備」（第2回）に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。</li> <li>また、関連する条文として、以下について追加で○をつける。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>配管系統を有する設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 33条 耐震(第1, 2回)」「第12条 溢水(第2回)」「第13条 薬品(第2回)」「第17, 37条 材料・構造(第1回 (DBのみ), 第2回)」「第36条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 溢水, 薬品)(第2回)」についても○をつける。</li> </ul> </li> </ul>
	換気系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>「換気系統図」は、主流路である主配管(換気系)の配置、系統構成を示す図面である。</li> <li>換気設備に関係する条文として、「第10条 閉じ込めの機能」「第19条 使用済み燃料の貯蔵施設等」「第23, 48条 制御室等」「第24条 廃棄施設」「第28条 換気設備」「第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」「第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」「第50条 緊急時対策所」（第2回）に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。</li> <li>また、関連する条文として、以下について○をつける。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>換気系統を有する設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 33条 耐震(第2回)」「第8条 外部衝撃(第2回)」「第17, 37条 材料・構造(第2回)」「第36条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 外部衝撃)(第2回)」についても○をつける。</li> </ul> </li> </ul>

系統図 (系統図, 換気系統図, 計測制御系統図, 搬送物フロー図, 単線結線図)	計測制御系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「計測制御系統図」は、計装設備の系統構成(検出器、指示、記録、警報)及びインターロック等による設備の動作を含む回路を示す図面である。</li> <li>計装設備の系統に関係する条文として、「第4条 臨界防止」(アルファ線検出器等(第2回))「第10条 閉じ込めの機能」「第19条 使用済み燃料の貯蔵施設等」(漏えい検知(第2回))「第20条 計測制御系統施設」(第2回)「第22条 安全保護回路」(第2回)「第47条 計装設備」(第2回)「第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」(第2回)に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。</li> </ul>
	搬送物フロー図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「搬送物フロー図」は、放射性物質を収納する容器等(使用済燃料集合体、ガラス固化体、ウラン酸化物貯蔵容器及び混合酸化物貯蔵容器)を搬送する設備の搬送の流れを示す図面である。</li> <li>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、脱硝施設、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備に係る設備・機器の基本設計方針に係る条文として、「第16条 安全機能を有する施設」「第19条 使用済み燃料の貯蔵施設等」「第25条 保管廃棄施設」(第2回)に○をつける。</li> <li>・また、関連する条文として、搬送物フロー図により、搬送設備の仕様表(搬送物の容量)に係わる情報として搬送設備が取り扱う容器等を特定するため「第18条 搬送設備」、設備・機器の取り扱う搬送物(核燃料物質の形態)がわかるため「第4条 臨界防止」に○をつける。</li> </ul>
	単線結線図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「単線結線図」は、発電機からの電源の供給側の条文として「第14条 安全避難通路等」「第29条 保安電源設備」「第46条 電源設備」(第2回)「第50条 緊急時対策所」(第2回)に○をつける。</li> </ul>
	-	上記以外で、設備・機器の共通的な条文として「第16条 安全機能を有する施設」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。また、参考1の系統図を踏まえ、関連条文に○をつける。
適合性説明書内で 系統図に相当する図面を 付ける条文：●	参考1に示す適合性説明書内の系統図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4条 臨界」：保管容器の移動時の解析モデルを示した概略図(第2回)</li> <li>・「第11条、35条 火災」：消火における火災感知から消火までの信号及び消火装置の系統を示した図面等(第2回)</li> <li>・「第12条 溢水」「第13条 薬品」：溢水防護設備等の概略系統及び試験概要を明示した図面(第2回)</li> <li>・「第14条 安全避難通路等」：照明設備の電源系統を明示した図面等(第2回)</li> <li>・「第15条 安全上重要な施設」：安全上重要な施設の範囲を示した図面(第1, 2回)</li> <li>・「第21条 放射線管理施設、第49条 監視測定設備」：放射線管理施設の系統構成、電源系統を示した図面(第2回)</li> <li>・「第22条 安全保護回路」：不正アクセスに関する物理的及び機能的分離を示した図面等(第2回)</li> <li>・「第23条 制御室等、48条 制御室」：制御室換気設備換気系統図等(第2回)</li> <li>・「第29条 保安電源設備」：アーク放電発生箇所とアーク放電を遮断する遮断器を明示した図面等(第2回)</li> <li>・「第50条 緊急時対策所」：緊急時対策建屋換気設備の換気系統図等(第2回)</li> <li>・「第31条、51条 通信連絡設備」通信連絡設備の通信系統、電源系統を示した図面(第2回)</li> <li>・「第38条 臨界(SA)」「第39条 蒸発乾固」「第40条 水素爆発」「第41条 有機溶媒」「第42条 プール」</li> <li>「第44条 放出抑制」「第45条 水供給」：事故対処の全体概要図(第2回)</li> <li>・「第47条 計装設備」：重要計器の構成図(第2回)</li> </ul>	
配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置図は仕様表に係る設備・機器(屋外機器除く)の図面として添付する。</li> <li>&lt;施設共通条文&gt;</li> <li>・「第4条 臨界」の複数ユニットの配置を示す観点で、○をつける。</li> <li>・「第12条 溢水」「第13条 薬品」の堰等の設置場所を示す観点で、○をつける。(第2回)</li> <li>・また、関連する条文として、以下について○をつける。</li> <li>➢設備・機器(主配管を除く。)の強度評価(建屋内に設置することで担保する設備を含む。)に係る条文「第6, 33条 耐震(第2回)」「第8条 外部衝撃(第2回)」「第11, 35条 火災(第2回)」「第12条 溢水(第2回)」「第13条 薬品(第2回)」「第36条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 外部衝撃, 溢水, 薬品)(第2回)」について○をつける。</li> <li>➢設備・機器が配置図で配置されている建屋(間接支持構造物)がわかることを踏まえ「第5, 32条 地盤」に○をつける。(第2回)</li> <li>➢安全上重要な設備・機器の多重性を有する配置を考慮するため、「第15条 安全上重要な施設」に○をつける。(第1, 2回)</li> <li>➢設備・機器の内部発生飛散物(安全上重要な施設の配置等)、試験・検査性を踏まえ、「第16条 安全機能を有する施設」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2回)</li> <li>➢火災区域、溢水防護、薬品防護区画と設備・機器の配置の関連性を踏まえ、「第11, 35条 火災」「第12条 溢水」「第13条 薬品」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2回)</li> <li>なお、「第18条 搬送設備」は、放射性物質を収納する容器等を搬送する設備に対しての要求(必要な容量と電源喪失時落下防止)であるため、配置図には○をつけていない。(安全上重要な施設への搬送物の落下防止は内部発生飛散物で確認する。)</li> </ul>	
添付図面と 関連する条文：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;個別設備の条文&gt;</li> <li>・個別設備に係る各条文(廃棄施設等)について、配置図を示す設備・機器(仕様表対象(屋外機器除く))の申請回に○をつける。</li> <li>また、設備・機器の共通的な条文として「第16条 安全機能を有する施設」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。</li> </ul>	



	<p>適合性説明書内で配置図に相当する図面を付ける条文：●</p>	<p>参考1に示す適合性説明書内の配置図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4条 臨界」：単一ユニット、複数ユニットの配置及び距離を示した図面(第2回)</li> <li>・「第12条 溢水」「第13条 薬品」：溢水防護対象設備等の配置を示した図面等(第2回)</li> <li>・「第21条 放射線管理施設、49条 監視設備」：放射線管理施設の機器配置を明示した図面(第2回)</li> <li>・「第23条 制御室等、48条 制御室」：制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 出入管理区画のレイアウト(第2回)</li> <li>・「第50条 緊急時対策所」：緊急時対策所内のレイアウトを明示した図面(第2回)</li> <li>・「第31条、51条 通信連絡設備」：通信連絡設備の取付箇所を明示した図面(第2回)</li> <li>・「第27条 遮蔽」：部屋単位の機器配置図に遮蔽計算代表点等を明示した図面(第2回)</li> <li>・「第36条 重大事故等対処設備」：重大事故等対処設備の配置を明示した図面等(第2回)</li> <li>・「第44条 放出抑制」：抑制設備(可搬型汚濁拡散防止フェンス、放射性物質吸着剤)の配置を明示した図面(第2回)</li> <li>・「第47条 計装設備」：重要計器の保管場所を示した図面(第2回)</li> </ul>
<p>構造図</p>	<p>添付図面と関連する条文：○</p>	<p>・構造図は、仕様表に係る設備・機器(配管、計装/放管設備、建物・構築物を除く。)の主要寸法を構造と併せて示すため添付する。</p> <p>&lt;施設共通条文&gt;</p> <p>・主要寸法等を要求する設備・機器の申請回において○をつける。</p> <p>「第4条 核燃料物質の臨界防止」「第10条 閉じ込め機能」「第11、35条 火災等による損傷の防止」「第12条 溢水」「第13条 薬品」「第18条 搬送設備」「第27条 遮蔽」(第2回)</p> <p>・また、関連する条文として、以下について○をつける。</p> <p>➢設備・機器の強度評価に係る条文「第6、33条 耐震(第1、2回)」、「第8条 外部衝撃(第1、2回)」、「第11、35条 火災(第2回)」「第12条 溢水(第2回)」「第13条 薬品(第2回)」「第17条、37条 材料構造」(第1回(DBのみ)、2回)「第36条 重大事故等対処設備(1.2Ss、外部衝撃、溢水、薬品)(第2回)」について○をつける。</p> <p>➢単一ユニットの設備・機器の容器の取扱構造、誤搬入防止機構・秤量器の設置状況を踏まえ、「第4条 核燃料物質の臨界防止」に○をつける。(第2回)</p> <p>&lt;個別設備の条文&gt;</p> <p>・廃棄施設等の個別設備に係る条文は、構造図を示す設備・機器(仕様表対象)の申請回に○をつける。</p> <p>上記以外で、設備・機器の共通的な条文として「第16条 安全機能を有する施設」「第36条 重大事故等対処設備」に○をつける。また、参考1の構造図を踏まえ、関連条文に○をつける。</p>
	<p>適合性説明書内で構造図に相当する図面を付ける条文：●</p>	<p>参考1に示す適合性説明書内の構造図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に○をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4条 臨界」：単一ユニット又は複数ユニットの計算モデルを示した概略図(第2回)</li> <li>・「第6条、33条 耐震」：耐震計算対象機器の構造の説明に必要な構造、評価モデルを明示した図面及び耐震評価に用いる設備・機器の情報としてボルトの配置を示した図面(第2回)</li> <li>・「第8条 外部衝撃」：強度計算の情報として機器の構造の概要を示した図面、屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の概形を表した図面等(第1、2回)</li> <li>・「第10条 閉じ込め」：漏えい液受皿の容量評価の設計条件として漏えい液受皿の構造を示した図面(第1、2回)</li> <li>・「第11条、35条 火災等による損傷の防止」：評価対象の概略構造を明示した図面(火災感知設備、消火設備)(第2回)</li> <li>・「第12条 溢水」「第13条 薬品」：評価対象の概略構造を明示した図面(第2回)</li> <li>・「第17条、37条 材料構造」：強度計算の情報として機器の強度計算箇所を示した構造図(第1、2回)</li> <li>・「第36条 重大事故等対処設備」：可搬型重大事故等対処設備の固縛・保管状態を示した図面(第2回)</li> </ul>



技術基準規則各条文と関連書類との整理(再処理施設)

【第2回申請】

資料名	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条	第40条	第41条	第42条	第43条	第44条	第45条	第46条	第47条	第48条	第49条	第50条	第51条						
	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込め機能	火災等による損傷の防止	再処理施設内における水の漏れによる損傷の防止	再処理施設内における化学薬品の漏れによる損傷の防止	安全避難経路等	安全上重要な施設	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	使用済燃料の貯蔵施設等	計測制御系統施設	放射線管理施設	安全保護回路	制御室等	廃棄施設	保管商業施設	使用済燃料等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	保安電源設備	緊急時対策所	通信連絡設備	重大事故等対処施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	火災等による損傷の防止	重大事故等対処設備	材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	放射性物質の漏えいに対処するための設備	工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	電源設備	計装設備	制御室	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うための必要な設備						
基本設計方針	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
工事の方法	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
核燃料物質の臨界防止に関する説明書	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
火災及び爆発の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
再処理施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
強度及び耐食性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
再処理施設の閉じ込めに関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
再処理施設内における漏水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通信連絡設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
安全避難通路等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
搬送設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
製品貯蔵施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計測制御系統施設に関する説明書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
制御室及び緊急時対策所に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線管理施設に関する説明書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の漏えいに対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構内配置図	-	○●	○●	○	○●	-	-	-	○●	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平面図及び断面図	-	○	○●	-	○●	-	○	-	○	○	○●	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
系統図(系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図)	○●	-	○	-	-	-	○	○●	○●	○●	○●	○●	○	○	○	○	○	○●	○●	○●	○	○	-	-	○	○●	-	●	-	○	-	○●																						



再処理 参考1 添付書類（適合説明書）内において示す図面

条文	適合説明書	適合説明書で示す図面の概要	種類	図面の説明 回数	備考		
第4条	臨界	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	単一ユニット又は複数ユニットの計算モデルを示した概略図	構造図	第2回	変更なし条文であり、新規に臨界安全解析を実施した設備がないことから、既認可と同様となる。	
			保管容器の移動時の解析モデルを示した概略図	系統図	第2回		
			単一ユニット又は複数ユニットの配置及び距離を示した図面	配置図	第2回		
第5条 第32条	地盤	再処理施設の耐震性に関する説明書	建屋下の地質の分布を明示した図面、建屋下の地質の深度方向の分布を明示した図面	構内配置図	第1, 2回	—	
第6条 第33条	耐震	再処理施設の耐震性に関する説明書	建屋の地盤モデル作成のために使用したボーリング孔を明示した図面	構内配置図	第1, 2回	—	
			耐震計算対象機器の構造の説明に必要な、構造、評価モデルを明示した図面	構造図	第1, 2回	—	
			耐震評価に用いる設備・機器の情報としてボルトの配置を示した図面	構造図	第1, 2回	—	
			敷地における建物・構築物の設置位置を示す図	構内配置図	第1, 2回	—	
第7条 第34条	津波	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	耐震計算の情報として建屋・洞道の構造概要を示すための概略平面図及び断面図	平面図及び断面図	第2回	—	
			耐震計算の情報として耐震壁の断面リスト、柱の断面リスト等	平面図及び断面図	第2回	—	
第8条	外部衝撃 (竜巻)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために行った現地調査の範囲を示した図面	構内配置図	第1, 2回	重大事故等対処施設は第36条に○をつける。 (外部衝撃は以降同じ。)	
			敷地内における強度評価対象施設の位置を示した図面	構内配置図	第1, 2回		
			強度計算の情報として機器の構造の概要を示した図面	構造図	第1, 2回		
			強度計算の情報として建屋の平面図、断面図の概要を示した図面	平面図及び断面図	第2回		
第8条	外部衝撃 (火山)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の概形を表した図面	構造図	第2回	—	
			敷地内における建物・構築物の位置を示した図面	構内配置図	第1, 2回	—	
第8条	外部衝撃 (外部火災)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	強度計算の情報として建屋の情報として平面図、断面図	平面図及び断面図	第2回	—	
			強度計算の情報として屋外の設備の構造の概形を表した図面	構造図	第1, 2回	—	
第8条	外部衝撃 (外部火災)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	評価対象施設と防火帯の位置関係を明示した図面	構内配置図	第1, 2回	—	
			敷地内における危険物貯蔵施設等の配置を示した図面	構内配置図	第1, 2回	—	
第8条	外部衝撃 (航空機)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	評価対象施設と爆発源として考慮する近傍の危険物貯蔵施設との位置関係を明示した図面	構内配置図	第1, 2回	—	
			強度計算の情報として建屋の防護スラブ、防護壁の解析部位を示した図	平面図及び断面図	第2回	—	
第8条	外部衝撃 (その他)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	屋外機器の分散配置の情報を明示した図	構内配置図	第1, 2回	—	
第8条	外部衝撃 (落雷)	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—	—	—	—	
第9条	不法侵入	再処理施設への人の不法侵入等の防止に関する説明書	主排気筒等による270kA及び150kAの落雷の捕捉範囲を示した図	構内配置図	第1回	—	
第10条	閉じ込め	再処理施設の閉じ込めに関する説明書	—	—	—	—	
第11条 第35条	火災	火災及び爆発の防止に関する説明書	漏えい液受皿の容量評価の設計条件として漏えい液受皿の構造の概略を示した図面	構造図	第1, 2回	—	
			油内包機器に対する油漏えい時の拡大防止対策図	構造図	第2回	—	
第12条	溢水	再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	消火における火災感知から消火までの消火装置の系統概要図	系統図	第2回	—	
			消火における火災感知から消火までの信号の流れを示した図	系統図	第2回	—	
			火災防護上の系統分離対策として使用する消火設備における単一故障時にも機能を喪失しない設計であることを示した消火装置の系統構成図	系統図	第2回	—	
			評価対象の概略構造を明示した図面(火災感知設備)	構造図	第2回	—	
			評価対象の概略構造を明示した図面(消火設備)	構造図	第2回	—	
		再処理施設の耐震性に関する説明書	溢水防護対象設備の配置を明示した図面	配置図	第2回	重大事故等対処施設は第36条に○をつける。	
			屋外タンクの配置を明示した図面	構内配置図	第2回		
			屋外の溢水評価の影響評価範囲を明示した図面	配置図	第2回		
			溢水防護設備の概略系統を明示した図面	系統図	第2回		
			溢水防護設備の配置を明示した図面	配置図	第2回		
再処理施設の耐震性に関する説明書	溢水防護設備の構造を明示した図面	構造図	第2回	—			
	溢水防護設備の試験概要を明示した図面	系統図	第2回	—			
	強度評価対象設備の配置を明示した図面	配置図	第2回	—			
	評価対象の概略構造を明示した図面	構造図	第2回	—			
	耐震評価対象設備の配置を明示した図面	配置図	第2回	—			
第13条	薬品	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	評価対象の概略構造を明示した図面	構造図	第2回	重大事故等対処施設は第36条に○をつける。	
			化学薬品防護対象設備の配置を明示した図面	配置図	第2回		
			化学薬品防護設備の配置を明示した図面	配置図	第2回		
		再処理施設の耐震性に関する説明書	化学薬品防護設備の構造を明示した図面	構造図	第2回		—
			化学薬品防護設備の試験概要を明示した図面	系統図	第2回		—
			強度評価対象設備の配置を明示した図面	配置図	第2回		—
第14条	安全避難通路等	安全避難通路等に関する説明書	評価対象の概略構造を明示した図面	構造図	第2回	—	
			安全避難通路等を明示した図面	平面図及び断面図	第2回	—	
第15条 第16条	安重 安有	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	照明設備の電源系統を明示した図面	系統図	第2回	—	
第17条 第37条	材料構造	強度に関する説明書	安全上重要な施設の範囲を明示した図面	系統図	第1, 2回	—	
第18条	搬送設備	搬送設備に関する説明書	強度計算の情報として機器の強度計算箇所を示した構造図	構造図	第2回	—	
第19条	貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に関する説明書	—	—	—	設計基準対象の施設については本申請にて変更を伴わないことから、添付する図面はない。	
第20条	計測制御	計測制御系統施設に関する説明書	—	—	—	各設備・機器に添付する系統図、配置図を引用して詳細を説明する。	
第21条	放管	放射線管理施設に関する説明書	放射線管理施設の系統構成を示した図面	系統図	第2回	—	
			放射線管理施設の電源系統を示した図面	系統図	第2回	—	
第22条	安全保護回路	計測制御系統施設に関する説明書	放射線管理施設の機器配置を示した図面	配置図	第2回	—	
			安全保護回路の構成図	系統図	第2回	—	
			不正アクセスに関する物理的及び機能的分離を示した図(概略図)	系統図	第2回	—	

再処理 参考1 添付書類（適合説明書）内において示す図面

条文	適合説明書	適合説明書で示す図面の概要	種類	図面の説明 回数	備考	
第23条 第48条	制御室等 制御室	制御室及び緊急時対策所に関する説明書	制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 出入管理区画のレイアウト	配置図	第2回	—
			情報収集装置及び情報表示装置の構成	系統図	第2回	—
			制御室換気設備 設備構成図	系統図	第2回	—
			制御室の居住性に係る被ばく評価における着目方位	構内配置図	第2回	—
第24条	廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	—	—	—	
第25条	保管廃棄	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	—	—	—	
第26条	汚染防止	使用済燃料等による汚染の防止	—	—	—	
第27条	遮蔽	放射線による被ばくの防止に関する説明書	部屋単位の機器配置図に遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図面	配置図	第2回	—
			建屋平面図上に主要な設備及び機器を示すとともに遮蔽設計において線源となる機器を明示した図面	平面図及び断面図	第2回	—
			建屋平面図上に各部屋の基準線量率を明示した図面	平面図及び断面図	第2回	—
			建屋平面図上に公衆の線量評価において考慮する遮蔽設備の範囲を明示した図面	平面図及び断面図	第2回	—
			建屋平面図上に基準線量率、遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図面(建屋)	平面図及び断面図	第2回	—
			構内配置図上に公衆の線量評価における評価方位を明示した図面	構内配置図	第2回	—
第28条	換気設備	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	—	—	設計基準対象の施設については本申請にて変更を伴わないことから、添付する図面はない。	
第29条	保安電源	電気設備に関する説明書	アーク放電発生箇所とアーク放電を遮断する遮断器を明示した図面	系統図	第2回	—
第30条	緊急時対策所	制御室及び緊急時対策所に関する説明書	一相開放故障の概要図	系統図	第2回	—
第31条	通信連絡	通信連絡設備に関する説明書	通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	配置図	第2回	—
			通信連絡設備の電源系統を示した図面(概略電源系統図)	系統図	第2回	—
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の構成を示した図面(概略構成図)	系統図	第2回	—
第36条	重大事故等対処設備	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	重大事故等対処設備の配置を明示した図面	配置図	第2回	—
			敷地内における屋外に設置する重大事故等対処設備の位置を示した図面	配置図	第2回	—
			敷地内における屋外に設置する重大事故等対処設備と防火帯の位置関係を明示した図面	配置図	第2回	—
			可搬型重大事故等対処設備の再処理施設各建屋内(屋外)の保管場所及び保管場所から設置場所、接続先まで運搬するための経路並びに他の設備の被害状況を把握するための経路を示した図面	配置図	第2回	—
			可搬型重大事故等対処設備の固縛・保管状態を示した図面(可搬型重大事故等対処設備の地震に対する考慮)	構造図	第2回	—
第38条	臨界(SA)	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書	事故対処の全体概要図	系統図	第2回	—
第39条	蒸発乾固	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書	事故対処の全体概要図	系統図	第2回	—
第40条	水素爆発	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書	事故対処の全体概要図	系統図	第2回	—
第41条	有機溶媒	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書	事故対処の全体概要図	系統図	第2回	—
第42条	プール	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書	事故対処の全体概要図	系統図	第2回	—
第43条	放射性物質の漏えい	放射性物質の漏えいに対処するための設備に関する説明書	—	—	—	
第44条	放出抑制	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	事故対処の全体概要図	系統図	第2回	—
第45条	水供給	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	抑制設備(可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材)を設置する場所の図面	配置図	第2回	—
第46条	電源	電気設備に関する説明書	—	—	—	
第47条	計装	計測制御系統施設に関する説明書	重要計器の構成図	系統図	第2回	—
第48条	制御室	制御室及び緊急時対策所に関する説明書	重要計器の保管場所を示した図面(配置図)	配置図	第2回	—
			制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 出入管理区画のレイアウト	配置図	第2回	—
			情報収集装置及び情報表示装置の構成	系統図	第2回	—
			制御室換気設備 設備構成図	系統図	第2回	—
第49条	監視測定設備	放射線管理施設に関する説明書	制御室の居住性に係る被ばく評価における着目方位	構内配置図	第2回	—
			放射線管理施設の系統構成を示した図面(概略構成図)	系統図	第2回	—
			放射線管理施設の電源系統を示した図面(概略電源系統図)	系統図	第2回	—
			放射線管理施設の保管場所を示した図面(配置図)	配置図	第2回	—
第50条	緊急時対策所	制御室及び緊急時対策所に関する説明書	緊急時対策建屋 関連設備配置図	構内配置図	第2回	—
			緊急時対策建屋の概要図	平面図及び断面図	第2回	—
			対策本部室レイアウト	配置図	第2回	—
			緊急時対策建屋換気設備の設備構成図	系統図	第2回	—
			緊急時対策建屋 出入管理区画のレイアウト	配置図	第2回	—
			データ収集装置及びデータ表示装置の構成	系統図	第2回	—
			情報収集装置及び情報表示装置の構成	系統図	第2回	—
			緊急時対策建屋換気設備構成図	系統図	第2回	—
			緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における着目方位	構内配置図	第2回	—
			緊急時対策所被ばく評価時の直接線量及びブスカイシャイン線量評価モデル	平面図及び断面図	第2回	—
第51条	通信連絡	通信連絡設備に関する説明書	通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	配置図	第2回	—
			代替通信連絡設備の電源系統を示した図面(概略電源系統図)	系統図	第2回	—
			可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーブ(屋内用)の構成を示した図面(概略構成図)	系統図	第2回	—
			データ伝送設備の構成を示した図面(概略構成図)	系統図	第2回	—

技術基準規則各条文と関連書類との整理  
(緊急時対策建屋の遮蔽設備の適合性について)

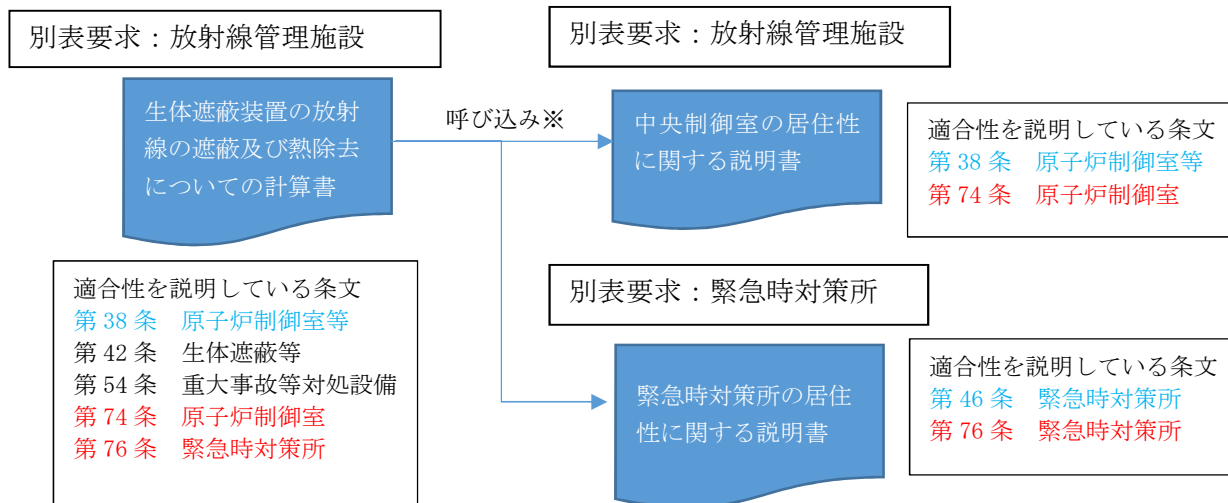
緊急時対策建屋の遮蔽設備の適合性について以下に整理する。

1. 発電炉の状況

発電炉における緊急時対策所の遮蔽装置に係る遮蔽評価（熱除去評価を含む）については、放射線管理施設のうち生体遮蔽装置の技術基準適合性説明として、別表第2に基づく添付書類である「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」の中で説明がなされている。

ただし、実際の緊急時対策所の遮蔽に係る放射線の遮蔽及び熱除去についての計算については、「緊急時対策所の居住性に関する説明書」の中で説明しており、これを呼び込む説明構成となっている。

なお、緊急時対策所の遮蔽装置については、第46条 緊急時対策所の要求により技術基準適合性を説明するものとは整理せず（発電用原子炉施設の損壊その他の事象が発生した場合には遮蔽には期待しない）、重大事故等が発生した場合に第76条 緊急時対策所の要求を受け説明するものと整理している。



※中央制御室及び緊急時対策所の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算は各居住性説明書に含まれている。



## 2. 再処理施設の整理

事業指定基準規則及び技術基準規則において、設計基準では制御室以外の場所に緊急時対策所を設けること、重大事故では重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるように適切な措置を講ずることが求められており、緊急時対策建屋の遮蔽設備は、事業変更許可申請書において重大事故等対処設備として整理している。なお、技術基準規則の第 27 条（遮蔽）の条文要求は、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を限りなく低くするために遮蔽等の対策を講ずることであり、放射性物質を貯蔵等していない緊急時対策建屋の遮蔽設備は第 27 条（遮蔽）に該当するものではなく、技術基準規則の第 50 条（緊急時対策所）の要求で設置する設備に整理している。

一方、1. のとおり発電炉においては、上記の要求に加え、別表第 2 に基づいた放射線管理施設のうち緊急時対策所の生体遮蔽装置の申請に伴って、敷地境界及び周辺公衆への放射線障害の発生防止が主である遮蔽条文の要求を受ける「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」にて一旦説明を受け取り、必要な要員が留まれることについては緊急時対策所の居住性説明書にて説明している。

従って、再処理施設においては緊急時対策建屋の遮蔽設備の遮蔽評価に係る技術基準適合性説明については、発電炉の別表第 2 のような規定はないこと及び技術基準規則の要求も踏まえ、直接的に「VI-1-5 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書」に記載する方針で整理にしている。

（参考：技術基準規則）

（緊急時対策所）

第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。

（緊急時対策所）

第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。

三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。

以上

## 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」

## 1. 基本的な作成方針

申請対象設備における技術基準規則への適合性を整理するにあたり，申請対象となる機器と対応する技術基準規則の条項を明確にする。このため，以下の方針に基づき，「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」（以下「整理表」という。）を作成する。

- ・申請対象設備と技術基準規則の適合性に係る整理は，「各条 00 資料 本文，添付，補足説明項目への展開」の別紙 2 及び共通 09「申請対処設備の選定」の結果に基づいて実施する。
- ・技術基準規則の各条項の適合性を示す設備について，「○」を記載する。また，既認可より変更がない設備については，「△」を記載する。
- ・技術基準規則の適合性のほか，許可整合性の観点による申請対象設備については，「<<○>>」を記載する。既認可より変更がない設備については，「<<△>>」を記載する。
- ・第 14 条「安全機能を有する施設」の第 4 項の共用に係る要求は，別紙 2 にて整理することから，各条の別紙 2 での整理結果をまとめて整理表に記載する。
- ・第 30 条「重大事故等対処設備」に係る要求は，重大事故等対処設備の各条文（第 32 条から第 39 条）の別紙 2 において，第三十条の要求の適合を受ける設備を整理することから，各条の別紙 2 での整理果をまとめて整理表に記載する。
- ・共通 09 に示す「施設共通 基本設計方針」として示す設備等（安全避難通路，不法侵入の防止に係る機器，運用，評価条件，評価結果等）は，整理表の下部にまとめて記載する。なお，各条の「施設共通 基本設計方針」は，次表にて記載する。
- ・兼用する設備のうち，設計基準対象の施設として適合を受ける設備又は重大事故等対処施設として適合を受ける設備のいずれに該当するか，わかるよう注記を記載する。

## 2. 各条における技術基準適合性及び許可整合性の「○」付けの考え方

各条における「○」付けは、各条 00 資料の別紙 2 及び共通 09 の結果に基づき記載する。各条の考え方は以下の分類で整理され、その内容を表 1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方に示す。

## (1) 共通項目に係る条文における「○」付け

- ・第 14 条「安全機能を有する施設」等、共通項目として複数の設備に要求する共通的な要求のある条文について、各設備に共通的な要求の対象となる設備を整理し、「○」付けを行う。
- ・全体的な方針として「施設共通 基本設計方針」にて技術基準規則の適合性を示す第 14 条第 1 項の「環境条件」、第十一条第 3 項の「不燃性又は難燃性の材料の使用」等については、「施設共通 基本設計方針」に○を付け、注記にて「施設共通 基本設計方針」にて示すことがわかるように記載する。(第 9 条：不法侵入の防止措置，第 11 条第 3 項：不燃性又は難燃性材料の使用，第 14 条第 1 項：環境条件，第 14 条第 2 項：試験・検査性，第 14 条第 3 項：内部発生飛散物，第 29 条第 3 項：不燃性又は難燃性の材料の使用，第 30 条第 1 項：操作の確実性，第 30 条第 3 項：アクセスルート)
- ・許可整合性の要求に対応する設備については「<<○>>」を記載する。  
(第 10 条：グローブボックス内装機器の落下防止及びフィルタ等，第 14 条：成形施設等の機器，第 30 条：地震を要因とする重大事故等の対処するための重大事故等対処設備を設置する燃料加工建屋)

## (2) 個別項目に係る条文における「○」付け

- ・要求事項を踏まえて、対応する設備について、「○」付けを行う。
- ・許可整合性の観点の要求の対応する設備については「<<○>>」を記載する。(第 17 条：貯蔵能力に係る機器及び貯蔵設備に付属する設備，第 19 条：屋外の監視をするための設備等，第 20 条：保管廃棄に係る設備，海洋放出管理系等，第 35 条：貯水槽を設置する建物，第 36 条：内的重大事故等対処に用いる母線，第 37 条：測定箇所となるダクト等，39 条情報把握設備)
- ・重大事故等対処する際の車両等は、「<<○>>」を記載する。

以上



表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの	
第四条第1項	安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱以上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・単一ユニットを持つ機器（プロセスのグローブボックス、集合体等を搬送するクレーンなど） なお、既認可から単一ユニットの対象に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックスについては、「△」とする。 ・質量管理に係るインターロック機能を有する機器 ※搬送グローブボックス（単一ユニット間のグローブボックス）などは、単一ユニットが設定されないため対象外	—	—	—
第四条第2項	2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・2つ以上の単一ユニットを有し、核的に安全な配置の維持が必要である設備 なお、既認可から複数ユニットの考慮に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックス、グローブボックス内装機器については、「△」とする。	—	—	—
第四条第3項	3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	・臨界検知用ガスマニタ	—	—	—
第五条第1項	安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	—	—	—
第六条第1項	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	・耐震クラスS、B、Cの施設 ※重大事故等対処施設のみの要求の機器及び可搬型の機器は対象外	—	—	—
第六条第2項	2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・Sクラスの施設	—	—	—
第六条第3項	3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	— ※周辺に斜面はないことから「—」とする。	—	—	—
第七条第1項	安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物（第1回） なお、第2回以降の燃料加工建屋に収納される設備の適合性は、第1回の燃料加工建屋の申請にて説明する。	—	—	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮
第八条第1項	安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋 ・竜巻等の防護対象のうち、外気を取り入れている機器（グローブボックス排気設備、非常用発電機）等の評価対象の設備 ・その他自然現象の対象となる受電開閉設備等	—	—	—
第八条第2項	2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋 ・有毒ガス等の中央監視室の換気設備 ・非常用発電機	—	—	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の考慮 等
第八条第3項	3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋	—	—	—
第九条第1項	加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※不法侵入の防止に係る措置等については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	—	不正アクセス防止 不法侵入の防止措置等

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十条第1項第一号	安全機能を有する施設は、次に掲げる場所により、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	・液体状の放射性物質等を取り扱う、低レベル廃液処理設備及び分析液処理設備		—
第十条第1項第二号	二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	— ※六フッ化ウランは取り扱わないため		—
第十条第1項第三号	三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	・グローブボックス等の負圧維持に係るグローブボックス等、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備 ・負圧維持の監視に係るグローブボックス負圧・温度監視設備  なお、既認可からグローブボックスの負圧維持に係る考え方については、「△」とする。		—
第十条第1項第四号	四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	・液体状の放射性物質を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックス(分析液処理装置及び低レベル廃液処理設備) ・液体状の放射性物質を取り扱う系統及び機器(分析液処理装置及び低レベル廃液処理設備) ・漏えいを検知するための漏えい検知器	・核燃料物質等を封入して取り扱う容器及び系統、機器(混合酸化物貯蔵容器、ウラン粉末缶、G B排気設備、G B排気設備の経路上に設置される火災防護設備(延焼防止ダンパ、ピストンダンパ)及び外部放出抑制設備(G B排気閉止ダンパ)) ・容器の落下等によりグローブボックスパネルへの影響を及ぼさないようにする設計(許可事項)に係るグローブボックス内機器 ・周辺環境への放出量低減(許可事項)に係るフィルタ ・保管廃棄に係る限定した区域に閉じ込めるための保管廃棄エリア(廃油保管室の廃油保管エリア、廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)及び廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室))	—
第十条第1項第五号	五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	・フード及びオープンポートボックスの開口部の面速維持に係るフード、オープンポートボックス及びグローブボックス排気設備		—
第十条第1項第六号	六 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	・プルトニウム等を取り扱う室として、燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道 ・上記のプルトニウム等を取り扱う室の負圧維持に係る工程室排気設備、建屋排気設備 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道、工程室、グローブボックスの負圧順序に係るグローブボックス排気設備及び窒素循環設備  なお、既認可からプルトニウム等を取り扱う室等の負圧に係る考え方については、変更はないため、既認可設備となる燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道については、「△」とする。		—
第十条第1項第七号	七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げる場所によるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るもの)であって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上記施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	・液体状の放射性物質等を取り扱う設備からの漏えい拡大防止に係る燃料加工建屋、施設外漏えい防止堰 ・漏えいを検知するための漏えい検知器  なお、既認可から施設外漏えいの防止に係る考え方については、「△」とする。		—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「―」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十一条第1項	安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。	・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備	—	—
第十一条第2項	2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	・上記の設備のうち、安全上重要な施設	—	—
第十一条第3項	3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・耐熱性を有する焼結炉等その他の適切な防護措置に係る設備 ・火災区域を構築する機器（防火扉、防火シャッター、延焼防止ダンパ及び防火ダンパ） ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「―」とする。その他の適切な防護措置等の対象となる機器を対象とする。	—	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置 等
第十一条第4項	4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。	水素を取り扱う以下の設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・水素・アルゴン混合ガス設備	—	—
第十一条第5項	5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	爆発の危険性がないものを除く水素を取り扱う設備及び漏えいした際の換気設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・焼結炉 ・グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備	—	—
第十一条第6項	6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	・熱的制限値を定める焼結炉及び小規模焼結処理装置の過加熱防止回路	—	—
第十一条第7項	7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前二項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。 二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。 三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。	爆発の危険性がないものを除く水素を取り扱う設備及び漏えいした際の換気設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・焼結炉 ・グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備	—	—
第十二条第1項	安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象設備（溢水機能喪失高さを有するため） ・溢水防護設備（遮断弁、堰） ・区画を設定する燃料加工建屋	—	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持 等
第十三条第1項	加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	・照明設備 ※安全避難通路については施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「―」とする。	—	・安全避難通路
第十四条第1項	安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	— ※環境条件については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「―」とする。	—	・安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮 ・安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮 等
第十四条第2項	2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	— ※試験検査性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「―」とする。	—	・安全機能を有する施設の試験、検査性の確保
第十四条第3項	3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※内部発生飛散物については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「―」とする。	・第十四条にて整理する個別設備（成形施設等）に該当する設備・機器	・安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮
第十四条第4項	4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	・共用する設備 なお、既認可設備となる燃料加工建屋、貯蔵容器搬送用洞道、混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）については、「△」とする。  ※別紙2では各個別事項の条文中に共用は展開しており、各条の別紙2の整理結果を集約して「○」をつけている。	—	—



表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十五条第1項	安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支える構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手については、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。 ニ 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。	・安全上重要な施設の管・容器 ・加工第1種機器から加工第3種機器 ・安全上重要な施設の主要弁、ポンプ	—	—
第十五条第2項	安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	同上	—	—
第十六条第1項第一号	核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。	・成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工設備の附属施設（小規模試験設備）の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備 （天然ウラン又は劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱うことから、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、グローブボックス外でウランを取扱う設備を除く）	—	—
第十六条第1項第二号	二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。	同上	—	—
第十七条第1項	核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。	・核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備を設けるという要求を踏まえて、崩壊熱除去に係る換気設備（グローブボックス排気設備及び建屋廃棄設備）を対象とする。	・許可整合性の観点で、貯蔵能力に係る貯蔵設備、設備区分に該当する容器、グローブボックス、貯蔵棚、ビット等	—
第十八条第1項	加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	・加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときとして、設計基準事故となる非密封のMOXを取り扱うGB内の火災の感知に係るグローブボックス温度監視装置 ・気体廃棄物の廃棄中の放射能レベルを監視する排気モニタ ・液体状廃棄物の廃棄設備からの漏えいを検知する漏えい検知器	—	—
第十八条第2項	二 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	自動回路として、以下の回路を対象とする。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	—	—
第十九条第1項第一号	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	・排気口の放射性物質の放射能レベルを測定する排気モニタ及び放射性物質の濃度を分析する放出管理分析設備	・臨界検知用ガスモニタ、環境モニタリング設備、環境試料測定設備、個人管理設備、出入管理設備及び環境管理設備	—
第十九条第1項第二号	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	・排水する液体状の放射性物質の濃度を測定するための放出管理分析設備	—	—
第十九条第1項第三号	三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	・管理区域内における放射性物質の濃度を計測する屋内モニタリング設備及び放射能測定設備	—	—
第二十条第1項第一号	放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	・気体廃棄物の廃棄設備（グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒） ・液体廃棄物の廃棄設備（低レベル廃液処理設備）	・放射性廃棄物を保管廃棄する廃油保管エリア、固体廃棄物の廃棄設備となる廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵系 ・液体廃棄物の廃棄施設に該当するオープンポートボックス ・廃棄設備の海洋放出管理系	—
第二十条第1項第二号	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	・気体廃棄物の廃棄設備（グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備及び窒素循環設備） ・液体廃棄物の廃棄設備（低レベル廃液処理設備）	—	—
第二十条第1項第三号	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・気体廃棄物の放射性廃棄物を廃棄する系統となるグローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、窒素循環設備及び排気筒	—	—
第二十条第1項第四号	四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合においては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	・グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ	—	—
第二十条第1項第五号	五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・系統を形成する低レベル廃液処理設備	—	—
第二十一条第1項	加工施設のうち人が頻りに出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「－」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第二十二條第1項	安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	—	・公衆被ばくに係る遮蔽として期待する建屋遮蔽、遮蔽蓋及び遮蔽蓋を支える遮蔽蓋支持架台	—
第二十二條第2項	2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	—	・従事者被ばくに係る遮蔽として期待する建屋遮蔽、遮蔽蓋、遮蔽扉及び遮蔽を期待する機器付き遮蔽	—
第二十三條第1項第一号	加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるように換気設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	—	・換気設備に係るグローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、窒素循環設備及び給気設備	—
第二十三條第1項第二号	二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	同上	—	—
第二十三條第1項第三号	三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	—	・グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ	—
第二十四條第1項	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	—	・非常用発電機及び第1非常用ディーゼル発電機 ・上記に係る高圧母線及び低圧母線	—
第二十四條第2項	2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	—	・非常用直流電源設備及び非常用無停電電源装置 ・上記に係る低圧母線	—
第二十五條第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	—	・所内通信連絡設備	—
第二十五條第2項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	—	・所外通信連絡設備	—
第二十六條第1項	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトリウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	—	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 ・燃料加工建屋（第1回） ・緊急時対策建屋 ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所 ・重油貯蔵	—
第二十七條第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—
第二十七條第1項第二号	二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—
第二十七條第2項	2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	※周辺に斜面はないことから「－」とする。	—
第二十八條第1項	重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設となる建物・構築物（第1回、第4回） な。第2回以降の上記の建物・構築物に収納される常設重大事故等対処設備は、上記の建物・構築物の申請にて説明する。	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮 可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管
第二十九條第1項	重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	—	・重大事故等対処施設に係る消火設備及び感知設備	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置 等
第二十九條第2項	2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能が著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・上記の設備	—
第二十九條第3項	3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	—	・耐熱性を有する焼結珪等 ・火災区域を構築する機器（防火扉、防火ジャック、延焼防止ダンパ及び防火ダンパ） ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「－」とする。その他の適切な防護措置等の対象となる機器を対象とする。	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「－」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第三十条第1項	重大事故等対処設備は、次に掲げる場所によらなければならない。 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。 四 重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理であること。 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。 六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	・ 重大事故等対処設備	※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。 ※操作の確実性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「－」とする。	・ 作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備 ・ 工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定 等
第三十条第2項	2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	・ 常設重大事故等対処設備	※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。	—
第三十条第3項	3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げる場所によらなければならない。 一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。 二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなること防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。 三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。 四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。 六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	・ 可搬型重大事故等対処設備 ※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。 ・ アクセスルートの整備に係るホイールローダ ※アクセスルートの確保については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「－」とする。整備に係るホイールローダは対象とする。	・ 地震を要因とする重大事故等の対処するための重大事故等対処設備を支持する燃料加工建屋	・ 溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定 ・ 屋外アクセスルートの復旧 等
第三十一条第1項	重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらをサポートする構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げる場所によらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の限る行うまでの間適用する。 一 容器等その設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。 二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げる場所によらなければならないこと。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものでなければならないこと。	・ 重大事故等対処設備の管及び容器 ・ 重大事故等対処設備の主要弁、ポンプ	—	—
第三十一条第2項	2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	同上	—	—
第三十二条第1項第1号	プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	—	※MOX燃料加工施設では、臨界に係る重大事故等が想定されないことから、「－」とする。 なお、対象となる設備がないことを第四条の添付書類等にて説明する。（第2回）	—
第三十二条第1項第2号	二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備	同上	—	—
第三十三条第1項第1号	プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備	—	・ 閉じ込める機能喪失に対処するための設備（外部放出抑制設備、代替火災感知設備、代替消火設備及び工程室放射線計測設備）	—
第三十三条第1項第2号	二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備	・ 代替グローブボックス排気設備	—	—
第三十四条第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。	・ 建屋放水及び航空機墜落火災の消火に係る放水設備 ・ 抑制に係る抑制設備	—	・ 放水設備、抑制設備を運搬する車両及び小型船舶
第三十五条第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。	・ 第三十四条の対処に用いる水を供給する水供給設備	—	・ 第1貯水槽、第2貯水槽を設置する第1保管庫・貯水所及び第2保管庫貯水所 ・ 設備を運搬するホース展開車及び運搬車



表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第三十六条 第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	・ 重大事故等に対処するための設備への電源供給に用いる代替電源設備（可搬型発電機等） ・ 発電に必要な補機駆動用燃料供給設備	・ 内のSA対処として使用する受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線	—
第三十七条 第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	・ 重大事故時の工場等及び周辺の放射性物質の濃度等を監視するための設備（排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、放射能観測車及び代替放射能観測設備） ・ 情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置及びデータ表示装置等 ・ 非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、給電に必要な環境モニタリング用代替電源設備	・ 測定箇所となる工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒 ・ 代替モニタリング設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を運搬する監視測定用運搬車	—
第三十七条 第2項	2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	・ 風向、風速等の気象観測するための気象観測設備及び代替気象観測設備 ・ 情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置及びデータ表示装置等	—	—
第三十八条 第1項第一号	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	・ 居住性確保の観点から、緊急時対策建屋、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋電源設備	—	—
第三十八条 第1項第二号	二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	・ 緊急時対策所から所内外に連絡するための所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備	・ 情報把握するための緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備	—
第三十八条 第1項	2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	・ 要員を収容する緊急時対策建屋	—	—
第三十九条 第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	・ 所内外に連絡する設備（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備）	・ 情報把握に用いる情報把握設備	—







































設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	申請時期 及び 申請回数	DB区分	SAR区分	耐震設計	兼用 (主用)	共用 (主用)	備考	第二十八号第1項	第二十九号第1項	第三十号第1項	第三十一号第1項	第三十二号第1項	第三十三号第1項	第三十四号第1項	第三十五号第1項	第三十六号第1項	第三十七号第1項	第三十七号第2項	第三十八号第1項	第三十八号第2項	第三十九号第1項	第三十九号第2項	
414	放射線 照射施設	スクラップ 貯蔵設備	容器(ベレット保管容器)	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	主：製品ベレット貯蔵設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
415	放射線 照射施設	スクラップ 貯蔵設備	容器(90缶バケツ)	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
416	放射線 照射施設	スクラップ 貯蔵設備	容器(規格外ベレット保管容器)	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	主：スクラップ貯蔵設備 従：ベレット一時保管設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
417	放射線 照射施設	スクラップ 貯蔵設備	容器(CS-85保管ボツ)	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
418	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽グループボックス-1	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
419	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽グループボックス-2	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
420	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽グループボックス-3	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
421	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽グループボックス-4	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
422	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽グループボックス-5	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
423	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽-1	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	B-1, B-2, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
424	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽-2	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	B-1, B-2, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
425	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽-3	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	B-1, B-2, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
426	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽-4	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	B-1, B-2, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
427	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	製品ベレット貯蔵槽-5	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	B-1, B-2, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
428	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	ベレット保管容器入庫装置	搬送装置	燃料加工工場	2-1	非安全	—	B-1, B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
429	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	ベレット保管容器受渡装置グループボックス-1	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
430	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	ベレット保管容器受渡装置グループボックス-2	核物質等取扱ボックス	燃料加工工場	2-1	安全	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
431	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	ベレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	燃料加工工場	2-1	非安全	—	B-1, B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
432	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	ベレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	燃料加工工場	2-1	非安全	—	B-1, B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
433	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	収納ベレット	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
434	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	容器(ベレット保管容器)	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	主：製品ベレット貯蔵設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
435	放射線 照射施設	製品ベ レット貯 蔵設備	容器(ベレット保存試料保管容器)	製品・運搬容器	燃料加工工場	2-1	非安全	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
436	放射線 照射施設	燃料種 貯蔵設備	燃料種貯蔵槽-1	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	R, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
437	放射線 照射施設	燃料種 貯蔵設備	燃料種貯蔵槽-2	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-1	安全	—	R, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
438	放射線 照射施設	燃料種 貯蔵設備	貯蔵マガジン入庫装置	搬送装置	燃料加工工場	2-1	非安全	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439	放射線 照射施設	燃料種 貯蔵設備	クラン燃料種収容装置	搬送装置	燃料加工工場	2-2	非安全	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
440	放射線 照射施設	燃料種 貯蔵設備	送給装置 (燃料種貯蔵設備)	送給設備	燃料加工工場	2-2	非安全	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
441	放射線 照射施設	燃料集 合体貯蔵 設備	燃料集合体貯蔵チャンネル	ラック/ビツ/層	燃料加工工場	2-2	安全	—	B-1, B-3/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
442	放射線 照射施設	燃料集 合体貯蔵 設備	送給装置 (燃料集合体貯蔵設備)	送給設備	燃料加工工場	2-2	非安全	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443	放射線 照射施設	燃料集 合体貯蔵 設備	送給装置支持脚台	送給設備	燃料加工工場	2-2	非安全	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
448	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	排気排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
449	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	排気排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
450	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	排気排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
451	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	排気排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
452	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備 技術基準規則 第三章「重大事故等対象施設」の適合性は、外部放出抑制設備及び排気モニタリング設備にて示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
453	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備 技術基準規則 第三章「重大事故等対象施設」の適合性は、外部放出抑制設備にて示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
454	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備 技術基準規則 第三章「重大事故等対象施設」の適合性は、外部放出抑制設備にて示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
455	放射性 廃棄物の 廃棄施設	放射性 廃棄物の 廃棄設備	設計基準 対象の施設	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 注：外部放出抑制設備 技術基準規則 第三章「重大事故等対象施設」の適合性は、外部放出抑制設備にて示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—























設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	申請時期 及び 申請回数	DB区分	SAR区分	耐震設計	兼用 (主役)	兼用 (主役)	備考	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九
													条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項
499	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	ポンプ	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	ろ過装置	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
501	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	容器	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
502	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	ポンプ	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
503	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	容器	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
504	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	ポンプ	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
505	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	主配管	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
506	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	計装/放管設備(計測装置)	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
507	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	計装/放管設備(計測装置)	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
508	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	計装/放管設備(計測装置)	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
509	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	計装/放管設備(計測装置)	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
510	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	計装/放管設備(計測装置)	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
511	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の処理設備	低レベル放射性廃棄物処理設備	計装/放管設備(計測装置)	燃料加工工場	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
582	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	火災防護設備	火災防護設備	2-1	非安全	-	C/-	-	-	-	<<O>>											
601	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C-2/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
602	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C/-	C-2/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
603	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C-2/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
604	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C-2/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
605	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	安全	-	S/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
606	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	安全	-	S/-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
610	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	安全	-	S/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
611	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
612	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C	1/-	部2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
618	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	安全	-	S/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
619	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
620	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
621	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火設備	2-2	非安全	-	C-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
764	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2 3-2	非安全	-	C, C-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
765	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	B-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
766	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
767	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
768	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
769	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	B-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
770	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	B-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
771	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	B-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
772	その他の加工施設	放射性廃棄物の検査設備及び計測設備	放射性廃棄物の検査設備	分析設備	分析設備	2-2	非安全	-	B-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-















































































設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分					機器	機種	設置場所	申請時期 及び 申請回次	DB区分	SAR区分	耐震設計	兼用 (主記)	共用 (主記)	備考	第 二 十 九 条 第 1 項	第 二 十 条 第 1 項	第 二 十 一 条 第 1 項	第 二 十 一 条 第 2 項	第 二 十 一 条 第 3 項	第 二 十 二 条 第 1 項	第 二 十 二 条 第 2 項	第 二 十 二 条 第 3 項	第 二 十 三 条 第 1 項	第 二 十 三 条 第 2 項	第 二 十 三 条 第 3 項	第 二 十 四 条 第 1 項	第 二 十 四 条 第 2 項	第 二 十 五 条 第 1 項	第 二 十 五 条 第 2 項	第 二 十 六 条 第 1 項	第 二 十 六 条 第 2 項	第 二 十 七 条 第 1 項	第 二 十 七 条 第 2 項	第 二 十 八 条 第 1 項	第 二 十 八 条 第 2 項	第 二 十 九 条 第 1 項															
		その他 の 主 要 な 事 項	その他 の 主 要 な 事 項	その他 の 主 要 な 事 項	その他 の 主 要 な 事 項	その他 の 主 要 な 事 項											—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
921	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	設備搬入用クレーン	—	燃料加工施設	3-2	非安定	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
922	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	エレベータ	—	燃料加工施設	3-2	非安定	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
923	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	垂直搬送機	—	燃料加工施設	3-2	非安定	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
924	施設共通	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—													
○ 注12, 注13																—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—























設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	申請時期 及び 申請回次	DB区分	SAR区分	耐震設計	兼用 (主役)	費用 (主役)	備考	第 二 十 九 条 第 1 項	第 二 十 条 第 1 項	第 二 十 条 第 2 項	第 二 十 条 第 3 項	第 二 十 一 条 第 1 項	第 二 十 一 条 第 2 項	第 二 十 一 条 第 3 項	第 二 十 二 条 第 1 項	第 二 十 二 条 第 2 項	第 二 十 二 条 第 3 項	第 二 十 三 条 第 1 項	第 二 十 三 条 第 2 項	第 二 十 三 条 第 3 項	第 二 十 四 条 第 1 項	第 二 十 四 条 第 2 項	第 二 十 五 条 第 1 項	第 二 十 六 条 第 1 項	第 二 十 七 条 第 1 項	第 二 十 七 条 第 2 項	第 二 十 八 条 第 1 項	第 二 十 八 条 第 2 項	第 二 十 九 条 第 1 項							
													648	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	受電開閉設備	4-2	非安全	常設	C/C	DB・SA兼用	再処理(再処理)	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
649	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	受電開閉設備	4-2	非安全	常設	C/C	DB・SA兼用	再処理(再処理)	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
652	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
653	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
654	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
655	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
656	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
657	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
658	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
659	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
660	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
663	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
664	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
665	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設までの電源供給に係る設備	高圧母線	4-2	非安全	常設	C/C	DB兼・SA兼用	再処理(再処理)	※第1非常用装置(ディーゼル発電機)からの電源供給以外の再処理施設と兼用する範囲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
666	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	代替電源設備	燃料加工建屋第1保管庫・貯水所	4-2	-	可搬	-/-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
667	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	代替電源設備	燃料加工建屋第1保管庫・貯水所	4-2	-	可搬	-/-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
668	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	代替電源設備	燃料加工建屋第1保管庫・貯水所	4-2	-	可搬	-/-	-	-	-	○	-	○	注10	注10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
669	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	代替電源設備	燃料加工建屋第1保管庫・貯水所	4-2	-	可搬	-/-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
670	その他の加工施設	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	代替電源設備	燃料加工建屋第1保管庫・貯水所	4-2	-	可搬	-/-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
671	その他の加工施設	非常用設備	補機駆動用燃料供給設備	-	-	4-2	-	常設	-/1.25 <sub>6</sub>	-	-	-	○	○	-	注10	注10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
672	その他の加工施設	非常用設備	補機駆動用燃料供給設備	-	-	4-2	-	常設	-/1.25 <sub>6</sub>	-	-	-	○	○	-	注10	注10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		







設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	申請時期 及び 申請回数	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主記)	共用 (主記)	備考	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九		
													十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
673	その他の加工施設	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	軽油用タンクローリー	容器	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
674	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	放水設備	—	—	大型移送ポンプ車	ポンプ	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
675	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	放水設備	—	—	可搬型放水機	主配管	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
676	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	放水設備	—	—	ホイールロード	—	—	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
677	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	放水設備	—	—	可搬型移送ポンプ車	主配管	外部保管エリア (屋外)	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
678	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	放水設備	—	—	可搬型放水機流量計	計装/放管設備 (計測装置)	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
679	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	放水設備	—	—	可搬型放水機圧力計	計装/放管設備 (計測装置)	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
680	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	抑制設備	—	—	可搬型汚濁水圧数防止ファン	—	外部保管エリア (屋外)	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
681	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	抑制設備	—	—	放射線物質吸着材	—	外部保管エリア (屋外)	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
682	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	抑制設備	—	—	小型船舶	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
683	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	抑制設備	—	—	船舶車	—	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
684	その他の加工施設	非常用設備	圧縮制御設備	抑制設備	—	—	可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
685	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	第1保管庫・貯水所	—	—	第1保管庫・貯水所	罐留・保通	—	4-2	—	常設	—/1.25a	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
686	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	第1保管庫・貯水所	—	—	地下水排水設備 (第1保管庫・貯水所)	地下水排水設備	—	4-2	—	常設	—/C-3 —/1.25a	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
687	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	第2保管庫・貯水所	—	—	第2保管庫・貯水所	罐留・保通	—	4-2	—	常設	—/1.25a	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
688	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	第2保管庫・貯水所	—	—	地下水排水設備 (第2保管庫・貯水所)	地下水排水設備	—	4-2	—	常設	—/C-3 —/1.25a	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
689	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第1貯水槽	容器	第1保管庫・貯水所	4-2	—	常設	—/1.25a 容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
690	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第2貯水槽	容器	第2保管庫・貯水所	4-2	—	常設	—/1.25a 容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
691	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	大型移送ポンプ車	ポンプ	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
692	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型移送ポンプ車	主配管	外部保管エリア (屋外)	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
693	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	ホース巻取車	—	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
694	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	船舶車	—	屋外	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
695	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型貯水機水位計 (ロープ式)	計装/放管設備 (計測装置)	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
696	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型貯水機水位計 (電圧式)	計装/放管設備 (計測装置)	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
697	その他の加工施設	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型第1貯水機流量計	計装/放管設備 (計測装置)	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
698	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋	罐留・保通	—	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
699	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	地下水排水設備 (緊急時対策建屋)	地下水排水設備	—	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
700	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	遮蔽設備	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
701	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋送風機	ファン	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
702	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋排気設備	ファン	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
703	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋フィルタユニット	フィルタ	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
704	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	主配管	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
705	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット	容器	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
706	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	主配管	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
707	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	対策本部緊急圧計	計装/放管設備 (計測装置)	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
708	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	対策本部圧計	計装/放管設備 (計測装置)	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
709	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	監視制御盤	—	緊急時対策建屋	4-2	—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
710	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	可搬型酸素濃度計	計装/放管設備 (計測装置)	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
711	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	可搬型二酸化炭素濃度計	計装/放管設備 (計測装置)	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
712	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	可搬型酸素濃度計	計装/放管設備 (計測装置)	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
713	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	可搬型エリアモニタ	計装/放管設備 (計測装置)	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
714	その他の加工施設	非常用設備	緊急時対策	緊急時対策	—	—	可搬型ガスサンプル	—	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	4-2	—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

















条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考	
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)
第5条 安全機能を有する施設の地盤	耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能	○	—	—	○	○	○	○	
	Sクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	○	○	
第6条 地震による損傷の防止	B, Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	—	—	○	○	○	○	
	動的地震力の組合せ方法	○	○	○	○	○	○	○	
	建物・構築物の動的解析方法	○	○	○	—	○	—	○	
	機器・配管系の動的解析方法	—	○	○	○	○	○	○	
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	—	—	—	—	—	—	
第7条 津波による損傷の防止	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○	
	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮	○	—	—	—	—	—	—	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定	○	—	—	—	○	—	—	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	全工程停止等	○	○	○	○	○	○	○	
	固縛等の措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	波及的影響を及ぼし得る施設	○	○	○	○	○	○	○	
	降下火砕物の長期的な堆積	○	○	○	○	○	○	○	
	除灰後の点検及び保守等	○	○	○	○	○	○	○	
	大気汚染	○	○	○	○	○	○	○	
	焼結設備，火災防護設備，小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	—	—	○	—	○	—	—	
	外部電源喪失	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の確認及びモニタリング	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）	フィルタの交換，清掃及び追加設置	○	○	○	○	○	○	○	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	敷地内の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○	
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○	
	MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○	
	焼結設備，火災防護設備，小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	—	—	○	—	○	—	—	
	共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	防火帯の運用	○	○	○	○	○	○	○	
	タンクローリ火災に対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
	ばい煙に対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（航空機落下）	有毒ガスに対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	○	○	○	○	
	凍結及び高温に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
	排水溝及び敷地内排水路	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）	避雷設備	○	○	○	○	○	○	○	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	有毒ガスの対応	○	○	○	○	○	○	○	
	加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	除雪	○	○	○	○	○	○	○	
第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止	人の不法な侵入の防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	不正アクセス行為の防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	関係機関との通信及び連絡に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	核物質防護上の体制整備，手順整備等に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
第10条 閉じ込めの機能	工程停止及び排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策	○	—	○	—	—	—	—	

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第11条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○	○	
		煙等流入防止対策	-	○	-	-	-	-	-	
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	
		火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	
		水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	-	-	-	○	○	-	○	
		油内包設備 配置上の考慮	-	-	○	-	-	-	-	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	-	-	-	-	○	-	-	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	-	-	-	-	○	-	-	
		換気に係る水素濃度設定	-	○	○	○	○	○	○	
		蓄電池室の設計	-	○	○	○	○	○	○	
		防爆対策	-	-	-	-	○	-	○	
		接地対策	-	-	-	-	○	-	-	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	-	○	○	○	○	○	○	
		廃棄物の保管(金属容器への封入)	○	○	○	○	○	○	○	
		遮断器	-	-	-	-	○	-	-	
		電気室(電源供給のみに使用)	○	○	○	○	○	○	○	
		建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○	
		パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	-	-	○	-	○	-	○	
		金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	-	-	○	-	○	-	○	
		保温材に対する不燃性材料の使用	-	-	○	-	○	-	-	
		建屋内装材の不燃性材料の使用	○	-	-	-	-	-	○	
		建屋内装材の塗装(難燃性)	○	○	○	○	○	○	○	
		カーペット(防災物品)	○	-	-	-	-	-	○	
		火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○	
		火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置	-	○	○	○	○	-	○	
		換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	-	-	○	-	-	-	○	
		絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	-	-	-	-	○	-	○	
	遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	○	-	○	-	○	-		
	避雷設備(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○		
	耐震設計(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○		
	中央監視室の影響軽減対策	-	○	○	○	○	-	-		
	火災影響評価	-	-	-	-	-	○	○		
	第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理(耐火シール)	-	-	○	-	○	-	○	
		点検・試験(火災感知器)	-	○	○	○	○	○	○	
		予備品確保・早期復旧(火災感知器)	-	○	○	○	○	○	○	
		消火水による影響	-	-	-	-	○	-	-	
		消火水の流出防止対策	-	-	○	-	-	-	○	
消火ガスの流出防止対策		-	-	○	-	-	-	-		
移動式消火設備		-	-	-	-	-	-	○		
ポンプを設置する室に対する人による消火活動		-	○	○	○	○	○	○		



条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止	第1章 共通項目	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持	○	-	-	-	-	-	-	
		溢水評価条件の変更の都度、溢水評価を実施すること	○	-	-	-	-	-	-	
		溢水源の設定(想定破損)	○	-	-	-	-	○	○	
		配管の肉厚管理	○	-	-	-	-	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(消火水)	○	-	-	-	-	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(地震)	○	-	-	-	-	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(その他)	○	-	-	-	-	○	○	
		隔離操作(溢水量の算出)	○	-	-	-	-	○	○	
		手動による漏えい停止の手順	○	-	-	-	-	-	-	
		溢水防護区画及び溢水経路の設定	○	-	-	-	-	○	○	
		防水扉及び水密扉の閉止運用	○	-	-	-	-	-	-	
		没水影響評価の実施	○	-	-	-	-	○	○	
		機能喪失高さの設定	○	○	○	○	○	○	○	
		被水影響評価の実施	○	-	-	-	-	○	○	
	保護構造	○	-	-	-	-	○	○		
	評価対象の設備の抽出	○	-	-	-	-	○	○		
	消火水放水時に不用意な放水を行わない運用	○	-	-	-	-	-	-		
	蒸気影響評価の実施	○	-	-	-	-	○	○		
	建屋外からの溢水評価の実施	○	-	-	-	-	○	○		
	第2章 個別項目	溢水防護設備の保守点検, 補修	○	-	-	-	-	-	-	
		防水扉	-	-	-	-	-	-	○	
		水密扉	-	-	-	-	-	-	○	
		床ドレン逆止弁	-	-	-	-	-	-	○	
		壁(貫通部止水処置を含む。)	-	-	-	-	-	-	○	
		溢水防護板	-	-	-	-	-	-	○	
		自動検知・遠隔隔離システム	-	-	-	-	-	-	○	
		ターミナルエンド防護カバー	-	-	-	-	-	-	○	
		蒸気防護板	-	-	-	-	-	-	○	
地震計		-	-	-	-	-	-	○		
漏えい検知器		-	-	-	-	-	-	○		
液位計		-	-	-	-	-	-	○		
第13条 安全避難通路等		安全避難通路	○	-	-	-	○	-	○	
		可搬型照明	○	-	-	-	○	-	-	
第14条 安全機能を有する施設	第1章 共通項目	安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		設計基準事故対処における自動起動	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の維持管理	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の試験, 検査性の確保	○	○	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	第2章 個別項目	重量物の落下による飛散物, 回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計	○	○	○	○	○	○	○	
		原料粉末受入工程の遠隔操作	-	-	-	○	○	-	-	
		粉末調整工程の遠隔操作	-	-	-	○	○	-	-	
		ペレット加工工程の遠隔操作	-	-	-	○	○	-	-	
		燃料棒加工工程の遠隔操作	-	○	○	-	-	-	-	
		燃料集合体組立工程の遠隔操作	-	○	○	-	-	-	-	
		梱包出荷工程の遠隔操作	-	-	○	-	-	-	-	
		核燃料物質の検査設備の遠隔操作	-	-	○	-	○	-	-	
小規模試験設備の遠隔操作	-	-	-	-	○	-	-			
第16条 搬送設備	グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器の逸走及び転倒防止並びに容器の落下防止等の対策	-	○	○	○	○	-	-		
第17条 核燃料物質の貯蔵施設	容器の取扱基数の上限	-	-	○	-	-	-	-		
第19条 放射線管理施設	放射線管理に必要な情報の表示	-	-	-	-	○	-	-		
第20条 廃棄施設	廃棄物保管用容器に対する考慮事項	-	-	-	-	-	-	○		
第22条 遮蔽	遮蔽計算に係る考慮事項	○	○	○	-	○	-	-		

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第26条 重大事故等対処施設の地盤	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能	○	○	○	○	○	○	○		
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系に係る接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	-	-		
第27条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	○	-	○	○	○	-	○		
	建物・構築物の動的解析方法	○	-	○	-	○	-	○		
	機器・配管系の動的解析方法	-	-	○	○	○	-	○		
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	-	-	-	-	-	○		
	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○		
第28条 津波による損傷の防止	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮	○	-	-	-	-	-	○		
	可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管	○	-	-	-	-	-	○		
第29条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○	○	
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	
		火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	
		水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	-	-	-	○	○	-	○	
		油内包設備 配置上の考慮	-	-	○	-	-	-	-	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	-	-	-	-	○	-	-	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	-	-	-	-	○	-	-	
		換気に係る水素濃度設定	-	○	○	○	○	○	○	
		蓄電池室の設計	-	○	○	○	○	○	○	
		防爆対策	-	-	-	-	○	-	○	
		接地対策	-	-	-	-	○	-	-	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性物質の保管管理（発火源への対策）	-	○	○	○	○	○	○	
		廃棄物の保管（金属容器への封入）	○	○	○	○	○	○	○	
		遮断器	-	-	-	-	○	-	-	
		電気室(電源供給のみに使用)	○	○	○	○	○	○	○	
		建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○	
	パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置	-	-	○	-	○	-	○		
	金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	-	-	○	-	○	-	○		
	保温材に対する不燃性材料の使用	-	-	○	-	○	-	-		
	建屋内装材の不燃性材料の使用	○	-	-	-	-	-	○		
	建屋内装材の塗装(難燃性)	○	○	○	○	○	○	○		
	カーペット(防災物品)	○	-	-	-	-	-	○		
	重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○		
	重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置	-	○	○	○	○	-	○		
	換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	-	-	○	-	-	-	○		
	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	-	-	-	-	○	-	○		
	遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	○	-	○	-	○	-		
	避雷設備、構内接地系(重大事故等対処施設)	○	-	-	-	-	-	○		
	耐震設計(重大事故等対処施設)	○	○	○	-	○	-	○		
	竜巻防護対策	○	○	○	-	○	-	○		
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○		
	第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理(耐火シール)	-	-	○	-	○	-	○	
		点検・検査(火災感知器)	-	○	○	○	○	○	○	
		予備品確保・早期復旧(火災感知器)	-	○	○	○	○	○	○	
		消火水による影響	-	-	-	-	○	-	-	
		消火水の流出防止対策	-	-	○	-	-	-	○	
		消火ガスの流出防止対策	-	-	○	-	-	-	-	
移動式消火設備		-	-	-	-	-	-	○		
ポンプを設置する室に対する人による消火活動		-	○	○	○	○	○	○		

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考	
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)
第30条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の維持管理	○	○	○	○	○	○	○	
	除雪, 除灰及び屋内への配備	-	-	-	-	○	○	○	
	重大事故等に対処するための手順, 訓練, 教育	-	-	○	○	○	○	○	
	作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備	-	-	○	○	○	○	○	
	工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定	-	-	○	○	○	○	○	
	現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止	-	-	○	○	○	○	○	
	重大事故等対処設備の識別管理	-	-	○	○	○	○	○	
	中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性	-	-	○	○	○	-	-	
	動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認	-	-	○	○	○	○	○	
	溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定	-	-	-	-	○	○	○	
	津波に対する屋外アクセスルートの運用	-	-	-	-	○	○	○	
	屋外アクセスルートの復旧	-	-	-	-	○	○	○	
	凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保	-	-	-	-	○	○	○	
	屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用	-	-	-	-	○	○	○	
	消防車による初期消火活動	-	-	-	-	○	○	○	
	アクセスルート上の資機材の落下防止, 転倒防止対策	-	-	-	-	○	○	○	
	アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備	-	-	-	-	○	○	○	
屋内アクセスルートの設定	-	-	-	-	○	○	○		
第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	○	-	○	-	-	
	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	-	-	○	-	○	-	-	
第34条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	固縛対策 (竜巻)	-	-	-	-	○	-	-	
	放水時の臨界安全の考慮	-	-	-	-	-	-	○	
第35条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	固縛対策 (竜巻)	-	-	-	-	-	-	○	
	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	-	-	-	-	○	-	○	
第36条 電源設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	○	-	○	
	火災防護計画 (森林火災)	-	-	-	-	○	-	○	
第37条 監視測定設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	○	-	○	
	固縛対策 (竜巻)	-	-	-	-	○	-	○	
第38条 緊急時対策所	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	-	-	○	
	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	-	-	-	-	-	-	○	
第39条 通信連絡を行うために必要な設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	-	-	○	
	電池交換手順	-	-	-	-	-	-	○	



凡例：

申請時期及び申請回次

1	第1回申請（2項変更）
2-1	第2回申請（2項変更）
2-2	第2回申請（1項新規）
3-1	第3回申請（2項変更）
3-2	第3回申請（1項新規）
4-1	第4回申請（2項変更）
4-2	第4回申請（1項新規）

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。

SA区分

常設	技術基準規則第三十条第2項に該当するもの。（建物・構築物については、常設SA設備を収納する建屋も「常設」とする）
可搬	技術基準規則第三十条第3項に該当するもの。

耐震設計（DB）

S	耐震重要度分類におけるSクラス施設
B	耐震重要度分類におけるBクラス施設
B-1	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S <sub>d</sub> に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
B-2	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
B-3	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して過大な変形等が生じないよう設計するもの
B-4	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動S <sub>s</sub> による地震動に対して耐震性が確保される設計のもの
C	耐震重要度分類におけるCクラス施設
C-1	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
C-2	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防護する機能を保持できる設計とするもの
C-3	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
—	上記以外（当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む）

耐震設計（SA）

1.2S <sub>s</sub>	重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動S <sub>s</sub> の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの ・事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備
S, B, C (S), (B), (C) 等	代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの 〔 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類（耐震設計（DB）の区分を記載する） 〕
—	上記以外

条項との対応

○	技術基準の適合性確認を実施するもの。
△	技術基準の適合性について、既認可から変更がないもの。
《○》	事業許可の整合性のみの観点で機能を確認するもの。
《△》	事業許可の整合性のみの観点について既認可から変更がないもの。
—	上記対象外

凡例：

注記

注1	第五条第1項及び第二十六条第1項の要求のうち、燃料加工建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は、その設置される建物にて説明する。
注2	第七条第1項のうち、燃料加工建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は、収納される燃料加工建屋の申請にて説明するため、「一」とする。なお、耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 第二十八条第1項のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は、設置する建物・構築物の申請にて説明するため、「一」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。
注3	第八条第1項、第2項及び第3項については、外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋を対象とする。なお、防護対象設備のうち、外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。
注4	第九条第1項の要求は、「人の不法な侵入の防止に係る措置」、「不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」、「不正アクセス行為の防止に係る措置」「関係機関との通信及び連絡に係る措置」、「核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注5	第十一条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注6	第十三条第1項の要求のうち、安全避難通路は、「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注7	第十四条第1項の要求は、「安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮」、「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」、「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」、「設計基準事故対処における自動起動」、「安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮」、「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」、「安全上重要な施設に対する誤操作防止」、「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注8	第十四条第2項の要求は、「安全機能を有する施設の試験、検査性の確保」、の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注9	第十四条第3項の要求は、「安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注10	再処理施設と共用する設備のうち、第十五条第1項及び第2項の適用を受ける設備となる再処理第4種管に該当する海洋放出管理系及び安全上重要な施設である混合酸化物貯蔵容器は、再処理施設の評価を流用する。 再処理施設と共用する設備のうち、第三十一条第1項及び第2項の適用を受ける重大事故等対処設備は、再処理施設の評価を流用する。
注11	第二十九条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注12	第三十条第1項の要求のうち、操作の確実性は、「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」、「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」、「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」、「重大事故等対処設備の識別管理」、「中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性」、「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注13	第三十条第3項の要求のうち、可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は、「溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定」、「津波に対する屋外アクセスルートの運用」、「屋外アクセスルートの復旧」、「屋外アクセスルートに対する融雪剤の配備」、「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「消防車による初期消火活動」、「アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策」、「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型証明の配備」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注14	第三十二条第1項第一号及び第二号については、MOX燃料加工施設において臨界事故の発生は想定されないことから、対象となる設備はない。なお、対象となる設備がないことを第四条の添付書類等にて説明する。
注15	重大事故等対処設備を防護するために必要な設備として技術基準に適合する設計であることを示す。

## 技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

## 1. 基本的な作成方針

- (1) 本資料は、各回次の申請対象設備と各条文の基本設計方針の対応する展開先の添付書類を踏まえて、整理している。
- (2) 当該申請回において次回以降の申請において確認を受ける又は、前回までの申請において確認が完了している技術基準規則条文については、灰色ハッチングを行う。
- (3) ある条文の基本設計方針の適合性説明の展開を、他の条文の基本設計方針に基づく場合は、その基本設計方針を受けて展開する適合性説明書に○をつける。  
(個別施設の基本設計方針の冒頭に記載する共通条文に基づく設計とする旨の記載については、設計上考慮する共通条文を示すためのものであり、共通条文で説明する内容であることから、これを受けての○つけはしない。)
- (4) 「加工施設の耐震性に関する説明書」は、「第5条 安全機能を有する施設の地盤」「第6条 地震による損傷の防止」「第26条 重大事故等対処施設の地盤」「第27条 地震による損傷の防止」に○をつける。また、耐震条文以外の「第11(29)条 火災」「第12条 溢水」「第30条 重大事故等対処設備」についても、当該条文に対する適合性を踏まえ耐震計算書を添付するため、○をつける。
- (5) 「設備別記載事項の設定に関する説明書」は、仕様表又は基本設計方針に記載した仕様（基本設計方針は個数）のうち「容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、口径及び除去効率」の設定値の根拠を説明を行う添付書類である。  
各条文の○の記載方針は、基本設計方針を受けて適合性として示すべき仕様を踏まえ、設定値根拠の対象仕様の場合に○をつけることとしている。  
なお、上記の根拠説明を行う設定値は、発電炉の設定値根拠説明の説明対象となる設定値を参考に設定している。  
また、加工施設特有の設定値(発電炉にない仕様表仕様)は、加工施設の技術基準の適合性をもとに抽出されるものであることから、対応する技術基準の適合性説明書においてその根拠を説明することとする。(グローブボックスの漏れ率等)
- (6) 添付図面は、仕様表対象の建物・構築物及び設備・機器の構造、配置、系統構成を主要寸法と併せて示すため添付する。添付図面の○の記載方針は、各条文の適合性の内容を踏まえ、関連する添付図面に○をつける。  
また、各条文の適合説明書の中において、建物・構築物及び設備・機器の構造、配置、系統構成に係る図面を個別に載せている場合においても、対応する図面の種類(構造図、系統図等)を踏まえ●をつける(参考1を参照)。
- (7) 緊急時対策所の居住性に係る遮蔽設計については、緊急時対策建屋の遮蔽設備の申請回において「緊急時対策所に関する説明書」(第38条 緊急時対策所)に○をつける。(添付-2参考2を参照)。
- (8) 「2.」「3.」及び「4.」に各申請書類の記載方針を示す。

## 2. 条文共通の申請書類の○の記載方針

申請書類		記載方針
本文	基本設計方針	・申請設備に係る条文について○をつける。
	工事の方法	・申請設備に係る条文のうち、工事があるものについて○をつける。
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	・申請設備に係る条文について○をつける。
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	・申請設備に係る条文について○をつける。
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	・申請設備に係る条文について○をつける。



## 3. 各条文に係る添付書類の○の記載方針（添付図面を除く。）

申請条文		記載方針
第4条	核燃料物質の臨界防止	・単一ユニット及び複数ユニットに係る設備、計量設備(質量管理)並びに臨界検知用ガスモニタの申請回において「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。(第2, 3, 4回)
第5条	安全機能を有する施設の地盤	・常設の安全機能を有する施設の申請回において「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。
第6条	地震による損傷の防止	・常設の安全機能を有する施設の申請回において「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。 ・地下水排水設備の仕様表の性能仕様(容量、個数等)を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第3回)
第7条	津波による損傷の防止	・敷地共通の内容であるため、第1回, 第4回において「加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	・防護対象施設及び評価対象施設の申請を踏まえ第1～第4回に「加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。 ・竜巻随伴事象の火災に対する考慮については、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えないことを「火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づくため○をつける。(火災防護対策を含めた全体的な内容であるため第1～4回に○をつける。) ・竜巻随伴事象の溢水に対する考慮については、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づくため○をつける。(第1回, 第4回)
第9条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	・敷地共通の内容であるため、第1回において「加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書」に○をつける。
第10条	閉じ込めの機能	・閉じ込め機能に係る設備(グローブボックス、施設外漏えい防止堰、燃料加工建屋、排気設備等)の申請回の「加工施設の閉じ込めに関する説明書」に○をつける。(第1～4回) ・高性能エアフィルタの捕集効率及び段数については、廃棄施設で展開するため、当該設備の申請回の「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回) ・グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合の検知、並びにMOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいの検知については、放射線管理施設で展開するため、当該設備の申請回の「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける(第3回)。 ・グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については、「8.1.3 内部発生飛散物に対する考慮」に基づくものとし、安全機能を有する施設で展開するため、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(添付-3の第14条第3項に○がつく設備の申請回(第2, 3回)に○をつける。) ・閉じ込め機能の適合性に係る仕様(排気設備のファンの容量等)については、当該設備の申請回の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)
第11条	火災等による損傷の防止	・火災防護設備、火災等による損傷の防止で考慮する施設に係る申請を踏まえ第1～第4回に「火災及び爆発の防止に関する説明書」に○をつける。(第1～4回) ・火災防護設備の火災感知設備、消火設備の申請回において「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。 ・消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づく設計とするため○をつける。(第4回) ・火災防護設備のうち、共用する施設の申請回は、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第4回) ・火災の適合性に係る仕様(消火設備の容器の容量等)を申請する申請回については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)
第12条	加工施設内における溢水による損傷の防止	・溢水防護対象設備及び溢水防護設備の申請回(溢水防護区画、開口部高さを示す燃料加工建屋を含む。)において、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。(第1～4回) ・溢水防護設備、溢水影響評価を申請する申請回については、溢水防護設備の耐震性、溢水影響評価条件の妥当性(溢水源の耐震計算)を示すため「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。(第4回)
第13条	安全避難通路等	・安全避難通路を設定する建物・構築物、照明設備の申請回において、「安全避難通路等に関する説明書」に○をつける。
第14条	安全機能を有する施設	・安全機能を有する施設に係る添付書類であるため第1～第4回に「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 ・分析済液処理装置のポンプ等に係る容量等を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)
第15条	材料及び構造	・安全機能を有する施設のうち、添付-3に示す材料・構造の対象となる機器・配管において「強度に関する説明書」に○をつける。 ・最高使用圧力、最高使用温度の設定根拠を示すため「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。

第16条	搬送設備	・核燃料物質を搬送する設備を申請する申請回(第2, 3回)において「搬送設備に関する説明書」に○をつける。 (搬送能力についても本添付書類で展開する。)
第17条	核燃料物質の貯蔵施設	・核燃料物質の貯蔵施設を申請する申請回において「核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書」に○をつける。(貯蔵能力についても本添付書類で展開する。) ・崩壊熱除去評価のうち、換気設備に係る設計方針は「加工施設の閉じ込めに関する説明書」で展開するため、申請回(第2回)に○をつける。 ・共用する貯蔵施設(混合酸化物貯蔵容器、粉末缶)の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。
第18条	警報設備等	・加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときの警報(火災防護設備のグローブボックス温度監視装置)、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したときの警報(排気モニタ)、液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が漏えいするおそれが生じたときの警報(液体廃棄物処理第3室サンプル液位等)に係る設備の申請回において「警報設備等に関する説明書」に○をつける。 ・上記の火災防護設備のグローブボックス温度監視装置は「火災及び爆発の防止に関する説明書」、放射線管理施設の排気モニタは「放射線管理施設に関する説明書」、低レベル廃液処理設備の液体廃棄物処理第3室サンプル液位等は、「加工施設の閉じ込めに関する説明書」にて詳細を展開することから対応する申請回で○をつける。 ・加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに安全機能を維持するための設備を自動的に開始させる回路(熱的制限値、水素濃度制限値等)に係る設備の申請回において「警報設備等に関する説明書」に○をつける。 ・警報関連設備の申請回において、「警報設備等に関する説明書」に○をつける。
第19条	放射線管理施設	・設計基準対象の放射線管理施設の申請回において、「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。 ・共用する放射線管理施設の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 ・モニタリングポストの設置数(個数)を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第20条	廃棄施設	・廃棄施設を申請する申請回において、「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。 ・気体廃棄物の排気濃度の監視して放出する基本設計方針に対する詳細設計(排気モニタ)を展開するため、当該設備の申請回(第3回)において「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。 ・共用する廃棄施設の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 ・廃棄施設の適合性に係る仕様(容量(ファン)等)を申請する申請回については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第21条	核燃料物質等による汚染の防止	・核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置し、汚染のおそれのある建物・構築物である燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の申請回において「加工施設の閉じ込めに関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)
第22条	遮蔽	・遮蔽設備の申請回において「放射線による被ばくの防止に関する説明書」に○をつける。(なお、緊急時対策所の遮蔽設備は、「第38条 緊急時対策所」の居住性に係る要求であるため、「緊急時対策所に関する説明書」には○をつけない。) ・遠隔操作に係る設計については、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の検査設備及び実験設備の基本設計方針を展開する「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に当該施設の申請回に○をつける。(第2回, 第3回) ・放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことによる放射線防護上の措置については換気設備側で展開することから「加工施設の閉じ込めに関する説明書」に○をつける。(第2回)
第23条	換気設備	・燃料加工建屋の換気設備(気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備及び室素循環設備)を申請する申請回において、「加工施設の閉じ込めに関する説明書」に○をつける。(第2回) ・換気設備に係る基本設計方針のうち、崩壊熱除去に係る設計方針は「核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書」で展開するため、申請回に○をつける。 ・換気設備の適合性に係る仕様(容量(ファン)等)を申請するため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第24条	非常用電源設備	・設計基準対象の非常用所内電源設備の申請回において、「所内電源設備に関する説明書」に○をつける。 ・共用する非常用電源設備の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 ・非常用所内電源設備の運転に必要な仕様として、容器の容量等を申請するため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第25条	通信連絡設備	・通信連絡設備の申請回(第4回)において「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。 ・通信連絡設備は共用する設備があるため、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。
第26条	重大事故等対処施設の地盤	・常設の重大事故等対象施設の申請回において「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。
第27条	地震による損傷の防止	・常設の重大事故等対象施設の申請回において「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。 ・地下水排水設備の仕様表の性能仕様(容量、個数)を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第3, 4回)
第28条	津波による損傷の防止	・第7条 津波による損傷の防止に同じ。

第29条	火災等による損傷の防止	・ 第11条 火災等による損傷の防止に同じ。
第30条	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処施設の申請回において「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 重大事故等対処設備の竜巻、火山、外部火災の影響評価については「加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」によるため、重大事故等対処設備の申請回に○をつける。</li> <li>・ 重大事故等対処設備の溢水による損傷防止の溢水影響評価については、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」によるため、溢水影響評価を申請する第4回に○をつける。</li> <li>・ 重大事故等対処施設のうち、地震を要因とする重大事故等対処に係る施設を申請する申請回において、基準地震動Ssを1.2倍した耐震計算書を示すため「加工施設の耐震性に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 重大事故等対処設備の申請回において、個数及び容量の適合性の観点から「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第31条	材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処設備のうち添付-3に示す材料・構造の対象となる機器・配管を申請する申請回において「強度に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 最高使用圧力、最高使用温度の設定根拠を示すため「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第32条	臨界事故の拡大を防止するための設備	・ 本技術基準に対しては、事業変更許可において臨界事故に係る重大事故等の発生が想定されないとして整理した内容についての説明書を添付する。このため、核燃料物質を取り扱う設備を申請する最初の申請回(第2回)において「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。
第33条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備を申請する申請回において「加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第34条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡散抑制設備を申請する第4回において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 拡散抑制設備の基本設計方針のうち、悪影響防止(共用を含む。以降同じ。)、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第35条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水供給設備を申請する第4回において「重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 水供給設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 貯水槽から燃料加工建屋までルートに対しては「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第36条	電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備を申請する第4回において「所内電源設備に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第37条	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視測定設備の申請回において、「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 監視測定設備の監視及び記録に係る要求を踏まえ、通信連絡設備(情報把握設備)を申請する申請回(第4回)において「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 監視測定設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第38条	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所を申請する第4回において、「緊急時対策所に関する説明書」に○をつける。</li> <li>・ 緊急時対策所の通信連絡、データの表示・記録に係る要求を踏まえ、「通信連絡設備に関する説明書」に通信連絡設備を申請する第4回に○をつける。</li> <li>・ 緊急時対策所の基本設計方針のうち、悪影響防止(共用を含む。以降同じ。)、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>
第39条	通信連絡を行うために必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信連絡を行うために必要な設備の申請する申請回(第3回、第4回)において、「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。第3回は、GB温度監視装置、GB負圧・温度監視設備に係る伝送路を申請する。</li> <li>・ 通信連絡を行うために必要な設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。</li> <li>・ 必要な個数の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。</li> </ul>



4. 添付図面の○、●の記載方針

申請図面		記載方針
構内配置図	添付図面と関連する条文：○	<p>・敷地に係る条文として以下の条文に○をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「第5, 26条 地盤」, 「第6, 27条 地震」, 「第8条 外部衝撃」 「第7条、第28条 津波」は建物・構築物（燃料加工建屋、貯水所・保管庫及び緊急時対策所）の申請回（第1回, 第4回(SAのみ)）に○をつける。</li> <li>➢ 「第20条 廃棄施設」は、排水口、排気口の位置を踏まえ気体廃棄物の廃棄設備及び液体廃棄物の廃棄設備の申請回に○をつける。（第2, 4回）</li> <li>➢ その他関連する条文として、公衆への線量評価の観点から「第22条 遮蔽」（第1回）, 屋外溢水評価の観点から「第12条 溢水」（第4回）について○をつける。</li> </ul> <p>上記以外で、共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」 「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。</p>
	適合性説明書内で構内配置図に相当する図面を付ける条文：●	<p>参考1に示す適合性説明書内の構内配置図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第5条, 26条 地盤」：（建屋下の地質の分布を明示した図面等）（第1, 4(SA)回）</li> <li>・ 「第6条, 27条 地震」：（敷地における建屋の設置位置を示す図）（第1回）</li> <li>・ 「第8条 外部衝撃」：（近傍の危険物貯蔵施設の構内配置を明示した図面等）（第1回）</li> <li>・ 「第12条 溢水」：（屋外タンクの構内配置を明示した図面）（第4回）</li> <li>・ 「第22条 遮蔽」：（公衆の線量評価における評価点を明示した図面）（第1回）</li> </ul>
平面図及び断面図	添付図面と関連する条文：○	<p>・ 建物・構築物の壁、床、天井の遮蔽厚さを示すため、「第22条 遮蔽」（第1, 2回）又は「第38条 緊急時対策所」（第4回）に○をつける。</p> <p>・ 屋外からの溢水を考慮し、燃料加工建屋の申請回に「第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止」に○をつける（第1回）。また、保管庫・貯水所等は、「第30条 重大事故等対処設備」側に○をつける。（第4回）</p> <p>・ また、関連する条文として、以下について○をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 建物・構築物の強度評価に係る条文として、「第5, 27条 地盤」 「第6, 28条 耐震」, 「第8 外部衝撃」, 「第30条 重大事項等対処設備(1, 2Ss, 外部衝撃)」に対して建物・構築物の申請回を踏まえ第1回, 第2回(SA施設なし, 洞道は地下設置を示すため外部衝撃にも○), 第4回(SA施設のみ)に○をつける。</li> <li>➢ 「第13条 安全避難通路」（第1, 3, 4回）は安全避難通路及び照明設備の建屋への取付箇所を観点で○をつける。</li> <li>➢ 塗装の範囲の観点で、「第21条 汚染防止」に○をつける。（第1, 2回）</li> <li>➢ 工程室の観点で、「第10条 閉じ込め機能」に○をつける。（第1回）</li> </ul> <p>上記以外で、建物・構築物の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」 「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。</p>
	適合性説明書内で平面図及び断面図に相当する図面を付ける条文：●	<p>参考1に示す適合性説明書内の平面図及び断面図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第6条, 27条 地震」：（建屋の構造概要を示すための概略平面図及び断面図, 耐震壁の断面リスト, 柱の断面リスト等）（第1, 4(SA)回）</li> <li>・ 「第8条 外部衝撃」：（強度計算の情報として建屋の情報として平面図, 断面図の概要を示した図面, フード及び風除室の位置と概形を表した図面等）（第1回）</li> <li>・ 「第10条 閉じ込め機能」：（工程室の範囲を明示した図面）（第1回）</li> <li>・ 「第13条 安全避難通路」：（建屋の安全避難通路を明示した図面, 照明設備の配置を明示した図面）（第1, 3, 4回）</li> <li>・ 「第14条 安全機能を有する施設」：（安全上重要な施設の範囲を明示した図面）（第1回）</li> <li>・ 「第21条 汚染防止」：（樹脂系塗料の塗装範囲を明示した図面）（第1回, 2回）</li> <li>・ 「第22条 遮蔽」：（遮蔽設計の基準となる線量率, 遮蔽計算代表点(P点), 線量率計算箇所(A点)を明示した図面等）（第1回, 2回）</li> </ul>

系統図 (系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図)	添付図面と関連する条文：○	系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「系統図」は、主流路である主配管(換気系を除く。)の配置、系統構成並びに放射線管理施設の系統構成を示す図面である。</li> <li>系統図に關係する条文として、「第8条 外部衝撃」「第11条 火災等による損傷の防止」「第18条 警報設備等」「第19条 放射線管理施設」「第20条 廃棄施設」「第29条 火災等による損傷の防止」「第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」「第34条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」「第35条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備」「第37条 監視測定設備」に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。</li> <li>・また、関連する条文として、以下について○をつける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢配管系統を有する設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 28条 耐震(第2回(DBのみ), 第3回, 第4回)」, 「第11, 29条 火災(第2回)」 「第12条 溢水(第4回)」 「第15, 31条 材料・構造(第2回(DBのみ), 第3回, 第4回)」 「第30条 重大事故等対処設備(1. 2Ss, 溢水)(第3, 4回)」についても○をつける。</li> </ul> </li> </ul>
		換気系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「換気系統図」は、主流路である主配管(換気系)の配置、系統構成を示す図面である。</li> <li>換気設備に關係する条文として、「第10条 閉じ込めの機能」「第23条 換気設備」「第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」「第38条 緊急時対策所」「第17条 貯蔵施設」に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。</li> <li>・また、関連する条文として、以下について○をつける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢換気系統を有する設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 28条 耐震(第2回, 第4回(SAのみ))」, 「第8条 外部衝撃(第2回)」, 「第15, 31条 材料・構造(第2回, 第4回(SAのみ))」, 「第30条 重大事故等対処設備(1. 2Ss)(第2回)」についても○をつける。</li> </ul> </li> </ul>
		計測制御系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「計測制御系統図」は、計装設備の系統構成(検出器, 指示, 記録, 警報)及びインターロックがある場合には、警報の信号から機器等の動作までの一連の回路を示す図面である。</li> <li>計装設備の系統に關係する条文として、「第11条 火災等による損傷の防止」(グローブボックス温度監視装置(第3回), 過加熱防止回路等(第3回)) 「第10条 閉じ込めの機能」(漏えい検知(第2回)) 「第18条 警報設備等」(第2, 3回)に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。</li> </ul>
		搬送物フロー図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「搬送物フロー図」は、加工のメイン工程の搬送物(MOX粉末, ペレット, 燃料棒, 燃料集合体)の流れを示す図面である。</li> <li>成形施設, 被覆施設, 組立施設, 核燃料物質の貯蔵施設の加工に係る設備・機器の基本設計方針に係る条文として、「第14条 安全機能を有する施設」(第2, 3回), 「第17条 核燃料物質の貯蔵施設」(第2回)に○をつける。</li> <li>・また、関連する条文として、搬送物フロー図により、搬送設備の仕様表(搬送物の容量)に係わる情報として搬送設備が取り扱う製品・運搬容器がわかるため「第16条 搬送設備」, 設備・機器の取り扱う搬送物(核燃料物質の形態)がわかるため「第4条 臨界防止」に○をつける。</li> </ul>
		単線結線図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「単線結線図」は、発電機からの電源の供給側の条文として「第24条 非常用電源設備」「第36条 電源設備」(第3, 4回) 「第38条 緊急時対策所」(第4回)に○をつける。</li> </ul>
		—	上記以外で、設備・機器の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。
	適合性説明書内で系統図に相当する図面を付ける条文：●	<p>参考1に示す適合性説明書内の系統図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4条 臨界」：(搬送物の搬送パターンを示した図等) (第2回)</li> <li>・「第8条 外部衝撃」：(換気設備関係に対して竜巻の影響を考慮する範囲を示した図面) (第2, 3回※)</li> <li>・「第10条 閉じ込め」：(グローブボックス等, オープンポートボックス, フードの給排気系統の全体的な系統図) (第2回)</li> <li>・「第11条, 29条 火災」：(消火における火災感知から消火までの信号及び消火装置の系統を示した図面等) (第2回)</li> <li>・「第12条 溢水」(溢水防護設備の概略系統及び試験概要を明示した図面) (第4回)</li> <li>・「第19条 放管施設, 第37条 監視」：(放射線管理施設の系統構成, 電源系統を示した図面) (第3回, 4(SA)回)</li> <li>・「第25条, 39条 通信連絡設備」(通信連絡設備の通信系統, 電源系統を示した図面) (第4回)</li> <li>・「第29条 火災」：(緊急時対策建屋床下に設置する消火装置における火災感知から消火までの系統概要図) (第4回)</li> <li>・「第33条 閉じ込め喪失」：(外部放出抑制設備, 代替グローブボックス排気設備, 代替火災感知設備又は代替消火設備の系統構成を示した図面) (第2回, 3回)</li> <li>・「第34条 放出抑制」：(拡散抑制設備(放水設備, 抑制設備)の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルートを示した図面) (第4回)</li> <li>・「第35条 水供給」：(水供給設備の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルート, 水の補給に使用する取水場の場所を示した図面) (第4回)</li> <li>・「第38条 緊対」：(通信連絡に使用する設備の概要を示す図面) (第4回)</li> </ul>	

<p>配置図</p>	<p>添付図面と 関連する条文：○</p>	<p>・配置図は仕様表に係る設備・機器の図面として添付する。 &lt;施設共通条文&gt; ・「第10条 閉じ込め」の施設外漏えい防止堰、漏えい検知の設置場所、工程室との関係を踏まえグローブボックス等の配置の観点で○をつける。(第2,3回) ・「第12条 溢水」の堰の設置場所を示す観点で、○をつける。(第4回) ・「第18条 警報設備等」は検出器の設置場所を示す観点で○をつける。(第2, 3回) ・また、関連する条文として、以下について○をつける。 ➢設備・機器(主配管を除く。)の強度評価(建屋内に設置することで担保する設備を含む。)に係る条文「第6, 27条 耐震(第1回(DBのみ),第2回,第3回,第4回)」,「第8条 外部衝撃(第2~4回)」,「第11条, 第29条 火災(第2回,第3回)」,「第12条 溢水(第4回)」,「第30条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 外部衝撃, 溢水)(第2~4回)」について○をつける。 ➢設備・機器が配置図で配置されている建屋(間接支持構造物)がわかることを踏まえ「第5, 26条 地盤」に○をつける。(第1回(DBのみ), 第2回, 第3回, 第4回) ➢設備・機器の内部発生飛散物(安全上重要な施設の配置等), 試験・検査性を踏まえ, 「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2~4回) ➢火災区域, 溢水防護区画と設備・機器の配置の関連性を踏まえ, 「第11条, 第29条 火災」「第12条 溢水」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2~4回) なお, 「第16条 搬送設備」は, 核燃料物質を搬送する設備に対しての要求(必要な容量と電源喪失時落下防止)であるため, 配置図には○をつけていない。(安全上重要な施設への搬送物の落下防止は内部発生飛散物で確認する。)</p> <p>&lt;個別設備の条文&gt; ・個別設備に係る各条文(廃棄施設等)について, 配置図を示す設備・機器(仕様表対象)の申請回に○をつける。</p> <p>また, 設備・機器の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。</p>
	<p>適合性説明書内で 配置図に相当する図面を 付ける条文：●</p>	<p>参考1に示す適合性説明書内の配置図に相当する図面を示すことを踏まえ, 該当条文に●をつける。 ・「第4条 臨界」(単一ユニット, 複数ユニットの配置及び臨界隔離のための壁の配置を示した図面)(第2, 3回) ・「第10条 閉じ込め」(グローブボックス等の配置を示した図面)(第2, 3回) ・「第12条 溢水」(溢水防護対象設備の配置を示した図面等)(第2, 3, 4回) ・「第17条 貯蔵施設」(貯蔵エリア, 一時保管エリアを示した図面)(第4回) ・「第19, 37条 放管施設」(放射線管理施設の機器配置を明示した図面)(第3, 4回) ・「第25, 39条 通信連絡設備」(通信連絡設備の取付箇所を明示した図面)(第4回) ・「第20条 廃棄施設」(廃棄施設の選別エリア, 作業エリア等を明示した図面)(第4回) ・「第22条 遮蔽」(部屋単位の機器配置図に遮蔽計算代表点等を明示した図面)(第2, 3回) ・「第30条 重大事故等対処設備」(重大事故等対処設備の配置を明示した図面等)(第2, 3, 4回) ・「第34条 放出抑制」(抑制設備(可搬型汚濁拡散防止フェンス, 放射性物質吸着剤)の配置を明示した図面)(第4回) ・「第38条 緊急時対策所」(緊急時対策所内のレイアウトを明示した図面)(第4回)</p>
<p>構造図</p>	<p>添付図面と 関連する条文：○</p>	<p>・構造図は, 仕様表に係る設備・機器(配管, 計装/放管設備, 建物・構築物を除く。)の主要寸法を構造と併せて示すため添付する。 &lt;施設共通条文&gt; ・主要寸法を要求する設備・機器の申請回において○をつける。 「第4条 核燃料物質の臨界防止(第2, 4回(※第3回は形状寸法に係る設備申請なし))」, 「第10条閉じ込め」(放射性廃液の漏えい液受け皿/漏えい防止堰の高さ 第2回), 「第12条 溢水」(堰の高さ 第4回) ・また, 関連する条文として, 以下について○をつける。 ➢設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 27条 耐震(第1回(DBのみ),第2回,第3回,第4回)」, 「第8条 外部衝撃(第2, 3, 4回)」, 「第11条, 第29条 火災(第2回,第3回)」, 「第12条 溢水(第4回)」, 「第15条, 31条 材料構造」(第2回~4回), 「第30条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 外部衝撃, 溢水)(第2~4回)」について○をつける。 ➢単一ユニットの設備・機器の容器の取扱構造, 誤搬入防止機構・秤量器の設置状況を踏まえ「第4条 核燃料物質の臨界防止」に○をつける。(第2回, 第3回) ➢核燃料物質の搬送に係る設備・機器に係る条文として「第16条 搬送設備」に○をつける。</p> <p>&lt;個別設備の条文&gt; ・廃棄施設等の個別設備に係る条文は, 構造図を示す設備・機器(仕様表対象)の申請回に○をつける。</p> <p>上記以外で, 設備・機器の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。</p>
	<p>適合性説明書内で 構造図に相当する図面を 付ける条文：●</p>	<p>参考1に示す適合性説明書内の構造図に相当する図面を示すことを踏まえ, 該当条文に○をつける。</p> <p>・「第6条, 27条 耐震」: (耐震計算対象機器の構造の説明に必要な, 構造・評価モデルを明示した図面及び耐震評価に用いる設備・機器の情報としてボルトの配置を示した図面)(第2回~4回) ・「第8条 外部衝撃」: (強度計算の情報として竜巻の影響を考慮する施設の概形を表した図面)(第2回, 3回), (屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の概形を表した図面等)(第4回) ・「第11条, 29条 火災」: (評価対象の概略構造を明示した図面(火災感知設備, 消火設備))(第2, 3回) ・「第12条 溢水」: (評価対象の概略構造を明示した図面)(第4回) ・「第15条, 31条 材料構造」: (強度計算の情報として機器の強度計算箇所を示した構造図)(第2回~4回) ・「第16条 搬送設備」: (搬送設備の落下防止機構の概略を示した図面)(第2回, 3回) ・「第30条 重大事故等対処設備」: (可搬型重大事故等対処設備の固縛・保管状態を示した図面)(第3回, 4回)</p>



技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

【第1回申請】

資料名		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条					
		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等対処施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	火災等による損傷の防止	重大事故等対処設備	材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	電源設備	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備					
本文	基本設計方針	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	工事の方法*3	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の閉じ込めに関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	火災及び爆発の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安全避難通路等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	構内配置図	-	○●	○●	○	○●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○●	-	-	-	○●	○●	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平面図及び断面図	-	○	○●	-	○●	-	○●	-	○	○●	○●	-	-	-	-	-	-	-	○●	○●	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
系統図(系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
配置図	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
構造図	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

凡例：○：確認対象，-：今回確認対象外，●：適合性説明書内で添付図面に相当する図面を付ける条文

技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

【第2回申請】

資料名		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条					
		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地震	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等対処施設の地震	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	火災等による損傷の防止	重大事故等対処設備	材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	電源設備	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備					
本文	基本設計方針	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
	工事の方法*3	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-		
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-		
	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	加工施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	強度に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	加工施設の閉じ込めに関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	火災及び爆発の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通信連絡設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安全避難通路等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	搬送設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	警報設備等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	緊急時対策所に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線管理施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	所内電源設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	構内配置図	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平面図及び断面図	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○●	○●	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
系統図(系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図)	○●	-	○	-	○●	-	○●	○●	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○●	○	○	-	○●	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
配置図	○●	○	○	-	○	-	○●	○	○●	-	○	-	-	○	○	-	○	-	○●	○	-	-	○	○	-	○	○	-	○●	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
構造図	○	-	○●	-	○●	-	○	○●	-	-	○	○●	○●	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○●	-	○●	○	○●	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		

凡例：○：確認対象，-：今回確認対象外，●：適合性説明書内で添付図面に相当する図面を付ける条文

技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

【第3回申請】

資料名	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条	
	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等対処施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	火災等による損傷の防止	重大事故等対処設備	材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	電源設備	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備	
本文	基本設計方針	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	
	工事の方法*3	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○		
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○		
	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	強度に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の閉じ込めに関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災及び爆発の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信連絡設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	安全避難通路等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	搬送設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警報設備等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	緊急時対策所に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線管理施設に関する説明書	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	所内電源設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	
構内配置図	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
平面図及び断面図	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
系統図(系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図)	○	-	○	-	○●	-	-	○	-	○●	○	○	-	○	○●	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	○	○	○	-	○●	-	-	○	○●	-	●	
配置図	○●	○	○	-	○	-	○●	○	○●	-	○	-	-	-	○	○●	-	-	○●	-	○	-	○	○	-	○●	-	-	-	○	-	-	-	-	○●	-	-
構造図	○	-	○●	-	○●	-	-	○●	-	-	○	○●	○●	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○●	-	○●	○●	○●	-	○	-	-	-	-	-	-

凡例：○：確認対象，-：今回確認対象外，●：適合性説明書内で添付図面に相当する図面を付ける条文



技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

【第4回申請】

資料名		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条			
		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地震	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等対処施設の地震	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	火災等による損傷の防止	重大事故等対処設備	材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	重大事故等への必要となる水の供給設備	電源設備	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備			
本文	基本設計方針	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工事の方法*3	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	強度に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設の閉じ込めに関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	火災及び爆発の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信連絡設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	
	安全避難通路等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	搬送設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	警報設備等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	緊急時対策所に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線管理施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
	所内電源設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
	加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○		
構内配置図	-	-	-	-	-	-	-	-	○●	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○●	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
平面図及び断面図	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○●	○●	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
系統図(系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図)	-	-	○	-	-	-	-	-	○●	○●	○	○	-	-	-	○●	○	-	-	-	○	●	-	○	-	○●	○	○	-	-	○●	○●	○	○	○	○●	○●	●		
配置図	-	○	○	-	○	-	-	○	○●	○	○	-	-	○●	-	○●	○●	-	-	-	○	●	○	○	-	○	○●	-	-	-	○●	○	○	○	○●	○●	○	○●	○●	
構造図	○	-	○●	-	○●	-	-	-	○●	-	○	○●	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○●	○●	-	-	○●	○●	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	

凡例：○：確認対象，-：今回確認対象外，●：適合性説明書内で添付図面に相当する図面を付ける条文

参考1 添付書類（適合説明書）内において示す図面

条文		適合説明書	適合説明書で示す図面の概要	種類	図面の説明 回次	備考
第4条	臨界	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	建屋平面図上に単一ユニット・複数ユニットの配置、臨界隔離の壁（核的隔離条件:コンクリ30.5cm以上）の場所を明示した配置図	配置図	第2回 第3回	第4回は、混合酸化物貯蔵容器と粉末缶が対象であるが単一ユニットではなく、単一ユニットの核的制限値(体数)及び複数ユニット評価の条件(容器形状)として使用するため配置図・系統図は関係がない。
			誤搬入防止機構(誤投入防止機構)の制御ロジックに関する概略図	系統図	第2回	
			核燃料物質の搬送パターンを示した概略系統図	系統図	第2回	
第5条 第27条	地盤	加工施設の耐震性に関する説明書	建屋下の地質の分布を明示した図面、建屋下の地質の深度方向の分布を明示した図面 建屋の地盤モデル作成のために使用したボーリング孔を明示した図面	構内配置図	第1,4回	第4回は第27条のみ
第6条 第28条	耐震	加工施設の耐震性に関する説明書	敷地における建屋の設置位置を示す図	構内配置図	第1回 第4回	第4回は第28条のみ
			耐震計算の情報として建屋の構造概要を示すための概略平面図及び断面図	平面図及び 断面図	第1回 第4回	第4回は第28条のみ
			耐震計算の情報として耐震壁の断面リスト、柱の断面リスト等	平面図及び 断面図	第1回 第4回	第4回は第28条のみ
			耐震計算対象機器の構造の説明に必要な、構造、評価モデルを明示した図面 耐震評価に用いる設備・機器の情報としてボルトの配置を示した図面	構造図	第2回～ 第4回	
第7条	津波	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—	—	—	—
第8条	外部衝撃 (竜巻)	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために行った現地調査の範囲を示した図面	構内配置図	第1回～ 第4回	重大事故等対処施設は第30条に○をつける。 (外部衝撃は以降同じ。)
			敷地内における建屋の位置を示した図面	構内配置図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ
			強度計算の情報として建屋の情報として平面図、断面図の概要を示した図面 フード及び風除室の位置と概形を表した図面	平面図及び 断面図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ
			換気設備関係に対して竜巻の影響を考慮する範囲を表した図面	系統図	第2, 3回	
			強度計算の情報として竜巻の影響を考慮する施設の概形を表した図面	構造図	第2, 3回	
			屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の概形を表した図面	構造図	第4回	
第8条	外部衝撃 (火山)	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	敷地内における建屋の位置を示した図面	構内配置図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ
			強度計算の情報として建屋の情報として平面図、断面図	平面図及び 断面図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ
			強度計算の情報として屋外の設備の構造の概形を表した図面	構造図	第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ
第8条	外部衝撃 (外部火災)	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	評価対象施設と防火帯の位置関係を示した図面 敷地内における危険物貯蔵施設等の配置を示した図面 評価対象施設と爆発源として考慮する近傍の危険物貯蔵施設との位置関係を示した図面	構内配置図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ
第8条	外部衝撃 (航空機)	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	強度計算の情報として建屋の防護スラブ、防護壁の解析部位を示した図	平面図及び 断面図	第1回	
第8条	外部衝撃 (その他)	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—	—	—	—
第9条	不法侵入	不法侵入等の防止に関する説明書	—	—	—	—
第10条	閉じ込め	加工施設の閉じ込めに関する説明書	工程室の範囲を明示した図面	平面図及び 断面図	第1回	
			グローブボックス等の設置場所を明示した図面	配置図	第2,3回	
			グローブボックス等、オープンポートボックス、フードの給排気系統の全体的な系統図	系統図	第2回	
第11条 第29条	火災	火災及び爆発の防止に関する説明書	油内包機器に対する油漏えい時の拡大防止対策図	構造図	第3回	
			消火における火災感知から消火までの消火装置の系統概要図	系統図	第2回	
			消火における火災感知から消火までの信号の流れを示した図	系統図	第2回	
		加工施設の耐震性に関する説明書	火災防護上の系統分離対策として使用する消火設備における単一故障時にも機能を喪失しない設計であることを示した消火装置の系統構成図	系統図	第2回	
			評価対象の概略構造を明示した図面(火災感知設備)	構造図	第3回	
			評価対象の概略構造を明示した図面(消火設備)	構造図	第2回	
第12条	漏水	加工施設内における漏水による損傷の防止に関する説明書	溢水防護対象設備の配置を明示した図面	配置図	第2,3,4回	重大事故等対処施設は第30条○をつける。
			屋外タンクの配置を明示した図面	構内配置図	第4回	
			屋外の漏水評価の影響評価範囲を明示した図面	配置図	第4回	
			溢水防護設備の概略系統を明示した図面	系統図	第4回	
			溢水防護設備の配置を明示した図面	配置図	第4回	
			溢水防護設備の構造を明示した図面	構造図	第4回	
			溢水防護設備の試験概要を明示した図面	系統図	第4回	
			強度評価対象設備の配置を明示した図面	配置図	第4回	
		加工施設の耐震性に関する説明書	評価対象の概略構造を明示した図面	構造図	第4回	
			耐震評価対象設備の配置を明示した図面	配置図	第4回	
第13条	安全避難通路	安全避難通路等に関する説明書	建屋の安全避難通路を明示した図面	平面図及び 断面図	第1,4回	
			照明設備の配置を明示した図面	平面図及び 断面図	第3,4回	
			照明設備の電源系統を明示した図面	系統図	第3,4回	
第14条	安有設備	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	建屋平面図上に安全上重要な施設の範囲を明示した図面	平面図及び 断面図	第1回	設備・機器の安重の配置は添付図面の系統図、配置図を引用する。
第15条	材料構造	強度に関する説明書	強度計算の情報として機器の強度計算箇所を示した構造図	構造図	第2回～ 第4回	
第16条	搬送設備	搬送設備に関する説明書	搬送設備の落下防止機構の概略を示した図面	構造図	第2,3回	
第17条	貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	貯蔵エリア、一時保管エリアを明示した配置図	配置図	第4回	

参考1 添付書類（適合説明書）内において示す図面

条文		適合説明書	適合説明書で示す図面の概要	種類	図面の説明 回次	備考
第18条	警報設備等	警報設備等に関する説明書	—	—	—	各設備・機器に添付する系統図、配置図を引用して詳細を説明する。
第19条	放管施設	放射線管理施設に関する説明書	放射線管理施設の系統構成を示した図面	系統図	第3,4回	
			放射線管理施設の電源系統を示した図面 放射線管理施設の機器配置を示した図面	配置図	第3,4回	
第20条	廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	選別エリア、作業エリア、保管廃棄エリアおよび廃油保管エリアの配置を明示した配置図	配置図	第4回	
第21条	汚染防止	加工施設の閉じ込めに関する説明書	樹脂系塗料の塗装範囲を明示した図面	平面図及び断面図	第1回 第2回	
第22条	遮蔽	放射線による被ばくの防止に関する説明書	部屋単位の機器配置図に遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図面(原料MOX粉末缶一時保管設備、分析設備、小規模試験設備に対してそれぞれ作成)	配置図	第2,3回	
			建屋平面図上に主要な設備及び機器を示すとともに遮蔽設計において線源となるMOXを取り扱う機器を明示した図面	平面図及び断面図	第1回 第2回	
			建屋平面図上に各部屋の遮蔽設計の基準となる線量率を明示した図面 建屋平面図上に公衆の線量評価において考慮する遮蔽設備の範囲を明示した図面 建屋平面図上に遮蔽設計の基準となる線量率、遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図面(建屋、洞道)	平面図及び断面図	第1回 第2回	
			構内配置図上に公衆の線量評価における評価点を明示した図面	構内配置図	第1回	
第23条	換気設備	加工施設の閉じ込めに関する説明書	—			
第24条	非常用電源	所内電源設備に関する説明書	—			
第25条	通信連絡	通信連絡設備に関する説明書	・通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	配置図	第4回	
			・通信連絡設備の電源系統を示した図面	系統図	第4回	
			・通信連絡設備の系統構成を示した図面			
第26条	地盤(SA)	第5、第6条に合わせて示している。				
第27条	耐震(SA)					
第28条	津波(SA)	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—			
第29条	火災(SA)	11条に加え以下を追加				
		火災及び爆発の防止に関する説明書	緊急時対策建屋床下に設置する消火装置における火災感知から消火までの系統概要図	系統図	第4回	
第30条	重大事故等対処設備	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	重大事故等対処設備の配置を明示した図面	配置図	第2,3,4回	
			敷地内における屋外に設置する重大事故等対処設備の位置を示した図面 敷地内における屋外に設置する重大事故等対処設備と防火帯の位置関係を示した図面	配置図	第3,4回	
			可搬型重大事故等対処設備の燃料加工建屋内(屋外)の保管場所及び保管場所から設置場所、接続先まで運搬するための経路並びに他の設備の被害状況を把握するための経路を示した図面	配置図	第3,4回	
			可搬型重大事故等対処設備の固縛・保管状態を示した図面(可搬型重大事故等対処設備の地震に対する考慮)	構造図	第3,4回	
第31条	材料構造(SA)	15条と同じ。				
第32条	臨界事故	—	—			
第33条	閉じ込め喪失	加工施設の閉じ込めに関する説明書	外部放出抑制設備、代替グローブボックス排気設備、代替火災感知設備又は代替消火設備の系統構成を示した図面	系統図	第2,3回	
第34条	放出抑制	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	拡散抑制設備(放水設備、抑制設備)の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルートを示した図面	系統図	第4回	
			抑制設備(可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材)を設置する場所の図面	配置図	第4回	
第35条	水供給	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	水供給設備の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルート、水の補給に使用する取水源の場所を示した図面	系統図	第4回	
第36条	電源	所内電源設備に関する説明書	—			
第37条	監視	放射線管理施設に関する説明書	放射線管理施設の系統構成を示した図面	系統図	第3,4回	
			放射線管理施設の機器配置を示した図面	配置図	第3,4回	
第38条	緊対	緊急時対策所に関する説明書	緊急時対策所内の要員配置のレイアウトを示す図面	配置図	第4回	
			通信連絡に使用する設備の概要を示す図面	系統図	第4回	
第39条	通信連絡(SA)	通信連絡設備に関する説明書	・通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	配置図	第4回	第3回はGB温度監視装置、GB負圧・温度監視設備に係る伝送路の申請のため配置図に第3回を入れていない。
			・通信連絡設備の電源系統を示した図面	系統図	第3,4回	
			・通信連絡設備の系統構成を示した図面			
			・情報把握設備の電源系統を示した図面 ・情報把握設備の系統構成を示した図面			



第1回設工認申請書の本文構成 (再処理施設)

鑑別紙	1.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類 2.補正を必要とする理由を記載した書類 3.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類
別紙1	<p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 工事を行う事業所の名称及び所在地</p> <p>三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法</p> <p>【申請範囲】 (変更に係るものに限る。)</p> <p>I 施設共通</p> <p>I-1 基本設計方針</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>1.核燃料物質の臨界防止 [次回以降申請]</p> <p>2.地盤</p> <p>3.自然現象等</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>4.閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>4.2 放射性物質による汚染の防止 [次回以降申請]</p> <p>5.火災等による損傷の防止</p> <p>6.再処理施設内における溢水による損傷の防止</p> <p>7.再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>8.遮蔽 [次回以降申請]</p> <p>9.設備に対する要求</p> <p>9.1 安全機能を有する施設</p> <p>9.2 重大事故等対処設備 [次回以降申請]</p> <p>9.3 材料及び構造</p> <p>9.4 搬送設備 [次回以降申請]</p> <p>10.その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>10.2 安全避難通路等 [次回以降申請]</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設 [次回以降申請]</p> <p>2. 再処理設備本体 [次回以降申請]</p> <p>2.1 せん断処理施設 [次回以降申請]</p> <p>2.2 溶解施設 [次回以降申請]</p> <p>2.3 分離施設 [次回以降申請]</p> <p>2.4 精製施設 [次回以降申請]</p> <p>2.5 脱硝施設 [次回以降申請]</p> <p>2.6 酸及び溶媒の回収施設 [次回以降申請]</p> <p>3. 製品貯蔵施設 [次回以降申請]</p> <p>4. 計測制御系統施設 [次回以降申請]</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設 [次回以降申請]</p> <p>6. 放射線管理施設 [次回以降申請]</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.1 電気設備 [次回以降申請]</p> <p>7.2 圧縮空気設備 [次回以降申請]</p> <p>7.3 給水処理設備 [次回以降申請]</p> <p>7.4 冷却水設備</p> <p>7.5 蒸気供給設備 [次回以降申請]</p> <p>7.6 分析設備 [次回以降申請]</p> <p>7.7 化学薬品貯蔵供給設備 [次回以降申請]</p> <p>7.8 火災防護設備</p> <p>7.9 竜巻防護対策設備</p> <p>7.10 溢水防護設備</p> <p>7.11 化学薬品防護設備</p> <p>7.12 補機駆動用燃料補給設備 [次回以降申請]</p> <p>7.13 放出抑制設備 [次回以降申請]</p> <p>7.14 緊急時対策所 [次回以降申請]</p> <p>7.15 通信連絡設備 [次回以降申請]</p>

次回以降申請の項目

個別項目は、許可との整合を踏まえ、許可本文の「四、八、使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備〜リ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備」の設備項目に基づく目次構成としている。

別紙1	
第1.-7-4表	冷却水設備の主要設備リスト
付表1	略語の定義
第1.-7-9表	竜巻防護対策設備の主要設備リスト
I-2	工事の方法
II	個別施設
ト	その他再処理設備の附属施設
1.	設計条件及び仕様
1.2	再処理設備本体等に係る「その他再処理設備の附属施設」
1.2.2	給水施設及び蒸気供給施設
1.2.2.2	冷却水設備
1.2.2.2.2	安全冷却水系
(1)	熱交換器
	[仕様表(安全冷却水B冷却塔)]
(2)	主配管
	[仕様表(安全冷却水系)]
1.2.4	その他の主要な事項
1.2.4.4	竜巻防護対策設備
(1)	建物・構築物
a.	飛来物防護設備
	[仕様表(飛来物防護ネット (再処理本体用 安全冷却水系冷却塔B) )]
2.	準拠規格及び基準
2.4	冷却水設備の準拠規格及び基準
2.9	竜巻防護対策設備の準拠規格及び基準
四	変更に係る工事工程表
第1表	工事工程表 (全体計画)
第2表	工事工程表 (施設区分毎)
五	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六	変更の理由
第1表	分割の申請計画

主要設備リストは、今回申請する仕様表対象に対して作成する。  
兼用設備リストは、今回申請する仕様表対象のうち基本設計方針設備と兼用する設備がある場合に作成する。(再処理は今回申請で対象なし)

施設区分・設備区分(系統)・機種ごとに各装置の仕様表を添付する。  
仕様表に記載する機種は、共通06「本文(基本設計方針、仕様表等)」、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項の「添付-6 仕様表展開表」の大部分類と中分類(中分類がある場合)に記載する。

第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類	
目次	
(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	□ : 次回以降申請の項目
目次	
(1)-1 再処理施設の事業変更許可申請書 (本文四号) との整合性に関する説明書	
(1)-2 再処理施設の事業変更許可申請書 (本文九号) との整合性に関する説明書	
(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
目次	
(2)-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
(2)-2 本設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画	
(3) 再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書	
目次	
設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理	
I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 [次回以降申請] ※既認可から変更なし	
I-1 臨界安全設計の基本方針 [次回以降申請]	
I-2 各施設の臨界防止に関する計算書 [次回以降申請]	
II 放射線による被ばくの防止に関する説明書 [次回以降申請]	
II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針 [次回以降申請]	
II-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 [次回以降申請]	
II-2 各施設の放射線による被ばくの防止に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-1 各建屋からの平常時における直接線及びスカイシャインによる線量の評価 [次回以降申請]	
II-2-1-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の平常時における直線及びスカイシャイン線による線量の評価 [次回以降申請]	
II-2-1-2 再処理設備本体等の平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価 [次回以降申請]	
II-2-1-3 再処理施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価まとめ [次回以降申請]	
II-2-2 各建屋における建屋内の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-2-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の建屋内の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-2-2 再処理設備本体等の建屋内の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-3 各施設の放射線遮蔽に関する計算書	
II-2-3-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-3-2 再処理設備本体等の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-3 計算機プログラム (解析コード) の概要 [次回以降申請]	
III 火災及び爆発の防止に関する説明書	
IV 再処理施設の耐震性に関する説明書	
目次	
IV-1 再処理施設の耐震性に関する基本方針	
目次	
IV-1-1 耐震設計の基本方針	
IV-1-1-1 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要	
IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	
IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針	
IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針	
IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針	
IV-1-1-5 別紙 地震観測網について	
IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針	
IV-1-1-6 別紙1 各施設の設計用床応答曲線	
IV-1-1-6 別紙1-1 安全冷却水B冷却塔の設計用床応答曲線	
IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	
IV-1-1-8 機能維持の基本方針	
IV-1-1-9 構造計画, 材料選択上の留意点	
IV-1-1-10 機器の耐震支持方針	
IV-1-1-11 配管系の耐震支持方針	
IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針	
IV-1-1-11-1 別紙1 各施設の直管部標準支持間隔	
IV-1-1-11-1 別紙1-1 安全冷却水B冷却塔の直管部標準支持間隔	
IV-1-1-11-1 別紙2 重大事故等対処施設の直管部標準支持間隔 [次回以降申請]	
IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針 [次回以降申請]	
IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針	
IV-1-1-13 地震時の臨界安全性検討方針 [次回以降申請]	
IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針	
IV-1-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針	
IV-1-2-1 別紙1 各設備の定式化された計算式を用いた解析法の計算式 [次回以降申請]	
IV-1-2-1 別紙2 各設備のFEMモデルを用いた解析法の計算式	
IV-1-2-2 配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書	計算書・評価書は, 第1回申請範囲について展開 (以降同じ。)
目次	
IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書	
IV-2-1-1 建物・構築物	
IV-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎	
IV-2-1-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震性に関する計算書	



第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類	
	IV-2-1-1-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の地震応答計算書
	IV-2-1-1-1-1-2 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書
	IV-2-1-1-1-2 各建屋の耐震性に関する計算書 [次回以降申請]
	IV-2-1-1-2 屋外重要土木構造物 [次回以降申請]
	IV-2-1-1-3 排気筒 [次回以降申請]
IV-2-1-2	機器・配管系
	IV-2-1-2-1 その他再処理設備の附属施設
	IV-2-1-2-1-1 安全冷却水系
	IV-2-1-2-1-1-1 安全冷却水B冷却塔の耐震計算書
IV-2-2	波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果
	IV-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	IV-2-2-2 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震性についての計算書
	IV-2-2-2-1 建物・構築物
	IV-2-2-2-1-1 建物及び屋外機械基礎 [次回以降申請]
	IV-2-2-2-1-2 竜巻防護対策設備
	IV-2-2-2-1-2-1 飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B) の計算書
	IV-2-2-2-1-2-1-1 飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B) の地震応答計算書
	IV-2-2-2-1-2-1-2 飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B) の耐震計算書
	IV-2-2-2-1-3 排気筒 [次回以降申請]
	IV-2-2-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]
IV-2-3	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
	IV-2-3-1 建物・構築物
	IV-2-3-1-1 建物及び屋外機械基礎
	IV-2-3-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
	IV-2-3-1-1-1 別紙1 安全冷却水B冷却塔基礎の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
	IV-2-3-1-2 屋外重要土木構造物 [次回以降申請]
	IV-2-3-1-3 竜巻防護対策設備
	IV-2-3-1-3-1 竜巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
	IV-2-3-1-3-1 別紙1 飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B) の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
	IV-2-3-1-4 排気筒 [次回以降申請]
	IV-2-3-2 機器・配管系
	IV-2-3-2-1 機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-4	耐震性に関する影響評価結果
	IV-2-4-1 一関東評価用地震動 (鉛直) に関する影響評価結果
	IV-2-4-1-1 建物・構築物
	IV-2-4-1-1-1 建物及び屋外機械基礎
	IV-2-4-1-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の一関東評価用地震動 (鉛直) に関する影響評価結果
	IV-2-4-1-1-1-1 別紙1 安全冷却水B冷却塔基礎の一関東評価用地震動 (鉛直) に関する影響評価結果
	IV-2-4-1-1-2 屋外重要土木構造物 [次回以降申請]
	IV-2-4-1-1-3 竜巻防護対策設備
	IV-2-4-1-1-3-1 竜巻防護対策設備の一関東評価用地震動 (鉛直) に関する影響評価結果
	IV-2-4-1-1-4 排気筒 [次回以降申請]
	IV-2-4-1-2 機器・配管系
	IV-2-4-1-2-1 機器・配管系の一関東評価用地震動 (鉛直) に関する影響評価結果
	IV-2-4-1-2-1 別紙1 安全冷却水B冷却塔
	IV-2-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果
	IV-2-4-2-1 建物・構築物
	IV-2-4-2-1-1 建物及び屋外機械基礎
	IV-2-4-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の隣接建屋に関する影響評価結果
	IV-2-4-2-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の隣接建屋に関する影響評価結果
	IV-2-4-2-1-2 屋外重要土木構造物 [次回以降申請]
	IV-2-4-2-1-3 排気筒 [次回以降申請]
	IV-2-4-2-2 機器・配管系
	IV-2-4-2-2-1 機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価結果
	IV-2-4-2-2-1 別紙1 安全冷却水B冷却塔
	IV-2-4-3 液状化に関する影響評価結果 [次回以降申請]
	IV-2-4-3-1 建物・構築物 [次回以降申請]
	IV-2-4-3-2 機器・配管系 [次回以降申請]
IV-3	計算機プログラム (解析コード) の概要
	IV-3-1 建物・構築物
	IV-3-2 機器・配管系
	IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
	IV-5 溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
	IV-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
V	強度及び耐食性に関する説明書
	目次
	V-1 強度計算の基本方針
	V-2 強度計算方法 [次回以降申請]

各建屋の名称は省略して記載している。

IV-4-5は、火災又は溢水の条文の適合説明書の中で、基準地震動に機能維持又は確認するとしている設備・機器の耐震計算について展開する。

IV-6は、「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」を受けて、地震を要因とする重大事故等に対処するための施設の耐震計算について展開する。

第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類
V-3 強度計算書
V-3-1 今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の強度計算書
V-4 水素爆発を仮定する機器の気相部における水素爆発時の影響に関する説明書 [次回以降申請]
V-5 T B P等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 [次回以降申請]
V-6 計算機プログラム(解析コード)の概要 [次回以降申請]
VI その他の説明書
VI-1 説明書
目次
VI-1-1 各施設に共通の説明書
VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
目次
VI-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書
VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書
目次
VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針
VI-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定
VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針
VI-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設等の強度に関する説明書
VI-1-1-1-2-4-1 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針
VI-1-1-1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針
VI-1-1-1-2-4-1-2 竜巻防護対策設備の強度計算の方針
VI-1-1-1-2-4-1-3 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針 [次回以降申請]
VI-1-1-1-2-4-2 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書
VI-1-1-1-2-4-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書
VI-1-1-1-2-4-2-2 竜巻防護対策設備の強度計算書
VI-1-1-1-2-4-2-3 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-1-2-5 計算機プログラム(解析コード)の概要
VI-1-1-1-3 外部火災への配慮に関する説明書
目次
VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針
VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定
VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針
VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠
VI-1-1-1-3-4 外部火災防護における評価結果
VI-1-1-1-3-5 二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)に対する設計 [次回以降申請]
VI-1-1-1-3-6 計算機プログラム(解析コード)の概要
VI-1-1-1-4 火山への配慮に関する説明書
目次
VI-1-1-1-4-1 火山への配慮に関する基本方針
VI-1-1-1-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定
VI-1-1-1-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針
VI-1-1-1-4-4 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
VI-1-1-1-4-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針
VI-1-1-1-4-4-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書
VI-1-1-1-4-4-2-1 冷却塔の強度計算書
VI-1-1-1-4-4-2-2 排気筒の強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-1-4-4-2-3 容器の強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-1-4-4-2-4 建屋の強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-1-4-4-2-5 飛来物防護板の強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-1-4-4-2-6 飛来物防護ネットの強度計算書
VI-1-1-1-4-4-5 計算機プログラム(解析コード)の概要
VI-1-1-1-5 航空機に対する防護設計に関する説明書
目次
VI-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針
VI-1-1-1-5-2 航空機に対する防護設計における分離配置 ※既認可から変更なし
VI-1-1-1-5-3 航空機に対する防護設計計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-1-6 落雷への配慮に関する説明書
目次
VI-1-1-1-6-1 落雷への配慮に関する基本方針
VI-1-1-1-6-2 落雷の影響を考慮する施設の選定
VI-1-1-1-6-3 落雷の影響を考慮する施設の設計方針
VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書
VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 ※既認可から変更なし
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
VI-1-1-4-1 安全上重要な施設の説明書
VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備の設計方針 [次回以降申請]
VI-1-1-4-3 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート [次回以降申請]
VI-1-1-4-4 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 [次回以降申請]

第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類	
VI-1-1-4-5	計算機プログラム (解析コード) の概要 [次回以降申請]
VI-1-1-5	再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書
VI-1-1-6	再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
VI-1-1-6-1	溢水による損傷の防止に対する基本方針
VI-1-1-6-2	溢水防護対象設備の選定
VI-1-1-6-3	溢水評価条件の設定 [次回以降申請]
VI-1-1-6-4	溢水影響に関する評価 [次回以降申請]
VI-1-1-6-5	溢水防護設備の詳細設計 [次回以降申請]
VI-1-1-6-6	溢水及び化学薬品防護設備への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-1-6-6-1	溢水及び化学薬品防護設備への配慮が必要な施設の強度計算書作成の基本方針 [次回以降申請]
VI-1-1-6-6-2	溢水及び化学薬品防護設備への配慮が必要な施設の強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-6-7	計算機プログラム (解析コード) の概要 [次回以降申請]
VI-1-1-7	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書
VI-1-1-7-1	化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針
VI-1-1-7-2	化学薬品防護対象設備の選定
VI-1-1-7-3	化学薬品の漏えい評価条件の設定 [次回以降申請]
VI-1-1-7-4	化学薬品の漏えい影響に関する評価 [次回以降申請]
VI-1-1-7-5	化学薬品防護設備の詳細設計 [次回以降申請]
VI-1-1-7-6	化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-1-7-6-1	化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度計算書作成の基本方針 [次回以降申請]
VI-1-1-7-6-2	化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度計算書 [次回以降申請]
VI-1-1-7-7	計算機プログラム (解析コード) の概要 [次回以降申請]
VI-1-1-8	通信連絡設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-1-9	安全避難通路等に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-1-10	搬送設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-2	使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-3	製品貯蔵施設に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-4	計測制御系統施設に関する説明書 [次回以降申請]
	目次
VI-1-4-1	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-4-2	使用済み燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-4-3	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5	制御室及び緊急時対策所に関する説明書 [次回以降申請]
	目次
VI-1-5-1	制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-1-1	制御室の機能に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-1-2	緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2	制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-1	制御室の居住性に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-2	緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-3	計算機プログラム (解析コード) の概要 [次回以降申請]
VI-1-6	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-7	放射線管理施設に関する説明書 [次回以降申請]
	目次
VI-1-7-1	放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-7-2	管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8	その他再処理施設に関する説明書 [次回以降申請]
	目次
VI-1-8-1	電気設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-1-1	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-1-2	保安電源設備の健全性に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2	重大事故等対処設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-1	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-2	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-3	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-4	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-5	使用済み燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-6	放射性物質の漏えいに対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-7	工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-8-2-8	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-2	再処理施設に関する図面
	目次
VI-2-1	構内配置図
第2.1-1図	工場又は事業所の概要を明示した地形図
第2.1-2図	主要設備の配置の状況を明示した平面図
VI-2-2	平面図及び断面図 [次回以降申請]
VI-2-3	系統図

通信連絡設備に関する説明書は、発電炉の構成を参考に、VI-1-1-1の中で添付している。

重大事故等対処設備の技術基準適合の観点で設備の構成及び詳細設計方針についての説明書を添付する。

図面の目次は、第1回で添付する図面について示している。



第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類	
	第2.3.7.5.2-1図 安全冷却水系の系統図
	VI-2-4 配置図 [次回以降申請]
	VI-2-5 構造図
	第2.5.7.5.2-1図 安全冷却水B冷却塔の構造図
	第2.5.7.9-1図 飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 B) の構造図

第1回設工認申請書の本文構成(MOX燃料加工施設)

鑑	
別紙	
1.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類	
2.補正を必要とする理由を記載した書類	
3.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類	
別紙1	
一 名称及び住所並びに代表者の氏名	
二 工事を行う事業所の名称及び所在地	□ : 次回以降申請の項目
三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法	
【申請範囲】(変更に係るものに限る。)	
I 施設共通	
I-1 基本設計方針	
第1章 共通項目	
1. 核燃料物質の臨界防止 [次回以降申請]	
2. 地盤	
3. 自然現象等	
3.1 地震による損傷の防止	
3.2 津波による損傷の防止	
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	
4. 閉じ込めの機能	
4.1 閉じ込め	
4.2 核燃料物質等による汚染の防止	
4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 [次回以降申請]	33条の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に係る基本設計方針を記載する。33条に係る設備は複数の施設区分にまたがるため、共通項目として整理している。
5. 火災等による損傷の防止	
6. 加工施設内における溢水による損傷の防止	
7. 遮蔽	
8. 設備に対する要求	
8.1 安全機能を有する施設	
8.2 重大事故等対処設備	
8.3 材料及び構造 [次回以降申請]	
8.4 搬送設備 [次回以降申請]	
8.5 警報設備等 [次回以降申請]	
9. その他	
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	
9.2 安全避難通路等	
第2章 個別項目	
1. 成形施設	
2. 被覆施設	
3. 組立施設	
4. 核燃料物質の貯蔵施設	
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	
5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	
5.2 換気設備 [次回以降申請]	個別項目は、許可との整合を踏まえ、許可本文の「三. ハ. 加工設備本体の構造及び設備～ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備」の設備項目に基づく目次構成としている。
6. 放射線管理施設 [次回以降申請]	
7. その他の加工施設	
7.1 非常用設備	
7.1.1 火災防護設備	
7.1.2 照明設備 [次回以降申請]	
7.1.3 所内電源設備(電気設備) [次回以降申請]	
7.1.4 補機駆動用燃料補給設備 [次回以降申請]	
7.1.5 拡散抑制設備 [次回以降申請]	
7.1.6 水供給設備 [次回以降申請]	
7.1.7 緊急時対策所 [次回以降申請]	
7.1.8 通信連絡設備 [次回以降申請]	
7.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備 [次回以降申請]	
7.2.1 核燃料物質の検査設備 [次回以降申請]	
7.2.2 核燃料物質の計量設備 [次回以降申請]	
7.3 主要な実験設備 [次回以降申請]	

第1回設工認申請書の本文構成(MOX燃料加工施設)

別紙1	7.4 その他の主要な事項	
	7.4.1 溢水防護設備	
	7.4.2 警報関連設備 [次回以降申請]	警報設備関連として、警報設備、インターロックに係る事項を集約した。
	(1) 臨界検知用ガスモニタ [次回以降申請]	
	(2) グローブボックス負圧・温度監視設備 [次回以降申請]	
	(3) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 [次回以降申請]	
	(4) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 [次回以降申請]	
	(5) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 [次回以降申請]	
	(6) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁 [次回以降申請]	
	7.4.3 冷却水設備 [次回以降申請]	
	7.4.4 給排水衛生設備 [次回以降申請]	
	(1) 工業用水設備	
	(2) 飲料水設備	
	(3) 給水処理設備	
	7.4.5 空調用設備 [次回以降申請]	空調用設備は、事業変更許可の「空調用冷水設備」「空調用蒸気設備」「燃料油供給設備」「非管理区域換気空調設備」を同じ空調の関連でまとめた項目と
	(1) 空調用冷水設備	
	(2) 空調用蒸気設備	
	(3) 燃料油供給設備	
	(4) 非管理区域換気空調設備	
	7.4.6 窒素循環関係設備 [次回以降申請]	窒素循環関係設備は、事業変更許可の「窒素循環冷却機用冷却水設備」「窒素ガス供給設備」を同じ窒素循環の関連でまとめた項目として設定している。
	(1) 窒素循環冷却機用冷却水設備	
	(2) 窒素ガス供給設備	
	7.4.7 水素・アルゴンガス用設備 [次回以降申請]	水素・アルゴンガス用設備は、事業変更許可の「水素・アルゴン混合ガス設備」「アルゴンガス設備」「水素ガス設備」を同じ水素・アルゴン混合ガスの供給関連でまとめた項目として設定している。
	(1) 水素・アルゴン混合ガス設備	
	(2) アルゴンガス設備	
	(3) 水素ガス設備	
	7.4.8 その他ガス設備 [次回以降申請]	前回、「その他設備」としていた生産に係る「ヘリウムガス設備」、「酸素ガス設備」、「圧縮空気供給設備」は、「その他ガス設備」とした。
	7.4.9 選別・保管設備 [次回以降申請]	
	7.4.10 荷役設備 [次回以降申請]	
	第1-1表 成形施設の主要設備リスト	
	付表1 略語の定義	
	第1-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト	主要設備リストは、今回申請する仕様表対象に対して作成する。 兼用設備リストは、今回申請する仕様表対象のうち基本設計方針設備と兼用する設備がある場合に作成する。
	I-2 工事の方法	
	II 個別施設	
	ハ、成形施設	
	1. 設計条件及び仕様	
	1.1 燃料加工建屋	
	(1) 建物・構築物	
	a. 建屋・洞道	
	[仕様表(燃料加工建屋)]	施設区分・設備区分・機種ごとに各装置の仕様表を添付する。 仕様表に記載する機種は、共通06「本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」の「添付-6 仕様表展開表」の大分類と中分類(中分類がある場合)を記載する。
	b. 遮蔽設備	
	[仕様表(建屋遮蔽(燃料加工建屋))]	
	[仕様表(遮蔽扉(燃料加工建屋))]	
	[仕様表(遮蔽蓋(燃料加工建屋))]	
	2. 準拠規格及び基準	
	リ、その他の加工施設	
	1. 設計条件及び仕様	
	1.1 非常用設備	
	1.1.1 火災防護設備	
	(1) 建物・構築物	
	a. 火災区域構造物及び火災区画構造物	
	[仕様表(火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋))]	
	2. 準拠規格及び基準	
	2.1 火災防護設備の準拠規格及び基準	
	四 変更に係る工事工程表	
	第1表 工事工程表(全体計画)	
	第2表 工事工程表(施設区分毎)	
	五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	
	六 変更の理由	
	第1表 分割の申請計画	



第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類	
目次	
(1) 加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	□ : 次回以降申請の項目
目次	
(1)-1 加工施設の事業変更許可申請書(本文三号)との整合性に関する説明書	
(1)-2 加工施設の事業変更許可申請書(本文七号)との整合性に関する説明書	
(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
目次	
(2)-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
(2)-2 本設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画	
(3) 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書	
目次	
設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理	
I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 [次回以降申請]	
目次	
I-1 臨界安全設計の基本方針 [次回以降申請]	
I-2 加工施設の臨界防止に関する計算書 [次回以降申請]	
I-3 計量設備による核的制限値の維持及び管理に関する説明書 [次回以降申請]	
I-4 加工施設における臨界事故の拡大防止に関する説明書 [次回以降申請]	
I-5 計算機プログラム(解析コード)の概要 [次回以降申請]	
II 放射線による被ばくの防止に関する説明書	
目次	
II-1 遮蔽設計に関する基本方針	
II-2 加工施設の放射線による被ばくの防止に関する計算書	
目次	
II-2-1 燃料加工建屋の放射線遮蔽に関する計算書	
II-2-1-1 加工施設からの平常時における直接線及びスカイライン線による線量率の評価に関する計算書	
II-2-1-2 燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	
II-2-2 核燃料物質の貯蔵施設の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-3 その他の加工施設の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-3 計算機プログラム(解析コード)の概要	
III 加工施設の耐震性に関する説明書	
目次	
III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針	
目次	
III-1-1 耐震設計の基本方針	
III-1-1-1 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要	
III-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	
III-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針	
III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針	
III-1-1-5 地震応答解析の基本方針	
III-1-1-5 別紙 地震観測網について	
III-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針	
III-1-1-6 別紙1 加工施設の設計用床応答曲線	
III-1-1-6 別紙1-1 燃料加工建屋の設計用床応答曲線	
III-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	
III-1-1-8 機能維持の基本方針	
III-1-1-9 構造計画, 材料選択上の留意点	
III-1-1-10 機器の耐震支持方針	
III-1-1-11 配管系の耐震支持方針	
III-1-1-11-1 配管の耐震支持方針	
III-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針	
III-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針	
III-1-2 耐震計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
III-1-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
III-1-2-1 別紙1 各設備の定式化された計算式を用いた解析法の計算式 [次回以降申請]	
III-1-2-1 別紙2 各設備のFEMモデルを用いた解析法の計算式 [次回以降申請]	
III-1-2-2 配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	

第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類	
III-2 加工施設の耐震性に関する計算書	計算書・評価書は、第1回申請範囲について展開 (以降同じ。)
目次	
III-2-1 加工設備等に係る耐震性に関する計算書	
III-2-1-1 建物・構築物	
III-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-2-1-1-1-1 燃料加工建屋の耐震性に関する計算書	
III-2-1-1-1-1-1 燃料加工建屋の地震応答計算書	
III-2-1-1-1-1-1-1 別紙1 燃料加工建屋の地盤の非線形性に関する確認	
III-2-1-1-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書	
III-2-1-1-1-1-3 地下水排水設備の耐震性に関する計算書 [次回以降申請]	
III-2-1-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-2-2 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果 [次回以降申請]	
III-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 [次回以降申請]	
III-2-2-2 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震性についての計算書 [次回以降申請]	
III-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-2-3-1 建物・構築物	
III-2-3-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-2-3-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-2-3-1-1-1 別紙1 燃料加工建屋の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-2-3-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-2-4 耐震性に関する影響評価結果	
III-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	
III-2-4-1-1 建物・構築物	
III-2-4-1-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-2-4-1-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	
III-2-4-1-1-1-1 別紙1 燃料加工建屋の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	
III-2-4-1-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-2-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果	
III-2-4-2-1 建物・構築物	
III-2-4-2-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-2-4-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の隣接建屋に関する影響評価結果	
III-2-4-2-1-1-1-1 燃料加工建屋の隣接建屋に関する影響評価結果	
III-2-4-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-2-4-3 液状化に関する影響評価結果 [次回以降申請]	
III-2-4-3-1 建物・構築物 [次回以降申請]	
III-2-4-3-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-3 計算機プログラム(解析コード)の概要	III-4,-5は、火災又は溢水の条文の適合説明書の中で、 基準地震動に機能維持又は確認するとしている設 備・機器の耐震計算について展開する。
III-3 別紙1 建物・構築物	
III-3 別紙2 機器・配管系	
III-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]	III-6は、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及 び重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書」を受けて、地震 を要因とする重大事故等に対処するための施設 の耐震計算について展開する。
III-5 溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]	
III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	
目次	
III-6-1 基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設に関する耐震計算の基本方針	
III-6-1 別紙1 各施設の基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力の床応答曲線	
III-6-1 別紙1-1 燃料加工建屋の基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力の床応答曲線	
III-6-1-1 基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力による重大事故等対処設備の耐震支持方針 [次回以降申請]	
III-6-2 基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力に対する耐震計算結果	
III-6-2-1 建物・構築物	
III-6-2-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-6-2-1-1-1 燃料加工建屋の基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力に対する耐震計算結果	
III-6-2-1-1-1-1 燃料加工建屋の基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力に対する地震応答計算書	
III-6-2-1-1-1 別紙1 燃料加工建屋の地盤の非線形性に関する確認	
III-6-2-1-1-1-2 燃料加工建屋の基準地震動S <sub>s</sub> を1.2倍した地震力に対する耐震計算書	
III-6-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-6-2-3 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果 [次回以降申請]	
III-6-2-4 可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]	

## 第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類
IV 強度に関する説明書 [次回以降申請]
目次
IV-1 強度計算の基本方針 [次回以降申請]
IV-2 強度計算方法 [次回以降申請]
IV-3 強度計算書 [次回以降申請]
V その他の説明書
V-1 説明書
目次
V-1-1 各施設に共通の説明書
V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書
V-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書
目次
V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針
V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定
V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針
V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設等の強度に関する説明書
V-1-1-1-2-4-1 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針
V-1-1-1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針
V-1-1-1-2-4-1-2 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針 [次回以降申請]
V-1-1-1-2-4-2 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書
V-1-1-1-2-4-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書
V-1-1-1-2-4-2-1-1 燃料加工建屋の強度計算書
V-1-1-1-2-4-2-2 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算書 [次回以降申請]
V-1-1-1-2-5 計算機プログラム（解析コード）の概要
V-1-1-1-3 外部火災への配慮に関する説明書
目次
V-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針
V-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定
V-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針
V-1-1-1-3-4 外部火災防護における評価結果
V-1-1-1-4 火山への配慮に関する説明書
目次
V-1-1-1-4-1 火山への配慮に関する基本方針
V-1-1-1-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定
V-1-1-1-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針
V-1-1-1-4-4 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
V-1-1-1-4-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針
V-1-1-1-4-4-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書
V-1-1-1-4-4-2-1 燃料加工建屋の強度計算書



第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類	
V-1-1-1-5 航空機に対する防護設計に関する説明書	
目次	
V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針	
V-1-1-1-5-2 航空機に対する防護設計計算書	
V-1-1-1-5-2-1 燃料加工建屋の航空機に対する防護設計計算書	
V-1-1-1-6 津波への配慮に関する説明書	
V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書	
目次	
V-1-1-2-1 加工施設の閉じ込めに関する説明書	
V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書[次回以降申請]	
V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
V-1-1-4-1 安全上重要な施設に関する説明書	
V-1-1-4-2 重大事故等対処設備の設計方針 [次回以降申請]	
V-1-1-4-3 可搬型重大事故等対処設備の保管場所等の設計方針 [次回以降申請]	
V-1-1-4-4 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	
V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	
V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	
V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	
目次	
V-1-1-7-1 溢水による損傷の防止に対する基本方針	
V-1-1-7-2 溢水防護対象設備の選定 [次回以降申請]	
V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定 [次回以降申請]	
V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 [次回以降申請]	
V-1-1-7-5 溢水防護設備の詳細設計 [次回以降申請]	
V-1-1-7-6 溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-7-6-1 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 [次回以降申請]	
V-1-1-7-6-2 溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 [次回以降申請]	
V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	
V-1-1-10 搬送設備に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-11 警報設備等に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-2 緊急時対策所に関する説明書 [次回以降申請]	
目次	
V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-3 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-5 放射線管理施設に関する説明書 [次回以降申請]	
目次	
V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-6 その他の加工施設に関する説明書 [次回以降申請]	
目次	
V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-6-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 [次回以降申請]	

通信連絡設備に関する説明書は、発電炉の構成を参考に、V-1-1の中で添付している。

第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類		
V-2 加工施設に関する図面		
目次		
V-2-1	構内配置図	図面の目次は、第1回で添付する図面について示している。
第2.1-1図	工場又は事業所の概要を明示した地形図	
第2.1-2図	主要設備の配置の状況を明示した平面図	
V-2-2 平面図及び断面図		
第2.2.1-1図	燃料加工建屋地下3階平面図	仕様表で記載した遮蔽設備の配置と寸法(遮蔽扉と遮蔽蓋の寸法は構造図で展開)及び燃料加工建屋の仕様表で記載した寸法箇所を示す。
第2.2.1-2図	燃料加工建屋地下3階中2階平面図	
第2.2.1-3図	燃料加工建屋地下2階平面図	
第2.2.1-4図	燃料加工建屋地下1階平面図	
第2.2.1-5図	燃料加工建屋地上1階平面図	
第2.2.1-6図	燃料加工建屋地上2階平面図	
第2.2.1-7図	燃料加工建屋塔屋階平面図	
第2.2.1-8図	燃料加工建屋A-A断面図	
第2.2.1-9図	燃料加工建屋B-B断面図	
V-2-3 系統図 [次回以降申請]		
V-2-3-1	系統図	搬送物フロー図は、加工工程のメインの製造工程の搬送物(粉末容器、ペレット保管容器、燃料棒、燃料集合体)の流れを示す図面として添付する。
V-2-3-2	換気系統図	
V-2-3-3	計測制御系統図	
V-2-3-4	搬送物フロー図	
V-2-3-5	単線結線図	
V-2-4 配置図		
第2.4.7.1.1-1図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋地下3階
第2.4.7.1.1-2図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋地下3中2階
第2.4.7.1.1-3図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋地下2階
第2.4.7.1.1-4図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋地下1階
第2.4.7.1.1-5図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋地上1階
第2.4.7.1.1-6図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋地上2階
第2.4.7.1.1-7図	火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面	燃料加工建屋塔屋階
V-2-5 構造図		
第2.5.1.1-1図	成形施設 燃料加工建屋の構造図 遮蔽扉(燃料加工建屋)	
第2.5.1.1-2図	成形施設 燃料加工建屋の構造図 遮蔽蓋(燃料加工建屋)	

添付－9 建屋の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表記載例	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																												
<p>①基本設計方針で展開</p> <p>名称 燃料加工建屋</p> <p>耐震クラス B</p> <p>放射線防護 (しゃへい壁)</p> <p>②③基本設計方針で展開</p> <p>航空機に対する防護</p> <p>④基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>支持地盤の許容支持力度</p> <p>主要構造 鉄筋コンクリート</p> <p>⑤基本設計方針で展開</p> <p>主要寸法</p> <p>南北方向：87.30m(外壁外面寸法) 東西方向：88.30m(外壁外面寸法) 階数：地上2階、地下3階(一部中2階) 高さ：地上21.30m 壁厚等：第1.1-3表に示す。</p> <p>⑥基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345及びSD390 コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 <math>F_c=30N/mm^2</math> 密度 <math>2.15 \times 10^3 kg/m^3</math>以上</p> <p>添付図 (平面図及び断面図)</p> <p>添付図番号との紐付は参考情報であるため展開しない</p> <p>特記事項</p> <p>⑦基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>⑧基本設計方針で展開</p> <p>⑨基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>⑩基本設計方針で展開</p> <p>注1 対応する加工事業許可番号(日付)：平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日) 注2 本建屋がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また、本建屋はBクラスのしゃへい壁を有していることから、Bクラスの施設に適用される地震力に耐えるように設計する。なお、本建屋は、Sクラスの設備・機器を設置するため、基準地震動 <math>S_s</math> で間接支持構造物としての支持機能が維持されている</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>燃料加工建屋<sup>*1*</sup>2*</td> <td>(再処理施設と共用)</td> </tr> <tr> <td>種類<sup>*4</sup></td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート造<sup>*6</sup></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>たて×横<sup>*5</sup></td> <td>m</td> <td>87.30<sup>*3</sup>×88.30<sup>*3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>地上 21.30<sup>*3</sup> 地下 23.47<sup>*3</sup></td> <td>地上 22.50<sup>*3</sup> 地下 変更なし</td> </tr> <tr> <td>東壁</td> <td>m</td> <td>1.30～2.50<sup>*3*</sup>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>m</td> <td>1.30～2.50<sup>*3*</sup>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>m</td> <td>1.30～2.50<sup>*3*</sup>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>m</td> <td>1.30～2.50<sup>*3*</sup>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート<sup>*8</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類<sup>*4</sup></td> <td>—</td> <td>直接基礎(鉄筋コンクリート造)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td>m</td> <td>87.30<sup>*3</sup>×88.30<sup>*3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>2.7<sup>*3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底面の標高</td> <td>—</td> <td>T.M.S.L. 31.53m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <p>*1：燃料加工建屋は、再処理施設と一部共用する。 *2：燃料加工建屋は、MOX燃料加工施設にて設備登録を行っている。 *3：公称値を示す。 *4：記載の適正化。既設工認には「主要構造」と記載。 *5：記載の適正化。既設工認には「南北方向、東西方向」と記載。 *6：記載の適正化。既設工認には「鉄筋コンクリート」と記載。 *7：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。 *8：記載の適正化。既設工認には「鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345及びSD390 コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 <math>F_c=30N/mm^2</math> 密度 <math>2.15 \times 10^3 kg/m^3</math>以上」と記載。</p> <p>添付－2 遮蔽設備の仕様表記載例(建屋遮蔽(燃料加工建屋))で展開。</p> <p>許可番号との紐付情報は参考情報であるため展開しない</p>			変更前	変更後	名称	—	燃料加工建屋 <sup>*1*</sup> 2*	(再処理施設と共用)	種類 <sup>*4</sup>	—	鉄筋コンクリート造 <sup>*6</sup>	変更なし	たて×横 <sup>*5</sup>	m	87.30 <sup>*3</sup> ×88.30 <sup>*3</sup>		高さ	m	地上 21.30 <sup>*3</sup> 地下 23.47 <sup>*3</sup>	地上 22.50 <sup>*3</sup> 地下 変更なし	東壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7		西壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7		南壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7		北壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7		主要材料	—	鉄筋コンクリート <sup>*8</sup>		個数	—	1		種類 <sup>*4</sup>	—	直接基礎(鉄筋コンクリート造)	変更なし	たて×横	m	87.30 <sup>*3</sup> ×88.30 <sup>*3</sup>		高さ	m	2.7 <sup>*3</sup>		主要材料	—	鉄筋コンクリート		底面の標高	—	T.M.S.L. 31.53m		<p>技術基準</p> <p>要求種別</p> <p>—(間接支持機能)</p> <p>主な仕様(詳細設計)</p> <p>・主要寸法 ・主要材料</p> <p>第五条 第二十六条 地盤</p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>第六条 第二十七条 地震</p> <p>また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>【補足】</p> <p>●建屋及び支持地盤は、基本設計方針の要求種別の整理結果として機能要求②は抽出されないが、機能要求②を有する設備を間接支持する機能として仕様表にその構造がわかる情報を記載する。 ●建屋階高変更に伴い燃料加工建屋の高さが変更となるため、変更後に変更した高さを記載する。 ●建屋増床に伴い燃料加工建屋の構造が変更となったが、外壁の厚さ(最小～最大)については、変更前と変わらないため、変更前に記載している。 ●既認可仕様表では遮蔽機能を有する壁厚を記載していたが生体遮蔽装置を参考に、遮蔽設備の仕様表(建屋遮蔽(燃料加工建屋))側に移動する。 ●添付－5 別添に既認可仕様表のうち今回回の箇所を展開する記載についての補足内容を示す。</p>	<p>2 原子炉建屋に係る次の事項</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋原子炉棟<sup>*1</sup></td> <td>原子炉建屋原子炉棟<sup>*7</sup></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート造(屋根は鉄骨構造)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計気密度</td> <td>%/d</td> <td>〇〇〇以下</td> <td>[〇Paの負圧における原子炉建屋原子炉棟の空間容積に対する空気漏えい率]</td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇×〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>地上〇〇〇、地下〇〇〇</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>東壁</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇～〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇～〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇～〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇～〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート及び鋼材<sup>*2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1<sup>*6</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <p>*1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉建屋[原子炉棟(2次格納施設)、付属棟]と記載。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「<input type="text"/>」と記載。 *3：公称値を示す。 *4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 原子炉建物耐力壁断面リスト(No.1)」、「第3-3図 原子炉建物 耐力壁断面リスト(No.2)」による。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼材：JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106溶接構造用圧延鋼材、鉄筋：JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼、セメント：JIS R 5210普通ポルトランドセメントおよび中熱セメント JIS R 5213フライアッシュセメント、骨材：天然砂および川砂利」と記載。 *6：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *7：圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉建屋ガス処理系 非常用ガス再循環系、非常用ガス処理系、水素濃度抑制系)と兼用する。</p> <p>(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td><input type="text"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート基礎盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇×〇〇〇</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ<sup>*2</sup></td> <td>mm</td> <td>〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底面の標高<sup>*2</sup></td> <td>m</td> <td>EL.-9.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <p>*1：公称値を示す。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「高さ」と記載。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「基礎盤底面の高さ」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「鉄筋：JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼、セメント：JIS R 5213フライアッシュセメント、骨材：天然砂および川砂利」と記載。</p>			変更前	変更後	名称	—	原子炉建屋原子炉棟 <sup>*1</sup>	原子炉建屋原子炉棟 <sup>*7</sup>	種類	—	鉄筋コンクリート造(屋根は鉄骨構造)		設計気密度	%/d	〇〇〇以下	[〇Paの負圧における原子炉建屋原子炉棟の空間容積に対する空気漏えい率]	たて×横	mm	〇〇〇×〇〇〇		高さ	mm	地上〇〇〇、地下〇〇〇	変更なし	東壁	mm	〇〇〇～〇〇〇		西壁	mm	〇〇〇～〇〇〇		南壁	mm	〇〇〇～〇〇〇		北壁	mm	〇〇〇～〇〇〇		材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材 <sup>*2</sup>		個数	—	1 <sup>*6</sup>				変更前	変更後	名称	—	<input type="text"/>		種類	—	鉄筋コンクリート基礎盤		たて×横	mm	〇〇〇×〇〇〇	変更なし	高さ <sup>*2</sup>	mm	〇〇〇		底面の標高 <sup>*2</sup>	m	EL.-9.00		材料	—	鉄筋コンクリート <sup>*4</sup>		<p>沸騰水型原子炉では、建屋気密性を被ばく評価の条件に用いているが、MOX燃料加工施設の建屋には気密性を設定していないことから、仕様表項目としない。</p>
		変更前	変更後																																																																																																																																													
名称	—	燃料加工建屋 <sup>*1*</sup> 2*	(再処理施設と共用)																																																																																																																																													
種類 <sup>*4</sup>	—	鉄筋コンクリート造 <sup>*6</sup>	変更なし																																																																																																																																													
たて×横 <sup>*5</sup>	m	87.30 <sup>*3</sup> ×88.30 <sup>*3</sup>																																																																																																																																														
高さ	m	地上 21.30 <sup>*3</sup> 地下 23.47 <sup>*3</sup>	地上 22.50 <sup>*3</sup> 地下 変更なし																																																																																																																																													
東壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7																																																																																																																																														
西壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7																																																																																																																																														
南壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7																																																																																																																																														
北壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*</sup> 7																																																																																																																																														
主要材料	—	鉄筋コンクリート <sup>*8</sup>																																																																																																																																														
個数	—	1																																																																																																																																														
種類 <sup>*4</sup>	—	直接基礎(鉄筋コンクリート造)	変更なし																																																																																																																																													
たて×横	m	87.30 <sup>*3</sup> ×88.30 <sup>*3</sup>																																																																																																																																														
高さ	m	2.7 <sup>*3</sup>																																																																																																																																														
主要材料	—	鉄筋コンクリート																																																																																																																																														
底面の標高	—	T.M.S.L. 31.53m																																																																																																																																														
		変更前	変更後																																																																																																																																													
名称	—	原子炉建屋原子炉棟 <sup>*1</sup>	原子炉建屋原子炉棟 <sup>*7</sup>																																																																																																																																													
種類	—	鉄筋コンクリート造(屋根は鉄骨構造)																																																																																																																																														
設計気密度	%/d	〇〇〇以下	[〇Paの負圧における原子炉建屋原子炉棟の空間容積に対する空気漏えい率]																																																																																																																																													
たて×横	mm	〇〇〇×〇〇〇																																																																																																																																														
高さ	mm	地上〇〇〇、地下〇〇〇	変更なし																																																																																																																																													
東壁	mm	〇〇〇～〇〇〇																																																																																																																																														
西壁	mm	〇〇〇～〇〇〇																																																																																																																																														
南壁	mm	〇〇〇～〇〇〇																																																																																																																																														
北壁	mm	〇〇〇～〇〇〇																																																																																																																																														
材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材 <sup>*2</sup>																																																																																																																																														
個数	—	1 <sup>*6</sup>																																																																																																																																														
		変更前	変更後																																																																																																																																													
名称	—	<input type="text"/>																																																																																																																																														
種類	—	鉄筋コンクリート基礎盤																																																																																																																																														
たて×横	mm	〇〇〇×〇〇〇	変更なし																																																																																																																																													
高さ <sup>*2</sup>	mm	〇〇〇																																																																																																																																														
底面の標高 <sup>*2</sup>	m	EL.-9.00																																																																																																																																														
材料	—	鉄筋コンクリート <sup>*4</sup>																																																																																																																																														
<p>次回以降に申請する単一ユニット又は複数ユニット(貯蔵設備)を設定する装置の仕様表において展開する。 単一ユニット又は複数ユニットを設定する装置の仕様表記載例については、共通06「本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」の添付-7の仕様表記載例12a-2、14-3、15-1に示している。</p>		<p>&lt;強度評価に係るマンメイドロック強度、支持地盤の支持力度を記載項目の見直しについて&gt;</p> <p>仕様表記載項目のうち強度評価に係る条件で仕様表に記載していた内容について見直しを行った。</p> <p>具体的には、耐震設計等の強度評価に係る評価条件となる個々の強度部材の寸法、材料(基礎ボルトの材料、径、本数、ピッチ等)、強度(支持地盤の極限支持力度等)のような詳細な情報は添付書類において示し、仕様表には構造がわかる代表的な主要寸法及び主要材料を記載することとした。</p> <p>この主要寸法及び主要材料の記載程度は発電炉の類似設備の要目表及び基本設計方針に示される仕様を参考とした。このため、仕様表記載項目からマンメイドロック強度、支持地盤の支持力度を記載項目から削除している。</p> <p>なお、マンメイドロック強度及び地盤の支持力度は、基本設計方針を踏まえた耐震計算の耐震評価条件となるため、基本設計方針検査の中で、評価条件通りであることの確認を行う。</p>	<p>□：仕様表記載例に展開している記載項目</p> <p>□：既認可仕様表のうち仕様表記載例に展開していない項目</p> <p>□：既認可仕様表のうち他の仕様表記載例に展開している項目</p> <p>□：発電炉の要目表の項目のうち仕様表記載例に展開していない項目</p>																																																																																																																																													



添付－9 建屋の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表						仕様表記載例	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																											
<p>第1-2表 燃料加工建屋と貯蔵容器搬送用洞道の汚染防止に係る措置の範囲、安全上重要な施設である構築物の範囲及びしゃへい設計の基準となる線量率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>部屋番号</th> <th>部屋名称</th> <th>汚染防止に係る措置</th> <th>安全上重要な施設である構築物</th> <th>しゃへい設計の基準となる線量率 (μSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">地下3階</td> <td>101</td> <td>原料受払室前室</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>102</td> <td>原料受払室</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>貯蔵容器一時保管室</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td>貯蔵容器受入第2室</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>北第1制御盤室</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>106</td> <td>北エレベータ</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>						階数	部屋番号	部屋名称	汚染防止に係る措置	安全上重要な施設である構築物	しゃへい設計の基準となる線量率 (μSv/h)	地下3階	101	原料受払室前室	○	○	○	102	原料受払室	○	○	○	103	貯蔵容器一時保管室	○	—	○	104	貯蔵容器受入第2室	○	—	○	105	北第1制御盤室	○	—	○	106	北エレベータ	○	—	○	...	...	...	...	...	...	<p>⑦汚染の防止の範囲、⑧安全上重要な施設の範囲、⑩遮蔽設計上の基準となる線量率は、基本設計方針、添付書類で展開</p>			
階数	部屋番号	部屋名称	汚染防止に係る措置	安全上重要な施設である構築物	しゃへい設計の基準となる線量率 (μSv/h)																																															
地下3階	101	原料受払室前室	○	○	○																																															
	102	原料受払室	○	○	○																																															
	103	貯蔵容器一時保管室	○	—	○																																															
	104	貯蔵容器受入第2室	○	—	○																																															
	105	北第1制御盤室	○	—	○																																															
	106	北エレベータ	○	—	○																																															
...	...	...	...	...	...																																															
<p>第1-3表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図</th> <th>主要寸法(m)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">第1.1-1図</td> <td>&lt;1&gt;</td> <td>0.60</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;2&gt;</td> <td>2.10</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;3&gt;</td> <td>1.10</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;4&gt;</td> <td>0.80</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;5&gt;</td> <td>0.80</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;6&gt;</td> <td>1.80</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;7&gt;</td> <td>0.70</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>&lt;8&gt;</td> <td>1.30</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>						添付図	主要寸法(m)	材料	第1.1-1図	<1>	0.60	普通コンクリート	<2>	2.10	普通コンクリート	<3>	1.10	普通コンクリート	<4>	0.80	普通コンクリート	<5>	0.80	普通コンクリート	<6>	1.80	普通コンクリート	<7>	0.70	普通コンクリート	<8>	1.30	普通コンクリート	...	...	...	<p>添付-2 遮蔽設備の仕様表記載例(建屋遮蔽(燃料加工建屋))で展開</p>															
添付図	主要寸法(m)	材料																																																		
第1.1-1図	<1>	0.60	普通コンクリート																																																	
	<2>	2.10	普通コンクリート																																																	
	<3>	1.10	普通コンクリート																																																	
	<4>	0.80	普通コンクリート																																																	
	<5>	0.80	普通コンクリート																																																	
	<6>	1.80	普通コンクリート																																																	
	<7>	0.70	普通コンクリート																																																	
	<8>	1.30	普通コンクリート																																																	
...	...	...																																																		

既認可仕様表のうち他の箇所を展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
①	耐震クラス	B	第六条, 第二十七条 地震			
⑩	注釈	注2 本建屋がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また、本建屋はBクラスのしゃへい壁を有していることから、Bクラスの施設に適用される地震力に耐えるように設計する。なお、本建屋は、Sクラスの設備・機器を設置するため、基準地震動Ssで間接支持構造物としての支持機能が維持されている。	第六条, 第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件であり、建屋の性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止）	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、燃料加工建屋のうちSクラスのグローブボックス等を設置する区域の壁及び床をSクラスとすること、間接支持構造物として燃料加工建屋の検討用地震動をSsとすることを示している。 ・注記において「*5：燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は、Bクラスとする。また、燃料加工建屋は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。」と展開。
②	放射線防護 (しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。	第二十二条 遮蔽	遮蔽設計の基本方針であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 7. 遮蔽）	安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。
③	航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。	第八条 外部衝撃	航空機防護設計の基本方針であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3.3.5 航空機落下）	三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。
④	支持地盤の許容支持力度	長期：11.2MPa 短期：14.6MPa	第五条, 第二十六条 地盤 第六条, 第二十七条 地震	<p>・支持地盤の基本設計方針に対しては、申請対象の建屋を許可を受けた支持地盤に設置すること、計算書においてその妥当性を確認することで適合性を説明する。なお、建屋の設置位置は仕様表の基礎の底面の標高で示している。</p> <p>・支持地盤の許容支持力度は、地震による建屋の接地圧に対して支持地盤が支持されることの妥当性を確認するための評価条件であるため、基本設計方針で建屋と支持地盤に対する設計方針を、計算書等の添付書類において具体的評価方法・評価条件として展開する。（なお、支持力度は基本設計方針検査において確認する。）</p>	基本設計方針（第1章 共通項目 2. 地盤）	<p>・Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ssによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、適切な余裕を有するよう設計する。</p> <p>・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ssによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、適切な余裕を有するよう設計する。</p>
					Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針	<p>・「2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 (1)安全機能を有する施設, (2)重大事故等対処施設」において接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する方針であることを展開する。</p> <p>・「5. 機能維持の基本方針 5.1.5 許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能」において支持地盤の許容限界の考え方を記載する。</p>
					Ⅲ-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	「4. 地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度」において、支持力度の算出の考え方を記載する。
					Ⅲ-2-1-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書	「5.1.2 接地圧の評価結果 第5.1.2 1表 Ss地震時の最大接地圧と地盤の極限支持力度の比較結果」において接地圧と極限支持力度の比較結果を記載する。

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑤	主要寸法	階数：地上2階，地下3階 (一部中2階)	—	建屋の階数は，建屋の性能に係る仕様ではないため，基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第2章 個別項目 1. 成形施設）	燃料加工建屋の主要構造は，地上2階，地下3階の耐火建築物とする設計とする。
⑥	主要材料	コンクリート設計基準強度 Fc=30N/mm <sup>2</sup>	第六条, 第二十七条 地震	・仕様表は構造情報（主要材料）を記載し，部材の強度については，耐震の強度評価を行うにあたっての使用材料の物性値及び許容応力度を設定するための評価条件であるため，基本設計方針で設計方針を示し，具体的評価条件として添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止）	(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。
					III-2-1-1-1-1 燃料加工建屋の地震応答計算書	(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) Sクラスの建物・構築物 ii. 弾性設計用地震動S <sub>d</sub> による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
					III-2-1-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書	「3.2 地震応答解析モデル 第3.2-1 表 使用材料の物性値」にて展開。 「4.3 許容限界 第4.3 5表 重要区域の壁及び床に関するコンクリートの短期許容応力度」にて展開。
⑦	特記事項	管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は，除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。	第二十一条 汚染の防止	汚染防止に係る設計の基本方針と対象範囲を示す情報であり，建屋の性能に係る仕様ではないため，基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能）	核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は，除染が容易で，腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。
		汚染防止に係る措置	第二十一条 汚染の防止		V-1-1-2-1 加工施設の閉じ込めに関する説明書	「第3.11-1表 燃料加工建屋と貯蔵容器搬送用洞道の汚染防止に係る措置」において展開する。
⑧	特記事項	②「建築基準法」の耐火建築物とする。	—	建屋の性能に係る仕様ではないため，基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第2章 個別項目 1. 成形施設）	燃料加工建屋の主要構造は，地上2階，地下3階の耐火建築物とする設計とする。
⑨	特記事項	③原料受払室，粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。)	第十四条 安全機能を有する施設	建屋の安全上重要な施設の設定に関する基本方針及び対象範囲を示す内容であるため，基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 8.1 安全機能を有する施設）	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。
	第1.-2表	安全上重要な施設である構築物	第十四条 安全機能を有する施設		V-1-1-4 別紙1 安全上重要な施設に関する説明書	「第2-1表 安全上重要な施設」において展開する。
⑩	第1.-2表	しゃへい設計の基準となる線量率	第二十二条 遮蔽	遮蔽評価の評価条件であるため，基本設計方針で方針を記載し，添付書類で具体を展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 7. 遮蔽）	c. MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては，放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し，遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに，管理区域を線量率に応じて適切に区分し，区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。
					II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の放射線遮蔽に関する計算書	「第1.-1 図(1) 地下3階遮蔽設計の基準となる線量率及び遮蔽計算代表点等」～「第1.-1 図(7) 塔屋階遮蔽設計の基準となる線量率及び遮蔽計算代表点等」において部屋毎の基準となる線量率を示す。



添付-10 遮蔽設備の仕様表記載例（建屋遮蔽（燃料加工建屋））

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																												
<p>第1.-3表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図</th> <th>主要寸法(m)<sup>(注)</sup></th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>&lt;1&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;2&gt;</td><td>2.10</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;3&gt;</td><td>1.10</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;4&gt;</td><td>0.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;5&gt;</td><td>0.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;6&gt;</td><td>1.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;7&gt;</td><td>0.70</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;8&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;9&gt;</td><td>1.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;10&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;11&gt;</td><td>1.10</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;12&gt;</td><td>0.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;13&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;14&gt;</td><td>2.10</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;15&gt;</td><td>0.70</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;16&gt;</td><td>1.70</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;17&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;18&gt;</td><td>1.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;19&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;20&gt;</td><td>0.55</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;21&gt;</td><td>1.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;22&gt;</td><td>0.40</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;23&gt;</td><td>0.90</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;24&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;25&gt;</td><td>0.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;26&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;27&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;28&gt;</td><td>1.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;29&gt;</td><td>0.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;30&gt;</td><td>0.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;31&gt;</td><td>1.00</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;32&gt;</td><td>1.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;33&gt;</td><td>0.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;34&gt;</td><td>0.90</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;35&gt;</td><td>1.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;36&gt;</td><td>1.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> </tbody> </table> <p>【補足】 既認可の仕様表の添付図は、燃料加工建屋の平面図又は断面図を示している。 第1.1-1図 燃料加工建屋地下3階平面図 第1.1-2図 燃料加工建屋地下3階中2階平面図 第1.1-3図 燃料加工建屋地下2階平面図 第1.1-4図 燃料加工建屋地下1階平面図 第1.1-5図 燃料加工建屋地上1階平面図 第1.1-6図 燃料加工建屋地上2階平面図 第1.1-7図 燃料加工建屋塔屋階平面図 第1.1-8図 燃料加工建屋A-A断面図</p>	添付図	主要寸法(m) <sup>(注)</sup>	材料	<1>	0.60	普通コンクリート	<2>	2.10	普通コンクリート	<3>	1.10	普通コンクリート	<4>	0.80	普通コンクリート	<5>	0.80	普通コンクリート	<6>	1.80	普通コンクリート	<7>	0.70	普通コンクリート	<8>	1.30	普通コンクリート	<9>	1.80	普通コンクリート	<10>	1.30	普通コンクリート	<11>	1.10	普通コンクリート	<12>	0.80	普通コンクリート	<13>	1.30	普通コンクリート	<14>	2.10	普通コンクリート	<15>	0.70	普通コンクリート	<16>	1.70	普通コンクリート	<17>	1.30	普通コンクリート	<18>	1.50	普通コンクリート	<19>	0.60	普通コンクリート	<20>	0.55	普通コンクリート	<21>	1.80	普通コンクリート	<22>	0.40	普通コンクリート	<23>	0.90	普通コンクリート	<24>	1.30	普通コンクリート	<25>	0.30	普通コンクリート	<26>	0.60	普通コンクリート	<27>	0.60	普通コンクリート	<28>	1.50	普通コンクリート	<29>	0.50	普通コンクリート	<30>	0.50	普通コンクリート	<31>	1.00	普通コンクリート	<32>	1.80	普通コンクリート	<33>	0.30	普通コンクリート	<34>	0.90	普通コンクリート	<35>	1.80	普通コンクリート	<36>	1.50	普通コンクリート	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称 種類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法<sup>*3</sup> (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法<sup>*3</sup> (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建屋遮蔽 (燃料加工建屋)</td> <td>540(550<sup>*1</sup>) 590(600<sup>*1</sup>) 690(700<sup>*1</sup>) 790(800<sup>*1</sup>) 890(900<sup>*1</sup>) 1090(1100<sup>*1</sup>) 1290(1300<sup>*1</sup>) 1490(1500<sup>*1</sup>) 1690(1700<sup>*1</sup>) 1790(1800<sup>*1</sup>) 2090(2100<sup>*1</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>290(300<sup>*1</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>390(400<sup>*1</sup>) 890(900<sup>*1</sup>) 1290(1300<sup>*1</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>—</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>290(300<sup>*1</sup>) 490(500<sup>*1</sup>) 590(600<sup>*1</sup>) 690(700<sup>*1</sup>) 790(800<sup>*1</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>—</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L. 35.00m)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料加工建屋 地下3階中2階 (T.M.S.L. 38.30m)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43.20m)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 遮蔽設備 (a) 建屋壁遮蔽</p>	名称 種類	変更前		変更後		主要寸法 <sup>*3</sup> (mm)	材料	主要寸法 <sup>*3</sup> (mm)	材料	建屋遮蔽 (燃料加工建屋)	540(550 <sup>*1</sup> ) 590(600 <sup>*1</sup> ) 690(700 <sup>*1</sup> ) 790(800 <sup>*1</sup> ) 890(900 <sup>*1</sup> ) 1090(1100 <sup>*1</sup> ) 1290(1300 <sup>*1</sup> ) 1490(1500 <sup>*1</sup> ) 1690(1700 <sup>*1</sup> ) 1790(1800 <sup>*1</sup> ) 2090(2100 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	290(300 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	390(400 <sup>*1</sup> ) 890(900 <sup>*1</sup> ) 1290(1300 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	—	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	290(300 <sup>*1</sup> ) 490(500 <sup>*1</sup> ) 590(600 <sup>*1</sup> ) 690(700 <sup>*1</sup> ) 790(800 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	—	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L. 35.00m)	—	—	—	—	燃料加工建屋 地下3階中2階 (T.M.S.L. 38.30m)	—	—	—	—	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43.20m)	—	—	—	—	<p>技術基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二十条 遮蔽</td> <td>安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。  MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</td> <td>・材料 ・主要寸法</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足】 ●遮蔽蓋及び遮蔽扉を取り止めてコンクリート壁（建屋遮蔽（燃料加工建屋））に設計変更した仕様は、既認可において当該設置階で同じ仕様の遮蔽壁があれば変更前に、なければ変更後に記載する。 ●主要寸法は、遮蔽設計上期待する遮蔽体厚さ（設計確認値）を記載する。（ ）内は公称値を記載する。 ●遮蔽設計において一部の床については、場所によって厚さが異なるが、遮蔽設計は最小の公称値をもとに設計確認値を設定して実施している。このため、主要寸法の公称値は最小の公称値を記載する。 ●具体的な建屋遮蔽（燃料加工建屋）の配置と厚さについては、添付書類「V-2-2 平面図及び断面図」に示す。 ●既認可では複数の階に跨って立っている遮蔽壁は、1箇所代表で記載していたが、今回各設置階それぞれで壁厚さを記載するようにした。</p> <p>添付-1 建屋の仕様表記載例（燃料加工建屋）から展開。</p> <p>：仕様表記載例に展開している記載項目 ：既認可仕様表のうち仕様表記載例に展開していない項目 ：他の仕様表記載例から展開してきた項目 ：発電炉の要目表の項目のうち仕様表記載例に展開していない項目</p>	要求種別	機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第二十条 遮蔽	安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。  MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	・材料 ・主要寸法	<p>3. 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御装置遮蔽、原子炉遮蔽及び緊急時制御装置及び緊急時制御装置の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物貯蔵容器の放射線遮蔽材及び一時貯蔵容器の放射線遮蔽材、）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">主要寸法 (最小厚さmm)</th> <th rowspan="2">冷却方法</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>材料</th> <th>仕様</th> <th>材料</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下2階 (EL. -4.00 m)</td> <td>1495 (1500<sup>*2</sup>)</td> <td rowspan="2">自然冷却</td> <td>普通コンクリート (密度2.23 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> <td>普通コンクリート (密度2.00 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>地下1階 (EL. 2.00 m)</td> <td>1495 (1500<sup>*2</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.23 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> <td>普通コンクリート (密度2.00 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>地上1階 (EL. 8.20 m)</td> <td>1495 (1500<sup>*2</sup>)</td> <td rowspan="2">自然冷却</td> <td>普通コンクリート (密度2.23 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> <td>普通コンクリート (密度2.00 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>地上中2階 (EL. 11.20 m)</td> <td>1495 (1500<sup>*2</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.23 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> <td>普通コンクリート (密度2.00 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>地上2階 (EL. 14.00 m)</td> <td>495 (500<sup>*2</sup>), 995 (1000<sup>*2</sup>), 1195 (1200<sup>*2</sup>), 1395 (1400<sup>*2</sup>), 1495 (1500<sup>*2</sup>)</td> <td rowspan="2">自然冷却</td> <td>普通コンクリート (密度2.23 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> <td>普通コンクリート (密度2.00 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通コンクリート (密度2.23 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> <td>普通コンクリート (密度2.00 g/cm<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主要寸法 (最小厚さmm)	冷却方法	変更前		変更後		材料	仕様	材料	仕様	地下2階 (EL. -4.00 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )	自然冷却	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	地下1階 (EL. 2.00 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	地上1階 (EL. 8.20 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )	自然冷却	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	地上中2階 (EL. 11.20 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	地上2階 (EL. 14.00 m)	495 (500 <sup>*2</sup> ), 995 (1000 <sup>*2</sup> ), 1195 (1200 <sup>*2</sup> ), 1395 (1400 <sup>*2</sup> ), 1495 (1500 <sup>*2</sup> )	自然冷却	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし			普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	<p>冷却方法は放射線による温度上昇がわずかであるため記載項目としない。</p>
添付図	主要寸法(m) <sup>(注)</sup>	材料																																																																																																																																																																																																														
<1>	0.60	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<2>	2.10	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<3>	1.10	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<4>	0.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<5>	0.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<6>	1.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<7>	0.70	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<8>	1.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<9>	1.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<10>	1.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<11>	1.10	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<12>	0.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<13>	1.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<14>	2.10	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<15>	0.70	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<16>	1.70	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<17>	1.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<18>	1.50	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<19>	0.60	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<20>	0.55	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<21>	1.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<22>	0.40	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<23>	0.90	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<24>	1.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<25>	0.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<26>	0.60	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<27>	0.60	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<28>	1.50	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<29>	0.50	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<30>	0.50	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<31>	1.00	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<32>	1.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<33>	0.30	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<34>	0.90	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<35>	1.80	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
<36>	1.50	普通コンクリート																																																																																																																																																																																																														
名称 種類	変更前		変更後																																																																																																																																																																																																													
	主要寸法 <sup>*3</sup> (mm)	材料	主要寸法 <sup>*3</sup> (mm)	材料																																																																																																																																																																																																												
建屋遮蔽 (燃料加工建屋)	540(550 <sup>*1</sup> ) 590(600 <sup>*1</sup> ) 690(700 <sup>*1</sup> ) 790(800 <sup>*1</sup> ) 890(900 <sup>*1</sup> ) 1090(1100 <sup>*1</sup> ) 1290(1300 <sup>*1</sup> ) 1490(1500 <sup>*1</sup> ) 1690(1700 <sup>*1</sup> ) 1790(1800 <sup>*1</sup> ) 2090(2100 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	290(300 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																																																												
	390(400 <sup>*1</sup> ) 890(900 <sup>*1</sup> ) 1290(1300 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	—	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																																																												
	290(300 <sup>*1</sup> ) 490(500 <sup>*1</sup> ) 590(600 <sup>*1</sup> ) 690(700 <sup>*1</sup> ) 790(800 <sup>*1</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	—	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																																																												
燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L. 35.00m)	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																												
燃料加工建屋 地下3階中2階 (T.M.S.L. 38.30m)	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																												
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43.20m)	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																												
要求種別	機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																														
第二十条 遮蔽	安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。  MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	・材料 ・主要寸法																																																																																																																																																																																																														
名称	主要寸法 (最小厚さmm)	冷却方法	変更前		変更後																																																																																																																																																																																																											
			材料	仕様	材料	仕様																																																																																																																																																																																																										
地下2階 (EL. -4.00 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )	自然冷却	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																																																																																																										
地下1階 (EL. 2.00 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )		普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																																																																																																										
地上1階 (EL. 8.20 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )	自然冷却	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																																																																																																										
地上中2階 (EL. 11.20 m)	1495 (1500 <sup>*2</sup> )		普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																																																																																																										
地上2階 (EL. 14.00 m)	495 (500 <sup>*2</sup> ), 995 (1000 <sup>*2</sup> ), 1195 (1200 <sup>*2</sup> ), 1395 (1400 <sup>*2</sup> ), 1495 (1500 <sup>*2</sup> )	自然冷却	普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																																																																																																										
			普通コンクリート (密度2.23 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし	普通コンクリート (密度2.00 g/cm <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																																																																																																										

添付-10 遮蔽設備の仕様表記載例 (建屋遮蔽 (燃料加工建屋))

既認可の仕様表			仕様表案		要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考
第1.1-3図	添付図	主要寸法(m) <sup>(注)</sup>	材料	変更後	材料	変更なし	変更なし
	<37>	0.70	普通コンクリート				
	<38>	1.40	普通コンクリート	変更前	材料	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)
	<39>	1.60	普通コンクリート				
	<40>	0.80	普通コンクリート				
	<41>	1.40	普通コンクリート				
	<42>	0.60	普通コンクリート				
	<43>	1.00	普通コンクリート				
	<44>	1.00	普通コンクリート				
	<45>	0.50	普通コンクリート				
	<46>	0.50	普通コンクリート				
	<47>	0.50	普通コンクリート				
	<48>	0.30	普通コンクリート				
	<49>	0.60	普通コンクリート				
	<50>	0.50	普通コンクリート				
	<51>	1.00	普通コンクリート				
	<52>	1.50	普通コンクリート				
	<53>	1.80	普通コンクリート				
	<54>	0.60	普通コンクリート				
	<55>	0.60	普通コンクリート				
	<56>	0.90	普通コンクリート				
	<57>	0.90	普通コンクリート				
	<58>	0.90	普通コンクリート				
	<59>	0.80	普通コンクリート				
	<60>	0.60	普通コンクリート				
	<61>	1.50	普通コンクリート				
	<62>	0.90	普通コンクリート				
	<63>	0.60	普通コンクリート				
	<64>	0.70	普通コンクリート				
	<65>	0.50	普通コンクリート				
	<66>	1.80	普通コンクリート				
	<67>	0.85	普通コンクリート				
	<68>	0.85	普通コンクリート				
	<69>	1.30	普通コンクリート				
	<70>	1.80	普通コンクリート				
<71>	0.60	普通コンクリート					
第1.1-4図	添付図	主要寸法(m) <sup>(注)</sup>	材料				
	<72>	1.10	普通コンクリート				
	<73>	0.85	普通コンクリート	(続き)	建屋遮蔽 (燃料加工建屋)		
	<74>	0.80	普通コンクリート				
	<75>	0.80	普通コンクリート				
	<76>	0.60	普通コンクリート				
	<77>	0.90	普通コンクリート				
	<78>	1.10	普通コンクリート				
	<79>	0.80	普通コンクリート				
	<80>	0.75	普通コンクリート				
	<81>	1.50	普通コンクリート				
	<82>	1.40	普通コンクリート				
	<83>	0.60	普通コンクリート				
	<84>	1.50	普通コンクリート				
	<85>	1.60	普通コンクリート				
	<86>	1.00	普通コンクリート				
	<87>	1.70	普通コンクリート				
	<88>	2.10	普通コンクリート				
	<89>	2.10	普通コンクリート				
	<90>	1.70	普通コンクリート				

添付-10 遮蔽設備の仕様表記載例 (建屋遮蔽 (燃料加工建屋))

既認可の仕様表				仕様表案				要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																																							
第1.1-5図	<91>	1.40	普通コンクリート	変更後	材料	変更なし	変更なし	490 (500*) 790 (800*) 1290 (1300*) 1490 (1500*) 1890 (1900*)	添付-2の最初の頁に同じ	添付-2の最初の頁に同じ																																																																																									
	<92>	1.00	普通コンクリート																																																																																																
	<93>	0.50	普通コンクリート																																																																																																
	<94>	1.00	普通コンクリート																																																																																																
	<95>	0.30	普通コンクリート																																																																																																
	<96>	0.80	普通コンクリート																																																																																																
	<97>	1.00	普通コンクリート																																																																																																
	<98>	1.10	普通コンクリート																																																																																																
	<99>	0.70	普通コンクリート																																																																																																
	<100>	1.30	普通コンクリート																																																																																																
	<101>	1.30	普通コンクリート																																																																																																
	<102>	1.60	普通コンクリート																																																																																																
	<103>	1.90	普通コンクリート																																																																																																
	<104>	1.60	普通コンクリート																																																																																																
	<105>	1.90	普通コンクリート																																																																																																
	<106>	1.30	普通コンクリート																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図</th> <th>主要寸法(m)<sup>(注)</sup></th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">第1.1-6図</td><td>&lt;107&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;108&gt;</td><td>1.40</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;109&gt;</td><td>0.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;110&gt;</td><td>0.85</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;111&gt;</td><td>0.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;112&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;113&gt;</td><td>1.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;114&gt;</td><td>1.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;115&gt;</td><td>1.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;116&gt;</td><td>1.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>第1.1-7図</td><td>&lt;117&gt;</td><td>0.30</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>第1.1-8図</td><td>&lt;118&gt;</td><td>1.40</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td rowspan="10">第1.1-1図</td><td>&lt;B1&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B2&gt;</td><td>0.90</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B3&gt;</td><td>0.90</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B4&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B5&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;C6&gt;</td><td>0.80</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B7&gt;</td><td>0.90</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;C8&gt;</td><td>0.90</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B9&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B10&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td rowspan="5">第1.1-3図</td><td>&lt;B11&gt;</td><td>0.50</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B12&gt;</td><td>0.60</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B13&gt;</td><td>1.00</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B14&gt;</td><td>1.00</td><td>普通コンクリート</td></tr> <tr><td>&lt;B15&gt;</td><td>1.10</td><td>普通コンクリート</td></tr> </tbody> </table>				添付図	主要寸法(m) <sup>(注)</sup>	材料	第1.1-6図	<107>	1.30	普通コンクリート	<108>	1.40	普通コンクリート	<109>	0.50	普通コンクリート	<110>	0.85	普通コンクリート	<111>	0.80	普通コンクリート	<112>	1.30	普通コンクリート	<113>	1.60	普通コンクリート	<114>	1.30	普通コンクリート	<115>	1.50	普通コンクリート	<116>	1.50	普通コンクリート	第1.1-7図	<117>	0.30	普通コンクリート	第1.1-8図	<118>	1.40	普通コンクリート	第1.1-1図	<B1>	0.60	普通コンクリート	<B2>	0.90	普通コンクリート	<B3>	0.90	普通コンクリート	<B4>	0.60	普通コンクリート	<B5>	0.60	普通コンクリート	<C6>	0.80	普通コンクリート	<B7>	0.90	普通コンクリート	<C8>	0.90	普通コンクリート	<B9>	0.60	普通コンクリート	<B10>	0.60	普通コンクリート	第1.1-3図	<B11>	0.50	普通コンクリート	<B12>	0.60	普通コンクリート	<B13>	1.00	普通コンクリート	<B14>	1.00	普通コンクリート	<B15>	1.10	普通コンクリート	変更前	材料	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	添付-2の最初の頁に同じ	添付-2の最初の頁に同じ	
添付図	主要寸法(m) <sup>(注)</sup>	材料																																																																																																	
第1.1-6図	<107>	1.30	普通コンクリート																																																																																																
	<108>	1.40	普通コンクリート																																																																																																
	<109>	0.50	普通コンクリート																																																																																																
	<110>	0.85	普通コンクリート																																																																																																
	<111>	0.80	普通コンクリート																																																																																																
	<112>	1.30	普通コンクリート																																																																																																
	<113>	1.60	普通コンクリート																																																																																																
	<114>	1.30	普通コンクリート																																																																																																
<115>	1.50	普通コンクリート																																																																																																	
<116>	1.50	普通コンクリート																																																																																																	
第1.1-7図	<117>	0.30	普通コンクリート																																																																																																
第1.1-8図	<118>	1.40	普通コンクリート																																																																																																
第1.1-1図	<B1>	0.60	普通コンクリート																																																																																																
	<B2>	0.90	普通コンクリート																																																																																																
	<B3>	0.90	普通コンクリート																																																																																																
	<B4>	0.60	普通コンクリート																																																																																																
	<B5>	0.60	普通コンクリート																																																																																																
	<C6>	0.80	普通コンクリート																																																																																																
	<B7>	0.90	普通コンクリート																																																																																																
	<C8>	0.90	普通コンクリート																																																																																																
	<B9>	0.60	普通コンクリート																																																																																																
	<B10>	0.60	普通コンクリート																																																																																																
第1.1-3図	<B11>	0.50	普通コンクリート																																																																																																
	<B12>	0.60	普通コンクリート																																																																																																
	<B13>	1.00	普通コンクリート																																																																																																
	<B14>	1.00	普通コンクリート																																																																																																
	<B15>	1.10	普通コンクリート																																																																																																
(続き)	名称	種類	燃料加工建屋 地上1階 (T. M. S. L. 56. 80m)	燃料加工建屋 地上2階 (T. M. S. L. 62. 80m)																																																																																															
					主要寸法 <sup>*3</sup> (mm)	290 (300*) 490 (500*) 590 (600*) 690 (700*) 790 (800*) 990 (1000*) 1090 (1100*) 1290 (1300*) 1390 (1400*) 1590 (1600*) 1890 (1900*)	490 (500*) 790 (800*) 840 (850*) 1290 (1300*) 1390 (1400*) 1490 (1500*) 1590 (1600*) 1890 (1900*)																																																																																												
								建屋遮蔽 (燃料加工建屋)																																																																																											

注 施工厚さ



添付-10 遮蔽設備の仕様表記載例 (建屋遮蔽 (燃料加工建屋))

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																
	<p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="857 262 1308 1785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称 種類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法*3 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建屋遮蔽 (燃料加工建屋)</td> <td>燃料加工建屋 塔屋階 (T. M. S. L. 70. 20m)</td> <td>普通コンクリート (密度 2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td rowspan="2">変更なし</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>燃料加工建屋 屋上階 (T. M. S. L. 77. 50m)</td> <td>普通コンクリート (密度 2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 公称値のうち最小のものを示す。 *3: 遮蔽設計上考慮する厚さを示す。</p>	名称 種類	変更前		変更後		主要寸法*3 (mm)	材料	主要寸法*3 (mm)	材料	建屋遮蔽 (燃料加工建屋)	燃料加工建屋 塔屋階 (T. M. S. L. 70. 20m)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	変更なし	燃料加工建屋 屋上階 (T. M. S. L. 77. 50m)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	<p>添付-2の最初の頁に同じ</p>	<p>添付-2の最初の頁に同じ</p>	
名称 種類	変更前		変更後																	
	主要寸法*3 (mm)	材料	主要寸法*3 (mm)	材料																
建屋遮蔽 (燃料加工建屋)	燃料加工建屋 塔屋階 (T. M. S. L. 70. 20m)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	変更なし																
	燃料加工建屋 屋上階 (T. M. S. L. 77. 50m)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																		



添付-11 遮蔽設備の仕様表記載例 (遮蔽扉)

既認可の仕様表	仕様表記載例	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																										
<p>別紙</p> <p>④基本設計方針, 添付書類, 添付図面(構造図)で展開。</p> <p>前頁で展開</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">その他のしゃへい扉のしゃへい扉及び材料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">しゃへい扉番号</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">しゃへい厚 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">隣接部屋番号</th> </tr> <tr> <th>隣室</th> <th>隣室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;D1&gt; (注1)</td> <td>D-b</td> <td>340</td> <td>普通コンクリート</td> <td>125 (燃料集積室)</td> <td>123 (燃料集積室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;D2&gt;</td> <td>D-b</td> <td>340</td> <td>普通コンクリート</td> <td>127 (ペレット加工室)</td> <td>130 (地下1階下)</td> </tr> <tr> <td>&lt;D3&gt;</td> <td>D-a</td> <td>490</td> <td>普通コンクリート</td> <td>315 (燃料集積室)</td> <td>313 (分析室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;D4&gt;</td> <td>D-a</td> <td>490</td> <td>普通コンクリート</td> <td>319 (スタラップ処理室)</td> <td>313 (分析室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;D5&gt;</td> <td>D-a</td> <td>290</td> <td>普通コンクリート</td> <td>316 (燃料集積室)</td> <td>330 (燃料集積室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D6&gt;</td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t<sub>1</sub>:78</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">103 (貯蔵容器一時保管室)</td> <td rowspan="3">104 (貯蔵容器受入室)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:292</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:35</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D8&gt;</td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t<sub>1</sub>:63</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">110 (貯蔵一時保管室)</td> <td rowspan="3">118 (燃料集積室)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:260</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:34</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D9&gt; (注2)</td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t<sub>1</sub>:6</td> <td>ステンレス鋼 (注)</td> <td rowspan="3">119 (ペレット一時保管室)</td> <td rowspan="3">126 (ペレット加工室1)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:85</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:6</td> <td>ステンレス鋼 (注)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D10&gt; (注2)</td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t<sub>1</sub>:72</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">119 (ペレット一時保管室)</td> <td rowspan="3">116 (ペレット加工室4)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:185</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:10</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D12&gt; (注3)</td> <td rowspan="3">D-d</td> <td>t<sub>1</sub>:43</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">327 (燃料集積体組立室1)</td> <td rowspan="3">330 (燃料集積受入室)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:115</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:43</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D13&gt; (注4)</td> <td rowspan="3">D-e</td> <td>t<sub>1</sub>:17</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">326 (燃料集積体組立室2)</td> <td rowspan="3">329 (燃料集積体組立室)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:180</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:43</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D14&gt;</td> <td rowspan="3">D-d</td> <td>t<sub>1</sub>:63</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">413 (燃料集積体組立クレーン室)</td> <td rowspan="3">423 (地下1階下)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:165</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:34</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">&lt;D15&gt;</td> <td rowspan="3">D-f</td> <td>t<sub>1</sub>:5</td> <td>鋼材</td> <td rowspan="3">574 (貯蔵体組立クレーン室)</td> <td rowspan="3">568 (輸送容器受入室)</td> </tr> <tr> <td>t<sub>2</sub>:145</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t<sub>3</sub>:31</td> <td>鋼材</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ステンレス鋼6mm以上, ポリエチレン55mm以上, ステンレス鋼6mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, 均一化混合装置の申請時に記載する。</p> <p>注2 貯蔵施設のペレット一時保管設備に属するしゃへい扉である。しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ポリエチレン20mm以上, ステンレス鋼4mm以上)又は(ポリエチレン6mm以上, ステンレス鋼4mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, ペレット一時保管設備の申請時に記載する。</p> <p>注3 しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ステンレス鋼4mm以上, ポリエチレン120mm以上, ステンレス鋼14mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, マガジン構成装置の申請時に記載する。</p> <p>注4 しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ステンレス鋼4mm以上, ポリエチレン120mm以上, ステンレス鋼14mm以上)又は(ステンレス鋼2mm以上, ポリエチレン50mm以上, 鉛10mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, 燃料集積体組立設備の申請時に記載する。</p> <p>注5 JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼管又はJIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼管に定めるSUS304</p> <p>⑤基本設計方針, 添付書類, 添付図面(構造図)で展開 ※注釈に記載する各機器に設ける補助遮蔽は, 当該機器の申請に合わせて次回以降申請する。</p>	その他のしゃへい扉のしゃへい扉及び材料					しゃへい扉番号	構造	しゃへい厚 (mm)	材料	隣接部屋番号		隣室	隣室外	<D1> (注1)	D-b	340	普通コンクリート	125 (燃料集積室)	123 (燃料集積室)	<D2>	D-b	340	普通コンクリート	127 (ペレット加工室)	130 (地下1階下)	<D3>	D-a	490	普通コンクリート	315 (燃料集積室)	313 (分析室)	<D4>	D-a	490	普通コンクリート	319 (スタラップ処理室)	313 (分析室)	<D5>	D-a	290	普通コンクリート	316 (燃料集積室)	330 (燃料集積室)	<D6>	D-c	t <sub>1</sub> :78	鋼材	103 (貯蔵容器一時保管室)	104 (貯蔵容器受入室)	t <sub>2</sub> :292	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :35	鋼材	<D8>	D-c	t <sub>1</sub> :63	鋼材	110 (貯蔵一時保管室)	118 (燃料集積室)	t <sub>2</sub> :260	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :34	鋼材	<D9> (注2)	D-c	t <sub>1</sub> :6	ステンレス鋼 (注)	119 (ペレット一時保管室)	126 (ペレット加工室1)	t <sub>2</sub> :85	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :6	ステンレス鋼 (注)	<D10> (注2)	D-c	t <sub>1</sub> :72	鋼材	119 (ペレット一時保管室)	116 (ペレット加工室4)	t <sub>2</sub> :185	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :10	鋼材	<D12> (注3)	D-d	t <sub>1</sub> :43	鋼材	327 (燃料集積体組立室1)	330 (燃料集積受入室)	t <sub>2</sub> :115	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :43	鋼材	<D13> (注4)	D-e	t <sub>1</sub> :17	鋼材	326 (燃料集積体組立室2)	329 (燃料集積体組立室)	t <sub>2</sub> :180	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :43	鋼材	<D14>	D-d	t <sub>1</sub> :63	鋼材	413 (燃料集積体組立クレーン室)	423 (地下1階下)	t <sub>2</sub> :165	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :34	鋼材	<D15>	D-f	t <sub>1</sub> :5	鋼材	574 (貯蔵体組立クレーン室)	568 (輸送容器受入室)	t <sub>2</sub> :145	ポリエチレン	t <sub>3</sub> :31	鋼材	<p>仕様表記載例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">変更前</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法*2 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43.20m)</td> <td>290(292*)</td> <td rowspan="6">普通コンクリート (密度 2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>290(292*)</td> <td rowspan="6">普通コンクリート (密度 2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>490(492*)</td> <td>490(492*)</td> </tr> <tr> <td>43(45*)</td> <td>43(45*)</td> </tr> <tr> <td>115(120*)</td> <td>115(120*)</td> </tr> <tr> <td>17(19*)</td> <td>17(19*)</td> </tr> <tr> <td>43(45*)</td> <td>43(45*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L. 50.30m)</td> <td>180(180*)</td> <td rowspan="3">ポリエチレン (密度 0.93×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>180(180*)</td> <td rowspan="3">ポリエチレン (密度 0.93×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>34(36*)</td> <td>34(36*)</td> </tr> <tr> <td>63(65*)</td> <td>63(65*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)</td> <td>165(165*)</td> <td rowspan="3">ポリエチレン (密度 0.93×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>165(165*)</td> <td rowspan="3">ポリエチレン (密度 0.93×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>5(5*)</td> <td>5(5*)</td> </tr> <tr> <td>31(31*)</td> <td>31(31*)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>145(145*)</td> <td>ポリエチレン (密度 0.93×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1:公称値を示す。 *2:遮蔽設計上考慮する厚さを示す。 *3:記載の適正化。 *4:燃料加工建屋(燃料加工建屋) *4</p>	名称	変更後		変更前		主要寸法*2 (mm)	材料	主要寸法*2 (mm)	材料	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43.20m)	290(292*)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	290(292*)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	490(492*)	490(492*)	43(45*)	43(45*)	115(120*)	115(120*)	17(19*)	17(19*)	43(45*)	43(45*)	燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L. 50.30m)	180(180*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	180(180*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	34(36*)	34(36*)	63(65*)	63(65*)	燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)	165(165*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	165(165*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	5(5*)	5(5*)	31(31*)	31(31*)				145(145*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	<p>要求事項の整理</p> <p>前頁と同じ</p>	<p>発電炉類似設備要目表</p> <p>前頁と同じ</p>	<p>備考</p>
その他のしゃへい扉のしゃへい扉及び材料																																																																																																																																																																														
しゃへい扉番号	構造	しゃへい厚 (mm)	材料	隣接部屋番号																																																																																																																																																																										
				隣室	隣室外																																																																																																																																																																									
<D1> (注1)	D-b	340	普通コンクリート	125 (燃料集積室)	123 (燃料集積室)																																																																																																																																																																									
<D2>	D-b	340	普通コンクリート	127 (ペレット加工室)	130 (地下1階下)																																																																																																																																																																									
<D3>	D-a	490	普通コンクリート	315 (燃料集積室)	313 (分析室)																																																																																																																																																																									
<D4>	D-a	490	普通コンクリート	319 (スタラップ処理室)	313 (分析室)																																																																																																																																																																									
<D5>	D-a	290	普通コンクリート	316 (燃料集積室)	330 (燃料集積室)																																																																																																																																																																									
<D6>	D-c	t <sub>1</sub> :78	鋼材	103 (貯蔵容器一時保管室)	104 (貯蔵容器受入室)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :292	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :35	鋼材																																																																																																																																																																											
<D8>	D-c	t <sub>1</sub> :63	鋼材	110 (貯蔵一時保管室)	118 (燃料集積室)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :260	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :34	鋼材																																																																																																																																																																											
<D9> (注2)	D-c	t <sub>1</sub> :6	ステンレス鋼 (注)	119 (ペレット一時保管室)	126 (ペレット加工室1)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :85	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :6	ステンレス鋼 (注)																																																																																																																																																																											
<D10> (注2)	D-c	t <sub>1</sub> :72	鋼材	119 (ペレット一時保管室)	116 (ペレット加工室4)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :185	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :10	鋼材																																																																																																																																																																											
<D12> (注3)	D-d	t <sub>1</sub> :43	鋼材	327 (燃料集積体組立室1)	330 (燃料集積受入室)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :115	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :43	鋼材																																																																																																																																																																											
<D13> (注4)	D-e	t <sub>1</sub> :17	鋼材	326 (燃料集積体組立室2)	329 (燃料集積体組立室)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :180	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :43	鋼材																																																																																																																																																																											
<D14>	D-d	t <sub>1</sub> :63	鋼材	413 (燃料集積体組立クレーン室)	423 (地下1階下)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :165	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :34	鋼材																																																																																																																																																																											
<D15>	D-f	t <sub>1</sub> :5	鋼材	574 (貯蔵体組立クレーン室)	568 (輸送容器受入室)																																																																																																																																																																									
		t <sub>2</sub> :145	ポリエチレン																																																																																																																																																																											
		t <sub>3</sub> :31	鋼材																																																																																																																																																																											
名称	変更後		変更前																																																																																																																																																																											
	主要寸法*2 (mm)	材料	主要寸法*2 (mm)	材料																																																																																																																																																																										
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43.20m)	290(292*)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	290(292*)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																										
	490(492*)		490(492*)																																																																																																																																																																											
	43(45*)		43(45*)																																																																																																																																																																											
	115(120*)		115(120*)																																																																																																																																																																											
	17(19*)		17(19*)																																																																																																																																																																											
	43(45*)		43(45*)																																																																																																																																																																											
燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L. 50.30m)	180(180*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	180(180*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																										
	34(36*)		34(36*)																																																																																																																																																																											
	63(65*)		63(65*)																																																																																																																																																																											
燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)	165(165*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	165(165*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																										
	5(5*)		5(5*)																																																																																																																																																																											
	31(31*)		31(31*)																																																																																																																																																																											
			145(145*)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)																																																																																																																																																																										



既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
					展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
①	放射線防護 (しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を 満足するものとする。	第二十二条 遮蔽	遮蔽設計の基本方針であるため、基本設計方針で 展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従 事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に 関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線 量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとよ り、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所におけ る線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。
②	個数	1	-	遮蔽設備の仕様表については、遮蔽体を個別に区 別せず、設置階ごとに同一仕様（「主要寸法」、 「材料」）のものをまとめて記載するため、個数 については建屋平面図上で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立 入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線 量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適 切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよ う遮蔽設備を設計する。  d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計 の基準となる線量率を満足するよう、開口部又は貫通部により遮蔽 設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示 すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないような 場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助 遮蔽を設置する措置
					V-2-2 平面図及び断面図	建屋平面図において、遮蔽扉の配置を示すことで設置する個数がわ かるようにする。
③	特記事項	ポリエチレンは鋼材により被覆する	-	既認可では、遮蔽扉が火災により損傷することを 防止するために記載していた。新規制基準におい て、火災防護の要求が明確化され、火災区域境界 に設置する防火扉に該当する遮蔽扉の設計は、火 災防護設備の基本設計方針及び添付書類で明確と する。また、火災区域境界に設置しない遮蔽扉は 火災防護上の要求はないことから構造図において 展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 5. 火災等によ る損傷の防止)	7. 1. 1. 1 火災区域構造物及び火災区画構造物 このうち、火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁とし て、3 時間耐火に設計上必要な150mm 以上の壁厚を有するコンク リート壁や火災耐久試験により3 時間以上の耐火能力を有する耐火 壁により隣接する他の火災区域と分離する。
					V-1-1-6 加工施設の火災防護に 関する説明書	本添付書類において防火扉について3時間以上の耐火能力を有するこ とについて展開する。
					V-2-5 構造図	構造図において鋼材により被覆することを記載する。
④	第1.-5表	隣接部屋番号 線源室 110 (粉末一時保管室) 線源室外 113 (粉末調整第3室)	第二十二条 遮蔽	遮蔽評価上の線源の位置情報である。基本設計 方針で設計方針を示し、具体的線源の位置につい ては添付書類で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立 入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線 量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適 切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよ う遮蔽設備を設計する。  d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計 の基準となる線量率を満足するよう、開口部又は貫通部により遮蔽 設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示 すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないような 場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助 遮蔽を設置する措置
					II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容 器搬送用洞道の放射線遮蔽に関す る計算書	「第3.-3表 遮蔽扉の線量率計算結果」において線源室(代表計算の 遮蔽扉)について記載する。
					V-2-2 平面図及び断面図	建屋平面図において、遮蔽扉の配置と部屋番号・部屋名称を示す。
					V-2-5 構造図	既認可の別紙一覧表と同様な形式の表を構造図の別紙として添付す る。

No	既認可仕様書の記載項目	関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
				展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑤	別紙 注釈	第二十二条 遮蔽	遮蔽評価の建屋以外に考慮する機器側の補助遮蔽の情報であり、基本設計方針で設計方針を示し、具体的評価条件は添付書類で示す。なお、機器側の補助遮蔽については、次回以降、機器を申請する際に合わせて申請する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。  d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないような場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置
				II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の放射線遮蔽に関する計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3.-3表 遮蔽扉の線量率計算結果」において補助遮蔽の情報(代表計算の遮蔽扉)を記載する。</li> <li>「2.5 遮蔽体」において遮蔽体の材料規格を記載する。</li> </ul> なお、補助遮蔽は設置する機器の申請に合わせて次回以降申請する。
				V-2-5 構造図	既認可の別紙一覧表と同様な形式の表（注釈を含む）を構造図の別紙として添付する。

添付-12 遮蔽設備の仕様表記載例（遮蔽蓋）

既認可の仕様表		仕様表記載例		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																									
<p>①基本設計方針で展開</p> <p>②基本設計方針、添付図面(平面図)で展開</p> <p>④添付図面(構造図)で展開</p> <p>③基本設計方針、添付書類、添付図面(平面図、構造図)で展開</p>		<p>変更後</p> <p>変更前</p>		<p>技術基準</p> <p>要求種別</p> <p>機能要求②</p> <p>主な仕様(詳細設計)</p>		<p>変更後</p> <p>変更前</p>		備考																																									
<p>名称</p> <p>しゃへい蓋&lt;H1&gt;<sup>(註1)</sup></p>		<p>名称</p> <p>しゃへい蓋</p>		<p>第二十条 遮蔽</p> <p>安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</p>		<p>冷却方法</p> <p>自然冷却</p>		<p>冷却方法は放射線による温度上昇がわずかであるため記載項目としない。</p>																																									
<p>設計条件</p> <p>耐震クラス</p> <p>放射線防護(しゃへい)</p> <p>個数</p> <p>構造の種類</p> <p>主要寸法</p> <p>主要材料</p>		<p>材料</p> <p>変更なし</p>		<p>【補足】</p> <p>●今回の遮蔽蓋の申請概要は以下の通りである。</p> <p>&lt;H1&gt;：設計変更なし。記載の適正化を実施。</p> <p>&lt;H2&gt;～&lt;H8&gt;：設計変更により、遮蔽蓋を取り止めコンクリート壁に変更。(コンクリート壁は建屋遮蔽(燃料加工建屋)として申請)</p> <p>※平面図において蓋番号により遮蔽蓋の配置を示し、構造図においてその構造を示す。</p> <p>●添付-8 別添に既認可仕様表のうち今回他の箇所で開催する記載についての補足内容を示す。</p>		<p>主要寸法(最小厚さmm)</p> <p>395(400*)</p> <p>895(900*)</p> <p>219.2(228*)</p> <p>110(110*)</p>																																											
<p>添付図面(平面図及び断面図)</p> <p>第1.1-2図及び第1.1-13図に示す。</p> <p>しゃへい蓋番号は、&lt;H1&gt;</p>		<p>主要寸法(mm)</p> <p>850(860*)</p> <p>50(55*)</p> <p>20(22*)</p> <p>100(105*)</p>		<p>※平面図において蓋番号により遮蔽蓋の配置を示し、構造図においてその構造を示す。</p>		<p>材料</p> <p>普通コンクリート(密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</p> <p>SS400</p> <p>ポリエチレン(密度0.93×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</p>																																											
<p>特記事項</p> <p>注1 対応する加工事業許可番号(日付)：平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>注2 しゃへい蓋は、開閉のため繰り返し取り扱うことから、コンクリート保護のためステンレス鋼により被覆する。</p> <p>b. 本建屋に係るその他のしゃへい扉の設置箇所を第1.1-1図、第1.1-3図、第1.1-4図及び第1.1-5図に、構造を第1.2-1図に示す。また、その他のしゃへい蓋の設置箇所を第1.1-1図に、構造を第1.2-2図に示す。</p>		<p>注記</p> <p>*1：公称値を示す。</p> <p>*2：遮蔽設計上考慮する厚さを示す。</p> <p>*3：記載の適正化。コンクリート壁に変更したため「-」とし、コンクリート壁の仕様は、建屋遮蔽(燃料加工建屋)の仕様表に示す。</p>		<p>取り止めを申請</p>		<p>注記</p> <p>*：公称値を示す。</p>																																											
<p>第1.1-6表 燃料加工建屋のしゃへい蓋のしゃへい厚及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付図</th> <th rowspan="2">しゃへい厚(mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">隣接部屋番号</th> </tr> <tr> <th>線源室</th> <th>線源室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1.1-13図</td> <td>&lt;H1&gt;</td> <td>普通コンクリート</td> <td>103 (粉末調整第4室)</td> <td>202 (粉末調整第4室)</td> </tr> </tbody> </table>		添付図	しゃへい厚(mm)	材料	隣接部屋番号		線源室	線源室外	第1.1-13図	<H1>	普通コンクリート	103 (粉末調整第4室)	202 (粉末調整第4室)	<p>その他のしゃへい蓋のしゃへい厚及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">しゃへい蓋番号</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">しゃへい厚(mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">隣接部屋番号</th> </tr> <tr> <th>線源室</th> <th>線源室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;H2&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td rowspan="4">H-a</td> <td rowspan="4">t<sub>1</sub>:50</td> <td rowspan="4">鋼材</td> <td rowspan="4">110 (粉末一時保管室)</td> <td>115 (粉末調整第2室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;H3&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td>111 (粉末調整第6室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;H4&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td>117 (粉末調整第3室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;H5&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td>118 (粉末調整第7室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;H6&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td rowspan="3">t<sub>2</sub>:100</td> <td rowspan="3">ポリエチレン</td> <td rowspan="3">110 (粉末一時保管室)</td> <td>118 (粉末調整第7室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;H7&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td>126 (ベレット加工第1室)</td> </tr> <tr> <td>&lt;H8&gt;<sup>(註1)</sup></td> <td>125 (粉末調整第5室)</td> </tr> </tbody> </table>		しゃへい蓋番号	構造	しゃへい厚(mm)	材料	隣接部屋番号		線源室	線源室外	<H2> <sup>(註1)</sup>	H-a	t <sub>1</sub> :50	鋼材	110 (粉末一時保管室)	115 (粉末調整第2室)	<H3> <sup>(註1)</sup>	111 (粉末調整第6室)	<H4> <sup>(註1)</sup>	117 (粉末調整第3室)	<H5> <sup>(註1)</sup>	118 (粉末調整第7室)	<H6> <sup>(註1)</sup>	t <sub>2</sub> :100	ポリエチレン	110 (粉末一時保管室)	118 (粉末調整第7室)	<H7> <sup>(註1)</sup>	126 (ベレット加工第1室)	<H8> <sup>(註1)</sup>	125 (粉末調整第5室)	<p>燃料加工建屋 地下3階中2階 (T.M.S.L. 38.30m)</p> <p>燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L. 35.00 m)</p>		<p>地上中3階 (EL. 20.30 m)</p>		
添付図	しゃへい厚(mm)				材料	隣接部屋番号																																											
		線源室	線源室外																																														
第1.1-13図	<H1>	普通コンクリート	103 (粉末調整第4室)	202 (粉末調整第4室)																																													
しゃへい蓋番号	構造	しゃへい厚(mm)	材料	隣接部屋番号																																													
				線源室	線源室外																																												
<H2> <sup>(註1)</sup>	H-a	t <sub>1</sub> :50	鋼材	110 (粉末一時保管室)	115 (粉末調整第2室)																																												
<H3> <sup>(註1)</sup>					111 (粉末調整第6室)																																												
<H4> <sup>(註1)</sup>					117 (粉末調整第3室)																																												
<H5> <sup>(註1)</sup>					118 (粉末調整第7室)																																												
<H6> <sup>(註1)</sup>	t <sub>2</sub> :100	ポリエチレン	110 (粉末一時保管室)	118 (粉末調整第7室)																																													
<H7> <sup>(註1)</sup>				126 (ベレット加工第1室)																																													
<H8> <sup>(註1)</sup>				125 (粉末調整第5室)																																													
<p>【補足】</p> <p>既認可の遮蔽蓋の仕様表は、代表の仕様表とそれ以外の一覧表(本文構造図の別紙)の2種類で示していた。</p>																																																	



既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
					展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
①	放射線防護 (しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を 満足するものとする。	第二十二条 遮蔽	遮蔽設計の基本方針であるため、基本設計方針で 展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従 事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に 関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められ た線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射 線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限 り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。
②	個数	32	-	遮蔽設備の仕様表については、遮蔽体を個別に区 別せず、設置階ごとに同一仕様（「主要寸法」、 「材料」）のものをまとめて記載するため、個数 については建屋平面図上で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	c. MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者 の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を 設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分 ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計 する。 d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部 により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合に は、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ、遮蔽設計の基 準となる線量率を満足する設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については、線源を直接見通さな いような場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮 蔽を設置する措置
					V-2-2 平面図及び断面図	建屋平面図において、遮蔽蓋の配置を示すことで設置する個数がわ かるようにする。
③	第1.-6表	隣接部屋番号 線源室 103(貯蔵容器一時保管室) 線源室外202(貯蔵容器受入第1室)	第二十二条 遮蔽	遮蔽評価上の線源の位置情報である。基本設計 方針で設計方針を示し、具体的線源の位置につい ては添付書類で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立 入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線 量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適 切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよ う遮蔽設備を設計する。 d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計 の基準となる線量率を満足するよう、開口部又は貫通部により遮蔽 設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示 すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないよう な場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助 遮蔽を設置する措置
					V-2-2 平面図及び断面図	建屋平面図において、遮蔽蓋の配置と部屋番号・部屋名称を示す。
					II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容 器搬送用洞道の放射線遮蔽に関す る計算書	「第3.-4表 遮蔽蓋の線量率計算結果」にて線源室を示す。
④	注2	しゃへい蓋は、開閉のため繰り返し 取り扱うことから、コンクリート保 護のためステンレス鋼により被覆す る。	-	運転上の設備保護の記載であるため、構造図で展 開する。	V-2-5 構造図	遮蔽蓋の構造図に注記として記載する。

添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表記載例	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>既認可の仕様表に該当なし</p>	<p>1. 設計条件及び仕様 1.1 非常用設備 1.1.1 火災防護設備 (1) 建物・構築物 a. 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）</p> <table border="1" data-bbox="549 367 1335 756"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>主要材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>火災区域(区画)名称</td> <td>区分</td> <td>番号</td> <td>種類</td> <td>主要寸法 (mm)</td> <td>主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原料受払室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-1</td> <td rowspan="7">壁</td> <td rowspan="7">150 (300*1)</td> <td rowspan="7">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貯蔵容器一時保管室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末一時保管室*2*3/点検第1室*2/点検第2室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第6室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ペレット・スクラップ貯蔵室*2/点検第3室*2/点検第4室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第2室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="549 840 1335 1323"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>主要材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>火災区域(区画)名称</td> <td>区分</td> <td>番号</td> <td>種類</td> <td>主要寸法 (mm)</td> <td>主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ペレット加工第4室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-8</td> <td rowspan="9">壁</td> <td rowspan="9">150 (300*1)</td> <td rowspan="9">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第3室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第7室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ペレット一時保管室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ペレット加工第3室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第4室*2/ウラン粉末準備室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整第5室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-14</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ペレット加工第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ペレット加工第2室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="549 1407 1335 1890"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>主要材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>火災区域(区画)名称</td> <td>区分 <td>番号</td> <td>種類</td> <td>主要寸法 (mm)</td> <td>主要材料</td> </td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ダンパ駆動用ポンプ第2室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-17</td> <td rowspan="9">壁</td> <td rowspan="9">150 (300*1)</td> <td rowspan="9">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第2制御盤室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-18</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2制御盤室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第3制御盤室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ダンパ駆動用ポンプ第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>液体廃棄物処理第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>液体廃棄物処理第2室*2/液体廃棄物処理室前室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床ドレン回収槽第1室/床ドレン回収槽第2室</td> <td>火災区域</td> <td>PA-24</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>液体廃棄物処理第3室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-25</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称					火災区域(区画)名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料						原料受払室*2	火災区域	PA-1	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						貯蔵容器一時保管室*2*3	火災区域	PA-2						粉末調整第1室*2	火災区域	PA-3						粉末一時保管室*2*3/点検第1室*2/点検第2室*2	火災区域	PA-4						粉末調整第6室*2	火災区域	PA-5						ペレット・スクラップ貯蔵室*2/点検第3室*2/点検第4室*2	火災区域	PA-6						粉末調整第2室*2	火災区域	PA-7	変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称					火災区域(区画)名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料						ペレット加工第4室*2*3	火災区域	PA-8	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						粉末調整第3室*2*3	火災区域	PA-9						粉末調整第7室*2*3	火災区域	PA-10						ペレット一時保管室*2*3	火災区域	PA-11						ペレット加工第3室*2	火災区域	PA-12						粉末調整第4室*2/ウラン粉末準備室*2	火災区域	PA-13						粉末調整第5室*2*3	火災区域	PA-14						ペレット加工第1室*2	火災区域	PA-15						ペレット加工第2室*2	火災区域	PA-16	変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称					火災区域(区画)名称	区分 <td>番号</td> <td>種類</td> <td>主要寸法 (mm)</td> <td>主要材料</td>	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料						ダンパ駆動用ポンプ第2室*2	火災区域	PA-17	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						北第2制御盤室*2	火災区域	PA-18						南第2制御盤室*2	火災区域	PA-19						北第3制御盤室*2	火災区域	PA-20						ダンパ駆動用ポンプ第1室*2	火災区域	PA-21						液体廃棄物処理第1室*2	火災区域	PA-22						液体廃棄物処理第2室*2/液体廃棄物処理室前室*2	火災区域	PA-23						床ドレン回収槽第1室/床ドレン回収槽第2室	火災区域	PA-24						液体廃棄物処理第3室*2	火災区域	PA-25	<p>技術基準</p> <table border="1" data-bbox="1380 315 1973 651"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十一条 第二十九条 による 損傷の 防止</td> <td>このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</td> <td>・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要寸法は、火災区域としての3時間耐火性能として必要な壁厚さを記載する。( )内は公称値を記載する。(公称値は、最小のものを記載する。)</li> </ul> <div data-bbox="1454 1260 1973 1354" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p><span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 仕様表記載例に展開している記載項目</p> </div>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十一条 第二十九条 による 損傷の 防止	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	・主要寸法 ・主要材料	<p>4. 火災防護設備 1. 火災防護設備及び火災区域構造物・構築物、主要寸法及び材料 ・原子炉建屋原子炉格納容器及び原子炉建屋格納容器</p> <table border="1" data-bbox="2018 315 2641 693"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>火災区域(区画)名称</td> <td>区分</td> <td>番号</td> <td>種類</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器及び原子炉建屋格納容器 (R-1)</td> <td>火災区域</td> <td>R-1</td> <td rowspan="15">壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-2)</td> <td>火災区域</td> <td>R-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-3)</td> <td>火災区域</td> <td>R-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-4)</td> <td>火災区域</td> <td>R-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-5)</td> <td>火災区域</td> <td>R-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-6)</td> <td>火災区域</td> <td>R-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-7)</td> <td>火災区域</td> <td>R-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-8)</td> <td>火災区域</td> <td>R-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-9)</td> <td>火災区域</td> <td>R-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-10)</td> <td>火災区域</td> <td>R-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-11)</td> <td>火災区域</td> <td>R-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-12)</td> <td>火災区域</td> <td>R-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-13)</td> <td>火災区域</td> <td>R-13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-14)</td> <td>火災区域</td> <td>R-14</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器 (R-15)</td> <td>火災区域</td> <td>R-15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="2018 714 2641 1029"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>火災区域(区画)名称</td> <td>区分</td> <td>番号</td> <td>種類</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室A型付燃料格納容器ボンベ室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-1</td> <td rowspan="15">壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ポンプボンベ室(東)*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>LPSボンベ室東側居住用設備本室ボンベ室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ポンプボンベ室(西)*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室B型付燃料格納容器ボンベ室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用ディーゼル(CO)室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用ディーゼル(CO2)室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用ディーゼル(CO)室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-14</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スプレッドシステム*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-15 (1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料交換機室*1</td> <td>火災区域</td> <td>R-16-15 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 本設備は既存の設備である。 *2: 公称値のうち最小のものを示す。</p>	変更前				変更後				名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類	火災区域(区画)名称				火災区域(区画)名称	区分	番号	種類					原子炉建屋原子炉格納容器及び原子炉建屋格納容器 (R-1)	火災区域	R-1	壁					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-2)	火災区域	R-2					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-3)	火災区域	R-3					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-4)	火災区域	R-4					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-5)	火災区域	R-5					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-6)	火災区域	R-6					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-7)	火災区域	R-7					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-8)	火災区域	R-8					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-9)	火災区域	R-9					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-10)	火災区域	R-10					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-11)	火災区域	R-11					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-12)	火災区域	R-12					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-13)	火災区域	R-13					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-14)	火災区域	R-14					原子炉建屋原子炉格納容器 (R-15)	火災区域	R-15	変更前				変更後				名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類	火災区域(区画)名称				火災区域(区画)名称	区分	番号	種類					燃料交換機室A型付燃料格納容器ボンベ室*1	火災区域	R-16-1	壁					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-2					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-3					ポンプボンベ室(東)*1	火災区域	R-16-4					LPSボンベ室東側居住用設備本室ボンベ室*1	火災区域	R-16-5					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-6					ポンプボンベ室(西)*1	火災区域	R-16-7					燃料交換機室B型付燃料格納容器ボンベ室*1	火災区域	R-16-8					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-9					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-10					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-11					非常用ディーゼル(CO)室*1	火災区域	R-16-12					非常用ディーゼル(CO2)室*1	火災区域	R-16-13					非常用ディーゼル(CO)室*1	火災区域	R-16-14					スプレッドシステム*1	火災区域	R-16-15 (1)					燃料交換機室*1	火災区域	R-16-15 (2)	
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
火災区域(区画)名称					火災区域(区画)名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					原料受払室*2	火災区域	PA-1	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					貯蔵容器一時保管室*2*3	火災区域	PA-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末調整第1室*2	火災区域	PA-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末一時保管室*2*3/点検第1室*2/点検第2室*2	火災区域	PA-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末調整第6室*2	火災区域	PA-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					ペレット・スクラップ貯蔵室*2/点検第3室*2/点検第4室*2	火災区域	PA-6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末調整第2室*2	火災区域	PA-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
火災区域(区画)名称					火災区域(区画)名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					ペレット加工第4室*2*3	火災区域	PA-8	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					粉末調整第3室*2*3	火災区域	PA-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末調整第7室*2*3	火災区域	PA-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					ペレット一時保管室*2*3	火災区域	PA-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					ペレット加工第3室*2	火災区域	PA-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末調整第4室*2/ウラン粉末準備室*2	火災区域	PA-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					粉末調整第5室*2*3	火災区域	PA-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					ペレット加工第1室*2	火災区域	PA-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					ペレット加工第2室*2	火災区域	PA-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
火災区域(区画)名称					火災区域(区画)名称	区分 <td>番号</td> <td>種類</td> <td>主要寸法 (mm)</td> <td>主要材料</td>	番号	種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					ダンパ駆動用ポンプ第2室*2	火災区域	PA-17	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					北第2制御盤室*2	火災区域	PA-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					南第2制御盤室*2	火災区域	PA-19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					北第3制御盤室*2	火災区域	PA-20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					ダンパ駆動用ポンプ第1室*2	火災区域	PA-21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					液体廃棄物処理第1室*2	火災区域	PA-22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					液体廃棄物処理第2室*2/液体廃棄物処理室前室*2	火災区域	PA-23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					床ドレン回収槽第1室/床ドレン回収槽第2室	火災区域	PA-24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					液体廃棄物処理第3室*2	火災区域	PA-25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第十一条 第二十九条 による 損傷の 防止	このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
変更前				変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
火災区域(区画)名称				火災区域(区画)名称	区分	番号	種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				原子炉建屋原子炉格納容器及び原子炉建屋格納容器 (R-1)	火災区域	R-1	壁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-2)	火災区域	R-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-3)	火災区域	R-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-4)	火災区域	R-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-5)	火災区域	R-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-6)	火災区域	R-6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-7)	火災区域	R-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-8)	火災区域	R-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-9)	火災区域	R-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-10)	火災区域	R-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-11)	火災区域	R-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-12)	火災区域	R-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-13)	火災区域	R-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-14)	火災区域	R-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				原子炉建屋原子炉格納容器 (R-15)	火災区域	R-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
変更前				変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
火災区域(区画)名称				火災区域(区画)名称	区分	番号	種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				燃料交換機室A型付燃料格納容器ボンベ室*1	火災区域	R-16-1	壁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				ポンプボンベ室(東)*1	火災区域	R-16-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				LPSボンベ室東側居住用設備本室ボンベ室*1	火災区域	R-16-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				ポンプボンベ室(西)*1	火災区域	R-16-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室B型付燃料格納容器ボンベ室*1	火災区域	R-16-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				非常用ディーゼル(CO)室*1	火災区域	R-16-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				非常用ディーゼル(CO2)室*1	火災区域	R-16-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				非常用ディーゼル(CO)室*1	火災区域	R-16-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				スプレッドシステム*1	火災区域	R-16-15 (1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				燃料交換機室*1	火災区域	R-16-15 (2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>制御第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-26</td> <td rowspan="8">壁</td> <td rowspan="8">150 (300*1)</td> <td rowspan="8">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>分析第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-27</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>分析第2室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料棒加工第1室*2/ ペレット立会室*2/燃料棒 解体室*2/燃料棒 加工第2室*2*3/燃料棒 加工第3室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-29</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料棒貯蔵室*2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-30</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スクラップ処理室 *2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-31</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>分析第3室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-32</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>制御第4室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-33</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排風機室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-34</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排気フィルタ第1室 *2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-35</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃棄物保管第1室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-36</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ウラン貯蔵室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-37</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>選別作業室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-38</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>室素消火設備第1室 *2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-39</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オイルタンク室</td> <td>火災区域</td> <td>PA-40</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機燃料ボ ンプ室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-41</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放管試料前処理室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-42</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射能測定室*2/放射 能測定室前室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用電気 A 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-44</td> <td rowspan="12">壁</td> <td rowspan="12">150 (300*1)</td> <td rowspan="12">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中央監視室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-45</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機 A 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-46</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機 A 制御 盤室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-47</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用蓄電池 A 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-48</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機 B 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-49</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機 B 制御 盤室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用電気 B 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-51</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用蓄電池 B 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-52</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>混合ガス受槽室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-53</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>混合ガス計測ラック 室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-54</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						制御第1室*2	火災区域	PA-26	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						分析第1室*2	火災区域	PA-27						分析第2室*2*3	火災区域	PA-28						燃料棒加工第1室*2/ ペレット立会室*2/燃料棒 解体室*2/燃料棒 加工第2室*2*3/燃料棒 加工第3室*2	火災区域	PA-29						燃料棒貯蔵室*2*3	火災区域	PA-30						スクラップ処理室 *2*3	火災区域	PA-31						分析第3室*2	火災区域	PA-32						制御第4室*2	火災区域	PA-33	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						排風機室*2	火災区域	PA-34	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						排気フィルタ第1室 *2	火災区域	PA-35						廃棄物保管第1室*2	火災区域	PA-36						ウラン貯蔵室*2	火災区域	PA-37						選別作業室*2	火災区域	PA-38						室素消火設備第1室 *2	火災区域	PA-39						オイルタンク室	火災区域	PA-40						非常用発電機燃料ボ ンプ室*2	火災区域	PA-41						放管試料前処理室*2	火災区域	PA-42						放射能測定室*2/放射 能測定室前室*2	火災区域	PA-43	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						非常用電気 A 室*2	火災区域	PA-44	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						中央監視室*2	火災区域	PA-45						非常用発電機 A 室*2	火災区域	PA-46						非常用発電機 A 制御 盤室*2	火災区域	PA-47						非常用蓄電池 A 室*2	火災区域	PA-48						非常用発電機 B 室*2	火災区域	PA-49						非常用発電機 B 制御 盤室*2	火災区域	PA-50						非常用電気 B 室*2	火災区域	PA-51						非常用蓄電池 B 室*2	火災区域	PA-52						混合ガス受槽室*2	火災区域	PA-53						混合ガス計測ラック 室*2	火災区域	PA-54	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p></p>
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-						制御第1室*2	火災区域	PA-26	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
						分析第1室*2	火災区域	PA-27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						分析第2室*2*3	火災区域	PA-28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						燃料棒加工第1室*2/ ペレット立会室*2/燃料棒 解体室*2/燃料棒 加工第2室*2*3/燃料棒 加工第3室*2	火災区域	PA-29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						燃料棒貯蔵室*2*3	火災区域	PA-30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						スクラップ処理室 *2*3	火災区域	PA-31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						分析第3室*2	火災区域	PA-32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						制御第4室*2	火災区域	PA-33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-						排風機室*2	火災区域	PA-34	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
						排気フィルタ第1室 *2	火災区域	PA-35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						廃棄物保管第1室*2	火災区域	PA-36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						ウラン貯蔵室*2	火災区域	PA-37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						選別作業室*2	火災区域	PA-38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						室素消火設備第1室 *2	火災区域	PA-39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						オイルタンク室	火災区域	PA-40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用発電機燃料ボ ンプ室*2	火災区域	PA-41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						放管試料前処理室*2	火災区域	PA-42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						放射能測定室*2/放射 能測定室前室*2	火災区域	PA-43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-						非常用電気 A 室*2	火災区域	PA-44	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
						中央監視室*2	火災区域	PA-45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用発電機 A 室*2	火災区域	PA-46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用発電機 A 制御 盤室*2	火災区域	PA-47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用蓄電池 A 室*2	火災区域	PA-48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用発電機 B 室*2	火災区域	PA-49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用発電機 B 制御 盤室*2	火災区域	PA-50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用電気 B 室*2	火災区域	PA-51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						非常用蓄電池 B 室*2	火災区域	PA-52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						混合ガス受槽室*2	火災区域	PA-53																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						混合ガス計測ラック 室*2	火災区域	PA-54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				



添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用蓄電池E室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-55</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用電気E室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-56</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用制御盤A室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-57</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用制御盤B室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-58</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機給気機械A室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-59</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用発電機給気機械B室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-60</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃棄物保管第2室*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-61</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原料受払室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貯蔵容器受入第2室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第1制御盤室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北エレベータ</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-4</td> <td rowspan="13">壁</td> <td rowspan="13">150 (300*1)</td> <td rowspan="13">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下3階北第1ダクト室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>現場監視第2室/バレット加工室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉末調整室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>現場監視第1室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第2階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下3階北第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1制御盤室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-14</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下3階南第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>添加剤準備室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-16</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南エレベータ</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-17</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下3階南第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-18</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下3階北第2電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第1階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-23</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						非常用蓄電池E室*2	火災区域	PA-55	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						非常用電気E室*2	火災区域	PA-56						非常用制御盤A室*2	火災区域	PA-57						非常用制御盤B室*2	火災区域	PA-58						非常用発電機給気機械A室*2	火災区域	PA-59						非常用発電機給気機械B室*2	火災区域	PA-60						廃棄物保管第2室*2	火災区域	PA-61						原料受払室前室	火災区画	PA-B3-1						貯蔵容器受入第2室	火災区画	PA-B3-2						北第1制御盤室	火災区画	PA-B3-3	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						北エレベータ	火災区画	PA-B3-4	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						地下3階北第1ダクト室	火災区画	PA-B3-5						現場監視第2室/バレット加工室前室	火災区画	PA-B3-6						粉末調整室前室	火災区画	PA-B3-7						現場監視第1室	火災区画	PA-B3-8						北第2附室	火災区画	PA-B3-9						北第2階段室	火災区画	PA-B3-10						地下3階北第1電気配線室	火災区画	PA-B3-11						南第1制御盤室	火災区画	PA-B3-12						南第1附室	火災区画	PA-B3-13	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						南第1階段室	火災区画	PA-B3-14	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						地下3階南第1電気配線室	火災区画	PA-B3-15						添加剤準備室	火災区画	PA-B3-16						南エレベータ	火災区画	PA-B3-17						地下3階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B3-18						南第2附室	火災区画	PA-B3-19						南第2階段室	火災区画	PA-B3-20						地下3階北第2電気配線室	火災区画	PA-B3-21						北第1階段室	火災区画	PA-B3-22						北第1附室	火災区画	PA-B3-23	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p></p>
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						非常用蓄電池E室*2	火災区域	PA-55	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						非常用電気E室*2	火災区域	PA-56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						非常用制御盤A室*2	火災区域	PA-57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						非常用制御盤B室*2	火災区域	PA-58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						非常用発電機給気機械A室*2	火災区域	PA-59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						非常用発電機給気機械B室*2	火災区域	PA-60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						廃棄物保管第2室*2	火災区域	PA-61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						原料受払室前室	火災区画	PA-B3-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						貯蔵容器受入第2室	火災区画	PA-B3-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第1制御盤室	火災区画	PA-B3-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						北エレベータ	火災区画	PA-B3-4	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						地下3階北第1ダクト室	火災区画	PA-B3-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						現場監視第2室/バレット加工室前室	火災区画	PA-B3-6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						粉末調整室前室	火災区画	PA-B3-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						現場監視第1室	火災区画	PA-B3-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第2附室	火災区画	PA-B3-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第2階段室	火災区画	PA-B3-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下3階北第1電気配線室	火災区画	PA-B3-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第1制御盤室	火災区画	PA-B3-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第1附室	火災区画	PA-B3-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称					種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分							番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
-						南第1階段室	火災区画	PA-B3-14	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						地下3階南第1電気配線室	火災区画	PA-B3-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						添加剤準備室	火災区画	PA-B3-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南エレベータ	火災区画	PA-B3-17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下3階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B3-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第2附室	火災区画	PA-B3-19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第2階段室	火災区画	PA-B3-20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下3階北第2電気配線室	火災区画	PA-B3-21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第1階段室	火災区画	PA-B3-22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第1附室	火災区画	PA-B3-23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例 (燃料加工建屋)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																			
	<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> <td>常用電気第2室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-24</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>メンテナンス室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-25</td> </tr> <tr> <td>地下3階廊下/地下3階便所</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3-26</td> </tr> <tr> <td>貯蔵容器受入第1室/貯蔵容器受入第1室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3M2-1</td> </tr> <tr> <td>地下3階中2階廊下</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3M2-2</td> </tr> <tr> <td>北第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3M2-3</td> </tr> <tr> <td>地下3階中2階南第2ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B3M2-4</td> </tr> <tr> <td>分析室前室/分析データ管理第1室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-1</td> </tr> <tr> <td>試薬準備室/顕微鏡室/制御第2室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">-</td> <td rowspan="11"></td> <td rowspan="11"></td> <td rowspan="11">壁</td> <td rowspan="11">150 (300*1)</td> <td rowspan="11">鉄筋コンクリート</td> <td>燃料稼加工室前室/北第4制御室/制御第3室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-3</td> <td rowspan="11"></td> <td rowspan="11"></td> <td rowspan="11"></td> </tr> <tr> <td>地下2階廊下/地下2階便所</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-4</td> </tr> <tr> <td>地下2階北第1ダクト室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-5</td> </tr> <tr> <td>クラン粉末準備室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-6</td> </tr> <tr> <td>スクラップ処理室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-7</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体洗浄検査室/燃料集合体組立第2室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-8</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体組立第1室/燃料受入室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-9</td> </tr> <tr> <td>制御第5室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-10</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体部材準備室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> <td>北第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-12</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>地下2階北第2ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-13</td> </tr> <tr> <td>地下2階北第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-14</td> </tr> <tr> <td>北第8制御室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-15</td> </tr> <tr> <td>北第5制御室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-16</td> </tr> <tr> <td>常用無停電電源第1室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-17</td> </tr> <tr> <td>南第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-18</td> </tr> <tr> <td>地下2階南第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-19</td> </tr> <tr> <td>地下2階南第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-20</td> </tr> <tr> <td>南第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-21</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-			壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	常用電気第2室	火災区画	PA-B3-24				メンテナンス室	火災区画	PA-B3-25	地下3階廊下/地下3階便所	火災区画	PA-B3-26	貯蔵容器受入第1室/貯蔵容器受入第1室前室	火災区画	PA-B3M2-1	地下3階中2階廊下	火災区画	PA-B3M2-2	北第2附室	火災区画	PA-B3M2-3	地下3階中2階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B3M2-4	分析室前室/分析データ管理第1室	火災区画	PA-B2-1	試薬準備室/顕微鏡室/制御第2室	火災区画	PA-B2-2	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-			壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	燃料稼加工室前室/北第4制御室/制御第3室	火災区画	PA-B2-3				地下2階廊下/地下2階便所	火災区画	PA-B2-4	地下2階北第1ダクト室	火災区画	PA-B2-5	クラン粉末準備室前室	火災区画	PA-B2-6	スクラップ処理室前室	火災区画	PA-B2-7	燃料集合体洗浄検査室/燃料集合体組立第2室	火災区画	PA-B2-8	燃料集合体組立第1室/燃料受入室	火災区画	PA-B2-9	制御第5室	火災区画	PA-B2-10	燃料集合体部材準備室	火災区画	PA-B2-11	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-			壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	北第2附室	火災区画	PA-B2-12				地下2階北第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-13	地下2階北第1電気配線室	火災区画	PA-B2-14	北第8制御室	火災区画	PA-B2-15	北第5制御室	火災区画	PA-B2-16	常用無停電電源第1室	火災区画	PA-B2-17	南第1附室	火災区画	PA-B2-18	地下2階南第1電気配線室	火災区画	PA-B2-19	地下2階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-20	南第2附室	火災区画	PA-B2-21	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p></p>
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																		
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																												
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																															
-			壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	常用電気第2室	火災区画	PA-B3-24																																																																																																																																																																																															
						メンテナンス室	火災区画	PA-B3-25																																																																																																																																																																																															
						地下3階廊下/地下3階便所	火災区画	PA-B3-26																																																																																																																																																																																															
						貯蔵容器受入第1室/貯蔵容器受入第1室前室	火災区画	PA-B3M2-1																																																																																																																																																																																															
						地下3階中2階廊下	火災区画	PA-B3M2-2																																																																																																																																																																																															
						北第2附室	火災区画	PA-B3M2-3																																																																																																																																																																																															
						地下3階中2階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B3M2-4																																																																																																																																																																																															
						分析室前室/分析データ管理第1室	火災区画	PA-B2-1																																																																																																																																																																																															
						試薬準備室/顕微鏡室/制御第2室	火災区画	PA-B2-2																																																																																																																																																																																															
						変更前						変更後																																																																																																																																																																																											
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																												
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																															
-			壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	燃料稼加工室前室/北第4制御室/制御第3室	火災区画	PA-B2-3																																																																																																																																																																																															
						地下2階廊下/地下2階便所	火災区画	PA-B2-4																																																																																																																																																																																															
						地下2階北第1ダクト室	火災区画	PA-B2-5																																																																																																																																																																																															
						クラン粉末準備室前室	火災区画	PA-B2-6																																																																																																																																																																																															
						スクラップ処理室前室	火災区画	PA-B2-7																																																																																																																																																																																															
						燃料集合体洗浄検査室/燃料集合体組立第2室	火災区画	PA-B2-8																																																																																																																																																																																															
						燃料集合体組立第1室/燃料受入室	火災区画	PA-B2-9																																																																																																																																																																																															
						制御第5室	火災区画	PA-B2-10																																																																																																																																																																																															
						燃料集合体部材準備室	火災区画	PA-B2-11																																																																																																																																																																																															
						変更前						変更後																																																																																																																																																																																											
						名称						種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																			
火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																		
-			壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	北第2附室	火災区画	PA-B2-12																																																																																																																																																																																															
						地下2階北第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-13																																																																																																																																																																																															
						地下2階北第1電気配線室	火災区画	PA-B2-14																																																																																																																																																																																															
						北第8制御室	火災区画	PA-B2-15																																																																																																																																																																																															
						北第5制御室	火災区画	PA-B2-16																																																																																																																																																																																															
						常用無停電電源第1室	火災区画	PA-B2-17																																																																																																																																																																																															
						南第1附室	火災区画	PA-B2-18																																																																																																																																																																																															
						地下2階南第1電気配線室	火災区画	PA-B2-19																																																																																																																																																																																															
						地下2階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-20																																																																																																																																																																																															
						南第2附室	火災区画	PA-B2-21																																																																																																																																																																																															

添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第3制御盤室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-22</td> <td rowspan="8">壁</td> <td rowspan="8">150 (300*)</td> <td rowspan="8">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下2階北第1配管室/地下2階北第2電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下2階北第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-24</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B2-25</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サンプリングポンプユニット室/排気シンブルラック室/冷却機械室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NDA測定室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃棄物データ管理室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排気フィルタ第2室/</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排気フィルタ第3室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-5</td> <td rowspan="11">壁</td> <td rowspan="11">150 (300*)</td> <td rowspan="11">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常用無停電電源第2室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料集合体組立クレーン室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃棄用資機材室/選別作業室前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>制御第6室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>梱包準備室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1ダクト室/リフト室/梱包室/燃料集合体貯蔵室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階北第2ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階北第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階北第1備品庫</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-15</td> <td rowspan="11">壁</td> <td rowspan="11">150 (300*)</td> <td rowspan="11">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階南第2ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-16</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃油保管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-17</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-18</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階南第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階南第1備品庫</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地下1階南第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>溶接施行試験室/金相試験室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第6制御盤室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-24</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						南第3制御盤室	火災区画	PA-B2-22	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート						地下2階北第1配管室/地下2階北第2電気配線室	火災区画	PA-B2-23						地下2階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-24						北第1附室	火災区画	PA-B2-25						サンプリングポンプユニット室/排気シンブルラック室/冷却機械室	火災区画	PA-B1-1						NDA測定室	火災区画	PA-B1-2						廃棄物データ管理室	火災区画	PA-B1-3						排気フィルタ第2室/	火災区画	PA-B1-4	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						排気フィルタ第3室	火災区画	PA-B1-5	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート						常用無停電電源第2室	火災区画	PA-B1-6						燃料集合体組立クレーン室	火災区画	PA-B1-7						廃棄用資機材室/選別作業室前室	火災区画	PA-B1-8						制御第6室	火災区画	PA-B1-9						梱包準備室	火災区画	PA-B1-10						南第1ダクト室/リフト室/梱包室/燃料集合体貯蔵室	火災区画	PA-B1-11						北第2附室	火災区画	PA-B1-12						地下1階北第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-13						地下1階北第1電気配線室	火災区画	PA-B1-14	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						地下1階北第1備品庫	火災区画	PA-B1-15	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート						地下1階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-16						廃油保管室	火災区画	PA-B1-17						南第1附室	火災区画	PA-B1-18						地下1階南第1電気配線室	火災区画	PA-B1-19						地下1階南第1備品庫	火災区画	PA-B1-20						地下1階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-21						南第2附室	火災区画	PA-B1-22						溶接施行試験室/金相試験室	火災区画	PA-B1-23						北第6制御盤室	火災区画	PA-B1-24	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						南第3制御盤室	火災区画	PA-B2-22	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						地下2階北第1配管室/地下2階北第2電気配線室	火災区画	PA-B2-23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下2階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第1附室	火災区画	PA-B2-25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						サンプリングポンプユニット室/排気シンブルラック室/冷却機械室	火災区画	PA-B1-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						NDA測定室	火災区画	PA-B1-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						廃棄物データ管理室	火災区画	PA-B1-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						排気フィルタ第2室/	火災区画	PA-B1-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						排気フィルタ第3室	火災区画	PA-B1-5	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						常用無停電電源第2室	火災区画	PA-B1-6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						燃料集合体組立クレーン室	火災区画	PA-B1-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						廃棄用資機材室/選別作業室前室	火災区画	PA-B1-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						制御第6室	火災区画	PA-B1-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						梱包準備室	火災区画	PA-B1-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第1ダクト室/リフト室/梱包室/燃料集合体貯蔵室	火災区画	PA-B1-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第2附室	火災区画	PA-B1-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下1階北第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下1階北第1電気配線室	火災区画	PA-B1-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						地下1階北第1備品庫	火災区画	PA-B1-15	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						地下1階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						廃油保管室	火災区画	PA-B1-17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第1附室	火災区画	PA-B1-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下1階南第1電気配線室	火災区画	PA-B1-19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下1階南第1備品庫	火災区画	PA-B1-20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地下1階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第2附室	火災区画	PA-B1-22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						溶接施行試験室/金相試験室	火災区画	PA-B1-23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第6制御盤室	火災区画	PA-B1-24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												



添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																							
	<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> <td>地下1階北第2電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-25</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>地下1階北第1配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-26</td> </tr> <tr> <td>地下1階北第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-27</td> </tr> <tr> <td>北第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-28</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機燃料ポンプ貯留室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-29</td> </tr> <tr> <td>査察機材保管室/ダンプ/駆動用ポンプ第3室/北第7制御盤室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-30</td> </tr> <tr> <td>地下1階廊下/集合排気ダクト室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-B1-31</td> </tr> <tr> <td>北第1附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-1</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用機材保管室/地上1階北第1備品庫</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> <td>地上1階東西第1廊下/現場放射線管理室/除染室/靴配備室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-3</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>北第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-4</td> </tr> <tr> <td>地上1階北第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-5</td> </tr> <tr> <td>地上1階廊下</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-6</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火設備第1室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-7</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火設備第2室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-8</td> </tr> <tr> <td>地上1階北第2ダクト室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-9</td> </tr> <tr> <td>地上1階北第3ダクト室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-10</td> </tr> <tr> <td>地上1階北第1電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">壁</td> <td rowspan="2">150 (300*)</td> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td>地上1階北第3電気配線室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-12</td> <td rowspan="2">壁</td> <td rowspan="2">150 (300*)</td> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>南第3階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-13</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> <td>地上1階東西第2廊下/汚染検査室/送風室/入城室/放射線管理室/アテンダントポイント/出入管理室/地上1階北第2備品庫/休憩室/男子便所・シャワー室(下部配管ビット)/警備室/暗室/現像室/洗像物保管室/女子便所・シャワー室(下部配管ビット)/立会い更衣室(下部配管ビット)/地上1階東西第3廊下/風除室/玄関</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-14</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地下1階北第2電気配線室	火災区画	PA-B1-25	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地下1階北第1配管室	火災区画	PA-B1-26	地下1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-27	北第1附室	火災区画	PA-B1-28	非常用発電機燃料ポンプ貯留室	火災区画	PA-B1-29	査察機材保管室/ダンプ/駆動用ポンプ第3室/北第7制御盤室	火災区画	PA-B1-30	地下1階廊下/集合排気ダクト室	火災区画	PA-B1-31	北第1附室	火災区画	PA-1-1	放射線管理用機材保管室/地上1階北第1備品庫	火災区画	PA-1-2	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地上1階東西第1廊下/現場放射線管理室/除染室/靴配備室	火災区画	PA-1-3	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	北第2附室	火災区画	PA-1-4	地上1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-1-5	地上1階廊下	火災区画	PA-1-6	二酸化炭素消火設備第1室	火災区画	PA-1-7	二酸化炭素消火設備第2室	火災区画	PA-1-8	地上1階北第2ダクト室	火災区画	PA-1-9	地上1階北第3ダクト室	火災区画	PA-1-10	地上1階北第1電気配線室	火災区画	PA-1-11	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地上1階北第3電気配線室	火災区画	PA-1-12	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	南第3階段室	火災区画	PA-1-13	-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地上1階東西第2廊下/汚染検査室/送風室/入城室/放射線管理室/アテンダントポイント/出入管理室/地上1階北第2備品庫/休憩室/男子便所・シャワー室(下部配管ビット)/警備室/暗室/現像室/洗像物保管室/女子便所・シャワー室(下部配管ビット)/立会い更衣室(下部配管ビット)/地上1階東西第3廊下/風除室/玄関	火災区画	PA-1-14	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	
変更前					変更後																																																																																																																																																																																						
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																			
-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地下1階北第2電気配線室	火災区画	PA-B1-25	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																
						地下1階北第1配管室	火災区画	PA-B1-26																																																																																																																																																																																			
						地下1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B1-27																																																																																																																																																																																			
						北第1附室	火災区画	PA-B1-28																																																																																																																																																																																			
						非常用発電機燃料ポンプ貯留室	火災区画	PA-B1-29																																																																																																																																																																																			
						査察機材保管室/ダンプ/駆動用ポンプ第3室/北第7制御盤室	火災区画	PA-B1-30																																																																																																																																																																																			
						地下1階廊下/集合排気ダクト室	火災区画	PA-B1-31																																																																																																																																																																																			
						北第1附室	火災区画	PA-1-1																																																																																																																																																																																			
						放射線管理用機材保管室/地上1階北第1備品庫	火災区画	PA-1-2																																																																																																																																																																																			
						変更前						変更後																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																			
-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地上1階東西第1廊下/現場放射線管理室/除染室/靴配備室	火災区画	PA-1-3	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																
						北第2附室	火災区画	PA-1-4																																																																																																																																																																																			
						地上1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-1-5																																																																																																																																																																																			
						地上1階廊下	火災区画	PA-1-6																																																																																																																																																																																			
						二酸化炭素消火設備第1室	火災区画	PA-1-7																																																																																																																																																																																			
						二酸化炭素消火設備第2室	火災区画	PA-1-8																																																																																																																																																																																			
						地上1階北第2ダクト室	火災区画	PA-1-9																																																																																																																																																																																			
						地上1階北第3ダクト室	火災区画	PA-1-10																																																																																																																																																																																			
						地上1階北第1電気配線室	火災区画	PA-1-11																																																																																																																																																																																			
						変更前						変更後																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																			
-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地上1階北第3電気配線室	火災区画	PA-1-12	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																
						南第3階段室	火災区画	PA-1-13																																																																																																																																																																																			
-			壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート	地上1階東西第2廊下/汚染検査室/送風室/入城室/放射線管理室/アテンダントポイント/出入管理室/地上1階北第2備品庫/休憩室/男子便所・シャワー室(下部配管ビット)/警備室/暗室/現像室/洗像物保管室/女子便所・シャワー室(下部配管ビット)/立会い更衣室(下部配管ビット)/地上1階東西第3廊下/風除室/玄関	火災区画	PA-1-14	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																

添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-15</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南エレベータホール前室/出入庫前室/地上1階南エレベータホール</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-16</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>出入庫前室/地上1階南第1備品庫/輸送容器検査室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-17</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>輸送容器保管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-18</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ダクト点検室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地上1階南第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地上1階南第3ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貯蔵梱包クレーン室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1附室 上</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-23</td> <td rowspan="10">壁</td> <td rowspan="10">150 (300*1)</td> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第1附室 下</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-24</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第3階段前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-25</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第3階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-26</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計算機室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-27</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第4階段前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第4階段室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-1-29</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地上2階北第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>熱源機械室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>給気機械・フィルタ室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">主要材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域(区画)名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地上2階東西廊下</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-4</td> <td rowspan="13">壁</td> <td rowspan="13">150 (300*1)</td> <td rowspan="13">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>固体廃棄物引出準備室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常用電気第1室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第4制御室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第3階段前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北第4階段前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>荷卸室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>荷卸前室/地上2階南エレベータホール</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地上2階南第1ダクト・配管室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-13</td> </tr> </tbody> </table>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						南第2附室	火災区画	PA-1-15	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						南エレベータホール前室/出入庫前室/地上1階南エレベータホール	火災区画	PA-1-16						出入庫前室/地上1階南第1備品庫/輸送容器検査室	火災区画	PA-1-17						輸送容器保管室	火災区画	PA-1-18						ダクト点検室	火災区画	PA-1-19						地上1階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-1-20						地上1階南第3ダクト・配管室	火災区画	PA-1-21						貯蔵梱包クレーン室	火災区画	PA-1-22	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						南第1附室 上	火災区画	PA-1-23	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						南第1附室 下	火災区画	PA-1-24						北第3階段前室	火災区画	PA-1-25						北第3階段室	火災区画	PA-1-26						計算機室	火災区画	PA-1-27						北第4階段前室	火災区画	PA-1-28						北第4階段室	火災区画	PA-1-29						地上2階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-2-1						熱源機械室	火災区画	PA-2-2						給気機械・フィルタ室	火災区画	PA-2-3	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称	区分	番号	-						地上2階東西廊下	火災区画	PA-2-4	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート						固体廃棄物引出準備室	火災区画	PA-2-5						常用電気第1室	火災区画	PA-2-6						南第4制御室	火災区画	PA-2-7						北第3階段前室	火災区画	PA-2-8						北第4階段前室	火災区画	PA-2-9						南第2附室	火災区画	PA-2-10						荷卸室	火災区画	PA-2-11						荷卸前室/地上2階南エレベータホール	火災区画	PA-2-12						地上2階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-2-13	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p></p>
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						南第2附室	火災区画	PA-1-15	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						南エレベータホール前室/出入庫前室/地上1階南エレベータホール	火災区画	PA-1-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						出入庫前室/地上1階南第1備品庫/輸送容器検査室	火災区画	PA-1-17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						輸送容器保管室	火災区画	PA-1-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						ダクト点検室	火災区画	PA-1-19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地上1階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-1-20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地上1階南第3ダクト・配管室	火災区画	PA-1-21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						貯蔵梱包クレーン室	火災区画	PA-1-22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称					種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
火災区域(区画)名称	区分	番号	火災区域(区画)名称				区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						南第1附室 上	火災区画	PA-1-23	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						南第1附室 下	火災区画	PA-1-24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第3階段前室	火災区画	PA-1-25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第3階段室	火災区画	PA-1-26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						計算機室	火災区画	PA-1-27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第4階段前室	火災区画	PA-1-28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第4階段室	火災区画	PA-1-29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地上2階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-2-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						熱源機械室	火災区画	PA-2-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						給気機械・フィルタ室	火災区画	PA-2-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-						地上2階東西廊下	火災区画	PA-2-4	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						固体廃棄物引出準備室	火災区画	PA-2-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						常用電気第1室	火災区画	PA-2-6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第4制御室	火災区画	PA-2-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第3階段前室	火災区画	PA-2-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						北第4階段前室	火災区画	PA-2-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						南第2附室	火災区画	PA-2-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						荷卸室	火災区画	PA-2-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						荷卸前室/地上2階南エレベータホール	火災区画	PA-2-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						地上2階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-2-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

添付-13 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例（燃料加工建屋）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																															
	<p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="552 310 1341 541"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td>主要寸法(mm)</td> <td>火災区域(区画)名称</td> <td></td> <td></td> <td>主要寸法(mm)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備搬入口前室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-2-14</td> <td rowspan="4">壁</td> <td rowspan="4">150 (300*)</td> <td rowspan="4">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ダクト室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-R-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南第2附室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-R-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南エレベータ機械室</td> <td>火災区画</td> <td>PA-R-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値のうち最小のものを示す。                  *2: 3時間耐火性能を有する防火扉（主要材料：鋼材）を含む。                  *3: 防火扉のうち、粉末調整第5室及び粉末調整室前室境界の防火扉、燃料棒加工第2室及び分析第2室境界の防火扉、スクラップ処理室及び分析第2室境界の防火扉、燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の防火扉、貯蔵容器一時保管室及び貯蔵容器受入第2室境界の防火扉、粉末一時保管室及び粉末調整第3室境界の防火扉、粉末一時保管室及び粉末調整第7室境界の防火扉、ペレット一時保管室及びペレット加工第4室境界の防火扉は成形施設 燃料加工建屋の遮蔽扉と兼用する。</p>	変更前				変更後				名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類	火災区域(区画)名称			主要寸法(mm)	火災区域(区画)名称			主要寸法(mm)				材				主要材料					設備搬入口前室	火災区画	PA-2-14	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート					ダクト室	火災区画	PA-R-1					南第2附室	火災区画	PA-R-2					南エレベータ機械室	火災区画	PA-R-3	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	<p>添付-5 最初の頁に同じ</p>	
変更前				変更後																																																															
名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類																																																												
火災区域(区画)名称			主要寸法(mm)	火災区域(区画)名称			主要寸法(mm)																																																												
			材				主要材料																																																												
				設備搬入口前室	火災区画	PA-2-14	壁	150 (300*)	鉄筋コンクリート																																																										
				ダクト室	火災区画	PA-R-1																																																													
				南第2附室	火災区画	PA-R-2																																																													
				南エレベータ機械室	火災区画	PA-R-3																																																													



添付-14 竜巻防護対策設備の仕様表記載例（飛来物防護設備）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																						
<p>&lt;既認可仕様表なし&gt;</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)</p> <p>種類</p> <p>—</p> <p>金属製ネット</p> <p>主要寸法</p> <table border="1"> <tr><td>防護ネット</td><td>線径</td><td>mm</td><td>4<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td></td><td>網目</td><td>mm</td><td>50<sup>*1</sup>, 40<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>補助防護板<sup>*2</sup></td><td>厚さ</td><td>mm</td><td>8.2以上 (9<sup>*1</sup>, 12<sup>*1</sup>)</td></tr> <tr><td>防護板(鋼材)</td><td>厚さ</td><td>mm</td><td>8.2以上 (9<sup>*1</sup>, 12<sup>*1</sup>)</td></tr> <tr><td rowspan="3">支持架構<sup>*3</sup></td><td>たて</td><td>mm</td><td>47900<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>横</td><td>mm</td><td>36000<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>高さ</td><td>mm</td><td>20300<sup>*1</sup></td></tr> </table> <p>主要材料</p> <table border="1"> <tr><td>防護ネット</td><td>—</td><td>硬鋼線材</td></tr> <tr><td>補助防護板<sup>*2</sup></td><td>—</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>防護板(鋼材)</td><td>—</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>支持架構</td><td>—</td><td>BCP325, G385, SN490B</td></tr> </table> <p>耐火被覆</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>—</td><td>耐火塗料<sup>*3*4</sup></td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>2以上<sup>*5</sup></td></tr> </table> <p>杭基礎</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>—</td><td>杭基礎<sup>*6</sup> (鉄筋コンクリート造)</td></tr> <tr><td rowspan="3">主要寸法</td><td>基礎梁</td><td>たて×横</td><td>mm</td><td>39600<sup>*1</sup>×51500<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td rowspan="2">幅</td><td>高さ</td><td>mm</td><td>2300<sup>*1</sup>, 3600<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>高さ</td><td>mm</td><td>3000<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>杭の径</td><td>mm</td><td>1000<sup>*1</sup>, 1500<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>主要材料</td><td>—</td><td>鉄筋コンクリート</td></tr> <tr><td>基数</td><td>式</td><td>1</td></tr> </table> <p>注記</p> <p>*1: 公称値を示す。</p> <p>*2: 補助防護板は、支持架構に直接設置する防護ネットを構成する部品の一部である。</p> <p>*3: 建築基準法第2条第七号に基づく国土交通大臣の認定番号FP060CN-0788を取得した主材及び下塗り材を使用する。</p> <p>*4: 破損又は落下等の影響により、外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれがある部材については、火災直近の部材は全てを塗装対象とし、それ以外の部材は、別紙「離隔距離表」に基づき塗装範囲を決定する。板厚が表に記載されていない場合は、表に記載されている板厚の内、薄い側の離隔距離を用いる。</p> <p>*5: 主材厚さを示す。</p> <p>*6: 飛来物防護ネットは杭基礎を介して鷹架層に支持する。</p> <p>別紙</p> <table border="1"> <caption>波及的影響を及ぼし得る施設に対する離隔距離表</caption> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>板厚 (mm)</th> <th>必要離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="12">炭素鋼</td><td>19</td><td>1</td></tr> <tr><td>14</td><td>3</td></tr> <tr><td>12</td><td>4</td></tr> <tr><td>11</td><td>5</td></tr> <tr><td>10</td><td>6</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td></tr> <tr><td>6.4</td><td>8</td></tr> <tr><td>6</td><td>10</td></tr> <tr><td>4.5</td><td>12</td></tr> <tr><td>3.9</td><td>13</td></tr> <tr><td>3.2</td><td>15</td></tr> <tr><td>2.11</td><td>17</td></tr> <tr><td rowspan="4">ステンレス鋼</td><td>1.2</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>1</td></tr> <tr><td>16</td><td>2</td></tr> <tr><td>12</td><td>4</td></tr> <tr><td>9</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>機種で統一して記載する仕様項目</p> <p>構造分類に係る仕様項目</p> <p>耐火被覆に係る追加仕様項目</p> <p>地盤・基礎に係る追加仕様項目</p>	防護ネット	線径	mm	4 <sup>*1</sup>		網目	mm	50 <sup>*1</sup> , 40 <sup>*1</sup>	補助防護板 <sup>*2</sup>	厚さ	mm	8.2以上 (9 <sup>*1</sup> , 12 <sup>*1</sup> )	防護板(鋼材)	厚さ	mm	8.2以上 (9 <sup>*1</sup> , 12 <sup>*1</sup> )	支持架構 <sup>*3</sup>	たて	mm	47900 <sup>*1</sup>	横	mm	36000 <sup>*1</sup>	高さ	mm	20300 <sup>*1</sup>	防護ネット	—	硬鋼線材	補助防護板 <sup>*2</sup>	—	SUS304	防護板(鋼材)	—	SUS304	支持架構	—	BCP325, G385, SN490B	種類	—	耐火塗料 <sup>*3*4</sup>	厚さ	mm	2以上 <sup>*5</sup>	種類	—	杭基礎 <sup>*6</sup> (鉄筋コンクリート造)	主要寸法	基礎梁	たて×横	mm	39600 <sup>*1</sup> ×51500 <sup>*1</sup>	幅	高さ	mm	2300 <sup>*1</sup> , 3600 <sup>*1</sup>	高さ	mm	3000 <sup>*1</sup>	杭の径	mm	1000 <sup>*1</sup> , 1500 <sup>*1</sup>	主要材料	—	鉄筋コンクリート	基数	式	1	材料	板厚 (mm)	必要離隔距離 (m)	炭素鋼	19	1	14	3	12	4	11	5	10	6	8	7	6.4	8	6	10	4.5	12	3.9	13	3.2	15	2.11	17	ステンレス鋼	1.2	19	20	1	16	2	12	4	9	6	<p>技術基準</p> <p>要求種別</p> <p>機能要求②</p> <p>主な仕様 (詳細設計)</p> <p>・主要材料 ・主要寸法</p> <p>第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)</p> <p>(2) 飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは、防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。 a. 防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収できる強度を有する設計とする。 b. 防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c. 防護ネットは、設計飛来物の通過を防止できる設計とする。 d. 支持架構に直接設置する防護ネットは、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため、鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e. 防護板(鋼材)は、設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。 f. 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 g. 飛来物防護ネットは、内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h. 飛来物防護ネットは、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 i. 飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。</p> <p>第八条 外部からの衝撃による破損防止(外部火災)</p> <p>航空機墜落火災の熱影響により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆による対策を講じ、耐火被覆を施工できない駆動部等の部材に対しては、遮熱板による対策を講ずることで、安全機能を損なわない設計とする。 耐火被覆(主材)は、1時間耐火の大臣認定を取得した塗料を用い、必要厚さ以上を施工する設計とする。 耐火被覆の施工にあたっては、主材に対し、主材の剥がれを防止するため、上記認定を受けた下塗り材を施工し、劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。 耐火被覆に係る塗装は、全周方向の輻射を遮るよう、施設の火災の直近となる部材は全てを、その他の部材は離隔距離が確保できない部材を対象とし、輻射を遮るよう周方向全体を施工する設計とする。 遮熱板は、鋼板の片面に耐火被覆に係る塗装を施工し、輻射を遮るよう防護する部材を囲むように設置する設計とする。また、点検等の保守性を考慮した設計とする。</p> <p>耐火被覆種類</p> <p>耐火被覆厚さ</p> <p>【補足】</p> <p>●基礎を有する設備の冷却塔の仕様表記載項目の整理結果を踏まえ、杭基礎の構造が分かる情報を記載する。</p> <p>：仕様表記載例に展開している記載項目</p>	<p>&lt;飛来物防護ネットは発電炉要目表なし&gt;</p> <p>以下発電炉の基本設計方針抜粋</p> <p>2.3.3 設計方針</p> <p>(中略)</p> <p>防護措置として設置する防護対策施設としては、防護ネット(硬鋼線材:線径φ4mm,網目寸法40mm)、防護鋼板(炭素鋼:板厚16mm以上)、架構及び扉(炭素鋼:板厚31.2mm以上)を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">種</td> <td>貯水堰</td> <td>—</td> <td>貯水堰 (3・4号機共用)</td> </tr> <tr> <td>貯水堰</td> <td>—</td> <td>貯水堰</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容</td> <td>量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>708以上<sup>(注3)</sup>(1,080<sup>(注4)</sup>)</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>T.P. 〇〇m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>1,000<sup>(注4)</sup></td> </tr> <tr> <td>取付擁壁部</td> <td>mm</td> <td>1,000<sup>(注4)</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>杭基礎</td> <td>—</td> <td>450<sup>(注4)</sup></td> </tr> <tr> <td>上部工</td> <td>—</td> <td>コンクリート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">形式部</td> <td>杭基礎</td> <td>—</td> <td>SKK100</td> </tr> <tr> <td>取付擁壁部</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)と兼用</p> <p>(注2) 杭基礎形式部と取付擁壁部の境界に止水ゴム設置</p> <p>(注3) 引き波時に海水ポンプの連続運転に必要な水量であり、貯水堰及び海水ポンプ室で確保する水量の合計値を示す。</p> <p>(注4) 公称値</p> <p>杭基礎の記載項目は貯水堰を参照する。</p>	名称		変更前	変更後	種	貯水堰	—	貯水堰 (3・4号機共用)	貯水堰	—	貯水堰	容	量	m <sup>3</sup>	708以上 <sup>(注3)</sup> (1,080 <sup>(注4)</sup> )	高さ	m	T.P. 〇〇m以上	主要寸法	幅	mm	1,000 <sup>(注4)</sup>	取付擁壁部	mm	1,000 <sup>(注4)</sup>	材料	杭基礎	—	450 <sup>(注4)</sup>	上部工	—	コンクリート	形式部	杭基礎	—	SKK100	取付擁壁部	—	鉄筋コンクリート	個	数	—	1	<p>杭基礎の記載項目は貯水堰を参照する。</p>
防護ネット	線径	mm	4 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																							
	網目	mm	50 <sup>*1</sup> , 40 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																							
補助防護板 <sup>*2</sup>	厚さ	mm	8.2以上 (9 <sup>*1</sup> , 12 <sup>*1</sup> )																																																																																																																																																							
防護板(鋼材)	厚さ	mm	8.2以上 (9 <sup>*1</sup> , 12 <sup>*1</sup> )																																																																																																																																																							
支持架構 <sup>*3</sup>	たて	mm	47900 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																							
	横	mm	36000 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																							
	高さ	mm	20300 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																							
防護ネット	—	硬鋼線材																																																																																																																																																								
補助防護板 <sup>*2</sup>	—	SUS304																																																																																																																																																								
防護板(鋼材)	—	SUS304																																																																																																																																																								
支持架構	—	BCP325, G385, SN490B																																																																																																																																																								
種類	—	耐火塗料 <sup>*3*4</sup>																																																																																																																																																								
厚さ	mm	2以上 <sup>*5</sup>																																																																																																																																																								
種類	—	杭基礎 <sup>*6</sup> (鉄筋コンクリート造)																																																																																																																																																								
主要寸法	基礎梁	たて×横	mm	39600 <sup>*1</sup> ×51500 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																						
	幅	高さ	mm	2300 <sup>*1</sup> , 3600 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																						
		高さ	mm	3000 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																						
杭の径	mm	1000 <sup>*1</sup> , 1500 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																								
主要材料	—	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																								
基数	式	1																																																																																																																																																								
材料	板厚 (mm)	必要離隔距離 (m)																																																																																																																																																								
炭素鋼	19	1																																																																																																																																																								
	14	3																																																																																																																																																								
	12	4																																																																																																																																																								
	11	5																																																																																																																																																								
	10	6																																																																																																																																																								
	8	7																																																																																																																																																								
	6.4	8																																																																																																																																																								
	6	10																																																																																																																																																								
	4.5	12																																																																																																																																																								
	3.9	13																																																																																																																																																								
	3.2	15																																																																																																																																																								
	2.11	17																																																																																																																																																								
ステンレス鋼	1.2	19																																																																																																																																																								
	20	1																																																																																																																																																								
	16	2																																																																																																																																																								
	12	4																																																																																																																																																								
9	6																																																																																																																																																									
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																							
種	貯水堰	—	貯水堰 (3・4号機共用)																																																																																																																																																							
	貯水堰	—	貯水堰																																																																																																																																																							
容	量	m <sup>3</sup>	708以上 <sup>(注3)</sup> (1,080 <sup>(注4)</sup> )																																																																																																																																																							
	高さ	m	T.P. 〇〇m以上																																																																																																																																																							
主要寸法	幅	mm	1,000 <sup>(注4)</sup>																																																																																																																																																							
	取付擁壁部	mm	1,000 <sup>(注4)</sup>																																																																																																																																																							
材料	杭基礎	—	450 <sup>(注4)</sup>																																																																																																																																																							
	上部工	—	コンクリート																																																																																																																																																							
形式部	杭基礎	—	SKK100																																																																																																																																																							
	取付擁壁部	—	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																							
個	数	—	1																																																																																																																																																							

添付-15 冷却水設備の仕様表記載例 (安全冷却水冷却塔)

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																																																																																																																																																
<p>②基本設計方針,添付書類で展開。</p> <p>①基本設計方針で展開。</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td>安全冷却水 A, B 冷却塔</td></tr> <tr><td>種類</td><td>空冷式熱交換器</td></tr> <tr><td>機器の種類</td><td>-</td></tr> <tr><td>耐震クラス</td><td>As</td></tr> <tr><td>設計条件</td><td>航空機に対する防護</td></tr> <tr><td>流体の種類</td><td>冷却水</td></tr> <tr><td>仕様</td><td>容量(設計熱交換量) MW/個 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 °C 伝熱面積(フィン外表面) m<sup>2</sup>/個 主要寸法 全長 mm, 全幅 mm, 全高 mm 主要材料 伝熱管(内管) -, ヘッダー - 個数 -</td></tr> <tr><td>特記事項</td><td>本設備は,非常用所内電源系統に接続する。</td></tr> </table> <p>注記 1) : 単位は(kcal/h/個) 2) : 単位は(kg/s/個)</p> <p>3) : 安全冷却水 A 冷却塔は, 前処理建屋の屋上に据付け。安全冷却水 B 冷却塔は, 鉄筋コンクリート造りの基礎上に据付け。</p> <p>4) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要寸法は, 以下とする 南北方向 (外壁外面寸法) (外壁外面寸法) 東西方向 (外壁外面寸法) 厚さ</p> <p>5) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要材料は, 以下とする。 鉄筋: JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める SD345 コンクリート: JASS5の規定による普通コンクリート 設計基準強度 23.6N/mm<sup>2</sup>(240kgf/cm<sup>2</sup>) マンメイドロック(コンクリート):設計基準強度 14.8N/mm<sup>2</sup>(150kgf/cm<sup>2</sup>)</p> <p>6) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎の支持地盤の許容支持力度は, 鷹架層の許容支持力度として, 重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とし, 長期: 2.0MPa(20kgf/cm<sup>2</sup>), 短期: 3.8MPa(39kgf/cm<sup>2</sup>)とする。</p> <p>7) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎は, As クラスの設備を設置しているため, 基準地震動 S1 及び S2 で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。</p> <p>旧単位系記載のため, SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。</p> <p>④基本設計方針, 添付書類で展開</p> <p>⑤基本方針, 添付書類で展開</p>		名称	安全冷却水 A, B 冷却塔	種類	空冷式熱交換器	機器の種類	-	耐震クラス	As	設計条件	航空機に対する防護	流体の種類	冷却水	仕様	容量(設計熱交換量) MW/個 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 °C 伝熱面積(フィン外表面) m <sup>2</sup> /個 主要寸法 全長 mm, 全幅 mm, 全高 mm 主要材料 伝熱管(内管) -, ヘッダー - 個数 -	特記事項	本設備は,非常用所内電源系統に接続する。	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>安全冷却水 B 冷却塔</td></tr> <tr><td>種類</td><td>空冷式熱交換器</td></tr> <tr><td>容量</td><td>設計熱交換量 MW/個 設計冷却空気流量 kg/s 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 °C</td></tr> <tr><td>伝熱面積(伝熱管及びフィン外表面)*2</td><td>m<sup>2</sup>/個</td></tr> <tr><td>主要寸法</td><td>全長 mm 全幅 mm 全高 mm 伝熱管(内管) 外径 mm, 厚さ mm</td></tr> <tr><td>主要材料</td><td>伝熱管(内管) -, フィン -, ヘッダー -</td></tr> <tr><td>耐火被覆</td><td>種類 -, 厚さ mm, 高さ(原動機側) mm, 高さ(減速機側) mm, 厚さ mm, 主要材料 -</td></tr> <tr><td>遮熱板*8, *9</td><td>種類 -, 厚さ mm, 高さ(原動機側) mm, 高さ(減速機側) mm, 厚さ mm, 主要材料 -</td></tr> <tr><td>原動機</td><td>種類 -, 出力 kW/個, マン台数 -, 個数 -</td></tr> <tr><td>基礎</td><td>種類 -, 主要寸法 たて×横 m, 高さ m, 主要材料 鉄筋コンクリート, 底面の標高 T.M.S.L</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>系統名(ライン名) 安全冷却水系*1, 設置床 屋外分析建屋付近 T.M.S.L 55.00m*4</td></tr> <tr><td>溢水防護上の区画番号</td><td>-</td></tr> <tr><td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td><td>-</td></tr> <tr><td>化学薬品防護上の区画番号</td><td>-</td></tr> <tr><td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td><td>-</td></tr> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化を行う。既設工認には「伝熱面積(フィン外表面)」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認には「安全冷却水 A, B 冷却塔」と記載。 *4: 既設工認の仕様表に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *5: 建築基準法第2条第七号に基づく国土交通大臣の認定番号 FP060CN-0788 を取得した主材および下塗り材を使用する。 *6: 支持架構等の構造を維持する必要がある部位については, 火災直近の部材は塗装対象とし, 別紙「隔離距離表」に基づき塗装範囲を決定する。板厚が表に記載されていない場合は, 表に記載されている板厚の内, 薄い側の隔離距離を用いる。 *7: 主材厚さを示す。 *8: 原動機及び減速機を対象とする。 *9: 遮熱板の片面(外側)には支持架構と同じ仕様の耐火被覆を施工する。</p>		名称	安全冷却水 B 冷却塔	種類	空冷式熱交換器	容量	設計熱交換量 MW/個 設計冷却空気流量 kg/s 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 °C	伝熱面積(伝熱管及びフィン外表面)*2	m <sup>2</sup> /個	主要寸法	全長 mm 全幅 mm 全高 mm 伝熱管(内管) 外径 mm, 厚さ mm	主要材料	伝熱管(内管) -, フィン -, ヘッダー -	耐火被覆	種類 -, 厚さ mm, 高さ(原動機側) mm, 高さ(減速機側) mm, 厚さ mm, 主要材料 -	遮熱板*8, *9	種類 -, 厚さ mm, 高さ(原動機側) mm, 高さ(減速機側) mm, 厚さ mm, 主要材料 -	原動機	種類 -, 出力 kW/個, マン台数 -, 個数 -	基礎	種類 -, 主要寸法 たて×横 m, 高さ m, 主要材料 鉄筋コンクリート, 底面の標高 T.M.S.L	取付箇所	系統名(ライン名) 安全冷却水系*1, 設置床 屋外分析建屋付近 T.M.S.L 55.00m*4	溢水防護上の区画番号	-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	化学薬品防護上の区画番号	-	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	<table border="1"> <tr><td>技術基準</td><td>要求種別</td><td>主な仕様(詳細設計)</td></tr> <tr><td>第八条 外部からの衝撃による破損防止(外部火災)</td><td>機能要求②</td><td>・耐火被覆種類 ・耐火被覆厚さ ・遮熱板高さ(原動機側) ・遮熱板高さ(減速機側) ・遮熱板材料</td></tr> <tr><td>第十条 閉じ込めの機能</td><td></td><td>・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 ・原動機</td></tr> <tr><td>第十二条 溢水防護</td><td></td><td>・取付箇所 ・防護上の配慮が必要な高さ(機能喪失高さ) ・防護上の区画番号</td></tr> <tr><td>第十三条 化学薬品防護</td><td></td><td>・取付箇所 ・防護上の配慮が必要な高さ(機能喪失高さ) ・防護上の区画番号</td></tr> <tr><td>第十七条 材料及び構造</td><td></td><td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td></tr> </table>		技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)	第八条 外部からの衝撃による破損防止(外部火災)	機能要求②	・耐火被覆種類 ・耐火被覆厚さ ・遮熱板高さ(原動機側) ・遮熱板高さ(減速機側) ・遮熱板材料	第十条 閉じ込めの機能		・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 ・原動機	第十二条 溢水防護		・取付箇所 ・防護上の配慮が必要な高さ(機能喪失高さ) ・防護上の区画番号	第十三条 化学薬品防護		・取付箇所 ・防護上の配慮が必要な高さ(機能喪失高さ) ・防護上の区画番号	第十七条 材料及び構造		・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	<table border="1"> <tr><td>名</td><td>称</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr> <tr><td>種</td><td>類</td><td>タンクベント冷却器</td><td>たて置直管式*1</td></tr> <tr><td>容量(設計熱交換量)*2</td><td>kW/個</td><td>(69.3*3, *4)</td><td></td></tr> <tr><td>管側最高使用圧力</td><td>kPa</td><td>(負圧) 5</td><td></td></tr> <tr><td>側最高使用温度</td><td>°C</td><td>65</td><td></td></tr> <tr><td>側最高使用圧力</td><td>MPa</td><td>0.86</td><td></td></tr> <tr><td>側最高使用温度</td><td>°C</td><td>65</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱面積</td><td>m<sup>2</sup>/個</td><td>(16.57*3)</td><td></td></tr> <tr><td>鋼内径*5</td><td>mm</td><td>350*3</td><td></td></tr> <tr><td>鋼板厚さ*6</td><td>mm</td><td>(10*3)</td><td></td></tr> <tr><td>鏡板厚さ*6</td><td>mm</td><td>(10*3)</td><td></td></tr> <tr><td>鏡板の形状に係る寸法</td><td>mm</td><td>350.0*3, *7 (鏡板長径) 87.5*3, *7 (鏡板短径の2分の1)</td><td></td></tr> <tr><td>ガス入口管台外径</td><td>mm</td><td>216.3*3, *9</td><td></td></tr> <tr><td>ガス入口管台厚さ</td><td>mm</td><td>(8.2*3, *9)</td><td></td></tr> <tr><td>ガス出口管台外径</td><td>mm</td><td>267.4*3, *9</td><td></td></tr> <tr><td>ガス出口管台厚さ</td><td>mm</td><td>(15.1*3, *9)</td><td></td></tr> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <tr><td>鋼内径*10</td><td>mm</td><td>350*3</td><td></td></tr> <tr><td>鋼板厚さ*11</td><td>mm</td><td>(10*3)</td><td></td></tr> <tr><td>水入口管台外径</td><td>mm</td><td>60.5*3, *2</td><td></td></tr> <tr><td>水入口管台厚さ</td><td>mm</td><td>(8.7*3, *2)</td><td></td></tr> <tr><td>管板厚さ</td><td>mm</td><td>(25*3)</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管外径</td><td>mm</td><td>25.4*3</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管厚さ</td><td>mm</td><td>(2.6*3)</td><td></td></tr> <tr><td>フランジ厚さ</td><td>mm</td><td>(36.0*3, *7)</td><td></td></tr> <tr><td>高さ*12</td><td>mm</td><td>3568*3</td><td></td></tr> <tr><td>鋼板</td><td>-</td><td>SM400A</td><td></td></tr> <tr><td>鋼鏡板</td><td>-</td><td>SM400A</td><td></td></tr> <tr><td>鋼板</td><td>-</td><td>SM400A</td><td></td></tr> <tr><td>鋼管</td><td>-</td><td>S25C</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管</td><td>-</td><td>SUS304TB</td><td></td></tr> <tr><td>フランジ</td><td>-</td><td>S25C*7</td><td></td></tr> <tr><td>個数</td><td>-</td><td>1</td><td></td></tr> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「円筒形固定管板式」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「容量」と記載。 *3: 公称値を示す。 *4: SI 単位に換算したもの。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水室径」と記載。 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水室鋼板厚さ」と記載。 *7: 既工事計画書に記載がないため, 記載の適正化を行う。記載内容は, 平成8年9月17日付け発着業第118号にて届け出した工事計画の添付書類「2 強度計算書」のうち, 「2-1 タンクベント冷却器強度計算書」による。 *8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水室鏡板厚さ」と記載。 *9: 既工事計画書に記載がないため, 記載の適正化を行う。記載内容は, 設計図書による。 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼体内径」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼体厚さ」と記載。 *12: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載。</p>		名	称	変更前	変更後	種	類	タンクベント冷却器	たて置直管式*1	容量(設計熱交換量)*2	kW/個	(69.3*3, *4)		管側最高使用圧力	kPa	(負圧) 5		側最高使用温度	°C	65		側最高使用圧力	MPa	0.86		側最高使用温度	°C	65		伝熱面積	m <sup>2</sup> /個	(16.57*3)		鋼内径*5	mm	350*3		鋼板厚さ*6	mm	(10*3)		鏡板厚さ*6	mm	(10*3)		鏡板の形状に係る寸法	mm	350.0*3, *7 (鏡板長径) 87.5*3, *7 (鏡板短径の2分の1)		ガス入口管台外径	mm	216.3*3, *9		ガス入口管台厚さ	mm	(8.2*3, *9)		ガス出口管台外径	mm	267.4*3, *9		ガス出口管台厚さ	mm	(15.1*3, *9)		鋼内径*10	mm	350*3		鋼板厚さ*11	mm	(10*3)		水入口管台外径	mm	60.5*3, *2		水入口管台厚さ	mm	(8.7*3, *2)		管板厚さ	mm	(25*3)		伝熱管外径	mm	25.4*3		伝熱管厚さ	mm	(2.6*3)		フランジ厚さ	mm	(36.0*3, *7)		高さ*12	mm	3568*3		鋼板	-	SM400A		鋼鏡板	-	SM400A		鋼板	-	SM400A		鋼管	-	S25C		伝熱管	-	SUS304TB		フランジ	-	S25C*7		個数	-	1		<p>空冷式の熱交換器が発電炉に無い場合、別の型式の熱交換器より冷却機能に係る項目を参照する</p>
名称	安全冷却水 A, B 冷却塔																																																																																																																																																																																																							
種類	空冷式熱交換器																																																																																																																																																																																																							
機器の種類	-																																																																																																																																																																																																							
耐震クラス	As																																																																																																																																																																																																							
設計条件	航空機に対する防護																																																																																																																																																																																																							
流体の種類	冷却水																																																																																																																																																																																																							
仕様	容量(設計熱交換量) MW/個 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 °C 伝熱面積(フィン外表面) m <sup>2</sup> /個 主要寸法 全長 mm, 全幅 mm, 全高 mm 主要材料 伝熱管(内管) -, ヘッダー - 個数 -																																																																																																																																																																																																							
特記事項	本設備は,非常用所内電源系統に接続する。																																																																																																																																																																																																							
名称	安全冷却水 B 冷却塔																																																																																																																																																																																																							
種類	空冷式熱交換器																																																																																																																																																																																																							
容量	設計熱交換量 MW/個 設計冷却空気流量 kg/s 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 °C																																																																																																																																																																																																							
伝熱面積(伝熱管及びフィン外表面)*2	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																																																																																							
主要寸法	全長 mm 全幅 mm 全高 mm 伝熱管(内管) 外径 mm, 厚さ mm																																																																																																																																																																																																							
主要材料	伝熱管(内管) -, フィン -, ヘッダー -																																																																																																																																																																																																							
耐火被覆	種類 -, 厚さ mm, 高さ(原動機側) mm, 高さ(減速機側) mm, 厚さ mm, 主要材料 -																																																																																																																																																																																																							
遮熱板*8, *9	種類 -, 厚さ mm, 高さ(原動機側) mm, 高さ(減速機側) mm, 厚さ mm, 主要材料 -																																																																																																																																																																																																							
原動機	種類 -, 出力 kW/個, マン台数 -, 個数 -																																																																																																																																																																																																							
基礎	種類 -, 主要寸法 たて×横 m, 高さ m, 主要材料 鉄筋コンクリート, 底面の標高 T.M.S.L																																																																																																																																																																																																							
取付箇所	系統名(ライン名) 安全冷却水系*1, 設置床 屋外分析建屋付近 T.M.S.L 55.00m*4																																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の区画番号	-																																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の区画番号	-																																																																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																																																																																																							
技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)																																																																																																																																																																																																						
第八条 外部からの衝撃による破損防止(外部火災)	機能要求②	・耐火被覆種類 ・耐火被覆厚さ ・遮熱板高さ(原動機側) ・遮熱板高さ(減速機側) ・遮熱板材料																																																																																																																																																																																																						
第十条 閉じ込めの機能		・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 ・原動機																																																																																																																																																																																																						
第十二条 溢水防護		・取付箇所 ・防護上の配慮が必要な高さ(機能喪失高さ) ・防護上の区画番号																																																																																																																																																																																																						
第十三条 化学薬品防護		・取付箇所 ・防護上の配慮が必要な高さ(機能喪失高さ) ・防護上の区画番号																																																																																																																																																																																																						
第十七条 材料及び構造		・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																																																																						
名	称	変更前	変更後																																																																																																																																																																																																					
種	類	タンクベント冷却器	たて置直管式*1																																																																																																																																																																																																					
容量(設計熱交換量)*2	kW/個	(69.3*3, *4)																																																																																																																																																																																																						
管側最高使用圧力	kPa	(負圧) 5																																																																																																																																																																																																						
側最高使用温度	°C	65																																																																																																																																																																																																						
側最高使用圧力	MPa	0.86																																																																																																																																																																																																						
側最高使用温度	°C	65																																																																																																																																																																																																						
伝熱面積	m <sup>2</sup> /個	(16.57*3)																																																																																																																																																																																																						
鋼内径*5	mm	350*3																																																																																																																																																																																																						
鋼板厚さ*6	mm	(10*3)																																																																																																																																																																																																						
鏡板厚さ*6	mm	(10*3)																																																																																																																																																																																																						
鏡板の形状に係る寸法	mm	350.0*3, *7 (鏡板長径) 87.5*3, *7 (鏡板短径の2分の1)																																																																																																																																																																																																						
ガス入口管台外径	mm	216.3*3, *9																																																																																																																																																																																																						
ガス入口管台厚さ	mm	(8.2*3, *9)																																																																																																																																																																																																						
ガス出口管台外径	mm	267.4*3, *9																																																																																																																																																																																																						
ガス出口管台厚さ	mm	(15.1*3, *9)																																																																																																																																																																																																						
鋼内径*10	mm	350*3																																																																																																																																																																																																						
鋼板厚さ*11	mm	(10*3)																																																																																																																																																																																																						
水入口管台外径	mm	60.5*3, *2																																																																																																																																																																																																						
水入口管台厚さ	mm	(8.7*3, *2)																																																																																																																																																																																																						
管板厚さ	mm	(25*3)																																																																																																																																																																																																						
伝熱管外径	mm	25.4*3																																																																																																																																																																																																						
伝熱管厚さ	mm	(2.6*3)																																																																																																																																																																																																						
フランジ厚さ	mm	(36.0*3, *7)																																																																																																																																																																																																						
高さ*12	mm	3568*3																																																																																																																																																																																																						
鋼板	-	SM400A																																																																																																																																																																																																						
鋼鏡板	-	SM400A																																																																																																																																																																																																						
鋼板	-	SM400A																																																																																																																																																																																																						
鋼管	-	S25C																																																																																																																																																																																																						
伝熱管	-	SUS304TB																																																																																																																																																																																																						
フランジ	-	S25C*7																																																																																																																																																																																																						
個数	-	1																																																																																																																																																																																																						

  : 仕様表記載例に展開している記載項目  
  : 既認可仕様表のうち仕様表記載例に展開していない項目

添付-15 冷却水設備の仕様表記載例 (安全冷却水冷却塔)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																
	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">安全上重要な施設に対する離隔距離表<sup>①</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>材料<sup>②</sup></th> <th>板厚<sup>③</sup> (mm)</th> <th>必要離隔距離(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">炭素鋼<sup>④</sup></td><td>26<sup>⑤</sup></td><td>1<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>28<sup>⑤</sup></td><td>2<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>22<sup>⑤</sup></td><td>3<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>19<sup>⑤</sup></td><td>5<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>14<sup>⑤</sup></td><td>7<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>13<sup>⑤</sup></td><td>8<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>11<sup>⑤</sup></td><td>9<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>9<sup>⑤</sup></td><td>11<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>8<sup>⑤</sup></td><td>12<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>6.4<sup>⑤</sup></td><td>14<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>6<sup>⑤</sup></td><td>15<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>4.5<sup>⑤</sup></td><td>18<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>3.9<sup>⑤</sup></td><td>19<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>3.2<sup>⑤</sup></td><td>20<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>2.11<sup>⑤</sup></td><td>23<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>1.2<sup>⑤</sup></td><td>25<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td rowspan="4">ステンレス鋼<sup>④</sup></td><td>20<sup>⑤</sup></td><td>4<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>16<sup>⑤</sup></td><td>6<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>12<sup>⑤</sup></td><td>8<sup>⑥</sup></td></tr> <tr><td>9<sup>⑤</sup></td><td>11<sup>⑥</sup></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #cccccc;"></td><td>機種で統一して記載する仕様項目</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #99cc99;"></td><td>構造分類に係る仕様項目</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #ff99cc;"></td><td>耐火被覆に係る追加仕様項目</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #cccccc;"></td><td>地盤・基礎に係る追加仕様項目</td></tr> </table>	材料 <sup>②</sup>	板厚 <sup>③</sup> (mm)	必要離隔距離(m)	炭素鋼 <sup>④</sup>	26 <sup>⑤</sup>	1 <sup>⑥</sup>	28 <sup>⑤</sup>	2 <sup>⑥</sup>	22 <sup>⑤</sup>	3 <sup>⑥</sup>	19 <sup>⑤</sup>	5 <sup>⑥</sup>	14 <sup>⑤</sup>	7 <sup>⑥</sup>	13 <sup>⑤</sup>	8 <sup>⑥</sup>	11 <sup>⑤</sup>	9 <sup>⑥</sup>	9 <sup>⑤</sup>	11 <sup>⑥</sup>	8 <sup>⑤</sup>	12 <sup>⑥</sup>	6.4 <sup>⑤</sup>	14 <sup>⑥</sup>	6 <sup>⑤</sup>	15 <sup>⑥</sup>	4.5 <sup>⑤</sup>	18 <sup>⑥</sup>	3.9 <sup>⑤</sup>	19 <sup>⑥</sup>	3.2 <sup>⑤</sup>	20 <sup>⑥</sup>	2.11 <sup>⑤</sup>	23 <sup>⑥</sup>	1.2 <sup>⑤</sup>	25 <sup>⑥</sup>	ステンレス鋼 <sup>④</sup>	20 <sup>⑤</sup>	4 <sup>⑥</sup>	16 <sup>⑤</sup>	6 <sup>⑥</sup>	12 <sup>⑤</sup>	8 <sup>⑥</sup>	9 <sup>⑤</sup>	11 <sup>⑥</sup>		機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目		耐火被覆に係る追加仕様項目		地盤・基礎に係る追加仕様項目		<p>(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート基礎盤</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>た て × 横</td> <td>mm</td> <td>○○○×○○○</td> </tr> <tr> <td>高 さ<sup>*2</sup></td> <td>mm</td> <td>○○○</td> </tr> <tr> <td>底 面 の 標 高<sup>*3</sup></td> <td>m</td> <td>EL. -9.00</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「厚さ」と記載。  *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「基礎盤底面の高さ」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鉄筋: J I S G 3 1 1 2 鉄骨コンクリート用棒鋼, セメント: J I S R 5 2 1 3 フライアッシュセメント, 骨材: 天然砂および川砂利」と記載。</p> <p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。), 最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。), 伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td></td> <td>代替燃料プール冷却系熱交換器</td> </tr> <tr> <td>容量 (設計熱交換量)</td> <td>MW/個</td> <td></td> <td>プレート式 2.31以上 (2.31<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一 次 側</td> <td>最 高 使 用 圧 力<sup>*2</sup></td> <td>MPa</td> <td>0.98</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度<sup>*2</sup></td> <td>℃</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二 次 側</td> <td>最 高 使 用 圧 力<sup>*2</sup></td> <td>MPa</td> <td>0.98</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度<sup>*2</sup></td> <td>℃</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>伝 熱 面 積</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主 要 寸 法</td> <td>伝 熱 板 幅</td> <td>mm</td> <td>358<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>伝 熱 板 高 さ</td> <td>mm</td> <td>932<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>伝 熱 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>0.7<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>側 板 間 長 さ</td> <td>mm</td> <td>778<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>側 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>(70.0<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td>mm</td> <td>1671<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td></td> <td>SGV410</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>SUS36L 相当 ( ) 1</td> </tr> <tr> <td>取 付 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>代替燃料プール冷却系熱交換器 代替燃料プール冷却系</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td></td> <td>( ) EL. 29.00 m</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種 類	—	鉄筋コンクリート基礎盤	変更なし	主 要 寸 法	た て × 横	mm	○○○×○○○	高 さ <sup>*2</sup>	mm	○○○	底 面 の 標 高 <sup>*3</sup>	m	EL. -9.00	材 料	—	鉄筋コンクリート <sup>*4</sup>		名 称		変 更 前	変 更 後	種 類	—		代替燃料プール冷却系熱交換器	容量 (設計熱交換量)	MW/個		プレート式 2.31以上 (2.31 <sup>*1</sup> )	一 次 側	最 高 使 用 圧 力 <sup>*2</sup>	MPa	0.98	最 高 使 用 温 度 <sup>*2</sup>	℃	80	二 次 側	最 高 使 用 圧 力 <sup>*2</sup>	MPa	0.98	最 高 使 用 温 度 <sup>*2</sup>	℃	66	伝 熱 面 積	m <sup>2</sup> /個			主 要 寸 法	伝 熱 板 幅	mm	358 <sup>*1</sup>	伝 熱 板 高 さ	mm	932 <sup>*1</sup>	伝 熱 板 厚 さ	mm	0.7 <sup>*1</sup>	側 板 間 長 さ	mm	778 <sup>*1</sup>	側 板 厚 さ	mm	(70.0 <sup>*1</sup> )	全 長	mm	1671 <sup>*1</sup>	材 料	—		SGV410	個	数	—	SUS36L 相当 ( ) 1	取 付 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	代替燃料プール冷却系熱交換器 代替燃料プール冷却系	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		( ) EL. 29.00 m	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—	<p>基礎に係る項目を参照する。</p> <p>取付箇所に係る項目を参照する。</p>
材料 <sup>②</sup>	板厚 <sup>③</sup> (mm)	必要離隔距離(m)																																																																																																																																																		
炭素鋼 <sup>④</sup>	26 <sup>⑤</sup>	1 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	28 <sup>⑤</sup>	2 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	22 <sup>⑤</sup>	3 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	19 <sup>⑤</sup>	5 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	14 <sup>⑤</sup>	7 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	13 <sup>⑤</sup>	8 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	11 <sup>⑤</sup>	9 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	9 <sup>⑤</sup>	11 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	8 <sup>⑤</sup>	12 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	6.4 <sup>⑤</sup>	14 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	6 <sup>⑤</sup>	15 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	4.5 <sup>⑤</sup>	18 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	3.9 <sup>⑤</sup>	19 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	3.2 <sup>⑤</sup>	20 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
2.11 <sup>⑤</sup>	23 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																			
1.2 <sup>⑤</sup>	25 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																			
ステンレス鋼 <sup>④</sup>	20 <sup>⑤</sup>	4 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	16 <sup>⑤</sup>	6 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	12 <sup>⑤</sup>	8 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	9 <sup>⑤</sup>	11 <sup>⑥</sup>																																																																																																																																																		
	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																																			
	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																																			
	耐火被覆に係る追加仕様項目																																																																																																																																																			
	地盤・基礎に係る追加仕様項目																																																																																																																																																			
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																																																																																	
種 類	—	鉄筋コンクリート基礎盤	変更なし																																																																																																																																																	
主 要 寸 法	た て × 横	mm	○○○×○○○																																																																																																																																																	
	高 さ <sup>*2</sup>	mm	○○○																																																																																																																																																	
	底 面 の 標 高 <sup>*3</sup>	m	EL. -9.00																																																																																																																																																	
材 料	—	鉄筋コンクリート <sup>*4</sup>																																																																																																																																																		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																																																																																	
種 類	—		代替燃料プール冷却系熱交換器																																																																																																																																																	
容量 (設計熱交換量)	MW/個		プレート式 2.31以上 (2.31 <sup>*1</sup> )																																																																																																																																																	
一 次 側	最 高 使 用 圧 力 <sup>*2</sup>	MPa	0.98																																																																																																																																																	
	最 高 使 用 温 度 <sup>*2</sup>	℃	80																																																																																																																																																	
二 次 側	最 高 使 用 圧 力 <sup>*2</sup>	MPa	0.98																																																																																																																																																	
	最 高 使 用 温 度 <sup>*2</sup>	℃	66																																																																																																																																																	
伝 熱 面 積	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																																			
主 要 寸 法	伝 熱 板 幅	mm	358 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																	
	伝 熱 板 高 さ	mm	932 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																	
	伝 熱 板 厚 さ	mm	0.7 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																	
	側 板 間 長 さ	mm	778 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																	
	側 板 厚 さ	mm	(70.0 <sup>*1</sup> )																																																																																																																																																	
全 長	mm	1671 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																		
材 料	—		SGV410																																																																																																																																																	
個	数	—	SUS36L 相当 ( ) 1																																																																																																																																																	
取 付 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	代替燃料プール冷却系熱交換器 代替燃料プール冷却系																																																																																																																																																	
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		( ) EL. 29.00 m																																																																																																																																																	
溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—																																																																																																																																																	



既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
					展開先書類	展開先の内容（添付書類の図表への展開は方針を記載）
①	耐震クラス	As	第六条 耐震	耐震設計の前提条件となる情報であるため、基本設計方針において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1地震による損傷の防止）	第3.1.1-1表 クラス別施設 ・表中において、安全冷却水系の冷却塔はSクラスと展開。
②	機器の種類	—	第十七条 材料及び構造	材料及び構造設計の前提条件となる情報であるため、基本設計方針に設計方針を示し、具体的評価結果を添付書類において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.3材料及び構造）	安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物（以下「支持構造物」という。）のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下「安全機能を有する施設の容器等」という。）の材料及び構造（主要な溶接部を含む。）は、施設時において、以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、圧力容器構造規格、再処理施設用ステンレス鋼規格等に準拠し設計する。
②	流体の種類	冷却水			V-2-2-3-2-1 安全冷却水系の耐圧強度に関する計算書	「3.1 圧力容器の耐圧強度計算書」において、評価条件及び評価結果を展開する。
②	航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全冷却水A冷却塔と安全冷却水B冷却塔とを安全確保上支障がないように分離配置する。	第八条 外部衝撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機落下の基本的な設計方針であるため、基本設計方針に展開する。</li> <li>・基本設計方針に基づいた具体的な分散配置の内容を添付書類で展開する。</li> </ul>	基本設計方針 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷防止 3.3.5 航空機落下	また、放射性物質を内蔵しておらず、かつ、多重化が要求される場合は、同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより、施設の安全性を確保する設計とする。
					VII-2-3-1-1 冷却水設備の安全冷却水系の航空機に対する防護設計における分離配置（既認可から変更なし）	「2. 航空機に対する防護設計における分散配置」にて展開。
③	特記事項	本設備は、非常用所内電源系統に接続する。	個別項目	非常用所内電源系統に接続することは、冷却塔の性能に係る仕様ではないため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.4 冷却水設備 7.4.1 給水施設 7.4.1.2 安全冷却水	安全冷却水系のうち再処理設備本体用の安全冷却水系は、それらを構成する冷却水循環ポンプ等の動的機器の単一故障を仮定しても、崩壊熱除去等の安全機能が確保できるよう多重化又は系統全体を2系列とするとともに、非常用所内電源系統に接続し、外部電源が喪失した場合でも、崩壊熱除去等の安全機能を確保する。
④	注記	5)：安全冷却水B冷却塔基礎の主要材料は、以下とする。 鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒網）に定めるSD345 コンクリート：JASS5の規定による普通コンクリート設計基準強度23.6N/mm <sup>2</sup> （240kgf/cm <sup>2</sup> ）	第六条 耐震	仕様表は構造情報（主要材料）を記載し、個別の部材の材料及び強度については、耐震の強度評価を行うにあたっての評価条件であるため、基本設計方針で設計方針を示し、具体的評価条件として添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1地震による損傷の防止）	主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。
					IV-2-1-1-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の地震応答計算書	「3.2 地震応答解析モデル 第3.2-1 使用材料の物性値」にて展開。
					IV-2-1-1-1-1-2 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書	「4.3 許容限界 第4.3-2表 コンクリートの圧縮強度、第4.3-3表 鉄筋（主筋）の降伏強度」にて展開。

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
					展開先書類	展開先の内容（添付書類の図表への展開は方針を記載）
④	注記	3) : 安全冷却水A冷却塔は、前処理建屋の屋上に据え付ける。安全冷却水B冷却塔は、鉄筋コンクリート造りの基礎上に据え付ける。	第六条 耐震	耐震設計の前提条件となる情報であるため、基本設計方針に設計方針を示し、具体の機器の構造、評価条件及び評価結果を添付書類において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3.自然現象等 3.1地震による損傷の防止）	主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。
		7) : 安全冷却水B冷却塔基礎は、Asクラスの設備を設置しているため、基準地震動S1及びS2で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。			IV-2-1-1-1-2 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2.2 構造概要」において、主体構造は鉄筋コンクリート造であることを展開する。</li> <li>「2.3 評価方針」において、安全冷却水系B冷却塔基礎の評価は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対する評価を行うことを展開する。</li> <li>「5. 評価結果 5.2.1 評価結果」において評価結果を展開する。</li> </ul>
⑤	注記	5) : 安全冷却水B冷却塔基礎の主要材料は、以下とする。 マンメイドロック（コンクリート）：設計基準強度 14.8N/mm <sup>2</sup> (150kgf/cm <sup>2</sup> )	第五条 地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎のマンメイドロックの強度は、仕様として構造がわかる主要材料を記載し、個別の部材の強度については、耐震の強度評価を行うにあたっての評価条件であるため、基本設計方針で設計方針を示し、具体的評価条件としては添付書類で展開する。</li> <li>支持地盤の許容支持力度は、地震による冷却塔の接地圧に対して支持地盤が支持されることの妥当性を確認するための評価条件である。</li> <li>このため、基本設計方針で支持地盤に設置することを示し、添付書類において具体的評価条件として展開する。</li> </ul>	基本設計方針（第1章 共通項目 2. 地盤）	安全機能を有する施設のうち、Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重や運転時の荷重等と基準地震動S <sub>s</sub> による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有することを確認する。
⑤	注記	6) : 安全冷却水B冷却塔基礎の支持地盤の許容支持力度は、鷹架層の許容支持力度として、重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とし、長期：2.0MPa (20kgf/cm <sup>2</sup> )、短期：3.8MPa (39kgf/cm <sup>2</sup> )とする。			IV-1-1 耐震設計の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針 (1)安全機能を有する施設」において、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する方針であることを展開する。</li> <li>「5. 機能維持の基本方針 5.1.5 許容限界 (3)基礎地盤の支持性能」において、支持地盤の許容限界の考え方を展開する。</li> </ul>
					IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	「4.1 地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度」において、支持力度の算出の考え方を展開する。
				IV-2-1-1-1-2 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3. 地震応答解析による評価方法 第3.-1表 地震応答解析による評価における許容限界」において、極限支持力度を展開する。</li> <li>「5. 評価結果 5.1.1 接地圧の評価結果 第5.1.1-1表 S<sub>s</sub>地震時の最大接地圧と地盤の極限支持力度の比較結果」において、評価結果を展開する。</li> </ul>	





既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
					展開先書類	展開先の内容（添付書類の図表への展開は方針を記載）
①	耐震クラス	As	第六条 耐震	耐震設計の前提条件となる情報であるため、基本設計方針に設計方針を示し、具体の機器の評価条件及び評価結果を添付書類において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1地震による損傷の防止）	安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。 (a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。
					IV-1-11-1 別紙 各施設の配管標準支持間隔	安全冷却水日冷却塔の配管標準支持間隔にて評価条件及び評価結果を展開。
①	機器の種類	-	第十七条 材料及び構造	材料及び構造設計の前提条件となる情報であるため、基本設計方針に設計方針を示し、具体の機器の評価条件及び評価結果を添付書類において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.3材料及び構造）	安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物（以下「支持構造物」という。）のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下「安全機能を有する施設の容器等」という。）の材料及び構造（主要な溶接部を含む。）は、施設時において、以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、圧力容器構造規格、再処理施設用ステンレス鋼規格等に準拠し設計する。
					V-2-2-3-2-1 安全冷却水系の耐圧強度に関する計算書（既認可から変更なし）	「5. 配管の耐圧強度計算書」にて評価条件及び評価結果を展開。
①	流体の種類	冷却水				
②	配管番号	0000-00-000-00-000	-	仕様表では、配管名称を示し、添付図面の系統図で具体の配管番号を展開する。	系統図	系統図にて配管の位置関係が把握できるようにする。

## 竜巻に対する防護対策に関する本文記載事項

## 1. 概要

竜巻襲来時に発生する飛来物から竜巻防護対象施設を防護するために設置する竜巻対策設備の飛来物防護ネットについて、竜巻対策の観点から仕様表へ記載すべき項目を検討した。

## 2. 仕様表記載項目の抽出について

## (1) 仕様表記載項目の検討

竜巻に係る基本設計方針のうち、要求種別の整理の結果、機能要求②に整理されている項目から、仕様表へ記載すべき項目を検討する。

検討結果を第1表に示す。

第1表 仕様表記載項目の検討結果

基本設計方針記載項目	仕様表への展開
冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは、防護ネット及び防護板（鋼材）とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。	防護ネット、防護板（鋼材）及び支持架構に関する項目を記載する。
a. 防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収できる強度を有する設計とする。	設計飛来物を捕捉できる強度を有していることを強度計算書にて確認することから、計算に必要な「主要寸法」及び「主要材料」を記載する。なお、仕様表への展開については、(2)に示す。
b. 防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。	離隔距離が確保されていることを強度計算書にて確認することから、計算に必要な「主要寸法」及び「主要材料」を記載する。なお、仕様表への展開については、(2)に示す。
c. 防護ネットは、設計飛来物の通過を防止できる設計とする。	鋼製パイプの通過を防止するための補助防護ネットの網目（40mm）を「主要寸法」に記載する。
d. 支持架構に直接設置する防護ネットは、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため、鋼製の補助防護板を設置する設計とする。	支持架構に直接設置する防護ネットの構成部品の一部である補助防護板は、再処理施設特有の設計項目であり、発電炉に同様の構造はないことから、設計担保事項を踏まえて決定する。なお、仕様表への展開については、2.(3)に示す。
e. 防護板（鋼材）は、設計飛来物の貫通を防止することができる設計とする。	設計飛来物の貫通を防止するために必要な厚さ満たしていることを強度計算書にて確認することから、板厚を「主要寸法」に記載する。また、計算に必要な「主要材料」を記載する。なお、仕様表への展開については、(2)に示す。

基本設計方針記載項目	仕様表への展開
f. 支持架構は、設計荷重（竜巻）に対し、防護ネット及び防護板（鋼材）を支持できる強度を有する設計とする。	防護ネット及び防護板（鋼材）を支持できる強度を有していることを強度計算書にて確認することから、計算に必要な「主要寸法」及び「主要材料」を記載する。なお、仕様表への展開については、（2）に示す。
g. 飛来物防護ネットは、内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。	防護ネットを主体構造とすることが要求事項であることから、本記載から仕様表への展開は不要。
h. 飛来物防護ネットは、設計荷重（竜巻）により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	波及的影響を与えない強度を有していることを強度計算書にて確認することから、計算に必要な「主要寸法」及び「主要材料」を記載する。なお、仕様表への展開については、（2）に示す。
i. 飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	本基本設計方針に関する設計の具体は、地震、火山の影響及び外部火災において、展開していることから、各事象において整理する。

## （2）仕様表記載内容の検討

「（1）仕様表記載項目の検討」にて、仕様表に記載すべき項目を抽出した。本項では、抽出された仕様記載項目に対し、具体的に記載すべき内容（数値等）について検討する。

仕様表に記載する内容は以下の流れで決定する。

### ① 飛来物防護ネットの主要な部位を選定

仕様表記載項目に対して具体的に記載すべき内容（数値等）は、飛来物防護ネットを構成する部位のうち主要な部位から選定し、主要な部位以外（以下、「関連部材」という。）の数値等は添付書類（強度計算書等）に示すこととする。

主要な部位を抽出するため、飛来物防護ネットを構成する部位を整理する。具体的には、基本設計方針を担保するため、更に詳細化した設計方針（以下、「詳細設計方針」という。）及び詳細設計方針を達成するために、強度評価を実施する部位を第2表に整理する。



第2表 基本設計方針及び詳細設計方針を担保するために必要な部材の整理表

基本設計方針（別紙1①より）		詳細設計方針（外竜巻16より）	強度評価対象部材
a.	防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる強度を有する設計とする。	設計飛来物である鋼製材の有する運動エネルギーを吸収可能な設計とする。	ネット
		防護ネットを構成する部材のうちネットは、飛来物衝突時に作用する荷重に対し、破断しない強度を有する設計とする。	ネット
		防護ネットを構成する部材のうちネットを支持するための部材は、飛来物がネットに衝突した際、ネットから伝播する荷重に対し、破断しない強度を有する設計とする。	ワイヤロープ
			接続冶具（支持部）※1
			接続冶具（固定部）※2
接続部※3			
ネット取付け金物又は鋼製枠			
	飛来物衝突時にワイヤ張力の急激な増加を抑制するため、4隅に緩衝装置を有する保持管を設置する設計とする	緩衝装置	
b.	防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。	設計飛来物が防護ネットに衝突した際、ネットのたわみを考慮し、竜巻防護対象施設まで十分な離隔距離（以下、「必要離隔距離」という。）を確保する設計とする。	ネット
e.	防護板（鋼材）は、設計飛来物の貫通を防止することができる設計とする。	飛来物が衝突した際、防護板（鋼材）を貫通させない厚さを有する設計とする。	防護板
f.	支持架構は、設計荷重（竜巻）に対し、防護ネット及び防護板（鋼材）を支持できる強度を有する設計とする。	飛来物防護ネットに飛来物が衝突した際、支持架構を構成する部材は破断しない強度を有する設計とする。	支持架構部材

基本設計方針（別紙1①より）	詳細設計方針（外竜巻16より）	強度評価対象部材
h. 飛来物防護ネットは、設計荷重（竜巻）により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	飛来物が衝突した際、防護板（鋼材）の支持部は防護板（鋼材）を脱落させない強度を有する設計とする。	取付けボルト
	飛来物が竜巻防護対策設備に衝突したとしても、支持架構は脱落、倒壊及び転倒により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない強度を有する設計とする。	支持架構部材
		接続部 柱脚部

- ※1 接続治具（支持部）とは、ターンバックル若しくはシャックルを指す。
- ※2 接続治具（固定部）とは、隅角部固定ボルト又は取付けプレートを指す。
- ※3 接続部とは、取付けボルト若しくは押さえボルトを指す。

次に、第2表から主要な部位を選定する。具体的には、飛来物防護ネットは、設計飛来物を受け止める機能を期待していることから、設計飛来物が直接衝突し、その衝撃に耐えられる強度を要求される部位を主要な部位とする。主要な部位の選定結果を第3表に示す。

第3表 主要な部材の選定結果

機器	部材	選定結果	
		要否	理由
防護 ネット	ネット	○	
	ワイヤロープ	×	ネットを支持するための 関連部材
	接続治具（支持部）	×	
	接続治具（固定部）	×	
	接続部	×	
	ネット取付け金物又は鋼製枠	×	
	緩衝装置	×	
	補助防護板	○	
防護板 (鋼材)	防護板	○	
	取付けボルト	×	防護板（鋼材）を支持する ための関連部材
支持 架構	支持架構部材	○	
	接続部	×	支持架構部材を支持する ための関連部材
	柱脚部	×	



② 仕様表記載内容の検討

①にて、抽出された主要な部位のうち、強度計算に用いられる数値から、仕様表に記載する内容を抽出する。仕様表に記載するものとして、竜巻防護対策設備の設計条件に該当するものを記載することとする。設計条件とは、強度計算式の適用条件となるものや、構造設計上の制約となるものであり、設工認における担保事項に該当するためである。

検討結果を第4表に示す。

第4表 仕様表に記載する数値等

機器	部材	仕様表記載項目の整理結果	
		項目	理由
防護ネット	ネット	線径	電中研評価式を適用するための条件であり、設計条件に該当することから仕様表対象とする。
		網目	
		主要材料	
防護板 (鋼材)	防護板	板厚	BRL式より算出される必要最小厚さであり、設計条件に該当することから仕様表対象とする。
		主要材料	BRL式適用の条件は鋼材であり、設計条件に該当することから仕様表対象とする。
支持架構	支持架構 部材	たて	竜巻防護対象施設を取り囲むように設計することは、設計条件に該当することから仕様表対象とする。
		横	
		高さ	
		主要材料	強度評価において、許容限界を定めるために必要な設計条件に該当することから仕様表対象とする。

※ 補助防護板に関する詳細検討は(3)に示す。

なお、支持架構に直接設置する防護ネットの構成部品の一部である補助防護板については、再処理施設特有の設計内容であることから、「(3) 補助防護板の仕様表記載内容」にて記載内容を検討する。

### (3) 補助防護板の仕様表記載内容の検討

支持架構に直接設置する防護ネットの構成部品の一部である補助防護板は、防護ネットおよび防護板（鋼材）と異なり、設計飛来物を受け止める機能を期待していない。しかし、防護ネット（支持架構に直接設置）において、ワイヤロープと防護ネットに生じる隙間から設計上許容できる飛来物より大きな飛来物の侵入を防止する機能を期待していることから、設工認における担保事項を整理し、仕様表に記載する内容を検討する。

#### a. 補助防護板の設置目的

補助防護板は、防護ネット（支持架構に直接設置）と支持架構の間に生じる僅かな隙間（約 0.05m）から飛来物が侵入し、冷却塔に衝突することを防止することを目的に設置する鋼板である。

なお、発電炉の防護ネットにおいては、鋼製枠に同等の役割を持たせる、もしくは支持架構の柱・梁の寸法（支持架構を構成する柱・梁上に防護ネットが設置できる寸法の柱・梁とする）により、防護ネットと支持架構の間に隙間が生じないように設計している。

#### b. 補助防護板の担保事項

##### (a) 補助防護板の設置範囲

防護ネットと支持架構の隙間（約 0.05m）は、設計上、考慮している飛来物である鋼製材（長さ 4.2m×幅 0.3m×高さ 0.2m）、鋼製パイプ（長さ 2.0m×直径 0.05m）及び砂利（長さ 0.04 m×幅 0.04m×奥行 0.04m）と比較し、砂利より大きい。飛来物防護ネットは、その設計において通過を許容している飛来物は砂利より小さな飛来物であり、補助防護板は、防護ネットと支持架構の隙間を、砂利より小さな寸法とする必要がある。そのため、補助防護板の設置範囲は、設工認の担保事項に該当する。

##### (b) 補助防護板の材質

補助防護板の必要厚さは B R L 式から算出するため、鋼材である必要がある。そのため、補助防護板の材質は鋼材であることが担保事項に該当する。

##### (c) 補助防護板の厚さ

補助防護板は、飛来物を受け止める役割を担っていることから、必要厚さ以上の板厚を有する必要があるため、鋼板厚さは設工認上担保すべき事項に該当する。

#### c. 仕様表への展開について

##### (a) 補助防護板の設置範囲について

補助防護板の設置範囲として、以下の 2 点を設工認にて示す必要がある。

##### ① 補助防護板の設置箇所

## ② 防護ネットと支持架構の隙間

①については、基本設計方針において支持架構に直接設置する防護ネットは補助防護板を設置する方針を記載するとともに飛来物防護ネットの構造図で具体的な設置箇所に示す。(図1参照)使用前事業者検査においては、構造図に示す箇所に補助防護板が設置されていることを確認する。

②については、補助防護板は、防護ネットと架構の隙間を0.04m以下にすることが性能目標であり、性能目標を達成するため、防護ネットと補助防護板が重なるように設計することとしている。補助防護板と防護ネットが重なるように設計することで、隙間が0.04m以下となっていることは担保できることから、仕様表に防護ネットと支持架構の隙間の寸法は記載しない。

また、使用前事業者検査では、この構造が達成されていることを確認するため、補助防護板と防護ネットが重なっていることを確認する。

### (b) 補助防護板の材質

補助防護板は、BRL式から貫通限界厚さを算出していることから、鋼材であることが担保事項であることを踏まえ、仕様表に鋼材であることを記載する。使用前事業者検査では、補助防護板が鋼材であることを確認する。

### (c) 補助防護板の厚さ

補助防護板は、防護ネットと支持架構の隙間から侵入する飛来物を受け止める役割を担っており、飛来物を貫通させないよう、必要最小板厚の要求値があるため、補助防護板の厚さを仕様表に記載する。なお、補助防護板は、最大で0.05m程度の大きさを有する飛来物を受け止めることになるが、飛来物の設定が困難であることから、保守的に設計飛来物である鋼製材を受け止められる厚さで設計する。使用前事業者検査では、仕様表に記載した厚さを有していることを確認する。

以上



## 外部火災に対する防護対策に関する本文記載事項

## 1. 概要

外部火災のうち航空機墜落火災発生時に発生する輻射より、防護対象施設を防護するための防護対策である耐火被覆及び遮熱板について、仕様表へ記載すべき項目を検討した。

## 2. 仕様表記載項目について

航空機墜落火災に対する防護対策である耐火被覆及び遮熱板は、再処理施設特有の設計項目であり、発電炉に同様の構造はないことから、設計担保事項を踏まえて仕様表記載項目を決定する。

## 2. 1 航空機墜落火災に対する防護対策の担保事項

航空機墜落火災に対する防護対策として、仕様表記載対象となる項目は、設計上の担保事項のうち、防護対策の設計や防護対象施設の構造健全性に影響を与える設計要求が該当する。そのため、基本設計方針から、航空機墜落火災に対する防護対策の担保事項を整理する。

基本設計方針	対象	設計要求
航空機墜落火災の熱影響により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆による対策を講じ、耐火被覆を施工できない駆動部等の部材に対しては、遮熱板による対策を講ずることで、安全機能を損なわない設計とする。	—	耐火被覆及び遮熱板に関する項目を記載する。
耐火被覆（主材）は、1時間耐火の大臣認定を取得した塗料を用い、必要厚さ以上を施工する設計とする。	耐火被覆	1時間耐火の大臣認定を取得した塗料であること。
耐火被覆の施工にあたっては、主材に対し、主材の剥がれを防止するため、上記認定を受けた下塗りを施工し、劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。		必要厚さ以上を施工すること。
		主材の剥がれを防止するため、大臣認定を取得した下塗りを施工すること。
		主材保護のため、中塗り及び上塗りを施工すること。

基本設計方針	対象	設計要求
耐火被覆に係る塗装は、施設の火災の直近となる部材は全てを、その他の部材は離隔距離が確保できない部材を対象とし、輻射を遮るように周方向全体を施工する設計とする。		施設の火災の直近となる部材は全てを、その他の部材は離隔距離表に基づいた範囲に耐火被覆を施工すること。
		輻射を遮るように周方向全体を塗装すること。
遮熱板は、鋼板の片面に耐火被覆に係る塗装を施工し、輻射を遮るように防護する部材を囲む設計とする。	遮熱板	鋼板の片面に耐火被覆に係る塗装を施工すること。
		輻射を遮るように設置すること。
また、点検等の保守性を考慮した設計とする。		点検等の保守性を考慮すること。

## 2. 2 耐火被覆について

### (1) 仕様表記載項目について

「2. 1 航空機墜落火災に対する防護対策の担保事項」にて整理された耐火被覆の担保事項のうち、仕様表記載項目に該当するものを検討する。

#### a. 1時間耐火の大臣認定を取得した塗料であること

航空機墜落火災の防護対策に用いる耐火被覆は、外部火災防護対象施設の上昇温度を許容温度以下とするため、設備の重要度に応じて必要な耐火被覆厚さを設計している。耐火被覆厚さの設計において、耐火被覆の有する耐火性能は、耐火被覆の設計に直接影響することから、耐火性能を仕様表記載項目とする。

#### b. 必要厚さ以上を施工すること

航空機墜落火災の防護対策に用いる耐火被覆は、防護対象施設の構造健全性を確保するため、設備の重要度に応じた耐火被覆の厚さを施工する設計としている。耐火被覆の施工厚さは防護対象施設の構造健全性に直接影響することから、耐火被覆厚さを仕様表記載項目とする。

#### c. 主材の剥がれを防止するため、大臣認定を取得した下塗りを施工すること

耐火被覆の施工にあたり、下塗り、主材（耐火被覆）、中塗り、上塗りの4層構造としている。このうち、下塗りの種類は、鋼材と主材の密着性に影響を与える。密着性が悪いと、発泡過程において主材の剥がれが発生し、防護対象施設の構造健全性に影

響を与えるおそれがある。すなわち、下塗りの種類は耐火性能に影響を与えるおそれがあることから、仕様表の記載対象に下塗りの種類も仕様記載項目とする。ただし、求められている能力は接着性であることから、主材との密着性が確認された下塗り材は「塗られていること」が要求事項（厚さの要求があるわけではない）となる。

d. 主材保護のため、中塗り及び上塗りを施工すること

中塗り及び上塗りは、耐火被覆の保護膜としての役割を持っており、断熱性能は期待していない。そのため、中塗り及び上塗りは航空機墜落火災の防護対策には該当しないが、これらの層がないと、耐火被覆が必要な時に断熱性能を損なっているおそれがあることから、中塗り及び上塗りを施工すること並び定期的な保守管理を行うことを方針として記載する。

e. 施設の火災の直近となる部材は全てを、その他の部材は離隔距離表に基づいた範囲に耐火被覆を施工すること

外部火災防護対象施設の健全性を維持するためには、許容温度を超過する部位に対し、耐火被覆を施工する必要がある。耐火被覆の施工範囲は防護対象設備の構造健全性に影響することから、耐火被覆の施工範囲を仕様表記載項目とする。

f. 輻射を遮るように周方向全体を塗装すること

火災からの輻射が斜め方向にも生じることを考慮し、塗装対象である部材は輻射を遮るように、全周塗装とすることを基本としている。全周塗装は、塗装対象となった部位に対する塗装範囲の設計要求であり、塗装範囲に関する要求であることから、構造図に全周塗装を実施する旨を示すこととする。

(2) 仕様表への展開について

a. 耐火性能及び下塗りの種類

航空機墜落火災に対する防護対策として、建築基準法の1時間耐火性能について大臣認定を取得し、認定番号を付番された耐火被覆を用いる。1時間耐火の大臣認定試験を取得した耐火被覆を用いることで、航空機墜落火災に対し必要な断熱性を有することを当社試験及び評価において確認している。

耐火被覆の耐火性能は、耐火被覆の成分により保証されるが、耐火被覆の成分にはメーカーノウハウが含まれており、開示不可能であることから、使用前事業者検査を考慮すると耐火被覆の成分を仕様表に記載することは現実的ではない。一方、建築基準法の大臣認定番号は、下塗りも含めた塗料の種類を特定でき、その耐火性能を保証するものであることから、目的に合致する。また、大臣認定番号と耐火被覆の紐づけを使用前事業者検査にて確認することも可能である。ただし、大臣認定番号自体は主要材料を示すものではないことから、種類として耐火被覆を記載し、大臣認定番号を仕様表に注記として記載する。使用前事業者検査では、大臣認定番号で認定されている耐火被覆及び下塗りが施工されていることを確認する。



#### b. 耐火被覆の厚さ

耐火被覆の厚さは、外部火災防護対象施設又は外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に対し、必要な厚さを定め、当社の熱影響評価において、部材が許容温度以下となることを確認している。施設毎に定めた耐火被覆の厚さについては、仕様表に記載する。使用前事業者検査では、耐火被覆が必要厚さ以上施工されていることを確認する。

#### c. 耐火被覆に係る塗装の施工範囲

耐火被覆に係る塗装の施工範囲は、当社の熱影響評価において、外部火災防護対象施設又は外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を許容温度以下とするために施工が必要な範囲を確認している。設計結果が図面であることから、仕様表には耐火被覆に係る塗装の施工範囲を決定するための設計条件である離隔距離表を記載し、構造図で主な施工範囲を記載する。(図1、2参照) 使用前事業者検査では、離隔距離表及び構造図に基づき、必要な部材に耐火被膜に係る塗装が施工されていることを確認する。

### 2. 3 遮熱板

#### (1) 仕様表記載項目について

「2. 1 航空機墜落火災に対する防護対策の担保事項」にて整理された遮熱板の担保事項のうち、仕様表記載項目に該当するものを検討する。

##### a. 鋼板の片面に耐火被覆に係る塗装を施工すること

遮熱板は、航空機墜落火災の輻射を遮るため、鋼板に耐火被覆に係る塗装の施工を前提とした設計とする。

ただし、遮熱板は航空機墜落火災による火炎を受け、温度上昇し、防護対象部位に輻射を与える熱源となる。遮熱板の温度上昇を考慮しても、防護対象部位が機能を維持する必要があることから、遮熱板の温度上昇の設計に必要な材質、厚さ及び耐火被覆に係る塗装を施工することを仕様表記載項目とする。

##### b. 輻射を遮るように設置すること

遮熱板は、耐火被覆が施工できない部位に対し、その部位が火炎から直接輻射を受け、温度が上昇することを防止する対策である。そのため、設置範囲は防護対象の構造健全性に影響を与えることから、遮熱板の設置範囲を仕様表記載項目とする。

また、遮熱板は火炎からの輻射を遮るために、防護対象周辺に設置することが合理的な設計となることから、防護対象の有する機能へ影響を与えない構造設計とする必要がある。外部火災以外の自然事象のうち、遮熱板の構造設計上の検討が必要な事象として竜巻がある。遮熱板は、竜巻時に原動機及び減速機を極小飛来物の衝突から

防護する外殻となっており、強度上の必要厚さの要求がある。また、必要厚さを算出する際の評価式は鋼材を対象とした評価式であることから、材質に対する要求もある。以上から、主要寸法及び主要材質を仕様表記載項目とする。

c. 点検等の保守性を考慮すること

点検等の保守性を考慮し、取り外し可能とすること等は、遮熱板の構造設計上の要求であり、強度設計及び防護対象の構造健全性に影響はない。そのため、仕様表記載項目に該当しない。

(2) 仕様表への展開について

a. 設置範囲

遮熱板の設置範囲が適切であることを判断するためには、遮熱板により防護する対象を明確にする必要がある。そのため、遮熱板による防護対象部位は、仕様表の注記にて明確にする。

また、遮熱板の設置範囲は、防護対象を囲む形で設置することが基本であることから、構造上、水平方向からの輻射は遮られることになる。そのため、防護対象を囲む構造であることを構造図で記載する。(図2参照)

一方、高さ方向(上下方向)については、構造図からは設置範囲の妥当性が判断できないことから、輻射を遮る範囲を設計した結果である高さを仕様表に主要寸法として記載する。また、高さ方向については、基準となるエレベーションの情報も必要であることから、構造図に基準高さを記載する。(図2参照)

使用前事業者検査では、遮熱板が防護対象部位を囲む形で設置されていること及び必要な高さ以上であることを確認する。

b. 耐火被覆に係る塗装の施工

遮熱板からの間接的な輻射熱の影響を考慮しても、防護対象の温度上昇が許容温度以下であることを確認している。また、耐火被覆に係る塗装は2.3項で仕様表記載対象となっていることから、遮熱板にも耐火被覆に係る塗装を施工することを仕様表の注記にて記載する。使用前事業者検査では、2.3項で示した内容を同様に確認する。

なお、防護対象部位の温度上昇が許容温度を満足していることを添付書類にて示す。

c. 遮熱板厚さ及び主要材料

遮熱板は航空機墜落による火災の評価において、原動機及び減速機が許容温度以下となるよう外部火災の直接的影響から防護する機能を有している。そのため、遮熱板の厚さ及び材質は、温度上昇を低減するために必要となる熱容量に関するものであり、遮熱板の材質(軟鋼)の密度、比熱を用い、板厚はmmで評価を行っている。そのため、材質及び板厚を仕様表に記載する。

遮熱板に対する耐震評価及び竜巻影響評価は、それぞれ添付書類にて健全性を評価し、問題ないことを確認している。これらの評価のうち竜巻影響評価において、遮熱板は防護対象の外殻を構成する部材となっており、防護ネットを通過する飛来物である砂利（0.04 m×0.04m×0.04m）の衝突に対する評価を行っている。

遮熱板は竜巻影響評価において、原動機及び減速機に対し、極小飛来物である砂利の衝突を防護する機能を有している。そのため、遮熱板は砂利が貫通することのない厚さ及び材質を指定する必要があるが、それらは外部火災の直接的影響から防護する機能に必要な仕様に包絡される。

使用前事業者検査では、遮熱板の板厚及び材料を確認する。

以上

## 配管の申請範囲

## 1. はじめに

安全冷却水冷却塔及び配管が属する安全冷却水系は、安全冷却水冷却塔により冷却水を除熱し、冷却水循環ポンプによって各建屋の機器に冷却水を供給し、熱交換器を介して各建屋で発生する崩壊熱を除去する系統構成となっている。

このうち、第1回申請としては安全冷却水冷却塔及び当該冷却塔に接続する安全冷却水系の一部の配管を申請範囲としている。

第1回申請の申請対象である配管の仕様表記載項目を決定するためには、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」（以下、共通06という。）に基づき配管名称の区分けを整理した上で、配管の申請範囲を整理する必要がある。

配管名称の区分け及び配管の申請範囲の整理結果（第1回申請範囲）を本資料で示す。

## 2. 第1回申請範囲の整理方針

配管の第1回申請範囲については以下の流れで決定する。

- 共通06に基づき安全冷却水冷却塔に接続する配管の配管名称の区分けを整理する。
- 第1回申請範囲は安全冷却水B冷却塔周りの範囲（洞道内、建屋内を除く）の配管を申請する方針であること及び上記の配管名称の区分けの整理結果を踏まえ、第1回申請範囲を決定する。

## (1) 配管名称の区分けの整理

配管名称は、共通06に基づき、当該配管の用途、仕様表対象の機器間における設計基準対象施設、重大事故等対処設備等の用途及び使用範囲が同一となる範囲を適切に区切って名称を付ける。

屋外に設置している安全冷却水冷却塔に接続する配管は、安全冷却水冷却塔で除熱した冷却水を各建屋へ供給する配管（冷却水供給ライン）及び各建屋から安全冷却水冷却塔へ冷却水を戻す配管（冷却水戻りライン）があり、それぞれのライン構成の概要を図-1に示す。

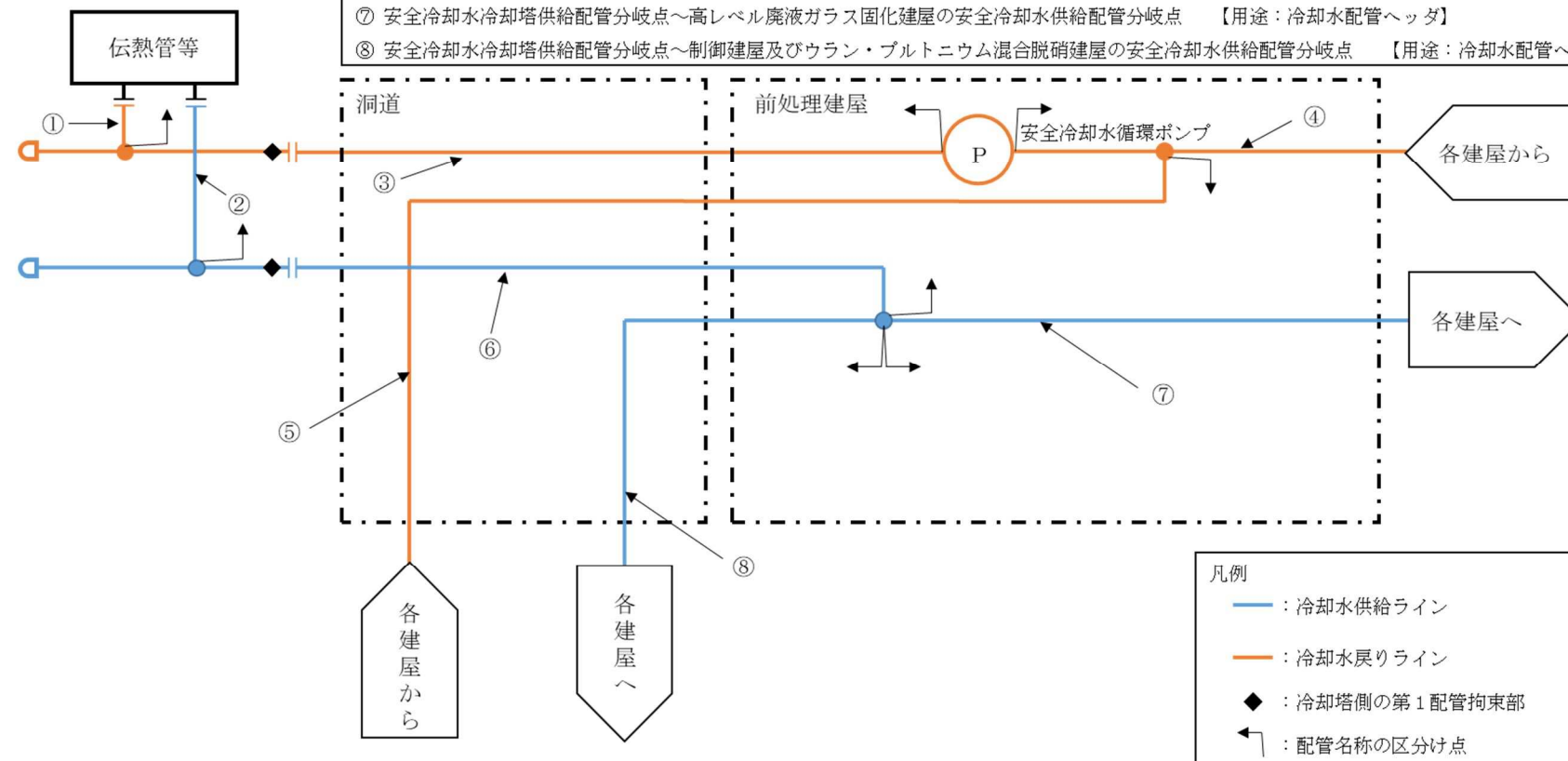
当該配管は、全て設計基準対象施設／安全上重要な施設／耐震Sクラスの配管であり、冷却塔周りの配管の用途を各建屋へ供給等するための本流となる冷却水配管ヘッダと当該冷却水配管ヘッダから分岐して安全冷却水冷却塔の伝熱管に接続するための分岐管に整理することにより、図-1に示すとおり区切って配管名称を設定する。



配管名称の整理

- ① 安全冷却水冷却塔戻り配管分岐点～安全冷却水冷却塔 【用途：分岐配管】
- ② 安全冷却水冷却塔～安全冷却水冷却塔供給配管合流点 【用途：分岐配管】
- ③ 安全冷却水循環ポンプ～安全冷却水冷却塔戻り配管分岐点 【用途：冷却水配管ヘッダ】
- ④ 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水戻り配管合流点～安全冷却水循環ポンプ 【用途：冷却水配管ヘッダ】
- ⑤ 制御建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の安全冷却水系戻り配管合流点～安全冷却水循環ポンプ入口配管合流点 【用途：冷却水配管ヘッダ】
- ⑥ 安全冷却水冷却塔供給配管合流点～安全冷却水冷却塔供給配管分岐点 【用途：冷却水配管ヘッダ】
- ⑦ 安全冷却水冷却塔供給配管分岐点～高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水供給配管分岐点 【用途：冷却水配管ヘッダ】
- ⑧ 安全冷却水冷却塔供給配管分岐点～制御建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の安全冷却水供給配管分岐点 【用途：冷却水配管ヘッダ】

屋外（冷却塔基礎）



図－1 安全冷却水系の系統概要及び配管名称の区分け図

(2) 第1回申請範囲の整理

第1回申請としては、屋外に設置する安全冷却水B冷却塔, 当該冷却塔に関連する飛来物防護ネット及び安全冷却水B冷却塔周りの配管を申請する方針である。

安全冷却水B冷却塔周りの配管の具体的な申請範囲については、安全冷却水B冷却塔基礎上に設置している配管のうち、(1)で整理した配管名称の範囲が全て包絡されている範囲(図-2の①, ②の配管名称の範囲)を第1回申請範囲に整理する。

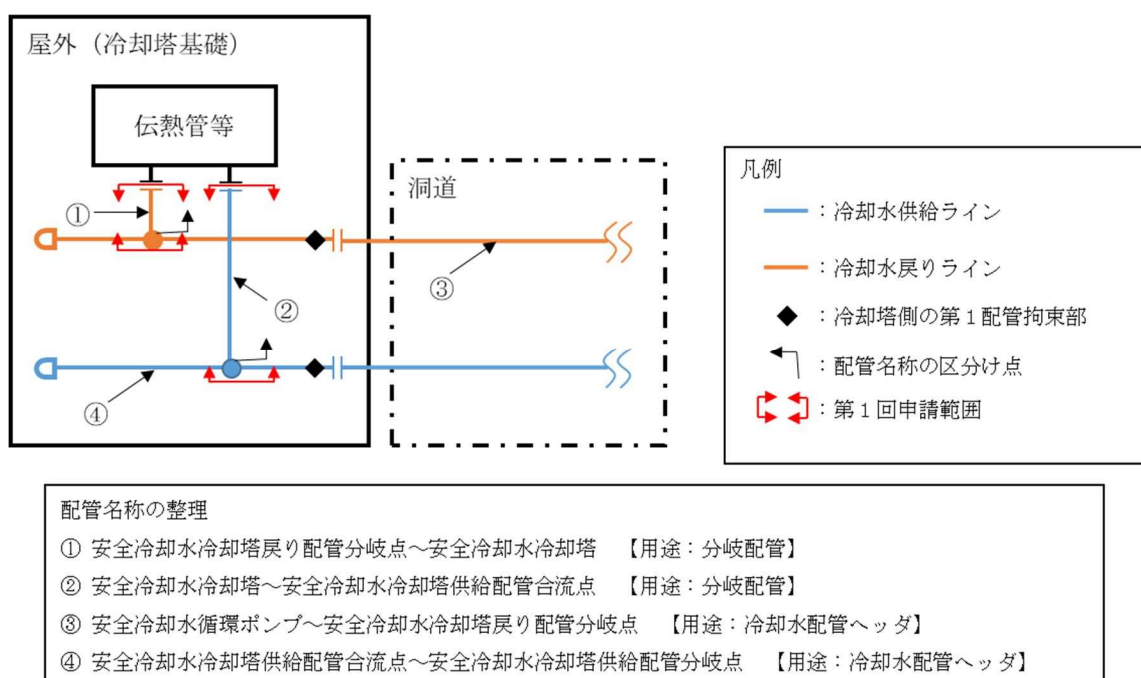


図-2 第1回申請範囲の概要図

以上

# 別紙

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針, 仕様表の目次構成について	9/6	4	
別紙2	添付書類構成の基本的な考え方及び設工認申請書の目次の記載方針	9/15	8	
別紙3	準拠規格及び基準の記載方針について	9/15	2	
別紙4	主要設備リスト及び兼用設備リストの記載方針について	8/24	4	
別紙5	変更の理由の記載方針について	9/6	6	※再処理施設分については、追而とする。
別紙6	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書の記載方針について	9/6	3	※再処理施設分については、追而とする。
別紙7	添付図面の記載方針について	9/15	4	
別紙8	工事工程表の記載方針について	9/6	1	※再処理施設分については、追而とする。
別紙9	工事の方法の記載方針について	9/15	1	



## 別紙 1

基本設計方針，仕様表の目次構成について

## 目次

1. 概要	1
2. 基本設計方針，仕様表の目次構成	1
2.1 基本設計方針の目次構成	1
2.2 仕様表の目次構成	1

## 1. 概要

本資料は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認申請書の基本設計方針及び仕様表の目次構成について示すものである。

基本設計方針及び仕様表のそれぞれの目次（今回の申請範囲）については、設工認申請書の本文の以下に示す赤枠箇所を示す。

三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法	仕様表の目次
【申請範囲】（変更に係るものに限る。）	
1 施設共通	基本設計方針の目次
目次	
1-1 基本設計方針	
目次	
第1章 共通項目	
1. 核燃料物質の臨界防止	
2. 地盤	
.....略	
第2章 個別項目	
1. 成形施設	
.....略	
第1-1表 成形施設の主要設備リスト	
付表1 略語の定義	
第1-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト	
第2-1表 成形施設の兼用設備リスト	
1-2 工事の方法	

## 2. 基本設計方針，仕様表の目次構成

### 2.1 基本設計方針の目次構成

- 基本設計方針の目次構成は、各施設共通の設計方針を示す「第1章 共通項目」と施設区分毎の設計方針を示す「第2章 個別項目」とに分類し、「第2章 個別項目」は、許可整合を踏まえ、事業変更許可本文「四. A. ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備～リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備」（MOX は「三. ハ. 加工設備本体の構造及び設備～ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備」）の設備項目と同じ目次構成とする。
- 上記のうち、MOX 燃料加工施設の「第2章 個別項目」については、事業変更許可の「(二) その他の主要な事項」における項目分けを設備単位で細かくしていたことから、設工認申請上の項目については、設備の機能との関連を踏まえ、一部の設備をまとめ、その中で展開することとした。（第1表参照）
- なお、基本設計方針の目次は全ての項目を記載した上で、次回以降申請の基本設計方針は目次の当該項目の後に「**次回以降申請**」と記載し、今回申請範囲外であることを示す。
- 記載例を MOX-濃縮施設(第4回)\*の2段表の形で第1表に示す。

注記 \*：発電炉では基本設計方針の目次を作成していないため、濃縮施設を参考に用いる。

## 2.2 仕様表の目次構成

- 仕様表の目次構成は、施設区分，設備区分，系統及び機種分類毎に各仕様表を添付する構成とし，同じ仕様項目の仕様表が並ぶようにする。
- 機種分類については，「共通 06 本文（基本設計方針，仕様表等），添付書類（計算書，説明書），添付図面で記載すべき事項」の「添付-6 仕様表展開表」で整理した大分類と中分類に分けるとともに，常設・可搬型が混在する場合は，常設・可搬型も分けて記載する。
- 記載例を MOX－発電炉の 2 段表の形で第 2 表に示す。

以 上



第1表 基本設計方針の目次構成 MOX－濃縮 比較

MOX燃料加工施設		(参考)濃縮施設 第4回申請	
目次	ページ	目次	ページ
第1章 共通項目		第1章 共通項目	
1. 核燃料物質の臨界防止 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span>		1. 核燃料物質の臨界防止 . . . . .	I-1-1
2. 地盤 . . . . .	基-1-1	2. 地盤 . . . . .	I-1-6
3. 自然現象等 . . . . .	基-1-2	3. 自然現象 . . . . .	I-1-7
3.1 地震による損傷の防止 . . . . .	基-1-2	3.1 地震による損傷の防止 . . . . .	I-1-7
3.2 津波による損傷の防止 . . . . .	基-1-17	3.2 津波による損傷の防止 . . . . .	I-1-11
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 . . . . .	基-1-18	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 . . . . .	I-1-12
4. 閉じ込めの機能 . . . . .	基-1-36	4. 閉じ込めの機能 . . . . .	I-1-20
4.1 閉じ込め . . . . .	基-1-36	4.1 閉じ込め . . . . .	I-1-20
4.2 核燃料物質等による汚染の防止 . . . . .	基-1-38	4.2 核燃料物質等による汚染の防止 . . . . .	I-1-23
4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次</span>			
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">回以降申請</span>		重大事故等の対処の有無による差異	
5. 火災等による損傷の防止 . . . . .	基-1-39	5. 火災等による損傷の防止 . . . . .	I-1-24
6. 加工施設内における溢水による損傷の防止	基-1-40	6. 加工施設内における溢水による損傷の防止	I-1-28
7. 遮蔽 . . . . .	基-1-46	7. 遮蔽 . . . . .	I-1-30
8. 設備に対する要求 . . . . .	基-1-48	8. 設備に対する要求事項 . . . . .	I-1-31
8.1 安全機能を有する施設 . . . . .	基-1-48	8.1 安全機能を有する施設 . . . . .	I-1-31
8.2 重大事故等対処設備 . . . . .	基-1-65		
8.3 材料及び構造 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span>		材料及び構造 . . . . .	I-1-33
8.4 搬送設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span>			
8.5 警報設備等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span>		警報設備 . . . . .	I-1-34
MOXは搬送設備(16条)の適合対象が複数施設に存在するため共通項目とする。			
目次は全て記載した上で、今回申請対象外は <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span> と記載する。			
9. その他 . . . . .	基-1-70	9. その他 . . . . .	I-1-38
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	基-1-70	9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span>	
9.2 安全避難通路等 . . . . .	基-1-71	9.2 安全避難通路等 . . . . .	I-1-38
第2章 個別項目		第2章 個別項目	
1. 成形施設 . . . . .	基-2-1	1. 濃縮施設 . . . . .	I-1-39
2. 被覆施設 . . . . .	基-2-1	1.1 カスケード設備及び高周波電源設備 . . . . .	I-1-39
3. 組立施設 . . . . .	基-2-2	1.2 UF6 処理設備 . . . . .	I-1-39
4. 核燃料物質の貯蔵施設 . . . . .	基-2-2	1.3 均質・ブレンディング設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span>	

第1表 基本設計方針の目次構成 MOX-濃縮 比較

MOX燃料加工施設	(参考)濃縮施設 第4回申請
<p>5. 放射性物質の廃棄施設……………基-2-2</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.2 換気設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>6. 放射線管理施設 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7. その他の加工施設……………基-2-4</p> <p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備……………基-2-8</p> <p>7.1.2 照明設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.1.3 所内電源設備(電気設備) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.1.4 補機駆動用燃料補給設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.1.5 拡散抑制設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.1.6 水供給設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.1.7 緊急時対策所 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.1.8 通信連絡設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.2.1 核燃料物質の検査設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.2.2 核燃料物質の計量設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.3 主要な実験設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4 その他の主要な事項……………基-2-10</p> <p>7.4.1 溢水防護設備……………基-2-10</p> <p>7.4.2 警報関連設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.3 冷却水設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.4 給排水衛生設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.5 空調用設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.6 窒素循環関係設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.7 水素・アルゴンガス用設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.8 その他ガス設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.9 選別・保管設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p> <p>7.4.10 荷役設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回以降申請</span></p>	<p>2. 核燃料物質の貯蔵施設 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>2.1 貯蔵設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>2.2 搬送設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>3. 放射性廃棄物の廃棄施設……………I-1-41</p> <p>3.1 気体廃棄物の廃棄設備……………I-1-41</p> <p>3.2 液体廃棄物の廃棄設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>3.3 固体廃棄物の廃棄設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>4. 放射線管理施設……………I-1-43</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備……………I-1-43</p> <p>5. その他の加工施設……………I-1-46</p> <p>5.1 非常用設備……………I-1-46</p> <p>5.2 核燃料物質の検査設備……………I-1-46</p> <p>5.3 核燃料物質の計量設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.4 洗缶設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.5 除染設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.6 不法侵入等防止設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.7 溢水防護設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.8 通信連絡設備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.9 緊急時対策所 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p> <p>5.10 中央制御室 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">次回申請</span></p>
<p>第1-1表 成形施設の主要設備リスト……………基-2-24</p> <p>第1-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト 基-2-27</p>	<p>表1-3 放射線管理施設の主要設備リスト</p> <p>表1-4 その他の加工施設の主要設備リスト</p>

○警報関連設備は、計測設備・インターロック回路の「臨界検知用ガスモニタ」「グローブボックス負圧・温度監視設備」「焼結炉内部温度高による過熱停止回路」「小規模焼結処理装置内部温度高による過熱停止回路」「小規模焼結処理装置への冷却水流量定による加熱停止回路」「混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁」をまとめた項目として設定している。

○空調用設備は、事業変更許可の「空調用冷水設備」「空調用蒸気設備」「燃料油供給設備」「非管理区域換気空調設備」を同じ空調の関連でまとめた項目として設定している。

○窒素循環関係設備は、事業変更許可の「窒素循環冷却機用冷却水設備」「窒素ガス供給設備」を同じ窒素循環の関連でまとめた項目として設定している。

○水素・アルゴンガス用設備は、事業変更許可の「水素・アルゴン混合ガス設備」「アルゴンガス設備」「水素ガス設備」を同じ水素・アルゴン混合ガスの供給関連でまとめた項目として設定している。

第2表 仕様表の目次構成 MOX-発電炉 比較

MOX 燃料加工施設	(参考)発電炉
<p>三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法</p> <p>【申請範囲】(変更に係るものに限る。)</p> <p>I 施設共通</p> <p>I-1 基本設計方針</p> <p>I-2 工事の方法</p> <p>II 個別施設</p> <p>ハ 成形施設</p> <p>1. 設計条件及び仕様</p> <p>1.1 燃料加工建屋および貯蔵容器搬送用洞道</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 建屋・洞道</p> <p>(a) 燃料加工建屋</p> <p>b. 遮蔽設備</p> <p>(a) 建屋壁遮蔽</p> <p>・建屋遮蔽(燃料加工建屋)</p> <p>(b) 遮蔽扉</p> <p>・遮蔽扉(燃料加工建屋)</p> <p>(c) 遮蔽蓋</p> <p>・遮蔽蓋(燃料加工建屋)</p> <p>2. 準拠規格及び基準</p> <p>リ その他の加工施設</p> <p>1. 設計条件及び仕様</p> <p>1.1 非常用設備</p> <p>1.1.1 火災防護設備</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>(a) 火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)</p> <p>2. 準拠規格及び基準</p> <p>2.1 火災防護設備の準拠規格及び基準</p>	<p>【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る)</p> <p>1. 原子炉本体</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3. 原子炉冷却系統施設</p> <p>5 残留熱除去設備</p> <p>5.1 残留熱除去系</p> <p>(2) 熱交換器</p> <p>・常設</p> <p>a. 残留熱除去系熱交換器</p> <p>(3) ポンプ</p> <p>・常設</p> <p>a. 残留熱除去系ポンプ</p> <p>(5) ろ過装置</p> <p>・常設</p> <p>a. 残留熱除去系ストレーナ</p> <p>(6) 安全弁及び逃がし弁</p> <p>・常設</p> <p>(7) 主要弁</p> <p>・常設</p> <p>(8) 主配管</p> <p>・常設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト</p> <p>表2 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の兼用設備リスト</p> <p>(2) 適用基準及び適用規格</p>

施設区分  
設備区分

機種分類

仕様表名称

<中略>

施設区分  
設備区分  
系統

機種分類

仕様表名称

発電炉は施設区分ごとに基本設計方針を記載しているが、当社では「I 施設共通」でまとめて記載していることの差異。

## 別紙 2

添付書類構成の基本的な考え方及び  
設工認申請書の目次の記載方針



## 目次

1. 概要	1
2. 添付書類構成	1
2.1 添付書類構成の基本的な考え方	1
2.2 設工認申請書の目次の記載方針	3

## 1. 概要

本資料は、「添付-2 第1回設工認申請書の添付書類構成（再処理施設）」及び「添付-4 第1回設工認申請書の添付書類構成（MOX燃料加工施設）」で示した再処理施設及びMOX燃料加工施設の設工認申請書の添付書類構成の基本的な考え方と設工認申請書における目次の記載方針について示すものである。以降、MOX燃料加工施設を代表して説明を展開する。

## 2. 添付書類構成

### 2.1 添付書類構成の基本的な考え方

- a. 添付書類の構成は、加工規則で添付が求められている以下の項目を大分類とし、それぞれの項目に対して必要な書類を添付する。
  - (1) 事業変更許可申請書との整合性に関する説明書
  - (2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
  - (3) 技術基準への適合性に関する説明書
- b. 「(3) 技術基準への適合性に関する説明書」については、申請対象設備リスト、各条文への適合性説明書及び計算書並びに添付図面で構成し、各条文への適合性説明書及び計算書は、以下のとおり既設工認の添付書類の構成（Ⅰ～Ⅳ）を維持しつつ、新規で追加が必要な条文の添付書類については、「Ⅴ その他の説明書」の中で展開を行う。

MOX燃料加工施設
(3) 技術基準への適合性に関する説明書 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理*
Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書
Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書
Ⅳ 強度に関する説明書
Ⅴ その他の説明書
Ⅴ-1 説明書
Ⅴ-2 加工施設に関する図面

\*申請対象設備リストを指す。

- c. 「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」については、新規制基準を踏まえて以下の構成とする。
  - 「第5条 安全機能を有する施設の地盤」、「第6条 地震による損傷の防止」、「第26条 重大事故等対処施設の地盤」、「第27条 地震による損傷の防止」への適合のための設計方針をⅢ-1、耐震計算書をⅢ-2で展開する。
  - 「第11条 火災等による損傷の防止」「第29条 火災等による損傷の防止」の適合性の説明において、基準地震動に対して確認する設備の耐震計算の方針及び結果をⅢ-4で展開する。
  - 「第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止」の適合性の説明におい

て、基準地震動に対して確認する設備の耐震計算の方針及び結果をⅢ－５で展開する。

- 「第 30 条 重大事故等対処設備」の適合性の説明において、基準地震動の 1.2 倍の地震力に対して機能を確認する設備の耐震計算の方針及び結果を Ⅲ－６で展開する。

MOX 燃料加工施設	
Ⅲ	加工施設の耐震性に関する説明書
Ⅲ－１	加工施設の耐震性に関する基本方針
Ⅲ－２	加工施設の耐震性に関する計算書
Ⅲ－３	計算機プログラム（解析コード）の概要
Ⅲ－４	火災防護設備の耐震性に関する計算書
Ⅲ－５	溢水防護設備の耐震性に関する計算書
Ⅲ－６	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書

d. 「Ⅳ 強度に関する説明書」については、「第 15 条 材料及び構造」及び「第 31 条 材料及び構造」に適合することを示すため、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の容器及び管の強度評価の内容を説明する。

e. 「Ⅴ その他の説明書」は、「Ⅴ－１ 説明書」と「Ⅴ－２ 加工施設に関する図面」で構成する。また、「Ⅴ－１ 説明書」は、「Ⅴ－１－１ 各施設に共通の説明書」と「Ⅴ－１－２ 以降の個別施設の説明書」で構成する。

「Ⅴ－１－１ 各施設に共通の説明書」及び「Ⅴ－１－２ 以降の個別施設の説明書」は、Ⅰ～Ⅳ以外の技術基準への適合性に係る説明書を添付する。説明書は、発電炉の書類構成の順序を踏まえるとともに、加工施設特有の説明書については施設共通か個別施設かを踏まえて添付する位置を決める。

MOX 燃料加工施設	
Ⅴ－１－１	各施設に共通の説明書
Ⅴ－１－１－１	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
Ⅴ－１－１－２	加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書
Ⅴ－１－１－３	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書次回以降申請
Ⅴ－１－１－４	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
Ⅴ－１－１－５	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書
Ⅴ－１－１－６	火災及び爆発の防止に関する説明書
Ⅴ－１－１－７	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
Ⅴ－１－１－８	通信連絡設備に関する説明書
Ⅴ－１－１－９	安全避難通路等に関する説明書
Ⅴ－１－１－１０	搬送設備に関する説明書
Ⅴ－１－１－１１	警報設備等に関する説明書
Ⅴ－１－２	緊急時対策所に関する説明書

V-1-3	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書
V-1-4	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書
V-1-5	放射線管理施設に関する説明書
V-1-6	その他の加工施設に関する説明書
V-1-6-1	所内電源設備に関する説明書
V-1-6-2	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書
V-1-6-3	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書

- f. 「V-2加工施設に関する図面」は、仕様表で示した建物・構築物及び設備・機器の仕様表寸法、配置、系統構成を示すため、図面の種類（系統図、構造図、配置図等）、施設区分毎に対応する図面を添付する。

## 2.2 設工認申請書の目次の記載方針

- a. 設工認申請書においては、添付書類の構成を示すための目次と各添付書類において本文の章・項目を示す目次とを添付する。
- b. 添付書類の構成を示す目次は、次回以降申請する添付書類も含めた目次とし、第1回で申請しない添付書類については名称の後に次回以降申請と記載する。なお、個別の設備に係る耐震計算書等及び添付図面(構造図等)は第1回で添付する書類名称を記載する。
- c. 添付書類本文の章・項目を示す目次は、次回以降説明する章・項目も含めた目次とし、章・項目は、「1.」「1.1」の程度で展開する。また、添付書類本文において、次回以降に詳細を説明する内容がある場合は、当該内容が次回以降説明であることを記載する。
- d. なお、第2回以降、基本方針等において前回までに認可を受けた添付書類と同じ内容の書類を添付する場合は、当該添付書類の表紙と以下のように呼び込みのページを付けて申請を行う。他施設と共用する設備で、主登録側の施設で認可を受けた耐震計算書等を引用する場合についても同様な方法で申請する。

今回の申請に係る本説明は、平成〇年〇月〇日付け X 安(核規)第 XXX 号にて認可を受けた設工認申請書の添付書類〇「〇〇〇〇に関する説明書」に同じである。
--

以 上



## MOX 燃料加工施設における設備区分の整理

## 1. MOX 燃料加工施設における計装関係設備

加工施設の事業許可基準規則及び技術基準規則では、再処理施設の規則のように計測制御施設等の項目がないことから、MOX 燃料加工施設における計装関係設備は事業変更許可申請書において、各設備に分類されている。

設工認申請書で計装関係設備の設計方針等を説明する際、計装関係設備の系統や検出、出力等の関係する設計の説明を合理的に行えるよう、設備区分の再整理を検討した。

MOX 燃料加工施設における計装関係設備としては、以下のものがある。

## (1) 申請対象設備において機種を計装/放管設備としている設備

- ① サンプ液位
- ② 漏えい液受血液位
- ③ ガンマ線エリアモニタ等の放射線管理施設の設備
- ④ グローブボックス温度監視装置（安全上重要な施設のグローブボックスの火災感知のための設備（火災防護設備））
- ⑤ 可搬型放水砲流量計等の重大事故等対処設備（拡散抑制設備、水供給設備、緊急時対策建屋関連設備）
- ⑥ 警報設備等の条文に関係する焼結炉内部温度高による過加熱防止回路等の設備

## (2) 上記以外の計装関係設備

- ① 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置等の放射線管理施設の設備
- ② 水素漏えい検知装置、自動火災報知設備等の火災防護設備関連の設備
- ③ 情報収集装置等の情報把握設備関連の設備
- ④ 臨界検知用ガスモニタ
- ⑤ グローブボックス負圧・温度監視設備

上記の計装関係設備について、設工認申請書での設計方針の説明方法を考慮し、技術基準規則への適合性、事業変更許可との整合の観点から、火災防護設備等の設備区分に分類すること適切な設備については事業変更許可申請書で示した設備区分で設計方針等を示す。

具体的には、ガンマ線エリアモニタ等の放射線管理施設の設備、グローブボックス温度監視装置、可搬型放水砲流量計等の重大事故等対処設備がこれに該当する。

グローブボックス温度監視装置については、安全上重要な施設のグローブボックスの火災感知のための設備であり、グローブボックス内の温度により火災を検知し、消

火設備に信号を送り、消火設備を作動させることが一連の動作である) これらの設計方針を火災防護設備として説明する。

一方、技術基準規則と直接関係せず、事業変更許可との整合の観点で説明が必要な設備で、検出端から検出結果を表示する盤、検出結果を受けた弁等の動作端までの一連の設計方針を示すことが適切な設備については、「警報関連設備」として設備区分を整理した。

具体的には、以下の設備を警報関連設備区分とする。

- 臨界検知用ガスモニタ
- グローブボックス負圧・温度監視設備
- 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路等の設備
  - ✓ 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路
  - ✓ 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路
  - ✓ 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路
  - ✓ 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁

なお、上記設備の設計として検出端から検出結果を表示する盤、検出結果を受けた弁等の動作端までの一連の設計方針を示すこととし、申請対象設備リストにおいては、上記設備に制御盤等の盤類を含むこととする(個別に制御盤等の盤類をリストに示すことはしない)。

「警報関連設備」に係る基本設計方針については、各設備の設計方針として示し、詳細設計に係る添付書類での説明については、「V-1-1-11 警報設備等に関する説明書」に示す。当該説明書において、検出結果を表示する盤に係る設計方針についても示す。

## 2. MOX 燃料加工施設におけるその他の主要な設備

「7.4 その他の主要な事項」における各設備の区分をその機能等をもとに再整理した。

具体的には、上記分類のうち、溢水防護設備以外の設備であり、そのうちグローブボックス負圧・温度監視設備等の計装関係設備については、1. に再整理の結果を示す。

それ以外の「空調用冷水設備」、「空調用蒸気設備」、「窒素循環用冷却水設備」、「水素・アルゴン混合ガス設備」等の設備が対象である。再整理の結果、設備区分を変更する設備に係る再整理の考え方を以下に示す。

### (1) 空調用設備

事業変更許可申請書において「空調用冷水設備」「空調用蒸気設備」「燃料油供給

設備」「非管理区域換気空調設備」として個別の設備区分を設けていた設備は、閉じ込め機能や廃棄設備、換気設備に含まれるグローブボックス排気設備等に対し、一般の空調関係の設備であることから、上記廃棄設備等とは区別し、その他の主要な設備の「空調用設備」として整理した。

#### (2) 窒素循環関係設備

事業変更許可申請書において「窒素循環用冷却水設備」「窒素ガス設備」として個別の設備区分を設けていた設備である。

窒素循環用冷却水設備は、廃棄設備の窒素循環設備の冷却設備に冷却水を供給するための設備で、窒素循環設備の補助的設備の位置づけであることから、気体廃棄物の廃棄設備ではなく、事業変更許可申請書と同様にその他の主要な設備に区分し、さらに、窒素循環設備へ追加供給を行うため窒素ガスや設備の洗浄用等に使用する窒素ガスを供給する「窒素ガス設備」と合わせて「窒素循環関係設備」として整理した。

また、「窒素ガス設備」の使用用途を踏まえ、名称を「窒素ガス供給設備」に変更する。

#### (3) 水素ガス・アルゴンガス用設備

事業変更許可申請書において「水素・アルゴン混合ガス設備」「アルゴンガス設備」「水素ガス設備」として個別の設備区分を設けていた設備である。これらは水素ガス・アルゴンガスに関係する設備であることから、「水素ガス・アルゴンガス用設備」として整理した。

#### (4) その他ガス設備

生産に係る「ヘリウムガス設備」、「酸素ガス設備」、「圧縮空気供給設備」は、事業変更許可申請書において「その他設備」として個別の設備区分を設けていた設備である。

ヘリウムガス設備は、溶接雰囲気用ガスや分析用のキャリアガスとして使用するヘリウムガスを供給する設備である。

酸素ガス設備 分析用のキャリアガスとして使用する酸素ガスを供給する設備である。

圧縮空気供給設備 弁、ダンパ、エアシリンダ等の駆動用、装置の洗浄用、分析用のキャリアガスとして圧縮空気を供給する設備である。

上記の設備をその他ガス設備として整理した。

以上

## 別紙3

準拠規格及び基準の記載方針について



## 目次

1. 概要 ..... 1
2. 記載方針 ..... 1

## 1. 概要

本資料は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認申請書のうち、準拠規格及び基準の記載方針について示すものである。

## 2. 記載方針

準拠規格及び基準については、「共通 06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に基づき以下の記載方針とする。

- a. 事業変更許可申請書との整合及び技術基準への適合性の観点から、設計全体に関するものとして基本方針等に係る申請対象設備の設計、製作等に使用する規格及び基準を記載するものとし、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう変更前後表の形式とする。
- b. 上記については、「適合すべき基準に関連する炉規制関連法令」及び「技術基準に規定される性能を満足させるための基本的なもの」とし、「技術基準規則解釈」に引用されるもの等とする。

例：炉規法、炉規則、技術基準規則、JSME、JEAC、JEAG、JIS、ASME 他

- c. 記載に当たっては、適切な規格基準類を採用していることがわかるように年版も含めて記載する。ただし、JIS 規格等の一般産業規格については、基本設計方針等に規格番号が記載されている場合を除き、日本産業規格（JIS）等の共通的な記載とし、適用対象が明確となる添付書類にて規格番号を含めて記載する。
- d. 基本設計方針等に係る基本的なものは、本文の準拠規格及び基準に記載し、添付書類の具体的な評価、計算で用いているものは添付書類の準拠規格及び基準に記載する。
- e. 既設工認において、本文の準拠規格及び基準に記載していたものは、添付書類の具体的な評価、計算で用いているものであっても、記載箇所は変更せずに本文の準拠規格及び基準に記載する。
- f. 準拠規格及び基準の変更前後について、規則の改正または従前適用していた規則が廃止され、新しい規則に移行する場合等においても既設工認から引き続き適用されることが明らかな場合は、記載の適正化として変更前に記載する。
- g. 作成単位は、施設区分単位で作成することを基本とし、その他再処理設備の附属施設（MOX 燃料加工施設においては「その他の加工施設」）については、設備区分単位で作成する。また、同一の規格及び基準を複数の施設区分間で使用する場合は、それぞれの施設区分にて規格及び基準を記載する。
- h. 基本設計方針のうち共通項目の規格及び基準は、施設共通であるため、代表として施設区分の最上段である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設（MOX 燃料加工施設においては「成形施設」）の準拠規格及び基準で展開する。その他の各施設の準拠規格及び基準においては、共通項目の規格及び基準のうち当該施設の設備・機器に準拠するものを記載する。なお、再処理施設の第 1 回申請においては、申請対象設備が冷却水設

備と竜巻防護対策設備のみであることから、冷却水設備にて施設共通の準拠規格及び基準を展開する。

- i. ガイド（竜巻影響評価ガイド等）については、発電炉において技術基準解釈に記載がないこと、規格及び基準ではないこと、評価手法を参考にすることから表の欄外に参考として記載している。ガイドについては、発電炉の記載方法に倣って、代表となる施設区分の最上段である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設（MOX 燃料加工施設においては「成形施設」）の準拠規格及び基準の表の欄外に記載することとする。

< 準拠規格及び基準の作成単位 >

・再処理施設

施設区分	作成単位
イ. <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</u>	<u>施設区分毎に準拠規格及び基準を作成する。</u> 「第1章 共通項目」の準拠規格についても含める。 <sup>*3</sup>
ロ. <u>再処理設備本体</u> ・ <u>せん断処理施設</u> ・ <u>溶解施設</u> ・ <u>分離施設</u> ・ <u>精製施設</u> ・ <u>脱硝施設</u> ・ <u>酸及び溶媒の回収施設</u>	<u>施設区分毎に準拠規格及び基準を作成する。（再処理設備本体については、規則において施設区分が分かれていることから、規則に従う）</u>
ハ. <u>製品貯蔵施設</u>	
ニ. <u>計測制御系統施設</u>	
ホ. <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u>	
ヘ. <u>放射線管理施設</u>	
ト. <u>その他再処理設備の附属施設</u>	
	<u>設備区分毎に準拠規格及び基準を作成する。<sup>*4</sup></u>

注記 \*1：基本設計方針 第2章 個別項目の申請（当該施設区分，設備区分の設備の申請）に合わせて，準拠規格及び基準を申請する。

\*2：次回以降の準拠規格及び基準については，基本設計方針の追加及び申請対象設備の申請を踏まえた追加を行う。

\*3：再処理施設の第1回申請においては，申請対象設備が冷却水設備と竜巻防護対策設備のみであることから，施設共通の準拠規格及び基準は冷却水設

備にて展開する。

\*4：その他再処理設備の附属施設については、火災防護設備、溢水防護設備等の複数の設備が含まれることから、対象となる設備区分毎に準拠規格及び基準を作成する。

・ MOX 燃料加工施設

施設区分	作成単位
ハ. 成型施設	施設区分毎に準拠規格及び基準を作成する。 「第1章 共通項目」の準拠規格についても含める。
ニ. 被覆施設	施設区分毎に準拠規格及び基準を作成する。
ホ. 組立施設	
ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	
チ. 放射線管理施設	
リ. その他の加工施設	設備区分毎に準拠規格及び基準を作成する。*3

注記 \*1：基本設計方針 第2章 個別項目の申請(当該施設区分，設備区分の設備の申請)に合わせて，準拠規格及び基準を申請する。

\*2：次回以降の準拠規格及び基準については，基本設計方針の追加及び申請対象設備の申請を踏まえた追加を行う。

\*3：その他の加工施設については，火災防護設備，溢水防護設備等の複数の設備が含まれることから，対象となる設備区分毎に準拠規格及び基準を作成する。

上記をもとに作成した第1回申請に係る準拠規格及び基準の記載例について記載の考えと合わせて，再処理施設を第1表，MOX燃料加工施設を第2表に示す。

以 上



第1表(1) その他再処理設備の附属施設 冷却水設備の記載例と記載の考え

変更前	変更後	記載の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日政令第324号)</li> <li>・使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和46年3月27日総理府令第10号)</li> <li>・再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第27号)</li> <li>・再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日原子力規制委員会規則第9号)</li> <li>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号)</li> </ul>	<p>変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法に係る法令。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)</li> <li>・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号)</li> <li>・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)</li> <li>・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号)</li> <li>・消防法施行規則 (昭和36年4月1日自治省令第6号)</li> <li>・日本産業規格(JIS)</li> <li>・ASME規格 (American Society of Mechanical Engineers)</li> <li>・電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)</li> <li>・日本電機工業会規格(JEM)</li> <li>・日本電線工業会規格(JCS)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備の設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>

(続き)

変更前	変更後	記載の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準 (昭和 55 年 10 月 30 日通商産業省告示第 501 号)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> <li>・日本建築学会 2005 年 鋼構造設計規 準－許容応力度設計法－</li> <li>・日本建築学会 2010 年 各種合成構造 設計指針・同解説</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> <li>・設備の構造設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)</li> <li>・都市計画法施行令 (昭和 44 年 6 月 13 日政令第 158 号)</li> <li>・原子力発電所の火災防護規程 (JEAC4626-2010)</li> <li>・原子力発電所の火災防護指針 (JEAG4607-2010)</li> <li>・危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号)</li> <li>・IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験</li> <li>・IEEE Std 384-1992 ケーブルトレイ分離 距離</li> <li>・火災報知設備の感知器及び発信機に係る 技術上の規格を定める省令 (昭和 56 年自治省令第 17 号)</li> <li>・工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006)</li> <li>・電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号)</li> <li>・原子力発電所の耐雷指針 (JEAG4608-2007)</li> <li>・発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007)</li> </ul>	<p>変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> </ul>

(続き)

変更前	変更後	記載の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」</u> (SBA G 0603-2001)</li> <li>・ <u>圧力容器構造規格</u> (平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 196 号)</li> <li>・ <u>再処理施設用ステンレス鋼規格</u></li> <li>・ <u>発電用原子力設備規格 維持規格</u> (JSME S NA1-2008)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><u>変更なし</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>基本設計方針</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針</u> (平成 19 年 12 月 27 日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準</u> (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号)</li> </ul>	
<p>— —</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>危険物の規制に関する規則</u> (昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号)</li> <li>・ <u>UL94(Six Edition) 50W 垂直燃焼試験</u></li> <li>・ <u>IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験</u></li> <li>・ <u>UL1581(Fourth Edition-2001) 1080. VW-1 垂直燃焼試験</u></li> <li>・ <u>JIS K 7201-2 プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法</u></li> <li>・ <u>日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」</u> (JACA No. 11A-2003)</li> <li>・ <u>平成 12 年建設省告示第 1400 号</u> (平成 12 年 5 月 30 日通産省告示第 1400 号)</li> </ul>	

上記の他「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」, 「原子力発電所の火山影響評価ガイド」, 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」, 「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」, 「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」及び「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

注記 \*1: 既設工認において記載している申請対象設備の設計, 製作等に使用する基本的な規格のため記載する。

第1表(2) その他再処理設備の附属施設 竜巻防護対策設備の記載例と記載の考え

変更前	変更後	記載の考え
二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核原料物質，核燃料物質及び原子炉の則に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)</li> <li>・核原料物質，核燃料物質及び原子炉の則に関する法律 (昭和32年11月21日政令第324号)</li> <li>・使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和46年3月27日総理府令第10号)</li> <li>・再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第27号)</li> <li>・再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日原子力規制委員会規則第9号)</li> <li>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号)</li> <li>・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)</li> <li>・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号)</li> <li>・日本産業規格(JIS)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法に係る法令。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備の設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>

上記の他「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」，「原子力発電所の火山影響評価ガイド」，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」及び「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

注記 \*1: 既設工認の他設備においても記載している申請対象設備の設計，製作等に使用する基本的な規格のため記載する。



第2表(1) 成形施設の記載例と記載の考え

変更前	変更後	記載の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日政令第324号)</li> <li>・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和41年7月19日総理府令第37号)</li> <li>・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第17号)</li> <li>・加工施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日原子力規制委員会規則第6号)</li> <li>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号)</li> </ul>	<p>変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法に係る法令。</li> </ul>
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)</li> <li>・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号)</li> <li>・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)</li> <li>・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号)</li> <li>・日本産業規格(JIS)</li> <li>・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)</li> <li>・日本建築学会各種構造設計及び計算規準</li> <li>・日本建築学会各種建築工事標準仕様書・同解説(JASS)</li> </ul>		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・建物の設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・遮蔽設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の構造設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>

(続き)

変更前	変更後	記載の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984)</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号)</li> <li>・ 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号)</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針 (昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定)</li> <li>・ 工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006)</li> <li>・ 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」 (JACA No. 11A-2003)</li> <li>・ 日本電気協会電気技術規程・指針</li> <li>・ 平成 12 年建設省告示第 1400 号 (平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1400 号)</li> <li>・ 原子力発電所の耐雷指針 (JEAG4608-2007)</li> </ul>	<p>変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計方針</li> </ul>

(続き)

変更前	変更後	記載の考え
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)</li><li>・ 青森県建築基準法施行細則 (昭和 36 年 2 月 9 日青森県規則第 20 号)</li><li>・ 電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」 (SBA G 0603-2001)</li><li>・ IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験</li><li>・ IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験</li><li>・ UL1581 (Fourth Edition-2001) 1080. VW-1 垂直燃焼試験</li><li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号)</li><li>・ 放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準 (NFPA801 2014 Edition)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本設計方針</li></ul>

上記の他「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」,「原子力発電所の火山影響評価ガイド」,「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」,「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」及び「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」を参照する。

注記 \*1: 既設工認において記載している申請対象設備の設計, 製作等に使用する基本的な規格のため記載する。

第2表(2) その他の加工施設 火災防護設備の記載例と記載の考え

変更前	変更後	記載の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日政令第324号)</li> <li>・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和41年7月19日総理府令第37号)</li> <li>・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第17号)</li> <li>・加工施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日原子力規制委員会規則第6号)</li> <li>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法に係る法令。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)</li> <li>・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号)</li> <li>・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)</li> <li>・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号)</li> <li>・日本産業規格(JIS)</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・建物の設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本建築学会各種構造設計及び計算規準</li> <li>・日本建築学会各種建築工事標準仕様書・同解説(JASS)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の構造設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計に係る基本的な規格及び基準。<sup>*1</sup></li> </ul>



(続き)

変更前	変更後	記載の考え
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成 25 年 6 月 19 原規技発第 1306195 号)</li><li>・ 放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準 (NFPA801 2014 Edition)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本設計方針</li></ul>

注記 \*1: 既設工認において記載している申請対象設備の設計, 製作等に使用する基本的な規格のため記載する。

令和4年8月24日 R4

## 別紙4

主要設備リスト及び兼用設備リストの記載方針

## 目 次

1. 概要 ..... 1
2. 記載方針 ..... 1

## 1. 概要

本資料は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認申請書のうち、主要設備リスト及び兼用設備リストの作成方針について示すものである。

主要設備リスト及び兼用設備リストは、申請対象設備における設備の分類（安重区分、耐震重要度分類等）及び主登録となる設備区分を明確にすることを目的とする。

## 2. 記載方針

- 主要設備リストは、施設毎の主要な設備（仕様表対象設備）について設計基準対象の施設と重大事故等対処設備との識別、耐震重要度分類、安重区分及び機器区分を記載する。主要設備リスト以外の申請対象設備については、添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」に記載する。
- 主要設備リストは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については仕様表の記載順とする。
- 主要設備リストの「名称」は仕様表名称と一致させる。
- 兼用設備リストに記載する設備の対象は、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない基本設計方針に個別名称を記載する設備とする。なお、第 1 回申請において兼用設備リストの対象となる設備の申請はない。
- 兼用設備リストは、主要設備リストに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。
- 主要設備リストの発電炉との比較表を表 1 に示す。

以 上



表1 主要設備リストの記載方針と発電炉との比較(1/5)

		変更前				変更後			
		設計基準対象施設*1		設計基準対象施設*1		設計基準対象施設*1		設計基準対象施設*1	
設備区分	系統名	名称	耐震重要度分類	機器区分	設備分類	名称	耐震重要度分類	機器区分	設備分類
火災区域構造物及び火災区画構造物	-	原子炉建屋原子炉機及び原子炉建屋付属機	C	-	-	原子炉建屋原子炉機及び原子炉建屋付属機	C	-	-
		タービン建屋	C	-	-	タービン建屋	C	-	-
		海水ポンプエリア	C	-	-	海水ポンプエリア	C	-	-
		廃棄物処理建屋	C	-	-	廃棄物処理建屋	C	-	-
		固体廃棄物作業建屋(東海、東海第二発電所共用)	C	-	-	固体廃棄物作業建屋(東海、東海第二発電所共用)	C	-	-
		固体廃棄物貯蔵庫(東海、東海第二発電所共用)	C	-	-	固体廃棄物貯蔵庫(東海、東海第二発電所共用)	C	-	-
		使用済燃料乾式貯蔵建屋	C	-	-	使用済燃料乾式貯蔵建屋	C	-	-
		給水加熱器保管庫	C	-	-	給水加熱器保管庫	C	-	-
		復水貯蔵タンクエリア	C	-	-	復水貯蔵タンクエリア	C	-	-
		排気筒モニタ室	C	-	-	排気筒モニタ室	C	-	-
		常設代替高圧電源装置置場	C	-	-	常設代替高圧電源装置置場	C	-	-
		軽油貯蔵タンクエリア	C	-	-	軽油貯蔵タンクエリア	C	-	-
		緊急時対策所建屋*2(東海、東海第二発電所共用)	-	-	-	緊急時対策所建屋*2(東海、東海第二発電所共用)	-	-	-
		常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納庫、緊急用海水ポンプピット*2	-	-	-	常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納庫、緊急用海水ポンプピット*2	-	-	-
		可搬型設備用軽油タンク*2	-	-	-	可搬型設備用軽油タンク*2	-	-	-

		変更前				変更後			
		設計基準対象施設*1		設計基準対象施設*1		設計基準対象施設*1		設計基準対象施設*1	
設備区分	系統名	名称	耐震重要度分類	機器区分	設備分類	名称	耐震重要度分類	機器区分	設備分類
-	-	燃料加工建屋	C	-	-	変更なし	S*2	変更なし	-/1.2S s
		建屋遮蔽(燃料加工建屋)	B	-	-	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		遮蔽扉(燃料加工建屋)	-	-	-	変更なし	C	変更なし	変更なし
		遮蔽設備(貯蔵容器一時保管設備)	-	-	-	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

注記 \*1: 表1に用いる略語の定義は「付表1」による。  
\*2: 安全上重要な施設として選定する建築物である原料受払室前室、原料受払室前室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、ベレット加工第1室、ベレット加工第2室、ベレット加工第3室、ベレット加工第4室、ベレット加工前室、ベレット一時保管室、ベレット・スクラップ貯蔵室、点検第3室、点検第4室、現場監視第1室、現場監視第2室、スクラップ処理室、スクラップ処理前室及び分析第3室で構成する区域の境界の壁及び床をSクラスとする。

安重を識別するために安重区分を追加。

「共通 06 本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面に記載すべき事項」に示す機種を記載。

表1 主要設備リストの記載方針と発電炉との比較(2/5)

発電炉		MOX燃料加工施設	備考
付表1 略語の定義 (1/3)		付表1 略語の定義 (1/2)	
設計基準対象施設 耐震重要度分類	略語	定義	
	S	耐震重要度分類におけるSクラス（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く）	
	S*	Sクラス施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能（津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう）を保持するものとする。	
	B	耐震重要度分類におけるBクラス（B-1、B-2及びB-3を除く）	
	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動 $S_d$ に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	
	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	
	B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	
	C	耐震重要度分類におけるCクラス（C-1、C-2及びC-3を除く）	
	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	
	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	
	C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	
-	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの		
		安重区分	
		耐震重要度分類	
		略語	定義
		安重	安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設
		非安重	安全上重要な施設を除く、安全機能を有する施設
		S	耐震重要度分類におけるSクラス
		B	耐震重要度分類におけるBクラス（B-1、B-2、B-3及びB-4を除く）
		B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動 $S_d$ に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
		B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		B-3	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚および燃料集集体貯蔵チャンネルは、基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計するもの
		B-4	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動 $S_s$ による地震動に対して耐震性が確保される設計のもの
		C	耐震重要度分類におけるCクラス（C-1、C-2及びC-3を除く）
		C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防止する機能を保持できる設計とするもの
		C-3	Cクラス施設のうち、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
		-	上記以外（当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む）
			MOX燃料加工施設の特有の設計方針としてB-3、B-4を追加。 発電炉の特有の項目については展開していない。 (S*, B-3, C-3)

表1 主要設備リストの記載方針と発電炉との比較(3/5)

発電炉		MOX燃料加工施設	備考
付表1 略語の定義 (2/3)		付表1 略語の定義 (2/2)	
設計基準対象施設 機器クラス	略語	定義	
	クラス1	技術基準規則第二条第二項第三十二号に規定する「クラス1容器」, 「クラス1管」, 「クラス1ポンプ」, 「クラス1弁」又はこれらをサポートする構造物	
	クラス2	技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定する「クラス2容器」, 「クラス2管」, 「クラス2ポンプ」, 「クラス2弁」又はこれらをサポートする構造物	
	クラス3	技術基準規則第二条第二項第三十四号に規定する「クラス3容器」又は「クラス3管」	
	クラス4	技術基準規則第二条第二項第三十五号に規定する「クラス4管」	
	格納容器 *1	技術基準規則第二条第二項第二十八号に規定する「原子炉格納容器」	
	炉心支持構造物	原子炉圧力容器の内部において燃料集合体を直接に支持するか又は拘束する部材	
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの	
	Non	上記以外の容器, 管, ポンプ, 弁又は支持構造物	
	—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの又は上記以外のもの	
	設計基準対象の施設	機器区分	
	略語	定義	
	1種	加工施設の技術基準に関する規則の解釈(別記)における「加工第1種機器」	
	2種	加工施設の技術基準に関する規則の解釈(別記)における「加工第2種機器」	
	3種	加工施設の技術基準に関する規則の解釈(別記)における「加工第3種機器」	
	—	上記以外(当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む)	



表1 主要設備リストの記載方針と発電炉との比較(4/5)

発電炉		MOX燃料加工施設	備考	
付表1 略語の定義 (3/3)				
重大事故等 対処設備	設備分類			
	略語	定義		
	常設/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備」	常設耐震 技術基準規則第二十七条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備」	1. 2Ss の耐震評価を行う施設を判別するため追加。
	常設耐震/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備」	常設 技術基準規則第二十七条第一項第二号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」	
	常設/緩和	技術基準規則第四十九条第一項第三号に規定する「常設重大事故緩和設備」	可搬 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの	
	常設/その他	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等対処設備	1. 2Ss 基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能を損なわないよう設計するもの	
	可搬/防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの	— 当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの	
	可搬/緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの		
可搬/その他	可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備以外の可搬型重大事故等対処設備			
—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの			
重大事故等 機器クラス	SAクラス2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等クラス2容器」, 「重大事故等クラス2管」, 「重大事故等クラス2ポンプ」, 「重大事故等クラス2弁」又はこれらを支持する構造物	発電炉の技術基準に基づく重大事故等機器クラスのクラス分類で, SAクラス1は特定重大事故等対処施設に属するもの, SAクラス2は重大事故等対処設備のうち常設のもの, SAクラス3は重大事故等対処設備のうち可搬型のものであり, 機種分類及び設備分類から同様な情報は読み取れるため機器クラス欄を設けていない。	
	SAクラス3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等クラス3容器」, 「重大事故等クラス3管」, 「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」		
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの。又は, 使用条件を踏まえ, 十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用するもの		
	—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの又は上記以外のもの		
注記 *1: 「発電用原子力設備規格(設計・建設規格(2005年版(2007年追補版含む。))) <第I編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会2007年)における「クラスMC」である。				



表1 主要設備リストの記載方針と発電炉との比較(5/5)

表1 火災防護設備の主要設備リスト (1/23)														
設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前			変更後			備考				
				設計基準対象施設*	耐震重要度分類	機器クラス	設計基準対象施設*	耐震重要度分類	機器クラス					
											重大事故等対応設備*	設備分類	重大事故等対応設備*	設備分類
火災区域構造物及び火災区画構造物	-	-	-	原子炉建屋原子炉機及び原子炉建屋付属機	C	-	-	-	-	-				
				タービン建屋	C	-	-	-	-	-	-			
				海水ポンプエリア	C	-	-	-	-	-	-			
				廃棄物処理建屋	C	-	-	-	-	-	-			
				固体廃棄物作業建屋 (東海、東海第二発電所共用)	C	-	-	-	-	-	-			
				固体廃棄物貯蔵庫 (東海、東海第二発電所共用)	C	-	-	-	-	-	-			
				使用済燃料乾式貯蔵建屋	C	-	-	-	-	-	-			
				給水加熱器保管庫	C	-	-	-	-	-	-			
				復水貯蔵タンクエリア	C	-	-	-	-	-	-			
				排気筒モニタ室	C	-	-	-	-	-	-			
				常設代替高圧電源装置庫	C	-	-	-	-	-	-			
				軽油貯蔵タンクエリア	C	-	-	-	-	-	-			
				緊急時対策所建屋*2 (東海、東海第二発電所共用)	-	-	-	-	-	-	-			
				常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納庫、緊急用海水ポンプピット*2	-	-	-	-	-	-	-			
				可搬型設備用軽油タンク*2	-	-	-	-	-	-	-			
				表2 火災防護設備の主要設備リスト										
				設備区分	系統名	機種	名称	変更前			変更後			備考
								設計基準対象施設*	耐震重要度分類	機器区分	設計基準対象施設*	耐震重要度分類	機器区分	
				-	-	火災区域構造物及び火災区画構造物	火災区域構造物及び火災区画構造物 (燃料加工建屋)	-	-	-	非安重	C*2	-	-

注記 \*1: 第1-7-1表に用いる略語の定義は「第1-1表 成形施設の主要設備リスト」の「付表1」による。  
 \*2: 火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)は、燃料加工建屋に設置する火災区域及び火災区画を分離するものである。  
 なお、燃料加工建屋の耐震設計については基準地震動Ssによる地震力に対して構造物全体として変形能力に十分な余裕を有するように設計する。

## 別紙5

変更の理由の記載方針について

## 目次

1. 概要 ..... 1
2. 変更の理由の記載方針 ..... 1

## 1. 概要

本資料は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認の変更の理由の記載方針について示すものである。

## 2. 変更の理由の記載方針

- 変更の理由には、「変更の理由」と「分割の理由」を記載する。
- 以下に MOX 燃料加工施設の変更の理由の記載方針を示す。
  - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正等に伴い、技術上の基準に適合させるために必要な設計及び工事の計画について、新規制基準に基づき加工の事業の変更の許可を受けた事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）を踏まえて変更する。
- 以下に MOX 燃料加工施設の分割の理由の記載方針を示す。
  - 本申請の申請範囲は、事業変更許可申請書における変更内容のうち、新規制基準への適合及びその他設計変更に係る MOX 燃料加工施設（以下「本施設」という。）の変更であり、本施設が建設工事の段階であること及び建設工事に時間を要することを踏まえ、建設工事の工程を考慮し、段階的に工事を実施することが効率的であるため、工事の工程に合わせて申請範囲を 4 つの時期に分割し、新規申請及び変更申請に区分することで、計 7 申請に分割して申請する。
  - なお、今後の進捗に応じて、分割申請の各申請回次の申請内容を変更する可能性がある。

MOX 燃料加工施設の分割申請計画表について第 1 表に示す。

以 上



第1表 分割申請計画(MOX)

申請種別	申請時期	申請回次	施設区分及び設備区分																				申請計画												
			ハ 成形施設	ニ 被覆施設	ホ 組立施設	ヘ 核燃料物質の貯蔵施設	ト 放射性廃棄物の廃棄施設			チ 放射線管理施設	リ その他の加工施設														2020年度	2021年度	2022年度		2023年度						
							気体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備		火災防護設備	照明設備	所内電源設備(電気設備)	補機駆動用燃料補給設備	拡散抑制設備	水供給設備	緊急時対策所	通信連絡設備	核燃料物質の検査設備	核燃料物質の計量設備	主要な実験設備	溢水防護設備	警報関連設備	冷却水設備			給排水衛生設備	空調用設備		窒素循環関係設備	水素・アルゴンガス用設備	その他ガス設備	選別・保管設備	荷役設備	下期
新規基準への適合	第1回	2項変更	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▽					
	第2回	2項変更	●	●	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	-	●	-	-				▽		
		1項新規	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	-	●	-	-					▽		
	第3回	2項変更	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-					▽		
		1項新規	●	-	-	-	●	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	-	●	-	●	●					▽	
	第4回	2項変更	-	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						▽	
		1項新規	-	-	-	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						▽

注記 \*1: 主配管(海洋放出管理系(燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲))が対象。

## 別紙6

加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する  
説明書の記載方針について

## 別紙 6 - 1

加工施設の事業変更許可申請書（本文三号）との整合性に関する説明書の記載方針について

## 目次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 説明書の構成	1



## 1. 概要

加工施設の事業変更許可申請書(本文三号)との整合性に関する説明書(以下「説明書」という。)は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第16条第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第16条の2第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

説明書は、設計及び工事の計画が加工事業変更許可申請書(以下「事業変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書(本文三号)と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項(以下「仕様表」という。)(以下「基本設計方針等」という。))について示すとともに、事業変更許可申請書(本文六号)に記載する解析条件についても整合性を示す。

また、事業変更許可申請書「添付書類五」のうち、事業変更許可申請書(本文三号)に係る詳細設計を記載している箇所については、事業変更許可申請書(本文三号)の関連情報として記載する。

なお、設計及び工事の計画において事業変更許可申請書の基本方針の記載を具体的な設計方針として展開した場合は、当該記載が事業変更許可申請書の記載内容を超えるものではないため、本資料で整合性を示す対象としない。

## 3. 説明書の構成

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書(本文)」、「事業変更許可申請書(添付書類五)」、「設工認申請書」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、事業変更許可申請書(本文三号)に記載する順とする。なお、事業変更許可申請書(本文六号)については、事業変更許可申請書(本文三号)内の該当箇所に挿入する。
- (3) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の整合していることの

説明は、該当箇所に紐づけ番号（事業変更許可申請書（本文）の項番号＋枝番号（-1, -①等）を四角囲い）を記載し、表 1 に従い整合性の欄に理由を記載する。

具体的には、事業変更許可申請書との差異が接続詞又は「設計とする」等の表現が異なる場合には「同義」を使用し、「等」の具体化、防護対象の設定等の設計及び工事の計画で詳細設計をしている場合には「具体的」又は「詳細」を使用する。

「具体的」は、事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の対応する文章の単位が対になる場合、「詳細」は複数に展開される場合に使用する。

- (5) 事業変更許可申請書（本文六号）との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。事業変更許可申請書（本文三号）との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。
- (6) 事業変更許可申請書「添付書類五」については、上記 c.において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載箇所が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。
- (7) 事業変更許可申請書（本文）の項目全体が、第 1 回申請対象外の箇所については、説明書の目次に次回申請以降に整合性を示すことを明示し、説明書の作成はしない。

MOX 燃料加工施設の第 1 回補正範囲における説明書の記載例を別添-1 に示す。

表1 整合性の記載例

No.	事業変更許可申請書（本文）と基本設計方針等の記載が異なる理由	整合性の記載例 ※「○○」及び「△△」は紐づけ番号を示す。
1	設工認の記載が事業変更許可申請書（本文）の記載と同義（同一設備又は含む）記載となっている場合	設工認の「○○」は、（必要に応じて理由を記載）事業変更許可申請書（本文）の「△△」〔の内容, の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり, 記載しており〕整合している。
2	事業変更許可申請書（本文）の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合	設工認の「○○」は、〔必要に応じて理由を記載〕事業変更許可申請書（本文）の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。
3	同一機器（○○）で設備（系統）区分が設工認（設備名）と事業変更許可申請書（本文）（設備名）で異なる場合	「○○」は、事業変更許可申請書（本文）における「設備名」を設工認の（主たる登録として）「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。
4	事業変更許可申請書（本文）との整合性を別の箇所で説明する場合	事業変更許可申請書（本文）「□.□◇◇◇（項番号）」に示す。
5	今回の設工認の対象外の事項	事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。
6	事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮を不要としている事項	事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮は不要としている。
7	単位等が異なるため、記載する数値（寸法、圧力等）が異なる場合	（計算式、単位換算等にて整合性を示す。） 外径 = 内径 + 板厚 × 2 ○○MPa = △△kg/cm <sup>2</sup> G
8	運用のため保安規定で対応する事項	事業変更許可申請書（本文）の「○○」は、保安規定にて対応する。
9	分割申請であり、次回申請以降に整合性を示す内容の場合	次回申請以降に整合性を示す。





事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び擁み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p>	<p>事業変更許可申請書の耐震設計</p> <p>② 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>耐震重要施設の建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び擁み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設の建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 Ss による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物においては、自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、Bクラス及びCクラスの施設の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの)との組み合わせにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(7) 周辺斜面</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>イ.(イ)-4耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動 Ss による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがない設計とする。</p> <p>2.2 重大事故等対処施設の地盤</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、基準地震動 Ss による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動 Ss による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ.(イ)-5地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p>	<p>設工認のイ.(イ)-4は事業変更許可(本文)のイ.(イ)-4と同義であり整合している。</p> <p>設工認のイ.(イ)-5は当該要求事項が事業変更許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置                      MOX燃料加工施設は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4km から約5km の地点に位置している。                      MOX燃料加工施設の主要な建物は、燃料加工建屋並びに再処理施設を共用する緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所である。                      燃料加工建屋は、敷地の西側部分を標高約55mに整地造成して、設置する。                      敷地中央から南西寄りに燃料加工建屋を設置し、その北東側に緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所を、東側に第2保管庫・貯水所を設置する。                      上記の他に、MOX燃料加工施設には、エネルギー管理建屋、再処理施設と共用するMOX燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道及び再処理施設を共用する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系、低レベル廃液処理建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔A、B、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクがある。                      また、重大事故等の対処において再処理施設を共用する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、開閉所、制御建屋、非常用電源建屋、低レベル廃棄物処理建屋、ユーティリティ建屋及び第2ユーティリティ建屋がある。                      燃料加工建屋は、地下階において、その北側に隣接する形で設置される再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道を介して接続する。                      再処理施設の海洋放水管は、低レベル廃液処理建屋から導かれ、概ね運搬専用道路に沿い、汀線部から沖合約3km まで敷設する。                      加工施設一般配置概要図を第2図に示す。</p>		<p>整合性                      事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「敷地内における主要な加工施設の位置」は、本設工認の対象外である。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. 加工施設的一般構造</p> <p>ロ. MOX燃料加工施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。))、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。))、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。))等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づく構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MOX燃料加工施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及及び拡大を抑制すること、さらに異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</li> </ul>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>MOX燃料加工施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。))、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。))、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。))等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づく構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MOX燃料加工施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及及び拡大を抑制すること、さらに異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</li> </ul>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>8.2 重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p> <p>＜中略＞</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書 (本文)第三号口項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>設工認は、事業変更許可申請書(本文)のロ.の「ロ」の関係法令の要求及び深層防護の考え方を適切に採用した設計としており整合している。</p> <p>設工認のロ.-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ.-①を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.② MOX 燃料加工施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者（以下「従事者」という。）の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないよう、合理的に設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>	<p>ロ.② MOX 燃料加工施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者（以下「従事者」という。）の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないよう、合理的に設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>	<p>7. 遮蔽 ロ.②安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことがもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。 ＜中略＞</p> <p>8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 ＜中略＞</p>	<p>設工認のロ.②は、事業変更許可申請書のロ.②と同一である。</p>	
<p>ロ.③ また、MOX 燃料加工施設は、以下の構造とする。 ・化学的に安定したウラン及びプルトニウム混合酸化物（以下「MOX」という。）を取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを配置しない設計とする。</p> <p>・取り扱う核燃料物質のうち、MOX 粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態で MOX 粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p>	<p>また、MOX 燃料加工施設は、以下の構造とする。 ・化学的に安定したウラン及びプルトニウム混合酸化物（以下「MOX」という。）を取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを配置しない設計とする。</p> <p>・取り扱う核燃料物質のうち、MOX 粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態で MOX 粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p>	<p>ロ.③ MOX 燃料加工施設は、化学的に安定したウラン及び MOX を取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを配置しない設計とする。</p> <p>取り扱う核燃料物質のうち、MOX 粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態で MOX 粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p> <p>なお、安全機能を有する施設並びに核物質防護及び設備配置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p>	<p>設工認のロ.③は、事業変更許可申請書のロ.③と同一である。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造 周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことにより、公衆の線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる。</p>	<p>(2) 放射線遮蔽 ① 基本的な考え方 MOX燃料加工施設の遮蔽設計は、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことにより、公衆の線量及び従事者の立ち入る場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 7. 遮蔽 安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないこととはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(1)-1」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(1)-1」を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(1) 「ロ.(ロ)(1)-1」平常時の直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。</p>	<p>a. 安全機能を有する施設は、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにする。また、合理的に達成できる限り低くなるよう遮蔽その他適切な措置を講ずる。</p>	<p>(1) 安全機能を有する施設は、「ロ.(ロ)(1)-1」平常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにする。また、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(1)-1」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(1)-1」を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(2) 管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。</p>	<p>b. 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる。</p>	<p>(2) 安全機能を有する施設は、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(2)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(2)」と同義であり整合している。</p>	
<p>① 遮蔽その他適切な措置としては、従事者の作業性を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p>	<p>a. 遮蔽その他適切な措置としては、放射線業務従事者の作業性を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p>	<p>なお、遠隔操作の設計については、第2章 個別項目の「1. 成形施設」、「2. 被覆施設」、「3. 組立施設」、「7. 2.1 核燃料物質の検査設備」及び「7.3 主要な実験設備」に示す。また、放射性物質の漏えい防止対策については、第1章共通項目の「4. 閉じ込めの機能」に基づくとし、換気の設計については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(1)-1」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(1)-1」を具体的に記載しており整合している。</p>	
	<p>b. 遮蔽設備は、放射線を遮蔽するための壁、床及び天井(以下「建屋壁遮蔽」という。)、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮蔽並びに補助遮蔽から構成する。</p>			

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考														
<p>② 従事者の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>②立入時間等を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、<u>区分ごとの基準線量率を満足する設計とする。</u></p> <p>③ <sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>③放射線を遮蔽するための壁、床、天井に開口部又は貫通部があるものに対しては、<u>遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。</u></p>	<p>c. MOX燃料加工施設において、従事者が立ち入る場所については、<u>従事者の立入時間等を考慮して、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、これを満足するように遮蔽設備を設ける。</u></p> <p>d. <u>建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。</u>                  &lt;中略&gt;</p>	<p>c. MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>②立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、<u>区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</u></p> <p>d. <sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>③建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。</p> <p>(a) <u>建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については、線源を直接見通さないような場所に設置する措置</u></p> <p>(b) <u>建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置</u>                  &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>②は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>③は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>③を具体的に記載しており整合している。</p>															
<p>④ <sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>④遮蔽材は、主としてコンクリートを用いる。</p>	<p>b. 遮蔽設備 (a) 建屋壁遮蔽</p> <table border="1" data-bbox="454 784 782 1097"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主要寸法* (mm)</th> <th>変更前 材料</th> <th>変更後 材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料加工施設 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)</td> <td>390(400*)</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kg/㎡以上)</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>890(900*) 1290(1300*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料加工施設 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)</td> <td>290(300*)</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kg/㎡以上)</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>490(500*) 590(600*) 690(700*) 790(800*)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主要寸法* (mm)	変更前 材料	変更後 材料	燃料加工施設 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)	390(400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)	変更なし	890(900*) 1290(1300*)	燃料加工施設 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)	変更なし	490(500*) 590(600*) 690(700*) 790(800*)	<p>設工認の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>④は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>④のとおりに、主としてコンクリートを用いた遮蔽材とされていることから整合している。</p>	<p>設工認の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>④は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.</sup>(<sup>ロ</sup>)<sup>(2)</sup>④のとおりに、主としてコンクリートを用いた遮蔽材とされていることから整合している。</p>	
名称	主要寸法* (mm)	変更前 材料	変更後 材料															
燃料加工施設 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)	390(400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)	変更なし															
	890(900*) 1290(1300*)																	
燃料加工施設 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)	変更なし															
	490(500*) 590(600*) 690(700*) 790(800*)																	

【成形施設】(仕様表)

名称	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材料	主要寸法* (mm)	材料
燃料加工施設 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)	390(400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)
	890(900*) 1290(1300*)			
燃料加工施設 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kg/㎡以上)
	490(500*) 590(600*) 690(700*) 790(800*)			

事業変更許可申請書 (本文)

事業変更許可申請書 (添付書類五)

設工認申請書 該当事項

整合性

備考

(続き)

名 称 名 種	変更前		変更後	
	主要寸法** (mm)	材料	主要寸法** (mm)	材料
燃料加工車庫 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	840(850*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	890(900*)			
	1090(1100*)			
	1290(1300*)			
	1390(1400*)			
燃料加工車庫 地下1階 (T.M.S.L.50.30a)	1490(1500*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	1590(1600*)			
	1790(1800*)			
	890(900*)			
	990(1000*)			
燃料加工車庫 地上1階 (T.M.S.L.56.80a)	1090(1100*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	1390(1400*)			
	1490(1500*)			
	1590(1600*)			
	1690(1700*)			
2090(2100*)				

(続き)

名 称 名 種	変更前		変更後	
	主要寸法** (mm)	材料	主要寸法** (mm)	材料
燃料加工車庫 地下1階 (T.M.S.L.56.80a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	490(500*)			
	590(600*)			
	690(700*)			
	790(800*)			
燃料加工車庫 地上2階 (T.M.S.L.62.80a)	990(1000*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	1090(1100*)			
	1290(1300*)			
	1390(1400*)			
	1590(1600*)			
1890(1900*)				

(続き)

名 称 名 種	変更前		変更後	
	主要寸法** (mm)	材料	主要寸法** (mm)	材料
燃料加工車庫 地上階 (T.M.S.L.70.20a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	790(800*)			
	1290(1300*)			
燃料加工車庫 地上階 (T.M.S.L.77.50a)	1390(1400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)		変更なし
	1490(1500*)			
	1590(1600*)			

注記 表1: 公称値を示す。

\*2: 公称値のうち最小のものを示す。

\*3: 変更設計上考慮する厚さを示す。



事業変更許可申請書 (本文)

事業変更許可申請書 (添付書類五)

工認申請書 該当事項

整合性

備考

(b) 遮蔽壁

ロ。(口)②④

名 称 種 別	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材 料	主要寸法* (mm)	材 料
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.35.00m)	340(340*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
	340(340*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
	35(35*)	SS400		変更なし
	73(80*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	292(300*)	SS400		変更なし
	34(34*)	SS400		→*
	65(65*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	300(306*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)
	260(260*)	SS400	300(306*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	10(14*)	SS400		→*
	72(72*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
	185(185*)	SS400		→*
	290(292*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	490(492*)	SS400		→*
	43(48*)	SS400		→*
	115(120*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*

(続き)

名 称 種 別	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材 料	主要寸法* (mm)	材 料
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	17(19*)	SS400		→*
	43(45*)	SS400		→*
燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L.50.30m)	180(180*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
	34(38*)	SS400		→*
燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L.50.30m)	83(85*)	SS400		→*
	145(145*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L.56.80m)	5(5*)	SS400		→*
	21(21*)	SS400		→*

注記 \*1:公称値を示す。

\*2:遮蔽設計上考慮する値を示す。

\*3:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。

\*4:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*5:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*6:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*7:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*8:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*9:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*10:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。

(c) 遮蔽壁

ロ。(口)②④

名 称 種 別	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材 料	主要寸法* (mm)	材 料
燃料加工建屋 地下3階中2階 (T.M.S.L.28.30m)	850(860*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
	50(55*)	SS400		→*
燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.35.00 m)	20(22*)	SS400		→*
	100(105*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*

注記 \*1:公称値を示す。

\*2:遮蔽設計上考慮する値を示す。

\*3:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。

\*4:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*5:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*6:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*7:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*8:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*9:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。  
 \*10:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建築家の仕様表に示す。

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑤ 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する。</p> <p>(3) 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくとも必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>□.(ロ)(3) また、設計基準事故時においても、過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保することで中央監視室、制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>e. 遮蔽設計に当たっては、設備・機器の核燃料物質の取扱量、核燃料物質中のプルトニウム量、化度、核分裂生成物の含有率並びに子孫核種の量とも考慮したプルトニウム及びウランの仕入れを遮蔽設計上厳しい条件で設定するとともに、遮蔽体の形状及び材質を考慮し、十分な安全裕度を見込んで評価を行う。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを用いる。</p> <p>f. 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくとも必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>また、設計基準事故時においても、過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保することと中央監視室、制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>e. 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(3) 操作性の考慮</p> <p>設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくとも必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p>	<p>□.(ロ)(3) 安全機能を有する施設を設置場所は、通常時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がなないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれのない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。</p>	<p>□.(ロ)(3) 設工認の□.(ロ)(3)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ロ)(3)を具体的に記載しており整合している。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造安全機能を有する施設は、<u>ロ、(ハ)①</u>以下のとおり、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。</p> <p>(1) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)、ウラン粉末は<u>ロ、(ハ)①</u>取放量等に応じてグローブボックス又はオープンポートのサンプリング試料等を取り扱う設計とする。</p>	<p>(3) 閉じ込めの機能安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、<u>系統、機器、グローブボックス等に放射性物質を閉じ込める設計とする。</u></p> <p>MOX燃料加工施設において、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもの(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)、ウラン粉末は取放量等に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで、放射性廃棄物のサンプリング試料等はフードで取り扱う設計とする。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (1) 閉じ込めに係る基本方針 安全機能を有する施設は、<u>ロ、(ハ)①</u>放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。</p> <p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。))で、ウラン粉末は<u>ロ、(ハ)①</u>取放量、取扱形態に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで、放射性廃棄物のサンプリング試料等の汚染のおそれのある物品はフードで取り扱う設計とする。</p> <p>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。また、グローブボックスは、グローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。</p> <p>MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ハ)①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ、(ハ)①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ、(ハ)③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(2) グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。また、グローブボックスは、グローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ハ)③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(3) MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 ① 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器の架台等による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>② グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ハ)③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(3) MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 ① 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器の架台等による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>② グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。 a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ハ)③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 核燃料物質等が漏えいした場合においても、工程室(非密封のMOX)を取り取り設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p> <p>(5) 工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備(ロ(ハ)(5)①)により、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(6) 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。</p> <p>① 核燃料物質等を取り取り設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる(ロ(ハ)(6)①-①)とともに、</p> <p>核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p>	<p>核燃料物質等が漏えいした場合においても、工程室(非密封のMOX)を取り取り設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p> <p>工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備(ロ(ハ)(5)①)により、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。</p> <p>核燃料物質等を取り取り設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じるとともに、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p>	<p>なお、グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」の「8.1.3 内部発生飛散物に対する考慮」に基づくとする。</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>(4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針</p> <p>針</p> <p>核燃料物質等が漏えいした場合においても、工程室(非密封のMOX)を取り取り設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p> <p>工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備(ロ(ハ)(5)①)にて排気し、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>なお、負圧順序の達成に必要な起動順序に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>(3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針</p> <p>核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。</p> <p>a. 核燃料物質等を取り取り設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる(ロ(ハ)(6)①-①)設計とする。</p> <p>b. 液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造により核燃料物質等が漏えいし難い設計とする。</p> <p>c. 核燃料物質等を取り取り設備は、核燃料物質等を含まない流体を取り取り設備への核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、核燃料物質等を取り取り設備のうち、気体廃棄物を取り取り設備の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>d. 放射性物質を含む液体を取り取り設備、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とともに、グロー</p>	<p>設工認の(ロ(ハ)(5)①)は、事業変更許可申請書(本文)の(ロ(ハ)(6)①-①)と同一であり整合している。</p> <p>設工認の(ロ(ハ)(6)①-①)は、事業変更許可申請書(本文)の(ロ(ハ)(6)①-①)と同一であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類5）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。</p>	<p>核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。</p>	<p>4.2 核燃料物質等による汚染の防止 核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ハ)(6)(6)③④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ハ)(6)(6)③④と同一であり整合している。</p>	
<p>③ グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。 ロ.(ハ)(6)(6)③④とともに、核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、 建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知 ロ.(ハ)(6)(6)③④による核燃料物質等の漏えいによる核燃料物質等の保持、 排風機ロ.(ハ)(6)(6)③④の切り替えによる負圧の維持、</p>	<p>グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。 とともに、核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、 建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知 ロ.(ハ)(6)(6)③④による核燃料物質等の保持、 排風機ロ.(ハ)(6)(6)③④の切り替えによる負圧の維持、</p>	<p>4.1 閉じ込め (4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針 針 グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。 ロ.(ハ)(6)(6)③④-①グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、 建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知 ロ.(ハ)(6)(6)③④-②できるよう、放射線監視設備を設ける設計とする。 また、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には、MOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいを検知できよう、排気モニタを設置する設計とする。 なお、放射線監視設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「6.放射線管理施設」に示す。 &lt;中略&gt; ロ.(ハ)(6)(6)③-③液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合、漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするともに、貯槽等に内包される廃液の全量に対して、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ハ)(6)(6)③④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ハ)(6)(6)③④を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設工認のロ.(ハ)(6)(6)③④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ハ)(6)(6)③④を具体的に記載しており整合している。</p>
<p>排風機ロ.(ハ)(6)(6)③④の切り替えによる負圧の維持、</p>	<p>排風機ロ.(ハ)(6)(6)③④の切り替えによる負圧の維持、</p>	<p>(5) その他の閉じ込めに係る設計方針 &lt;中略&gt; a. 排風機ロ.(ハ)(6)(6)③④は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ハ)(6)(6)③④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ハ)(6)(6)③④を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設工認のロ.(ハ)(6)(6)③④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ハ)(6)(6)③④を具体的に記載しており整合している。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類類5)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>ロ. (ハ) (6) ③-⑤ 換気設備等のニューテリテアの停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止 (以下「工程停止」という。)、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備 (以下「送排風機」という。) を停止する措置等により漏えいの拡大を防止する設計とす。</p>	<p>換気設備等のニューテリテアの停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止 (以下「工程停止」という。)、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備 (以下「送排風機」という。) を停止する措置等により漏えいの拡大を防止する設計とす。</p>	<p>(4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針          &lt; 中略 &gt;          グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合は、ロ. (ハ) (6) ③-⑤ 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等の停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止 (以下「工程停止」という。)、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、送風機、送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備 (以下「送排風機」という。) を停止する措置等により漏えいの拡大を防止する設計とす。</p>	<p>設工認のロ. (ハ) (6) ③-⑤ は、事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ハ) (6) ③-⑤ を具体的に記載しており整合している。</p>
<p>(7) グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、以下の設計を講じる。          ① 排風機は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p>	<p>グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p>	<p>(5) その他の閉じ込めに係る設計方針          グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、以下の設計を講じる。          a. 排風機は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。          なお、故障時の排風機の切り替えによる核燃料物質等の漏えい防止及び漏えい拡大防止に係る設計方針については、第 2 章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ハ) (6) ③-⑤ は、保安規定にて対応する。</p>
<p>② 核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とす。周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくす。設計基準に達しない限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p>	<p>とともに、核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とす。周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくす。設計基準に達しない限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p>	<p>b. 核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とす。周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくす。設計基準に達しない限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。          なお、高性能エアフィルタの段数に係る設計方針については、「5.1 放射性廃棄物の廃棄設備の基本設計方針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に示す。          燃料加工建屋の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。          技術基準規則第十条第 1 項第二号にある「六ふつ化ウランを取り扱う設備」は、MOX 燃料加工施設に設置しない。</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ハ) (6) ③-⑤ は、保安規定にて対応する。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>a. 安全機能を有する施設の火災又は爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>① 基本事項</p> <p>a. 安全上重要な施設</p> <p>ロ.(二)(1)①a.-2)MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によつて損なわれないよう、</p> <p>ロ.(二)(1)①a.-2)適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(4) 火災及び爆発に関する安全設計</p> <p>① 火災及び爆発に関する設計</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)①a.-1)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①a.-1)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(二)(1)①a.-2)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①a.-2)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)①a.-3は、具体的に、 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器ロ.(二)(1)①a.-4(以下「安全機能を有する機器等」という。)を抽出し、</p> <p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>火災防護対策を講ずる対象としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出すること、火災又は爆発により、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう対策を講ずる設計とし、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設に火災区域及び火災区画を設定した上で、</p> <p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、ロ.(二)(1)①a.-3以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器ロ.(二)(1)①a.-4を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。))を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)①a.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①a.-3と同一であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(二)(1)①a.-4は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①a.-4と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</p> <p>□.(二)(1)①b.-1]安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合、</p>	<p>また、放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器についても</p>	<p>□.(二)(1)①b.-1]安全機能を有する施設は、火災又は爆発により、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、□.(二)(1)①b.-2]「安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。))を抽出する。」</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(二)(1)①b.-1]は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)①b.-1]と同一であり整合している。</p> <p>設工認の□.(二)(1)①b.-2]は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)①b.-2]と同義であり整合している。</p>	
<p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、□.(二)(1)①b.-2]「□.(二)(1)①a.-安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し、</p>	<p>火災区域を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. その他の安全機能を有する施設  <u>ロ.(二)(1)①c.-1</u>、<u>ロ.(三)(1)(1)①a.</u>、<u>安全上重要な施設</u>及び<u>ロ.(三)(1)(1)①b.</u>、<u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器</u>。</p> <p>以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、<u>消防法</u>、<u>建築基準法</u>、<u>都市計画法</u>及び<u>日本電気協会電気技術規程・指針</u>に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>d. 火災区域及び火災区画の設定  <u>火災1</u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に<u>耐火壁</u>によって囲われた火災区域を設定する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>その他の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、<u>消防法</u>、<u>建築基準法</u>、<u>都市計画法</u>及び<u>日本電気協会電気技術規程・指針</u>に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>iv. 火災区域及び火災区画の設定            安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に<u>耐火壁</u> (耐火壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、<u>天井及び床</u> (以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>なお、<u>ロ.(三)(1)①c.-1</u>火災防護上重要な機器等</p> <p>以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、<u>消防法</u>、<u>建築基準法</u>、<u>都市計画法</u>及び<u>日本電気協会電気技術規程・指針</u>に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>火災1</u>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、<u>耐火壁</u> (耐火壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、<u>天井及び床</u> (以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の<u>ロ.(二)(1)①c.-1</u>は、<u>事業変更許可申請書</u> (本文) の<u>ロ.(三)(1)(1)①c.-1</u>と同義であり整合している。            以下同じものは<u>火災1</u>とし省略する。</p>	<p>備考</p>
<p>燃料加工建屋の火災区域は、<u>火災1</u>「<u>ロ.(二)(1)①a.</u>、<u>安全上重要な施設</u>」及び「<u>ロ.(三)(1)①b.</u>、<u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器</u>」において選定する機器等の配置も考慮して設定する。</p>	<p>建屋の火災区域は、「<u>イ.(ロ)(4)①a.</u>」(a) i. <u>安全上重要な施設</u>」及び「<u>イ.(ロ)(4)①a.</u>」(a) ii. <u>放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器</u>」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</p>	<p>燃料加工建屋の火災区域は、<u>火災1</u>火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>燃料加工建屋の火災区域は、<u>火災1</u>火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)(1)①d.-1]火災及び爆発の影響軽減対策が必要な[火災]安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、</p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する。</p>	<p>燃料加工建屋内のうち、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、</p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p>	<p>火災1]火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区域画に対して、ロ.(ニ)(1)①d.-1]火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災1]火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区域画構造物</p> <p>このうち、火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)①d.-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)①d.-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>屋外のロ.(ニ)(1)①d.-2]安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>	<p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>	<p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>屋外のロ.(ニ)(1)①d.-2]火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)①d.-2]は、火災区域設定の基本的な考え方を示すために放射性物質貯蔵等の機器等も考慮した記載としていることから、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)①d.-2]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>MOX燃料加工施設における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>MOX燃料加工施設の火災区画又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>火災区画又は火災区画のファーンネルには、他の火災区画又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区画及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>る。</p>	
<p>ロ.(二)(1)①d.-3]また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考とする。</p>	<p>また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (以下「火災防護審査基準」という。 ) 及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>ロ.(二)(1)①d.-3]具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。 ) 及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。 ) を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)①d.-2]は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(二)(1)①d.-2]と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) グループボックス排風機</p> <p>(b) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>f. 火災防護計画</p> <p>MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>ロ.(二)①f.-1火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び要な手順等について定めるとともに、火災防護対策を実施するときに、火災防護対策を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、火災防護対策について定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、火災防護対策を行うことについて定める。</p>	<p>v. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) グループボックス排風機</p> <p>(ii) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>vi. 火災防護計画</p> <p>MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するときに必要な手順等について定めるとともに、火災防護対策を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに、火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p>	<p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グループボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災1火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)①f.-1は、保安規定に</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)①f.-2は、保安規定に</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた</p> <p>ロ.(二)(1)①f.-3火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>② 火災及び爆発の発生防止</p> <p>a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-1MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とする。とともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p>	<p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とする。とともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた</p> <p>ロ.(二)(1)①f.-3火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についてロ.(二)(1)①f.-4の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①f.-3は、保安規定に</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①f.-4は、保安規定に</p> <p>設工認のロ.(二)(1)②a.-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②a.-1を具体的に記載しており整合している。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵器に圧縮充填する設計とする。</p> <p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを選元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(二)(1)②a.-2 また、上記に加え、</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に□.(二)(1)②a.-3 に対する火災及び爆発の□.(二)(1)②a.-4 発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する換気、漏えい検出対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p>	<p>ii. MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する換気、漏えい検出対策、接地対策、空気の混入防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 発火性物質又は引火性物質 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物</p>	<p>試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグロブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>5. 2. 2 □.(二)(1)②a.-2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>設工認の□.(二)(1)②a.-2 は、火災防護対策について項を分割した記載としたため事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)②a.-2 の内容と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(二)(1)②a.-3 は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)②a.-3 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(二)(1)②a.-4 は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)②a.-4 の</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うものうち「<u>潤滑油</u>」, 「<u>燃料油</u>」に加え、<u>高圧ガス保安法</u>で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「<u>水素</u>」及び上記に含まれない「<u>分析試薬</u>」を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>包する設備に加え、<u>MOX燃料加工施設</u>で取り扱う物質として、<u>水素</u>を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事</p>	<p>整合性</p> <p>「発生防止対策」を詳細に記載しており整合している。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>(i)-3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備          火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、換気を行う設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(iv) 水素対策          &lt;中略&gt;</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発生する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>□.(三)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>□.(三)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G-0603)に適合するよう、銅板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i)-4 防燥 火災区域に対する防燥について、以下の設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(i)-4-1-2 工場電気設備防燥指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は防燥構造とする。</p> <p>また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>(ii) 可燃性蒸気・微粉の対策 火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。</p> <p>(ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器</p>	<p>中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンベレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガスの漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御室第1室並びに制御室第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ.(三)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防燥及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九條及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防燥構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>	<p>中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンベレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガスの漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御室第1室並びに制御室第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ.(三)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防燥及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九條及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防燥構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii)-2 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押切機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押切機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行う設計とする。</p> <p>(iii) 発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とする。同時に、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。同時に、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p>	<p>ロ.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押切機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押切機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とする。同時に、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(v) 空気の混入防止対策            焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項            温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。            &lt;中略&gt;            火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。            火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。            火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する機器からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。            水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>□.(三)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(vi) 過電流による過熱防止対策  <u>MOX 燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</u></p>	<p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用            MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p>	<p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p>	<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用            MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p>		
<p><u>火災1</u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>主要な構造材、</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p>	<p><u>火災1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の<u>火災1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(1) 主要な構造材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用            安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p>	<p>(1) 主要な構造材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用            安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p>	<p><u>火災1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)(1)②b.-2)ケーブル、</p>	<p>(iii) 難燃ケーブルの使用            安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに安重機能を有する機器等のうちケーブルボックス内に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米 国 電 気 電 子 工 学 学 会 規 格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、非常用発電機の一部に使用するケーブルは、制御のために微弱信号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために専用のケーブルを使用する設計とする必要がある。</p> <p>したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するケーブル材を設置するとともに、機器との接</p>	<p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災1)火災防護上重要な機器等ロ.(ニ)(1)②b.-2)及びケーブルボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米 国 電 気 電 子 工 学 学 会 規 格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをばむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納し、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすること。他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)②b.-2)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)②b.-2)を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>純部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーンブルが露出し、耐燃性、遮炎性、耐火性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーンブルと同等以上の性能を確保する設計とする。</p> <p>非難燃ケーンブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーンブルを使用した場合と同等以上の難燃性能(延焼性及び自己消火性)を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>(iv) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射放射性貯蔵等の機器等のうち、換気設備のフィルタの主要な構造材は、不燃性材料又は「JACA No. 11A (空気清浄装置用材料燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(1)②b.-3のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用材料燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)②b.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②b.-3を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>(v) 保温材に対する不燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(1)②b.-4に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)②b.-4は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②b.-4を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)①b.-5建屋内装材及び</p>	<p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用  <u>建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>ただし、<u>塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコンクリートインクリートにより塗装する設計とする。</u></p> <p>塗装は、<u>難燃性を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、また、燃料加工建屋内に設置する安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質がないことから、塗装が発火した場合においても他の安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等において火災を生じさせざるおれば小さい。</u></p> <p>iv. 中央監視室等          &lt;中略&gt;</p> <p>(ii) 中央監視室等のカーペットは、<u>消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>①火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)①②b.-5を設置する建屋の建屋内装材は、<u>建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>ただし、<u>塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコンクリートインクリートを不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</u></p>	<p>設工認のロ.(二)①②b.-5は、<u>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(二)①②b.-5を具体的に記載しており整合している。</u></p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>機器等のうち、ケーブルボックス内使用するケーブルには、実証試験により延焼性 (米 国 電 気 工 学 学 会 規 格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験) 及び自己消火性 (UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験) を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性 (米 国 電 気 工 学 学 会 規 格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験) 及び自己消火性 (UL1581 垂直燃焼試験) を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>火災1安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等ロ. (ニ) (1) ②b. -9に使用するケーブルのうち、機器等の性能上からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、非常用発電機の一部に使用するケーブルは、制御のために微弱信号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために専用のケーブルを使用する設計とする必要がある。</p> <p>したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するケーブルを設置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせざる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性、遮炎性、耐火性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能 (延焼性及び自己消火性) を有することを実証試験により確認し、使用</p>	<p>ロ. (ニ) (1) ②b. -9ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、ロ. (ニ) (1) ②b. -10 金属製の管体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすること、他の火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認のロ. (ニ) (1) ②b. -9は、事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ニ) (1) ②b. -9と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (ニ) (1) ②b. -10は、重大事故等対処施設の変更許可申請書 (本文) のロ. (ニ) (1) ②b. -10を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>火災1安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等ロ. (ニ) (1) ②b. -9に使用するケーブルのうち、機器等の性能上からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、非常用発電機の一部に使用するケーブルは、制御のために微弱信号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために専用のケーブルを使用する設計とする必要がある。</p> <p>したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するケーブルを設置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせざる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性、遮炎性、耐火性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能 (延焼性及び自己消火性) を有することを実証試験により確認し、使用</p>	<p>ロ. (ニ) (1) ②b. -9ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、ロ. (ニ) (1) ②b. -10 金属製の管体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすること、他の火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性 (米 国 電 気 工 学 学 会 規 格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験) 及び自己消火性 (UL1581 垂直燃焼試験) を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>建屋内<u>□.(二)(1)②b.-11</u>の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p><u>□.(二)(1)②c.-1</u>において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルトタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p><u>□.(二)(1)②c.-2</u>これらの自然現象のうち、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(添付資料五)する設計とすることにより、他の安全機能<sup>を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</sup></p> <p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等のうち、燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルトタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p><u>火災1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設<u>□.(二)(1)②b.-11</u>のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX燃料加工施設に<u>□.(二)(1)②c.-1</u>に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p><u>□.(二)(1)②c.-2</u>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②b.-11</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②b.-11</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②c.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-1</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②c.-2</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-2</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 火災]安重機能を有する機器等及び放射性情質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、<u>ロ.(二)(1)②c.(b)-1</u>]事業許可基準規則第七條に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>③ 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、<u>火災]安重機能を有する機器等及び放射性情質貯蔵等の機器等</u> <u>ロ.(二)(1)③-1</u>]に対して、<u>早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>(ii) 地震による火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等及び放射性情質貯蔵等の機器等は、<u>耐震設計上の重要度</u>に応じて以下に示すS、B及びCの3クラス(以下「耐震重要度分類」という。)に応じて地震力が作用した場合において、<u>も支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。</u> 耐震については事業許可基準規則第七條に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(c) 火災の感知、消火 火災の感知及び消火については、<u>安重機能を有する機器等及び放射性情質貯蔵等の機器等</u>に対して、<u>早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u> また、グループボックス内に対しても、<u>早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p>	<p><u>火災]1</u> 火災防護上重要な機器等は、<u>耐震重要度分類</u>に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、<u>ロ.(二)(1)②c.(b)-1</u>]加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、<u>火災]1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設<u>ロ.(二)(1)③-1</u>に<u>対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u> また、グループボックス内に対しても、<u>早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(二)(1)②c.(b)-1</u>]は、技術基準規則の名称を記載したため事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)②c.(b)-1</u>]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(二)(1)③-1</u>]は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)③-1</u>]と同義であり整合している。</p>	
<p><u>ロ.(二)(1)③-2</u>] <u>火災感知設備及び消火設備は、</u> <u>ロ.(二)(1)③-2</u> <u>「5.2.4. 自然現象による火災及び爆発の発生防止」</u>で抽出した自然現象に対して、<u>火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</u></p>	<p>このうち、<u>火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、</u></p>	<p><u>火災感知設備及び消火設備は、</u> <u>ロ.(二)(1)③-2</u> <u>「5.2.4. 自然現象による火災及び爆発の発生防止」</u>で抽出した自然現象に対して、<u>火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(二)(1)③-2</u>]は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)③-2</u>]と同義であり整合している。</p>	<p>&lt;中略&gt;</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した「<u>火災1</u>」安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じた、機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>グループボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源を確保し、中央監視室で常時監視できる設計とする</p>	<p>かつ、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ、(ロ)(4)①a. (c) iii. 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した「<u>火災1</u>」火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 消火設備</p> <p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。また、MOX燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式の高圧ガス消火装置を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>固定式の高圧ガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。</p> <p>また、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配置する設計とする。</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>管理区域で放出したロ. (二)(1)③b. -1]場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>消火設備は、火災の火災等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさないように設置し、外部電源喪失時の電源を確保するとともに、中央監視室に故障警報を発生する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構造物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p> <p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>(xiv) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域で放出したロ. (二)(1)③b. -1]消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>設工認申請書におけるロ. (二)(1)③b. -1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (二)(1)③b. -1]を具体的に記載しており整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>④ 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>ロ. (二)(1)④-1]火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じて、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p>		<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>ロ. (二)(1)④-1]MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ. (二)(1)④-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (二)(1)④-1]を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災区画に安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵庫等の機器等をロ. (二)(1)④-2)設置する</p> <p>火災区域は、ロ. (二)(1)④-3)他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の火災区域と分離する。</p>	<p>(d) 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>i. 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>MOX 燃料加工施設の安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵庫等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 安全上重要な施設火災区域の分離</p> <p>MOX 燃料加工施設の安全機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>火災区画に安全機能を有する機器等をロ. (二)(1)④-2)取付ける燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力をロ. (二)(1)④-3)有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の ロ. (二)(1)④-2)は、 事業変更許可申請書 (本文)のロ. (二)(1)④-2)と同義で あり整合している。</p> <p>設工認の ロ. (二)(1)④-3)は、 事業変更許可申請書 (本文)のロ. (二)(1)④-3)と同義で あり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (二)(1)④-4 また、MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、</p>	<p>(ii) 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策が必要な機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブルに対し、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>v. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) グローブボックス排風機</p> <p>(ii) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される他のケーブルは、ロ. (二)(1)④-4 以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>ロ. (二)(1)④-4 MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の ロ. (二)(1)④-4 は、 事業変更許可申請書 (本文) の (二)(1)④-4 を詳細に 記載しており整合して いる。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□. (二)(1)④-5 「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」又は、</p> <p>□. (二)(1)④-6 「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は、</p> <p>□. (二)(1)④-7 「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」と</p>	<p>(ii)-1 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離する設計とする。</p> <p>(ii)-2 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することと系統間を分離する設計とする。</p> <p>(ii)-3 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することと系統間を分離する設計とする。</p>	<p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により□. (二)(1)④-5時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、□. (二)(1)④-6互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することと系統間を分離する設計とする。</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>□. (二)(1)④-7火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する</p>	<p>設工認の□. (二)(1)④-5は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-5を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□. (二)(1)④-6は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-6を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□. (二)(1)④-7は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-7を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ、(ニ)(1)④-8<sup>1</sup>ただし、火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤に關しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。</p>	<p>(iii) 中央監視室に対する火災及び爆発の影響軽減 中央監視室は上記と同等の保安水準を確保する対策として、以下のとおり火災及び爆発の影響軽減対策を講ずる。 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、以下に示す分離対策、制御盤内への火災感知器の設置及び運転員による消火活動を実施する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>設工認申請書 該当事項 ことので系統間を分離する設計とする。</p> <p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 ロ、(ニ)(1)④-8<sup>1</sup>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤については、火災及び爆発の影響軽減のため、措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。</p> <p>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。 ＜中略＞</p>	<p>設工認の ロ、(ニ)(1)④-8<sup>1</sup>は、対象を明確にするため、変更許可申請書(本文)のロ、(ニ)(1)④-8<sup>1</sup>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>中央監視室の床下のケーブルに関するは、  <u>ロ. (二) (1) ④-9</u>「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」。「互いに相連する系列間の水平距離が6 m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p>	<p>(iii)-4 中央監視室床下の影響軽減対策            中央監視室の床下に関するは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」。「互いに相連する系列間の水平距離が6 m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。            &lt;中略&gt;</p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減            5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策            (2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策            b. 中央監視室床下の影響軽減対策            中央監視室の床下に敷設する互いに相連する系列のケーブルに関するは、<u>ロ. (二) (1) ④-9</u>「3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計」とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策            火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。            ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策            運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。            また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)④-10)なお、MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>⑤ 火災影響評価 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発ロ.(二)(1)⑤-1,2)によつて、安全上重要な施設の安全機能を維持できるときを、火災影響評価にて確認する。</p>		<p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 ロ.(二)(1)④-10)MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>5. 4. 2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によつて、ロ.(二)(1)⑤-1)当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構造物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)④-10)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)④-10)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(二)(1)⑤-1)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)⑤-1)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(二)(1)⑤-2)は、事業変更許可申請書(本文)の</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項 又は爆発 <sup>ロ</sup> 、(二)(1)⑤-2 <sup>ロ</sup> を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できるところで、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。	整合性 ロ、(二)(1)⑤-2 <sup>ロ</sup> と同義であり整合している。	備考
		<p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価            当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。            また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認すること            で、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価            当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)⑤-3また、MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p>		<p>設工認申請書 該当事項 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認すること、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 ロ.(二)(1)⑤-3火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.4.2 MOX 燃料加工施設の安全確保 (1) MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策 b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それを考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」を含む火災防護対策により異常状態が収束できる。ロ.(二)(1)⑤-3設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)⑤-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)⑤-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑥ その他</p> <p>□. (二)(1)⑥「□. (二)(1)② 火災及び爆発の発生防止」から「□. (二)(1)① 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>(e) 個別の火災区域又は火災区画における留意事項</p> <p>MOX 燃料加工施設における火災区域又は火災区画は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。</p> <p>ii. 蓄電池室</p> <p>蓄電池室は、以下のとおり設計とする。</p> <p>(1) 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池自体は厚さ1,6mm以上の鋼板製筐体に収納し、当該室に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影響を防止する設計とする。</p> <p>本方式は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)「4.1 蓄電池室の種類のうち、キュービクル式(蓄電池をキュービクルに収納した蓄電池設備)に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。</p> <p>(ii) 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に基づき、蓄電池室の換気を行う排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することにより、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2 vol%以下に維持する設計とする。</p>	<p>5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>□. (二)(1)⑥通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>□. (二)(1)⑥ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することによって火災又は爆発を防止する設計とする。</p>	<p>設工認の</p> <p>□. (二)(1)⑥は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)⑥を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(iii) 蓄電池室の換気設備が停止した場合に、中央監視室の監視制御盤に警報を発生する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室</p> <p>(ii) 放射性物質を含んだフイルタ類及びその他のの難固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>iv. 中央監視室等</p> <p>(ii) 中央監視室等のカーペットは、消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>ロ.(二)(1)⑥蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ロ.(二)(1)⑥廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフイルタ類及びその他のの難固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ロ.(二)(1)⑥電気室は、電源供給のみを使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>ロ.(二)(1)⑥また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>① 基本事項</p> <p>a. 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>重大事故等対処施設を「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(4) 火災及び爆発に関する安全設計</p> <p>① 火災及び爆発に関する設計</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>i. 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」は、事業変更許可申請書(本文)の「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」を詳細に記載しており整合している。</p>	
		<p>重大事故等対処施設を「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>火災区画「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」は、<u>建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</u></p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」は、事業変更許可申請書(本文)の「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」を詳細に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能</p> <p>ロ.(ニ)②①a.-2を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能</p> <p>を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能</p> <p>ロ.(ニ)②①a.-2を損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)②①a.-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②①a.-2と同義であり整合している。</p>	
<p>火災防護対策を講ずる設計ロ.(ニ)②①a.-3を行うに当たり...</p>	<p>火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり...</p>	<p>ロ.(ニ)②①a.-3とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)②①a.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②①a.-3と同義であり整合している。</p>	
<p>重大事故等対処施設をロ.(ニ)②①a.-4設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。</p>	<p>重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。</p>	<p>重大事故等対処施設をロ.(ニ)②①a.-4収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災区画ロ.(ニ)②①a.-4は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ニ)②①a.-4は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②①a.-4を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定する。</p>	<p>火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処設計と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>7.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処設計と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NPPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、</p> <p>火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、都市計画法及び日本電気協会電気技術指針に基づき□.(ニ)(2)①a.-5設備等に火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち、外部からの影響を受ける事象（以下「外的事象」という。）以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについて、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術指針に基づき設備等に火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術指針に基づき□.(ニ)(2)①a.-5設備等に火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p>	<p>設工認の□.(ニ)(2)①a.-5は、事業変更許可申請書（本文）の□.(ニ)(2)①a.-5を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(二)(2)①a.-6)なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については□.(二)(2)①a.-7)火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>b. 火災防護計画</p> <p>□.(二)(2)①b.-1)火災防護計画は、「□.(二)(1)①f.火災防護計画」に示す。</p>	<p>なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)に対する火災防護対策については、火災防護計画に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ii. 火災防護計画</p> <p>火災防護計画は、「イ.(ロ)(4)①a.(a)」</p> <p>vi. 火災防護計画」に示す。</p>	<p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(二)(2)①a.-6)重大事故等対処施設のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について□.(二)(2)①a.-7)火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>□.(二)(2)①b.-1)NOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(二)(2)①b.-1)重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>□.(二)(2)①b.-1)その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>□.(二)(2)①b.-1)重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>□.(二)(2)①b.-1)敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)について</p>	<p>設工認の□.(二)(2)①a.-6)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(2)①a.-6)と同一であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(2)①a.-7)は、保安規定に対応する。</p> <p>設工認の□.(二)(2)①b.-1)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(2)①b.-1)を詳細に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 火災及び爆発の発生防止</p> <p>a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>(b) 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止</p> <p>i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>設工認の② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止は、事業変更許可申請書 (本文) の② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止を具備している。</p>	
<p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>(b) 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止</p> <p>i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>設工認の② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止は、事業変更許可申請書 (本文) の② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止を具備している。</p>	
<p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>(b) 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止</p> <p>i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>設工認の② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止は、事業変更許可申請書 (本文) の② a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止を具備している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>□.(二)(2)②a.-2 また、上記に加え</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備に□.(二)(2)②a.-3する火災及び爆発の□.(二)(2)②a.-4発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>ii. 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、<u>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらに対する火災区域又は火災区域画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、接地対策、空気の流れ防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</u></p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(i) 発火性物質又は引火性物質</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらに対する設備を設置する火災区域又は火災区域画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物質又は引火性物質としては、<u>消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱われるものうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。</u></p>	<p>5.2.2 □.(二)(2)②a.-2MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区域画に□.(二)(2)②a.-3して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の□.(二)(2)②a.-2は、<u>火災防護対策について項を分割した記載としたため、事業変更許可申請書 (本文)の□.(二)(2)②a.-2と同義であり整合している。</u></p> <p>設工認の□.(二)(2)②a.-3は、<u>事業変更許可申請書 (本文)の□.(二)(2)②a.-3と同義であり整合している。</u></p> <p>設工認の□.(二)(1)②a.-4は、<u>事業変更許可申請書 (本文)の□.(二)(1)②a.-4の「発生防止対策」を詳細に記載しており整合している。</u></p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>なお、分析試験については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試験に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i) 3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備            火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、換気を行う設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(iv) 水素対策            &lt;中略&gt;</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発生する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>□.(二)(1)②a. 4 火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>□.(二)(1)②a. 4 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、銅板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することによって火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p>	<p>□.(二)(1)②a. 4 火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>□.(二)(1)②a. 4 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、銅板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することによって火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i)-4 防燥</p> <p>火災区域に対する防塵について、以下の設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(i)-4-1-2 工場電気設備防燥指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は防燥構造とする。</p> <p>また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>(ii) 可燃性蒸気・微粉の対策</p> <p>火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。</p>	<p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガスの漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防燥及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防燥構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>	<p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガスの漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防燥及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防燥構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器 火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>(ii)-2 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押し機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押し機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行う設計とする。</p> <p>(iii) 発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器 火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>可燃性微粉が滞留するおそれがある機器 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押し機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押し機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行う設計とする。</p> <p>発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押し機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押し機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(v) 空気の混入防止対策            焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項            焼結炉等及びバスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。            廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>□(三)(1)②a、4 火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気へ置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気へ置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用            MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設の「ロ. (二) ②b. -1」機器等のうち、主要な構造材、</p>	<p>(vi) 過電流による過熱防止対策            MOX 燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>「ロ. (二) (1) ②a. -4」火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>5. 2. 3 不燃性材料又は難燃性材料の使用            MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)②b.-2ケーブル、</p> <p>(iii) 難燃ケーブルの使用 重大事故等対処施設及び安全機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気工学学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性 (UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験) を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p>	<p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のロ.(ニ)②b.-1のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設ロ.(ニ)②b.-2に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルを必ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納し、延焼防止材により保護又は</p>	<p>設工認のロ.(ニ)②b.-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②b.-1を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)②b.-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②b.-2を具体的に記載しており整合している。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)(2)②b.-3換気設備のフィルタ、</p>	<p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の管体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のロ.(ニ)(2)②b.-3のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No.111A(空気が清浄装置用材料燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会)）」により難燃性を満たす難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(2)②b.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(2)②b.-3を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(ニ)(2)②b.-4保温材、</p>	<p>(v) 保温材に対する不燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(v). 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(ニ)(2)②b.-4に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(2)②b.-4は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(2)②b.-4を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(ニ)(2)②b.-5建屋内装材及び</p>	<p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(vi). 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及びロ.(ニ)(2)②b.-5重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づき防火物品若しくはこれと同等の性能を有すること物品を試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(2)②b.-5は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(2)②b.-5を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(2)②b.-6)遮蔽材は、</p>	<p>(vii) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用                  「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(vii) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。」                  &lt;中略&gt;</p>	<p>表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。」                  また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)②b.-6)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)②b.-6)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(二)(2)②b.-7)可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p>	<p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用                  重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。」                  また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。」                  &lt;中略&gt;</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(2)②b.-7)に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。」                  なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。」                  &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)②b.-7)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)②b.-7)と同義であり整合している。</p>	
<p>ロ.(二)(2)②b.-8)また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該重大事故等対処施設における火災及び爆発に起因して、他の重大事故等対処施設の火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。」                  &lt;中略&gt;</p>	<p>ロ.(二)(2)②b.-8)若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。」</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)②b.-8)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)②b.-8)と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失すること、MOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(iii) 難燃ケーブルの使用 重大事故等対処施設及び安重機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気工学学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失すること、MOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<b>ロ.(二)(2)②</b>は、事業変更許可申請書(本文)の<b>ロ.(二)(2)②b.-9</b>と同義であり整合している。</p>	
<p><b>ロ.(二)(2)②b.-9</b>重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、金属製の筐体等に収納する。延焼防止材により保護する等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同程度の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p><b>ロ.(二)(2)②b.-9</b>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講じ、難燃ケーブルを使用した場合と同程度の延焼性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とすること、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認の<b>ロ.(二)(2)②b.-10</b>は、事業変更許可申請書(本文)の<b>ロ.(二)(2)②b.-10</b>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>建屋内<b>ロ.(二)(2)②b.-10</b>の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。</p>	<p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内<b>ロ.(二)(2)②b.-10</b>に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<b>ロ.(二)(2)②b.-10</b>は、事業変更許可申請書(本文)の<b>ロ.(二)(2)②b.-10</b>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ.(二)(2)c.-1]重大事故時にMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p>	<p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故時におけるMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災防護上重要な機器等及び</p> <p>ロ.(二)(2)c.-1]重大事故等対処施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)c.-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)c.-1]を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(二)(2)c.-2]これらの自然現象のうち、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止</p> <p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>ロ.(二)(2)c.-2]重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないよう、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)c.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)c.-2]と同義であり整合している。</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)c.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)c.-2]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設は、<u>ロ.(ニ)(2)b.-3</u>耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。とともに、<u>事業許可基準規則第二十五条</u>に示す要求を満足するよう、<u>「事業許可基準規則の解釈」</u>に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-4</u>竜巻(風(台風)を含む。)について、重大事故等対処施設は、重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないよう、<u>竜巻防護対策</u>を行う設計とする。</p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-5</u>なお、森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>(ii) 地震による火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。 耐震については<u>事業許可基準規則の第二十五条</u>に示す要求を満足するよう、<u>「事業許可基準規則の解釈」</u>に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(iii) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設は、重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないよう、<u>竜巻防護対策</u>を行う設計とする。</p> <p>(iv) 森林火災による火災及び爆発の発生防止 森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設は、<u>ロ.(ニ)(2)b.-3</u>重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、<u>加工施設の技術基準</u>に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-4</u>重大事故等対処施設は、竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないよう、<u>竜巻防護対策</u>を行う設計とする。</p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-5</u>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-3</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-3</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-4</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-4</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-5</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-5</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>③ 火災の感知, 消火</p> <p>a. 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(c) 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備を設置する設計とする。</p>	<p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認のロ、(ニ) (2) ③ a.-1]は、事業変更許可申請書 (本文) のロ、(ニ) (2) ③ a.-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>火災感知設備及び消火設備はロ、(ニ) (2) ③ a.-1]「ロ、(ニ) (2) b. 落重、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、</p>	<p>火災感知設備及び消火設備は、ロ、(ニ) (2) ③ a.-1]「5.2.4. 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>設工認のロ、(ニ) (2) ③ a.-1]は、事業変更許可申請書 (本文) のロ、(ニ) (2) ③ a.-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>火災感知設備及び消火設備は、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には、ロ、(ニ) (2) ③ a.-2]耐震設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</p>	<p>かつ、重大事故等対処施設の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ、(ロ) (4) ① b. (c) iii. 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には、ロ、(ニ) (2) ③ a.-2]重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>	<p>設工認のロ、(ニ) (2) ③ a.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ニ) (2) ③ a.-2]と同義であり整合している。</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>
<p>(a) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対し</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ、(ニ) (2) ③ a.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ニ) (2) ③ a.-2]と同義であり整合している。</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>て、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>グループボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能のように電源を確保し、中央監視室で常時監視できる設計とする。</p> <p>(b) 消火設備</p> <p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。また、MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画及びグループボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式のガス消火装置を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>固定式のガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火用水供給を優先する設計とし、</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、</p> <p>管理区域で放出ロ. (二) (2) ③a. (b) -1 された場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p>	<p>(xii) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>「イ. (ロ) (4) ① a. (c) ii. (x.iv). 管理区域内からの放出消火剤の流出防止」の基本方針を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出ロ. (二) (2) ③a. (b) -1 した消火剤は、管理区域と管理区域外の境界に堰等をため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設工認のロ. (二) (2) ③a. (b) -1 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ. (二) (2) ③a. (b) -1 と同義であり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>消火設備は、火災の火災等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置し、外部電源喪失時の電源確保を図るとともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンプを設ける設計とする。</p> <p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>				



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 耐震構造 MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行[ロ。(ホ)①-1]。事業許可基準規則に適合するよう設計する。</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>①安全機能を有する施設は、地震力に[ロ。(ホ)①①-1]対して十分に耐えることができる構造とする。</p> <p>② 安全機能を有する施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある[ロ。(ホ)①②-1]安全機能を有する施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</p>	<p>(5) 地震による損傷の防止 MOX燃料加工施設の耐震設計は、事業許可基準規則に適合するよう、「イ。(ロ)⑤①」安全機能を有する施設の耐震設計に基づき設計する。</p> <p>① 安全機能を有する施設の耐震設計 a. 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</p> <p>(b) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分に設計する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 耐震設計上の重要度分類 &lt;中略&gt;</p> <p>i. Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であつて、環境への影響が大きいもの。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行[ロ。(ホ)①-1]。...</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物の総称とする。</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に[ロ。(ホ)①①-1]十分に耐えられる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある[ロ。(ホ)①②-1]安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分に耐えられる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.1.1 耐震設計 (2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。 (a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であつて、環境への影響が大きいもの。</p>	<p>設工認の[ロ。(ホ)①-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ。(ホ)①-1]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の[ロ。(ホ)①①-1]は、変更許可申請書(本文)の[ロ。(ホ)①①-1]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の[ロ。(ホ)①②-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ。(ホ)①②-1]と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>の。</p> <p>Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>ii. Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>iii. Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>イ. MOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するクロップボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>ロ. 上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>ハ. 上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するクロップボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ない又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>ロ. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p> <p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2. 地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対応施設は、ロ.(ホ)(1)③-1地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>(b) 耐震重要施設(a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業(変更)許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ss」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(c) Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ご</p>	<p>ロ.(ホ)(1)③-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)(1)③-1と同義であり整合している。</p>	
<p>③ 安全機能を有する施設は、ロ.(ホ)(1)③-1耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>④ Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>① 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>a. 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(c) Sクラスの安全機能を有する施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>イ. MOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するクロップボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>ロ. 上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>ハ. 上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するクロップボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ない又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>ロ. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p> <p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2. 地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対応施設は、ロ.(ホ)(1)③-1地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>(b) 耐震重要施設(a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業(変更)許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ss」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(c) Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ご</p>	<p>ロ.(ホ)(1)③-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)(1)③-1と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

とのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。

機器・配管系については、基準地震動  $S_s$  による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。また、動的機器等については、基準地震動  $S_s$  による応答的機器等に対しては、基準地震動  $S_s$  による応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。

また、スクラスの施設は、事業(変更)許可を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動  $S_d$ 」という。)による地震力又は静的地震力のいづれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

建物・構築物については、弾性設計用地震動  $S_d$  による地震力又は静的地震力のいづれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

機器・配管系については、弾性設計用地震動  $S_d$  による地震力又は静的地震力のいづれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。

<中略>

(a) 入力地震動

地質調査の結果によれば、重要な MOX 燃料加工施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な拡がりをもって存在することが確認されている。

解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層の  $S$  波速度が  $0.7\text{km/s}$  以上を有する標高約  $-70\text{m}$  の位置に想定することとする。

基準地震動  $S_s$  及び弾性設計用地震動  $S_d$  は、解放基盤表面で定義する。

建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて 2 次元 FE M 解析又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。

地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・

事業変更許可を受けた「基準地震動」の策定及び「弾性設計用地震動」の設定は、本設工認の対象外である。なお、設工認に適用する基準地震動及び弾性設計用地震動は、事業変更許可申請書(本文)の□、(ホ)(1)⑤を用いており整合している。基準地震動及び弾性設計用地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形等については、添付書類「III-1-1-1 基準地震動  $S_s$  及び弾性設計用地震動  $S_d$  の概要」に記載しており整合している。

⑤ □、(ホ)(1)⑥ 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学の見地から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して、選定する地震動及び震源を特定せず選定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第 3 図に、加速度時刻歴波形を第 4 図に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりを持ち、著しい風化を受けていない岩盤で  $S$  波速度がおおむね  $0.7\text{km/s}$  以上となる標高  $-70\text{m}$  とする。

また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。

a. 地震動設定の条件

基準地震動との応答スペクトルの比率は、工学的判断として以下を考慮し、 $S_s-B_1$  から  $B_5$ 、 $S_s-C_1$  から  $C_4$  に対して  $0.5$ 、 $S_s-A$  に対して

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>して0.52と設定する。</p> <p>(a) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、MOX燃料加工施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。</p> <p>(b) 再処理施設と共用する施設に、基準地震動及び弾性設計用地震動を適用して耐震設計を行うものがあるため、設計に一貫性をとるとを考慮し、基準地震動との応答スペクトルの比率は再処理施設と同様に設定する。</p> <p>⑥ 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針</p> <p>a. 地震応答解析による地震力</p> <p>ロ. (ホ) (1)⑥a.-1以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。</p> <p>(a) Sクラスの施設の地震力の算定方針</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動をロ. (ホ) (1)⑥a.-1を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定する。</p>	<p>d. 地震力の算定方法</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 動的地震力</p> <p>Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>構造物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。</p> <p>また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>Bクラスの施設及びBクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S dに2分の1を乗じたものを用いる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(d) Sクラスの施設ロ. (ホ) (1)⑥a.-1について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動S s及び弾性設計用地震動S dロ. (ホ) (1)⑥a.-1による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>安全機能を有する施設について、Sクラスの施設のロ. (ホ) (1)⑥a.-1設計に適用する動的地震力は、基準地震動S s及び弾性設計用地震動S dから定まる入力地震動を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S sによる地震力を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p>	<p>設工認のロ. (ホ) (1)⑥a.-1は、事業変更許可申請書 (本文)のロ. (ホ) (1)⑥a.-1を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ. (ホ) (1)⑥a.-1は、事業変更許可申請書 (本文)のロ. (ホ) (1)⑥a.-1と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2 <u>なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果</u></p> <p>□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3 <u>及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。</u></p> <p>(b) Bクラスの施設の地震力の算定方針 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設 □.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1 <u>の影響検討に当たっては、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし、</u></p> <p>□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2 <u>加えて、Sクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。</u></p>		<p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 動的解析には、□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2 <u>建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のはね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。</u></p> <p>地盤の剛性等については、□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3 <u>必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとす。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</u></p> <p>(3) 地震力の算定方法 b. 動的地震力 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある □.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1 <u>施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動S d に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を適用する。</u></p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 a. 安全機能を有する施設 (e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられ設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S d に2分の1を乗じたものとする。 □.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2 <u>当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ算定するものとする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 入力地震動の設定方針</p> <p>建物・構築物の地震応答解析[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]における入力地震動については、解放基礎表面からの地震波の伝播特性を考慮し、</p> <p>必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p> <p>(d) 地震応答解析方法</p> <p>[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性、振動特性、構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、解析手法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。</p> <p>[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]また、対象施設の形状、構造特性等を踏まえ、対象施設化を行う。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>建物・構築物の地震応答解析[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]モデルに対する入力地震動は、解放基礎表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。</p> <p>また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮するとともに、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析手法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づき適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性は[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]それらの形状、構造特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質量系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果等を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものをを用いる。</p> <p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>工認申請書 (本文)</p> <p>設置の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]と同義であり整合している。</p> <p>設置の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]と同義であり整合している。</p> <p>設置の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液化化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、周辺施設も含めた地震観測網により得られた観測記録を用いた検討及び詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>建物・構築物のうち土木構築物の動的解析に当たっては、構築物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構築物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、構築物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構築物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と構築物の非線形性を考慮して適切に設定する。</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>ロ、機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるような質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>また、時刻歴応答解析法及びスベクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 静的地震力  <u>□.(ホ) (1)⑥b.以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。</u></p>		<p>適切に考慮する。スペクトルモデル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。                  配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモデル解析法により応答を求める。                  スペクトルモデル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を適切に選定する。                  また、設備の3次元的な広がりや踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。                  なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。                  c. 設計用減衰定数                  地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。                  なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。                  また、地盤と土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。                  &lt;中略&gt;                  (3) 地震力の算定方法                  耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的な地震力とする。                  a. 静的地震力                  安全機能を有する施設に適用する□.(ホ) (1)⑥b.の静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、<u>それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</u>                  重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。                  &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ) (1)⑥b.は、事業変更許可申請書 (本文)の□.(ホ) (1)⑥b.と同意であり整合している。</p>	





事業変更許可申請書 (本文) 荷重の組合せと許容限界の設定方針 a. 建物・構築物 □.(ホ)(1)⑦ a. 以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。	事業変更許可申請書 (添付書類五) e. 荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 <中略>	工認申請書 該当事項 (4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における□.(ホ)(1)⑦ a. 荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、遮蔽機能、気密性、換気機能、支持機能、操作場所及びアクセスルート上の保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) 通常の状態 MOX 燃料加工施設が運転している状態。 (ロ) 設計上自然条件 設計上基本的に考慮しなければならぬ自然条件 (積雪、風)。 <中略> b. 荷重の種類 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) MOX 燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ロ) 地震力、積雪荷重及び風荷重 ただし、通常時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。 <中略> c. 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) Sクラスの建物・構築物については、通常時に作用している荷重 (固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重及び風荷重と、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重 (固定荷重、積載荷重、土圧	整合性 工認の□.(ホ)(1)⑦ a. は、事業変更許可申請書 (本文)の□.(ホ)(1)⑦ a. と同義であり整合している	備考
<p>(a) 荷重の組合せ</p>	<p>(c) 荷重の組合せ &lt;中略&gt;</p>	<p>(a) 荷重の組合せ 通常時に作用している荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 機器・配管系  <u>ロ. (ホ) (1)⑦b.</u>以下のとおり、<u>機器・配管系</u>の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。</p> <p>(a) 荷重の組合せ            通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重と地震力を組み合わせる。</p>		<p>設工認申請書 &lt;中略&gt;</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界            耐震設計における<u>ロ. (ホ) (1)⑦b.</u>荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態            地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>ロ. 機器・配管系            (イ) 通常時の状態            MOX 燃料加工施設が運転している状態。            (ロ) 設計基準事故時の状態            当該状態が発生した場合には MOX 燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>b. 荷重の種類            &lt;中略&gt;</p> <p>ロ. 機器・配管系            (イ) 通常時に作用している荷重            (ロ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重            (ハ) 地震力            ただし、各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p> <p>c. 荷重の組合せ            &lt;中略&gt;</p> <p>ロ. 機器・配管系            (イ) Sクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動 S s による地震力、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。            (ロ) Bクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。            (ハ) Cクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項            イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確保する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。</p>	<p>設工認の<u>ロ. (ホ) (1)⑦b.</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ. (ホ) (1)⑦b.</u>と同一であり整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 許容限界</p> <p>ロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-1] Sクラスの機器・配管系については、基準地震動による地震力との組合せにおいては、<u>破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。</u></p> <p>なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p>	<p>ii. 機器・配管系</p> <p>(i) Sクラスの機器・配管系</p> <p>(i)-1 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性域に達するひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に<u>応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</u></p> <p>なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p>	<p>ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の設計基準事故（以下本項目では「事故」という。）時に生じる荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故による荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。</p> <p>ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>d. 許容限界</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系ロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-1] i. 基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性域に達するひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に<u>応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</u></p> <p>なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系</p> <p>ii. <u>ロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-2]弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u></p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-1]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-1]と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-2]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-2]と同義であり整合している</p>	
<p>Sクラス、Bクラス及びCクラスの機器・配管系ロ.(ホ) (1)㉔b.(b)-2]については、<u>基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せ</u></p>	<p>(i)-2 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p>			



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3 による影響評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。</p>	<p>発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(ii) Bクラス及びCクラスの機器・配管系上記(i)の(1)-2 による応力を許容限界とする。</p>	<p>ロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3 発生する応力に対して、<u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</u></p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 ロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-4 上記(イ)ii. による応力を許容限界とする。</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3 と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-4 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-2, 3 と同義であり整合している</p>	
<p>⑧ 波及的影響に係る設計方針 耐震重要施設は、ロ.(ホ) (1)⑧以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響を損なわないよう、<u>設計する。</u></p>	<p>(b) 波及的影響 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p>	<p>(6) 設計における留意事項 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、ロ.(ホ) (1)⑧耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)⑧は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ホ) (1)⑧と同一義であり整合している</p>	
<p>a. ⑨a. 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含め、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p>	<p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>i. 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(ii) 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(i) 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位のクラスの施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>評価に当たっては、ロ.(ホ) (1)⑨a. 以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>i. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位のクラスの施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)⑨a. は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ホ) (1)⑨a. と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ) (1)⑨b. は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ホ) (1)⑨b. と同義であり整合している</p>	
<p>(b) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p>	<p>ii. 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p>	<p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)⑩は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ホ) (1)⑩と同一義であり整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(d) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>b. 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価ロ.(ホ)(1)⑧b.を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</p> <p>c. 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p>	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力のクラスの施設に接続する下位のクラスの施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>iii. 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラスの施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>iv. 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 波及的影響</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価ロ.(ホ)(1)⑧b.により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>工認のロ.(ホ)(1)⑧b.は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)(1)⑧b.と同義であり整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>d. □.(ホ)(1)⑧d.これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>⑨ 耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起すおそれがないもの□.(ホ)(1)⑨とする。</p>	<p>g. 耐震重要施設の周辺斜面 耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起すおそれがないものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、□.(ホ)(1)⑧d.4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S s による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置□.(ホ)(1)⑨する。</p> <p>なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起すおそれのある斜面はない。</p>	<p>設工認の□.(ホ)(1)⑧d.は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)(1)⑧d.と同一であり整合している</p> <p>設工認の□.(ホ)(1)⑨は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)(1)⑨を具体的に記載しており整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととして耐震設計を行う。</p>	<p>(5) 地震による損傷の防止</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>② 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととを目的として耐震設計を行う。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1)耐震設計の基本方針</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(a) 重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととして耐震設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ホ)②は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)②と同義であり整合している。</p>	
<p>① 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて□.(ホ)①、以下の設備分類に応じて設計する。</p>	<p>(a) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、□.(ホ)①、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>□.(ホ)①、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>(2)耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の種類</p> <p>b. 重大事故等対処施設の種類</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とする。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</p>	<p>設工認の□.(ホ)②①は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)②①を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、上記□.(ホ)②①b.i.a. 以外のもの。</p>	<p>i. 常設耐震重要重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>ii. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、上記□.(ホ)②①b.i.a. 以外のもの。</p> <p>d. 荷重の組合せと許容限界</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>イ. 常設耐震重要重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、上記□.(ホ)②①b.i.a. 以外のもの。</p> <p>上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2 表に示す。</p> <p>なお、同表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ)②①は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)②①と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物)については、通常時に作用している荷重、重大事故等時に生ずる荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	<p>(c) 荷重の組合せ                      &lt;中略&gt;                      i. 建物・構築物                      (i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物)については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重及び風荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。                      (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物)については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。                      &lt;中略&gt;</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界                      &lt;中略&gt;                      a. 耐震設計上考慮する状態                      地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。                      (b) 重大事故等対処施設                      イ. 建物・構築物                      (イ) 通常時の状態                      MOX 燃料加工施設が運転している状態。                      (ロ) 重大事故等時の状態                      MOX 燃料加工施設が、重大事故等時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。                      (ハ) 設計用自然条件                      設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。                      b. 荷重の種類                      (b) 重大事故等対処施設                      イ. 建物・構築物                      (イ) MOX 燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧                      (ロ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重                      (ハ) 地震力、積雪荷重及び風荷重                      ただし、通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。                      &lt;中略&gt;                      c. 荷重の組合せ                      &lt;中略&gt;                      (b) 重大事故等対処施設                      イ. 建物・構築物                      (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物)については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。                      (ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物)については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。                      (ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物)については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>機器・配管系</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ii) 機器・配管系</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に作用している荷重のうち、地震によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に作用している荷重のうち、地震によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p>	<p>ii. 機器・配管系</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に作用している荷重のうち、地震によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p>	<p>する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(二) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際、通常時に作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S s による地震力又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時に作用している荷重</p> <p>(ロ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ニ) 地震力</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時、(ホ) (2) (2) の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるお</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (2) (2) (2) は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ) (2) (2) (2) を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>それがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項 &lt; 中略 &gt;</p> <p>へ、荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基つき設定する。</p> <p>ト、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の種類に応じた地震力と通常時に作用している荷重 (固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧) 及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系の、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 &lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に損なわれるおそれがないロ、(ホ)②③-1設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 &lt; 中略 &gt;</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に必要機能を損なわれるおそれがないため、重大事故等に基つき設計する。</p> <p>(d) 許容限界 &lt; 中略 &gt;</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ、(ホ)②③-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ホ)②③-1と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>③ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に基つき設計するために必要機能を損なわれるおそれがないロ、(ホ)②③-1よう設計する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 &lt; 中略 &gt;</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に必要機能を損なわれるおそれがないため、重大事故等に基つき設計する。</p> <p>(d) 許容限界 &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>それがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項 &lt; 中略 &gt;</p> <p>へ、荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基つき設定する。</p> <p>ト、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の種類に応じた地震力と通常時に作用している荷重 (固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧) 及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系の、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 &lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S s による地震力に対して、重大事故等に基つき設計するために必要機能を損なわれるおそれがないロ、(ホ)②③-1設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ、(ホ)②③-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ホ)②③-1と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>





事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備は、代替する機能を有する安全機能が属する耐震重要度ロ.(ホ)②④①位のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>a. 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針                      &lt; 中略 &gt;                      (c) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備は、代替する機能を有する安全機能が属する耐震重要度ロ.(ホ)②④①位のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。                      &lt; 中略 &gt;                      c. 地震力の算定方法                      &lt; 中略 &gt;                      (b) 動的地震力                      &lt; 中略 &gt;                      常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備のうち、Bクラス施設に属する機能を代替する施設であつて共振のおそれのある施設については、「イ.(ロ)(5)(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラス施設の建物・構築物」を適用する。</p>	<p>(1)耐震設計の基本方針                      b. 重大事故等対処設備                      (d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備は、代替する機能を有する安全機能が属する耐震重要度ロ.(ホ)②④①に適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。                      また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができる設計とする。                      &lt; 中略 &gt;                      (3)地震力の算定方法                      &lt; 中略 &gt;                      b. 動的地震力                      &lt; 中略 &gt;                      ロ.(ホ)②④①-2常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であつて共振のおそれのある施設については、「イ.(ロ)(5)(d)ii.(ii) Bクラス施設に適用する地震力を適用する。」                      &lt; 中略 &gt;                      (4) 荷重の組合せと許容限界                      &lt; 中略 &gt;                      d. 許容限界                      &lt; 中略 &gt;                      (b) 重大事故等対処施設                      &lt; 中略 &gt;                      イ. 建物・構築物                      &lt; 中略 &gt;                      (ロ) ロ.(ホ)②④①-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の建物・構築物                      上記(a)イ.(ロ)を適用する。                      &lt; 中略 &gt;                      ロ. 機器・配管系                      &lt; 中略 &gt;                      (ロ) ロ.(ホ)②④①-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系                      上記(a)ロ.(ロ)を適用する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④①-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④①-1と同義であり整合している。</p>	
<p>④ ロ.(ホ)②④①-2なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</p>	<p>i. 建物・構築物                      &lt; 中略 &gt;                      (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の建物・構築物は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラス施設の建物・構築物」を適用する。                      &lt; 中略 &gt;                      ii. 機器・配管系                      &lt; 中略 &gt;                      (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラス施設の機器・配管系」を適用する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(ロ) ロ.(ホ)②④①-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の建物・構築物                      上記(a)イ.(ロ)を適用する。                      &lt; 中略 &gt;                      ロ. 機器・配管系                      &lt; 中略 &gt;                      (ロ) ロ.(ホ)②④①-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備の機器・配管系                      上記(a)ロ.(ロ)を適用する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④①-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④①-2と同義であり整合している。</p>	
<p>④ ロ.(ホ)②④①-3建物・構築物及び機器・配管系と、もに、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を調査限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におこなわれ弾性状態に留まるように設計する。</p>	<p>ロ.(ホ)②④①-3建物・構築物及び機器・配管系と、もに、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を調査限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におこなわれ弾性状態に留まるように設計する。</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④①-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④①-3と同義であり整合している。</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④①-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④①-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針                      &lt; 中略 &gt;                      (c) また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができるように設計する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針                      &lt; 中略 &gt;                      b. 重大事故等対処施設                      &lt; 中略 &gt;                      (d) また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができる設計とする。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ)②⑤は、事業変更許可申請書を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>⑤ 重大事故等対処施設に適用する□.(ホ)②⑤⑥動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。</p>	<p>(d) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する□.(ホ)②⑤⑥基準地震動 S s による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ)②⑤は、事業変更許可申請書を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>⑥ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないもの□.(ホ)②⑥とする。</p>	<p>(f) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないもの□.(ホ)②⑥とする。</p>	<p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針                      耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S s による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置□.(ホ)②⑥する。なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するたために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ)②⑥は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)②⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>⑦ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ)②⑥は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)②⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物            主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対してその安全機能が損なわれないおそれがない設計とする。            また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>c. 建物・構築物への地下水の影響            耐震設計において地下水の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備（サブドレンポンプ、水位検出器等）を設置する。            また、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 一関東評価用地震動（鉛直）            基準地震動 <math>S_{s-C4}</math> は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(6) 緊急時対策所            緊急時対策所については、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。緊急時対策建物については、耐震構造とし、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。            また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。            なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。            &lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(～) 耐津波構造</p> <p>□.(～)-1 設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれな</p>	<p>(6) 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれな</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>□.(～)-1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、津波によりその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれおそれがない設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれな</p> <p>□.(～)-2 よう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処施設は津波による影響を受けな</p> <p>□.(～)-1 設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については、津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわな</p> <p>□.(～)-1 上記施設のうち液体墜落物の廃棄設備の海洋放出管については、津波により損傷した場合の措置として、必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより、その安全機能を損なわな</p> <p>□.(～)-1 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び廃液の発生量低減のため必要に応じて工程停止を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>□.(～)-1 なお、可搬型重大事故等対処設備の使用時の搬入付け場所に係る設計方針については、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」における「8.2.4 環境条件等」に示す。</p>	<p>設工認の□.(～)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(～)-1を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□.(～)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(～)-2を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては、海洋放出管に隣接する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては、海洋放出管に隣接する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業（変更）許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては、海洋放出管に隣接する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはないことを確認している。</p>	<p>設工認の□.(へ)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-2と同義であり整合している。</p> <p>津波防護施設等を取付けたため、設工認の□.(へ)-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-3と整合している。</p>	
<p>したがって、津波によって、□.(へ)-2耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。津波防護施設等を設ける必要はない。</p>	<p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>したがって、津波によって、□.(へ)-2,3安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>設工認の□.(へ)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-2と同義であり整合している。</p> <p>津波防護施設等を取付けたため、設工認の□.(へ)-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-3と整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ト) その他の主要な構造                      (1) 安全機能を有する施設                      MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。                      また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が[ロ.(ト)(1)-①]工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>適合のための設計方針                      第1項について                      MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とし、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。                      安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設として設計する。</p>	<p>(基本設計方針)                      第1章 共通項目                      8. 設備に対する要求                      8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針                      (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計                      MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。                      また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する[ロ.(ト)(1)-①]敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>設工認の[ロ.(ト)(1)-①]は、設計基準事故時の公衆に対する線量評価は、敷地境界における線量を基準とするため、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ト)(1)-①]を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>① 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定されるロ.(ト)(1)①-1洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火災等の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件において安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止 ① その他外部からの衝撃に対する考慮 &lt;中略&gt; 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)、又は人為的事象の影響を受ける場合においても安全機能を損なわない方針とする。 &lt;中略&gt; MOX燃料加工施設の設計において考慮する自然現象の抽出及び抽出した自然現象に対する安全設計については以下に示す。 a. 自然現象の抽出 MOX燃料加工施設の設計に当たっては、国内の基準や文献等(3)-(6))に基づき自然現象の知見、情報を収集した上で、自然現象(地震及び津波を除く。)を抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象を含め、それぞれの事象についてMOX燃料加工施設の設計上の考慮の要否を検討する。 &lt;中略&gt; 検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、添5第13表に示す風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害といった自然現象と、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性のある自然現象も含めて考慮する。 &lt;中略&gt; c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ また、外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定されるロ.(ト)(1)①-1、2風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び津波を自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①-1及びロ.(ト)(1)①-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①-1及びロ.(ト)(1)①-2と同義であり整合している。</p>	
		<p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ &lt;中略&gt; ロ.(ト)(1)①-3最新の科学的技術的知見を踏まえ、安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>□.(ト)(1)①-4 また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定される。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針                  □.(ト)(1)①-4 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定され、                  □.(ト)(1)①-5 MOX 燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。                  外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置については、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせないよう、設計上考慮する。</p>	<p>整合性                  □.(ト)(1)①-4 は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-4 と同義であり整合している。                  □.(ト)(1)①-5 は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-5 を具体的に記載しており整合している。</p>
<p>なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ                  &lt;中略&gt;</p>	<p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定                  国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)において、設計上の考慮は不要としている。</p>
<p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、□.(ト)(1)①-6 とし、複数の事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重量する事で影響が増大される組合せとして、□.(ト)(1)①-6 を具体的に設計上考慮する。</p>	<p>その結果、設計上考慮すべき自然現象の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。                  &lt;中略&gt;</p>	<p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ                  自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、□.(ト)(1)①-6 とし、複数の事象が重量すること、影響が増大される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。                  組み合わせた積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響(降灰火砕物)と組み合わせた場合の積雪深は、降灰火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また、組み合わせた風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。                  &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①-6 は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-6 を具体的に記載しており整合している。</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>□.(ト)(1)①-7)ここで、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。</p> <p>□.(ト)(1)①-8)また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p> <p>想定される自然現象及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずる□.(ト)(1)①-9)よう手順を整備する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>積雪 なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 &lt;中略&gt; □.(ト)(1)①-7,8)また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p> <p>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工程停止、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずる□.(ト)(1)①-9)ことを保安規定に定めて管理する。 &lt;中略&gt;</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策 c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 □.(ト)(1)①-9)自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて管理する。 ・定期的に自然現象に係る気象条件等の新 知見の収集を実施するとともに、新知見 が得られた場合に影響評価を行うこと ・除雪を適宜実施すること。 &lt;中略&gt;</p> <p>(4) 新知見の収集、安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 □.(ト)(1)①-9)外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて管理する。 なお、自然現象及び人為事象のうち、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪、落雷、生物学的事象、塩害、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また、自然現象及び人為事象のうち、</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①-7)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-7)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-8)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-8)と同意であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-9)は、保安規定にて対応する。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設計申請書 該当事項	整合性	備考															
<p>a. 竜巻</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>② 竜巻防護に関する設計</p> <p>c. 設計荷重 (竜巻) の設定</p> <p>(a) 設計竜巻の設定</p> <p>設計竜巻の特性値については、現状、設定に足る十分な信頼性を有した幅測記録等が無いため、竜巻ガイドを参考に設定する。設計竜巻の特性値を添5第16表に示す。また、設計竜巻については、今後も継続的に幅測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p>	<p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他の竜巻による自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)(ト)(1)①a-1)を設定する。</p>	<p>設計認の ロ.(ト)(1)①a-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①a-1と同意であり整合している。</p>																
<p>a. 竜巻</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>添5第16表 設計竜巻の特性値</p> <table border="1" data-bbox="335 1075 478 1545"> <thead> <tr> <th>最大風速 <math>V_{50}</math> (m/s)</th> <th>最大風速係数 <math>V_{50}</math> (m/s)</th> <th>最大風速係数 <math>V_{50}</math> (m/s)</th> <th>最大風速係数 <math>V_{50}</math> (m/s)</th> <th>最大風速係数 <math>V_{50}</math> (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>15</td> <td>85</td> <td>30</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 設計飛来物の設定</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	最大風速 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	100	15	85	30	89					45	<p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業(変更)許可を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他の竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)(ト)(1)①a-1)を設定する。</p> <p>風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。</p>	<p>設計認の ロ.(ト)(1)①a-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①a-2を詳細に記載しており整合している。</p>	
最大風速 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)	最大風速係数 $V_{50}$ (m/s)															
100	15	85	30	89															
				45															
<p>a. 竜巻</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、浮き上がり又は横滑り有無を考慮した上で、固定、固縛、建屋収納又は撤去による飛来物とならないようにする。</p>	<p>設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、浮き上がり又は横滑り有無を考慮した上で、固定、固縛、建屋収納又は撤去による飛来物とならないようにする。</p>	<p>設計認の ロ.(ト)(1)①a-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①a-3を詳細に記載しており整合している。</p>																

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設計申請書 該当事項	整合性	備考																												
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-5 また、再処理事業所外から飛来するおそれがある場合、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、設計飛来物としての考慮の要否を検討する。</p>	<p>「屋外機器等」という。)は、衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることにより、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車面については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じて固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①a-4 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定め、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車面の入構管理及び退避を行うこと</li> </ul>	<p>設計申請書の整合性</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a-4 は保安規定にて対応する。</p>																													
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-5 また、再処理事業所外から飛来するおそれがある場合、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、設計飛来物としての考慮の要否を検討する。</p>	<p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとして、むつ小川原ウインドファームの風力発電施設のプロントがある。むつ小川原ウインドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるプロントの飛来まで到達するおそれはないことから、プロントは設計飛来物として考慮しない。</p> <p>以上ことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。</p> <p>なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①a-5 また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮することから、対処施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設計申請書の整合性</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-5 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a-5 を具体的に記載しており整合している。</p>																													
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-6 竜巻に対する防護設計においては、機械的強度を有する建物により保護すること等により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることににより、その安全機能を損なわない設計とすること。</p>	<p>添付5 第17表にMOX燃料加工施設における設計飛来物の設計飛来物を示す。</p> <table border="1" data-bbox="941 1120 1133 1456"> <caption>添付5 第17表 MOX燃料加工施設における設計飛来物</caption> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>長さ×幅×厚さ (m)</th> <th>質量 (kg)</th> <th>最大水平速度 (m/s)</th> <th>最大鉛直速度 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料棒</td> <td>長さ×幅×厚さ</td> <td>4.2×0.3×0.2</td> <td></td> <td>135</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>51</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	飛来物の種類	種類	寸法	長さ×幅×厚さ (m)	質量 (kg)	最大水平速度 (m/s)	最大鉛直速度 (m/s)	燃料棒	長さ×幅×厚さ	4.2×0.3×0.2		135							51							34			<p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設計申請書の整合性</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-6 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a-6 を詳細に記載しており整合している。</p>	
飛来物の種類	種類	寸法	長さ×幅×厚さ (m)	質量 (kg)	最大水平速度 (m/s)	最大鉛直速度 (m/s)																										
燃料棒	長さ×幅×厚さ	4.2×0.3×0.2		135																												
				51																												
				34																												
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-6 竜巻に対する防護設計においては、機械的強度を有する建物により保護すること等により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることににより、その安全機能を損なわない設計とすること。</p>	<p>設計申請書の整合性</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-6 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a-6 を詳細に記載しており整合している。</p>	<p>(2) 竜巻防護に関する設計</p> <p>a. 竜巻防護に関する設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設計申請書の整合性</p> <p>ロ.(ト)(1)①a-6 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a-6 を詳細に記載しており整合している。</p>																													

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して安全機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a.-6 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることとする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a.-7 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a.-7は保安規定にて対応する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の ロ.(ト)(1)①a.-7は保安規定にて対応する。</p>	
		<p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>竜巻に対する防護設計において、 ロ.(ト)(1)①a.-6 竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又は配置上の考慮により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒に</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>よる機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対し、必要な機能を維持する設計とする。</p> <p>b. 竜巻随伴事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし、非常用所内電源設備による電源供給を可能とする設計とする。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと</li> <li>竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、ブローアップボックス排風機以外の送</li> </ul>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>③ 外部火災防護に関する設計</p> <p>a. 外部火災に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、外部火災の影響を受け、最も厳しい火災が発生した場合においてもその安全機能を確保するため、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.3.3 外部火災</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、防火帯の設置、離隔距離の確保及び建屋による防護等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部火災により発生する火災及び幅射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は、外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し、機械的強度を有すること等により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日、原規技発第13061912号、原子力規制委員会決定)。(以下、「外部火災ガイド」という。)を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>ここでの外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日、原規技発第13061912号、原子力規制委員会決定)。(以下、「外部火災ガイド」という。)を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(2) 防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。さらに、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。これら火災の二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に、<u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>に基づいて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける。</p>	<p>c. 森林火災の想定                      &lt; 中略 &gt;                      (g) 防火帯幅の設定                      FARSITE による影響評価により算出される最大火線強度(9128kW/m(発火点2))に対し、外部火災ガイドを参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から、必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することにより、設計対処施設への延焼を防止し、<u>外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u>                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(3) 外部火災に対する防護対策                      a. 外部火災の影響に対する防護対策                      (a) 森林火災に対する防護対策                      自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に、<u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>に基づいて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される、<u>事業(変更)許可を受けた防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。</u>                      防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>j. 手順等                      (a) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とする。また、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(a) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とする。また、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。                      &lt; 中略 &gt;</p>	<p>ただし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とする。また、不燃性シートで覆う等の対策を<u>ロ.(ト)(1)①b.-2</u>で実施する。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保</u> <u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>及び建屋による防護により、<u>外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>建屋内の外部火災防護対象施設は、外部火災に対して損傷の防止が図られた燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保すること、建屋内の外部火災防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離として設定する。</p> <p>建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である、非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は、輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため、「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-2</u>は、事業変更許可申請書(本文)の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-2</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>は、事業変更許可申請書(本文)の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	事業変更許可申請書 (本文)
<p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発。ロ.(ト)(1)①b.-4)敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、</p> <p>ロ.(ト)(1)①b.-5) <u>隣隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>d. 近隣の産業施設の火災及び爆発</p> <p>(a) 概要</p> <p>近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、敷地周辺10km 範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地（敷地西方向約 0.9km）の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発。ロ.(ト)(1)①b.-4)として、石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については、</p> <p><u>隣隔距離の確保。ロ.(ト)(1)①b.-5)及び建屋による防護により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については、危険物の貯蔵量が多く、外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。</p> <p>また、敷地内において、危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで、万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。船舶の火災については、危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近隣の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。</p> <p>石油備蓄基地の火災に対して、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は危険距離を上回る距離を確保することで、建屋外壁の表面温度をコンクリート許容温度以下とし、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用内電源設備の非常用発電機は、外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を非常用内電源設備の非常用発電機の設計上の最高使用温度以下とする。非常用内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。石油備蓄基地火災と森林火災の重量に対しては、それぞれの輻射強度を考慮し、外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては、敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から、貯蔵量、配置状況及び外部火災防護対象施設を収納する建屋への距離を考慮し、外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。敷地内の危険物貯蔵施設等の火災にお</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>d. 近隣の産業施設の火災及び爆発</p> <p>(a) 概要</p> <p>近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、敷地周辺10km 範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地（敷地西方向約 0.9km）の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>
<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-4)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-4)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-5)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-5)を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>航空機墜落による火災については、対象航空機がロ.(ト)(1)①b.-6)安全機能を有する施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し、</p> <p>火災からの放射強度の影響にロ.(ト)(1)①b.-7)その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせる設計とする。</p>	<p>設計対処施設に関する設計 &lt;中略&gt;</p> <p>e. 航空機墜落による火災 &lt;中略&gt;</p> <p>(e) 設計対処施設への熟影響評価について &lt;中略&gt;</p>	<p>航空機墜落による火災については、対象航空機がロ.(ト)(1)①b.-6)外部火災防護対象施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し、建屋による防護により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-6)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-6)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>航空機墜落による火災については、建屋外壁が受ける火災からの放射強度を外部火災ガードを参考として算出する。この放射強度に基づき算出される外壁及び建屋内の温度上昇により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設計対処施設に関する設計 &lt;中略&gt;</p> <p>e. 航空機墜落による火災 &lt;中略&gt;</p> <p>(e) 設計対処施設への熟影響評価について &lt;中略&gt;</p>	<p>航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため、放射強度の影響にロ.(ト)(1)①b.-7)に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-7)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-7)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>航空機墜落による火災については、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと、安全上支障のない期間での修理を行うこと、防火帯の外側に位置すること又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設計対処施設に関する設計 &lt;中略&gt;</p> <p>e. 航空機墜落による火災 &lt;中略&gt;</p> <p>(e) 設計対処施設への熟影響評価について &lt;中略&gt;</p>	<p>航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため、放射強度の影響にロ.(ト)(1)①b.-7)に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-8)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-8)を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-9)は保安規定にて対応する。</p>
<p>航空機墜落による火災については、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと、防火帯の外側に位置すること又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設計対処施設に関する設計 &lt;中略&gt;</p> <p>e. 航空機墜落による火災 &lt;中略&gt;</p> <p>(e) 設計対処施設への熟影響評価について &lt;中略&gt;</p>	<p>航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため、放射強度の影響にロ.(ト)(1)①b.-7)に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-8)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-8)を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-9)は保安規定にて対応する。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、<u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>換気設備等に適切な防護対策を講ずること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>g. 二次的影響評価 ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として添5第21表の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入に対して、適切な対策を講ずること、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項 ＜中略＞ ＜中略＞ (c) 航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重量として、航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し、危険物及び航空機燃料による重量火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重量火災を想定した場合の外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける放射強度は、建屋の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の放射強度よりも小さいことから、航空機墜落による火災に対する設計方針に基づき、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重なった場合の爆風圧に対しては、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る距離距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (d) MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対する火災及び爆発に対する防護対策 MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については、森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても、MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで、MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、危険限界距離を上回る距離距離を確保する設計とする。上記設計により、MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が、外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
	<p>b. 外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a) ばい煙の二次的影響であるばい煙による影響については、<u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>外気を取り入れ設備・機器である気体廃棄物の廃棄設備等に適切な防護対策を講ずること、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気設備の給気系は、フィルタにより、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気設備の送風機の停止及び手動ダンプの閉止の措置を講ずる設計とする。 また、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する外部火災防護対象施設である焼結設備の制御盤等は、上記</p>			

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、有毒ガスによる影響については、<u>ロ.(ト)(1)④b. -11</u>換気設備等のエネルギーリテイクの停止を含まない全ての加工工程の停止（以下、「全工程停止」という。）の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>(b) 有毒ガスの影響 外部火災により発生する有毒ガスが、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>フィルタにより内部にばい煙が侵入し難い設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 有毒ガスの影響に対する防護措置 ＜中略＞ ロ.(ト)(1)④b. -11発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・外部火災の評価の条件及び新知見について、定期的に確認を行い、評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと ・延焼防止機能を損なわないために、防火帯の維持管理を行うとともに、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず、可燃物を含む機器等を設置する場合には、必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと ・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう、燃料補充時は監視人が立会を実施すること</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)④b. -11</u>は保安規定にて対応する。</p>	
	<p>(b) 有毒ガスの影響 外部火災により発生する有毒ガスが、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>ばい煙による影響に対し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は、送風機の停止の措置を講ずること</p> <p>・有毒ガスによる影響については、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること及び施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</p> <p>・ばい煙及び有毒ガスによる影響に対して給気系統上の手動ダンパを閉止すること ＜中略＞</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、<u>ロ.(ト)(1)①c.-1.2</u>設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(<u>湿潤状態</u>)の降下火砕物に対し、以下のような設計とする。ことにより、降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることに、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>④ 火山事象に関する設計</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>a. 火山事象に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中に想定される火山事象である降下火砕物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、降下火砕物に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、<u>ロ.(ト)(1)①c.-1</u>事業(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.-1</u>設計に用いる降下火砕物は、<u>事業(変更)許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(<u>湿潤状態</u>)と設定する。</u></p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設及びそれらを取納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.-1</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①c.-1</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.-2</u>は保安規定にて対応する。</p>	
	<p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p><u>ロ.(ト)(1)①c.-1</u>降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) <u>ロ.(ト)(1)①c.(a)</u>構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること。</p>	<p>d. 設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子</p> <p>(a) 直接の影響因子</p> <p>i. 降下火砕物の堆積による荷重 &lt;中略&gt;</p> <p>e. 設計対処施設の設計方針</p> <p>(a) 直接の影響に対する設計方針</p> <p>i. 構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、当該施設に要求される機能に応じて適切な許容荷重を設定し、設計荷重(火山)に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わず、安全機能を損なわない設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>また、降下火砕物に対する防護設計を行うたに、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象と与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>(3) 降下火砕物に対する防護対策</p> <p>降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接の影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限の影響を評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 直接の影響に対する防護対策</p> <p>(a) 構造物への静的負荷</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(a)建屋内の降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(a)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(a)降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。</p> <p>(b) 構造物への粒子の衝突</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(b)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設への波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.(a)</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①c.(a)</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	
<p>(b) <u>ロ.(ト)(1)①c.(b)</u>構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること。</p>	<p>ii. 構造物への粒子の衝突</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.(b)</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①c.(b)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(d) <u>ロ.(ト)(1)①c.(d)換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</u>に對して、<u>磨耗し難い設計とすること</u></p>	<p>iii. <u>換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</u></p> <p>建屋内に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備は、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、<u>外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>非常用所内電源設備は、<u>外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系統には、<u>プレフィルタ及び除塵フィルタ若しくは高性能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、<u>降下火砕物用フィルタの追加設置など、さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</u></p> <p>さらに、<u>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とする</u>ことで、<u>降下火砕物により磨耗しない設計とする。</u></p>	<p>(d) <u>換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(d)建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(d)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(d)また、降下火砕物を、含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等にフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(d)さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(d)降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.(d)</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①c.(d)</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) □.(ト)(1)①c.(e)構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p>	<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は外壁塗装及び屋上防水がなされていることから、降下火砕物による化学的影響により短期的な影響を受けることはない。</p>	<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすること、建屋内の降下火砕物防護対象施設に安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすること、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①c.(e)は事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①c.(e)を詳細に記載しており整合している。</p>	
	<p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>			



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響 (腐食)</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響 (腐食) により、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塵フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塵フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響 (腐食)</p> <p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損わない設計とする。</p>	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響 (腐食)</p> <p>ロ. (ト) (1) (1) (c). (e) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響 (腐食) に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>ロ. (ト) (1) (1) (c). (e) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>ロ. (ト) (1) (1) (c). (e) 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等にプレフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</p> <p>ロ. (ト) (1) (1) (c). (e) 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等には、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより、短期での腐食が発生しない設計とする。</p> <p>ロ. (ト) (1) (1) (c). (e) また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損わない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) □. (ト) (1) ①c. (f) 敷地周辺の大気汚染に対して、全工程停止の措置を講じた上で、施設が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること</p>	<p>vi. 中央監視室等の大気汚染敷地周辺の大気汚染に対しては、全工程停止及びブロープボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>g. 実施する主な手順</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>全工程停止及びブロープボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定状態に移行する措置を講ずるとともに、給気系統上に設置する手動ダンパを閉止する手順を定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(f) 敷地周辺の大気汚染</p> <p>□. (ト) (1) ①c. (f) 敷地周辺の大気汚染に対して、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全工程停止及びブロープボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定状態に移行する措置を講ずること</li> <li>給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>監視系統上により施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li> </ul>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の□. (ト) (1) ①c. (f) は保安規定にて対応する。</p>	
<p>(g) □. (ト) (1) ①c. (g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下、絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p>	<p>vii. 電気系及び計装制御系の絶縁低下</p> <p>電気系及び計装制御系のうち、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>また、降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塵フィルタ及び高性能エアフィルタ。若しくはプレフィルタ及び除塵フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤並びに非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下</p> <p>□. (ト) (1) ①c. (g) 外気から取り入れた、建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□. (ト) (1) ①c. (g) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>□. (ト) (1) ①c. (g) 降下火砕物の影響を受ける可能性がある、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□. (ト) (1) ①c. (g) は事業変更許可申請書 (本文) の□. (ト) (1) ①c. (g) を詳細に記載しており併合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(h) ①. (ト) ①①c. (h) 降下火砕物による静的負荷や確食等の影響に対して降下火砕物の除去や外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止により安全機能を損なわない設計とすること</p>	<p>g. 実施する主な手順                      &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 降下火砕物の影響により給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。非常用所内電源設備の非常用発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタの追加設置を実施する。                      &lt;中略&gt;</p>	<p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること</li> <li>・火山活動のモニタリングを行い、評価時から状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること</li> <li>・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと</li> </ul>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の①. (ト) ①①c. (h) は、保安規定にて対応する。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・①. (ト) ①①c. (h) 降灰時には、降下火砕物による閉塞及び塵埃を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと</li> <li>・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと</li> <li>・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工工程停止及びグロープボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、監視盤等により施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li> <li>・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ(ト)(1)①c-3,4)さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアークセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するため必要となる電源の供給が継続できる上、非常用発電機の燃料の供給が継続できない設計とする。</p>	<p>(b) 間接的影響に対する設計方針 i. 外部電源喪失 ＜中略＞ また、MOX燃料加工施設は、降下火砕物の影響により外部電源が喪失し、外部からの支援を期待できない場合においても、非常用発電機の燃料を貯蔵する燃料タンクを設置する設計とし、過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのある火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずる。</p> <p>ii. アークセス制限 敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する非常用所内電源設備の非常用発電機の燃料油の供給を受けられないが、非常用発電機の燃料を貯蔵する燃料タンクを設置する設計とし、過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのある火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずる。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>b. 間接的影響に対する防護対策 ロ(ト)(1)①c-3)降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアークセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するため必要となる電源の供給が継続できる上、非常用発電機の燃料の供給が継続できない設計とする。後送する設備は降下火砕物の影響を受けられない設計とする。</p> <p>ロ(ト)(1)①c-4)また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設工認のロ(ト)(1)①c-3)は、事業変更許可申請書(本文)のロ(ト)(1)①c-3)を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ(ト)(1)①c-4)は保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>d. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象</p>	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止 ① その他外部からの衝撃に対する考慮 ＜中略＞ b. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針</p>	<p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象 (1) 防護すべき施設及び設計方針 ＜中略＞ ロ.(ト)(1)①d.(a),(b),(c),(d),(e),(f),(g),(h) 外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることににより、安全機能を損なわない設計とする。 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(a),(b),(c),(d),(e),(f),(g),(h)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(a),(b),(c),(d),(e),(f),(g),(h)と同一であり整合している。</p>	
<p>(a) 風 (台風)</p>	<p>(a) 風 (台風) ＜中略＞ 外部事象防護対象施設及びびそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策 外部事象防護対象施設等は、以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。 a. 自然現象に対する防護対策 (a) 風(台風) ロ.(ト)(1)①d.(a)外部事象防護対象施設は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納すること、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(a)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(a)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(b) 凍結</p>	<p>(b) 凍結 ＜中略＞ 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(b) 凍結 ロ.(ト)(1)①d.(b)外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して、建屋内に収納することともに、給気加熱等の凍結防止措置を講ずることにより、凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(b)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(b)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(b) 凍結</p>	<p>(b) 凍結 ＜中略＞ 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(b) 凍結 ロ.(ト)(1)①d.(b)外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して、建屋内に収納することともに、給気加熱等の凍結防止措置を講ずることにより、凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(b)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(b)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 高温</p> <p>□.(ト)(1)①d.(c)安全機能を有する施設は、高温にに対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは、高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 高温</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>貯蔵施設における萌糞熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温度については、これらの観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温度の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計外気温とし、萌糞熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 高温</p> <p>□.(ト)(1)①d.(c)外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して、高温に対して要求される機能を維持する設計とする。ことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①d.(c)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①d.(c)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(d) 降水</p> <p>□.(ト)(1)①d.(d)安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(d) 降水</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.9mmを想定して設計した排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が燃料加工建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(d) 降水</p> <p>□.(ト)(1)①d.(d)外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して、降水量を設計し、降水による浸水に対し、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することともに、外部事象防護対象施設を取締する建屋の貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入すること等を防止すること、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①d.(d)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①d.(d)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(e) 積雪</p> <p>□.(ト)(1)①d.(e)安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(e) 積雪</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>したがって、外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすること、安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系において、防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とすることともに、給気系を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(e) 積雪</p> <p>□.(ト)(1)①d.(e)外部事象防護対象施設は、敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し、機械的強度を有する建屋内に取納することともに、閉塞に対して、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、気体塵埃物の塵埃設備等の給気系で給気を加熱することにより、雪の取り込みによる閉塞を防止し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①d.(e)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①d.(e)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) 生物学的事象  <u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)安全機能を有する施設は、生物学的事象として、敷地周辺の生物の生息状況の調査<sup>(97)(98)(99)</sup>に基づいて鳥類、昆虫及び小動物を生物学的事象で考慮する対象生物(以下「対象生物」という。)に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入すること防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u>  <u>換気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し、安全機能を損なわない設計とする。</u>  <u>具体的には、換気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の外気取入口には、パニードスクリュー又はフィルターを設置することにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。</u>  <u>受変電設備及び屋外に設置する盤類は、密封構造、メッシュ構造、シールド処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。</u></p>	<p>(f) 生物学的事象  <u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)外部事象防護対象施設は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため、外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にパニードスクリューを、気体廃棄物の塵埃設備等の外気を直接取り込む設備にフィルターを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(g) 落雷  <u>落雷としては、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大ものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。</u>  <u>落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」(IEAG4608-2007)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、「日本産業規格」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。</u>          &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)①</u> <u>d、(フ)</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(g) 落雷  <u>落雷としては、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大ものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。</u>  <u>落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」(IEAG4608-2007)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、「日本産業規格」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。</u>          &lt;中略&gt;</p>	<p>(g) 落雷  <u>ロ、(ト)(1)①d、(g)外部事象防護対象施設は、再処理事業所及びその周辺における最大の雷撃電流の観測値に対し安全余裕を見込んで、想定する雷撃電流を270kAとし、その落雷に対して、「原子力発電所の耐雷指針」(IEAG4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(h) 塩害  <u>一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある<sup>(9)</sup>。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、換気設備及び非管理区域換気空調設備の外気系には除塩フィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。</u>  <u>外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルターまでの範囲は防食処理等の腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。</u>  <u>受変電設備については、端子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。</u>  <u>以上のことから、塩害により安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)①</u> <u>d、(g)</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)(1)①d、(g)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(h) 塩害  <u>一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、換気設備及び非管理区域換気空調設備の外気系には除塩フィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。</u>  <u>外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルターまでの範囲は防食処理等の腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。</u>  <u>受変電設備については、端子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。</u>  <u>以上のことから、塩害により安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(h) 塩害  <u>ロ、(ト)(1)①d、(h)外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の塵埃設備等の給気系への除塩フィルタの設置、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルターまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により、受電開閉設備は、端子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(h) 塩害  <u>ロ、(ト)(1)①d、(h)外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の塵埃設備等の給気系への除塩フィルタの設置、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルターまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により、受電開閉設備は、端子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)①</u> <u>d、(h)</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)(1)①d、(h)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>&lt;中略&gt;</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p>	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止 ① その他外部からの衝撃に対する考慮  c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ 抽出した安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象 (11 事象) に地震を加えた計 12 事象について、各自然現象によって関連して発生する可能性がある自然現象も考慮し組合せを網羅的に検討する。この組合せが MOX 燃料加工施設に与える影響について、電巻と地震など同時に発生する可能性が極めて低い組合せ、火山の影響 (堆積荷重) と落雷 (電氣的影響) など MOX 燃料加工施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び電巻と風 (台風) など一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除き、いずれにも該当しないものを MOX 燃料加工施設設計において想定する組合せとする。その結果、積雪及び風 (台風)、積雪及び電巻、積雪及び火山の影響 (降灰)、積雪及び地震、風 (台風) 及び火山の影響 (降灰) 並びに風 (台風) 及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。このうち、積雪及び風 (台風) の組合せの影響については、積雪及び電巻の組合せに包絡される重量を想定する自然現象の組合せの検討結果を添 5 第 14 表に示す。なお、津波については、津波が敷地高さに到達しないことを確認したことから、組合せの検討から除く。</p>	<p>3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止  (3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p>	<p>設工認の [ロ. (ト) (1) ①e. -1] は、事業変更許可申請書 (本文) の [ロ. (ト) (1) ①e. -1] を具体的に記載しており、整合している。</p>	
<p>e. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p>	<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、[ロ. (ト) (1) ①e. -2] または、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれその因果関係及び時間の変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>最新科学的技術的知見を踏まえ、[ロ. (ト) (1) ①e. -2] 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれその因果関係及び時間の変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。  [ロ. (ト) (1) ①e. -3] 具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象 (地震を除く。) による影響を受けない設計とする。  [ロ. (ト) (1) ①e. -3] したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) による衝撃と設計基準事故時の荷重は異なることのない設計とする。  &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の [ロ. (ト) (1) ①e. -2] は、事業変更許可申請書 (本文) の [ロ. (ト) (1) ①e. -2] と同義であり整合している。</p>	
<p>e. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p>	<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、[ロ. (ト) (1) ①e. -2] または、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれその因果関係及び時間の変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>最新科学的技術的知見を踏まえ、[ロ. (ト) (1) ①e. -2] 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれその因果関係及び時間の変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。  [ロ. (ト) (1) ①e. -3] 具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象 (地震を除く。) による影響を受けない設計とする。  [ロ. (ト) (1) ①e. -3] したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象 (地震を除く。) による衝撃と設計基準事故時の荷重は異なることのない設計とする。  &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の [ロ. (ト) (1) ①e. -3] は、事業変更許可申請書 (本文) の [ロ. (ト) (1) ①e. -3] を詳細に記載しており、整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>f. 航空機落下</p> <p>ロ.(ト)(1)①f.-①MOX燃料加工施設における主要な建物は、既に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、安全確保上支障のない構造とする。</p>	<p>⑤ 航空機落下</p> <p>a. 防護設計の基本方針</p> <p>三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することとを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3.5 航空機落下</p> <p>ロ.(ト)(1)①f.-①三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することとを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。</p> <p>安全上重要な施設については原則として防護対象とする。</p> <p>防護方法としては、建物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし、建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①f.-②は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-①を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>上記の防護設計を踏まえ、ロ.(ト)(1)①f.-②、「表用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準」等に基づき、MOX燃料加工施設への航空機落下確率を評価した結果、防護設計は必要ない。</p>	<p>上記の防護設計を踏まえ、MOX燃料加工施設への航空機落下確率を評価し、追加の防護設計の要否を確認する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>上記の防護設計を踏まえ、ロ.(ト)(1)①f.-②MOX燃料加工施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業(変更)許可を受けている。</p> <p>設工認申請時に、事業(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから、安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①f.-②は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-②と同義であり整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-③は保安規定にて対応する。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①f.-③なお、定期的に航空路の変更等の状況を確認し、追加の防護措置の要否を判断することとを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>(1) 防護設計条件</p> <p>建物・構築物の防護設計においては、三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち、F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として、航空機の総重量20t、速度150 m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。</p> <p>荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。</p> <p>貫通限界厚さの算定については、F-4EJ改の2基のエンジン(重量1.745t/基、吸気口部直径0.992m)と等価な重量、断面積を有するエンジンとし、エンジンの重量3.49t、エンジン吸気口部直径1.403m、エンジンの衝突速度155m/sを用いる。</p> <p>(2) 防護設計</p> <p>航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては、比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と、機体全体の衝突による</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-③は保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>① その他外部からの衝撃に対する考慮</p> <p>e. 航空機墜落、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>鉄筋コンクリート版の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。</p> <p>防護設計を行う建物・構築物は、エンジンの衝突による貫通を防止でき、航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋の切断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。</p> <p>外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは、堅固な壁等による迷路構造(建屋内壁による防護)により開口内部を直接見込みない構造とすることによって防護する設計とする。</p> <p>なお、航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して、十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により、防護対象とする施設を防護する設計とする。</p> <p>航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については、「3.3.3 外部火災(3)a.(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。</p> <p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機墜落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>想定される自然現象(竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波を除く。)(以下、3.3.1項では、「自然現象」という。)又は人為事象(航空機墜落下、爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下、3.3.1項では、「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は、自然現象又は人為事象に対し、機械的強度を有すること等により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>g. 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象</p> <p>(a) 有毒ガス</p> <p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-1]安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(a) 有毒ガス</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>一方、六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に、</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>b. 人為事象に対する防護対策</p> <p>(a) 有毒ガス</p> <p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-1]外部事象防護対象施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①g.(a)-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①g.(a)-1]と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①g.(a)-2]は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-2]MOX燃料加工施設は、想定される有毒ガスが発生した場合にも、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>換気設備等のニューテリイタイプの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、</p> <p>施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-2]また、想定される有毒ガスが発生した場合の運用上の措置として、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気体廃棄物の塵塵設備の給気設備等の停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる</li> <li>・給気系統上の手動ダンパを閉止する</li> <li>・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する</li> </ul> <p>再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては、</p> <p>「(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		
<p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p>	<p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-2]自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するための全工程停止及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>	<p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-2]自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するための全工程停止及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(b) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(b) 電磁的障害</p> <p>□.(ト)(1)①g(b)-1 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(ト)(1)①g(b)-2 外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせるにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①g(b)-3 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①g(b)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(b)-1と同一であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①g(b)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(b)-2と同一であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-3は、保安規定にて対応する。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①g(c)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-1と同一であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-2は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>(b) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(b) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-1 外部事象防護対象施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-2 MOX燃料加工施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合にも、全工工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①g(c)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-1と同一であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-2は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-1 安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>屋外で運搬又は受入れ時に漏えいが発生したとしても、化学物質を受け入れる再処理施設の武庫建屋とMOX燃料加工施設は距離距離を確保することにより、化学物質がMOX燃料加工施設へ直接被水することのない設計とする。</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-1 外部事象防護対象施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-2 また、漏えいした化学物質の反応等により有毒ガスが発生した場合に、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全工工程停止及びブロープソックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</li> <li>・給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>	<p>設工認の□.(ト)(1)①g(c)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-1と同一であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>□、(ト)①①g(c)-2 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、全工程停止及びプロセス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>③ 溢水による損傷の防止 安全機能を有する施設は、<u>ロ。(ト)(1)③-①</u>MOX燃料加工施設が溢水の影響を受ける場合において、その安全機能を確保するために、<u>溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>① 溢水防護に関する設計方針 事業許可基準規則の要求事項を踏まえ、安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が溢水の影響を受けざる場合においても、その安全機能を確保するために、<u>溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>ここで、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ。(ト)(1)③-②</u>MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して、<u>臨界防止、閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な設備</u>（以下「<u>溢水防護対象設備</u>上という。）として、<u>安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ。(ト)(1)③-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ。(ト)(1)③-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>③ <u>ロ。(ト)(1)③-③</u>そのために、<u>溢水防護に係る設計時にMOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響を評価（以下「<u>溢水評価</u>」という。）する。</u></p>	<p>f. <u>溢水評価</u> 溢水により安全上重要な施設の安全機能が損なわれない設計とし、<u>溢水評価に当たっては、事業許可基準規則の解釈に基づき、設計基準事故に対処するために必要な安全機能を有する構造物、系統及び機器が、その安全機能を損なわない設計であることを確認する。</u>  ＜中略＞</p>	<p>ここで、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ。(ト)(1)③-②</u>安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、<u>没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は、<u>溢水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認の<u>ロ。(ト)(1)③-③</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ。(ト)(1)③-③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>③ <u>ロ。(ト)(1)③-⑤</u>また、<u>溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し、</u></p>	<p>③ 考慮すべき溢水事象 MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水は、内部溢水ガイドを参考に発生要因別に分類した以下の事象を想定する。  ＜中略＞</p>	<p>6.2 考慮すべき溢水事象 溢水評価では、<u>溢水評価として発生要因別に分類した以下の溢水をロ。(ト)(1)③-④</u>想定する。</p>	<p>設工認の<u>ロ。(ト)(1)③-⑤</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ。(ト)(1)③-⑤</u>と同一であり整合している。</p>	
<p>⑤ 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 a. <u>溢水防護区画の設定</u> 溢水防護に対する評価対象区画を<u>溢水防護区画</u>として、以下のとおり設定する。  ＜中略＞</p>	<p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p>	<p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p>	<p>設工認の<u>ロ。(ト)(1)③-⑤</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ。(ト)(1)③-⑤</u>と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(ト)(1)③-⑥溢水評価がより厳しい結果を与えるように溢水経路を設定する。</p>	<p>b. 溢水経路の設定                      溢水評価において考慮する溢水経路は、溢水防護区画とその他の区画（溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路）との間における伝搬経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床下レンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。</p> <p>③ 考慮すべき溢水事象                      &lt;中略&gt;</p>	<p>設備にアクセスする通路部                      溢水防護区画は、壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。</p> <p>□.(ト)(1)③-⑥溢水評価に当たっては、溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</p> <p>6.2 考慮すべき溢水事象                      &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)③-⑥は、事業変更許可申請書（本文）の□.(ト)(1)③-⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により□.(ト)(1)③a.生ずる溢水</p> <p>b. MOX燃料加工施設内で□.(ト)(1)③b.生ずる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水</p> <p>c. 地震に起因する機器の破損等により□.(ト)(1)③c.生ずる溢水</p>	<p>a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生ずる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）</p> <p>b. MOX燃料加工施設内で□.(ト)(1)③b.生ずる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水等による溢水」という。）</p> <p>c. 地震に起因する機器の破損等により生ずる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）                      &lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により□.(ト)(1)③a.生ずる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）</p> <p>(2) MOX燃料加工施設内で□.(ト)(1)③b.生ずる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水等による溢水」という。）</p> <p>(3) 地震に起因する機器の破損等により□.(ト)(1)③c.生ずる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）</p> <p>(4) その他の要因（地下水の流入、地震以外の自然現象、誤操作等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）</p> <p>6.3 溢水原因及び溢水量の設定                      6.3.1 想定破損による溢水                      機器の破損を想定し、溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし、配管の破損箇所を溢水源として設定する。                      また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。                      配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の1/2の長さ」と配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック（以下「貫通</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)③a.は、事業変更許可申請書（本文）の□.(ト)(1)③a.と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)③b.は、事業変更許可申請書（本文）の□.(ト)(1)③b.と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)③c.は、事業変更許可申請書（本文）の□.(ト)(1)③c.と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>クラック」という。)を想定する。</p> <p>ただし、配管破損の想定に当たって、詳細な応力評価を実施する場合は、発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。</p> <p>高エネルギー配管については、ターミナルエンド部を除き、発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」、0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し、想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。</p> <p>なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.3.2 消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は、燃料加工建屋内において、水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>消火水等の放水による溢水量については、消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。</p> <p>6.3.3 地震起因による溢水 地震起因による溢水については、耐震Sクラス機器は基準地震動Ssによる地震力によつて破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B、Cクラスに属する系統を溢水源として設定する。</p> <p>ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水源として設定しない。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、溢水が生じるとした機器について、溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。</p> <p>溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で、流体を内包する機器のうち、基準</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>溢水評価に当たっては、溢水の影響を受けて、<u>溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>ロ。(ト)①③-⑦</u>評価条件を設定する。</u></p>	<p>⑤ 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針</p> <p>＜中略＞</p> <p>b. 溢水経路の設定</p> <p>溢水評価においては考慮する溢水経路は、<u>溢水防護区画とその他の区画（溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路）との間における伝搬経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、<u>溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。</u></u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>地震動Ssによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。この場合において、溢水源となる配管は、破損形状を完全全固破断とし、溢水源となる容器は、全保有水量を溢水量として設定する。</p> <p>6.3.4 その他の溢水</p> <p>その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい現象を想定する。</p> <p>具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及び誤作動を想定し、各事象において溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>＜中略＞</p> <p>溢水評価に当たっては、溢水の影響を受けて、<u>溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>ロ。(ト)①③-⑦</u>溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</u></p> <p>また、消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は、開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。</p> <p>防水扉及び水密扉については、扉の閉止運用を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>6.5.1 設水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、壁(貫通部止水処置を含む。)、防水扉、水密扉、堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>6.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水、消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し、影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、保護構造を有する設計、溢水防護板の設置等の対策により、溢水防護対象設備が被水</p>	<p>設工認の<u>ロ。(ト)①③-⑦</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ。(ト)①③-⑦</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>消火水の放水による溢水に対しては、溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず、放水しない消火手段を採用することにより、被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>なお、水を用いる消火活動を行う場合には、水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため、溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.5.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために、空調案内や解析区画を設定して解析を実施し、溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策、溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により、溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>6.6 燃料加工建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が、溢水防護区画に流入しないことを評価する。</p> <p>また、燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては、燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)、扉、堰等により防止する設計とすることにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.4 その他の主要な事項</p> <p>7.4.1 溢水防護設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)③-⑧は、保安規定にて対応する。</p>	
		<p>ロ.(ト)(1)③-⑧ 溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の溢水防護設備については、必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ 誤操作の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、ロ、(ト)(1)④-①(イ)等に、対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正しく迅速に把握できる設計とする。</p>	<p>(10) 誤操作の防止</p> <p>① 安全機能を有する施設に対する誤操作の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、以下の措置を講ずる設計とする。</p> <p>a. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室及び制御室から制御第6章の監視制御機器は、操作性、視認性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、盤、操作器具、計器及び警報表示器具の配置を行い、操作性及び視認性に留意するとともに、加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p> <p>b. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室、制御第1章及び制御第4章に設置する安全上重要な施設の監視制御機器は、安全上重要な施設以外の監視制御機器と分離して配置する。</p> <p>c. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室及び制御室の監視制御機器は、施設ごと又は工程ごとに分けて配置する。また、監視制御機器の監視器具は、関連する計器表示、警報表示及び操作器具を集約して配置するとともに、操作器具は、色、形状等の視覚的要素により容易に識別できる設計とすることにより、誤りを生じにくいよう留意した設計とし、簡潔な手順によって容易に操作できる設計とする。</p> <p>d. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室及び制御室の監視制御機器は、警報の重要度ごとに色分けを行うことにより、正確かつ迅速に状況を把握できるように留意した設計とする。</p> <p>e. 安全機能を有する施設の監視制御機器の計算機画面には、設備構成を表示することにより、操作対象設備の運転状態が容易に識別できる設計とする。とともに、ダブルアクション(ポップアップ表示による操作の再確認)を採用することにより、誤操作を防止する設計とする。</p> <p>f. 安全機能を有する施設のうち、現場に設置する機器、弁等は、系統による色分け、銘板取り付けまたは機器の状態や操作禁止を示すタグの取り付けによる識別により、誤りを生じにくいよう留意した設計とし、簡潔な手順によって容易に操作で</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>8. 設備に対する要求事項</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(3) 操作性の考慮</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、ロ、(ト)(1)④-①(イ)配管、弁及び盤に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理等を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ、(ト)(1)④-①(イ)は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ト)(1)④-①(イ)を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(1)④-②)また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される。</p>	<p>事業変更許可申請書とす。</p> <p>g. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室、制御第1室及び制御第4室に設置する安全上重要な施設の監視制御機器の操作器具は、誤接触による誤操作を防止するため、誤操作防止カバーを設置し、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>h. 設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるよう、時間余裕が少ない場合においても、設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とする。ことに、設計基準事故を速やかに収束させることが可能な設計とする。</p>	<p>(3) 操作性の考慮</p> <p>ロ.(ト)(1)④-②)設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とする。ことに、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの隔離により放射線量が高くなるおそれのない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)④-②)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)④-②)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>また、安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御機器、ロ.(ト)(1)④-③)弁等に対して、誤操作を防止するための措置を調ロ.(ト)(1)④-④)ずる。ことにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p>	<p>② 安全上重要な施設に対する誤操作の防止</p> <p>安全上重要な施設は、容易に操作することができるようにするため、以下の措置を講ずる設計とする。</p> <p>a. 安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)においても、安全機能を有する施設に対する誤操作の防止に示す措置を講じた中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御機器及び現場の機器、弁等を使用し、簡潔な手順によって容易に操作できる設計とする。</p>	<p>安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御機器や現場の機器、ロ.(ト)(1)④-③)配管、弁及び遮蔽に対して、誤操作を防止するための措置を講ずる。ことにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)④-③)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)④-③)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)④-④)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)④-④)と同一義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑤ 安全避難通路等</p> <p>MOX燃料加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても、<u>ロ.(ト)(1)⑤-①</u>その機能を損なわない照明設備の避難・誘導設備を設ける設計とする。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>② 適合のための設計方針</p> <p>第1項第一号について</p> <p>MOX燃料加工施設の建屋内には、安全避難通路を設ける設計とする。また、安全避難通路には、必要に応じて、単純、明確、永続性のある標識並びに非常用照明及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第二号について</p> <p>MOX燃料加工施設には、照明用電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、誘導灯及び非常用照明を設ける設計とし、誘導灯及び非常用照明は、非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池からの給電により、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第三号について</p> <p>MOX燃料加工施設には、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設ける設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設としては、設計基準事故が発生した場合において、MOX燃料加工施設の状態を監視するために必要な中央監視室等には、運転保安灯を設ける設計とし、必要な監視が確実に行えるように非常用照明と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">＜中略＞</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>9. その他</p> <p>9.2 安全避難通路等</p> <p>MOX燃料加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても、<u>ロ.(ト)(1)⑤-①</u>機能を損なわない避難用照明として、非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常用照明を設置し、安全に避難できる設計とする。</p>	<p>設工認 (本文) の<u>ロ.(ト)(1)⑤-①</u>は事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(1)⑤-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、<u>ロ.(ト)(1)⑤-②</u>避難・誘導設備とは別に作業用の照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、中央監視室、制御室及び制御第4室（以下「中央監視室等」という。）には、作業用の照明として運転保安灯を<u>ロ.(ト)(1)⑤-③</u>設ける設計とする。</p>	<p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、<u>ロ.(ト)(1)⑤-②</u>避難用照明とは別に作業用の照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、中央監視室、制御室及び制御第4室（以下「中央監視室等」という。）には、作業用の照明として運転保安灯を<u>ロ.(ト)(1)⑤-③</u>設置する設計とする。</p>	<p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、<u>ロ.(ト)(1)⑤-②</u>避難用照明とは別に作業用の照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、中央監視室、制御室及び制御第4室（以下「中央監視室等」という。）には、作業用の照明として運転保安灯を<u>ロ.(ト)(1)⑤-③</u>設置する設計とする。</p>	<p>設工認 (本文) の<u>ロ.(ト)(1)⑤-②</u>は事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(1)⑤-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認 (本文) の<u>ロ.(ト)(1)⑤-③</u>は事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(1)⑤-③</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>設工認 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-④は事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-④と同義であり整合している。</p>	
<p>ロ. (ト) (1) ⑤-④ また、現場作業の緊急性との関連において、LED ヘッドランプ及びLED 充電式ライト等 (以下「可搬型照明」という。) の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。</p> <p>これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して、MOX 燃料加工施設が安全機能が損なわれない (安全機能を有する施設が安全機能を損なわれない。) ために必要な重大事故等対処施設ロ. (ト) (1) ⑤-⑤、設備等への措置を含める。</p>	<p>また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認等、現場作業が必要となり、可搬型照明の準備に時間的猶予がある場合には、中央監視室等に配備する可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>ロ. (ト) (1) ⑤-④現場作業の緊急性との関連において、LED ヘッドランプ及びLED 充電式ライト等 (以下「可搬型照明」という。) の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して、MOX 燃料加工施設の安全機能が損なわれない (安全機能を有する施設が安全機能を損なわれない。) ために必要な重大事故等対処施設ロ. (ト) (1) ⑤-⑤への措置を含める。</p>	<p>設工認 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-⑤は事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑥ 安全機能を有する施設 MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線加工施設を設置する[ロ.(ト)(1)⑥-①]工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>⑩ 安全機能を有する施設 第1項について MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とし、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設として設計する。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線加工施設を設置する[ロ.(ト)(1)⑥-①]敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>設工認の[ロ.(ト)(1)⑥-①]について、設計基準事故時の公衆に対する線量評価は、敷地境界における線量を基準とするため、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ト)(1)⑥-①]を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能[ロ.(ト)(1)⑥-②]を確保する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		<p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能[ロ.(ト)(1)⑥-②]を確保する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の[ロ.(ト)(1)⑥-②]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ト)(1)⑥-②]と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>a. 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、<u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</p>	<p>第2項について 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。 &lt;中略&gt; (二) その他の安全設計 (4) 環境条件に対する考慮 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化(圧力、温度、湿度、放射線量及び湿度の変化)を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとす。なお、必要に応じて運転条件の調整、作業時間の制限等の手段により、環境条件の変化に対応し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</p>	<p>(2) 環境条件の考慮 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、<u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>、荷重、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、<u>電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</u> a. 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重 (<u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。) b. <u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>電磁的障害に対しては、安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。 c. 周辺機器等からの悪影響 <u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>安全機能を有する施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□、(ト)(1)⑥a、-①</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	
<p>b. 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理が可能な設計とする。</p>	<p>第3項について 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、検査又は試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。 また、適切な保守管理を行うことで、その安全機能を損なわれないよう手順を定める。 &lt;中略&gt;</p>	<p>8.1.2 試験、検査性の確保 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とし、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。</p>		
<p>a. 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理が可能な設計とする。</p>	<p>b. 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理が可能な設計とする。</p>			



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>d. 安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>⑦ 設計基準事故の拡大の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、<u>ロ.(ト)(1)⑦-①設計基準事故を選定し、解析及び評価を実施することにより、設計基準事故時においてロ.(ト)(1)⑦-②は、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>第5項について</p> <p>安全機能を有する施設は、他の原子力施設との共用によって安全性を損なわない設計とする。また、公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用する非常用所内電源設備、グループボックス排気設備等については、共用によって、MOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>⑩ 設計基準事故の拡大の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>このために、設計基準事故を選定し、解析及び評価を行い、公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないこととして、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えないことを確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>8. 1.4 共用に対する考慮</p> <p>安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、<u>ロ.(ト)(1)⑦-②敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた<u>ロ.(ト)(1)⑦-①</u>は、評価の詳細は展開しないため、本設工認の対象外である。</p> <p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)⑦-②</u>について、設計基準事故時の公衆に対する線量評価は、敷地境界における線量を基準とするため、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)⑦-②</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑧ 核燃料物質の貯蔵施設  <u>ロ.(ト)(1)⑧-①MOX燃料加工施設は、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵容器・一時保管設備、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を設ける。</u></p> <p>また、燃料集合体貯蔵設備等は、建屋排気設備<u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>等で換気することにより適切に冷却する。</p>		<p>(基本設計方針)            第2章 個別項目            4. 核燃料物質の貯蔵施設            核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、「3.自然現象等」、「4.閉じ込めの機能」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」、「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくとする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)⑧-①貯蔵施設は、原料粉末を受け入れ、てから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><u>ロ.(ト)(1)⑧-①貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p>また、燃料集合体貯蔵設備等は、建屋排気設備<u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>又はグローブボックス排気設備で換気することにより排熱を適切に除去する設計とする。</p> <p>なお、換気設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p>	<p><u>ロ.(ト)(1)⑧-①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)⑧-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑨ 廃棄施設</p> <p>a. <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u> 廃棄施設は、通常時に おいて、周辺監視区域の外の空気中及び周辺 監視区域の境界における水中の放射性物質の 濃度を十分に低減できよう、「発電用軽水 型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指 針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線 量を合理的に達成できる限り低くなるよう、 放出する放射性物質を低減できる設計とす る。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類5)</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設計基準対象の施設 ① 概要 気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施 設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理 的に達成できる限り少なくするため、管理区域 からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物 質を除去した後、<u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> し、排気筒の排気口から放出する設計とする。  &lt;中略&gt;</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u> 気体廃棄物の廃棄 設備は、通常時ににおいて、周辺監視区域 の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に 低減できよう、「発電用軽水型原子 炉施設周辺の線量目標値に関する指針」 を参考に放射性物質の濃度に起因する線 量を合理的に達成できる限り低くなるよ う、放出する放射性物質を低減できる設 計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u> 液体廃棄物の廃棄設備 は、通常時ににおいて、周辺監視区域の境界に おける水中の放射性物質の濃度を十分に低減 できよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺 の線量目標値に関する指針」を参考に放射性 物質の濃度に起因する線量を合理的に達成で きる限り低くなるよう、放出する放射性物質 を低減できる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 &lt;中略&gt; 気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加 工施設から周辺環境へ放出される放射性 物質を合理的に達成できる限り少なくす るため、管理区域からの排気は、高性能 エアフィルタで放射性物質を除去した 後、<u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> 放射性物質の 濃度及び排気風量を監視し、排気筒の排 気口から放出する設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u>は、 事業変更許可申請書(本 文)の<u>ロ.(ト)(1)⑨a.- ①</u>と同義であり整合し ている。</p> <p>設工認の <u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> は、事業変更許可申請 書(本文)の <u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> を具体的に記載してお り整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 液体廃棄物の廃棄施設  MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物ロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①は、<u>廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくす</u>るため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、<u>廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</u></p>	<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備  (1) 概要  <u>廃液貯槽では廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。</u>  (2) 設計方針  ① 放射性物質  a. 低レベル廃液処理設備は、排水口から放出する排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、<u>希釈、ろ過又は吸着の適切な処理を行う設計とする。</u>  b. <u>低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。</u>  &lt;中略&gt;</p>	<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備  &lt;中略&gt;  液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物ロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①を、<u>廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくす</u>るため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、<u>廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</u></p>	<p>設工認の  ロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①は、<u>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①を、<u>廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくす</u>るため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、<u>廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</u></u></p>	
<p>(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性  (1) 安全機能を有する施設  ⑩ 廃棄施設  第2項について  <u>保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u></p>	<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備  &lt;中略&gt;  ロ.(ト)(1)⑨b.-①<u>固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u></p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、<u>液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</u>  &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の  ロ.(ト)(1)⑨b.-①は、<u>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑨b.-①と⑩と同一であり整合している。</u></p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 重大事故等対処施設 (加工施設への人の不法な侵入等の防止, 安全避難通路等, 監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は(1) 安全機能を有する施設に記載)</p> <p>MOX燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及びロ.(ト)(2)-1加工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, ロ.(ト)(2)-2必要な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(ハ) 重大事故等対処施設</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に関する設計</p> <p>MOX燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>8. 設備に対する要求事項</p> <p>8.2 重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2)-1及びロ.(ト)(2)-2は, 事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2)-1及びロ.(ト)(2)-2を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源先まで, 経路を含む。)で構成する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源先まで, 経路を含む。)で構成する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源先まで, 経路を含む。)で構成する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	
<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>8.2.3 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>





事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 重大事故等対処設備</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(a) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、<u>人為事象、重大事故等における条件、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの影響</u></p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a)-1並びに「六.ロ(ハ).(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、<u>想定される重大事故等が発生した場における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</u></p> <p>共通要因のうち自然現象として、<u>地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</u></p>	<p>① 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、<u>重大事故等における条件、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの影響並びに「添付書類七.ニ.(イ)重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</u></p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、<u>想定される重大事故等が発生した場における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</u></p> <p>共通要因のうち自然現象については、<u>地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生実質の有無に関わらず、国内外の基準や文献に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、<u>地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</u></u></p>	<p>備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場において、また、重大事故の拡大を防止するため、及びMOX燃料加工施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するため、必要に応じて、管理する。</p> <p>なお、重大事故等対処設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>8.2.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、<u>重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響</u></p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a)-1及び事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、<u>想定される重大事故等が発生した場における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</u></p> <p>共通要因のうち自然現象として、<u>地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</u></p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-1は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-1と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象については、国内の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の解読第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの開壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発その他のテロリズムについて航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、有毒ガス、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	
<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	
<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	
<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-1.2</u>の機能を確保する設計とする。</p> <p>その他の常設重大事故等対処設備について、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)なお、「六.(ハ)。(2)③重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-4)</u>同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない。</p>	<p>施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-1.2</u>の機能を確保する設計とする。</p> <p>その他の常設重大事故等対処設備について、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>なお、「添付書類七.ホ.(ロ).(5)重大事故が同時に又は連鎖した場合の対処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない。</p>	<p>施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-1.2</u>の機能を確保する設計とする。</p> <p>その他の常設重大事故等対処設備について、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)なお、<u>事業(変更)許可を受けたとおり、MOX燃料加工施設で発生する重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-4)また核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の事象であるグローブボックス内での火災によりMOX粉末等の集積等が発生することなく臨界事故への連鎖は想定されな</u>いことから、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-1)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-1)と同義であり整合している。 事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-2)については、保安規定にて対応する。</p> <p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-4)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-4)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「添付書類三.ロ.(ハ)基礎地盤及び周辺面の安定性設計」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ.(ロ)津波及び火災」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計、「イ.(ロ)津波」(6)津波による損傷の防止及び「イ.(ロ)火災」(4)①b.重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「添付書類三.ロ.(ハ)基礎地盤及び周辺面の安定性設計」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ.(ロ)津波及び火災」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計、「イ.(ロ)津波」(6)津波による損傷の防止及び「イ.(ロ)火災」(4)①b.重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)「2.地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1.地震による損傷の防止」及び「3.2.津波による損傷の防止」及び「5.火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</u></p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-5)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-5)と同義であり整合している。</p>	
<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「添付書類三.ロ.(ハ)基礎地盤及び周辺面の安定性設計」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ.(ロ)津波及び火災」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計、「イ.(ロ)津波」(6)津波による損傷の防止及び「イ.(ロ)火災」(4)①b.重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「添付書類三.ロ.(ハ)基礎地盤及び周辺面の安定性設計」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ.(ロ)津波及び火災」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計、「イ.(ロ)津波」(6)津波による損傷の防止及び「イ.(ロ)火災」(4)①b.重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)「2.地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1.地震による損傷の防止」及び「3.2.津波による損傷の防止」及び「5.火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</u></p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-5)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-5)と同義であり整合している。</p>	
<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「添付書類三.ロ.(ハ)基礎地盤及び周辺面の安定性設計」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ.(ロ)津波及び火災」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計、「イ.(ロ)津波」(6)津波による損傷の防止及び「イ.(ロ)火災」(4)①b.重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「添付書類三.ロ.(ハ)基礎地盤及び周辺面の安定性設計」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ.(ロ)津波及び火災」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計、「イ.(ロ)津波」(6)津波による損傷の防止及び「イ.(ロ)火災」(4)①b.重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-3)「2.地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1.地震による損傷の防止」及び「3.2.津波による損傷の防止」及び「5.火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</u></p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-5)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-5)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 また、設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 及び ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 は事業変更許可 申請書 (本文) の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 及び ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 と同義であり整 合している。</p>	<p>また、設計基準事故において想定した条件 より厳しい条件を要因とした外的事象の地 震に対して、地震を要因とする重大事故等 に対処する常設重大事故等対処設備は、 「イ.(ハ) (1) ⑤地震を要因とする重大 事故等に対する施設の耐震設計」に基づく 設計とする。 また、津波、火災に対する健全性について は、「イ.(ハ) (1) ③環境条件等」に記 載する。</p> <p>また、溢水、火災に対して常設重大事故等 対処設備は、設計基準事故に対処するため の設備の安全機能と同時にその機能が損な われるおそれがないよう、健全性を確保す る設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風(台風)、 竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火 山の影響、生物学的事象、森林火災、塩 害、航空機落下、有毒ガス、敷地内におけ る化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工 場等の火災、爆発に対する健全性について は、「イ.(ハ) (1) ③環境条件等」に記 載する。</p> <p>周辺機器等からの影響については、地震に 対して常設重大事故等対処設備は、当該設 備周辺の機器等からの波及的影響によつて 機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒 による損傷を考慮して、当該設備周辺の資 機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を 行う。内部発生飛散物に対して常設重大事 故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転 羽の損壊により飛散物を発生させる回転機 器について回転体の飛散を防止する設計と する。 または、設計基準事故に対処するための設 備の安全機能と同時にその機能が損なわれ るおそれがないよう、位置的分散を図る。 内部発生飛散物に対する健全性について は、「イ.(ハ) (1) ③環境条件等」に記 載する。</p> <p style="text-align: right;">&lt; 中略 &gt;</p>	<p>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 事業(変更)許可 を受けた設計基準事故において想定した条 件より厳しい条件を要因とした外的事象の 地震に対して、地震を要因とする重大事故 等に対処するために重大事故等時に機能を 期待する常設重大事故等対処設備は、 ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 「8.2.6 地震を 要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、溢水及び火災に対して常設重大事故 等対処設備は、設計基準事故に対処するた めの設備の安全機能と同時にその機能が損 なわれるおそれがないよう、健全性を確保 する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風(台風)、 竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火 山の影響、生物学的事象、森林火災、塩 害、航空機落下、有毒ガス、敷地内におけ る化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工 場等の火災及び爆発に対する健全性を確保 する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛 散物に対して、回転羽の損壊により飛散物 を発生させる回転機器について回転体の飛 散を防止する設計とし、常設重大事故等対 処設備が機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 及び ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 は事業変更許可 申請書 (本文) の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 及び ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 と同義であり整 合している。</p>	





事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-3</u>「<u>イ.-(イ).敷地の面積及び形状</u>」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故等に対する安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「<u>添付書類二.ロ.(ハ).基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価</u>」に基づく地盤に設置する燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に位置的分散することにより、設計基準事故等に対する安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-3</u>「<u>イ.地盤</u>」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故等に対する安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-3は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-3]と同義であり整合している。</p>	
<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-4</u>「<u>ロ.(ホ).(2).重大事故等対処施設設計</u>」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込み、液状化及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、<u>「イ.-(ロ).(5)②重大事故等対処施設設計の耐震設計</u>」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受け、複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「3.1 地震による損傷の防止</u>」に示す地震により、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-4</u>「<u>3.1.地震による損傷の防止</u>」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-4は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-4]と同義であり整合している。</p>	
<p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「<u>イ.-(ハ).(1)⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計</u>」に基づく設計とする。</p>	<p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「<u>イ.-(ハ).(1)⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計</u>」に基づく設計とする。</p>	<p>また、事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-5</u>」<u>「8.2.6.地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計</u>」に基づく設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-5は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-5]と同義であり整合している。</p>	
<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「<u>イ.(ロ) (6)津波による損傷の防止</u>」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「<u>イ.(ロ) (6)津波による損傷の防止</u>」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-6</u>の保管場所については、「<u>3.2.津波による損傷の防止</u>」に示す津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等へ</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-6は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-6]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-7]</u>「<u>ロ.(ト)(2)(2)②a.(a)ii.-7]</u>」<u>可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</u>」に基づく火災防護を行う。</p> <p>溢水、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>位置的分散を図る。</u></p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災</u>に対して、<u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。</u></p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)、(ニ)、(ロ)⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づき火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、火災、溢水、内部発生飛散物に対する健全性については、「イ.(ハ)(1)①環状条件等」に記載する。</p> <p>溢水、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>位置的分散を図る。</u></p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発</u>に対して、<u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。</u></p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「<u>イ.(ハ)、(ニ)、(ロ)⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</u>」に基づくとともに、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-7]</u>「<u>8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</u>」に基づく火災防護を行う設計とする。</p> <p>溢水、火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災</u>に対して、<u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</u></p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-7]</u>は、<u>事業変更許可申請書(本文)の</u>  <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-7]</u>と<u>同義</u>であり<u>整合している。</u></p> <p>設工認の  <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-8]</u>は、<u>事業変更許可申請書(本文)の</u>  <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-8]</u>と<u>同義</u>であり<u>整合している。</u></p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-9</u>「<u>ロ.(ト)(2)②c.環境条件等</u>」に記載する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、<u>「イ.(ク)(1)③環境条件等」</u>に記載する。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-9</u>「<u>ロ.(ト)(2)②c.環境条件等</u>」に記載する。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)</u>  <u>ii.-9)は、事業変更許可申請書(本文)の</u>  <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)</u>  <u>ii.-9)と同義であり整合している。</u></p>	
<p>iii. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口  MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</p> <p>(b) 悪影響防止  重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口  MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</p> <p>b. 悪影響防止  重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口  MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止  重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>  <u>は、事業変更許可申請書(本文)の</u>  <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>  <u>を具体的に記載しており整合している。</u></p>	
<p>(b) 悪影響防止  重大事故等対処設備は、再処理事業所内における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の<u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の<u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の<u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>  <u>は、事業変更許可申請書(本文)の</u>  <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>  <u>を具体的に記載しており整合している。</u></p>	
<p>系統的影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>系統的影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>系統的影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>  <u>は、事業変更許可申請書(本文)の</u>  <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>  <u>を具体的に記載しており整合している。</u></p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>により重大事故等対処設備としての系統構成として使用可能なこと、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風(台風)及び竜巻に対する健全性については、「イイ」(一) (1) ③「環境条件等」に記載する。</p>	<p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">今回の申請の対象範囲外</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>b. 個数及び容量 (a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果すために、事故対応手段として系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p>	<p>② 個数及び容量 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果すために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p>	<p>8.2.3 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果すために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設を有する施設及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設を有する施設及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設を有する施設及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p>		
<p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>		
<p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p>		
<p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p>	<p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p>	<p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p>		
<p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p>		
<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p>		
<p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等への対処には、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>		
<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>		
<p>c. 環境条件等 (a) 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。</p>	<p>③ 環境条件等 a. 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。</p>	<p>8.2.4 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。</p>		
<p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p>	<p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p>	<p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p>		
<p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p>	<p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p>	<p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p>		
<p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与え、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落</p>	<p>自然現象の選定に当たっては、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、噴雪等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、</p>	<p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与え、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)に、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項 雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらには事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機墜落)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。</p> <p>なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。</p>	<p>設工認の「ロ.(ト)(2) c.(a)-(1)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ト)(2) c.(a)-(1)」と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>
<p>重大事故等となるおそれとなる「添付書類七.二.(イ)重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>重大事故等の要因となるおそれとなる「添付書類七.二.(イ)重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>重大事故等の要因となるおそれとなる「ロ.(ト)(2) c.(a)-(1)事業変更許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。」</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>重大事故等の要因となるおそれとなる「ロ.(ト)(2) c.(a)-(1)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ト)(2) c.(a)-(1)」と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>





事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)            要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>の機能を確保する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)            想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能損なわれない高さへの設置、被水防護を行う。</p>	<p>設工認申請書 該当事項            安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>機能を損なわれない設計とする。<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-3</u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、<u>保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>整合性  <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>と同一であり整合している。            事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-3</u>は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)            溢水に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>及び<u>爆発の防止</u>に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)            火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>及び<u>爆発の防止</u>に基づく設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項            火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>及び<u>爆発の防止</u>に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>整合性  <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>と同一であり整合している。  <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>と同一であり整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)            溢水に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>及び<u>内部発生飛散物</u>を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又は<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>それらを適切に組み合わせること、重大事故等への対処のための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)            火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>及び<u>内部発生飛散物</u>を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又は<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>それらを適切に組み合わせること、重大事故等への対処のための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項            火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>及び<u>内部発生飛散物</u>を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又は<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>それらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわれない設計とする。<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、<u>保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>整合性  <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>と同一であり整合している。  <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)            環境条件等            (1) 環境条件            &lt;中略&gt;</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)            環境条件等            (1) 環境条件            &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項            環境条件等            (1) 環境条件            &lt;中略&gt;</p>	<p>整合性            設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]ロ.(ハ) 耐津波構造</u>に基づく設計とする。</p>	<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>イ.(ロ)(6)津波による損傷の防止</u>に基づく設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]ロ.(ハ) 耐津波構造</u>に基づく設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]と同義であり整合している。</u></p>	
<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、外部からの衝撃による損傷を防止</u>でききる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発に対して常設重大事故等対処設備は、<u>建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止</u>できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止</u>でききる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]と同義であり整合している。</u></p>	
<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]と同義であり整合している。</u></p>	
<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]と同義であり整合している。</u></p>	
<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又これを適切に組み合わせたことにより、そのロ.(ト)(2) c.(a) i.-10,11]機能を確保する。</u></p>	<p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>当該設備が地震、風(台風)、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれを適切に組み合わせたことにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又これを適切に組み合わせたことにより、そのロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程ロ.(ト)(2) c.(a) i.-11]を停止すること</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-11]は、保安規定にて対応する。</u></p>	







事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文) また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>Ro.(ト)(2) c.(a) i.-14 消防車による事前放水を含む火災防護計画を、保安規定に定め、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けやすい位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類5) また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けやすい位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項 また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>Ro.(ト)(2) c.(a) i.-14 消防車による事前放水を含む火災防護計画を、保安規定に定め、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けやすい位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>整合性 事業変更許可申請書 (本文) の Ro.(ト)(2) c.(a) i.-14 は、保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>	<p>周辺機器等からの影響について、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] と同義であり整合している。</p>	
<p>溢水、火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水に対しては想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、火災に対しては、ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-4] 「ロ.(ト)(2) ② f. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づき火災防護を行うことにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ) (1) ⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づき火災防護を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] 「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けられる場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-4] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-4] と同義であり整合している。</p>	
<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、嵐害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] と同義であり整合している。</p>	
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は、余長を</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、損傷防止措置としてロ.(ト)(2) c. (a) ii. -6除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対応に必要ないよう維持する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は建構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対応するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び屋内への配備を実施する手順を整備する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して、全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は建構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、損傷防止措置として除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。ロ.(ト)(2) c. (a) ii. -6除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対応に必要ないよう維持する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は建構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c. (a) ii. -6)は、保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p>		
<p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けやすい位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けやすい設計とする。</p>	<p>内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物により設計基準準事故に対処するための設備の安全機能と同時に、その機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けやすい設計とする。</p>	<p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けやすい位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けやすい設計とする。</p>		
<p>(b) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受け</p>	<p>b. 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置、放射線防護具類等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受け</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>ない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	
<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	
<p>d. 操作性及び試験・検査性 (a) 操作性の確保</p>	<p>(4) 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保</p>	<p>8.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。</p>	
<p>i. 操作性の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。</p>	<p>(a) 操作性の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時における環境条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。</p>	<p>a. 操作性の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>ii. システムの代替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>iii. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できることのできるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(b) システムの代替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できることのできるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. システムの代替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できることのできるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類Ⅴ)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類Ⅴ)</p> <p>いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>iv. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとしてロ.(ト)(2) d.(a) iv.-1以下の設計により確保する。</p>	<p>(d) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。</p>	<p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとしてロ.(ト)(2) d.(a) iv.-1確保できるよう、以下の設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-1は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-1と同義であり整合している。</p>	
<p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>	<p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>	<p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>		
<p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展の時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、に加え、敷地及びその周辺での発生可能性の有無に関わらず、国内外の基盤や文獻等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、雹害等の事象を考慮する。その上でこれらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>		
<p>響を与えおそれがある事象として、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、に加え、敷地及びその周辺での発生可能性の有無に関わらず、国内外の基盤や文獻等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、雹害等の事象を考慮する。その上でこれらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>		
<p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>	<p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>	<p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに對して、迂回路に對して、迂回路も考慮した複数のアセスメントを確保する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その他の上における敷地及びその周辺の発生の可能性、アセスメントへの影響度、事象進展速度や事象進展に對する時間余裕の観点から、アセスメントに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに對して、迂回路も考慮した複数のアセスメントを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的影響に對しては、道路面が直接影響を受けることはない。生物学的事象に對しては、容易に排除可能なため、アセスメントへの影響はない。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに對して、迂回路も考慮した複数のアセスメントを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的影響に對しては、道路面が直接影響を受けることはない。生物学的事象に對しては、容易に排除可能なため、アセスメントへの影響はない。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3と同義であり整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>屋外のアセスメントは、ロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2「ロ.(ト)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」に對して考慮する地震の影響(周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機の墜落、爆発)を想定し、複数のアセスメントの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアセスメントを確保するため、アセスメントを除去可能なホイールローダをロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3台使用する。</p> <p>ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアセスメントは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に對しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p>	<p>屋外のアセスメントは、「イ...」(5)②重大事故等対処施設の耐震設計」に對して考慮する地震の影響(周辺斜面の崩壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機の墜落、爆発)を想定し、複数のアセスメントの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアセスメントを確保するため、アセスメントを除去可能なホイールローダを3台使用する。</p> <p>ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアセスメントは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に對しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p>	<p>屋外のアセスメントは、ロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2「3.1.地震による損傷の防止」に對して考慮する地震の影響(周辺斜面の崩壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機の墜落、爆発)を想定し、複数のアセスメントの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアセスメントを確保するため、アセスメントを除去可能なホイールローダをロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3使用する。</p> <p>ホイールローダは、必要数としてロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアセスメントは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に對しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに溯上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。</p> <p>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -4)なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、<u>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -5)「ロ.(ホ)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。</u></p> <p>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -6)また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、<u>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -7)ホイールローダにより復旧する。</u></p>	<p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに溯上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。</p> <p>なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「イ... (ロ)... (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、<u>ホイールローダにより復旧する。</u></p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車面についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p>	<p>8.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 &lt;中略&gt;</p> <p>再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尾駮取水場所A、尾駮取水場所B又は二又川取水場所A (以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに溯上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること。</li> </ul> <p>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -4)また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>屋外のアクセスルートは、<u>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -5)「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。</u></p> <p>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -6)不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -7)再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外のアクセスルートは、3.1 地震による損傷の防止にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローダにより復旧すること。</li> </ul> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車面はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -4)は、保安規定にて対応する。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d. (a) iv. -5)は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d. (a) iv. -5)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d. (a) iv. -6)は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d. (a) iv. -6)と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) の ロ.(ト)(2) d. (a) iv. -7)は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9は、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10手順を整備する。</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類七 八.(ロ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-8, 9, 10再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-8に示すこと。</li> </ul> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10こと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-8は、保安規定にて対応する。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9は、保安規定にて対応する。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9は、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10手順を整備する。</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類七 八.(ロ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11と同義であり整合している。</p>	
<p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9は、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10手順を整備する。</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類七 八.(ロ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11と同義であり整合している。</p>	
<p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9は、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10手順を整備する。</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート上の確保」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類七 八.(ロ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全ロ. (ト) (2) d. (a) iv. -12を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</p> <p>(b) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。</p> <p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。))が可能な設計とする。</p>	<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</p> <p>b. 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。))、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。</p> <p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。))が可能な設計とする。可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守</p>	<p>ロ. (ト) (2) d. (a) iv. -12 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水ロ. (ト) (2) d. (a) iv. -12を考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。</li> <li>・ 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。</li> </ul> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。</p> <p>(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。))、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。</p> <p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。))が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することによ</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (2) d. (a) iv. -12は、保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(a) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を越える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれないことと目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。</p> <p>⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>a. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を越える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれないことと目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>り、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動 S s を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれないことと目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) i. -1 は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) i. -1 を具体的に記載しており整合している</p>	
<p>i. □.(ト)(2) e.(a) i. -1 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>(a) 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>a. □.(ト)(2) e.(a) i. -1 事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 S s の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。)は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、閉じ込め機能を損なわない設計とする。起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響において、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1 は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1 を具体的に記載しており整合している</p>	
<p>ii. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、□.(ト)(2) e.(a) ii. -1 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>(b) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備(以下「対処する常設重大事故等対処設備」という。)は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、□.(ト)(2) e.(a) ii. -1 規定する重大事故等踏まえ、火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。対処する常設重大事故等対処設備は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響において、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1 は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1 を具体的に記載しており整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>震影響を考慮し、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が維持できる設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響において、対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計並びに重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備（以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。）は、各保管場所における基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ダクト等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>		
		<p>(2) 地震力の算定方法</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、第 1 章 3. 自然現象等」における「3. 1. 1 (3) b. (a) 入力地震動」の解放基盤表面で定義する基準地震動 <math>S_s</math> の加速度を 1.2 倍した地震動により算定した地震力を適用する。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) 荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能、操作場所及びアクセスルートへの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。 建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能を並びに支持機能については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 機器・配管系に要求される火災感知機能等については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 また、機器・配管系に要求される消火機能、閉じ込め機能については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。 可搬型設備に要求される閉じ込め機能、支援機能等については、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 第 1 章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第 1 章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時の状態 当該設備を保管している状態。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX 燃料加工施設が、地震を要因とする重大事故等に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対処する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。</p> <p>ハ. 設計用自然条件 屋外に保管している場合に設計上基本的な考慮しなければならない自然条件（積雪、風）。</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力」と読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力」と読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び種載荷重とする。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 施設に作用する荷重。 対処する可搬型重大事故等対処設備は、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。</p> <p>ハ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力、積雪荷重及び風荷重 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力を考慮する。屋外に保管する設備については、積雪荷重及び風荷重も考慮する。</p> <p>c. 荷重の組合せ</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは、以下によるものとする。</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力を組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物について、通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、通常時に作用している荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系について、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>合わせる。この組み合わせについては、事故現象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 対処する可搬型重大事故等対処設備は、通常時に作用している荷重と対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の荷重の組合せの考え方について、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>e. 許容限界</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 起因に対し発生防止を期待する設備 起因に対し発生防止を期待する設備となる露出した MOX 粉末を取り扱い、さらに火災源を有するグローブボックスは、閉じ込め機能を維持するため、パネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しない設計とする。また、当該グロー</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>ボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては、放射性物質（固体）の閉じ込めバウダリを構成する容器等を保持する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。</p> <p>上記の閉じ込め機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(b) 対処する常設重大事故等対処設備          機能、消火機能、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、消火機能、閉じ込め機能等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備          対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は、保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造を踏まえて設定する。</p> <p>取付ボルト等の構造強度は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>f. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対 する防護方針</p> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防 止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋 内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物 質又は引火性物質を内包する設備に対す る火災発生防止を講ずるとともに、発火 源に対する対策、水素に対する換気及び漏 えい検出対策及び接地対策、並びに電氣系 統の過電流による過熱及び焼損の防止対策 を講ずる設計とする。</p> <p>(b) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り</p>	<p>⑥ 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対す る防護方針 ＜中略＞</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋 内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物 質又は引火性物質を内包する設備に対す る火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対 する火災発生防止を講ずるとともに、発火 源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対 策及び接地対策、並びに電氣系統の過電流に よる過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計と する。</p> <p>b. 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り</p>	<p>起因に対し発生防止を期待する設備及び対処 する常設重大事故等対処設備を設置する建物・ 構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設 備を保管する建物・構築物は、基準地震動 S<sub>s</sub> を 1.2 倍した地震力に対し、建物・構築物全体 としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等） が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮して も、地震を要因とする重大事故等に対する重大 事故等対処施設の機能が維持できる設計とす る。その上で、耐震評価においては、地震を要 因とする重大事故等に対する重大事故等対処施 設の必要な機能が発揮できることを確認するた め、機能維持に必要なとなる施設の部材・部位ご とのせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安 全余裕を有することを確認する。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する 荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変 形又はひずみ著しく増加するに至る限界の最 大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定 めるものとする。</p> <p>8. 2. 7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対 する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因に よって設計基準事故に対処するための設備の 安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大 事故等に対処するために必要な機能と同時に その重大事故等に対処するために必要な機能が が損なわれないことを求められている。 MOX 燃料加工施設の重大事故等対処設備の 内部火災に対する設計方針については、「5. 火災等による損傷の防止」に示すとおりであ り、これを踏まえ、上記の可搬型重大事故 等対処設備に求められる設計方針を達成する ための内部火災に対する防護方針を以下に示 す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋 内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質 又は引火性物質を内包する設備に対する火災発 生防止を講ずるとともに、発火源に対する対 策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び 接地対策、並びに電氣系統の過電流による過熱 及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書（本文）</p> <p>り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(c) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、落雷、火山の影響、生物学的的事象、森林火災及び塩害を決定する。</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれに対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けにくい設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災により火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(d) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書（添付書類五）</p> <p>不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的的事象、森林火災及び塩害を決定する。</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれに対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けにくい設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災により火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>d. 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的的事象、森林火災及び塩害を決定する。</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれに対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けにくい設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災により火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を有する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水罐車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を整備する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p> <p>(e) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を有する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水罐車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を整備する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p> <p>e. 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を有する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水罐車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を整備する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の ロ.(ト)(2) f.(d)-1 は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考																																																
<p>ハ、加工設備本体の構造及び設備 (イ) 化学処理施設 該当なし</p> <p>(ロ) 濃縮施設 該当なし</p> <p>(ハ) 成形施設 (1) 施設の種類の 成形施設は、原料粉末受入工程、粉末調整 工程及びペレット加工工程で構成 ハ、(ハ)(1)-①とし、燃料加工建屋に収納す る。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、地上2階、地 下3階の</p>	<p>(1) 燃料加工建屋 燃料加工建屋は、成形施設、被覆施設、組 立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄 物の廃棄施設等を収納する。</p> <p>主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 2階(地上高さ約23m)、地下3階、平面が約 87m(南北方向)×約88m(東西方向)の建物であ り、堅固な基礎版上に設置する。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 成形施設 成形施設の設計に係る共通的な設計方針について は、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防 止」、 「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込 めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくと する。</p> <p>成形施設は、原料粉末受入工程、粉末調整工程及 びペレット加工工程で構成ハ、(ハ)(1)-①する。</p> <p>成形施設は、燃料加工建屋に収納する設計とす る。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、地上2階、地下3階 の耐火建築物ハ、(ハ)(1)-②とする設計とする。</p> <p>【成形施設】(仕様表)</p> <p>1. 設計条件及び仕様 1.1 燃料加工建屋 (1) 建物・構築物 a. 建屋・炉道 (b) 燃料加工建屋</p> <table border="1" data-bbox="454 1108 774 2004"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th></th> <th>名称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類**</td> <td>燃料加工建屋*** (貯蔵施設と共用)</td> <td>変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>地上 23.30** 地下 23.47***</td> <td>地上 22.50** 地下 変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>東壁 1.30~2.50*** 西壁 1.30~2.50*** 南壁 1.30~2.50*** 北壁 1.30~2.50***</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>鉄筋コンクリート*</td> <td>変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼筋</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類**</td> <td>基礎基礎(鉄筋コンクリート造)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>たて穴機 87.30**×88.30** 高さ 2.7***</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>底面の積高</td> <td>T.M.S.L.31.52m**</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 燃料加工建屋は、再処理施設の一部とする。 *2: 燃料加工建屋は、MVK燃料加工施設にて設置登録を行っている。 *3: 公称値を示す。 *4: 記載の通り、既設工認には「主要構造」と記載。 *5: 記載の通り、既設工認には「南北方向、東西方向」と記載。 *6: 記載の通り、仕様内容は、設計図書による。 *7: 記載の通り、既設工認には「鉄筋: JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)に定 めるS1045及びS1090コンクリート: JASSAの規定による普通コンクリート設 計基準強度<math>f_c=30\text{N/mm}^2</math>、密度<math>2.15\pm 10\text{kg/m}^3</math>以上」と記載。</p>	変更前		変更後		名称		名称		種類**	燃料加工建屋*** (貯蔵施設と共用)	変更なし		構造	鉄筋コンクリート造	変更なし		高さ	地上 23.30** 地下 23.47***	地上 22.50** 地下 変更なし		主要寸法	東壁 1.30~2.50*** 西壁 1.30~2.50*** 南壁 1.30~2.50*** 北壁 1.30~2.50***			主要材料	鉄筋コンクリート*	変更なし		鋼筋	1			種類**	基礎基礎(鉄筋コンクリート造)			主要寸法	たて穴機 87.30**×88.30** 高さ 2.7***			主要材料	鉄筋コンクリート			底面の積高	T.M.S.L.31.52m**			<p>事業変更許可申請書 (本文) 第三号ハ項に おいて、設工認の内容 は以下のとおり整合し ている。</p> <p>設工認のハ、(ハ)(1)-① は、事業変更許可申請 書(本文)のハ、(ハ)(1)- ①と同義であり整合し ている。</p> <p>87.30m× 88.30m=7708.59㎡は約 8000㎡であることか ら、設工認の ハ、(ハ)(1)-②は 事業変更許可申請書(本 文)のハ、(ハ)(1)-②と 同義であり整合してい る。</p> <p>設工認のハ、(ハ)(1)-③ は、事業変更許可申請 書(本文)のハ、(ハ)(1)- ③と同義であり整合し ている。</p>
変更前		変更後																																																	
名称		名称																																																	
種類**	燃料加工建屋*** (貯蔵施設と共用)	変更なし																																																	
構造	鉄筋コンクリート造	変更なし																																																	
高さ	地上 23.30** 地下 23.47***	地上 22.50** 地下 変更なし																																																	
主要寸法	東壁 1.30~2.50*** 西壁 1.30~2.50*** 南壁 1.30~2.50*** 北壁 1.30~2.50***																																																		
主要材料	鉄筋コンクリート*	変更なし																																																	
鋼筋	1																																																		
種類**	基礎基礎(鉄筋コンクリート造)																																																		
主要寸法	たて穴機 87.30**×88.30** 高さ 2.7***																																																		
主要材料	鉄筋コンクリート																																																		
底面の積高	T.M.S.L.31.52m**																																																		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類)	事業変更許可申請書(添付書類)	備考
<p>また、燃料加工建屋の屋根、壁等は、漏水のおそれのない構造とする。</p> <p>ハ、(ハ) (1) - ④ 燃料加工建屋は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れるため、地下3階中2階において貯蔵容器搬送を介して再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と接続する。</p>	<p>燃料加工建屋は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れるため、地下3階中2階において貯蔵容器搬送用通道を介して再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と接続する。</p>	<p>また、燃料加工建屋の屋根、壁等は、漏水のおそれのない構造とする。</p> <p>ハ、(ハ) (1) - ④ 貯蔵容器搬送用通道(再処理施設と共用(以下同じ。))は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れることができるように燃料加工建屋の地下3階中2階及び再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とエキスパンションジョイントにより接続する設計とする。</p>	<p>設工認のハ、(ハ) (1) - ④は、エキスパンションジョイントによる接続用通道の設計であることから、主語の適正化及びそれに伴う記載の適正化をしたため、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ) (1) - ④と同義であり整合している。</p>
<p>このため、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用通道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。</p> <p>共用の範囲には、再処理施設境界の扉及びMOX燃料加工施設境界の扉を含む。</p>	<p>共用の範囲には、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との境界に設置する扉(以下「再処理施設境界の扉」という。)及び貯蔵容器搬送用通道と燃料加工建屋との境界に設置する扉(以下「加工施設境界の扉」という。)を含む。</p>	<p>設工認のハ、(ハ) (1) - ⑤ 再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用通道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。</p> <p>共用の範囲には、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との境界に設置する扉(以下「再処理施設境界の扉」という。)及び貯蔵容器搬送用通道と燃料加工建屋との境界に設置する扉(以下「加工施設境界の扉」という。)を含む。</p>	<p>設工認のハ、(ハ) (1) - ⑤は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ) (1) - ⑤と同義であり整合している。</p>
<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設計基準対象の施設 ② 設計方針 f. 共用</p> <p>貯蔵容器搬送用通道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用通道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>貯蔵容器搬送用通道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用通道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のハ、(ハ) (1) - ⑥ 貯蔵容器搬送用通道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用通道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のハ、(ハ) (1) - ⑥は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ) (1) - ⑥を具体的に記載しており整合している。</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、洞道搬送台車は、再処理施設と共用する。洞道搬送台車は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>燃料加工建屋の主要な設備・機器の配置図を第5図に示し、</p> <p><u>ハ、(ハ)(1)①-㉔燃料加工建屋部屋配置概要図</u>を第6図に示す。</p> <p>成形施設は、原料MOX粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ、所定の粉末調整、圧縮成形、焼結、研削及び検査を行い、製品ペレットとする施設である。また、各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行う。</p> <p>原料粉末受入工程は、制御第1室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>粉末調整工程は、制御第1室、制御第4室及び現場監視第1室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>ペレット加工工程は、制御第1室、制御第3室及び現場監視第2室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>① 原料粉末受入工程</p> <p>a. 貯蔵容器受入設備</p> <p>(a) 洞道搬送台車(再処理施設と共用)</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵容器受入第1室、貯蔵容器搬送用洞道及び再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(b) 受渡天井クレーン</p> <p>i. 設置場所</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>成形施設は、原料MOX粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ、所定の粉末調整、圧縮成形、焼結、研削及び検査を行い、製品ペレットに加工することができ設計とする。また、各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行うことができる設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の<u>ハ、(ハ)(1)①-㉔</u>は、設工認の添付書類「V-2-2 平面図及び断面図」にて、燃料加工建屋部屋配置を記載しており整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>貯蔵容器受入第1室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(c) 受渡ピット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 貯蔵容器受入第1室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(d) 保管室クレーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 貯蔵容器受入第1室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(e) 貯蔵容器検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 貯蔵容器受入第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>b. ウラン受入設備</p> <p>(a) ウラン粉末未受払移載装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ウラン貯蔵室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(b) ウラン粉末未受払搬送装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ウラン貯蔵室及びウラン粉末準備室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>c. 原料粉末未受払設備</p> <p>(a) 外蓋着脱装置オープンポートボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> <li>ii. 個数 1基</li> </ul> <p>(b) 外蓋着脱装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(c) 貯蔵容器受払装置オープンポートボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> <li>ii. 個数 1基</li> </ul> <p>(d) 貯蔵容器受払装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> </ul>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii. 個数 1台 (e) ウラン粉末払出装置オープンポートボックス i. 設置場所 ウラン粉末準備室 ii. 個数 1基 (f) ウラン粉末払出装置 i. 設置場所 ウラン粉末準備室及び粉末調整第4室 ii. 個数 1台 d. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式 原料粉末受入工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。 ② 粉末調整工程 粉末調整工程のグローブボックス等については、「ロ.(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造」での非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等に対して講じた設計、「ロ.(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造」でのMOX粉末を取り扱うグローブボックスに対して講じた設計を行うとともに、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、重大事故の発生を想定する地震動に対し、グローブボックスから工程室に多量のMOX粉末が漏えいすることがないよう、グローブボックスが倒壊しない、パネルの脱落が発生しない、また、グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。 a. 原料MOX粉末缶取出設備 (a) 原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス i. 設置場所 原料受払室及び粉末調整第1室 ii. 個数 1基 iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気 v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量：50 kg・MOX Pu富化度：60%</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>主に取り扱う容器：粉末缶</p> <p>(b) 原料MOX粉末缶取出装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>原料受払室及び粉末調整第1室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>ステンレス鋼</p> <p>b. 一次混合設備</p> <p>(a) 原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所</p> <p>粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2基</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>缶体：ステンレス鋼</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気</p> <p>窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)</p> <p>MOX質量：60 kg・MOX Pu富化度：60%</p> <p>主に取り扱う容器：粉末缶, J18</p> <p>(b) 原料MOX粉末秤量・分取装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2台</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>ステンレス鋼</p> <p>(c) ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置</p> <p>グローブボックス</p> <p>i. 設置場所</p> <p>粉末調整第3室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1基</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>缶体：ステンレス鋼</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気</p> <p>窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)</p> <p>MOX質量：258 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：J40, J60, J85, 1缶</p> <p>缶バスケット, 5缶</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>バスケット</p> <p>(d) ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置            設置場所            粉末調整第3室            ii. 個数            1台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼</p> <p>(e) 予備混合装置グローブボックス            設置場所            粉末調整第2室            ii. 個数            1基            iii. 主要な構成材            缶体：ステンレス鋼            ハネル：ポリカーボネート樹脂            グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)            MOX質量：87 kg・MOX            Pu富化度：60%            主に取り扱う容器：J18, J40, J60, 1            缶バスケット, 5缶            バスケット</p> <p>(f) 予備混合装置            設置場所            粉末調整第2室            ii. 個数            1台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量：            3 L</p> <p>(g) 一次混合装置グローブボックス            設置場所            粉末調整第6室及び粉末調整第7室            ii. 個数            2基            iii. 主要な構成材            缶体：ステンレス鋼            ハネル：ポリカーボネート樹脂            グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)            MOX質量：96 kg・MOX            Pu富化度：33%            主に取り扱う容器：J60, 1缶バスケット</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>ト, 5 缶バスケット</p> <p>(h) 一次混合装置            i. 設置場所            粉末調整第 6 室及び粉末調整第 7 室            ii. 個数            2 台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼            (i) 容器 (J18, J 40)            i. 個数            1 式            c. 二次混合設備            (a) 一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス            i. 設置場所            粉末調整第 4 室            ii. 個数            1 基            iii. 主要な構成材            缶体：ステンレス鋼            パネル：ポリカーボネート樹脂            iv. グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気            v. グローブボックス内で取り扱う MOX 質量等 (1 基あたり)            MOX 質量：258 kg・MOX            Pu 富化度：33%            主に取り扱う容器：J60, J85, 1 缶バスケット, 5 缶バスケット</p> <p>(b) 一次混合粉末秤量・分取装置            i. 設置場所            粉末調整第 4 室            ii. 個数            1 台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼            (c) ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス            i. 設置場所            粉末調整第 4 室            ii. 個数            1 基            iii. 主要な構成材            缶体：ステンレス鋼            パネル：ポリカーボネート樹脂            iv. グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気            (d) ウラン粉末秤量・分取装置</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>i. 設置場所 粉末調整第4室 ii. 個数 1台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼 (e) 容器 (U85) i. 個数 1式 (f) 均一化混合装置グローブボックス i. 設置場所 粉末調整第5室 ii. 個数 1基 iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気 v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) MOX質量：311kg・MOX Pu富化度：33% 主に取り扱う容器：J85, 1缶バスケッ ト, 5缶バスケッ ト</p> <p>(g) 均一化混合装置 i. 設置場所 粉末調整第5室 ii. 個数 1台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼 iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量： 6L</p> <p>(h) 造粒装置グローブボックス i. 設置場所 粉末調整第5室 ii. 個数 1基 iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気 v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) MOX質量：128kg・MOX Pu富化度：18% 主に取り扱う容器：J85, 1缶バスケッ ト</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>ト, 5 缶バスケット</p> <p>(i) 造粒装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第5室</p> <p>ii. 個数 1 台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量: 1 L, 22 L</p> <p>(j) 添加剤混合装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2 基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1 基あたり) MOX質量: 208 kg・MOX Pu富化度: 18%</p> <p>主に取り扱う容器: J85, 1 缶バスケット</p> <p>ト, 5 缶バスケット</p> <p>(k) 添加剤混合装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2 台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量: 3 L</p> <p>d. 分析試料採取設備</p> <p>(a) 原料MOX分析試料採取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第2室</p> <p>ii. 個数 1 基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1 基あたり)</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>MOX質量：32 kg・MOX Pu富化度：60% 主に取り扱う容器：粉末缶</p> <p>(b) 原料MOX分析試料採取装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第2室 1台 1個敷</p> <p>ii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 分析試料採取・詰替装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室 1台 1個敷</p> <p>ii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量：213 kg・MOX Pu富化度：33% 主に取り扱う容器：J60, J85, 1缶バスケット, 5缶バスケット</p> <p>(d) 分析試料採取・詰替装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室 1台 1個敷</p> <p>ii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>iii. スクラップ処理設備</p> <p>e. 回収粉末処理・詰替装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第6室 1台 1個敷</p> <p>ii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>MOX質量：247 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：J60, J85, 焼結ボート, スクラップ焼結ボート, ベレット保管容器, 規格外ペレット保管容器, 1缶バスケット, 5缶バスケット, 9缶バスケット</p> <p>(b) 回収粉末処理・詰替装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第6室 ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 回収粉末微粉砕装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第1室 ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり)</p> <p>MOX質量：96 kg・MOX Pu富化度：33%</p> <p>主に取り扱う容器：J60, 1缶バスケット, 5缶バスケット</p> <p>(d) 回収粉末微粉砕装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第1室 ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) 回収粉末処理・混合装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第7室 ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量: 186 kg・MOX Pu富化度: 33%</p> <p>主に取り扱う容器: J60, J85, 1缶バスケット, 5缶バスケット</p> <p>(f) 回収粉末処理・混合装置 i. 設置場所 粉末調整第7室 ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量: 3 L</p> <p>(g) 再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 ハネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量: 38 kg・MOX Pu富化度: 60%</p> <p>主に取り扱う容器: 原料MOXポット</p> <p>(h) 再生スクラップ焙焼処理装置 i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(i) 再生スクラップ受払装置グローブボックス i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等（1基あたり） MOX質量：63 kg・MOX Pu富化度：60% 主に取り扱う容器：1缶バスケット、5缶バスケット</p> <p>(j) 再生スクラップ受払装置 i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(k) 容器移送装置グローブボックス i. 設置場所 スクラップ処理室及び分析第3室 ii. 個数 6基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(1) 容器移送装置 i. 設置場所 スクラップ処理室及び分析第3室 ii. 個数 6台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>f. 粉末調整工程搬送設備 (a) 原料粉末搬送装置グローブボックス i. 設置場所 粉末調整第1室、粉末調整第2室及び粉末調整第3室 ii. 個数 9基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(b) 原料粉末搬送装置 i. 設置場所 粉末調整第1室、粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii. 個数 2台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 再生スクラップ搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室及びビスクラップ処理室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(d) 再生スクラップ搬送装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室及びビスクラップ処理室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) 添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(f) 添加剤混合粉末搬送装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(g) 調整粉末搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末一時保管室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室及びペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 14基</p> <p>iii. 主要な構成材</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>缶体：ステンレス鋼            パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気</p> <p>(h) 調整粉末搬送装置</p> <p>i. 設置場所            粉末一時保管室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室及びペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数            15 台</p> <p>iii. 主要な構成材            ステンレス鋼</p> <p>g. グローブボックス負圧・温度監視設備            (a) 個数            1 式</p> <p>粉末調整工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>③ ペレット加工工程            ペレット加工工程のグローブボックス等については、「ロ. (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造」での非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等に対して講じるとした設計、「ロ. (ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造」でのMOX粉末を取り扱うグローブボックスに対して講じるとした設計を行うとともに、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、重大事故の発生を想定する地震動に対し、グローブボックスから工程室に多量のMOX粉末が漏えいすることがないよう、グローブボックスが倒壊しない、パネルの脱落が発生しない、また、グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。</p> <p>a. 圧縮成形設備            (a) プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス</p> <p>i. 設置場所            ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数            2 基</p> <p>iii. 主要な構成材            缶体：ステンレス鋼            パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) (注1)            MOX質量：245 kg・MOX</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>Pu富化度：18% 主に取り扱う容器：J85、焼結ポルト、スクラップ焼結ポルト、1 缶バスケット、5 缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、プレス装置(プレス部)グローブボックス及びグリーンペレット積込装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) プレス装置(粉末取扱部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> <li>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</li> </ol> <p>(c) プレス装置(プレス部)グローブボックス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> <li>iii. 主要な構成材 主体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</li> <li>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</li> <li>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：245 kg・MOX Pu富化度：18%</li> </ol> <p>主に取り扱う容器：J85、焼結ポルト、スクラップ焼結ポルト、1 缶バスケット、5 缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス及びグリーンペレット積込装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(d) プレス装置(プレス部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> <li>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</li> </ol>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量： 2.2L</p> <p>(e) 空焼結ボート取扱装置グローブボックス i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量：36 kg・MOX Pu富化度：18% 主に取り扱う容器：スクラップ焼結ボート</p> <p>(f) 空焼結ボート取扱装置 i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(g) グリーンベレット積込装置グローブボックス i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：245 kg・MOX Pu富化度：18% 主に取り扱う容器：J85、焼結ボート、スクラップ焼結ボート、1缶バスケット、5缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス及びプレス装置(プレス部)グローブボックスの合計値として設定す</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>(h) グリーンペレット積込装置            i. 設置場所            ペレット加工第1室            ii. 個数            2台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼            b. 焼結設備            (a) 焼結ボート供給装置グローブボックス            i. 設置場所            ペレット加工第2室            ii. 個数            3基            iii. 主要な構成材            缶体：ステンレス鋼            パネル：ポリカーボネート樹脂            iv. グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気            v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) <sup>(注1)</sup>            MOX質量：411kg・MOX            Pu富化度：18%            主に取り扱う容器：焼結ボート、スクラップ焼結ボート、先行試験ボート</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、焼結炉及び焼結ボート取出装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) 焼結ボート供給装置            i. 設置場所            ペレット加工第2室            ii. 個数            3台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼            (c) 焼結炉            i. 設置場所            ペレット加工第2室            ii. 個数            3台            iii. 主要な構成材            ステンレス鋼            iv. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) <sup>(注1)</sup>            MOX質量：411kg・MOX            Pu富化度：18%            主に取り扱う容器：焼結ボート、スクラ</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>トップ焼結ポート, 先行試験ポート</p> <p>(注1) 焼結炉内で取り扱うMOX粉末等は, 焼結ポート供給装置グローブボックス及び焼結ポート取出装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(d) 焼結ポート取出装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) <sup>(注1)</sup> MOX質量: 411 kg・MOX Pu富化度: 18%</p> <p>主に取り扱う容器: 焼結ポート, スクラップ焼結ポート, 先行試験ポート</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は, 焼結ポート供給装置グローブボックス及び焼結炉の合計値として設定する。</p> <p>(e) 焼結ポート取出装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(f) 排ガス処理装置グローブボックス (上部)</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>(g) 排ガス処理装置グローブボックス (下部)</p> <p>i. 設置場所</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>(h) 排ガス処理装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. 研削設備</p> <p>(a) 焼結ペレット供給装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：301kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ポート、規格外ベレット保管容器、ベレット保管容器、9缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、研削装置グローブボックス、研削回収装置グローブボックス及びベレット検査設備グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) 焼結ペレット供給装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 研削装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：301 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ボート、規格外 ペレット保管容器、 ペレット保管容器、 9 缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱う MOX質量等は、焼結ペレット 供給装置グローブボックス、研 削粉回収装置グローブボックス 及びペレット検査設備グローブ ボックスの合計値として設定す る。</p> <p>(d) 研削装置 i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼及び鋼材</p> <p>(e) 研削粉回収装置グローブボックス i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 本体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：301 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ボート、規格外 ペレット保管容器、 ペレット保管容器、 9 缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱う MOX質量等は、焼結ペレット 供給装置グローブボックス、研 削装置グローブボックス及びペ レット検査設備グローブボッ クの合計値として設定する。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) 研削回収装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>d. ペレット検査設備</p> <p>(a) ペレット検査設備グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 本体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：301 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ポート、規格外ペレット保管容器、ペレット保管容器、9缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、焼結ペレット供給装置グローブボックス、研削装置グローブボックス及び研削粉回収装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) 外観検査装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 寸法・形状・密度検査装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(d) 仕上がりペレット収容装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) ベレット立会検査装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット立会室</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>(f) ペレット立会検査装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット立会室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>e. ペレット加工工程搬送設備</p> <p>(a) 焼結ボート搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室, ベレット加工第2室, ベレット加工第3室, ペレット加工第4室, 粉末調整第6室, ペレット一時保管室及び分析第3室</p> <p>ii. 個数 53基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気を酸素又は窒素雰囲気</p> <p>(b) 焼結ボート搬送装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室, ペレット加工第2室, ペレット加工第3室, ペレット加工第4室, 粉末調整第6室, ペレット一時保管室及び分析第3室</p> <p>ii. 個数 10台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) ベレット保管容器搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第3室, ペレット加工第4室, 点検第3室, 点検第4室及び燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 14基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気又は窒素雰囲気 (d) ベレット保管容器搬送装置 i. 設置場所 ベレット加工第3室、ベレット加工第4室、点検第3室、点検第4室及び燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) 回収粉末容器搬送装置グローブボックス i. 設置場所 点検第3室及び粉末調整第6室 ii. 個数 3基 iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(f) 回収粉末容器搬送装置 i. 設置場所 点検第3室及び粉末調整第6室 ii. 個数 1台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>f. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式</p> <p>ペレット加工工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力 ① 核燃料物質の種類 a. MOX プルトニウム富化度<sup>(注1)</sup> 60%以下 プルトニウム中のプルトニウム-240 含有率<sup>(注2)</sup> 17%以上 ウラン中のウラン-235 含有率<sup>(注2)</sup> 1.6%以下 (注1) プルトニウム富化度(%) = (プルトニウム質量 / (プルトニウム質量 + ウラン質量)) × 100 以下同じ。 (注2) 質量百分率を示す。以下同じ。 b. ウラン酸化物<sup>(注1)</sup> ウラン中のウラン-235 含有率 天然ウラン中の含有率以下</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>(注1) 再処理により得られたウランは用いない。以下同じ。</p> <p>② 最大処理能力 155t・HM/年 (t・HMは金属ウランと金属プルトニウムの換算質量の合計を表す。以下同じ。)</p> <p>(4) 主要な核的及び熱的制限値</p> <p>① 核的制限値</p> <p>a. 単一ユニット</p> <p>成形施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定する。単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように体積又は質量を設定する。</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにする。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

形態	規定条件	核的制限値	
		プルトニウム 富化率	核分裂性 プルトニウム 富化率
核分裂性燃料 MOX燃料 燃焼棒	MOX燃焼棒-1 MOX燃焼棒-2 MOX燃焼棒-3 MOX燃焼棒-4	80%以下 80%以下 13%以下 18%以下	0.5% 1.5% 2.5% 3.5%
核分裂性燃料 MOX燃料 燃焼棒	MOX燃焼棒-1 MOX燃焼棒-2 MOX燃焼棒-3 MOX燃焼棒-4	80%以下 80%以下 13%以下 18%以下	0.5% 1.5% 2.5% 3.5%
核分裂性燃料 MOX燃料 燃焼棒	MOX燃焼棒-1 MOX燃焼棒-2 MOX燃焼棒-3 MOX燃焼棒-4	80%以下 80%以下 13%以下 18%以下	0.5% 1.5% 2.5% 3.5%
核分裂性燃料 MOX燃料 燃焼棒	MOX燃焼棒-1 MOX燃焼棒-2 MOX燃焼棒-3 MOX燃焼棒-4	80%以下 80%以下 13%以下 18%以下	0.5% 1.5% 2.5% 3.5%

注1 核分裂性プルトニウム富化率 (%)  

$$= \frac{(\text{プルトニウム-239質量} + \text{プルトニウム-241質量}) / (\text{プルトニウム質量} + \text{ウラン質量}) \times 100}{\text{以下同じ}}$$

注2 含水率 (%) = (水分質量 / (MOX質量 + 水分質量)) × 100 以下同じ。

注3 Pu\*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu\*は、その合計



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考												
<p>事業変更許可申請書(本文) 質量とする。以下同じ。 注4 二重装荷を考慮する場合は2分の1とする。</p> <p>b. 複数ユニット 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定する。</p> <p>② 熱的制限値 核燃料物質を加熱する設備の熱的制限値を以下のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="518 1612 619 2033"> <thead> <tr> <th>建物<sup>1)</sup></th> <th>設置場所<sup>2)</sup></th> <th>設備・機器の種類<sup>3)</sup></th> <th>熱的制限値<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋<sup>1)</sup>第2室<sup>2)</sup></td> <td>ベレット加工</td> <td>焼結設備<sup>3)</sup></td> <td>1800℃<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>工建屋<sup>1)</sup>第2室<sup>2)</sup></td> <td></td> <td>焼結炉<sup>3)</sup></td> <td>1800℃<sup>4)</sup></td> </tr> </tbody> </table>	建物 <sup>1)</sup>	設置場所 <sup>2)</sup>	設備・機器の種類 <sup>3)</sup>	熱的制限値 <sup>4)</sup>	燃料加工建屋 <sup>1)</sup> 第2室 <sup>2)</sup>	ベレット加工	焼結設備 <sup>3)</sup>	1800℃ <sup>4)</sup>	工建屋 <sup>1)</sup> 第2室 <sup>2)</sup>		焼結炉 <sup>3)</sup>	1800℃ <sup>4)</sup>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	
建物 <sup>1)</sup>	設置場所 <sup>2)</sup>	設備・機器の種類 <sup>3)</sup>	熱的制限値 <sup>4)</sup>													
燃料加工建屋 <sup>1)</sup> 第2室 <sup>2)</sup>	ベレット加工	焼結設備 <sup>3)</sup>	1800℃ <sup>4)</sup>													
工建屋 <sup>1)</sup> 第2室 <sup>2)</sup>		焼結炉 <sup>3)</sup>	1800℃ <sup>4)</sup>													

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) 被覆施設</p> <p>(1) 施設の種類の 被覆施設は、燃料棒加工工程で構成 ハ、(二)(1)-①し、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1) 施設の種類の」に示す。</p> <p>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した 後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒とする 施設である。また、必要に応じ、ウラン燃料棒の検 査も行う。</p> <p>燃料棒加工工程は、制御第3室にて施設の状態監 視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とす る。</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>① 燃料棒加工工程</p> <p>    a. スタック編成設備</p> <p>        (a) スタック編成設備グローブボックス</p> <p>            i. 設置場所                 燃料棒加工第1室</p> <p>            ii. 個数                 2基</p> <p>        (b) 波板トレイ取出装置</p> <p>            i. 設置場所                 燃料棒加工第1室</p> <p>            ii. 個数                 2台</p> <p>        (c) スタック編成装置</p> <p>            i. 設置場所                 燃料棒加工第1室</p> <p>            ii. 個数                 2台</p> <p>        (d) スタック収容装置</p> <p>            i. 設置場所                 燃料棒加工第1室</p> <p>            ii. 個数</p>		<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目</p> <p>2. 被覆施設 被覆施設の設計に係る共通的な設計方針について は、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防 止」、 「3.自然現象等」、 「4.閉じ込めの機能」、 「5.火災等による損傷の防止」、 「6.加工施設内に おける溢水による損傷の防止」、 「7.遮蔽」及び 「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>被覆施設は、燃料棒加工工程で構成ハ、(二)(1)-① する。 被覆施設は、燃料加工建屋に収納する設計とす る。</p> <p>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した 後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒に加工す ることができる設計とする。また、必要に応じ、ウ ラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>設工認のハ、(二)(1)-① は、事業変更許可申請 書(本文)のハ、(二)(1)- ①と同義であり整合し ている。</p> <p>事業変更許可申請書(本 文)「ハ、(ハ)成形施設 (1)施設の種類の」に示 す。</p> <p>次回申請以降に整合性 を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2台</p> <p>(e) 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 1基</p> <p>(f) 空乾燥ポート取扱装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 1台</p> <p>b. スタック乾燥設備</p> <p>(a) 乾燥ポート供給装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(b) 乾燥ポート供給装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(c) スタック乾燥装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(d) 乾燥ポート取出装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(e) 乾燥ポート取出装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>c. 挿入溶接設備</p> <p>(a) 被覆管乾燥装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(b) 被覆管供給装置オープンポートボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(c) 被覆管供給装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(d) スタック供給装置グローブボックス</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(e) スタック供給装置 i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(f) 部材供給装置 (部材供給部) オープンボ ートボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(g) 部材供給装置 (部材供給部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(h) 部材供給装置 (部材搬送部) オープンボ ートボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(i) 部材供給装置 (部材搬送部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(j) 挿入溶接装置 (被覆管取扱部) グローブ ボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(k) 挿入溶接装置 (被覆管取扱部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(l) 挿入溶接装置 (スタック取扱部) グロー ブボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基</p> <p>(m) 挿入溶接装置 (スタック取扱部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台</p> <p>(n) 挿入溶接装置 (燃料棒溶接部) グローブ</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性 を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> <p>(o) 挿入溶接装置 (燃料棒溶接部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>(p) 除染装置グローブボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> <p>(q) 除染装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>(r) 汚染検査装置オーブンポートボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> <p>(s) 汚染検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>d. 燃料棒検査設備</p> <p>(a) ヘリウムリーク検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(b) X線検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(c) ロットドスキヤニング装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>(d) 外観寸法検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(e) 燃料棒移載装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室及び燃料棒加工第2室</li> </ul>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数</li> <li>1 台</li> <li>(f) 燃料棒立会検査装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 台</li> <li>e. 燃料棒収容設備</li> <li>(a) 貯蔵マガジン</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒貯蔵室</li> <li>ii. 個数</li> <li>72 基</li> <li>(b) 燃料棒収容装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒加工第3室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 台</li> <li>(c) 燃料棒供給装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒加工第3室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 台</li> <li>(d) 貯蔵マガジン移動装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒加工第3室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 台</li> <li>f. 燃料棒解体設備</li> <li>(a) 燃料棒搬入オープンポンプボックス</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒解体室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 基</li> <li>(b) 燃料棒解体装置グループボックス</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒解体室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 基</li> <li>(c) 燃料棒解体装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒解体室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 台</li> <li>(d) 溶接試験前処理装置オープンポンプボックス</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒解体室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1 基</li> <li>(e) 溶接試験前処理装置グループボックス</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料棒解体室</li> <li>ii. 個数</li> </ul>		<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>I. 基</p> <p>(f) 溶接試料前処理装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒解体室 ii. 個数 1台</p> <p>g. 燃料棒加工工程搬送設備</p> <p>(a) ベレット保管容器搬送装置グループボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 12基</p> <p>(b) ベレット保管容器搬送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室, 燃料棒解体室及びベレット立会室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>(c) 乾燥ボート搬送装置グループボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 14基</p> <p>(d) 乾燥ボート搬送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>(e) 燃料棒搬送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室及び燃料棒加工第2室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>h. グループボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>燃料棒加工工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>① 核燃料物質の種類</p> <p>a. MOX プルトニウム富化度 18%以下 プルトニウム中のプルトニウム-240 含有率 17%以上 ウラン中のウラン-235 含有率 1.6%以下</p> <p>b. ウラン酸化物 ウラン中のウラン-235 含有率 天然ウラン中の含有率以下</p> <p>燃料棒として5%以下 最大処理能力 130t・HM/年</p> <p>②</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																	
<p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>① 単一ユニット 被覆施設の臨界管理のために、核燃料物質 取扱い上の一つの単位となる単一ユニットを 設定する。単一ユニットの核的制限値は、取 り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条 件を設定し、十分信頼性のある計算コードを 使用して、中性子実効増倍率が0.95以下とな るように質量、平板厚さ又は段数を設定す る。</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は 下表の核的制限値以下となるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1608 861 2060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取扱 単位</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="3">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>フルトニウ ム富化度</th> <th>核分裂性 フルトニウ ウム濃化 度</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベレット-2</td> <td></td> <td>18%以下</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> <td>36.0kg・Pu*(注1)</td> </tr> <tr> <td>BWR燃料棒</td> <td></td> <td>17%以下</td> <td>9.4% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PWR燃料棒</td> <td></td> <td>18%以下</td> <td>11.6% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> <td>平板厚さ15.0cm</td> </tr> <tr> <td>ウラン燃料棒</td> <td>(5%以下) (注2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>BWR 燃料棒</td> <td>17%以下</td> <td>9.4% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> <td rowspan="3">1段</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料棒</td> <td>18%以下</td> <td>11.6% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>ウラン 燃料棒</td> <td>(5%以下) (注2)</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> </tbody> </table>	取扱 単位	形態	設定条件			核的制限値	フルトニウ ム富化度	核分裂性 フルトニウ ウム濃化 度	含水率	ベレット-2		18%以下	—	0.1% 以下	36.0kg・Pu*(注1)	BWR燃料棒		17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下		PWR燃料棒		18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	平板厚さ15.0cm	ウラン燃料棒	(5%以下) (注2)	—	—	0.1% 以下		BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下	0.1% 以下	1段	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	0.1% 以下	ウラン 燃料棒	(5%以下) (注2)	—	0.1% 以下	0.1% 以下		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性 を示す。</p>	
取扱 単位			形態	設定条件			核的制限値																																														
	フルトニウ ム富化度	核分裂性 フルトニウ ウム濃化 度		含水率																																																	
ベレット-2		18%以下	—	0.1% 以下	36.0kg・Pu*(注1)																																																
BWR燃料棒		17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下																																																	
PWR燃料棒		18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	平板厚さ15.0cm																																																
ウラン燃料棒	(5%以下) (注2)	—	—	0.1% 以下																																																	
BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下	0.1% 以下	1段																																																
PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	0.1% 以下																																																	
ウラン 燃料棒	(5%以下) (注2)	—	0.1% 以下	0.1% 以下																																																	

注1 二重装荷を考慮する場合は2分の1とする。  
注2 ウラン中のウラン-235含有率を示す。  
② 複数ユニット  
数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に  
応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のあ  
る計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下と  
なるように単一ユニットの配置等を設定する。



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 組立施設</p> <p>(1) 施設の種類の 組立施設は、燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成<sup>ハ、(ホ) (1) - ①</sup>し、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、「ハ、(ホ) (1) - ①」成型施設(1)施設の種類の<sup>ハ、(ホ) (1) - ①</sup>に示す。</p> <p>組立施設は、MOX燃料棒、燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて、BWR型又はPWR型の燃料集合体とし、さらに燃料集合体を梱包し、出荷する<sup>ハ、(ホ) (1) - ②</sup>施設である。</p> <p>燃料集合体組立工程は、制御第5室及び制御第6室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>梱包出荷工程は、制御第6室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 燃料集合体組立工程 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 燃料集合体組立設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) マガジン編成装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体組立第1室 個数 1台</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(b) 組立マガジン <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体組立第1室 個数 2基</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> </li> <li>(c) スケルトン組立装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 3. 組立施設 組立施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 移燃料物質の臨界防止」、 「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>組立施設は、燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成<sup>ハ、(ホ) (1) - ①</sup>する。</p> <p>組立施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>組立施設は、MOX燃料棒、燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて、BWR型又はPWR型の燃料集合体とし、さらに燃料集合体を梱包し、出荷する<sup>ハ、(ホ) (1) - ②</sup>にとがでる設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の<sup>ハ、(ホ) (1) - ①</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ハ、(ホ) (1) - ①</sup>と同意であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ホ) (1) 成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>設工認の<sup>ハ、(ホ) (1) - ②</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ハ、(ホ) (1) - ②</sup>と同意であり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>燃料集合体部材準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数 1台</li> <li>(d) 燃料集合体組立装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体組立第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> <li>b. 燃料集合体洗浄設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 燃料集合体洗浄装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>c. 燃料集合体検査設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 燃料集合体第1検査装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> <li>(b) 燃料集合体第2検査装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(c) 燃料集合体仮置台 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> <li>(d) 燃料集合体立会検査装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 梱包室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> <li>d. 燃料集合体組立工程搬送設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 組立クレーン <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体組立クレーン室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> <li>(b) リフタ <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料集合体組立第2室及びリフタ室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>燃料集合体組立工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>② 梱包出荷工程</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>a. 梱包・出荷設備</p> <p>(a) 貯蔵梱包クレーン</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵梱包クレーン室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(b) 燃料ホルダ取付装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>梱包室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(c) 容器蓋取付装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>梱包室及び貯蔵梱包クレーン室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(d) 梱包天井クレーン</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵梱包クレーン室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(e) 容器移載装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵梱包クレーン室及び輸送容器検査室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(f) 保管室天井クレーン</p> <p>i. 設置場所</p> <p>輸送容器保管室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>梱包出荷工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>① 核燃料物質の種類</p> <p>a. MOX</p> <p>プルトニウム富化度 18%以下</p> <p>プルトニウム中のプルトニウム-240 含有率 17%以上</p> <p>ウラン中のウラン-235 含有率 1.6%以下</p> <p>b. ウラン酸化物</p> <p>ウラン中のウラン-235 含有率 天然ウラン中の含有率以下</p> <p>ウラン燃料棒として5%以下</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考																																										
<p>下</p> <p>② 最大処理能力 218t・HM/年 (4) 主要な核的制限値 ① 単一ユニット 組立施設の臨界管理のために、核燃料物質 取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを 設定する。単一ユニットの核的制限値は、取 り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条 件を設定し、十分信頼性のある計算コードを 使用して、中性子実効増倍率が0.95以下とな るように段数又は体数を設定する。</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は 下表の核的制限値以下となるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="582 1608 989 2065"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取扱 単位</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>フルトニウ ム富化度</th> <th>核分裂性 フルトニウ ム富化度 含有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貯蔵マガ ジン</td> <td>BWR 燃料棒</td> <td>17%以下</td> <td>9.4% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料棒</td> <td>18%以下</td> <td>11.6% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>ウラン 燃料棒 (5%以下) (註1)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組立マガ ジン</td> <td>BWR 燃料棒</td> <td>17%以下</td> <td>9.4% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料棒</td> <td>18%以下</td> <td>11.6% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>ウラン 燃料棒 (5%以下) (註1)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料集合体 PWR 燃料集合体</td> <td>BWR 燃料棒</td> <td>11%以下 (註2)</td> <td>6.1% 以下 (註2)</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料棒</td> <td>14%以下 (註2)</td> <td>9.1% 以下 (註2)</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ウラン中のウラン-235含有率を示 す。 注2 燃料集合体平均(燃料集合体中のM OX燃料棒の平均 以下同じ。)</p> <p>② 複数ユニット 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態 に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性 のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下 となるように単一ユニットの配置等を設定す る。</p>	取扱 単位	形態	設定条件		核的制限値	フルトニウ ム富化度	核分裂性 フルトニウ ム富化度 含有率	貯蔵マガ ジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	ウラン 燃料棒 (5%以下) (註1)	—	—	0.1% 以下	組立マガ ジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	ウラン 燃料棒 (5%以下) (註1)	—	—	0.1% 以下	燃料集合体 PWR 燃料集合体	BWR 燃料棒	11%以下 (註2)	6.1% 以下 (註2)	0.1% 以下	PWR 燃料棒	14%以下 (註2)	9.1% 以下 (註2)	0.1% 以下		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性 を示す。</p>
取扱 単位			形態	設定条件		核的制限値																																							
	フルトニウ ム富化度	核分裂性 フルトニウ ム富化度 含有率																																											
貯蔵マガ ジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下																																									
	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下																																									
	ウラン 燃料棒 (5%以下) (註1)	—	—	0.1% 以下																																									
組立マガ ジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下																																									
	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下																																									
	ウラン 燃料棒 (5%以下) (註1)	—	—	0.1% 以下																																									
燃料集合体 PWR 燃料集合体	BWR 燃料棒	11%以下 (註2)	6.1% 以下 (註2)	0.1% 以下																																									
	PWR 燃料棒	14%以下 (註2)	9.1% 以下 (註2)	0.1% 以下																																									



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>二、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 施設の種類</p> <p>貯蔵施設は、原料粉末を受け入れから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う二.(イ)①施設であり、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、「ハ、(ハ)成型施設」(1)施設の種類に示す。</p> <p>なお、ウラン燃料棒は外部より受け入れ貯蔵する。</p> <p>貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</p> <p>また、貯蔵施設は、MOXの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込め機能の安全機能を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設の混合酸化物貯蔵容器及び粉末は、再処理施設と共用する。共用する混合酸化物貯蔵容器及び粉末は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(ロ) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(1) 貯蔵施設</p> <p>① 貯蔵容器—時保管設備</p> <p>a. 一時保管ピット</p> <p>(a) 設置場所</p> <p>貯蔵容器—時保管室</p> <p>(b) 個数</p> <p>1台</p> <p>(c) 貯蔵容量</p> <p>32ピット<sup>(注1)</sup></p> <p>(注1) 1ピット当たり混合酸化物貯蔵容器1体</p> <p>b. 混合酸化物貯蔵容器 (再処理施設と共用)</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>貯蔵施設は、原料粉末を受け入れから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う二.(イ)①設計とする。</p> <p>貯蔵施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書(本文)第三号二項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>設工認の二.(イ)①は、事業変更許可申請書(本文)の二.(イ)①と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 個数 1式</p> <p>(b) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 容量 粉末缶3缶/貯蔵容器</p> <p>c. 容器(粉末缶)(再処理施設と共用)</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>② 原料MOX粉末缶一時保管設備</p> <p>a. 原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>(b) 個数 1基</p> <p>(c) 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>b. 原料MOX粉末缶一時保管装置</p> <p>(a) 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>(c) 貯蔵容量 24ピット</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. 原料MOX粉末缶一時保管搬送装置</p> <p>(a) 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>③ ウラン貯蔵設備</p> <p>a. ウラン貯蔵棚</p> <p>(a) 設置場所 ウラン貯蔵室</p> <p>(b) 個数 2台</p> <p>(c) 貯蔵容量 676棚(2704缶)</p> <p>b. ウラン粉末貯蔵容器</p> <p>(a) 設置場所 燃料集合体組立クレーン室</p> <p>(b) 個数 最大128基</p> <p>c. ウラン粉末缶入出庫装置</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 設置場所 ウラン貯蔵室 (b) 個数 2台</p> <p>d. 収納パレット (a) 設置場所 ウラン貯蔵室 (b) 個数 676基</p> <p>e. 容器 (ウラン粉末缶) (a) 個数 1式</p> <p>④ 粉末一時保管設備 a. 粉末一時保管装置グローブボックス (a) 設置場所 粉末一時保管室, 点検第1室及び点検第2室 (b) 個数 6基</p> <p>(c) 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>b. 粉末一時保管装置 (a) 設置場所 粉末一時保管室, 点検第1室及び点検第2室 (b) 個数 12台</p> <p>(c) 貯蔵容量 94ピット</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼及び鋼材</p> <p>c. 粉末一時保管搬送装置 (a) 設置場所 粉末一時保管室, 点検第1室及び点検第2室 (b) 個数 4台</p> <p>d. 容器 (J60, J85, U85, 5缶バスケット, 1缶バスケット, CS・RS保管ボット, CS・RS回収ボット及び先行試験ボット) (a) 個数 1式</p> <p>⑤ ペレット一時保管設備 a. ペレット一時保管棚グローブボックス (a) 設置場所</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ベレット一時保管室</p> <p>(b) 個数 3基</p> <p>(c) 主要な構成材            仕体：ステンレス鋼            パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気            窒素雰囲気</p> <p>b. ベレット一時保管棚</p> <p>(a) 設置場所 ベレット一時保管室</p> <p>(b) 個数 3台</p> <p>(c) 貯蔵容量 192冊</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. 焼結ポート入出庫装置</p> <p>(a) 設置場所 ベレット一時保管室、ベレット加工第1室及びベレット加工第4室</p> <p>(b) 個数 2台</p> <p>d. 焼結ポート受渡装置グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 ベレット一時保管室、ベレット加工第1室及びベレット加工第4室</p> <p>(b) 個数 4基</p> <p>(c) 主要な構成材 仕体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>e. 焼結ポート受渡装置</p> <p>(a) 設置場所 ベレット一時保管室、ベレット加工第1室及びベレット加工第4室</p> <p>(b) 個数 8台</p> <p>(c) 主要な構成材 鋼材</p> <p>f. 収納ベレット</p> <p>(a) 設置場所 ベレット一時保管室</p> <p>(b) 個数 収納ベレット-1 188基            収納ベレット-2 4基</p> <p>g. 容器(焼結ポート、先行試験焼結ポート、</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>スクラップ焼結ボート及び規格外パレット保管容器 (a) 個数 1式</p> <p>⑥ スクラップ貯蔵設備 a. スクラップ貯蔵棚グローブボックス (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室 (b) 個数 5基 (c) 主要な構成材 伍体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 (d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>b. スクラップ貯蔵棚 (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室 (b) 個数 5台 (c) 貯蔵容量 210棚 (d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. スクラップ保管容器入庫装置 (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室、点検第3室及び点検第4室 (b) 個数 1台</p> <p>d. スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス (a) 設置場所 点検第3室及び点検第4室 (b) 個数 2基 (c) 主要な構成材 伍体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 (d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>e. スクラップ保管容器受渡装置 (a) 設置場所 点検第3室及び点検第4室 (b) 個数 2台 (c) 主要な構成材 鋼材及びステンレス鋼</p> <p>f. 収納パレット</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 210基</p> <p>g. 容器 (ペレット保管容器, 9 缶バスケット, 規格外ペレット保管容器及びCS・RS 保管ポット)</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>⑦ 製品ペレット貯蔵設備</p> <p>a. 製品ペレット貯蔵棚グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 5基</p> <p>(c) 主要な構成材 主体:ステンレス鋼 パネル:ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 空気を閉気</p> <p>b. 製品ペレット貯蔵棚</p> <p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 5台</p> <p>(c) 貯蔵容量 350 棚</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. ペレット保管容器入出庫装置</p> <p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室, 点検第 3 室及び点検第 4 室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>d. ペレット保管容器受渡装置グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 点検第 3 室及び点検第 4 室</p> <p>(b) 個数 2基</p> <p>(c) 主要な構成材 主体:ステンレス鋼 パネル:ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 空気を閉気</p> <p>e. ペレット保管容器受渡装置</p> <p>(a) 設置場所 点検第 3 室及び点検第 4 室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 個数 2台</p> <p>(c) 主要な構成材 鋼材及びステンレス鋼</p> <p>f. 収納パレット (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 350基</p> <p>g. 容器 (パレット保管容器及びパレット保存 試料保管容器)</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>⑧ 燃料棒貯蔵設備 a. 燃料棒貯蔵棚 (a) 設置場所 燃料棒貯蔵室</p> <p>(b) 個数 2台</p> <p>(c) 貯蔵容量 72 棚</p> <p>b. 貯蔵マガジン入出庫装置 (a) 設置場所 燃料棒貯蔵室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>c. ウラン燃料棒収容装置 (a) 設置場所 燃料棒受入室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>⑨ 燃料集合体貯蔵設備 a. 燃料集合体貯蔵チャネル (a) 設置場所 燃料集合体貯蔵室</p> <p>(b) 個数 220チャネル(注1)</p> <p>(注1) 1チャネル当たりBWR燃料 集合体4体, PWR燃料集合体 1体</p> <p>⑩ グローブボックス負圧・温度監視設備 a. 個数 1式</p> <p>⑪ ウラン貯蔵エリア a. 設置場所 燃料集合体組立クレーン室</p> <p>⑫ 燃料棒受入一時保管エリア a. 設置場所 荷卸室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																
<p>⑬ 燃料集合体輸送容器一時保管エリア            a. 設置場所            輸送容器保管室</p> <p>⑭ ウラン輸送容器一時保管エリア            a. 設置場所            ウラン貯蔵室, 燃料集合体組立クレーン室, 入出庫室, 輸送容器保管室及び固体廃棄物払出準備室            核燃料物質の貯蔵施設の配置図を第5図に示す。</p> <p>(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力            (1) 核燃料物質の種類            ① MOX            プルトニウム富化度 18%以下 (貯蔵容器一時保管設備, 原料MOX粉未缶一時保管設備及びび粉未一時保管設備について, 60%以下とする。)</p> <p>② プルトニウム中のプルトニウム-240含有率 17%以上            ウラン中のウラン-235含有率 1.6%以下            ウラン酸化物            ウラン中のウラン-235含有率 天然ウラン中の含有率以下</p> <p>(ヘ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力            棒として5%以下            (2) 最大貯蔵能力</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性            次回申請以降に整合性を示す。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>貯蔵設備</th> <th>貯蔵形態</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵容器一時保管室</td> <td>貯蔵容器一時保管設備</td> <td>MOX粉未</td> <td>1.2t・HM</td> </tr> <tr> <td>粉末調整第1室</td> <td>原料MOX粉未缶一時保管設備</td> <td>MOX粉未</td> <td>0.3t・HM</td> </tr> <tr> <td>ウラン貯蔵室</td> <td>ウラン貯蔵設備</td> <td>ウラン粉未<sup>(注1)(注2)</sup></td> <td>60t・HM</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	貯蔵設備	貯蔵形態	最大貯蔵能力	貯蔵容器一時保管室	貯蔵容器一時保管設備	MOX粉未	1.2t・HM	粉末調整第1室	原料MOX粉未缶一時保管設備	MOX粉未	0.3t・HM	ウラン貯蔵室	ウラン貯蔵設備	ウラン粉未 <sup>(注1)(注2)</sup>	60t・HM				
設置場所	貯蔵設備	貯蔵形態	最大貯蔵能力																	
貯蔵容器一時保管室	貯蔵容器一時保管設備	MOX粉未	1.2t・HM																	
粉末調整第1室	原料MOX粉未缶一時保管設備	MOX粉未	0.3t・HM																	
ウラン貯蔵室	ウラン貯蔵設備	ウラン粉未 <sup>(注1)(注2)</sup>	60t・HM																	



事業変更許可申請書(本文)		事業変更許可申請書(添付書類五)		設工認申請書 該当事項		整合性		備考	
燃料集合体 組立クレーン室	ー (ウラン貯蔵エリア)	ウラン粉末 (注1)(注2)	20t・HM	今回の申請の対象範囲外	整合性 次回申請以降に整合性を示す。				
粉末一時保管室	粉末一時保管設備	MOX粉末, ウラン粉末, ペレット	6.1t・HM						
ペレット一時保管室	ペレット一時保管設備	ペレット	1.7t・HM						
ペレット・スクラップ貯蔵室	スクラップ貯蔵設備	MOX粉末, ペレット	10t・HM						
ペレット・スクラップ貯蔵室	製品ペレット貯蔵設備	ペレット	6.3t・HM						
燃料棒貯蔵室	燃料棒貯蔵設備	MOX燃料棒, ウラン燃料棒 (注1)	60t・HM						
燃料集合体貯蔵室	燃料集合体貯蔵設備	BWR燃料集合体 (注1), PW R燃料集合体 (注1)	170t・HM						
ウラン貯蔵室, 固体廃棄物払出準備室, 入出庫室, 輸送容器保管室, 燃料集合体組立クレーン室	ー (ウラン輸送容器一時保管エリア)	原料ウラン粉末 輸送容器 (注3)	80t・HM						

事業変更許可申請書(本文)		事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
荷卸室	<p>— ウラン燃料棒受入一時保管エリア)</p>	<p>15t・HM</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
輸送容器保管室	<p>— (燃料集合体輸送容器一時保管エリア)</p>	<p>65t・HM</p>			
<p>(注1) 試験に用いたウランを必要に応じ貯蔵する。</p> <p>(注2) 粉末混合のための未使用のウラン合金ボウル(ウラン中のウラン-235含有率：天然ウラン中の含有率以下)。</p> <p>(注3) 核燃料物質を、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める技術基準に適合する核燃料輸送物として保管する。</p> <p>(二) 主要な核的制限値 貯蔵施設の臨界管理のために、単一ユニットである貯蔵単位の集合を複数ユニットとし、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように配置等を設定する。</p>					

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	工認申請書 該当事項	備考
<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>① 概要</p> <p>a. 設計基準対処の施設</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>各排気設備は、高性能エアフィルタ、排風機等を設ける。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 閉じ込めの機能</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフワードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</p> <p>また、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>針</p> <p>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、<u>ホ、(イ)(1)①a、①</u>オープンポートボックス及びフワードは、<u>グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</u></p>	<p>事業変更許可申請書(本文)第三号ホ項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設工認のホ、(イ)(1)①a、①は事業変更許可申請書(本文)のホ、(イ)(1)①a、①を具体的に記載しており整合している。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>ホ、(イ)①①</u></p> <p>a. -②排気中に含まれる放射性物質を高性能エアフィルタにより除去した後、放射性物質の濃度を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p>	<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設計基準対象の施設</p> <p>① 概要 気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 &lt; 中略 &gt;</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>ホ、(イ)①①</u></p> <p>①a. -②MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>今回の申請の対象範囲外</u></p>	<p>工認の ホ、(イ)①①a. -②は事業変更許可申請書(本文)のホ、(イ)①①a. -②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする。</p> <p>核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p>	<p>② 設計方針 b. 閉じ込め 核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>5.1.1.1 設計基準対象の施設 &lt; 中略 &gt;</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p>		



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 重大事故等対処設備                      (a) 外部放出抑制設備                      核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。                      外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排気機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線（以下「受電開閉設備等」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。                      また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排気機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス（第1表）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内電源設備については「ト. (イ)(3) 所内電源設備」に示す。                      外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の室素を当該ダンパに供給することによって閉止できる設計とする。                      グローブボックス排気閉止ダンパ及び工</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性                      次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。</p> <p>上記の対策が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。</p> <p>また、上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設計することで、多重性を確保した設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口の内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0～50m/sの計測範囲を有する設計とする。同時に、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンパ出口風速計は、「ロ、(ト)(2)②e、地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での操作可能な設計とする。また、高エネルギーエアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	工事認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びび工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するため必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外觀点検、員数確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替グローブボックス排気設備</p> <p>核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する。重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びびグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング設備、代替燃料分析関係設備の一部である可搬型放出管理分析設備、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びびグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス（第1表）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>代替モニタリング設備については「へ、(ロ)(1)。放射線監視設備」に、代替燃料分析関係設備については「へ、(ロ)(2)</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>試料分析関係設備」に、代替電源設備については「ト、(イ)(3) 所内電源設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「ト、(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>代替グループボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグループボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを搬設及び接続し、可搬型ダクト及びグループボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することへの気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグループボックス排気設備の排気機能を回復することで、グループボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グループボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動し、燃料加工建屋可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能と設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグループボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グループボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合はグループボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グループボックス排気ダクトに設置するダンパが操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する代替グループボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>また、代替グループボックス排気設備の可搬型フィルタユニットは、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>代替グループボックス排気設備は、グループボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「ロ。(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>風(台風)及び竜巻に對して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、固執するコンテナ等に対して転倒防止、固執等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンプの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することのできるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備のグループボックス給気フィルタ及びグループボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、負荷確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型ダクトを使用した代替グループボックス排気設備のグループボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(c) 工程室放射線計測設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測すること、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。</p> <p>工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンブラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認できる設計とする。</p> <p>可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電電池又は乾</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>電池を使用する設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「ロ、(ト)(2)②e、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることとその機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイ</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>メータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 設計基準対象の施設</p> <p>(a) 建屋排気設備</p> <p>i. 建屋排気ダクト</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>燃料加工建屋</p> <p>(ii) 個数</p> <p>1式</p> <p>ii. 建屋排気フィルタユニット</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>排気フィルタ第2室及び排気フィルタ第3室</p> <p>(ii) 個数</p> <p>1式</p> <p>(iii) フィルタ段数</p> <p>高性能エアフィルタ2段</p> <p>iii. 建屋排風機</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>排風機室</p> <p>(ii) 個数</p> <p>3台 (うち1台予備)</p> <p>(b) 工程室排気設備</p> <p>i. 工程室排気ダクト</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>燃料加工建屋</p> <p>(ii) 個数</p> <p>1式</p> <p>ii. 工程室排気フィルタユニット</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>排気フィルタ第1室</p>				

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>(ii) 個数</li> <li>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段</li> <li>iii. 工程室排風機 (i) 設置場所 排風機室 (ii) 個数 2 台 (うち 1 台予備)</li> <li>iv. 工程室排風機入口手動ダンパ (i) 個数 2 基</li> <li>(c) グローブボックス排気設備 i. グローブボックス排気ダクト (i) 設置場所 燃料加工建屋 (ii) 個数 1 式</li> <li>ii. グローブボックス給気フィルタ (i) 設置場所 各グローブボックス給気口 (ii) 個数 1 式</li> <li>iii. グローブボックス排気フィルタ (i) 設置場所 工程室内 (ii) 個数 1 式</li> <li>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 1 段又は 2 段</li> <li>iv. グローブボックス排気フィルタユニット (i) 設置場所 排気フィルタ第 1 室 (ii) 個数 1 式</li> <li>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段</li> <li>v. グローブボックス排風機 (i) 設置場所 排風機室 (ii) 個数 2 台 (うち 1 台予備)</li> <li>vi. グローブボックス排風機入口手動ダンパ (i) 個数 2 基</li> <li>(d) 給気設備 i. 設置場所 燃料加工建屋 (ii) 個数 1 式</li> <li>(e) 窒素循環設備 i. 窒素循環ダクト (i) 設置場所 燃料加工建屋</li> </ul>		<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>(ii) 個数 1式</p> <p>ii. 窒素循環ファン (i) 設置場所 冷却機械室 (ii) 個数 2台 (うち1台予備)</p> <p>iii. 窒素循環冷却機 (i) 設置場所 冷却機械室 (ii) 個数 2台 (うち1台予備)</p> <p>(f) 排気筒 i. 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外 ii. 個数 1基</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の配置図を第5図に示す。 また、気体廃棄物の廃棄設備の系統概要図を第10図に示す。</p> <p>b. 重大事故等対処設備 (a) 外部放出抑制設備 [常設重大事故等対処設備] グローブボックス排気ダクト (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>グローブボックス給気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>グローブボックス排気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>グローブボックス排気フィルタユニット (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>工程室排気ダクト (設計基準対象の施設と兼用) (第2表)</p> <p>1式</p> <p>工程室排気フィルタユニット (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>グローブボックス排風機入口手動ダンパ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 2基</p> <p>駆動動力源 手動</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>取付位置 グローブボックス 排風機前部 工程室排風機入口手動ダンパ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 2基 駆動動力源 手動 取付位置 工程室排風機前部 グローブボックス排気閉止ダンパ 2基 駆動動力源 姿勢 取付位置 グローブボックス 排風機前部 工程室排気閉止ダンパ 2基 駆動動力源 姿勢 取付位置 工程室排風機前部 重大事故の発生を仮定するグローブボックス (設計基準対象の施設と兼用) (第1表) 8基 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型ダンパ出口風速計 5台 (予備として 故障時及び 待機除外時 のバックアップを3 台) 計測範囲 0~50m/s 計測方式 熱式風速計 (b) 代替グローブボックス排気設備 [常設重大事故等対処設備] グローブボックス排気ダクト (設計基準対象の施設と兼用) (第3表) 1式 グローブボックス給気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第3表) 1式 グローブボックス排気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第3表) 1式 重大事故の発生を仮定するグローブボックス (設計基準対象の施設と兼用) (第1表) 8基 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型排風機付フィルタユニット 3台 (予備として 故障時及び 待機除外時 のバックアップを2 台) 粒子除去効率 99.97%以上</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>(0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段            容量 約1100m<sup>3</sup>/h/台            可搬型フィルタユニット            3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上            (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段            1式            可搬型ダクト            (c) 工程放射線計測設備            [可搬型重大事故等対処設備]            可搬型ダストサンプラ</p> <p>2台 (予備として故障時のバックアップを1台)            アルファ・ベータ線用サーベイメータ            2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>計測範囲 B. G~100Kmin<sup>-1</sup> (アルファ線)            B. G~300Kmin<sup>-1</sup> (ベータ線)            ZnS (Ag) シンチレーション式検出器            プラスチックシンチレーション式検出器</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力            ① 排気能力            建屋排風機, 工程室排風機, グローブボックス排風機の排気量の合計 約32000m<sup>3</sup>/h            ② 高性能エアフィルタの捕集効率            99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子)            (3) 排気口の位置            排気口は, 燃料加工建屋の北東に位置し, その地上高さは約20m (標高約75m) である。排気口の位置を第2図に示す。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性            次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>① 概要</p> <p>a. 液体廃棄物の廃棄設備の種類</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</p> <p>低レベル廃液処理設備及び廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に取納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じてろ過等の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内部において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>b. 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(a) 低レベル廃液処理設備</p> <p>i. 検査槽</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室</p> <p>(ii) 個数 4基</p> <p>ii. ろ過処理オーブンポンポートボックス</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室</p>	<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(3) 主要設備の仕様</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</p> <p>低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に取納する設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">今回の申請の対象範囲外</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 個数 1基</p> <p>iii. ろ過処理装置 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室及び液体廃棄物 処理第3室 (ii) 個数 1台</p> <p>iv. 吸着処理オープンポンポートボックス (i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室 (ii) 個数 1基</p> <p>v. 吸着処理装置 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第1室及び液体廃棄物 処理第2室 (ii) 個数 1台</p> <p>vi. 廃液貯槽 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室 (ii) 個数 3基</p> <p>(b) 廃油保管室の廃油保管エリア i. 設置場所 廃油保管室 (c) グローブボックス負圧・温度監視設備 i. 個数 1式</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の配置図を第5図に示 す。また、液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図 を第11図に示す。</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 ① 低レベル廃液処理設備の処理能力を以下に示 す。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性 を示す。</p>	

主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量
低レベル廃液処理設備 検査槽	約10m <sup>3</sup> ×2基, 約2m <sup>3</sup> ×2基
ろ過処理装置	約5m <sup>3</sup> /d
吸着処理装置	約0.5m <sup>3</sup> /d
廃液貯槽	約22m <sup>3</sup> ×3基

② 廃油保管室の廃油保管エリアは、油類廃棄物  
を200Lドラム缶換算で約100本保管廃棄する能  
力を確保する。

(3) 排水口の位置  
排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の  
出口であり、燃料加工建屋の南西に位置する。  
排水口の位置を第2図に示す。  
なお、排水口からの排水は、再処理施設の海洋放  
出管理系の第1放出貯槽及び第1海洋放出ポンプ  
を経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出  
する。

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 ① 固体廃棄物の廃棄設備の種類</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する。</p>	<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 概要</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の固体廃棄物保管エリア)及び再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 &lt;中略&gt; 5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化処理した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のブルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>
<p>燃料加工建屋の主要構造は、「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化処理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する。</p> <p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p>	<p>このため、再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数 a. 廃棄物保管設備 (a) 廃棄物保管エリア i. 設置場所 廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室 b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (a) 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用) i. 設置場所 再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋</p>	<p>廃棄物保管設備の位置を第5図に、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の位置を第2図に示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 廃棄物の処理能力 該当なし</p> <p>(3) 保管 廃棄施設の最大保管廃棄能力 固体廃棄物の廃棄設備の最大保管廃棄能力を以下に示す。</p> <p>① 廃棄物保管設備 200Lドラム缶換算で約 2500 本</p> <p>② 第2低レベル廃棄物貯蔵系 200Lドラム缶換算で約 55200 本</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 非常用設備は、火災防護設備。</p> <p>照明設備、所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備、拡散抑制設備、水供給設備、緊急時対策所及び通信連絡設備で構成する。</p> <p>(1) 火災防護設備 ① 構造 a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-1安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p>	<p>ト. その他の加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (1) 火災防護設備</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象等」、「4.閉じ込めの機能」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-1火災防護設備及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設ト.(イ)(1)①a.-2が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区画及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設ト.(イ)(1)①a.-3が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うため、重大事故等対処施設を設置する火災区画及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文第三号ト項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-1を具体的に記載しており整合している。</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-2を具体的に記載しており整合している。</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-3を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>① 安全機能を有する施設ト.(イ)(1)①a.-2を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。</p>	<p>① 安全機能を有する施設に対する火災防護設備 a. 概要 MOX燃料加工施設内の火災区画及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した、火災防護対策を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>① 安全機能を有する施設に対する火災防護設備 a. 概要 MOX燃料加工施設内の火災区画及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>また、重大事故等対処施設ト.(イ)(1)①a.-3を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備で構成する。</p>	
<p>② 重大事故等対処施設ト.(イ)(1)①a.-3を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備で構成する。</p>	<p>② 重大事故等対処施設に対する火災防護設備 a. 概要 MOX燃料加工施設内の火災区画及び火災区画に設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>また、重大事故等対処施設ト.(イ)(1)①a.-3が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うため、重大事故等対処施設を設置する火災区画及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>また、重大事故等対処施設ト.(イ)(1)①a.-3は、事業変更許可申請書(本文)のト.(イ)(1)①a.-3を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区域画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の火災感知器の中から2つの異なる種類の感知器を設置する。</p> <p>また、中央監視室で常時監視可能な火災受信機を設置する。</p> <p>グループボックス内に設置する火災感知設備は、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する。</p> <p>また、中央監視室で常時監視可能な監視制御盤を設置する。</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及びグループボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区域画であるかを考慮し、固定式ガス消火装置等を設置する。</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>また、MO X燃料加工施設境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する火災防護設備は、共用によってMO X燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区域画及び隣接する火災区域又は火災区域画の火災及び爆発による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。</p> <p>b. 重大事故等対処設備 (a) 代替火災感知設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源近傍に設</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより、中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は、火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</p> <p>代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。</p> <p>また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前 (通常時) の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な-196～450℃の計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できるよう9系列有する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電池を有する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グループボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>代替火災感知設備は、火災防護設備のグループボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グループボックス温度表示端末は、「ロ、(ト)(2)②e、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることとその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検、点検等が可能な設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替消火設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することによって起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することによって起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>所内電源設備については「ト、(イ)(3) 所内電源設備」に示す。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することによって起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。</p> <p>中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することによって起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を發揮することができよう並列に2重化する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパン</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>の全面に対して消火剤を放出できる位置に設置すること、確実に火災を消火できる設計とする。</p> <p>遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の自動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の自動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の自動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。</p> <p>また、遠隔消火装置は、電源を必要とせず起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とする。非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。</p> <p>さらに、遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して消火方式の多様性を図る設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量を余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。また、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できるよう9系列有する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>代替消火設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の自動操作により起動するための系統及び消化剤を放出する系統に係る設備は、「ロ、(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることとでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び放水防護する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の自動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。</p> <p>代替消火設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考								
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>② 主要な設備・機器の種類</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <table border="1" data-bbox="383 1590 774 2038"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域</li> </ul> <p>「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満たすため、火災感知器を設置</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器</li> </ul> <p>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置 (アナログ式)</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域</li> </ul> <p>天井高さ考慮した火災感知器を設置</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>煙感知器</li> </ul> <p>火災時に生じる熱を伝導面に感知できる熱感知器を設置 (非アナログ式 (a1))</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室</li> </ul> <p>蓄電池室は水害による感知器の動作を考慮した火災感知器を設置</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器 (直轄型)</li> </ul> <p>耐熱機能を有する火災感知器として熱感知器を設置 (非アナログ式 (a1))</p> </td> </tr> </tbody> </table>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域</li> </ul> <p>「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満たすため、火災感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器</li> </ul> <p>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置 (アナログ式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域</li> </ul> <p>天井高さ考慮した火災感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙感知器</li> </ul> <p>火災時に生じる熱を伝導面に感知できる熱感知器を設置 (非アナログ式 (a1))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室</li> </ul> <p>蓄電池室は水害による感知器の動作を考慮した火災感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器 (直轄型)</li> </ul> <p>耐熱機能を有する火災感知器として熱感知器を設置 (非アナログ式 (a1))</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式										
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域</li> </ul> <p>「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満たすため、火災感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器</li> </ul> <p>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置 (アナログ式)</p>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域</li> </ul> <p>天井高さ考慮した火災感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙感知器</li> </ul> <p>火災時に生じる熱を伝導面に感知できる熱感知器を設置 (非アナログ式 (a1))</p>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室</li> </ul> <p>蓄電池室は水害による感知器の動作を考慮した火災感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器 (直轄型)</li> </ul> <p>耐熱機能を有する火災感知器として熱感知器を設置 (非アナログ式 (a1))</p>										
<table border="1" data-bbox="790 1590 1141 2038"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域</li> </ul> <p>放射線の影響を考慮した感知器を設置</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器</li> </ul> <p>放射線の影響を十分に受けにくい非アナログ式 (a2) の熱感知器を設置</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設)</li> </ul> <p>方角への燃料気化による引火性又は発火性の発生源</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>煙感知器</li> </ul> <p>防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置 (非アナログ式)</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>グローブボックス内</li> </ul> <p>放射線の影響を考慮した感知器を設置</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器 (白金測温棒形体)</li> </ul> <p>火災時に生じる熱を伝導面に感知できる熱感知器を設置する (非アナログ式 (a3))</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 非アナログ式の熱感知器は、作動温度を周囲温度より高い温度に設定する設計とし、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(注2) 非アナログ式の煙感知器は、蒸気等が充満する場所に設置しない設計とし、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(注3) 潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は、当該機器のプロセス温度監視及び異常時時の工程停止の措置を講ずること、機器発熱による誤作動 (非火災報) を防止する。</p>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域</li> </ul> <p>放射線の影響を考慮した感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器</li> </ul> <p>放射線の影響を十分に受けにくい非アナログ式 (a2) の熱感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設)</li> </ul> <p>方角への燃料気化による引火性又は発火性の発生源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙感知器</li> </ul> <p>防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置 (非アナログ式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローブボックス内</li> </ul> <p>放射線の影響を考慮した感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器 (白金測温棒形体)</li> </ul> <p>火災時に生じる熱を伝導面に感知できる熱感知器を設置する (非アナログ式 (a3))</p>			
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式										
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域</li> </ul> <p>放射線の影響を考慮した感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器</li> </ul> <p>放射線の影響を十分に受けにくい非アナログ式 (a2) の熱感知器を設置</p>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設)</li> </ul> <p>方角への燃料気化による引火性又は発火性の発生源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙感知器</li> </ul> <p>防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置 (非アナログ式)</p>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>グローブボックス内</li> </ul> <p>放射線の影響を考慮した感知器を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱感知器 (白金測温棒形体)</li> </ul> <p>火災時に生じる熱を伝導面に感知できる熱感知器を設置する (非アナログ式 (a3))</p>										



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																											
<p>(b) 消火設備</p> <table border="1" data-bbox="183 257 582 593"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス消火装置</td> <td>窒素<sup>注1</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火装置</td> <td>二酸化炭素<sup>注2</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス消火装置</td> <td>窒素<sup>注3</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・グローブボックス</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>粉末<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火器</td> <td>二酸化炭素<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓</td> <td>水<sup>注5</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射状物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置（注2を除く）は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。</p> <p>注2：油火災（油内包設備や燃料タンクからの火災）が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。</p> <p>注3：グローブボックス消火装置は、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出する。また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>注4：火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防 waters 1 式</li> <li>・ピストンダンパ 1 式</li> </ul> <p>消火ガスを放出するためのより良い条件を形成する。</p> <p>消火ガス放出後のグローブボックス内の雰囲気維持を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む) 1 式</li> </ul> <p>窒素消火装置の消火ガス放出時に安全上重要な機器等のグローブボックスが破損しないよう圧力上昇緩和に必要な区域を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結散水装置 1 式</li> </ul> <p>注5：火災区域の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）に準拠し配置する。</p>	種 類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域	グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グローブボックス	粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画	屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射状物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
種 類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																												
窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画																												
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域																												
グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グローブボックス																												
粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画																												
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画																												
屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射状物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)																												

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																		
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>b. 重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <table border="1" data-bbox="215 1590 1117 2049"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域                              (異なる種類の火災感知器の設置要求を満足するため、火災感知器を設置)</li> </ul> </td> <td>                     煙感知器                      火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)                       熱感知器                      (差動式分体型)                      火災時に炎が生じる前の範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域                              天井高さを考慮した火災感知器を設置</li> </ul> </td> <td>                     煙感知器                      上記同様                       熱感知器                      (差動式分体型)                      火災時に炎が生じる前の範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))                 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="518 1590 1117 2049"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室                              蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置</li> </ul> </td> <td>                     煙感知器                      上記同様                       熱感知器 (簡機型)                      前掲機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域                              放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul> </td> <td>                     煙感知器                      放射線の影響を受けにくい非アナログ式 (a2) の煙感知器を設置                       熱感知器                      放射線の影響を受けにくい非アナログ式 (a2) の熱感知器を設置                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室                              (屋外埋設)                              万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul> </td> <td>                     煙感知器                      防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)                       熱感知器                      (定圧式スポット型)                      防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽油、重油タンク室                              (屋外埋設)                              万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul> </td> <td>                     防塵型赤外線式                      炎感知器                      防塵機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線を検知できる赤外線感知器を設置(非アナログ式)                       防塵型熱電対                      防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎を生じる熱を感知できる熱電対感知器を設置(アナログ式)                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループボックス内                              放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul> </td> <td>                     熱感知器                      (白金測温抵抗体)                      火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 (a3))                 </td> </tr> </tbody> </table>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域                              (異なる種類の火災感知器の設置要求を満足するため、火災感知器を設置)</li> </ul>	煙感知器 火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)  熱感知器 (差動式分体型) 火災時に炎が生じる前の範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域                              天井高さを考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	煙感知器 上記同様  熱感知器 (差動式分体型) 火災時に炎が生じる前の範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室                              蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	煙感知器 上記同様  熱感知器 (簡機型) 前掲機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域                              放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	煙感知器 放射線の影響を受けにくい非アナログ式 (a2) の煙感知器を設置  熱感知器 放射線の影響を受けにくい非アナログ式 (a2) の熱感知器を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室                              (屋外埋設)                              万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	煙感知器 防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)  熱感知器 (定圧式スポット型) 防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油、重油タンク室                              (屋外埋設)                              万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	防塵型赤外線式 炎感知器 防塵機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線を検知できる赤外線感知器を設置(非アナログ式)  防塵型熱電対 防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎を生じる熱を感知できる熱電対感知器を設置(アナログ式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループボックス内                              放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (白金測温抵抗体) 火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 (a3))	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域                              (異なる種類の火災感知器の設置要求を満足するため、火災感知器を設置)</li> </ul>	煙感知器 火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)  熱感知器 (差動式分体型) 火災時に炎が生じる前の範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域                              天井高さを考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	煙感知器 上記同様  熱感知器 (差動式分体型) 火災時に炎が生じる前の範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))																				
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室                              蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	煙感知器 上記同様  熱感知器 (簡機型) 前掲機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 (a1))																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域                              放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	煙感知器 放射線の影響を受けにくい非アナログ式 (a2) の煙感知器を設置  熱感知器 放射線の影響を受けにくい非アナログ式 (a2) の熱感知器を設置																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室                              (屋外埋設)                              万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	煙感知器 防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)  熱感知器 (定圧式スポット型) 防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油、重油タンク室                              (屋外埋設)                              万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	防塵型赤外線式 炎感知器 防塵機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線を検知できる赤外線感知器を設置(非アナログ式)  防塵型熱電対 防塵機能を有する火災感知器として火災時に炎を生じる熱を感知できる熱電対感知器を設置(アナログ式)																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>グループボックス内                              放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (白金測温抵抗体) 火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 (a3))																				

(注1) 非アナログ式の熱感知器は、作動温度を周囲温度より高い温度に設定する設計とする。

(注2) 非アナログ式の煙感知器は、蒸気等が充満する場所に設置しない設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。

(注3) 潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は、当該機器のプロセス温度監視及び異常時の工程停止の措置を講ずること、機器発熱による誤作動(非火災報)を防止する。

事業変更許可申請書 (本文)		事業変更許可申請書 (添付書類五)		設工認申請書 該当事項		整合性		備考		
(b) 消火設備										
種 類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	<p>今回の申請の対象範囲外</p>						<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>
窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域							
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注1, 注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域							
グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グローブボックス							
粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域							
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域							
屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域(安重機能を有する機器等及び放射状性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)							
泡消火薬剤又は第三種粉末	泡消火薬剤又は第三種粉末	全域放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所							
ハロゲン化物消火設備	HC-227ea ハロン1301 BC-5-1-12	全域放出方式	・火災発生時の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区域(併処理施設と共用する緊急時対策建屋)							
注1：火災区域又は火災区域に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置（注2を除く）は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。										
注2：油火災（油内包設備や燃料タンクからの火災）が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。										
注3：グローブボックス消火装置は、グローブボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出する。また、複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。										
注4：火災区域又は火災区域に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。										
注5：火災区域の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）に準										

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	股工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>抛し配置する。</p> <p>c. 重大事故等対処設備            (a) 代替火災感知設備            [常設重大事故等対処設備]            火災状況確認用温度計</p> <p>9 系列            計測範囲 -196～450℃            計測方式 測温抵抗体            火災状況確認用温度表示装置            1 台</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]            可搬型グローブボックス温度表示端末            2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>(b) 代替消火設備            [常設重大事故等対処設備]            遠隔消火装置            消火剤            消火方式            局所放出方式            又は全域放出方式            (注1)</p> <p>消火剤量            検証試験結果を基に算出する量以上            ただし、全域放出方式の場合は、消防法施行規則第20条に基づき算出する量以上</p> <p>設置場所            重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源</p> <p>注1 火災源及びオイルパンが機器の筐体で覆われている箇所等は、全域放出方式を採用する。</p>				



事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類            (1) 核燃料物質の検査設備            ① 主要な設備の種類            検査設備は、各工程で取り扱う核燃料物質を            検査する分析設備で構成する。また、グローブ            ボックス及びオートポートボックスを設置す            る。</p> <p>検査設備は、燃料加工建屋に収納する。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>(基本設計方針)            第2章 個別項目            7. その他の加工施設            その他の加工施設の非常用設備のうち、火災防護            設備の一部、照明設備、所内電源設備の一部及び通            信連絡設備の一部並びに核燃料物質の検査設備及び            計量設備並びに主要な実験設備並びにその他の主要            な事項のうち、溢水防護設備、警報関連設備、冷却            水設備の一部、給排水衛生設備の一部、空調用設備            の一部、窒素循環関係設備の一部、水素・アルゴン            ガス用設備の一部、その他ガス設備の一部、選別・            保管設備及び荷役設備は、燃料加工建屋に収納する            設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性 を示す。</p> <p>事業変更許可申請書(本 文)の「ハ、(ハ)成型施 設(1)施設の種類」に 示す。</p> <p>次回申請以降に整合性 を示す。</p>	
<p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設            (1)施設の種類の1」に示す。</p> <p>また、分析装置グローブボックスは、標準試            料(核分裂性Pu割合が83%を超えるプルトニ            ウム、ウラン中のウラン-235含有率が1.6%を)            超えるウラン、ウラン-233を含むウランなど)            として、少量の金属プルトニウム、金属ウラン            等を保管する設計とする。</p> <p>核燃料物質の検査設備は、制御第2室にて施            設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行            える設計とする。</p> <p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 分析設備</p> <p>(a) 気送装置</p> <p>i. 設置場所            燃料加工建屋内            個数</p> <p>ii. 1式</p> <p>(b) 受払装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所            分析第2室            個数</p> <p>ii. 1基</p> <p>(c) 受払装置</p> <p>i. 設置場所            分析第2室</p>			

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii. 個数 1 台 (d) 分析装置オープンポートボックス i. 設置場所 分析第2室 ii. 個数 1 式 (e) 分析装置フード i. 設置場所 分析第1室及び分析第2室 ii. 個数 1 式 (f) 分析装置グローブボックス i. 設置場所 分析第1室及び分析第2室 ii. 個数 1 式 (g) 分析装置 i. 設置場所 分析第1室及び分析第2室 ii. 個数 1 式 (h) 分析済液処理装置グローブボックス i. 設置場所 分析第2室及び分析第3室 ii. 個数 1 式 (i) 分析済液処理装置 i. 設置場所 分析第2室及び分析第3室 ii. 個数 1 式 (j) 運搬台車 i. 個数 1 式 b. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1 式</p> <p>核燃料物質の検査設備の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。 ③ 主要な核的制限値 a. 単一ユニット 検査設備の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定する。単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように質量を設定する。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考														
<p>事業変更許可申請書 (本文) 各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="295 1624 438 2060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>アルミニウム含量化度</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット-3</td> <td>60%以下</td> <td>3.5%以下</td> <td>7.50kg・Pu*(註1)</td> </tr> <tr> <td>MOX溶液</td> <td>60%以下</td> <td>—(註2)</td> <td>0.50kg・Pu*(註1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 二重装荷を考慮する場合は2分の1とする。 注2 最適減速条件</p> <p>b. 複数ユニット 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定する。</p> <p>(2) 核燃料物質の計量設備 計量設備は、核燃料物質を計量するため、加工施設内の各施設において核燃料物質の秤量等を行う計量設備で構成し、 <u>燃料加工建屋に収納する。</u></p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p>	形態	設定条件		核的制限値	アルミニウム含量化度	含水率	ペレット-3	60%以下	3.5%以下	7.50kg・Pu*(註1)	MOX溶液	60%以下	—(註2)	0.50kg・Pu*(註1)		<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>7. その他の加工施設 その他の加工施設の非常用設備のうち、火災防護設備の一部、照明設備、所内電源設備の一部及び通信連絡設備の一部並びに核燃料物質の検査設備及び計量設備並びに主要な実験設備並びにその他の主要な事項のうち、溢水防護設備、警報関連設備、冷却水設備の一部、給排水衛生設備の一部、空調用設備の一部、窒素循環関係設備の一部、水素・アルゴンガス用設備の一部、その他ガス設備の一部、選別・保管設備及び荷役設備は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p>	
形態		設定条件			核的制限値													
	アルミニウム含量化度	含水率																
ペレット-3	60%以下	3.5%以下	7.50kg・Pu*(註1)															
MOX溶液	60%以下	—(註2)	0.50kg・Pu*(註1)															

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) その他の主要な事項</p> <p>〔ト. (二)前記「ハ. 加工設備本体の構造及び設備」から「ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備」に掲げる施設に係る溢水防護設備、</p> <p>冷却水設備、給排水衛生設備、空調用冷水設備、空調用蒸気設備、燃料油供給設備、窒素循環用冷却水設備、窒素ガス設備、水素・アルゴン混合ガス設備、アルゴンガス設備、水素ガス設備、非管理区域換気空調設備、荷役設備及び選別・保管設備の構造を以下に示す。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設の主要な設備のほか、MOX燃料加工施設を操業するために必要な設備・機器として、ヘリウムガス設備、酸素ガス設備、圧縮空気供給設備等を設ける。</p>	<p>(二) その他の主要な事項</p> <p>(1) 溢水防護設備 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、MOX燃料加工施設内でト. (二) (1) ① 生ずる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、MOX燃料加工施設内における防水扉及び水密扉、堰、遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.4 その他の主要な事項</p> <p>7.4.1 <u>ト. (二) 溢水防護設備</u></p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、5. 火災等による損傷の防止」、6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のト. (二) は、事業変更許可申請書（本文）のト. (二) と同義であり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>(1) 溢水防護設備 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、MOX燃料加工施設内でト. (二) (1) ① 生ずる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、MOX燃料加工施設内における防水扉及び水密扉、堰、遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(二) その他の主要な事項</p> <p>(1) 溢水防護設備 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、MOX燃料加工施設内でト. (二) (1) ① 生ずる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、MOX燃料加工施設内における防水扉及び水密扉、堰、遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のト. (二) (1) ① 事業変更許可申請書（本文）のト. (二) (1) ① と同義であり整合している。</p> <p>設工認のト. (二) (1) ② 事業変更許可申請書（本文）のト. (二) (1) ② と同義であり整合している。</p>	<p>設工認のト. (二) (1) ① 事業変更許可申請書（本文）のト. (二) (1) ① と同義であり整合している。</p> <p>設工認のト. (二) (1) ② 事業変更許可申請書（本文）のト. (二) (1) ② と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(1) 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁は, 壁, 扉, 堰, 床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより, 溢水防護区画外の溢水に対して, 流入を防止する設計とする。</p> <p>また, 溢水防護対象設備周囲に設置する堰は, 溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は, 発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とすとも</p> <p>に, 基準地震動 S s による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>		

## 別紙 6 - 2

加工施設の事業変更許可申請書（本文七号）との整合性に関する説明書の記載方針について

## 目次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 説明書の構成	1

## 1. 概要

加工施設の事業変更許可申請書(本文七号)との整合性に関する説明書(以下「説明書」という。)は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第16条第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第16条の2第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

説明書は、設計及び工事の計画が加工事業変更許可申請書(以下「事業変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書「本文七号」と設計及び工事の計画のうち、「五 設計及び工事に係わる品質マネジメントシステム」について示す。

なお、設計及び工事の計画において、変更に係わる内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合は、許可に抵触するものではないため、本資料には記載しない。

## 3. 説明書の構成

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書(本文)」、「設工認申請書」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、事業変更許可申請書「本文七号」に記載する順とする。
- (3) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。

MOX燃料加工施設の第1回補正範囲における説明書の記載例を別添-1に示す。



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 目的</p> <p>MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、MOX燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを旨とする。</p>	<p>五. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>別添IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>当社は、再処理事業所MOX燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し維持するための活動を行う仕組みを盒めた加工施設の設計、工事及び検査段階から運転設備に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。</p> <p>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</p> <p>2. 適用範囲・定義</p> <p>2.1 適用範囲</p> <p>設工認品質管理計画は、再処理事業所MOX燃料加工施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</p> <p>2.2 定義</p> <p>設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。</p> <p>2.2.1 加工規則</p> <p>核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)</p> <p>2.2.2 技術基準規則</p> <p>加工施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第六号)をいう。</p> <p>2.2.3 適合性確認対象設備</p> <p>設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文七号)において、設工認申請書の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設工認申請書では、再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定(以下、「保安規定」という。)に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから、整合している。(以下、事業変更許可申請書(本文七号)に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。)</p> <p>設工認申請書の適用範囲は、事業変更許可申請書(本文七号)の適用範囲に示す再処理事業所MOX燃料加工施設の保安活動に包含され、以下を以て整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ニ、品質マネジメントシステム</p> <p>(イ) 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① MOX燃料加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② MOX燃料加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、MOX燃料加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<p>3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設工認におけるグレード分けは、MOX燃料加工施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めているMOX燃料加工施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従いグレード分けを行うことから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考														
	<p>第3.2-1表 MOX燃料加工施設における設備に係るグレード分け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1285 284 1402">品質重要度</th> <th data-bbox="252 759 284 1285">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1285 657 1402">クラス1</td> <td data-bbox="284 759 657 1285">                     (1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備                      (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備                      (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備                      (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 1285 1219 1402">クラス2</td> <td data-bbox="657 759 1219 1285">                     クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備                      (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備                      (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備                      (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備                      (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1285 1410 1402">クラス3</td> <td data-bbox="1219 759 1410 1285">クラス1～2以外の設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.2-2表 MOX燃料加工施設における設計の管理に係るグレード分け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1283 1285 1347 1402">設計開発の適用</th> <th data-bbox="1283 759 1347 1285">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1285 1378 1402">適用</td> <td data-bbox="1347 759 1378 1285">「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1378 1285 1410 1402">適用外</td> <td data-bbox="1378 759 1410 1285">上記以外の設計管理</td> </tr> </tbody> </table>	品質重要度	定義	クラス1	(1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備 (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備 (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備	クラス2	クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備	クラス3	クラス1～2以外の設備	設計開発の適用	対象	適用	「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理	適用外	上記以外の設計管理		
品質重要度	定義																
クラス1	(1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備 (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備 (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備																
クラス2	クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備																
クラス3	クラス1～2以外の設備																
設計開発の適用	対象																
適用	「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理																
適用外	上記以外の設計管理																

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考										
<p>第3.2-3表 MOX燃料加工施設における調達の管理に係るグレード分け</p> <table border="1" data-bbox="225 745 662 1406"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達（許認可申請等に係る解析業務等） 原子力安全に直接影響を与える事項の調達（施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等）</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達（上記Iの設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備（高い耐震性能が要求される設備等を含む。）の運転・保全業務等）</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>上記I及びIIのいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>保安活動に直接関係しない調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1.設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p>	グレード	対象	I	施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達（許認可申請等に係る解析業務等） 原子力安全に直接影響を与える事項の調達（施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等）	II	原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達（上記Iの設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備（高い耐震性能が要求される設備等を含む。）の運転・保全業務等）	III	上記I及びIIのいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達	IV	保安活動に直接関係しない調達	<p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従いグレード分けを行うことから整合している。</p>		
グレード	対象												
I	施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達（許認可申請等に係る解析業務等） 原子力安全に直接影響を与える事項の調達（施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等）												
II	原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達（上記Iの設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備（高い耐震性能が要求される設備等を含む。）の運転・保全業務等）												
III	上記I及びIIのいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達												
IV	保安活動に直接関係しない調達												
<p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>② プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>⑤ プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するた</p>													

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>めの措置を講ずること。</p> <p>⑦ プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。</p> <p>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(ロ) 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>(1) 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>① 品質方針及び品質目標</p> <p>② 品質マニュアル</p> <p>③ 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようになるために、組織が必要と決定した文書</p> <p>④ 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>② 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>④ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>⑤ プロセスの相互の関係</p> <p>(3) 文書の管理</p> <p>① 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>② 組織は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ</p> <p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。</p> <p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理</p> <p>設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い文書及び記録の管理を行うことから整合している。</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>(4) 記録の管理</p> <p>① 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>② 組織は、①の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p>	<p>を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質マネジメントシステムに係る能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録                  使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p>		
<p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ                  社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>(4) ホ、(イ)(1)に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ハ) 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(二) 計画</p> <p>(1) 品質目標</p> <p>① 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>② 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムがニ、(イ)の規定に適合するよう、その実施に当たったの計画が策定されているようにする。</p> <p>② 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム管理責任者 ① 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 管理者 ① 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。 ② 管理者は、①の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的にMOX燃料加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>3.1 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計、工事及び検査並びに調達は、燃料製造事業部、調達室及び安全・品質本部で構成する体制で実施する。 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について責任と権限を持つ。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>③ 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(4) 組織の内部情報の伝達</p> <p>① 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(～) マネジメントレビュー</p> <p>(1) 一般</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(2) マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者の意見</p> <p>③ プロセスの運用状況</p> <p>④ 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>⑪ 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>① 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文七号)</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源  d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善  e. 関係法令の遵守に関する改善  ② 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。  ③ 組織は、①の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>へ. 資源の管理  (イ) 資源の確保  組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。  (1) 要員  (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系  (3) 作業環境  (4) その他必要な資源</p> <p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練  (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。) が実証された者を要員に充てる。  (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。  ① 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。  ② 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。  ③ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。  ④ 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。  a. 品質目標の達成に向けた自らの貢献  b. 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献  c. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性  ⑤ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施  (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画  (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定すると</p>			



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起り得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>(1) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>① 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>② 関係法令</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 個別業務等要求事項の審査</p> <p>① 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>② 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>③ 組織は、①の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じ</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設計申請書 該当事項	整合性	備考
<p>た措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(3) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>設計申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い、設計、工事及び検査に係る組織定めておくことから整合している。</p>	<p>設計申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い、設計、工事及び検査に係る組織定めておくことから整合している。</p>	
<p>(ハ) 設計開発</p> <p>(1) 設計開発計画</p> <p>① 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いているための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>② 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>③ 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>④ 組織は、①により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>設計申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い、設計、工事及び検査に係る組織定めておくことから整合している。</p>	<p>設計申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い、設計、工事及び検査に係る組織定めておくことから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																
<p>第3.2-4表 設工認における設計、工事及び検査の各段階</p>																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">各段階</th> <th style="width: 45%;">保安規定基準マネジメントシステムの計画の対応項目</th> <th style="width: 40%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>設計に係る品質管理の方法</td> <td>適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</td> <td>設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2</td> <td>各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</td> <td>技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出</td> </tr> <tr> <td>3.3.3 (1)*</td> <td>基本設計方針の作成</td> <td>要求事項を満足する基本設計方針の作成</td> </tr> <tr> <td>3.3.3 (2)*</td> <td>適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</td> <td>適合性確認対象設備に必要な設計の実施</td> </tr> <tr> <td>3.3.3 (3)</td> <td>設計のアウトプットに対する検証</td> <td>基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.4*</td> <td>設計における変更</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>3.4.1*</td> <td>設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)</td> <td>設工認を実現するための具体的な設計</td> </tr> <tr> <td>3.4.2</td> <td>具体的な設備の設計に基づく工事の実施</td> <td>適合性確認対象設備の工事の実施</td> </tr> <tr> <td>3.5.1</td> <td>使用前事業者検査での確認事項</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること</td> </tr> <tr> <td>3.5.2</td> <td>使用前事業者検査の計画</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定</td> </tr> <tr> <td>3.5.3</td> <td>検査計画の管理</td> <td>使用前事業者検査を実施する際の工程管理</td> </tr> <tr> <td>3.5.4</td> <td>容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理</td> <td>容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理</td> </tr> <tr> <td>3.5.5</td> <td>使用前事業者検査の実施</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>設工認における調達管理の方法</td> <td>適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table>	各段階	保安規定基準マネジメントシステムの計画の対応項目	概要	3.3	設計に係る品質管理の方法	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	3.3.3 (1)*	基本設計方針の作成	要求事項を満足する基本設計方針の作成	3.3.3 (2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック	3.3.4*	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応	3.4.1*	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	設工認を実現するための具体的な設計	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	適合性確認対象設備の工事の実施	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること	3.5.2	使用前事業者検査の計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定	3.5.3	検査計画の管理	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理	3.5.5	使用前事業者検査の実施	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認	3.6	設工認における調達管理の方法	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理		
各段階	保安規定基準マネジメントシステムの計画の対応項目	概要																																																	
3.3	設計に係る品質管理の方法	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画																																																	
3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化																																																	
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出																																																	
3.3.3 (1)*	基本設計方針の作成	要求事項を満足する基本設計方針の作成																																																	
3.3.3 (2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	適合性確認対象設備に必要な設計の実施																																																	
3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック																																																	
3.3.4*	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応																																																	
3.4.1*	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	設工認を実現するための具体的な設計																																																	
3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	適合性確認対象設備の工事の実施																																																	
3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること																																																	
3.5.2	使用前事業者検査の計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定																																																	
3.5.3	検査計画の管理	使用前事業者検査を実施する際の工程管理																																																	
3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理																																																	
3.5.5	使用前事業者検査の実施	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認																																																	
3.6	設工認における調達管理の方法	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理																																																	
<p>注記 *：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>																																																			



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 設工認申請書の結果に係る情報</p> <p>① 組織は、設工認申請書の結果に係る情報を、設工認申請書に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>② 組織は、設工認申請書の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設工認申請書の結果に係る情報を承認する。</p> <p>③ 組織は、設工認申請書の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設工認申請書に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(4) 設工認申請書レビュー</p> <p>① 組織は、設工認申請書の適切な段階において、設工認申請書に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設工認申請書レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設工認申請書の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設工認申請書に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>② 組織は、設工認申請書レビューに、当該設工認申請書レビューの対象となつていない設工認申請書の段階に関連する部門の代表者及び当該設工認申請書に係る専門家を加はせる。</p> <p>③ 組織は、設工認申請書レビューの結果の記録及び当該設工認申請書レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 基本設計方針の作成(設計1)</p> <p>「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</p> <p>なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達」による解析)及び「手計算による自社解析)について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。</p> <p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査 なお、設計の各段階におけるレビューについては、当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、第3.2-4表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画」の対応項目「ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。))を実施するとともに、記録を管理する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューの記録を管理していることから整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(5) 設計開発の検証</p> <p>① 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>② 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>(6) 設計開発の妥当性確認</p> <p>① 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。</p> <p>② 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>③ 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>(3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「設計」及び「設計」の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>検査要領書の作成においては、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の検証を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の妥当性を確認していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																												
<p>第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点</p> <table border="1" data-bbox="260 792 794 1397"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備要求</td> <td>名称, 取付箇所, 個数, 設置状態, 保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称, 取付箇所, 個数で設置されていることを確認する。</td> <td>外觀検査 取付・外觀検査 状態確認検査</td> </tr> <tr> <td>設計要求</td> <td>材料, 寸法, 耐圧・漏えい等の構造(仕様表)</td> <td>仕様表の記載どおりであることを確認する。</td> <td>材料検査 構造検査 強度検査 外觀検査</td> </tr> <tr> <td>機能要求</td> <td>系統構成, 系統間の接続, 可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> <td>耐圧・漏えい検査 取付・外觀検査 機能・性能検査 状態確認検査 基礎検査</td> </tr> <tr> <td>設備要求</td> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要求事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> <td>内容に応じて, 基礎検査, 設置要求の検査, 機能要求の検査を適用</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設備要求	名称, 取付箇所, 個数, 設置状態, 保管状態	設計要求どおりの名称, 取付箇所, 個数で設置されていることを確認する。	外觀検査 取付・外觀検査 状態確認検査	設計要求	材料, 寸法, 耐圧・漏えい等の構造(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外觀検査	機能要求	系統構成, 系統間の接続, 可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	耐圧・漏えい検査 取付・外觀検査 機能・性能検査 状態確認検査 基礎検査	設備要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。		評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて, 基礎検査, 設置要求の検査, 機能要求の検査を適用	運用	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	<p>3.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じて修正する。</p>	<p>設計認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施することとしていることから整合している。</p>	
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																												
設備要求	名称, 取付箇所, 個数, 設置状態, 保管状態	設計要求どおりの名称, 取付箇所, 個数で設置されていることを確認する。	外觀検査 取付・外觀検査 状態確認検査																												
設計要求	材料, 寸法, 耐圧・漏えい等の構造(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外觀検査																												
機能要求	系統構成, 系統間の接続, 可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	耐圧・漏えい検査 取付・外觀検査 機能・性能検査 状態確認検査 基礎検査																												
設備要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。																													
評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて, 基礎検査, 設置要求の検査, 機能要求の検査を適用																												
運用	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査																												
<p>(7) 設計開発の変更の管理</p> <p>① 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>② 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>③ 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更がMOX燃料加工施設に及ぼす影響の評価(当該MOX燃料加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>④ 組織は、②の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>																															

事業変更許可申請書 (本文七号)	該当事項	整合性	備考
<p>(二) 調達</p> <p>(1) 調達プロセス</p> <p>① 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>② 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>③ 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>④ 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>⑤ 組織は、③の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>⑥ 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後に於けるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（MOX燃料加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>3.6 設工認における調達管理の方法 設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理 (1) 調達文書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書（以下「仕様書」という。）を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照） 調達を主管する箇所の長は、一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。</p> <p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定められた保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般産業用工業品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等の施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 調達物品等要求事項</p> <p>① 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>② 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。</p> <p>③ 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供することに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>④ 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(3) 調達物品等の検証</p> <p>① 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>② 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>設工認申請書の調達管理</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.6.4 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持す</p>	<p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い仕様書を作成していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 個別業務の管理</p> <p>(1) 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適するよう実施する。</p> <p>① MOX燃料加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>⑤ チ、(ロ)(3)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>るための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するため、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するため、に必要な工事を以下のとおり実施する。</p> <p>また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>施設の管理に係る箇所の長は、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対し、劣化事象を考慮した保全計画、保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該MOX燃料加工施設が健全に維持されていることを評価する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>① 実設備の仕様の適合性確認 ② 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定められている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることと整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p> <p>3.5.2 使用前事業者検査の計画          検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5.1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認規点及び主な検査項目を基に計画する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用事前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理          検査の工程管理に係る箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。</p> <p>3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理          容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</p> <p>また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工場に提出させ、それを筆査、承認し、必要な管理を実施する。</p>		

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>① 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、<u>それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合</u>（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、<u>妥当性確認を行う。</u></p> <p>② 組織は、①のプロセスが<u>個別業務計画に定めた結果を得ることができ</u>ことを、<u>①の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>③ 組織は、<u>妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>④ 組織は、①の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を<u>明確にする。</u></p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、<u>検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>使用前事業者検査は、<u>組織的独立を確保して実施する。</u></p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の体制は、<u>検査要領書で明確にする。</u></p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u></p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、<u>代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</u></p> <p>検査要領書の作成においては、<u>設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。</u></p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、<u>検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</u></p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目
設備要求	名称、取付箇所、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、設置状態、保管状態を確認する。	外観検査 取付・外観検査 状態確認検査
設備要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外観検査
設備要求	系統構成、系統履歴、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	寸法検査 取付・外観検査 機能、性能検査 状態確認検査
設備要求	上記以外の所要の機能要件事項	目的とする機能・性能が実現できることを確認する。	状態確認検査
設備要求	解析書のインプラン条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、状態確認、設置要求の検査、機能要求の検査を適用
運用要求	手順確認	(保安規定)手順確認されていることを確認する。	状態確認検査

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>① 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>② 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(4) 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 調達物品の管理</p> <p>① 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>(～) 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の表証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準間で追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p>	<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(2) 機器、弁及び配管等の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。</p> <p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計測器の管理</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。</p>	<p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、識別管理を実施することとして、整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、監視測定のための設備の管理を実施していることから、整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>チ. 評価及び改善</p> <p>(イ) 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>(ロ) 監視測定</p> <p>(1) 組織の外部の者の意見</p> <p>① 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>② 組織は、①の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>(2) 内部監査</p> <p>① 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>    a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>    b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>② 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>③ 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>④ 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>⑤ 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>⑥ 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。</p> <p>⑦ 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>⑧ 組織は、不適合が発見された場合には、⑦の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(3) プロセスの監視測定</p> <p>① 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>② 組織は、①の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>③ 組織は、①の方法により、プロセスがホ. (ニ)(2)①及びト. (イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>④ 組織は、①の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤ 組織は、ホ. (ニ)(2)①及びト. (イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(4) 機器等の検査等</p> <p>① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等)を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p>	<p>設工認申請書では、<u>事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、使用前事業者検査の記録を管理していることから整合している。</u></p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施  <u>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保  <u>使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</u></p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制  <u>使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</u></p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成  <u>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u></p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。          検査要領書の作成においては、設置から長期間経過している既</p>		



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>(ハ) 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務等を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(ニ) データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p>	<p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p>	<p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。</p>	<p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い不適合管理を実施していることから整合している。</p>

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(ホ) 改善</p> <p>(1) 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(2) 是正処置等</p> <p>① 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>③ 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 未然防止処置</p> <p>① 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</li> <li>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</li> <li>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</li> <li>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</li> <li>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</li> </ul> <p>② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>			

令和4年9月15日 R4

## 別紙7

添付図面の記載方針について

## 目 次

1. 概要 .....	1
2. 記載方針 .....	1

添付－1 構内配置図の記載例

添付－2 平面図及び断面図の記載例

添付－3 系統図の記載例

添付－4 配置図の記載例

添付－5 構造図の記載例



## 1. 概要

本資料は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の設工認申請書のうち、添付図面の記載方針について示すものである。

添付図面は、技術上の基準に適合していることを説明するために、構内配置図、平面図及び断面図、系統図、配置図、構造図を作成対象範囲とする。

上記のうち、再処理施設及びMOX燃料加工施設の第1回申請に係る添付図面として、構内配置図、平面図及び断面図、系統図、配置図、構造図について説明する。

## 2. 記載方針

### 2.1 第1回申請に係る添付図面の記載方針

#### 2.1.1 構内配置図

- (1) 構内配置図は、「工場又は事業所の概要を明示した地形図」及び「主要設備の配置の状況を明示した平面図」で構成する。
- (2) 工場又は事業所の概要を明示した地形図は、再処理施設（又はMOX燃料加工施設）を設置する敷地の概要として、再処理事業所敷地付近の概要を示す。
- (3) 主要設備の配置の状況を明示した平面図は、再処理施設（又はMOX燃料加工施設）における主要設備の配置として、再処理事業所敷地内における建物・構築物及び屋外機器の配置を示す。

#### 2.1.2 平面図及び断面図（MOX燃料加工施設のみ）

- (1) 平面図及び断面図は、建屋各階の平面図並びに建屋を南北方向及び東西方向から見た場合の断面図で構成する。
- (2) 平面図及び断面図は、建屋の仕様表に記載する主要寸法を建屋構造とともに示すとともに、遮蔽設備の配置情報、遮蔽設備のうち壁・床の主要寸法を示す。（遮蔽扉及び遮蔽蓋の主要寸法は、構造図において示す。）
- (3) 第1回申請においては、燃料加工建屋、建屋遮蔽、遮蔽扉及び遮蔽蓋の配置、建屋遮蔽の主要寸法を示すとともに、主要寸法に対する公差表を添付する。

また、燃料加工建屋の平面図には、屋外からの溢水を踏まえ、床面高さ(T.M.S.L.)を記載し、地表面(T.M.S.L. 55.00m)からの高さがわかるようにしている。

#### 2.1.3 系統図（再処理施設のみ）

- (1) 系統図は、配管の系統図、換気系統図、計測制御系統図、単線結線図等で構成する。
- (2) 系統図は、仕様表の主配管の系統構成（from - to）及び配置や電気／計装／放管関係の系統構成等を示すことを目的としている。

(3) 第1回申請においては、安全冷却水系の冷却塔周りの主配管（供給又は戻りヘッダー分岐点まで）の系統及び配置を示すとともに、別紙に仕様表主配管の名称・仕様と系統図上の配管番号との対応関係を示す表を添付する。

#### 2.1.4 配置図（MOX燃料加工施設のみ）

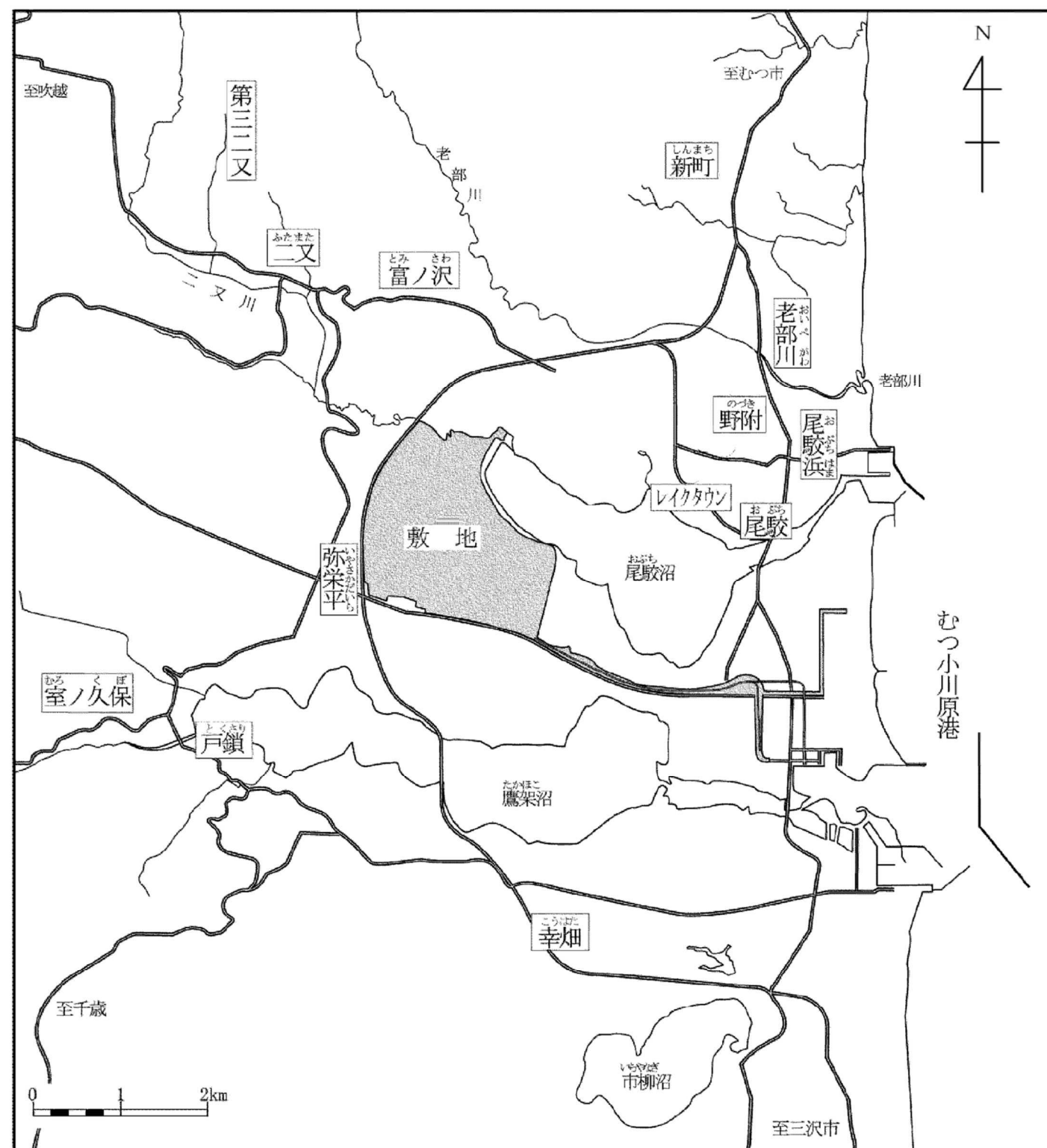
- (1) 配置図は、機器の配置を明示した図面で構成する。
- (2) 配置図は、仕様表の機器の配置情報を示すことを目的としている。
- (3) 第1回申請においては火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）の配置を示す。また、火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）については、構造図を添付しないため、配置図において仕様表に記載している主要寸法の情報を併せて示すとともに、別紙に主要寸法の公差表を添付する。

#### 2.1.5 構造図

- (1) 構造図は、機器の構造図で構成する。
- (2) 構造図は、仕様表に記載の主要寸法を構造とともに示すことを目的としている。
- (3) 第1回申請においては、再処理施設については安全冷却水系冷却塔及び飛来物防護ネットの構造と主要寸法、MOX燃料加工施設については遮蔽扉及び遮蔽蓋の構造と主要寸法を示すとともに、別紙に主要寸法の公差表を添付する。

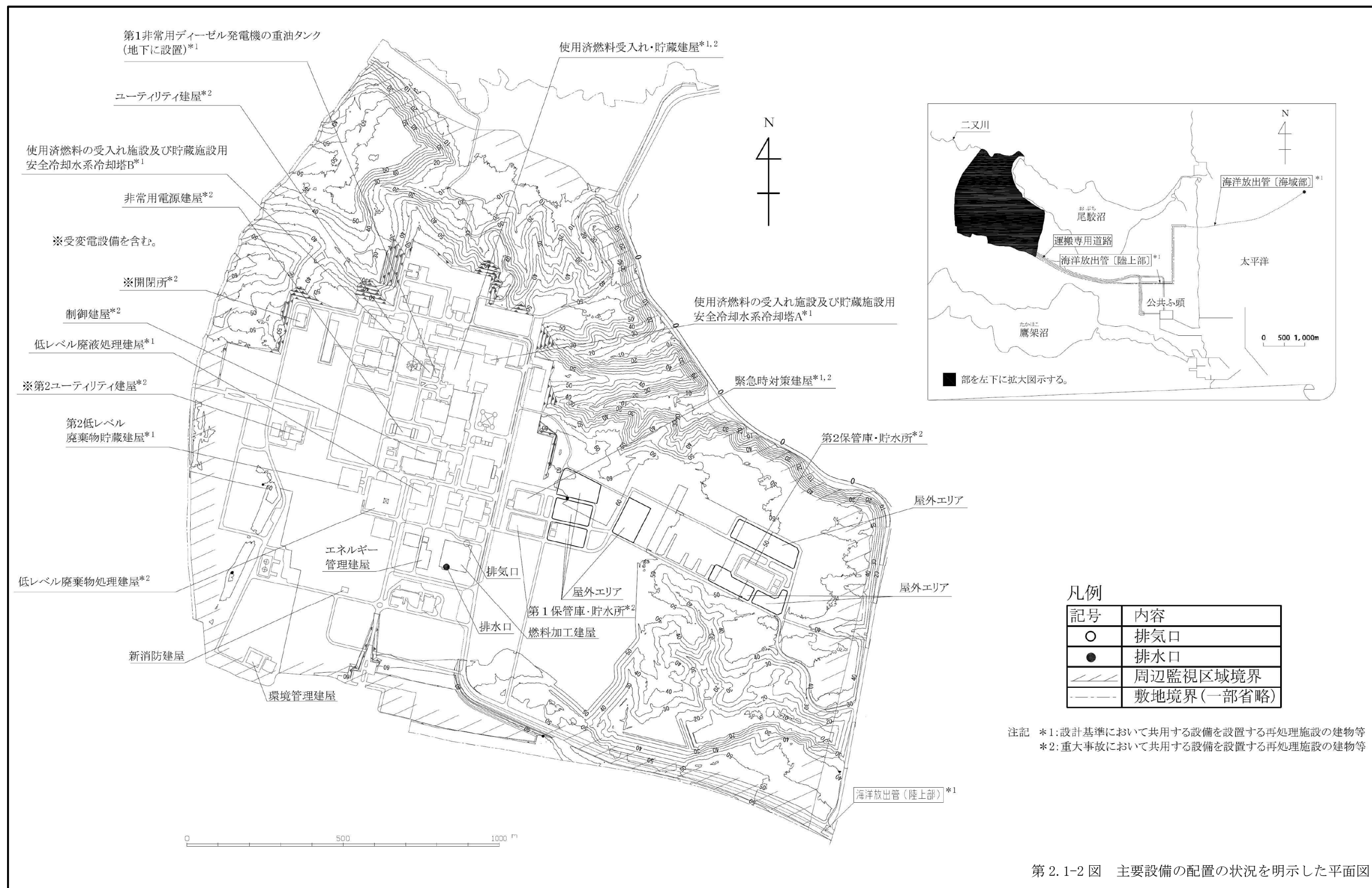
上記を踏まえた添付図面の記載例を添付－1から添付－5に示す。

以 上



構内配置図は再処理施設及び MOX 燃料加工施設ともに同様の記載となることから、MOX 燃料加工施設のものを例示として添付

第 2.1-1 図 工場又は事業所の概要を明示した地形図

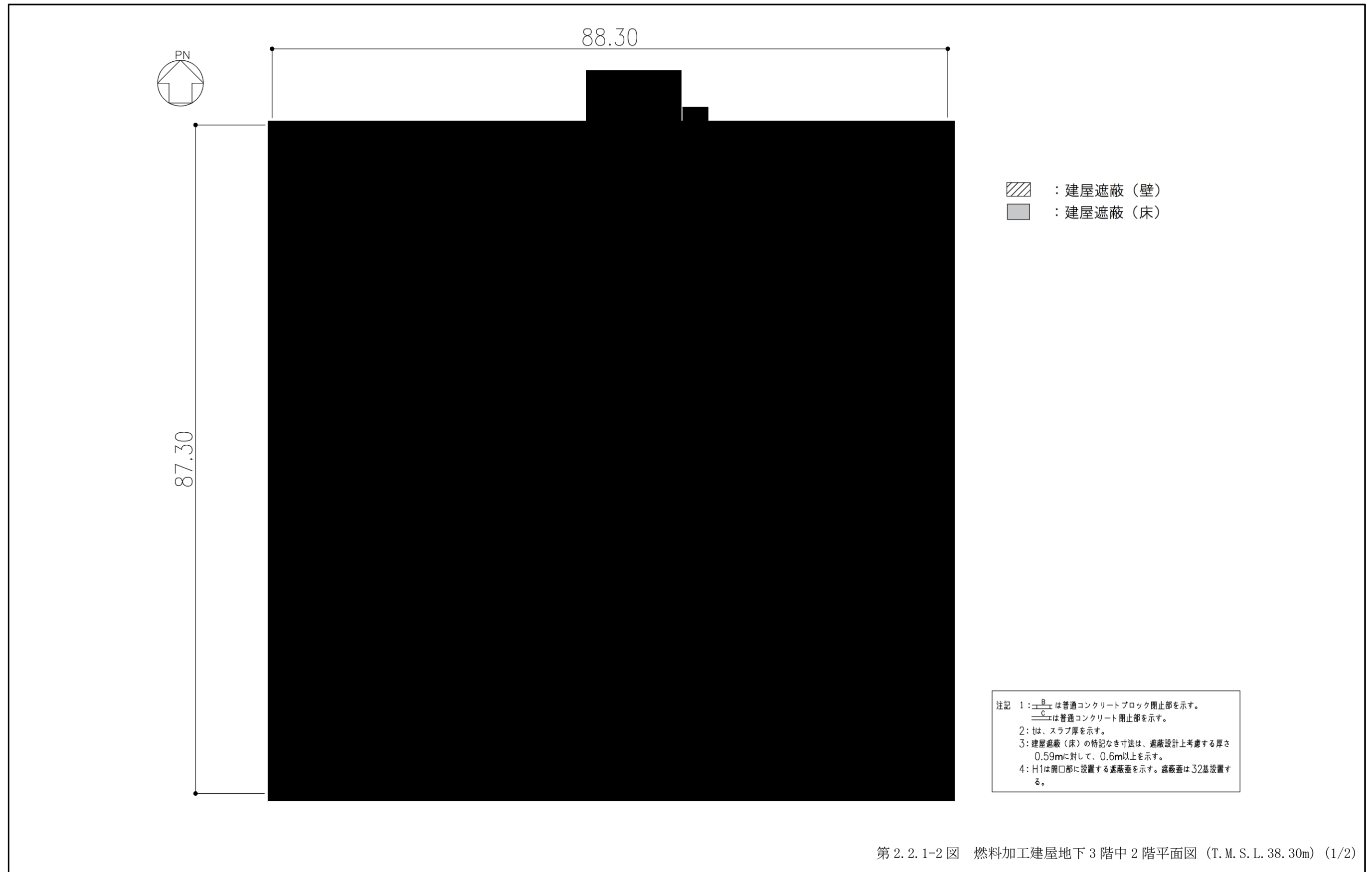






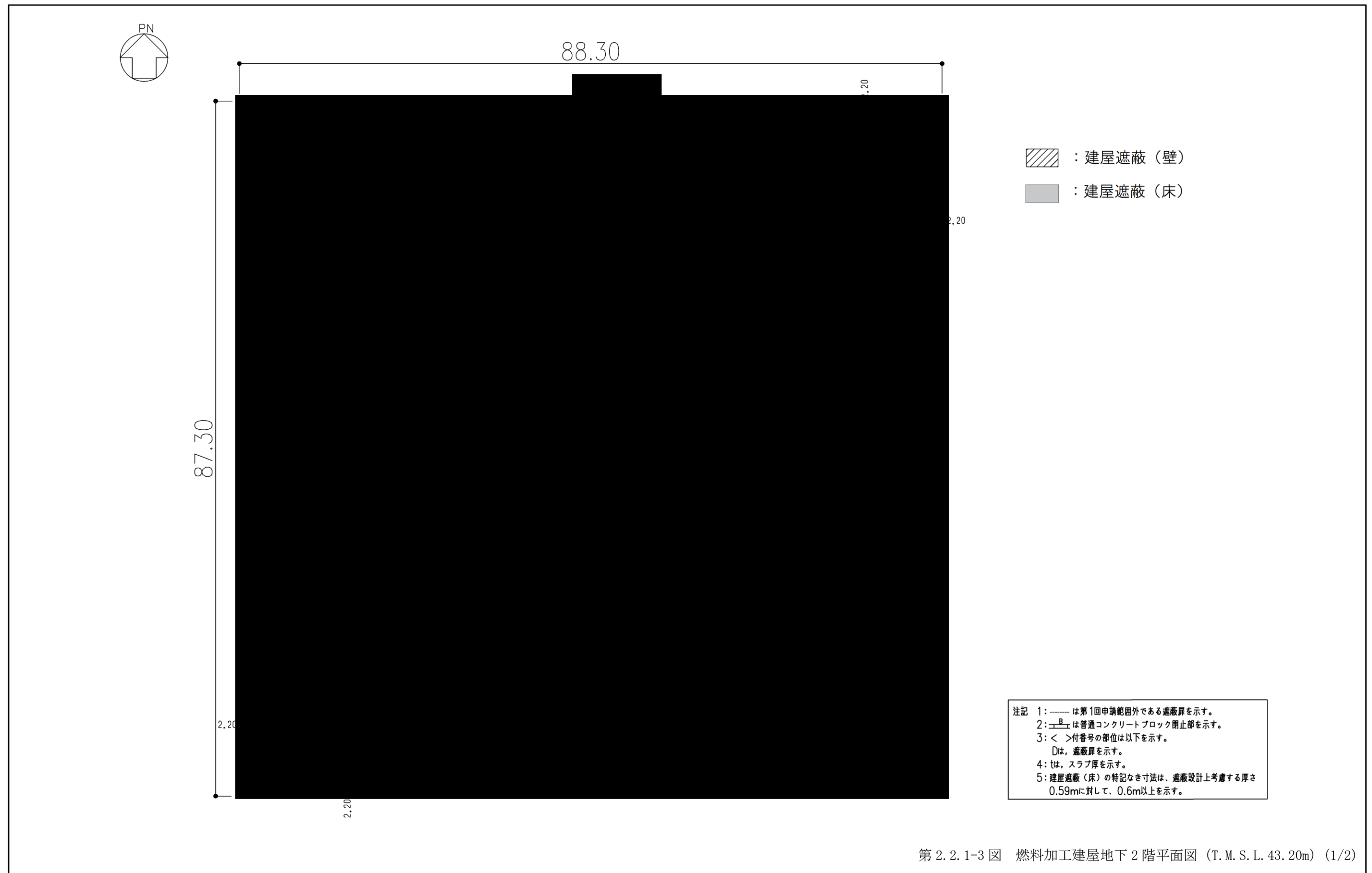
部屋番号	部屋名称	部屋番号	部屋名称	部屋番号	部屋名称
101	原料受払室前室	121	粉末調整第4室	141	添加剤準備室
102	原料受払室	122	現場監視第2室	149	南エレベータ
103	貯蔵容器一時保管室	123	粉末調整室前室	150	地下3階南第1ダクト・配管室
104	貯蔵容器受入第2室	124	現場監視第1室	151	南第2附室
105	北第1制御盤室	125	粉末調整第5室	152	南第2階段室
106	北エレベータ	126	ペレット加工第1室	153	北第3制御盤室
107	地下3階北第1ダクト室	127	ペレット加工第2室	154	地下3階北第2電気配線室
108	粉末調整第1室	128	ペレット加工室前室	155	地下3階便所
109	点検第1室	129	点検第2室	156	ダンパ駆動用ポンベ第1室
110	粉末一時保管室	130	地下3階廊下	157	北第1階段室
111	粉末調整第6室	131	北第2附室	158	北第1附室
112	点検第3室	132	北第2階段室	159	常用電気第2室
113	ペレット・スクラップ貯蔵室	133	ダンパ駆動用ポンベ第2室	160	液体廃棄物処理第1室
114	点検第4室	134	地下3階北第1電気配線室	161	液体廃棄物処理第2室
115	粉末調整第2室	135	北第2制御盤室	162	液体廃棄物処理室前室
116	ペレット加工第4室	136	南第2制御盤室	163	床ドレン回収槽第1室
117	粉末調整第3室	137	南第1制御盤室	164	液体廃棄物処理第3室
118	粉末調整第7室	138	南第1附室	165	床ドレン回収槽第2室
119	ペレット一時保管室	139	南第1階段室	166	メンテナンス室
120	ペレット加工第3室	140	地下3階南第1電気配線室		

第2.2.1-1図 燃料加工建屋地下3階平面図 (T.M.S.L. 35.00m) (2/2)



部屋番号	部屋名称
201	貯蔵容器搬送用洞道
202	貯蔵容器受入第 1 室
203	貯蔵容器受入第 1 室前室
204	制御第 1 室
205	地下 3 階中 2 階廊下
206	北第 2 附室
207	地下 3 階中 2 階南第 2 ダクト・配管室

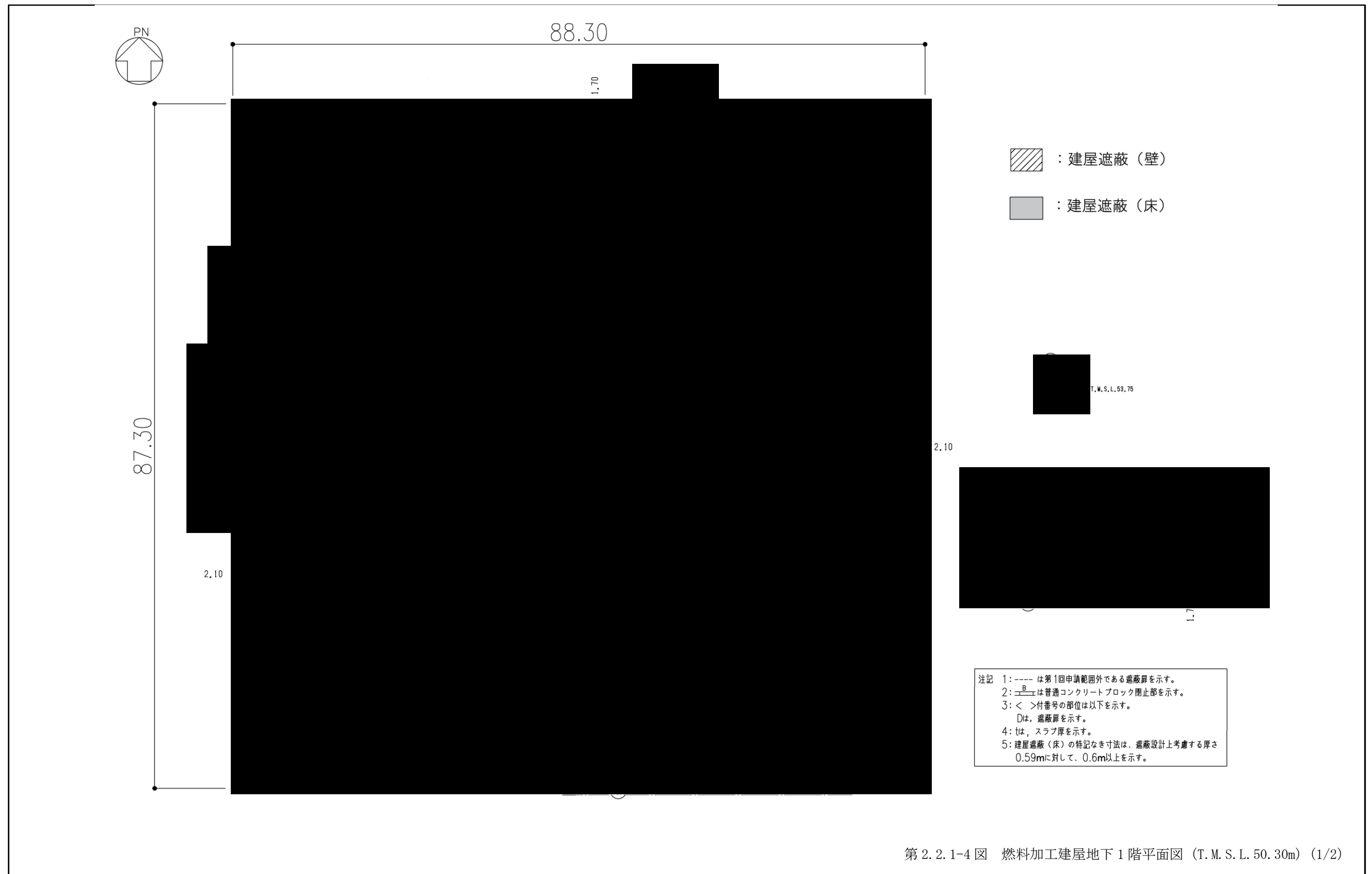
第 2. 2. 1-2 図 燃料加工建屋地下 3 階中 2 階平面図 (T.M.S.L. 38.30m) (2/2)



部屋番号	部屋名称	部屋番号	部屋名称
301	分析室前室	325	燃料集合体洗浄検査室
302	分析第 1 室	326	燃料集合体組立第 2 室
303	分析データ管理第 1 室	327	燃料集合体組立第 1 室
304	顕微鏡室	328	制御第 5 室
305	試薬準備室	329	燃料集合体部材準備室
306	制御第 2 室	330	燃料棒受入室
307	ペレット立会室	331	地下 2 階廊下
308	北第 4 制御盤室	332	北第 2 附室
309	燃料棒加工室前室	333	地下 2 階北第 2 ダクト・配管室
310	制御第 3 室	334	地下 2 階北第 1 電気配線室
311	地下 2 階北第 1 ダクト室	335	北第 8 制御盤室
312	燃料棒解体室	336	北第 5 制御盤室
313	分析第 2 室	337	常用無停電電源第 1 室
314	燃料棒加工第 1 室	338	南第 1 附室
315	燃料棒加工第 2 室	339	地下 2 階南第 1 電気配線室
316	燃料棒貯蔵室	340	地下 2 階南第 1 ダクト・配管室
317	ウラン粉末準備室	341	南第 2 附室
318	ウラン粉末準備室前室	342	南第 3 制御盤室
319	スクラップ処理室	343	地下 2 階便所
321	分析第 3 室	344	地下 2 階北第 2 電気配線室
322	燃料棒加工第 3 室	345	地下 2 階北第 1 配管室
323	スクラップ処理室前室	346	地下 2 階北第 1 ダクト・配管室
324	制御第 4 室	347	北第 1 附室

第 2. 2. 1-3 図 燃料加工建屋地下 2 階平面図 (T. M. S. L. 43. 20m) (2/2)





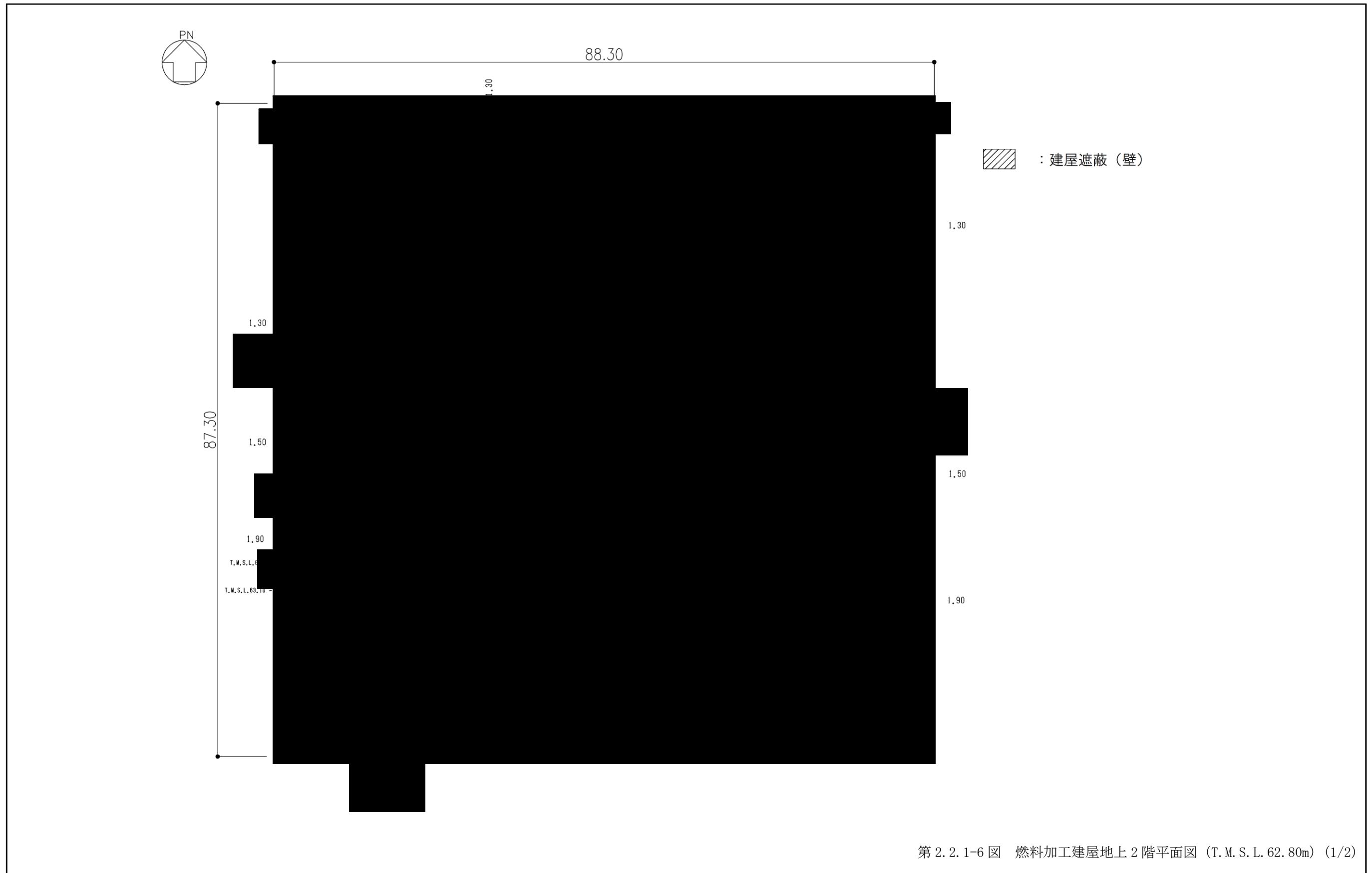
部屋番号	部屋名称	部屋番号	部屋名称
401	排気サンプルラック室	426	地下1階北第1電気配線室
402	サンプリングポンプユニット室	427	地下1階北第1備品庫
403	冷却機械室	428	窒素消火設備第1室
404	排風機室	429	地下1階南第2ダクト・配管室
405	NDA測定室	430	廃油保管室
406	排気フィルタ第1室	431	南第1附室
407	廃棄物保管第1室	432	地下1階南第1電気配線室
408	廃棄物データ管理室	433	地下1階南第1備品庫
409	排気フィルタ第2室	434	地下1階南第1ダクト・配管室
410	ウラン貯蔵室	435	南第2附室
411	排気フィルタ第3室	436	溶接施行試験室
412	常用無停電電源第2室	437	金相試験室
413	燃料集合体組立クレーン室	438	北第6制御盤室
414	選別作業室	439	非常用配管室
415	選別作業室前室	440	地下1階北第2電気配線室
416	廃棄物用資機材室	441	地下1階北第1配管室
417	制御第6室	442	地下1階北第1ダクト・配管室
418	梱包準備室	443	北第1附室
419	梱包室	444	オイルタンク室
420	リフト室	445	非常用発電機燃料ポンプ室
421	南第1ダクト室	446	非常用発電機燃料ポンプ階段室
422	燃料集合体貯蔵室	447	集合排気ダクト室
423	地下1階廊下	448	ダンパ駆動用ポンベ第3室
424	北第2附室	449	査察機材保管室
425	地下1階北第2ダクト・配管室	450	北第7制御盤室

第2.2.1-4図 燃料加工建屋地下1階平面図 (T.M.S.L. 50.30m) (2/2)



部屋番号	部屋名称	部屋番号	部屋名称	部屋番号	部屋名称
501	北第 1 附室	529	放射線管理室	565	南エレベータホール前室
503	放管試料前処理室	530	アテンダントポイント	566	入出庫室
504	放射能測定室	531	出入管理室	567	地上 1 階南第 1 備品庫
505	放射能測定室前室	532	地上 1 階北第 2 備品庫	568	輸送容器検査室
507	放射線管理用機材保管室	533	地上 1 階北第 1 電気配線室	569	輸送容器保管室
508	地上 1 階東西第 1 廊下	534	地上 1 階北第 3 電気配線室	570	ダクト点検室
509	地上 1 階北第 1 備品庫	535	非常用発電機 B 室	571	地上 1 階南第 1 ダクト・配管室
510	北第 2 附室	536	非常用発電機 B 制御盤室	572	地上 1 階南エレベータホール
511	地上 1 階北第 1 ダクト・配管室	537	非常用電気 B 室	573	地上 1 階南第 3 ダクト・配管室
512	地上 1 階廊下	538	非常用蓄電池 B 室	574	貯蔵梱包クレーン室
513	二酸化炭素消火設備第 1 室	539	休憩室	575	南第 1 附室 下
514	非常用電気 A 室	541	男子第 1 便所・シャワー室	576	南第 1 附室 上
515	二酸化炭素消火設備第 2 室	545	警備室	577	北第 3 階段室前室
516	現場放射線管理室	551	南第 3 階段室	578	北第 3 階段室
517	除染室	552	混合ガス受槽室	579	計算機室
518	汚染検査室	553	混合ガス計装ラック室	580	非常用蓄電池 E 室
519	靴配備室	554	暗室	581	非常用電気 E 室
520	退域室	555	現像室	582	非常用制御盤 A 室
521	入域室	556	地上 1 階東西第 2 廊下	583	非常用制御盤 B 室
522	中央監視室	557	洗濯物保管室	584	北第 4 階段室前室
524	地上 1 階北第 2 ダクト室	559	女子便所・更衣室	585	北第 4 階段室
525	地上 1 階北第 3 ダクト室	561	立会官更衣室	586	風除室
526	非常用発電機 A 室	562	地上 1 階東西第 3 廊下	587	玄関
527	非常用発電機 A 制御盤室	563	南第 2 附室	595	窒素消火設備第 2 室
528	非常用蓄電池 A 室	564	入出庫室前室		

第 2. 2. 1-5 図 燃料加工建屋地上 1 階平面図 (T. M. S. L. 56. 80m) (2/2)





部屋番号	部屋名称
601	地上 2 階北第 1 ダクト・配管室
602	熱源機械室
603	給気機械・フィルタ室
604	非常用発電機給気機械 A 室
605	非常用発電機給気機械 B 室
606	廃棄物保管第 2 室
607	地上 2 階東西廊下
609	固体廃棄物払出準備室
610	常用電気第 1 室
611	南第 4 制御盤室
612	北第 3 階段室前室
613	北第 4 階段室前室
614	南第 2 附室
615	荷卸室
616	荷卸室前室
617	地上 2 階南第 1 ダクト・配管室
618	地上 2 階南エレベータホール
619	設備搬入口前室

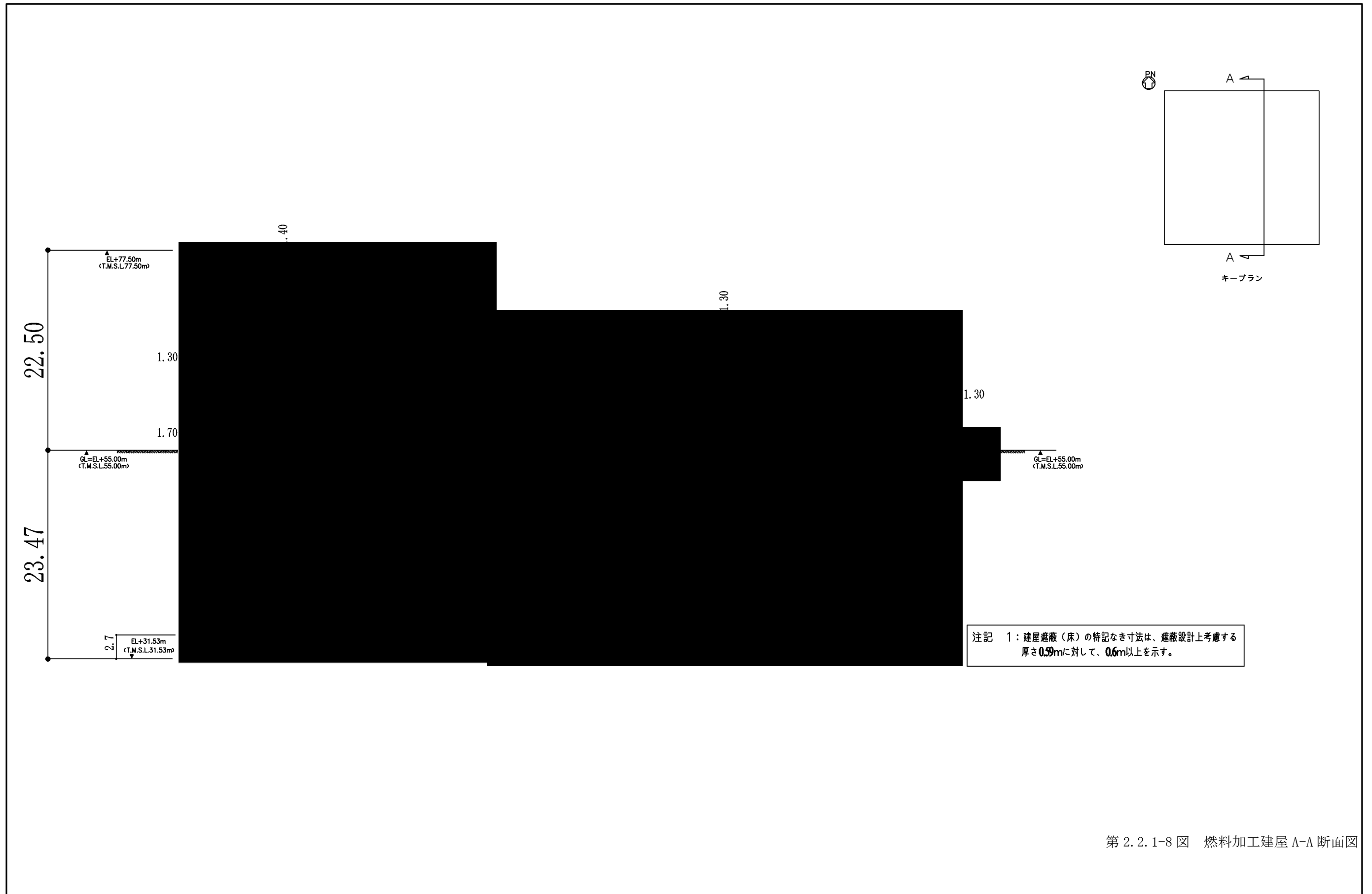
第 2.2.1-6 図 燃料加工建屋地上 2 階平面図 (T.M.S.L. 62.80m) (2/2)



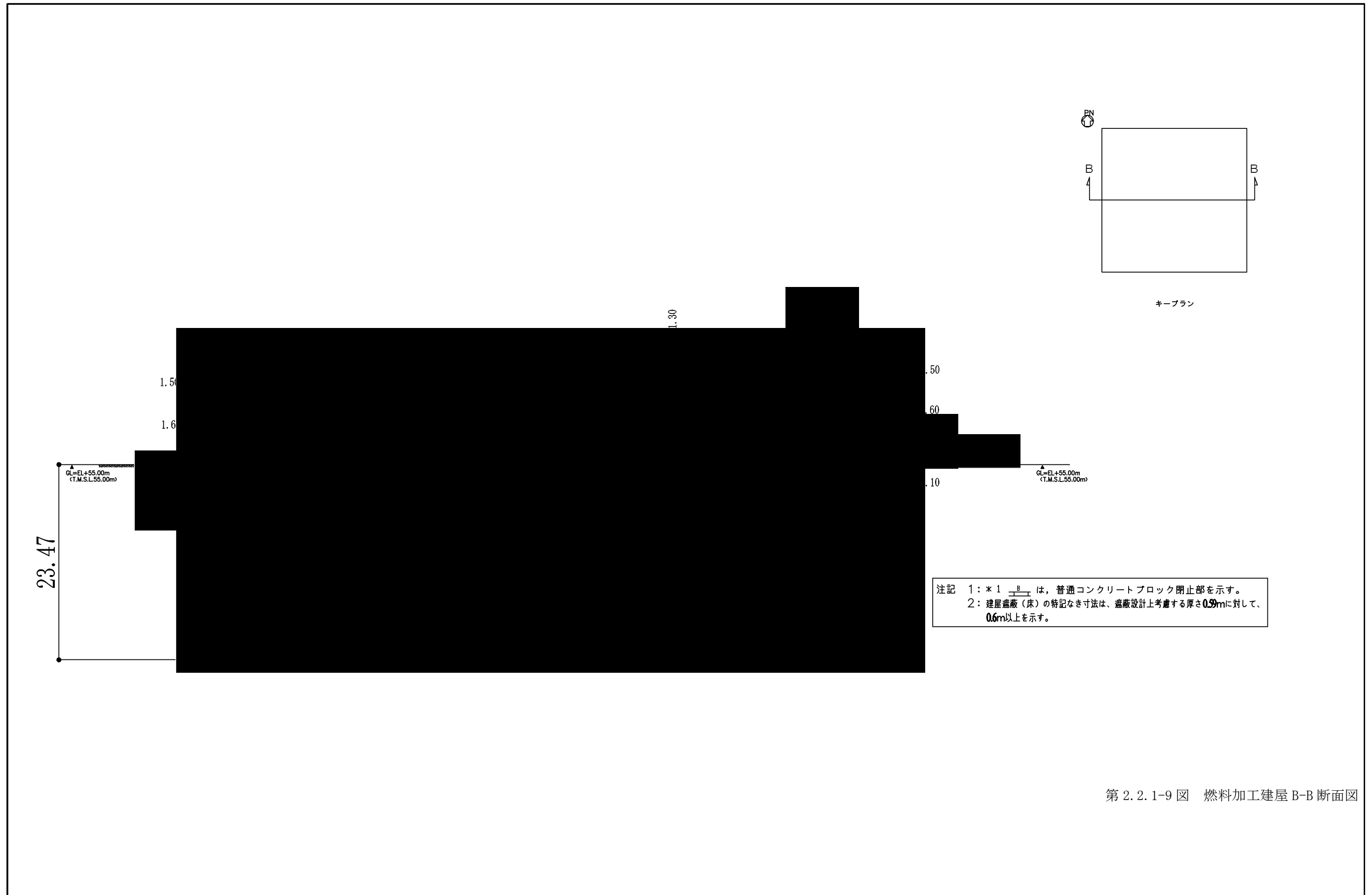
第 2. 2. 1-7 図 燃料加工建屋塔屋階平面図 (T. M. S. L. 70. 20m) (1/2)

部屋番号	部屋名称
701	ダクト室
702	南第2 附室
703	南エレベータ機械室

第 2. 2. 1-7 図 燃料加工建屋塔屋階平面図 (T. M. S. L. 70. 20m) (2/2)

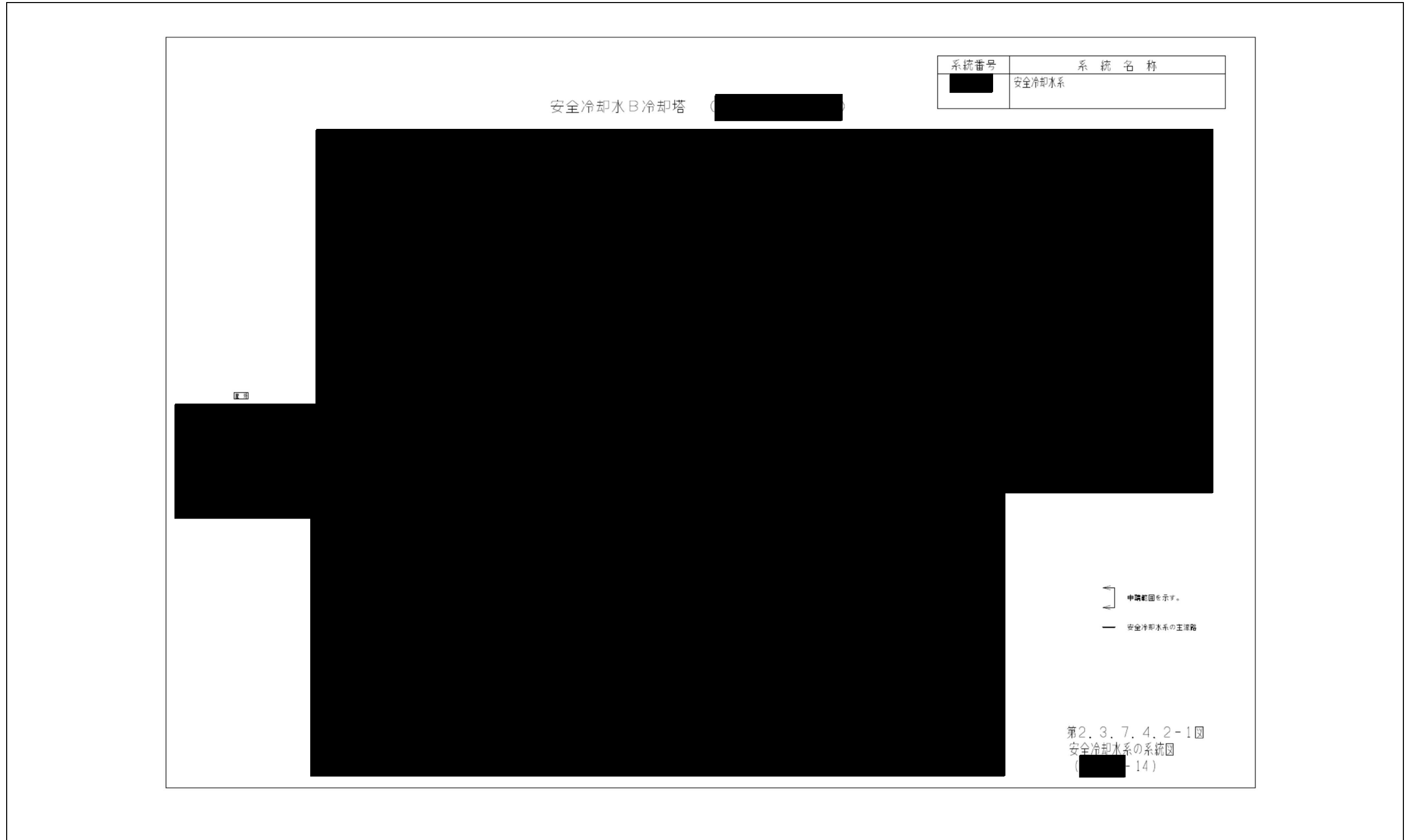


第 2.2.1-8 図 燃料加工建屋 A-A 断面図



第 2.2.1-9 図 燃料加工建屋 B-B 断面図





第2.3.7.4.2-1図 安全冷却水系の系統図 別紙  
主配管

名称	最高 使用 圧力 (MPa)	最高 使用 温度 (℃)	外径* <sup>1</sup> (mm)	厚さ* <sup>1</sup> (mm)	材料	配管番号* <sup>3</sup>
安全冷却水系 *2 安全冷却水冷却塔 ~ 安全冷却水冷却塔 供給ヘッダー合流 点						

名称	最高 使用 圧力 (MPa)	最高 使用 温度 (℃)	外径* <sup>1</sup> (mm)	厚さ* <sup>1</sup> (mm)	材料	配管番号* <sup>3</sup>
安全冷却水系 *2 安全冷却水冷却塔 ~ 安全冷却水冷却塔 供給ヘッダー合流 点						

名称	最高 使用 圧力 (MPa)	最高 使用 温度 (℃)	外径* <sup>1</sup> (mm)	厚さ* <sup>1</sup> (mm)	材料	配管番号* <sup>3</sup>
安全冷却水系 * <sup>2</sup> 安全冷却水冷却塔 ～ 安全冷却水冷却塔 供給ヘッダー合流 点						

名称	最高 使用 圧力 (MPa)	最高 使用 温度 (℃)	外径* <sup>1</sup> (mm)	厚さ* <sup>1</sup> (mm)	材料	配管番号* <sup>3</sup>
安全冷却水系 * <sup>2</sup> 安全冷却水冷却塔 戻りヘッダー分岐 点 ～ 安全冷却水冷却塔						

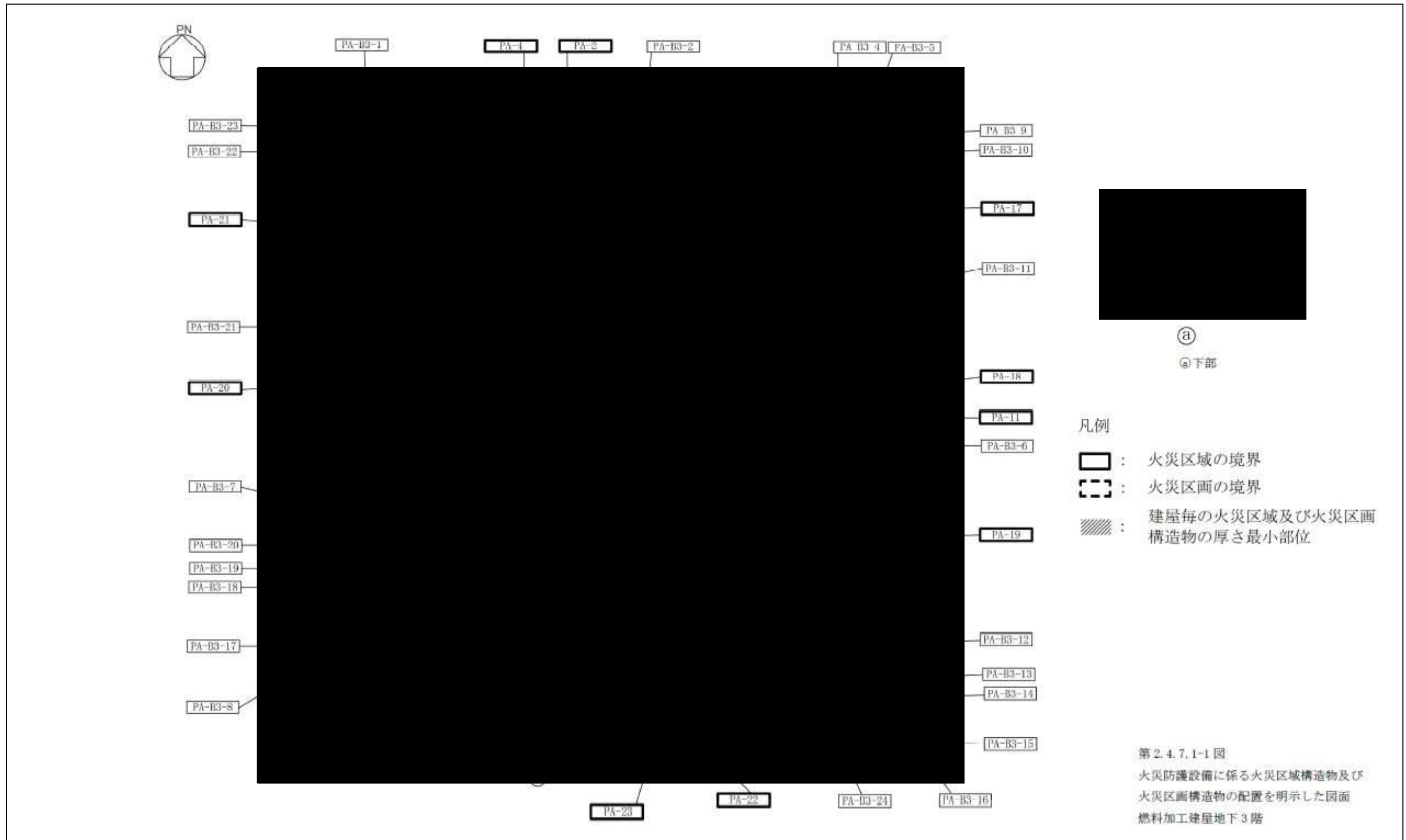
名称	最高 使用 圧力 (MPa)	最高 使用 温度 (℃)	外径* <sup>1</sup> (mm)	厚さ* <sup>1</sup> (mm)	材料	配管番号* <sup>3</sup>
* <sup>2</sup> 安全冷却水冷却塔 ■■■■■ 戻りヘッダー分岐 点 ~ 安全冷却水冷却塔 ■■■■■						

名称	最高 使用 圧力 (MPa)	最高 使用 温度 (℃)	外径* <sup>1</sup> (mm)	厚さ* <sup>1</sup> (mm)	材料	配管番号* <sup>3</sup>
* <sup>2</sup> 安全冷却水冷却塔 ■■■■■ 戻りヘッダー分岐 点 ~ 安全冷却水冷却塔 ■■■■■						

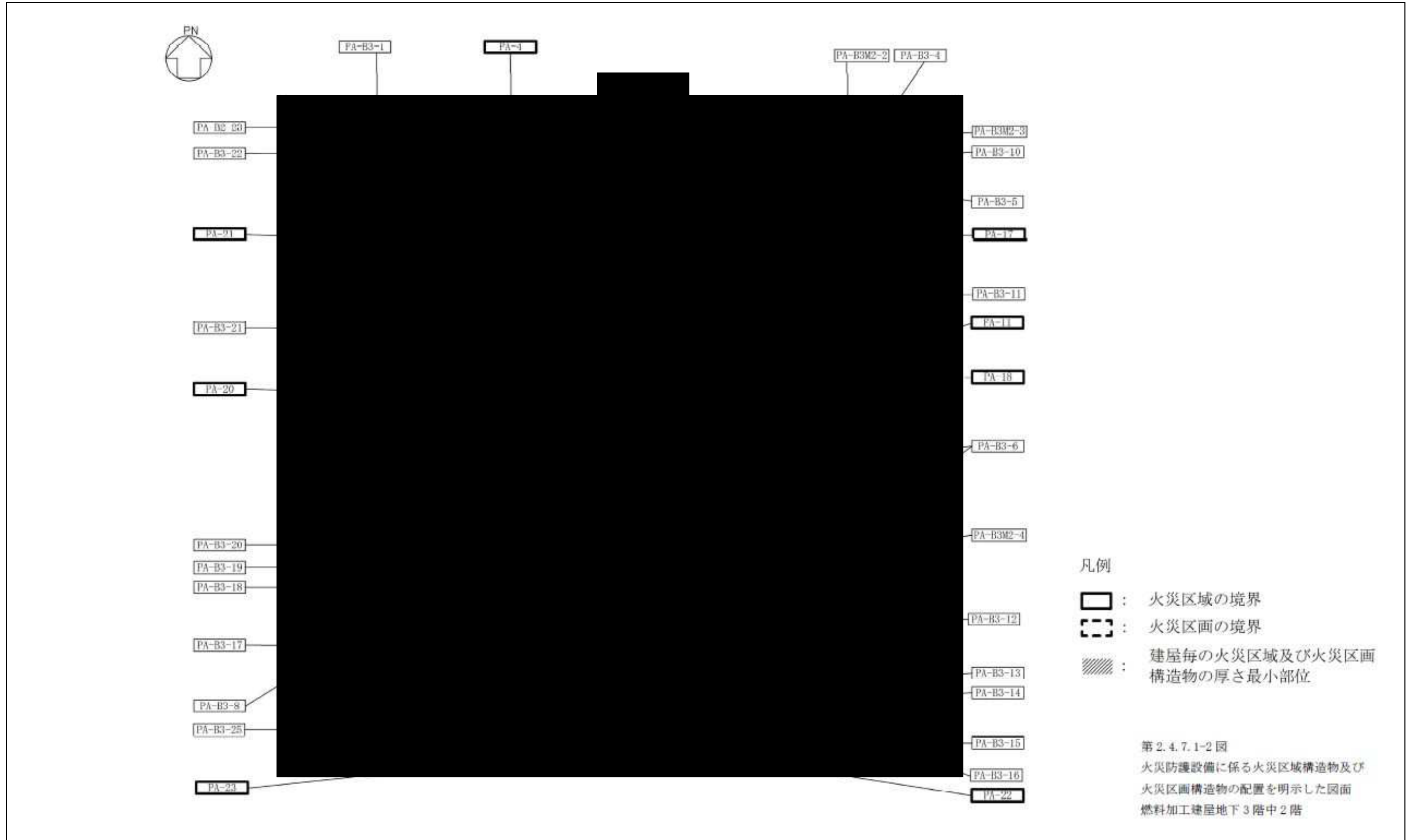
注記 \*<sup>1</sup>：主要寸法は、設工認申請書記載の公称値を示す。

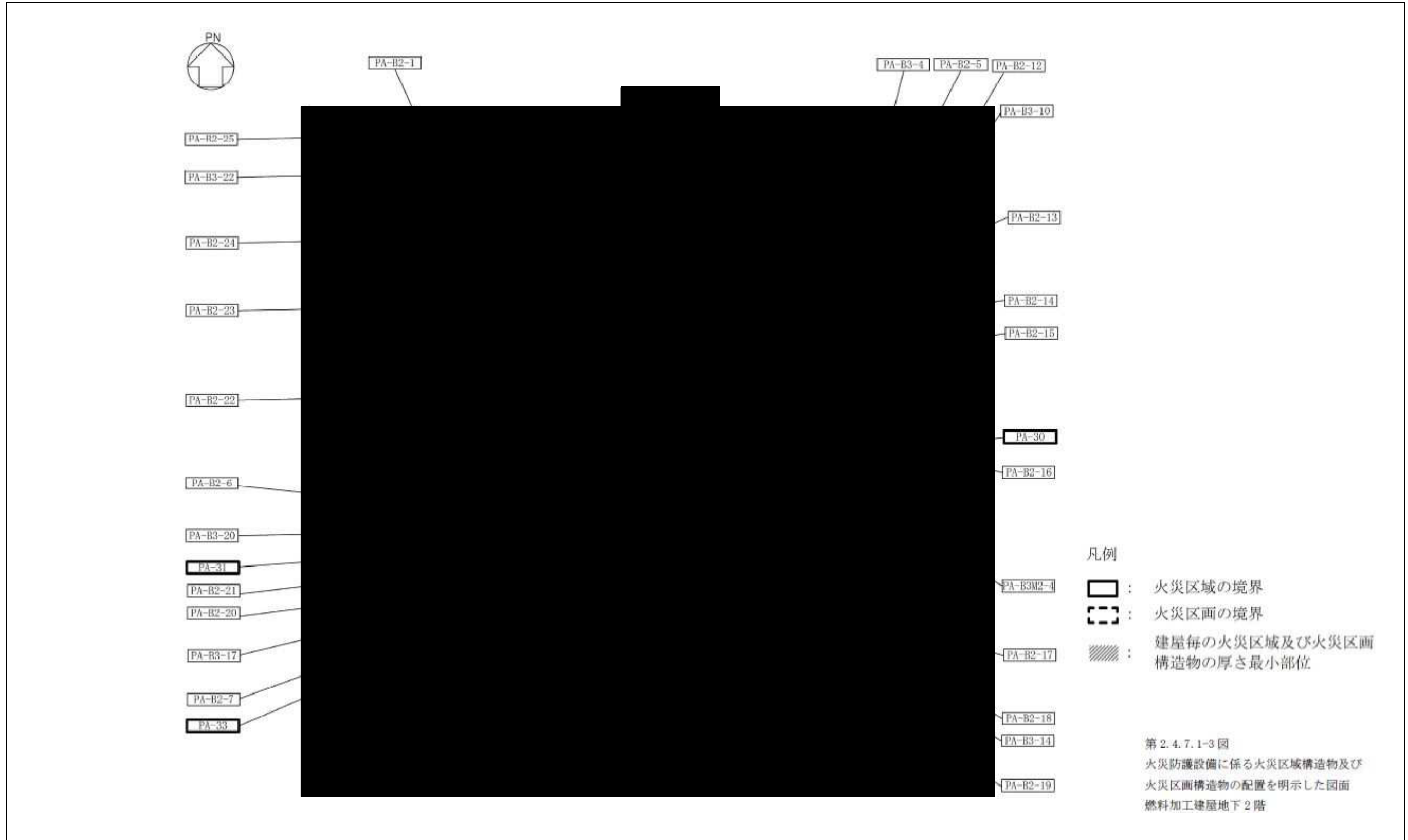
\*<sup>2</sup>：記載の適正化を行う。既設工認には「安全冷却水B冷却塔まわり配管 ■■■■■」と記載。

\*<sup>3</sup>：第2.3.7.4.2-1図 安全冷却水系の系統図に記載の配管番号を示す。

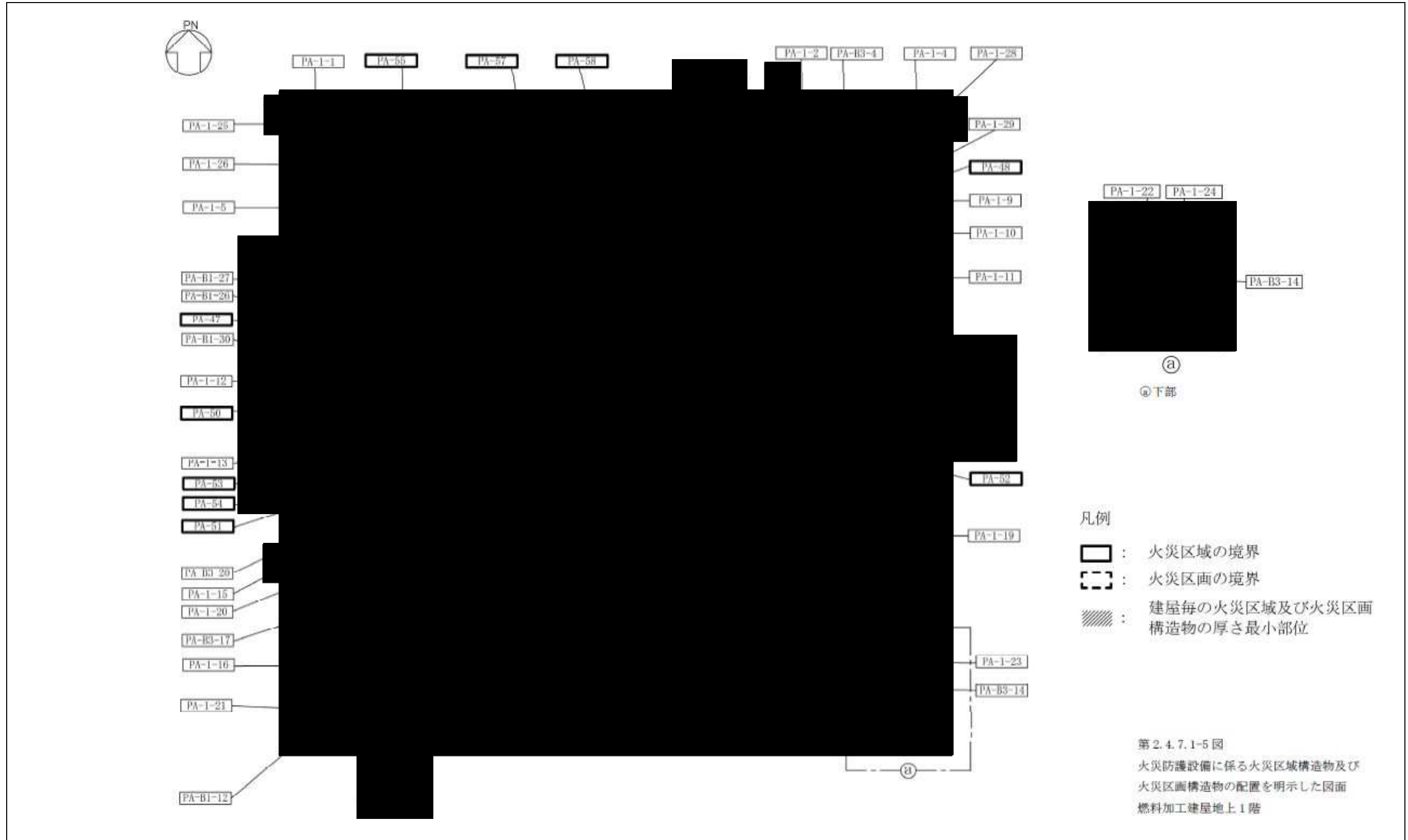


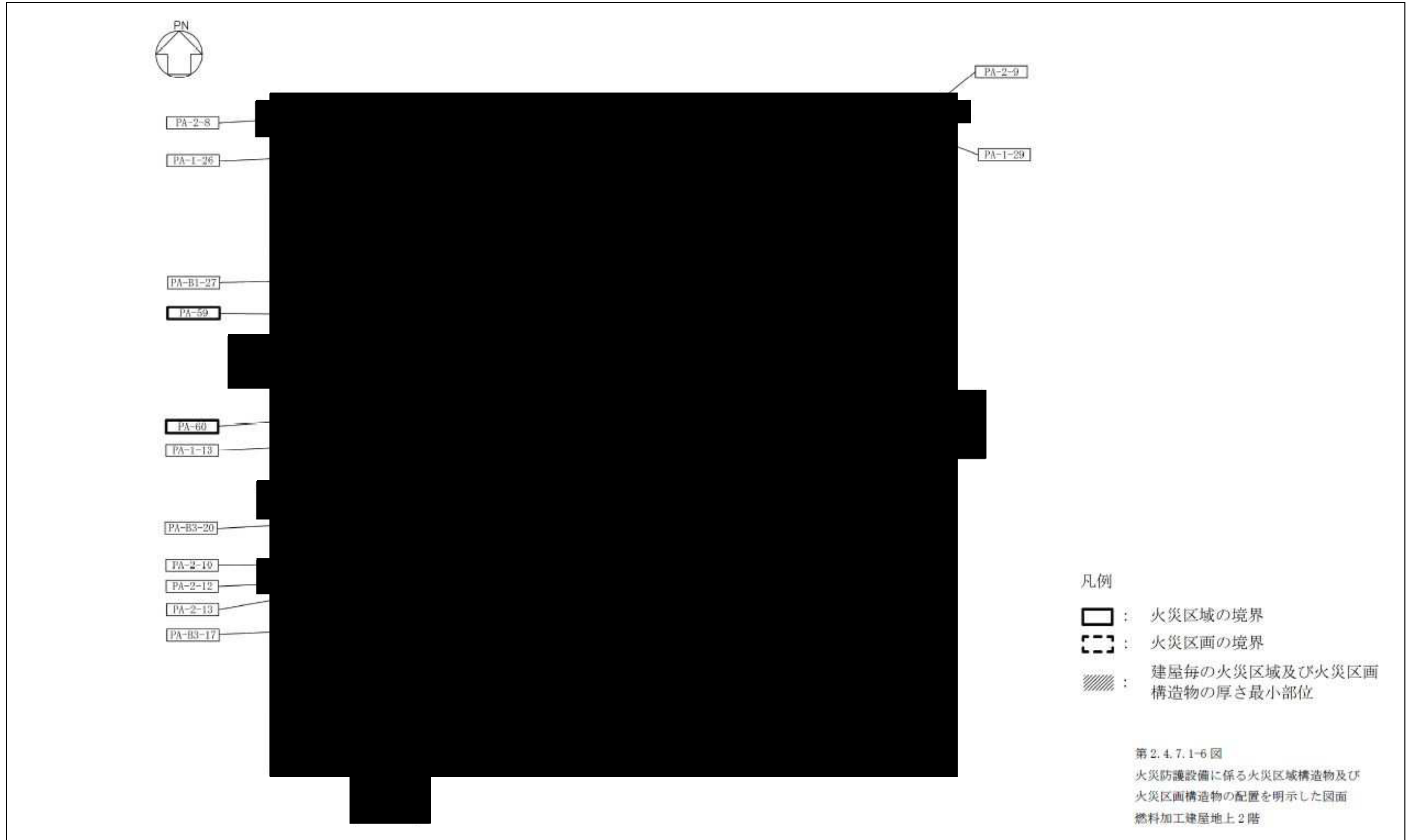




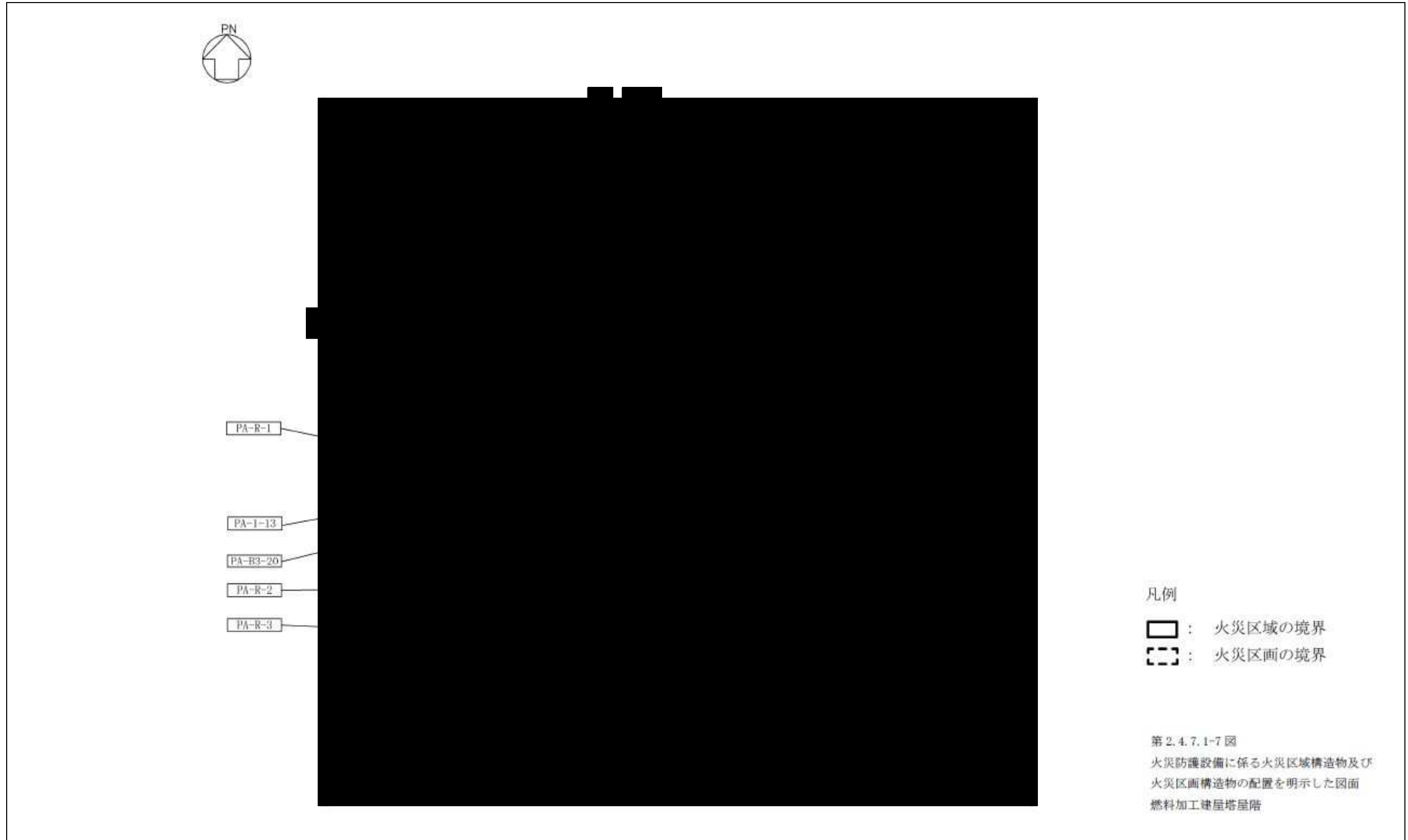












## 別紙

第2.4.7.1-1図 火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階～ 第2.4.7.1-7図 火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面 燃料加工建屋塔屋階

主要寸法 (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
燃料加工建屋	300*1	150mm以上*2*3*4	—

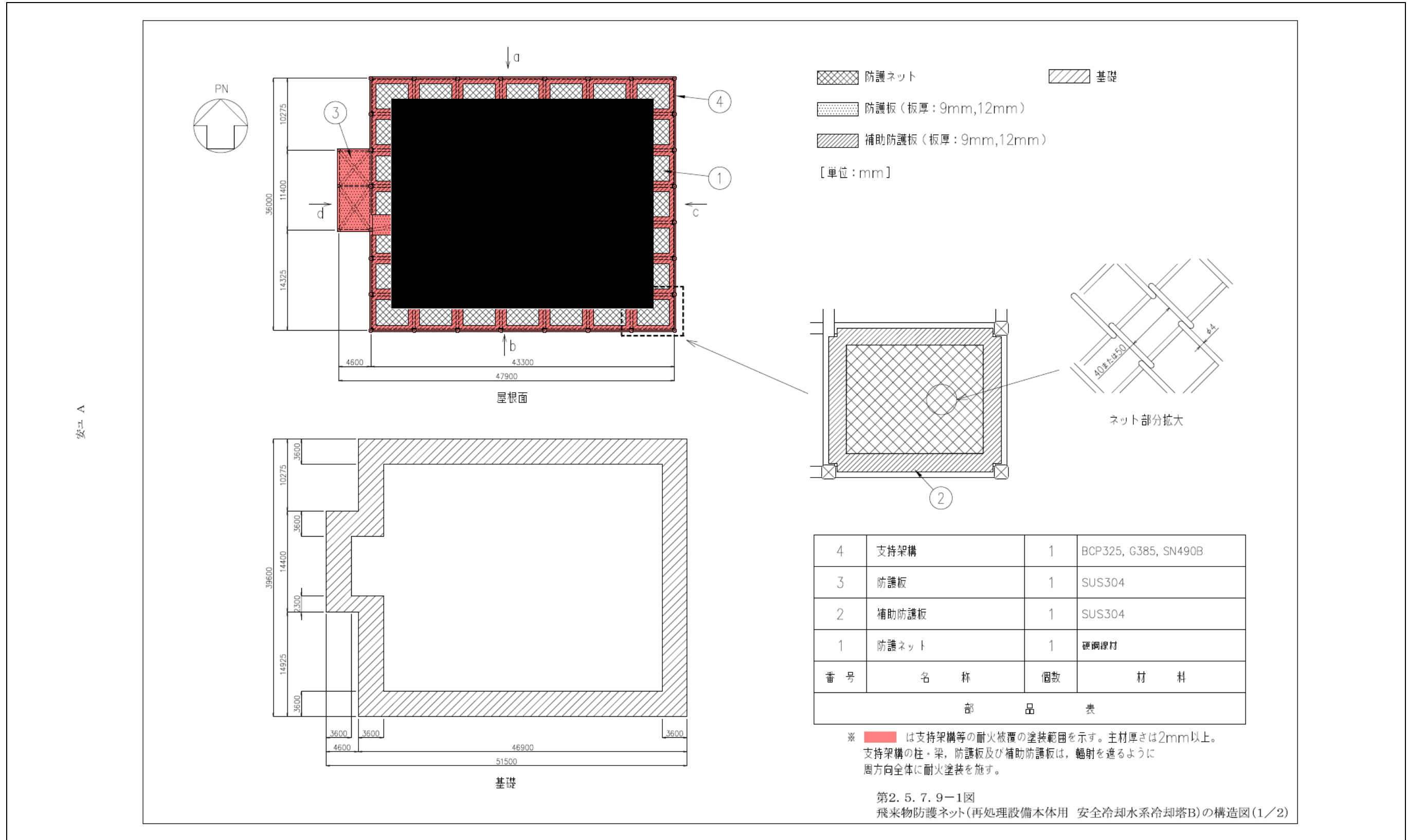
注記 \*1：公称値のうち最小のものを示す。

\*2：火災区域構造物及び火災区画構造物の耐火能力として150mm以上とする。

\*3：出典 2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））

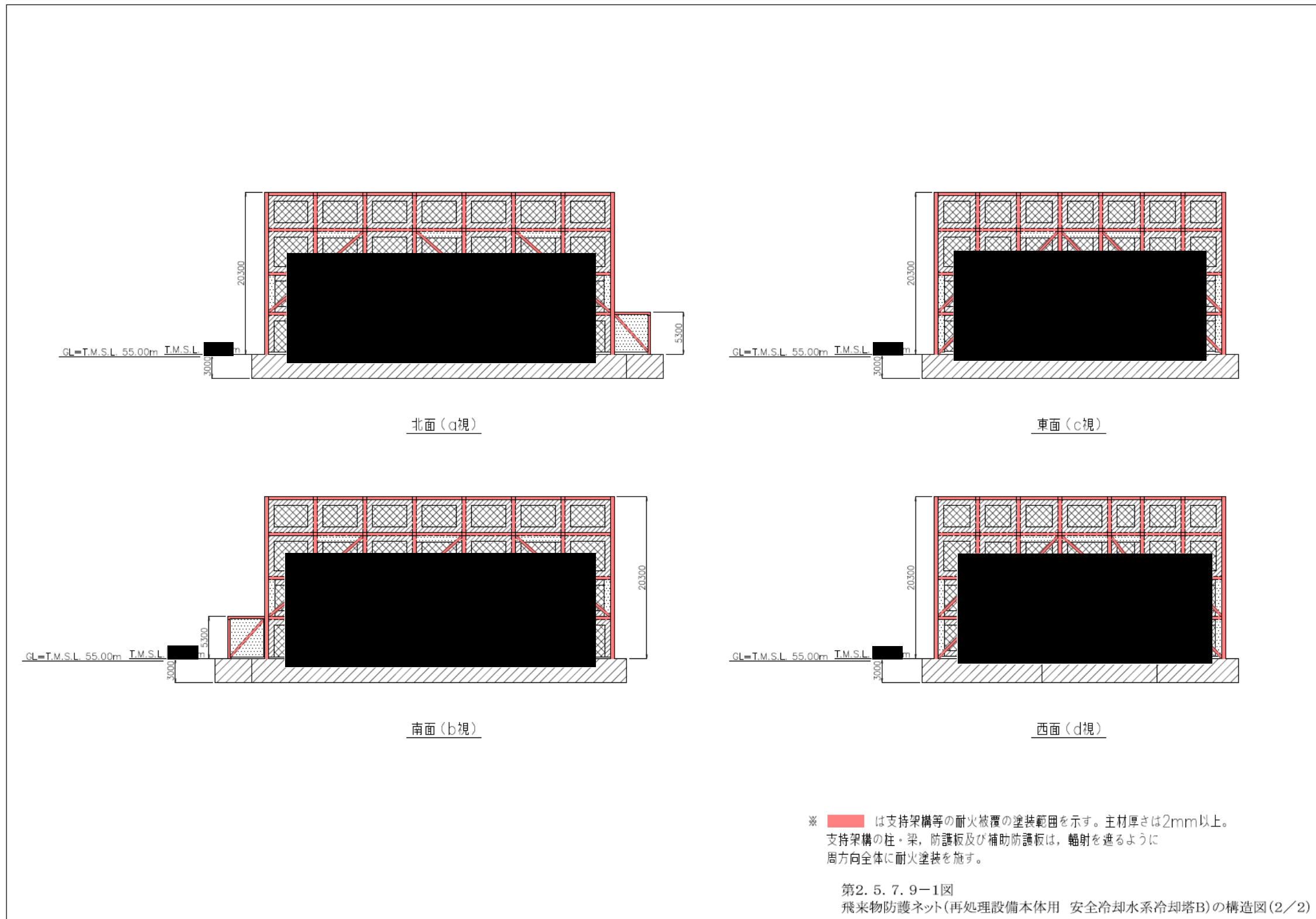
\*4：出典 米国NFPA Handbook Twentieth Edition





安全 A

安全 A





第 2.5.7.9-1 図 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の構造図別紙

防護ネット

主要寸法* (mm)		許容範囲	根拠
線径	4	±0.08mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準
網目	50	±1.5mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準
	40	±1.2mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準

防護板

主要寸法* (mm)		許容範囲	根拠
板厚	9	規定しない -0.8mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準
	12	規定しない -3.8mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準

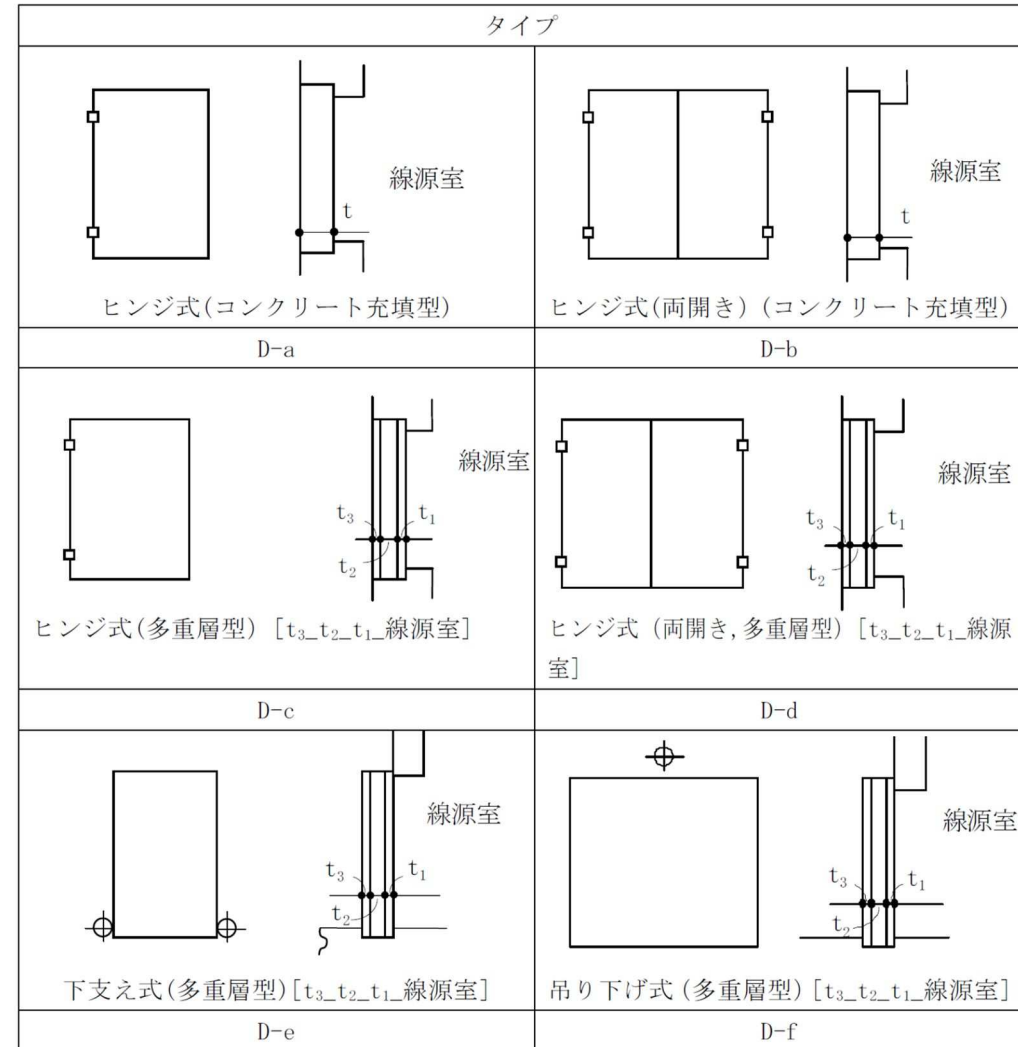
支持架構

主要寸法* (mm)		許容範囲	根拠
たて	47900	±120mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準
横	36000	±105mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準
高さ	20300	±26mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準

補助防護板

主要寸法* (mm)		許容範囲	根拠
板厚	9	規定しない -0.8mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準
	12	規定しない -3.8mm	製造能力, 製造実績を考慮したメーカー基準

注 \* : 主要寸法は, 仕様表記載の公称値を示す。



第2.5.1.1-1図 成形施設 燃料加工建屋の構造図 遮蔽扉(燃料加工建屋)

(続き)

遮蔽扉の遮蔽設計上考慮する厚さ及び材料

遮蔽扉番号	構造	厚さ(mm)	材料	隣接部屋番号	
				線源室	線源室外
<D1>	D-b	340	普通 コンクリート	125 (粉末調整第5室)	123 (粉末調整室前室)
<D3>	D-a	490	普通 コンクリート	315 (燃料棒加工第2室)	313 (分析第2室)
<D4>	D-a	490	普通 コンクリート	319 (スクラップ処理室)	313 (分析第2室)
<D5>	D-a	290	普通 コンクリート	316 (燃料棒貯蔵室)	330 (燃料棒受入室)
<D6>	D-c	t <sub>1</sub> :78	鋼材	103 (貯蔵容器一時保管室)	104 (貯蔵容器受入第2室)
		t <sub>2</sub> :292	ポリエチレン*		
		t <sub>3</sub> :35	鋼材		
<D7>	D-a	300	普通 コンクリート	110 (粉末一時保管室)	117 (粉末調整第3室)
<D8>	D-a	300	普通 コンクリート	110 (粉末一時保管室)	118 (粉末調整第7室)
<D11>	D-a	300	普通 コンクリート	119 (ペレット一時保管室)	116 (ペレット加工第4室)
<D12>	D-d	t <sub>1</sub> :43	鋼材	327 (燃料集合体組立第1室)	330 (燃料棒受入室)
		t <sub>2</sub> :115	ポリエチレン*		
		t <sub>3</sub> :43	鋼材		
<D13>	D-e	t <sub>1</sub> :17	鋼材	326 (燃料集合体組立第2室)	329 (燃料集合体部材準備室)
		t <sub>2</sub> :180	ポリエチレン*		
		t <sub>3</sub> :43	鋼材		
<D14>	D-d	t <sub>1</sub> :63	鋼材	413 (燃料集合体組立クレーン室)	423 (地下1階廊下)
		t <sub>2</sub> :165	ポリエチレン*		
		t <sub>3</sub> :34	鋼材		
<D15>	D-f	t <sub>1</sub> :5	鋼材	574 (貯蔵梱包クレーン室)	568 (輸送容器検査室)
		t <sub>2</sub> :145	ポリエチレン*		
		t <sub>3</sub> :31	鋼材		

注記 \* : ポリエチレンは鋼材により被覆する構造とする。

別紙1

第2.5.1.1-1図  
成形施設 燃料加工建屋の構造図  
遮蔽扉(燃料加工建屋)

遮蔽扉番号<D1>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	346	+規定しない -6	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

遮蔽扉番号<D3>, <D4>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	492	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

遮蔽扉番号<D5>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	292	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

遮蔽扉番号<D6>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	80	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	300	+規定しない -8	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	38	+規定しない -3	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

(続き)

遮蔽扉番号<D7>, <D8>, <D11>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	306	+規定しない -6	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

遮蔽扉番号<D12>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	45	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	120	+規定しない -5	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

遮蔽扉番号<D13>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	19	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	180	+規定しない -0	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	45	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

(続き)

遮蔽扉番号<D14>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	65	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	165	+規定しない -0	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	36	+規定しない -2	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

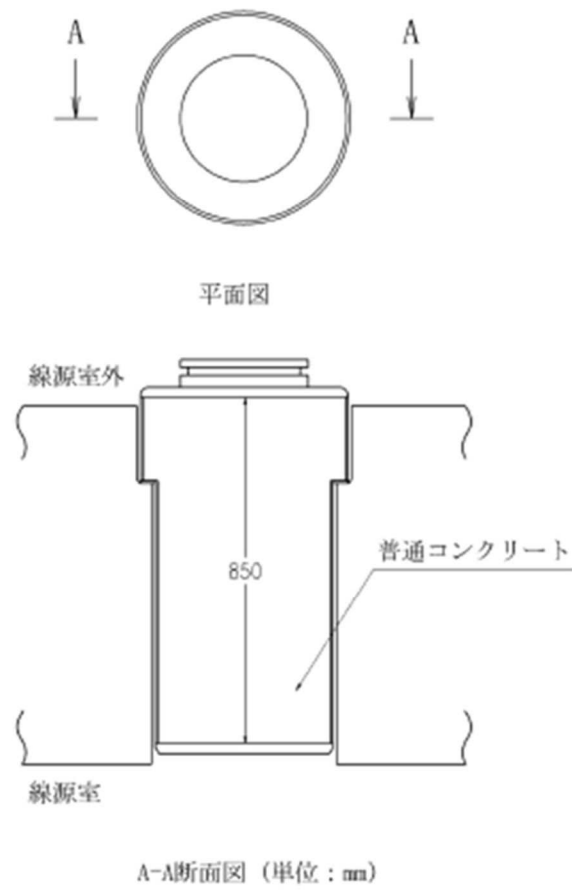
注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す。

遮蔽扉番号<D15>

主要寸法* (mm)		許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽扉 (燃料加工建屋)	5	+規定しない -0	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	145	+規定しない -0	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準
	31	+規定しない -0	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \* : 主要寸法は, 設工認申請書記載の公称値を示す

別紙1



特記事項

1. 設置場所は第2.2.1-2図 燃料加工建屋地下3階中2階平面図(T. M. S. L. 38.30m) (1/2)に<H1>で示す。
2. 遮蔽蓋は、開閉のため繰り返し取り扱うことから、コンクリート防護のためステンレス鋼により被覆する。

第2.5.1.1-2図  
成形施設 燃料加工建屋の構造図  
遮蔽蓋(燃料加工建屋)

遮蔽蓋番号<H1>

主要寸法* (mm)	許容範囲 (mm)	根拠
遮蔽蓋 (燃料加工建屋)	860 +規定しない -10	製造能力, 製造実績を考慮した メーカー基準

注記 \*: 主要寸法は、設工認申請書記載の公称値を示す。

第2.5.1.1-2図 成形施設 燃料加工建屋の構造図 遮蔽蓋(燃料加工建屋)



令和4年9月6日 R1

## 別紙8

### 工事工程表の記載方針

## 目 次

1. 概要 ..... 1
2. 記載方針 ..... 1

## 1. 概要

本資料は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認申請書のうち、工事工程表の作成方針について示すものである。

工事工程表は、現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することすることを目的とする。

## 2. 記載方針

- 工事工程表は、現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載する。
- 現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。
- 再処理施設及び MOX 燃料加工施設の工事工程表は、分割申請であるため、表 1 に全体計画、表 2 に施設区分毎の工事の工程で構成する。
- 表 1 の全体計画には、1 項新規申請及び 2 項変更申請毎の分割申請の計画、使用前事業者検査の開始時期及び終了時期及びしゅん工時期を記載する。
- 表 2 の施設区分毎の工事の工程には、施設区分毎に工事の方法にある検査の時期を記載する。
  
- 工事工程表の発電炉との比較表を表 1 に示す。

以 上







令和4年9月15日 R1

## 別紙9

### 工事の方法の記載方針

## 目 次

1. 概要	1
2. 記載方針	1
3. 工事の方法 (再処理施設)	2
4. 工事の方法 (MOX 燃料加工施設)	13

## 1. 概要

本資料は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の設工認申請書のうち、工事の方法の作成方針について示すものである。

工事の方法は、技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することを目的とする。

## 2. 記載方針

- 工事の方法は、再処理施設及び加工施設の設置又は変更の工事における工事の方法として、事業変更許可を受けた事項及び再処理施設については「再処理施設の技術基準に関する規則」、MOX燃料加工施設については「加工施設の技術基準に関する規則」の要求事項に適合するための設計(基本設計方針及び仕様表等)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法について示す。
- これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。
- 変更前後表の形式で記載することとする。

以 上

3. 工事の方法（再処理施設）

変 更 前	変 更 後
<p>再処理施設の設置又は変更の工事における工事の方法として、事業指定（変更許可）を受けた事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の要求事項に適合するための設計（基本設計方針及び仕様表等）に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。</p> <p>これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。</p> <p>1. 工事の手順</p> <p>1.1 工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>再処理施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.1-1図に示す。</p> <p>再処理施設に設置する腐食を考慮する容器等については、試験運転で使用を開始していることを踏まえ、保守管理として板厚の余寿命評価を行うとともに、運転期間中に最小厚さを下回ることがないように適切な時期に補修・取替えを実施する。</p> <p>設置から長期間経過している既存の再処理施設については、当該再処理施設の健全性を評価する（以下「設備の健全性評価」という。）。</p> <p>1.2 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.2-1図に示す。</p> <p>2. 使用前事業者検査の方法</p> <p>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に従って行われたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を第1.1-1図及び第1.2-1図のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。</p> <p>また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて立会、抜取立会、記録確認のいずれかとするを要領書等で定め実施する。</p> <p>なお、設備の健全性評価結果等により設備の状態を把握した上で、実検査、記録確認検査又は代替検査から検査方法を選定して要領書等に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実検査：実測、目視等により判定基準を満足していることを確認する検査</li> <li>・記録確認検査：実測、目視等により判定基準を満足していることを確認した検査等の記録を確認する検査</li> <li>・代替検査：実検査及び記録確認検査が実施できない場合に、記録、評価等を組み合わせて判定基準を満足していることを確認する検査</li> </ul> <p>2.1 構造、強度及び漏えいに係る検査</p> <p>2.1.1 構造、強度及び漏えいに係る検査</p>	<p>変更なし</p>

変更前			変更後	
構造、強度及び漏えいに係る検査ができるようになったとき、第2.1.1-1表に示す検査を実施する。			変更なし	
第2.1.1-1表 構造、強度及び漏えいに係る検査 *1				
検査項目	検査概要 *2		判定基準	
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度及び漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 (共通) ・材料検査 ・状態確認検査 (建物・構築物) ・基盤検査 ・構造検査 ・強度検査 ・外観検査 (機器等) ・寸法検査 ・耐圧・漏えい検査 ・据付・外観検査	共通	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		状態確認検査	評価条件、手順等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
	建物・構築物	基盤検査	基盤の高さ、岩質、強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		構造検査	主要寸法、据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
機器等	強度検査	コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
	外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	
	寸法検査	主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。腐食減肉を想定している機器・配管の板厚については、現状の板厚の推定等により設工認のとおり(最小厚さ以上)であることを確認する。また、初回の定期事業者検査までの期間以上板厚が確保できることを余寿命評価の結果により確認する。	設工認のとおりであること。	
	耐圧・漏えい検査 *3	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 維持段階の機器・配管については、技術基準の規定に基づく運転圧による漏えい確認等により異常のないことを確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。  著しい漏えいのないこと。	
	据付・外観検査	組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであり、有害な欠陥がないことを確認する。	設工認のとおりであること。  健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	
注記 *1: 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2: 代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性を評価した上で検査要領書に				



変 更 前	変 更 後
<p>定める。</p> <p>*3：耐圧・漏えい検査の方法について、第2.1.1-1表によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。</p> <p>2.1.2 容器等の主要な溶接部に係る検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第1項第3号及び第37条第1項第2号並びに再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「技術基準解釈」という。）に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項</p> <p>次の①及び②については、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に、技術基準解釈別記別紙-2 溶接施工法認証標準及び別紙-3 溶接士技能認証標準に従い、第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査を行う。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <p>なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <p>以下のいずれかに該当する溶接施工法。ただし、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい第2種機器の接液側の溶接施工法においては、技術基準解釈別記別紙-2 添付-2 溶接施工法における腐食試験要領に定める腐食試験に合格していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき認可を受けた溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準解釈別記別紙-3 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして溶接士技能の確認を受けた溶接士、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈別記-5 3. 第3部溶接士技能標準(3)により溶接士技能認証標準と同様と認められた溶接士が溶接を行う場合。ただし、再処理第1種機器及び腐食環境が厳しい再処理第2種機器の溶接を行う溶接士は、技術基準解釈別記別紙-3で</li> </ul>	<p>変更なし</p>

変 更 前	変 更 後																								
<p>定める腐食試験に合格していること。また、再処理第1種機器の接液側の溶接を行う溶接士は、技術基準解釈 別記 別紙-3 で定める継手の仕上がり状態及び非破壊試験に合格していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術基準解釈 別記 別紙-3 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5 3. (4) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士の有効期間内に溶接を行う場合。</li> </ul> <p style="text-align: center;">第 2. 1. 2-1 表 あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接施工法の内容確認</td> <td>計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料確認</td> <td>試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>開先確認</td> <td>試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接作業中確認</td> <td>溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査（溶接）計画書のとおりを実施されることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接後熱処理確認</td> <td>溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験確認</td> <td>技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>機械試験確認</td> <td>溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。</td> </tr> <tr> <td>断面検査確認</td> <td>管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。</td> </tr> <tr> <td>腐食試験確認</td> <td>再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい第2種機器の接液側に使用する溶接施工法に対し、腐食試験を実施し、耐食性を確認する。</td> </tr> <tr> <td>(判定) *</td> <td>以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : ( ) は検査項目ではない。</p>	検査項目	検査方法及び判定基準	溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。	材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査（溶接）計画書のとおりを実施されることを確認する。	外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。	浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。	機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。	断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	腐食試験確認	再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい第2種機器の接液側に使用する溶接施工法に対し、腐食試験を実施し、耐食性を確認する。	(判定) *	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	<p>変更なし</p>
検査項目	検査方法及び判定基準																								
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。																								
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。																								
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。																								
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査（溶接）計画書のとおりを実施されることを確認する。																								
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。																								
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。																								
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。																								
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。																								
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。																								
腐食試験確認	再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい第2種機器の接液側に使用する溶接施工法に対し、腐食試験を実施し、耐食性を確認する。																								
(判定) *	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。																								

変 更 前		変 更 後
第 2.1.2-2 表 あらかじめ確認すべき事項 (溶接士)		変更なし
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名, 溶接訓練歴等, 及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で, 健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりであり, 溶接条件が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い, 表面に開口した欠陥の有無を確認する。	
放射線透過試験確認	再処理第1種容器及び管の接液側の溶接を行う者の技能確認に対し, 技術基準に適合した試験の方法により放射線透過試験を行い, 溶接部の欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	曲げ試験を行い, 欠陥の有無を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について, 技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
腐食試験確認	再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の溶接を行う者の技能確認に対し, 技術基準に適合した方法により腐食試験を実施し, 耐食性を確認する。	
(判定) *	以上の全ての工程において, 技術基準に適合していることが確認された場合, 当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	
注記 * : ( ) は検査項目ではない		
(2) 容器等の主要な溶接部に対して確認する事項 再処理施設のうち技術基準第 17 条第 1 項第 3 号及び第 37 条第 1 項第 2 号の容器等の主要な溶接部について, 第 2.1.2-3 表に示す検査を行う。		

変更前		変更後
第 2.1.2-3 表 容器等の主要な溶接部に対して確認する事項		変更なし
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法, 溶接士の確認	適用する溶接施工法, 溶接士について, 第 2.1.2-1 表及び第 2.1.2-2 表に示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	
開先検査	開先形状, 開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査 (含む, 溶接材料の腐食試験)	あらかじめの確認において, 技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。 再処理第 1 種機器及び腐食環境の厳しい再処理第 2 種機器の接液部に用いる溶接材料に対し, 腐食試験を実施し, 耐食性を確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法, 熱処理設備の種類及び容量が, 技術基準に適合するものであること, また, あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い, その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	
機械検査	溶接部について機械試験を行い, 当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
耐圧検査 *1	規定圧力で耐圧試験を行い, これに耐え, かつ, 漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は, 可能な限り高い圧力で試験を実施し, 耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状, 外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	
漏えい検査	再処理第 1 種容器及びライニング型貯槽の溶接部に対し, 規定の漏えい試験を行い, 技術基準に適合するものであることを確認する。ただし, ライニング型貯槽にあつては, 構造上漏えい試験を行うことが, 著しく困難である場合は, 浸透探傷試験を実施する。	
(適合確認) *2	以上の全ての工程において, 技術基準に適合していることが確認された場合, 当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	
注記 *1: 耐圧検査の方法について, 第2.1.2-3表によらない場合は, 基本設計方針の共通項目として 定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。 *2: ( ) は検査項目ではない		

変 更 前	変 更 後												
<p>2.2 機能及び性能に係る検査</p> <p>機能及び性能を確認するため、第2.2-1表に示す検査を行う。</p> <p>なお、核燃料物質等を用いる試験であるガラス溶融炉の検査及び気体、液体廃棄物放出放射線量検査は、高レベル廃液ガラス固化建屋内設備、並びにガラス溶融炉の運転及び検査に必要な設備の検査が終了した後に実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2.2-1表 機能及び性能に係る検査 *1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">検査項目</th> <th style="width: 55%;">検査概要 *2</th> <th style="width: 30%;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能及び性能に係る検査</td> <td>再処理施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td> <td>設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2：代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施した上で検査要領書に定める。</p> <p>2.3 基本設計方針検査</p> <p>基本設計方針のうち「構造、強度及び漏えいに係る検査」及び「機能及び性能に係る検査」では確認できない事項について、第2.3-1表に示す検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2.3-1表 基本設計方針検査</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">検査項目</th> <th style="width: 50%;">検査方法</th> <th style="width: 30%;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計方針検査</td> <td>基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。</td> <td>「基本設計方針」のとおりであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカー等の記録の信頼性を確認するため、第2.4-1表に示す検査を実施する。</p>	検査項目	検査概要 *2	判定基準	機能及び性能に係る検査	再処理施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。	設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	検査項目	検査方法	判定基準	基本設計方針検査	基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。	<p>変更なし</p>
検査項目	検査概要 *2	判定基準											
機能及び性能に係る検査	再処理施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。	設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。											
検査項目	検査方法	判定基準											
基本設計方針検査	基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。											



変更前			変更後
第2.4-1表 品質マネジメントシステムに係る検査			変更なし
検査項目	検査方法	判定基準	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           2022年7月28日の補正より、工事上の留意事項で準拠する文書を明確にするため、濃縮施設の工事の方法を参考に下線部を追記した。         </div>
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」とおりに工事管理が行われていること。	
<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>再処理施設の設置又は変更の工事の実施に当たっては、<u>本設工認申請書（基本設計方針等）</u>、<u>事業変更許可申請書</u>、<u>保安規定及び労働安全衛生法等</u>を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について、周辺資機材、他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 再処理施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「第1.1-1図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を</p>			<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>再処理施設の設置又は変更の工事の実施に当たっては、<u>本設工認申請書（基本設計方針等）</u>、<u>事業変更許可申請書</u>、<u>保安規定及び労働安全衛生法等</u>を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について、周辺資機材、他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 再処理施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「第1.1-1図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な</p>

変更前	変更後
<p>実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p><u>j. 管理区域内の作業においては、作業手順、装置、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成する。</u></p> <p>k. 化学物質及び化学物質を含む廃液を取り扱う系統の工事を行う場合、法令に基づく表示、引火性・可燃性物質の使用表示及び化学品の特性・取扱いに関する情報を提供するためのデータシート等により周知を図り、火災・爆発の防止に努めるとともに関係者以外の工事区域への立入を禁止又は制限する措置を講じる。また、作業に応じた適切な保護具を着用する。</p> <p><u>1. 供用中の施設（核燃料物質等を用いた試験中の施設含む）に対して、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある工事を実施する場合は、設計基準事故に発展するような工事上のリスクを十分に評価するとともに、施設の運転状態の監視強化、作業により開閉操作を行う弁等の識別表示、運転状態にある系統上の弁等の施錠管理等の必要な措置を行う。</u></p> <div data-bbox="276 930 1374 1064" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>2022年7月28日の補正より、再処理施設は常時、安全上重要な施設の安全機能を維持する必要がある設備があることを考慮し、下線部を追記した。</p> </div>	<p>処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p><u>j. 管理区域内の作業においては、作業手順、装置、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成する。</u></p> <p>k. 化学物質及び化学物質を含む廃液を取り扱う系統の工事を行う場合、法令に基づく表示、引火性・可燃性物質の使用表示及び化学品の特性・取扱いに関する情報を提供するためのデータシート等により周知を図り、火災・爆発の防止に努めるとともに関係者以外の工事区域への立入を禁止又は制限する措置を講じる。また、作業に応じた適切な保護具を着用する。</p> <p><u>1. 供用中の施設（核燃料物質等を用いた試験中の施設含む）に対して、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある工事を実施する場合は、設計基準事故及び重大事故等に発展するような工事上のリスクを十分に評価するとともに、施設の運転状態の監視強化、作業により開閉操作を行う弁等の識別表示、運転状態にある系統上の弁等の施錠管理等の必要な措置を行う。</u></p> <div data-bbox="1439 1050 2537 1184" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>2022年7月28日の補正より、管理区域内で作業を行う際には作業要領及び遵守事項を記載した作業要領書を作成するため、濃縮施設の工事の方法を参考に下線部を追記した。</p> </div>

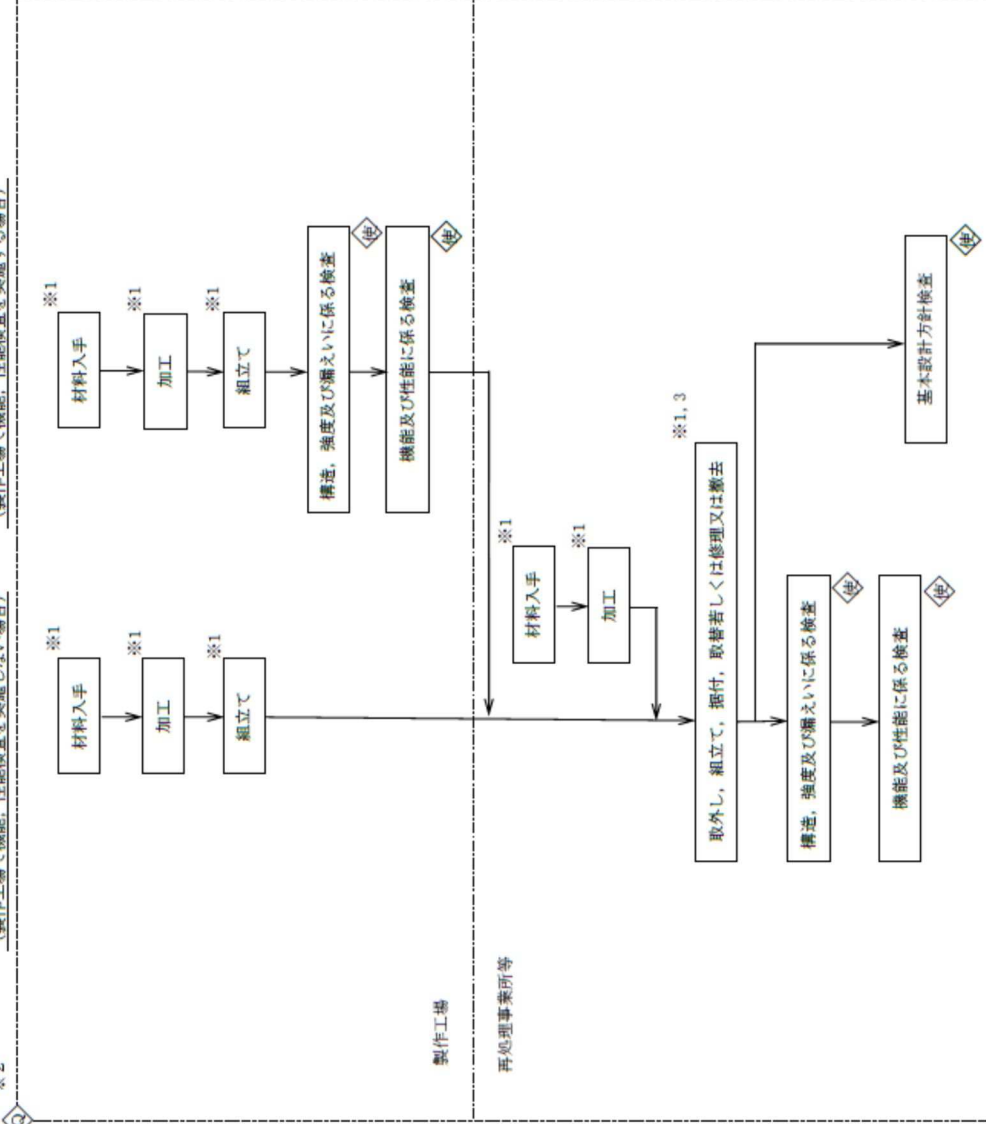
変更前

変更後

変更なし

再処 理 施 設

※2 (製作工場で機能、性能検査を実施しない場合) (製作工場で機能、性能検査を実施する場合)



第 1.1-1 図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー

- ※1: 材料入手、加工及び組立て等が必要な場合のみ実施する。寄居等の主要な溶接部に係る溶接施工は第1.2-1図の工事フローに従い実施する。
- ※2: 品質マネジメントシステムに係る検査は、工事の概工事期間を考慮して適切な時期と頻度で実施する。
- ※3: 取外しは、再処理事業所で機器等を取外して工場加工等を実施する場合があり、その場合は再処理事業所で機器等を取外した後、製作工場の工事の手順から実施する。
- ※4: 立会、抜取立会、記録確認のいずれかで実施する場合は、重要度に応じて個別の使用前事業者検査要領書で定める。

【凡例】

◇使: 品質マネジメントシステムに係る検査以外の使用前事業者検査の検査項目  
(適切な時期に以下のうち必要な検査を実施)

- a. 構造、強度及び剛えいに関する検査
  - ・ 材料検査
  - ・ 寸法検査
  - ・ 剥離・剛えい検査
  - ・ 据付・外觀検査 他
- b. 機能及び性能に関する検査
  - ・ 機能検査
  - ・ 性能検査
  - ・ 状態確認検査
- c. 基本設計方針検査

◇重: 品質マネジメントシステムに係る検査



4. 工事の方法 (MOX 燃料加工施設)

変 更 前	変 更 後
<p>加工施設の設置又は変更の工事における工事の方法として、事業変更許可を受けた事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するための設計(基本設計方針及び仕様表等)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。</p> <p>これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。</p> <p>1. 工事の手順</p> <p>1.1 工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>加工施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.1-1図に示す。</p> <p>なお、設置から長期間経過している既存の加工施設については、当該加工施設の健全性を評価する(以下「設備の健全性評価」という。)</p> <p>1.2 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.2-1図に示す。</p> <p>2. 使用前事業者検査の方法</p> <p>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に従って行われたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を第1.1-1図及び第1.2-1図のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。</p> <p>また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて立会、抜取立会、記録確認のいずれかとするを要領書等で定め実施する。</p> <p>なお、設備の健全性評価結果等により設備の状態を把握した上で、実検査、記録確認検査又は代替検査から検査方法を選定して要領書等に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実検査：実測、目視等により判定基準を満足していることを確認する検査</li> <li>・記録確認検査：実測、目視等により判定基準を満足していることを確認した検査等の記録を確認する検査</li> <li>・代替検査：実検査及び記録確認検査が実施できない場合に、記録、評価等を組み合わせて判定基準を満足していることを確認する検査</li> </ul> <p>2.1 構造、強度及び漏えいに係る検査</p> <p>2.1.1 構造、強度及び漏えいに係る検査</p>	<p>変更なし</p>



変更前				変更後			
構造、強度及び漏えいに係る検査ができるようになったとき、第2.1.1-1表に示す検査を実施する。				変更なし			
第2.1.1-1表 構造、強度及び漏えいに係る検査*1							
検査項目	検査概要*2			判定基準			
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度及び漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。  〈共通〉 ・材料検査 ・状態確認検査  〈建物・構築物〉 ・基盤検査 ・構造検査 ・強度検査 ・外観検査  〈機器等〉 ・寸法検査 ・耐圧・漏えい検査 ・据付・外観検査	共通	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。			
		状態確認検査	評価条件、手順等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。			
	建物・構築物	基盤検査	基盤の高さ、岩質、強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。			
		構造検査	主要寸法、据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。			
		強度検査	コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。			
	機器等	外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。			
		寸法検査	主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。			
		耐圧・漏えい検査*3	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。  著しい漏えいのないこと。			
		据付・外観検査	組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであり、有害な欠陥がないことを確認する。	設工認のとおりであること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。			
		（この項目は上記の検査項目に含まれる）					
注記 *1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2：代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施した上で検査要領書に定める。 *3：耐圧・漏えい検査の方法について、第2.1.1-1表によらない場合、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。							

変 更 前	変 更 後
<p>2.1.2 容器等の主要な溶接部に係る検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第15条第1項第3号及び第31条第1項第2号並びに加工施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項</p> <p>次の①及び②については、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に、技術基準解釈別記 別紙-2溶接施工法認証標準及び別紙-3溶接士技能認証標準に従い、第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査を行う。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <p>なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき認可を受けた溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、再処理施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準解釈 別記 別紙-3溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして溶接士技能の確認を受けた溶接士、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5 3.第3部溶接士技能標準(3)により溶接士技能認証標準と同様と認められた溶接士が溶接を行う場合。</li> <li>・技術基準解釈 別記 別紙-3溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5 3.(4)溶接士技能認証標準に適合する溶接士の有効期間内に溶接を行う場合。</li> </ul>	<p>変更なし</p>

変 更 前		変 更 後
第2.1.2-1表 あらかじめ確認すべき事項(溶接施工法)		変更なし
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりを実施されることを確認する。	
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定)*	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	
注記 *:( )は検査項目ではない。		

変 更 前		変 更 後
第 2.1.2-2 表 あらかじめ確認すべき事項(溶接士)		変更なし
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名，溶接訓練歴等，及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりであり，溶接条件が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面に開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	曲げ試験を行い，欠陥の有無を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定)*	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	
注記 *：( )は検査項目ではない。		

変 更 前	変 更 後																				
<p>(2) 容器等の主要な溶接部に対して確認する事項 加工施設のうち技術基準第15条第1項第3号及び第31条第1項第2号の容器等の主要な溶接部について、第2.1.2-3表に示す検査を行う。</p> <p>第2.1.2-3表 容器等の主要な溶接部に対して確認する事項</p> <table border="1" data-bbox="290 485 1383 1612"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 485 566 527">検査項目</th> <th data-bbox="566 485 1383 527">検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="290 527 566 621">適用する溶接施工法、溶接士の確認</td> <td data-bbox="566 527 1383 621">適用する溶接施工法、溶接士について、第2.1.2-1表及び第2.1.2-2表に示す適合確認がなされていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 621 566 709">材料検査</td> <td data-bbox="566 621 1383 709">溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 709 566 800">開先検査</td> <td data-bbox="566 709 1383 800">開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 800 566 888">溶接作業検査</td> <td data-bbox="566 800 1383 888">あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 888 566 1068">熱処理検査</td> <td data-bbox="566 888 1383 1068">溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1068 566 1159">非破壊検査</td> <td data-bbox="566 1068 1383 1159">溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1159 566 1249">機械検査</td> <td data-bbox="566 1159 1383 1249">溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1249 566 1524">耐圧検査*1</td> <td data-bbox="566 1249 1383 1524">規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1524 566 1612">(適合確認)*2</td> <td data-bbox="566 1524 1383 1612">以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="290 1623 1457 1696">注記 *1: 耐圧検査の方法について、第2.1.2-3表によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。</p> <p data-bbox="368 1709 736 1740">*2: ( )は検査項目ではない。</p>	検査項目	検査方法及び判定基準	適用する溶接施工法、溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、第2.1.2-1表及び第2.1.2-2表に示す適合確認がなされていることを確認する。	材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。	熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	耐圧検査*1	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	(適合確認)*2	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	<p>変更なし</p>
検査項目	検査方法及び判定基準																				
適用する溶接施工法、溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、第2.1.2-1表及び第2.1.2-2表に示す適合確認がなされていることを確認する。																				
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。																				
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。																				
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
耐圧検査*1	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。																				
(適合確認)*2	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。																				



変 更 前	変 更 後												
<p>2.2 機能及び性能に係る検査 機能及び性能を確認するため、第2.2-1表に示す検査を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2.2-1表 機能及び性能に係る検査*<sup>1</sup></p> <table border="1" data-bbox="299 438 1377 621"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査概要*<sup>2</sup></th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能及び性能に係る検査</td> <td>加工施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td> <td>設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2：代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施した上で検査要領書に定める。</p> <p>2.3 基本設計方針検査 基本設計方針のうち「構造、強度及び漏えいに係る検査」及び「機能及び性能に係る検査」では確認できない事項について、第2.3-1表に示す検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2.3-1表 基本設計方針検査</p> <table border="1" data-bbox="299 1026 1377 1253"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計方針検査</td> <td>基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。</td> <td>「基本設計方針」のとおりであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査 実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカー等の記録の信頼性を確認するため、第2.4-1表に示す検査を実施する。</p>	検査項目	検査概要* <sup>2</sup>	判定基準	機能及び性能に係る検査	加工施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。	設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	検査項目	検査方法	判定基準	基本設計方針検査	基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
検査項目	検査概要* <sup>2</sup>	判定基準											
機能及び性能に係る検査	加工施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。	設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。											
検査項目	検査方法	判定基準											
基本設計方針検査	基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。											

変更前			変更後
第2.4-1表 品質マネジメントシステムに係る検査			変更なし
検査項目	検査方法	判定基準	
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞き取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。	

変 更 前	変 更 後
<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>加工施設の設置又は変更の工事の実施に当たっては、<u>本設工認申請書（基本設計方針等）</u>、<u>事業変更許可申請書</u>、<u>保安規定及び労働安全衛生法等</u>を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、周辺資機材、他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「第1.1-1図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>j. <u>管理区域内の作業においては、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成する。</u></p>	<p>変更なし</p> <p>2022年8月5日の補正より、工事上の留意事項で準拠する文書を明確にするため、濃縮施設の工事の方法を参考に下線部を追記した。</p> <p>2022年8月5日の補正より、管理区域内で作業を行う際には作業要領及び遵守事項を記載した作業管理要領書を作成するため、濃縮施設の工事の方法を参考に下線部を追記した。</p>

変更前

変更後

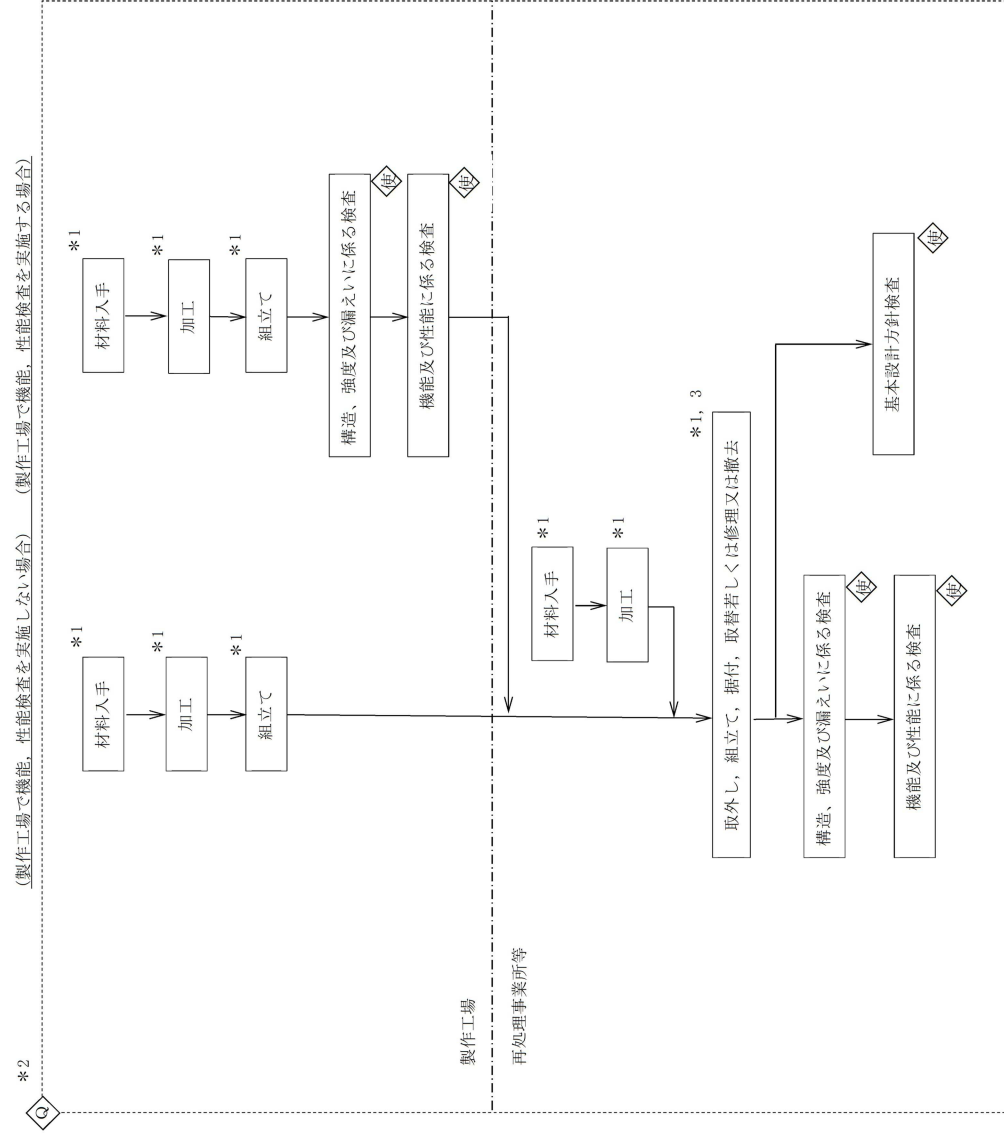
変更なし

注記 \*1：材料入手、加工及び組立て等は必要な場合のみ実施する。容器等の主要な溶接部に係る溶接施工は第1.2-1図の工事フローに従って実施する。  
 \*2：品質マネジメントシステムに係る検査は、工事の数、工事期間を考慮して適切な時期と頻度で実施する。  
 \*3：取外しは、加工施設で機器等を取り外して製作工場で加工等を実施する場合があります。その場合は加工施設で機器等を取り外した後、製作工場の工事の手順から実施する。  
 \*4：立会、抜取立会、記録確認のいずれかで実施する場合は、重要度に応じて個別の使用前事業者検査要領書で定める。

- 【凡例】
- ◇：品質マネジメントシステムに係る検査以外の使用前事業者検査の検査項目  
 (適切な時期に以下のうち必要な検査を実施)
    - a. 構造、強度及び漏えいに関する検査
      - ・材料検査
      - ・寸法検査
      - ・耐圧・漏えい検査
      - ・据付・外観検査 他
    - b. 機能及び性能に関する検査
      - ・機能検査
      - ・性能検査
      - ・状態確認検査
    - c. 基本設計方針検査
  - ◇：品質マネジメントシステムに係る検査

加工施設

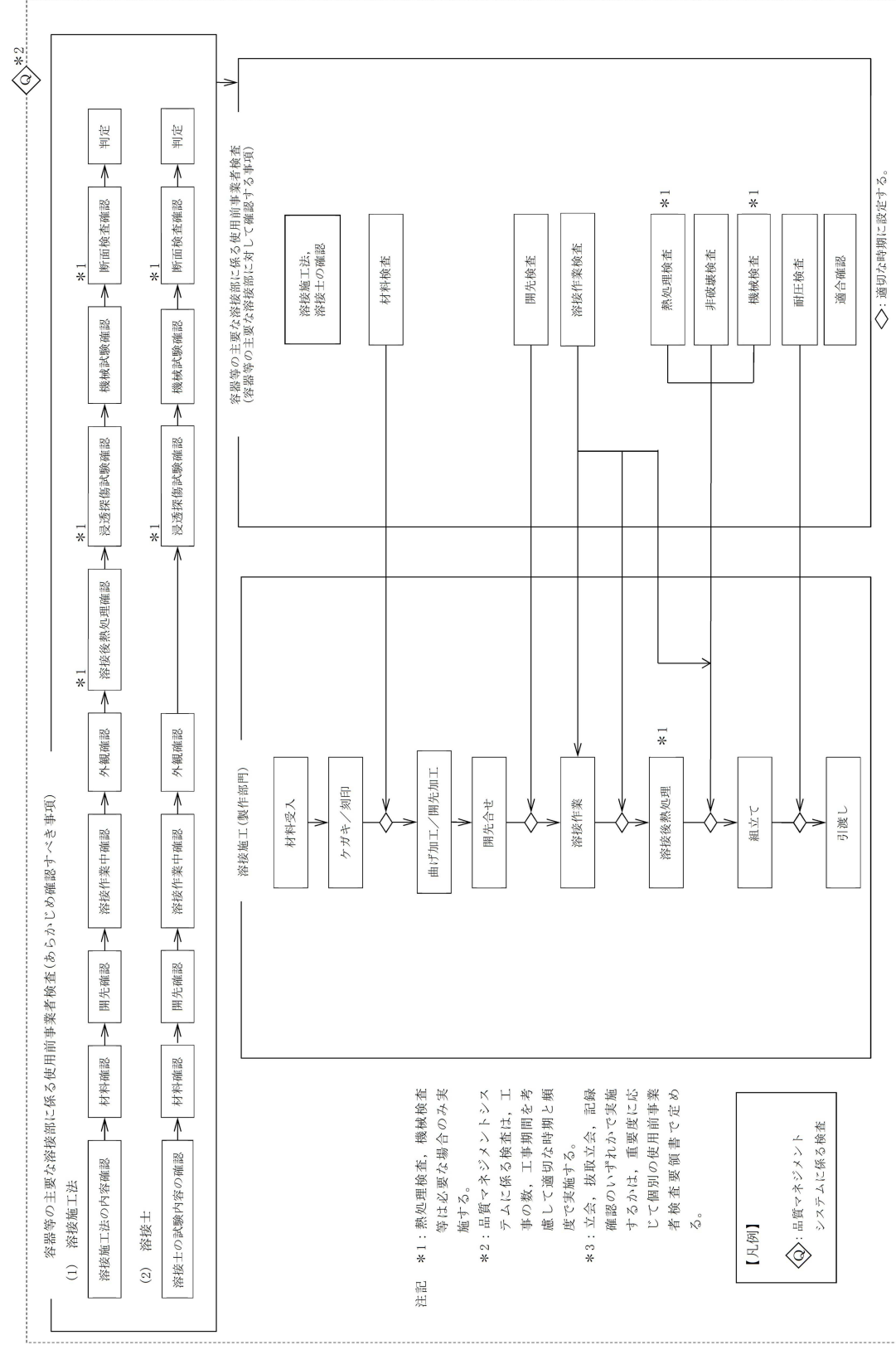
(製作工場で機能、性能検査を実施しない場合) (製作工場で機能、性能検査を実施する場合)



第1.1-1図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー

変更前

変更後  
変更なし



第 1.2-1 図 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査のフロー